令和３年度　経済産業省委託

石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（ＬＰガス保安規制に関する調査検討事業）に関する報告書

令和４年３月

高圧ガス保安協会

は　じ　め　に

液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）は、ガス体エネルギーとしては都市ガスと同等に全国約２，３００万世帯で消費されているなど、広く国民生活で利用されている基幹的エネルギーの一つである。

一方、燃える、爆発するという性質上、ＬＰガスによる災害の防止は極めて重要であり、保安の確保を大前提としてその普及が図られてきた。

経済産業省は産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において、2020 年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、今後 10 年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画 2030」を策定した。この中の一つに「スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化」があり、国、第三者機関、ＬＰガス事業者の業界団体及びメーカ等の関係事業者は、ガスメータやガス機器を含めたガス関連機器の高機能化・スマート化により、より高度な保安管理システムの構築を目指すとともに、それらの状況を踏まえた適切な規制の見直しの断続的な検討を図ることとしている。

この一環として高圧ガス保安協会では、経済産業省から石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（ＬＰガス保安規制に関する調査検討事業）の委託を受け、上記の調査研究を実施し技術基準案、提言等の作成・検討を行うこととした。

本報告書は、令和３年度に実施した調査研究「ＬＰガス保安規制に関する調査検討事業」に係る調査研究結果を取りまとめたものである。

目　次

１．調査研究の課題 ・・・

＜　別　添　資　料　＞

【保安体制及び許認可手続き】
別添１　業務主任者に関するアンケート
別添２　業務主任者に関するアンケート実施結果
別添３　講習に係る到達目標等（知識・力量）
別添４　保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示新旧対照表
別添5-1「２　保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」新旧対照表
別添5-2「２　保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」別紙
別添６　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則新旧対照表

【液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への委譲支援】
別添１　講習資料
別添２　受講者の習熟度（アンケート結果）
別添３　サポート窓口相談内容及び回答

【保安専門技術者等の指導】
別添１　保安専門技術者の知識・力量（指導力）
別添２　講習計画（シラバス）
別添３　講習カリキュラム
別添４　保安専門技術者養成講習用ワークブック（タイムライン訓練）
別添５　保安業務ガイド等
別添６　ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイトの概要
別添７　ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイトに係るアンケート調査
別添８　自主保安活動チェックシートの提出及び
　　ＬＰガス消費者保安功績者表彰実施要領
別添９　液化石油ガス法令検索システム

１．調査研究の課題

令和３年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（ＬＰガス保安規制に関する調査検討事業）

２．調査研究目的

2.1　事業の目的

本事業では、LP 業界が現在直面している課題について整理を行い必要な法令改正や今後の制度見直しを図るための検討を行う。また、道府県から政令指定都市への権限移譲を行うにあたり、各自治体が適切に業務を行うことが出来るよう、人材育成などを実施し、適切な体制を構築するための支援を実施する。さらに、指導者養成のための講習会を実施するとともに、保安業務ガイド等の更新及び web ページ運営を行う。

2.2　目標

2.2.1　令和３年度の目標

有識者等からなる委員会（委員：８名以上）を設置し、実施期間中に３回程度を見込む。委員会の下に、２つの分科会（（１）の検討等を行う分科会（（１）参照）及び（２）～（３）のうち必要な事項の検討等を行う分科会）を設置する。委員会及び分科会の委員の選出、委員会及び分科会における審議・報告事項等については、経済産業省と協議して決める。

（１）保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査

保安の確保を前提とした保安規制の高度化・合理化に向けた検討及び具体的な提案などを目的とし、有識者等からなる分科会を設置し、実施期間中に３回程度を見込む。委員の選出については、経済産業省と協議して決める。

ア　委員会については、自然災害等の事由により開催が困難な状況において、書面での審議を行うことも認める。必要に応じて、電気通信回線等を活用した方法で行う。

イ　審議事項については少なくとも下記のとおりとし、審議事項の変更・追加については、経済産業省と協議して決める。

(a)マイコンメータ関連

- 業務用マイコンメータの保安機能向上に係る調査及び技術基準案の作成
- 新形状（直管型）マイコンメータ等による保安向上に関する調査及び技術基準案の作成

(b)保安規制関連

- LPWA 等の通信技術を活用した、保安業務（定期点検調査等）の実施方法見直し
- 集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方

(c)保安体制及び許認可手続き

- 液石法に関する許認可手続きの合理化

・　販売事業者及び保安機関に関する体制の合理化（質量販売、業務主任者等の選任人数の緩和を含む）

ウ　必要に応じて情報収集、実証試験等を行う。

エ　必要に応じて委員会での審議経過について、ＬＰガス販売事業者及び保安機関に対し聞き取り調査及びアンケート調査を行うこと。また調査結果は委員会において共有し、決議の参考として扱う。

オ　委員会の審議結果については、産業構造審議会液化石油ガス小委員会において公表できるようまとめる。

（２）液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への委譲支援

①　自治体職員養成のために電子情報処理組織及び電気通信回線を活用した遠隔教育による講習（以下、「講習」という。）を実施する。実施にあたっては、自治体の液石法担当職員に求められる知識・力量を整理するとともに、講習における到達目標と評価基準を定め、講義終了後に確認テストを行う。

ア　講習は、LP担当者に必要な知識・力量に関することとする。

イ　２日間×４ターム×３回（各回２０人以内）までとする。

ウ　液化石油ガス法の基礎、許認可の手続き関係、立入検査の事例紹介、事故事例・再発防止策、自然災害対策の内容を含む。

②　法執行体制構築にかかる支援を行う。

ア　都道府県が実施していた当該政令指定都市に係る過去の事務処理件数の調査及び提供を行う。

イ　権限移譲に係る連絡会を開催する。

ウ　サポート窓口における電話相談を行う。

エ　その他、体制構築にかかる支援を行う。

（３）保安専門技術者等の指導

①　都道府県ＬＰガス協会からの推薦者を対象とし、保安専門技術者養成のために講習会を実施する。

ア　講習は、ＬＰガス災害対応（訓練を含む）に関することとする。

イ　年２回以上実施する。１回の講習は５時間以上とする。

ウ　講習は、オンラインによるものとする。

エ　実施にあたっては、講習における到達目標と評価基準を定めること。

オ　受講者に対し、講習に対する評価等のアンケート調査を実施する。アンケートの設問については、経済産業省と調整の上、決定する。

②　保安業務ガイド等６種（a～f）の改訂を行う。

令和２年度に作成した保安業務ガイド等を基に、令和４年３月末までの関係法令の改正、ＬＰガス保安の動向等を踏まえて見直す。改訂版の作成のほか、保安業務ガイド等の見直しが必要な部分については、追補を作成し、（３）③のサイトに掲載す

る。作成する保安業務ガイド等には、サイトの活用を促進するため、（３）③のサイトのアドレス等を記載する。

ａ　「ＬＰガス販売事業の手引き」

ｂ　「保安業務ガイド「点検・調査」」

ｃ　「保安業務ガイド「周知」」

ｄ　「保安業務ガイド「緊急時対応・緊急時連絡」」

ｅ　「保安業務ガイド「ヒヤリハット」」

ｆ　「ＣＯ中毒事故防止技術」

③　ＬＰガス保安関係法令、事故事例等を掲載したサイトの開設及び掲載用コンテンツの作成

(a)　サイト開設・運営等に必要とされるサーバー及びソフトウェア等の必要な環境は、受託者が全て用意する。

なお、経済産業省が令和２年度以降に管理運用するホームページのサイトと同等以上の作動環境が保証されたサーバー及びソフトウェアの仕様と同等又はそれ以上の保証された作動環境を用意する。

(b)　サイトは、委託契約締結後、２～３ヶ月を目途として、（３）③(d)で提供する令和２年度の成果を受託者にて加工した上で過去の掲載内容を中心に開設するものとし、その後随時更新する。

(c)　契約期間中の維持運営

ア　サイトは、接続する者に制限はかけない（イを除く。）。

イ　配信したメールマガジンや保安専門技術者からの意見等を掲載した保安専門技術者、ＬＰガス関係団体及び行政機関のみが閲覧可能な保安専門技術者専用ページを開設するとともに、アクセス管理（情報の漏洩を防止するための措置）を行う。

ウ　サイトの開設に当たっては、政府が公表している「電子政府のユーザビリティガイドライン」等も参考にしつつ、利用者が容易に操作等を行えること等も考慮する。

エ　「政府標準利用規約（第１．０版）」を参照して利用規約を策定する。

なお、契約締結時に規約が改正されている場合は、改正後の規約等を参照する。

オ　サイト開設後速やかに、経済産業省及び県協会にサイトを開設した旨を通知する。

カ　サイトのアクセス総数の他、掲載コンテンツ別、日別、時間別、検索キーワード別等のアクセス数についてカウントする。

キ　「トップページ」等にＬＰガスに関する知識の向上が図られたか否か、また、社内教育等に役立ったか否か等、アクセス者を対象とした２問程度の簡単なアンケートを実施する。アンケート内容は経済産業省と調整の上、決定する。

(d)　コンテンツ作成及び更新等

ア　直近の関係法令の改正、ＬＰガス保安の動向、過去の事故事例等の保安の最新動向などを反映した情報コンテンツの作成・更新を実施する他、（３）②の保安業務ガイド等を掲載する。

イ　各コンテンツは、従前の動作環境の確保及びコンテンツがダウンロードできるような状態、かつダウンロード後においてもサイトで閲覧する場合と同様の動作が可能な状態とする。

ウ　令和２年度に本事業で作成、掲載したコンテンツはサイトに掲載するものとし、委託契約締結時に経済産業省から提供を受ける。

エ　新規に作成又は修正するプログラム（動画）等の内容・仕様例は以下のとおり。

ａ　保安業務ガイド等の内容（イラスト化も含む）：ファイル形式　ＨＴＭＬ

ｂ　保安業務ガイド等に関するムービーの改修：ファイル形式ＭＰＥＧ１又はＷＭＶ等（１分程度のもの。）

ｃ　最大アクセス数はアクセスピーク時でも６人が同時視聴可能な環境とする。

オ　自主保安に係る申告書及びチェックシートを掲載する。これらのコンテンツに必要な情報は、経済産業省から提供を受ける。

カ　ＬＰガス販売事業者等から提出される自主保安に係る申告書及びチェックシートをとりまとめ、集計の上、９月頃を目処に経済産業省に提出するとともに、経済産業省と調整し、コンテンツ作成等の検討資料として使用する。集計に必要な情報は経済産業省から提供を受ける。

(e)　メールマガジンの配信

サイトのコンテンツを作成、更新等を行った場合には、その旨をメールマガジンにより発信する。配信先については、登録された保安専門技術者とする。メールマガジンについては、経済産業省にメールマガジンを配信することにより検収とする。

(f)　Ｗｅｂサイト分科会（仮称）を設置

コンテンツの内容等について作成、更新等について検討するため、必要に応じて４名程度のＷｅｂサイト分科会（仮称）を設置すること。

３．実施場所と調査概要

3.1　実施場所

高圧ガス保安協会　液化石油ガス部、総合研究所

3.2　調査概要

調査の概要を以下に示す。

（１）保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査

(a)マイコンメータ関連

(b)保安規制関連

(c)保安体制及び許認可手続き

（２）液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への委譲支援

①自治体職員養成のために電子情報処理組織及び電気通信回線を活用した遠隔教育による講習

②法執行体制構築にかかる支援

（３）保安専門技術者等の指導

①保安専門技術者養成の講習会実施

②保安業務ガイド等の改訂

③ＬＰガス保安関係法令、事故事例等を掲載したサイトの開設及び掲載用コンテンツの作成

４．調査実施期間

4.1　令和３年度調査スケジュール

表 4.2.1　令和３年度スケジュール

実施項目	令和３年					令和４年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ＬＰガス保安規制に関する調査検討事業								
（１）保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査								
(a)マイコンメータ関連		→	→	→	→	→	→	→
(b)保安規制関連		→	→	→	→	→	→	→
(c)保安体制及び許認可手続き		→	→	→	→	→	→	→
（２）液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への委譲支援								
①　自治体職員養成のために電子情報処理組織及び電気通信回線を活用した遠隔教育による講習		→	→	→	→	→	→	→
②法執行体制構築にかかる支援		→	→	→	→	→	→	→
（３）保安専門技術者等の指導								
①保安専門技術者養成の講習会実施		→	→	→	→	→	→	→
②保安業務ガイド等の改訂		→	→	→	→	→	→	→
③ＬＰガス保安関係法令、事故事例等を掲載したサイトの開設及び掲載用コンテンツの作成			→	→	→	→	→	→
（４）報告書の作成						→	→	→
（５）委員会の開催				○		○		○

５．調査研究実施体制

5.1　主たる担当部署

高圧ガス保安協会　液化石油ガス部、総合研究所

5.2　委員会等

本調査研究の実施に当っては、事業を効率的に推進するため、

①ＬＰガス保安規制に関する調査検討委員会

②保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査分科会

③保安専門技術者の指導内容等検討分科会

を設置した。以下に、それぞれの組織、運営について、委員会の構成並びに審議経過を示す。

5.2.1　委員会の構成

①ＬＰガス保安規制に関する調査検討委員会（敬称略、委員長以下五十音順）

【委員長】

澁谷忠弘　横浜国立大学　先端科学高等研究院　教授

【委員】

安藤翼　　（一社）全国ＬＰガス協会　保安・業務グループ　グループ長付

上原基彦　東洋計器（株）　ガス事業部　事業部長　　〔日本ガスメーター工業会〕

木下義朗　愛知県　防災安全局防災部消防保安課産業保安室高圧ガスグループ　主査

曽根孝　　元　（一社）兵庫県ＬＰガス協会

土田善徳　㈱イングコーポレーション　システム部　取締役システム部長　〔NPO法人テレメータリング推進協議会〕

堀口貞茲　元　産業技術総合研究所

水越大輔　（一社）日本エルピーガス供給機器工業会　　事務局長

若月壽子　主婦連合会　社会部

【関係者】

経済産業省　産業保安グループ　ガス安全室

②保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査分科会（敬称略、委員長以下五十音順）

【委員長】

澁谷忠弘　横浜国立大学　先端科学高等研究院　教授

【委員】

荒井達朗　　㈱ノーリツ　研究開発本部開発サポート部　参事
〔(一社)日本ガス石油機器工業会〕

安藤翼　　（一社）全国ＬＰガス協会　保安・業務グループ　グループ長付

猪俣慶喜　（一社）日本ＲＶ協会　　理事

上原基彦　東洋計器（株）　ガス事業部　事業部長　　〔日本ガスメーター工業会〕

多田憲史　（一財）全国ＬＰガス保安共済事業団　　専務理事

段祐司　　東洋ガスメーター㈱　技術開発部　執行役員　技術開発部長
〔NPO 法人テレメータリング推進協議会〕

水越大輔　（一社）日本エルピーガス供給機器工業会　　事務局長

【関係者】

経済産業省　産業保安グループ　ガス安全室

③保安専門技術者の指導内容等検討分科会

【委員長】

曽根孝　　元　（一社）兵庫県ＬＰガス協会

【委員】

荒井達朗　㈱ノーリツ　研究開発本部開発サポート部　参事
〔(一社)日本ガス石油機器工業会〕

安藤翼　（一社）全国ＬＰガス協会　保安・業務グループ　グループ長付

石井美継　（一社）和歌山県ＬＰガス協会　専務理事

石郷岡正明　ＥＮＥＯＳグローブエナジー株式会社　環境・保安本部
理事　副本部長

石田晴俊　昭和ガス株式会社　顧問

井上美晴　日本ＬＰガス協会　技術グループリーダー

嶋﨑啓祐　（一社）高知県ＬＰガス協会　専務理事

塚口勝弘　株式会社ザ・トーカイ　理事　保安統括室長

長井尚之　新コスモス電機株式会社　技術開発本部　商品開発第一部長

水越大輔　（一社）日本エルピーガス供給機器工業会　事務局長

山村忠幸　（一社）熊本県ＬＰガス協会　事務局長

吉本正樹　エア・ウォーター北海道株式会社　保安推進部　担当部長

【関係者】

経済産業省　産業保安グループ　ガス安全室

5.2.2　審議経過

①ＬＰガス保安規制に関する調査検討委員会
第１回　令和３年１１月２４日・・・・令和３年度調査計画について
第２回　令和４年　１月２６日・・・・令和３年度進捗状況について
第３回　令和４年　３月１１日・・・・令和３年度調査報告について

②保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査分科会
第１回　令和３年１１月２５日・・・・令和３年度調査計画について
第２回　令和４年　１月２１日・・・・令和３年度進捗状況について
第３回　令和４年　３月　４日・・・・令和３年度調査報告について

③保安専門技術者の指導内容等検討分科会
第１回　令和３年１２月　２日・・・・令和３年度実施計画について
第２回　令和４年　３月　８日・・・・令和３年度実施内容の確認及び報告について

６．調査の内容

6.1　調査の実施方法

6.1.1　調査計画

（１）保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査

(a)マイコンメータ関連

- 業務用マイコンメータの保安機能向上に係る調査及び技術基準案の作成
- 新形状（直管型）マイコンメータ等による保安向上に関する調査及び技術基準案の作成

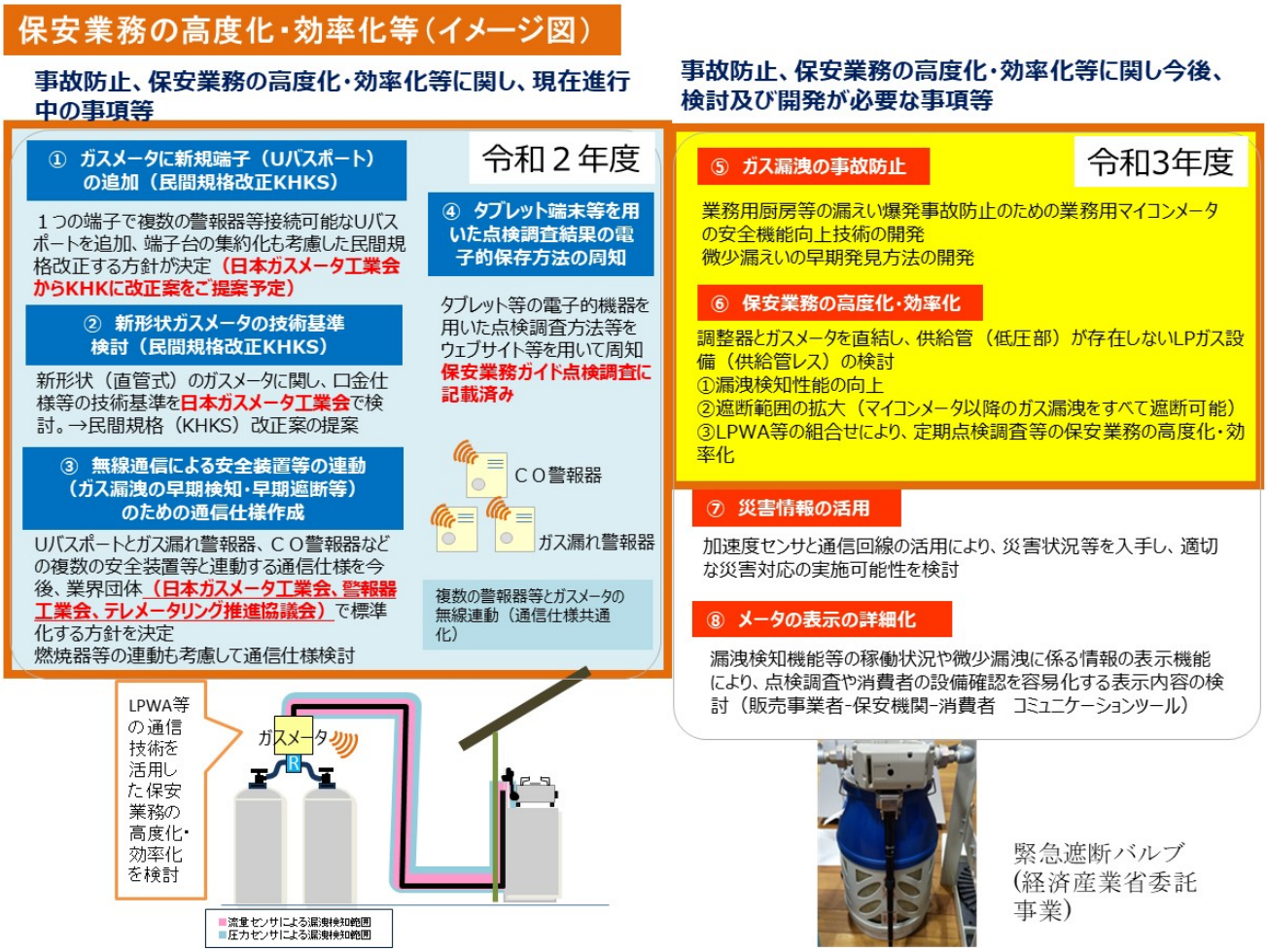

緊急遮断バルブ
(経済産業省委託事業)

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討（令和３年度）

⑤ ガス漏洩の事故防止

（a）業務用マイコンメータの保安機能向上に係る調査及び技術基準案の作成【マイコンメータ関連】

福島県郡山市の業務用厨房ガス漏洩爆発事故（令和２年７月発生、死者１名、負傷者19名）や青森県黒石市の小学校調理室ガス漏洩爆発事故（平成２７年発生、死者１名、負傷者５名）など、死傷者や大きな被害がでる（社会的影響が高い）LPガス事故が発生している。

＜業務用消費者等の課題＞

- 一般消費者のマイコンメータに搭載が義務づけされている安全機能（継続使用時間遮断）が業務用マイコンメータに搭載されていない。**仮に同等の機能が搭載されていれば、漏洩事故発生の防止、事故被害低減の可能性有り。**
  ※搭載困難な理由：業務用では、使用燃焼器が多岐に亘り、かつ使用時間が想定できずらいため当該安全機能が搭載されていない。
  ※継続使用時間遮断：１m³程度ガスが流れた場合に、ガスの流れを遮断する。これにより、消し忘れ対策や失火による漏洩を防止が期待できるとともに、ガスメータより配管に腐食などによりガスが漏洩した場合でも、一定程度のガス漏洩で停止が可能である。
- 微少漏えい検知し販売事業者が認識するまでに１～2ヶ月程度、時間を要する。また、実際に漏洩がない場合にも、微少漏えいの警告がマイコンメータに表示される場合が多々発生している（業務用消費者及び一般消費者用マイコンメータの共通課題）。
- 一般消費者に比べて、配管長が長く、かつ、隠蔽部が多く、ガス漏れ警報器の検知範囲（燃焼器から４m以内）外の場合が多く有り、ガス漏れ警報器と業務用マイコンメータを連動しても、漏えい爆発事故を防止することができない。また、漏洩量も多くなり危険性が高くなる。

★①一般消費者用のマイコンメータと同等の安全機能（継続使用時間遮断）の開発及び当該機能の搭載により、漏洩爆発事故の防止、事故被害の低減を図る。
★②微少漏えい検知機能の高度化により、漏洩検知時間の短縮と、検知精度の向上により事故防止、事故被害の低減を図る。

規則第18条第22号イ及び例示基準第44節で求められるマイコンメータの機能

マイコンメータ	合計・増加流量遮断	継続使用時間遮断	微少漏えい検知
一般消費者（使用最大流量3m³/h以下）	○	○	★② ○
業務用消費者（使用最大流量3m³/h超）	○	★① ×	○

業務用消費者（飲食店、公共施設等）

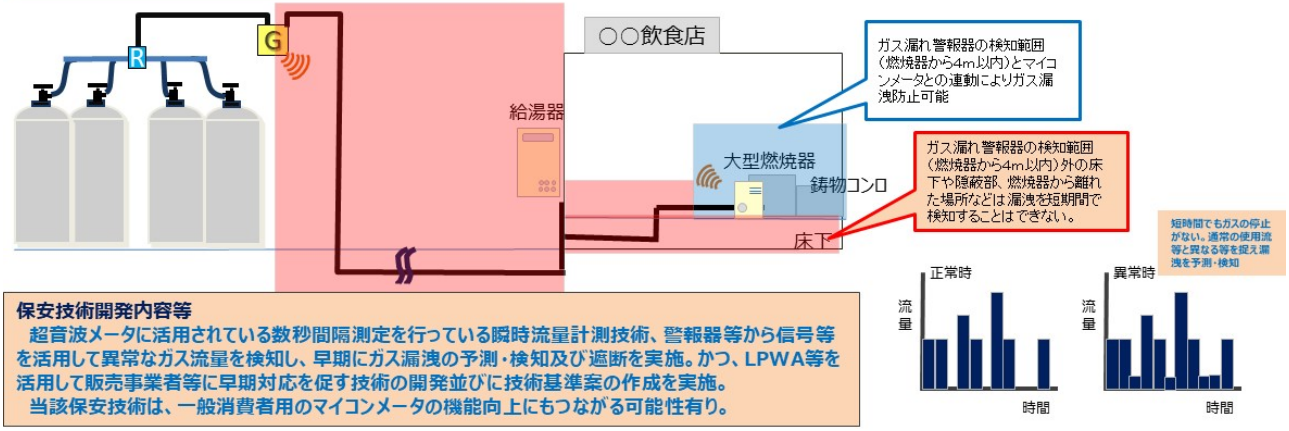

保安技術開発内容等
超音波メータに活用されている数秒間隔測定を行っている瞬時流量計測技術、警報器等から信号等を活用して異常なガス流量を検知し、早期にガス漏洩の予測・検知及び遮断を実施。かつ、LPWA等を活用して販売事業者等に早期対応を促す技術の開発並びに技術基準案の作成を実施。
当該保安技術は、一般消費者用のマイコンメータの機能向上にもつながる可能性有り。

⑥ 保安業務の高度化・効率化

●新形状（直管型）マイコンメータ等による保安向上に関する調査及び技術基準案の作成【マイコンメータ関連】

調整器とガスメータを直結し、供給管（低圧部）が存在しないLPガス設備（供給管レス）【新形状（直管型）マイコンメータ】の検討
事故防止（漏洩検知性能の向上、遮断範囲の拡大（マイコンメータ以降のガス漏洩をすべて遮断可能））
（1） 新形状（直管型）マイコンメータの試作
（2） 新形状（直管型）マイコンメータ評価・課題抽出（ドレンの影響、施工方法及び資格など）
（3） 保安向上・保安業務の効率化等の検討（他工事事故等の防止効果、保安業務の効率化等に関する検討）
（4） 技術基準案の検討

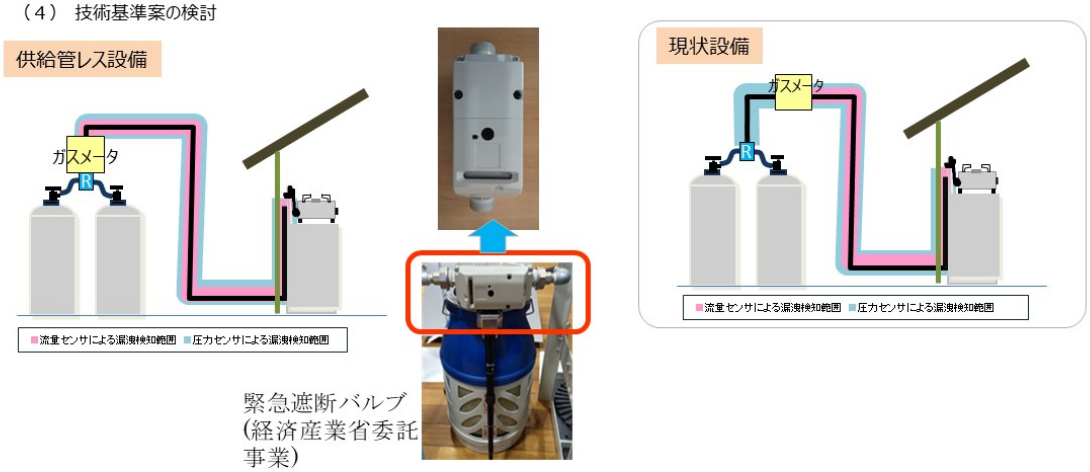

(b)LPWA等の通信技術を活用した、保安業務（定期点検調査等）の実施方法見直し 集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方【保安規制関連】

(b)保安規制関連

- LPWA 等の通信技術を活用した、保安業務（定期点検調査等）の実施方法見直し
- 集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討

(C)保安体制及び許認可手続き

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討

保安の確保を前提とした保安規制の高度化・合理化に向け、保安体制及び許認可手続きについて検討及び具体的な提案を行う。

（検討項目）

・質量販売に関する規制の見直し

・業務主任者選任人数の緩和

・保安業務規程認可申請の重複申請事項の見直し

・バルクローリーの許認可等手続きの見直し　等

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討

(C)保安体制及び許認可手続き

1．質量販売における規制の見直し

ア　質量販売における法の適用と保安業務の実施義務

第15回液化石油ガス小委員会（令和3年11月4日開催）において、質量販売の規制見直しについて審議が行われ、移動を伴う使用の際の緊急時対応に係る規定の見直しについては、一定の知識・技量を有する消費者については消費者自らが緊急時に処置を行うことにより、保安機関による30分以内の到着・処置を代替する方向で検討を進めることになった。

これを受けて、制度改正を進めるため、利用形態等の実態調査を行うとともに、販売事業者・保安機関の対応、講習内容の検討、点検調査方法等、実行面の課題解決策の検討を行う。

法の適用と保安業務の実施義務

使用目的	適用される法律（販売時及び消費時）	販売の方法・形態	販売事業者による保安業務の実施（法定）	
			器具等の点検調査	緊急時の対応
一般家庭のＬＰガス消費設備	液化石油ガス法（飲食物の調理のためＬＰガスを使用する一般消費者及び業務用の消費者）	体積販売（ガスメーターによる販売）	○	○
キャンピングカーの車載のＬＰガス消費設備（一般消費者）		質量販売（容器ごと販売）	○	○
キッチンカー等の車載のＬＰガス消費設備（業務用の消費者）			○	○
露店等のＬＰガス消費設備（業務用の消費者）			○	○
道路工事（アスファルト）用の設備	高圧ガス保安法	質量販売（容器ごと販売）	×（自ら点検等を実施）	×（自ら対応）

○屋外において移動して使用される消費設備について

自動車、屋台等に備えられた移動する消費設備により液化石油ガスを消費する者に対しては、質量販売が可能となっている。

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討

(C)保安体制及び許認可手続き
1．質量販売における規制の見直し
イ　質量販売時の緊急時対応

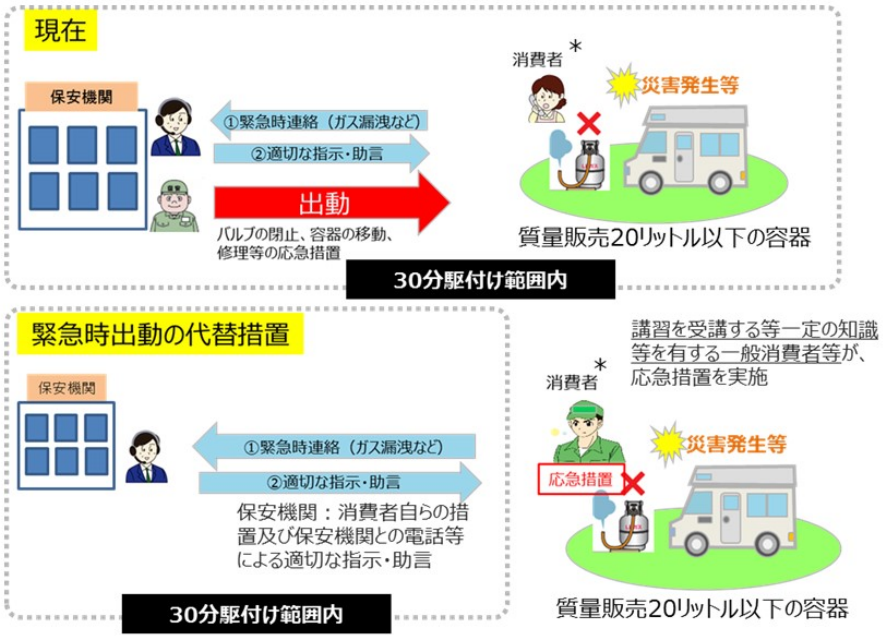

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討

(C)保安体制及び許認可手続き
1．質量販売における規制の見直し
ウ　実態調査

屋外で移動して使用する消費設備用に質量販売している実態について、委員他各方面の協力を得て調査を行う予定。調査項目について検討中。

（調査項目（検討中））

- 各用途における使用形態
- 点検調査の実施
- 販売事業者の実態
- 消費の実態
- 講習に含めるべき内容

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討

(C)保安体制及び許認可手続き
1．質量販売における規制の見直し
エ　消費者に求められる知識・技量

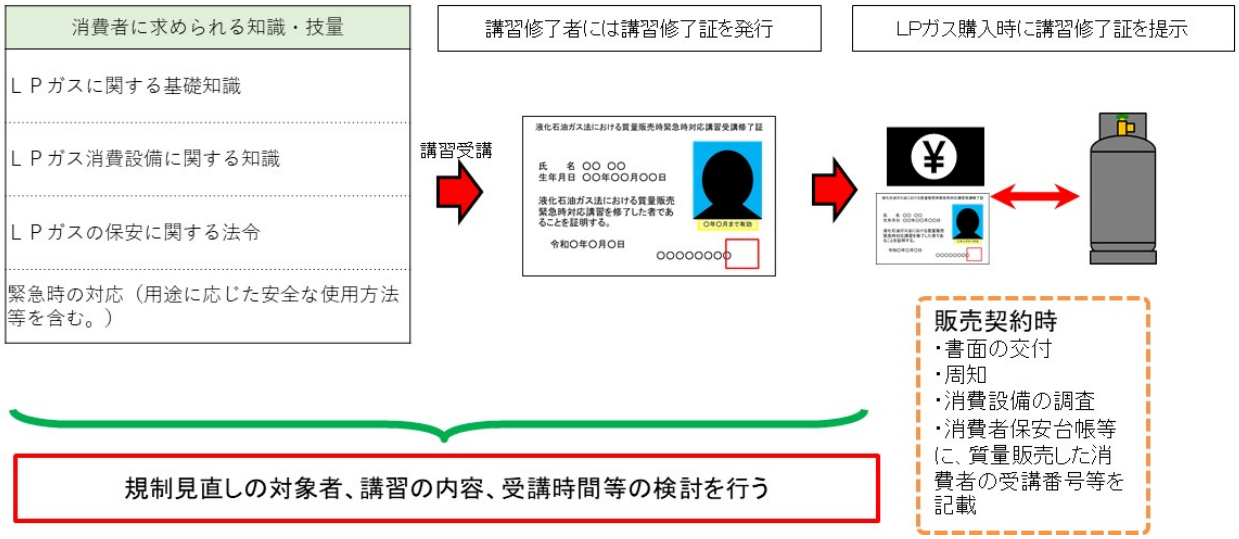

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討

(C)保安体制及び許認可手続き
1．質量販売における規制の見直し
エ　消費者に求められる知識・技量

一定の知識・技量を習得するための講習会について、質量販売における緊急時の措置に関する講習規程（仮称）を作成し、実施主体が使用できるよう公表する。（公表は制度改正後）

〔一定の知識・技量を習得するための講習科目（例）〕

科目	内容	キーワード
ＬＰガスに関する基礎知識	ＬＰガスの定義、ＬＰガスの性質、ＬＰガスの燃焼特性及び物理・化学の基礎的な内容を理解する。	ＬＰガス、プロパン、ブタン、炭化水素、圧力、メガパスカル、沸点、発火点、爆発範囲、爆発下限界、比重
ＬＰガス消費設備に関する知識	ＬＰガス容器、バルブ、調整器、燃焼機器及び配管等の種類・構造を理解するとともに、その取り扱い方法について理解する。	ＬＰガス容器、プロテクター、安全弁、バルブ、調整器、刻印、容器の表示、容器再検査、末端ガス栓、ゴム管、三又、配管、こんろ、グリル、オーブン
ＬＰガスの保安に関する法令	ＬＰガスを使用するにあたり、適用される法律と法令に基づく保安の確保のための規定を理解する。	液化石油ガス法、供給設備、消費設備、一般消費者等、書面の交付、保安業務、周知、点検調査、緊急時対応、高圧ガス保安法、移動、貯蔵、消費、廃棄、イエローカード、緊急工具
緊急時の対応（用途に応じた安全な使用方法等を含む。）	ＬＰガスの使用の用途に応じた安全な使用方法及び緊急時の対応方法について理解する。	キャンピングカー、キッチンカー、異常時、火災の発生、CO中毒事故の発生、災害の発生、緊急時連絡、緊急時対応、現状確認と判断、安全の確保、漏えいガスの確認と拡散、応急措置

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討

(C)保安体制及び許認可手続き

1．質量販売における規制の見直し

オ　講習を修了した消費者による現地対応と広域連携

使用目的	消費場所	緊急時の対応			
		販売事業者による適切な指示・アドバイス	販売事業者による緊急時の現地対応	広域連携による他事業所による現地対応	講習を修了し一定の知識を有する消費者が自ら現地対応
一般家庭のＬＰガス消費設備	一般家庭	◎	◎		
キャンピングカー等の車載のＬＰガス消費設備（一般消費者）	キャンプ場等（特定できない）	◎	○	○	○
キッチンカー等の車載のＬＰガス消費設備（業務用の消費者）	商業施設・オフィス等（ある程度は特定できる）	◎	○	○	○
露店等のＬＰガス消費設備（業務用の消費者）	神社・イベント会場等（ある程度は特定できる）	◎	○	○	○
			A事業所（自宅付近）範囲	B事業所（遠隔地）範囲	A,B事業所範囲外

●広域連携

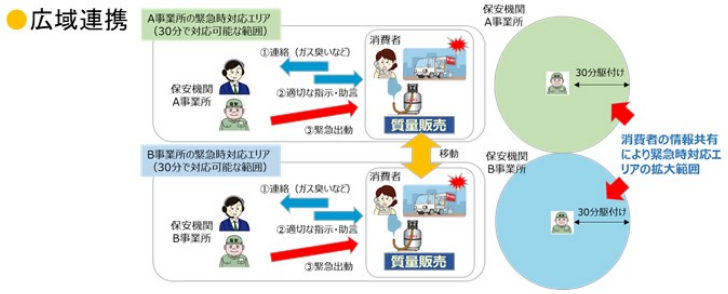

保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討

(C)保安体制及び許認可手続き

2. 業務主任者選任人数の緩和

業務主任者の選任人数について、販売所ごとに消費者戸数に応じた数を選任しなければならないが、この人数についての緩和を検討する。

3. 保安業務規程認可申請の重複申請事項の見直し

保安機関が行う保安業務規程変更認可申請等において、申請内容が重複する部分についての緩和を検討する。

4. バルクローリーの許認可等手続きの見直し

高圧ガス保安法と液石法の両方の許可を受けたバルクローリーについての許認可等手続きの見直しについて検討する。

（２）液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への委譲支援

① 自治体職員養成のために電子情報処理組織及び電気通信回線を活用した遠隔教育による講習を実施

② 法執行体制構築にかかる支援

（３）保安専門技術者等の指導

① 保安専門技術者養成のために講習会

・災害対策講習においてのタイムライン訓練の実施

② 保安業務ガイド等６種の改訂

・令和３年度の省令改正等の内容の反映

6.2　調査の経過

（１）保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査

(a)マイコンメータ関連

①データ収集装置の製作・確認

令和３年９月～令和３年１１月

②データ収集

令和３年１２月～令和４年１月

③直管型マイコンメータの製作・確認

令和３年９月～令和４年１月

④直管型マイコンメータの課題抽出

令和４年１月～令和４年２月

⑤報告書の作成

令和４年２月～令和４年３月

(b)保安規制関連

①LPWA 等の通信技術を活用した、保安業務（定期点検調査等）の実施方法見直し
集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方

令和３年９月～令和４年２月

②報告書の作成

令和４年２月～令和４年３月

(c)保安体制及び許認可手続き

①データ及び検討資料作成

令和３年９月～令和４年３月

②アンケート調査の実施及びとりまとめ

令和３年９月～令和４年３月

③報告書の作成

令和４年１月～令和４年３月

（２）液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への委譲支援

①講習会資料作成

令和３年９月～令和４年３月

②連絡会の実施

令和３年１２月

③サポート窓口の開設及び対応

令和３年１２月～令和４年３月

④事務処理件数調査の実施及びとりまとめ

令和３年１２月～令和４年３月

⑤アンケート調査の実施及びとりまとめ

令和３年１２月～令和４年３月

⑥講習会の実施

令和４年２月～令和４年３月

⑦報告書の作成

令和４年２月～令和４年３月

（３）保安専門技術者等の指導

①保安専門技術者講習の計画・実施

令和３年９月～令和４年２月

②保安業務ガイドの改訂

令和３年１０月～令和４年３月

③報告書の作成

令和４年２月～令和４年３月

７．１　業務用マイコンメータ

7.1.1　背景

福島県郡山市で令和 2 年 7 月 30 日に発生した爆発事故については、業務用施設（飲食店）において、厨房シンク下、コンクリ―ト上に直に設置されていた腐食した白管（SGP 配管）からガスが漏えいし、何らかの着火源により着火して爆発したことが推定されている。

漏えいしたガスがどれくらいの流量や時間において継続したかは不明であり、またガス漏れ警報器の鳴動があったかどうかも不明である。また、施設には業務用マイコンメータ（ＳＢ６型）が設置されていたが、遮断はしていなかった。

業務用マイコンメータ（ＳＢ６型）にはガス漏れ警報器との連動が推奨されており、継続使用時間オーバー遮断機能は搭載されていない。

7.1.2　課題

業務用マイコンメータの保安機能向上のための課題として、以下が考えられる。

①ガス漏れ警報器との確実な連動

業務用マイコンメータがガス漏れ警報器と連動されていれば、警報器がガス漏れを検知した際に、確実な遮断が可能となる。無線式連動の普及率向上のためにUバスエアに対応した通信仕様を検討の必要がある。

- ✓　通信インターフェース（日本ガスメーター工業会、テレメータリング推進協議会、ガス警報器工業会において検討中）

②ガス使用パターンの把握

業務用設備はガス消費機器の燃焼パターンが様々であり、継続使用時間オーバーの範囲を決めることが出来ない。ガス漏えいの場合やそうでない場合等の流量パターンを知る必要がある。業務用設備は 24 時間ガスを使用する場合等があるので、その場合の対応も検討する必要がある。

- ✓　ガス漏えいの場合や燃焼機器劣化の場合の流量パターンの把握

7.1.3　本年度の内容

課題②の解決策として、実際のＬＰガス業務用設備からのデータ収集を行い、流量パターンの分析を行う。

ⅰ調査対象

ＬＰガス業務用設備（飲食店、工場、オフィス等）

ⅱ調査期間

2021/12　～2022/1　内で 1 週間～2 週間程度

ⅲ調査数

数ヶ所程度

ⅳ調査方法

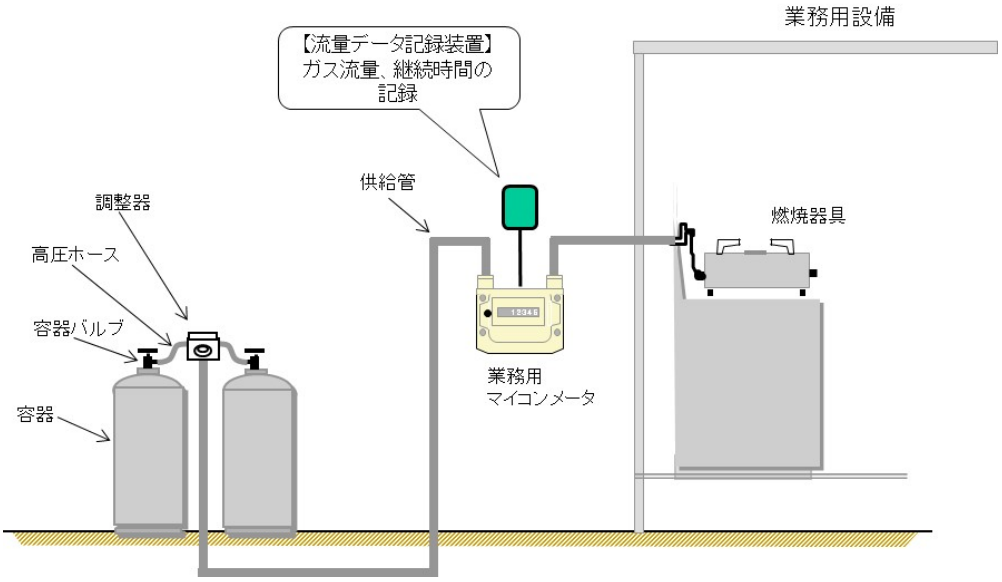

図 7.1.1　調査方法

ⅴ調査項目

- 専用のデータ記録装置による業務用マイコンメータからの流量及び継続時間データの収集
- 燃焼器情報
- 各事業者からの聞き取り調査等

ⅵ分析項目

- 各燃焼器の流量パターン（継続時間、ストップ時間等）

7.1.4　技術基準案の検討

上記（１）～（３）の結果を踏まえて、業務用マイコンメータに係る技術基準案の検討を行う。

7.1.5　使用したデータ記録装置

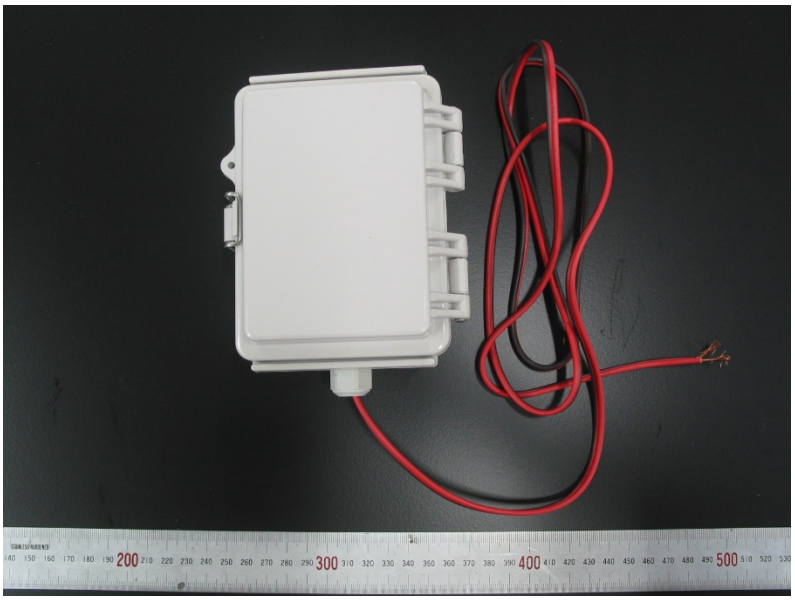

写真 7.1.1　使用した装置

【主な仕様】

- 外形：130×100×75　mm　0.47kg
- 電源：電池式
- 記録メディア：MicroSD カード
- 通信インターフェース：Uバス
- データ取得周期：最短で 5 秒程度
- 取得データ：ガス流量データ、ガス圧力データ、計測時刻データ

7.1.6　収集結果

サンプル No.1　工場（空調設備）

設備の概要

①所有燃焼器

　吸収冷温水器　　最大燃焼量（冷）157kW　　（暖）251kW

写真 7.1.2　吸収冷温水器

②使用メータ容量

　10 号

写真 7.1.3　使用メータ

③ＬＰガスの設置容量

980kg（バルク）

写真 7.1.4　供給機器

④使用調整器容量

50kg 型

⑤収集した結果を以下に示す。

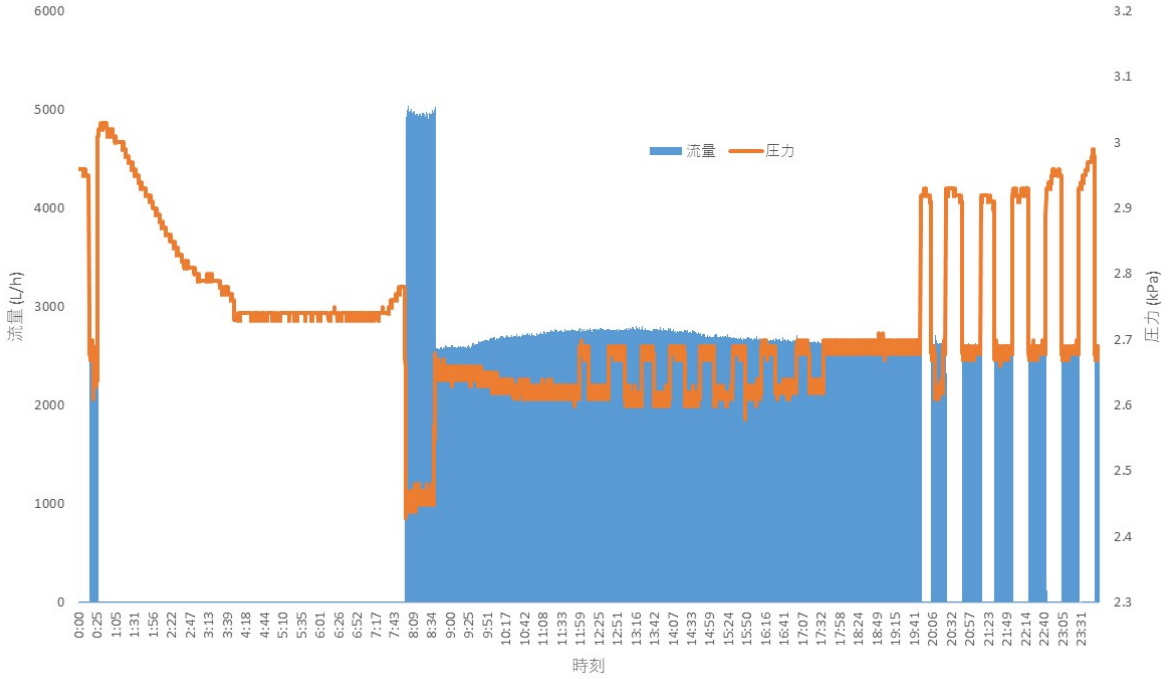

グラフ 7.1.1　12 月 14 日（火）

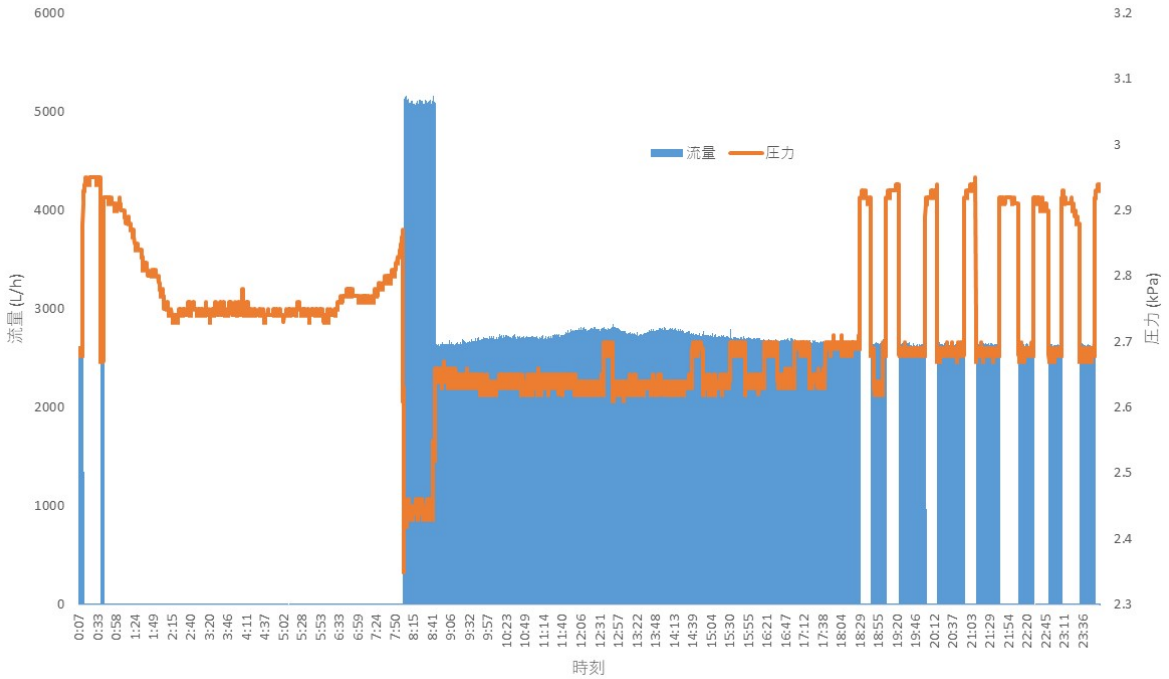

グラフ 7.1.2　12 月 15 日（水）

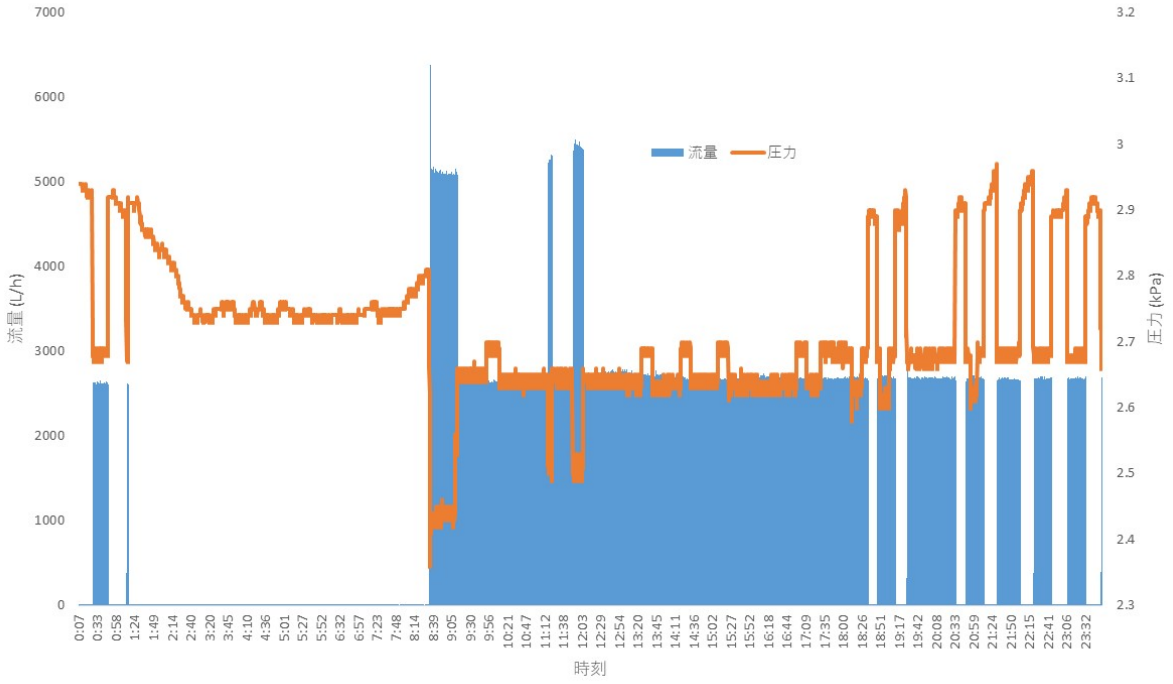

グラフ 7.1.3　12 月 16 日（木）

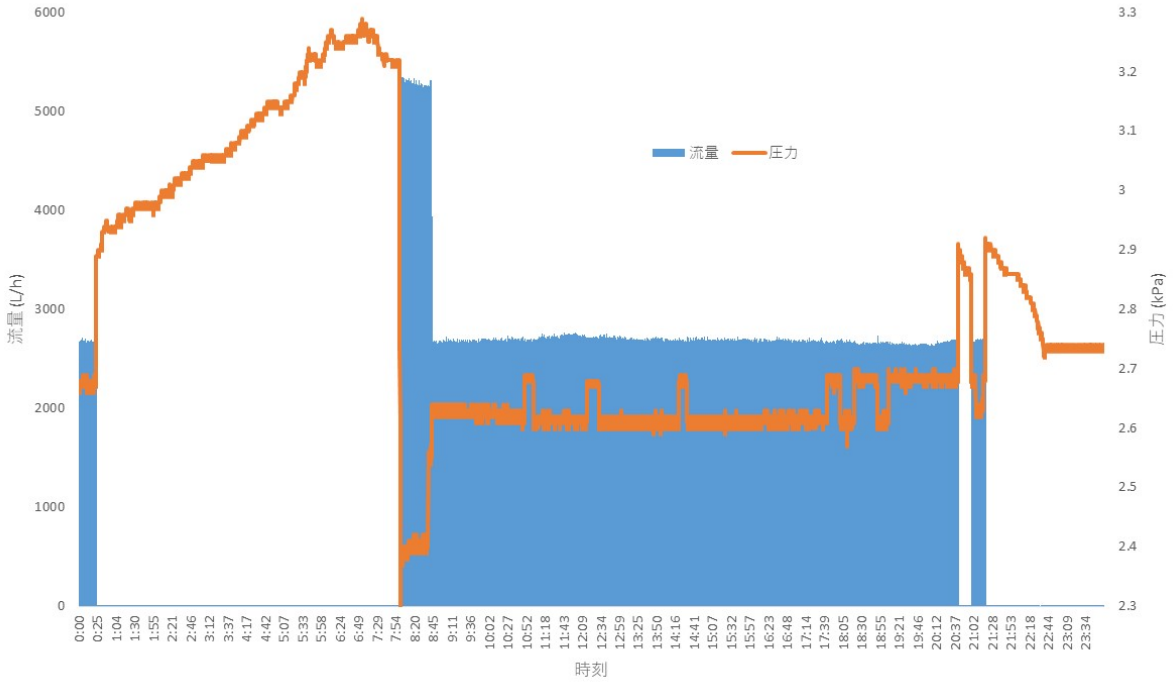

グラフ 7.1.4　12 月 17 日（金）

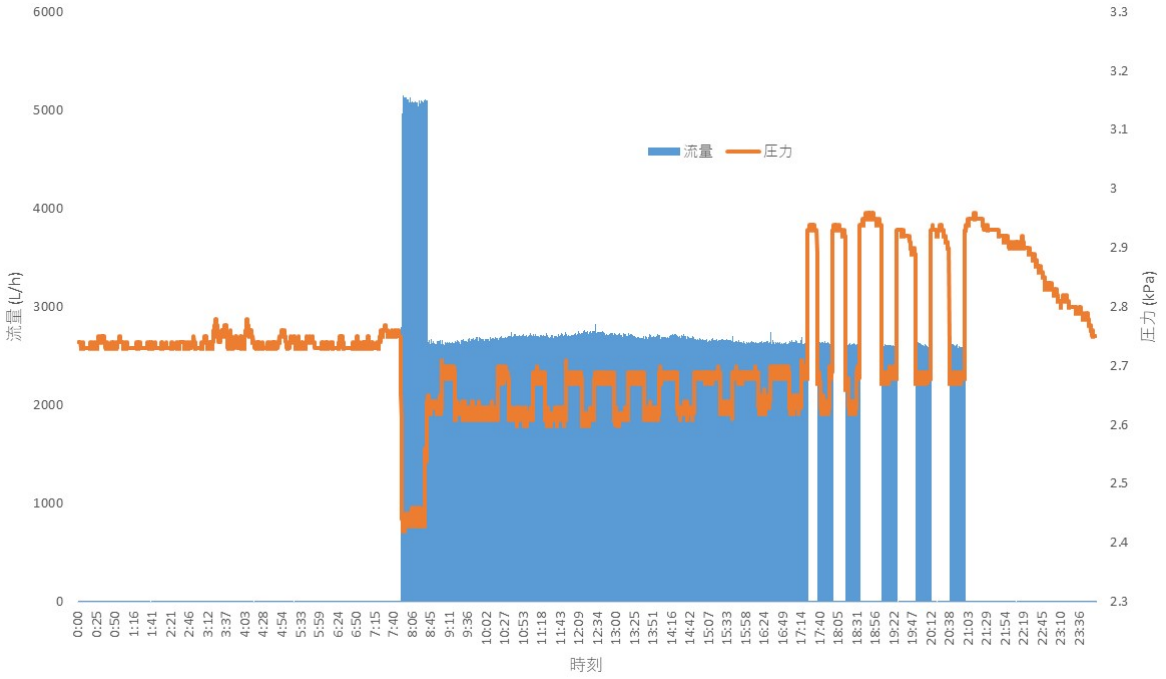

グラフ 7.1.5　12 月 18 日（土）

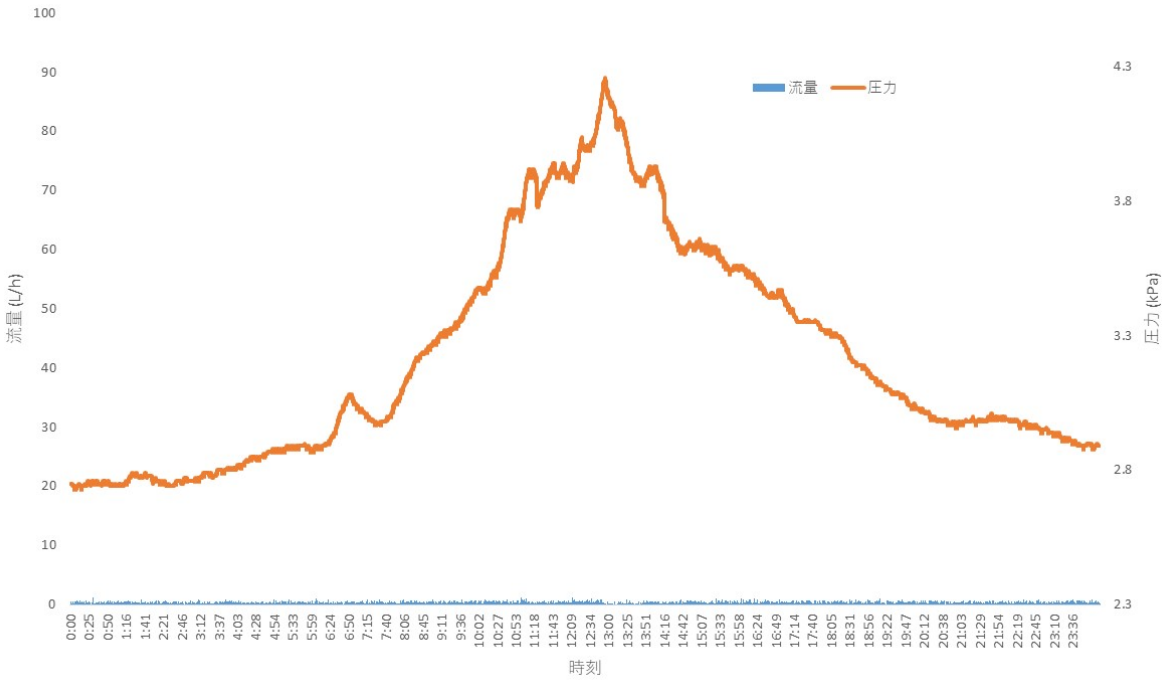

グラフ 7.1.6　12 月 19 日（日）

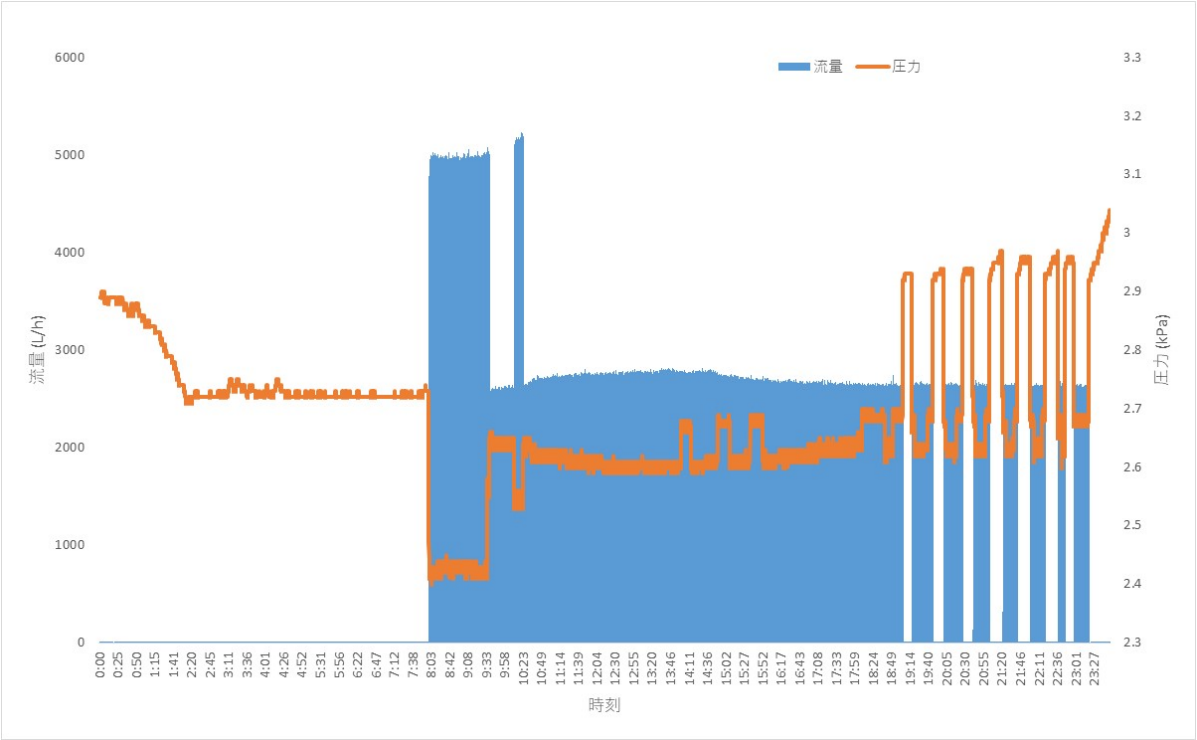

グラフ 7.1.7　12 月 20 日（月）

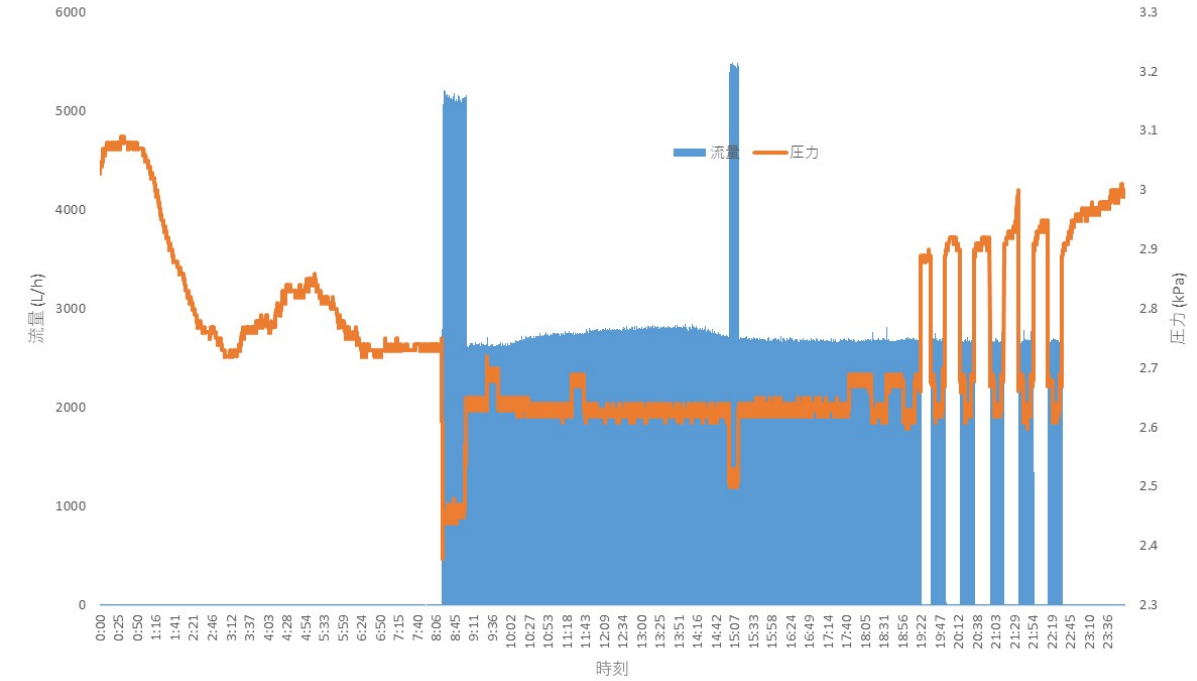

グラフ 7.1.8　12 月 21 日（火）

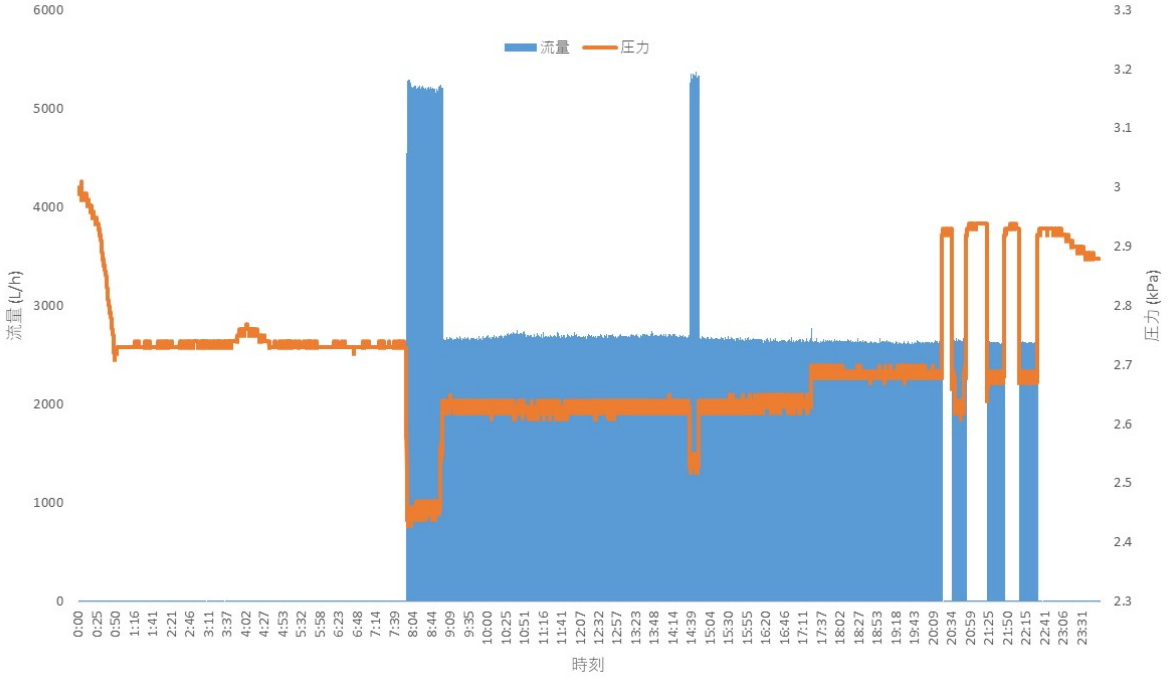

グラフ 7.1.9　12 月 22 日（水）

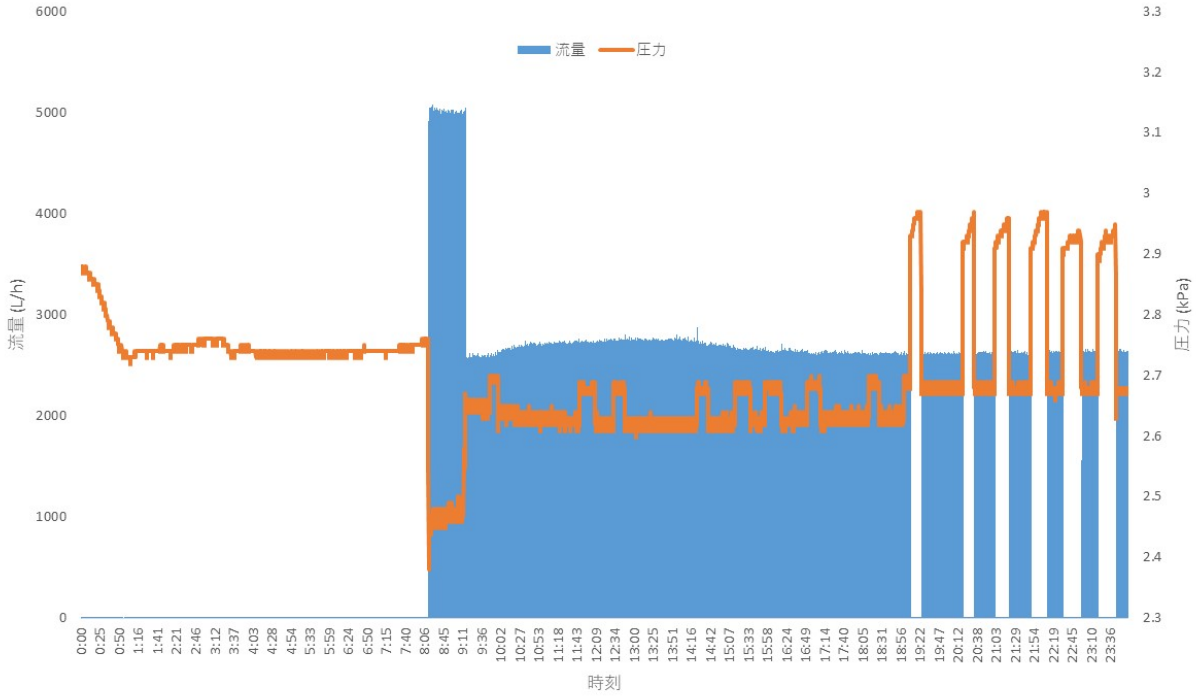

グラフ 7.1.10　12 月 23 日（木）

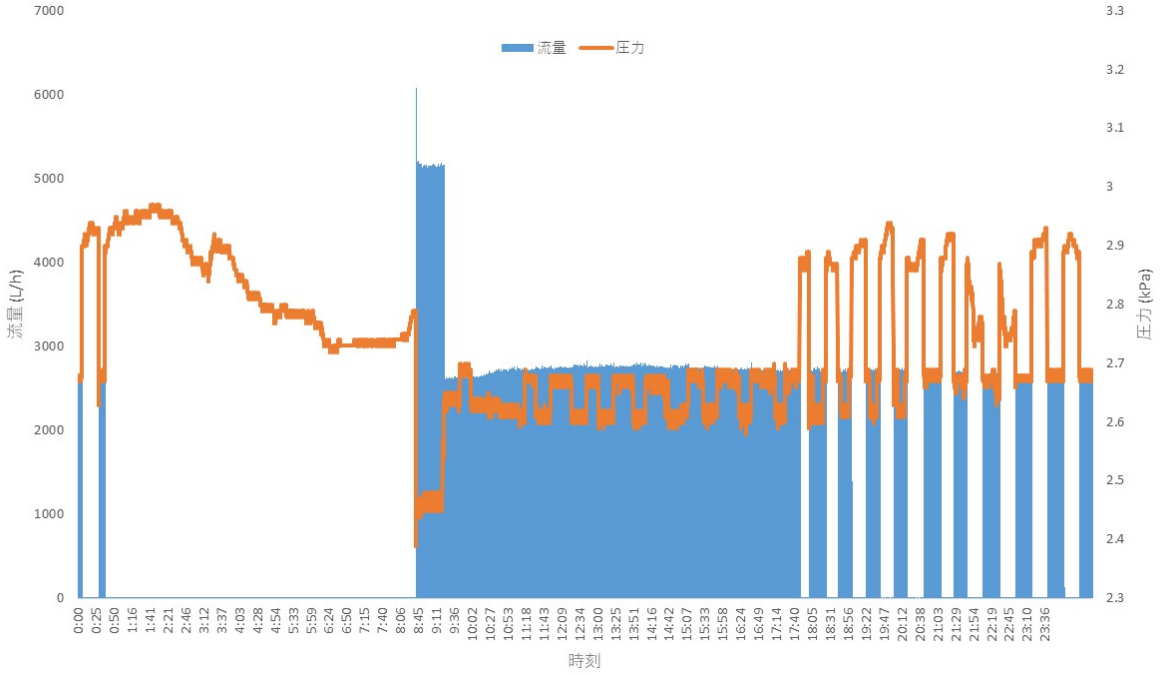

グラフ 7.1.11　12 月 24 日（金）

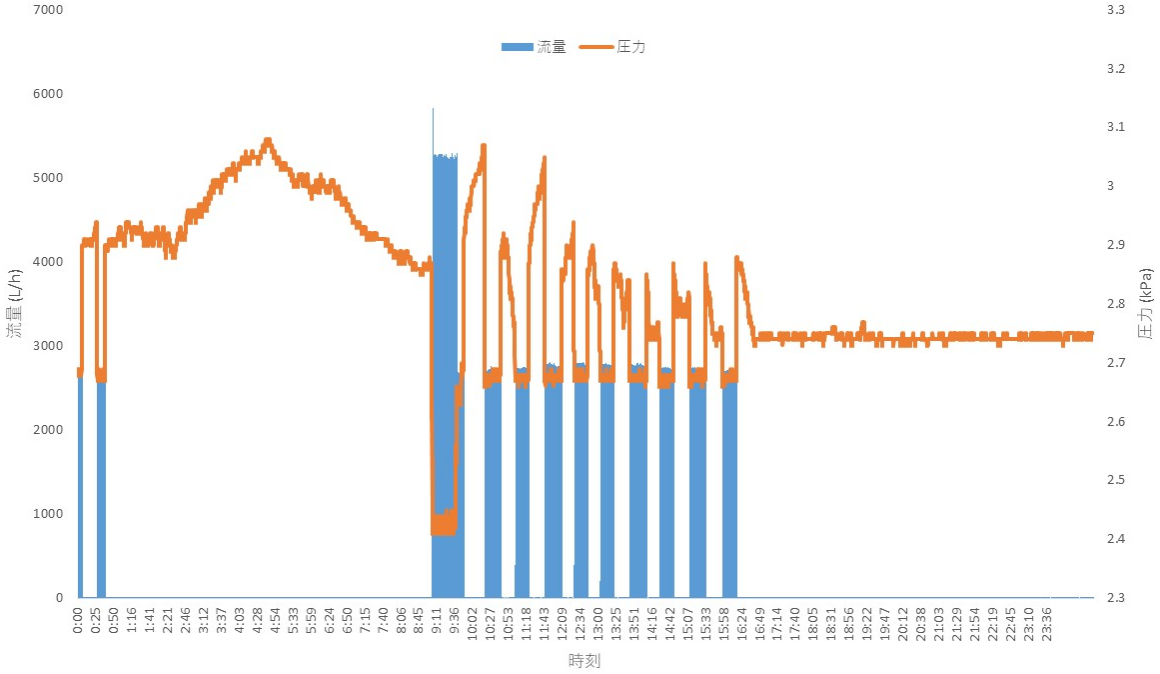

グラフ 7.1.12　12 月 25 日（土）

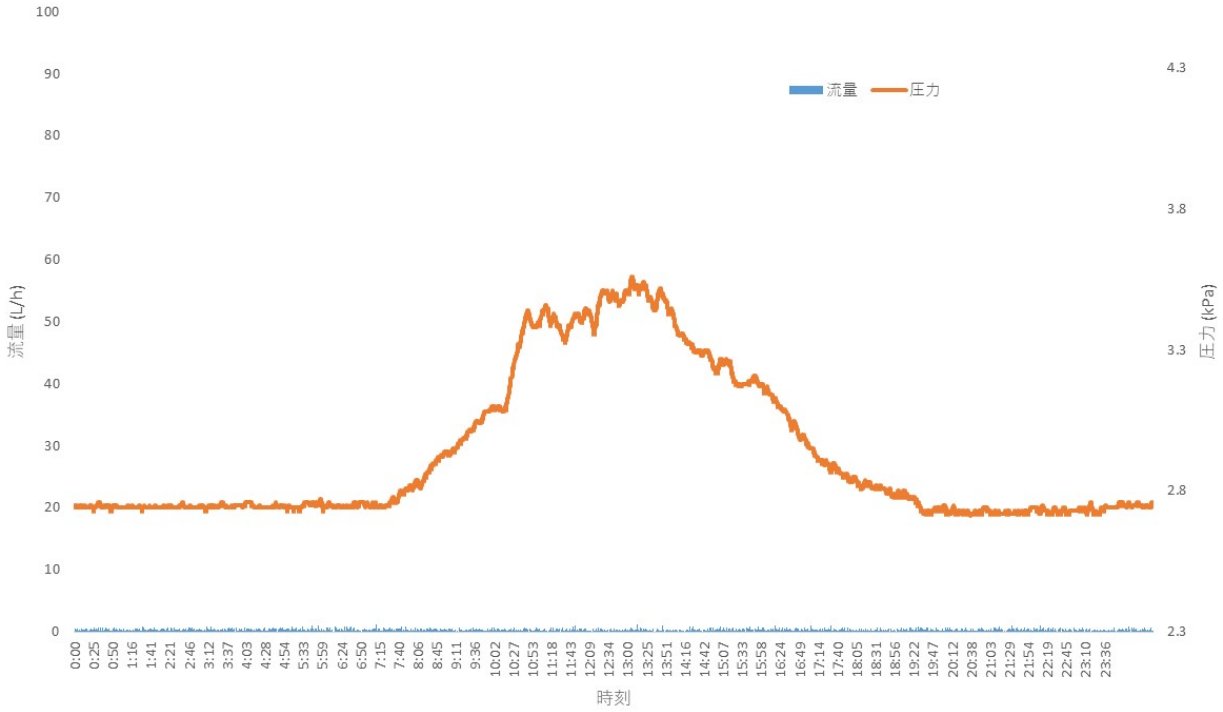

グラフ 7.1.13　12 月 26 日（日）

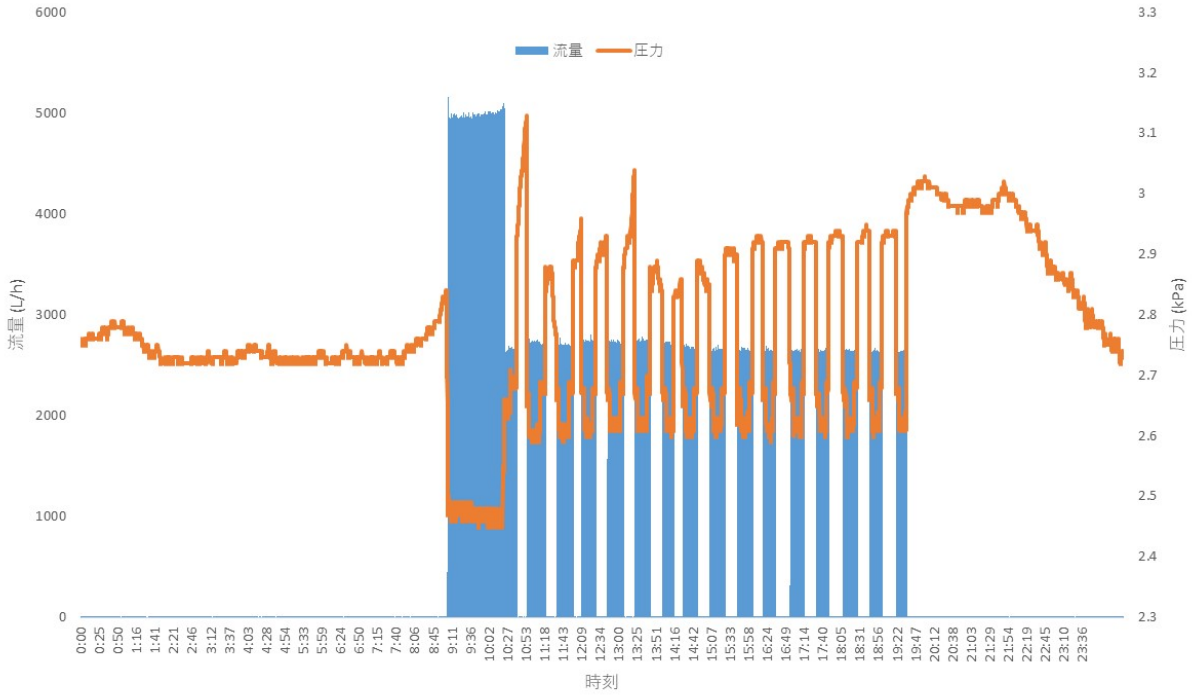

グラフ 7.1.14　12 月 27 日（月）

（考察）

- 工場の空調設備として使用。
- 平日（月曜日～土曜日）は使用して、休日（日曜日）は未使用。
- 例えば 14 日（火）であれば、8:00 頃から稼働を始め、20:00 頃まで燃焼する。その後は断続的に燃焼する。
- 夜間の断続運転の時間は、その日の工場の状態によると思われる。
- 平日の稼働パターンはほぼ同じである。
- 稼働開始直後の 40 分程度は 5000L/h 程度まで燃焼し、その後は 2700L/h 程度までの燃焼となる。
- 平日の継続使用時間は以下の通り。

表 7.1.1　各日の継続時間

日付	継続時間	使用流量(L)
12 月 14 日（火）	11 時間 52 分	33650
12 月 15 日（水）	10 時間 29 分	29992
12 月 16 日（木）	10 時間 41 分	30302
12 月 17 日（金）	12 時間 41 分	35893
12 月 18 日（土）	9 時間 32 分	27618
12 月 19 日（日）	0 分	0
12 月 20 日（月）	11 時間 30 分	34270
12 月 21 日（火）	11 時間 34 分	32132
12 月 22 日（水）	12 時間 28 分	35577
12 月 23 日（木）	11 時間 12 分	32157
12 月 24 日（金）	9 時間 5 分	26097
12 月 25 日（土）	46 分	3450
12 月 26 日（日）	0 分	0
12 月 27 日（月）	34 分	2182

- 最長の継続時間は 12 月 17 日の 12 時間 41 分であり、35893L が使用されている。
- ガスが流れていない時に圧力が上昇するため、配管には漏えいが無いことが分かる。
- 断続運転に関しては、20 分程度のガス止めをはさんで 30 分程度の運転となる。その時の室外温度と室内の温度設定によると考えられる。
- なお、本データ収集装置を使用すれば、燃焼器を止めずに漏えいの有無を確認できると共に、調整圧力及び閉そく圧力も確認することが可能。

サンプル No.2　居酒屋

①保有燃焼器
- ・フライヤー（10kW）
- ・5 口コンロ
- ・グリラー（5.7kW）
- ・グリラー
- ・麺ゆで器

②使用メータ容量：6 号
③ＬＰガスの設置状況：50kg×4 本
④調整器容量：20kg 型

写真 7.1.5　計測状況

計測結果

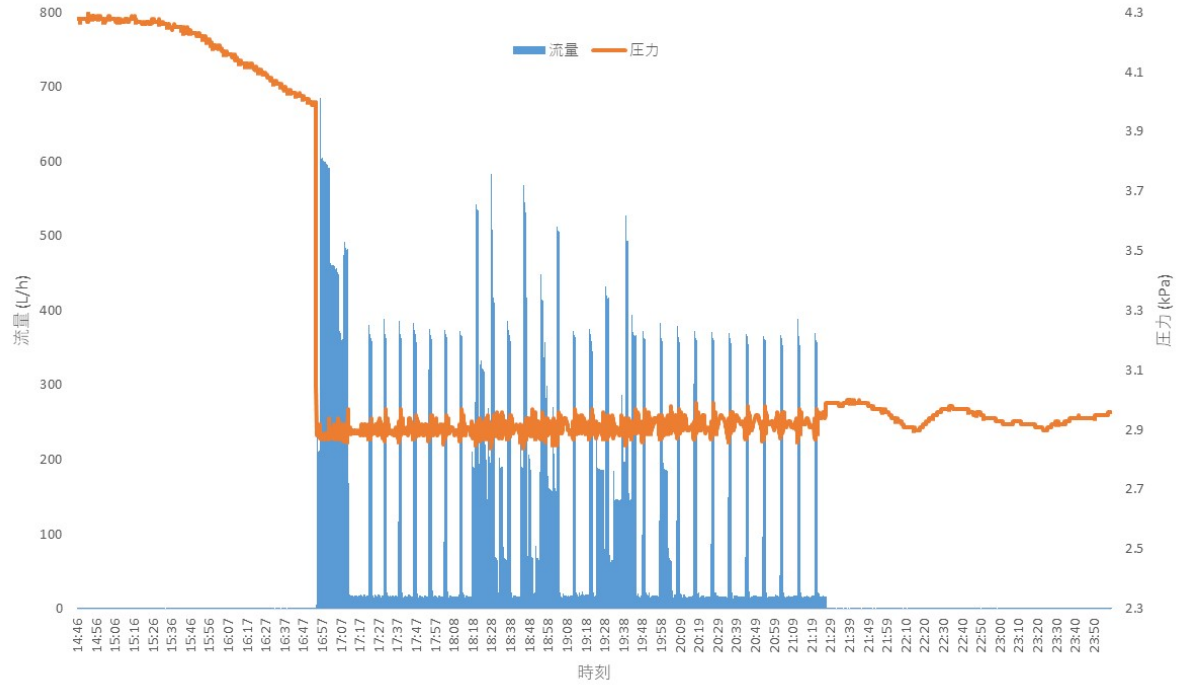

グラフ 7.1.21　1 月 26 日（水）

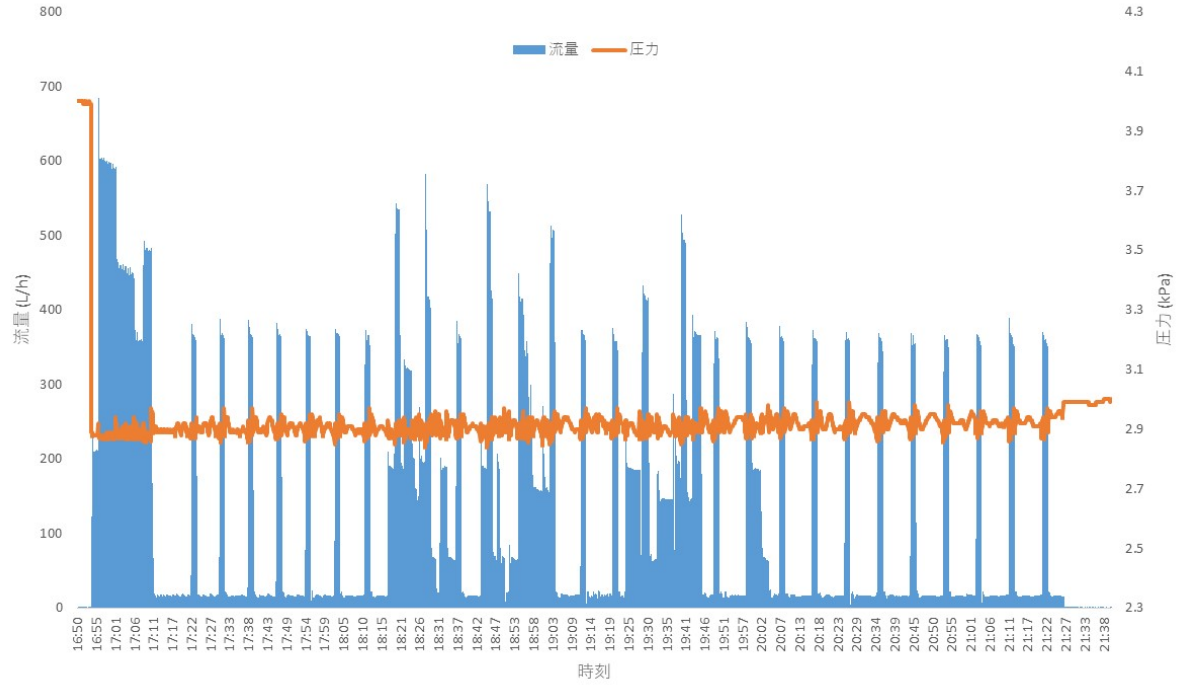

グラフ 7.1.22　1 月 26 日（水）拡大

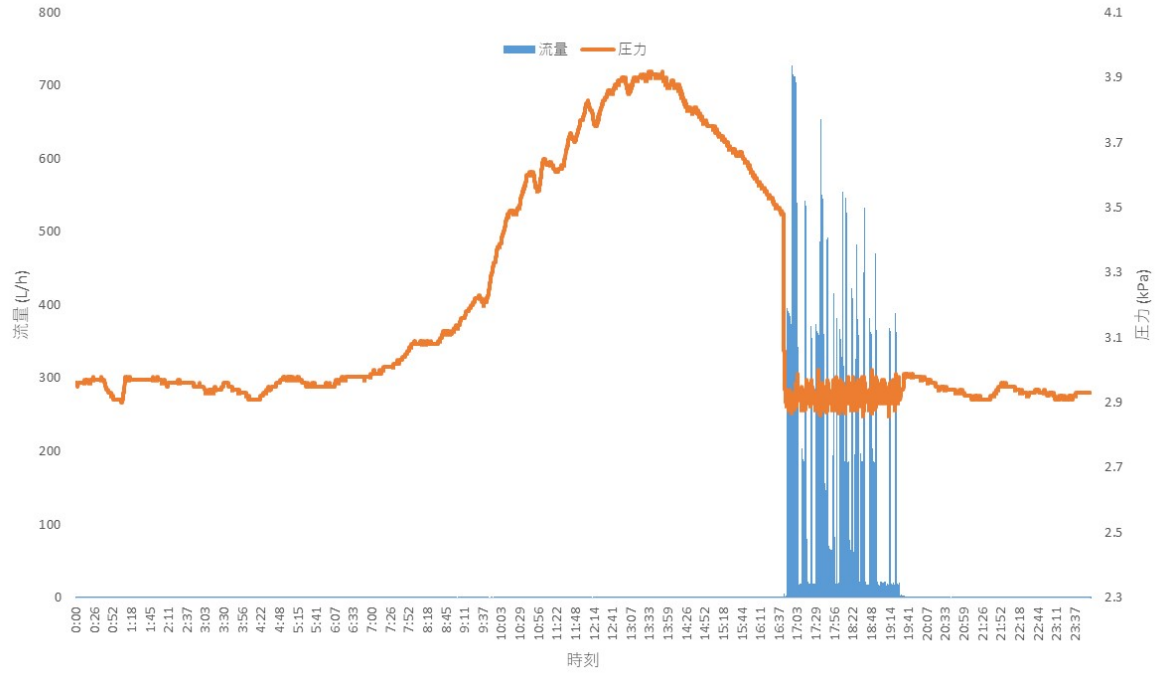

グラフ 7.1.23　1 月 27 日（木）

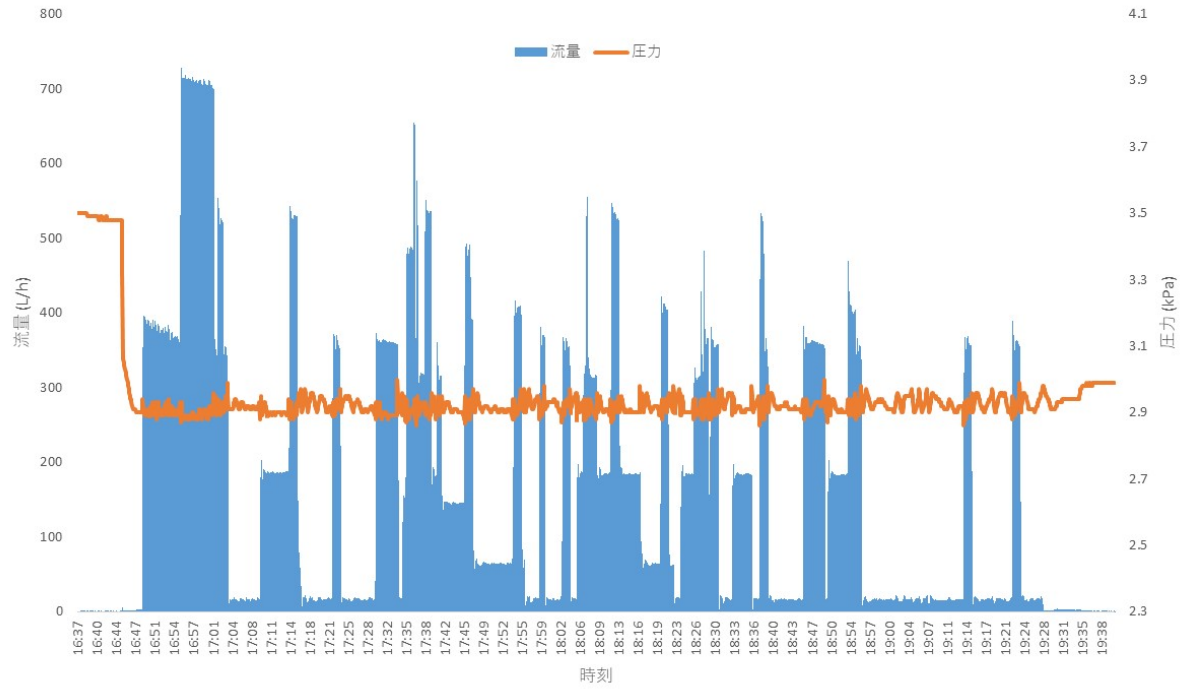

グラフ 7.1.24　1 月 27 日（木）拡大

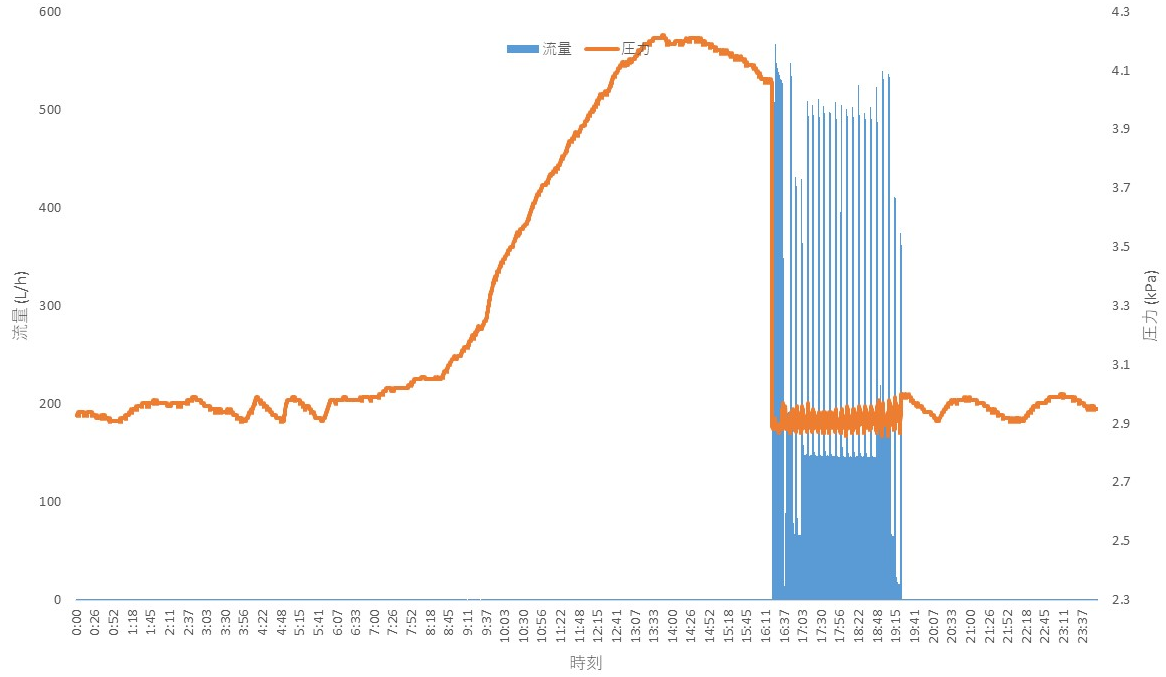

グラフ 7.1.25　1 月 28 日（金）

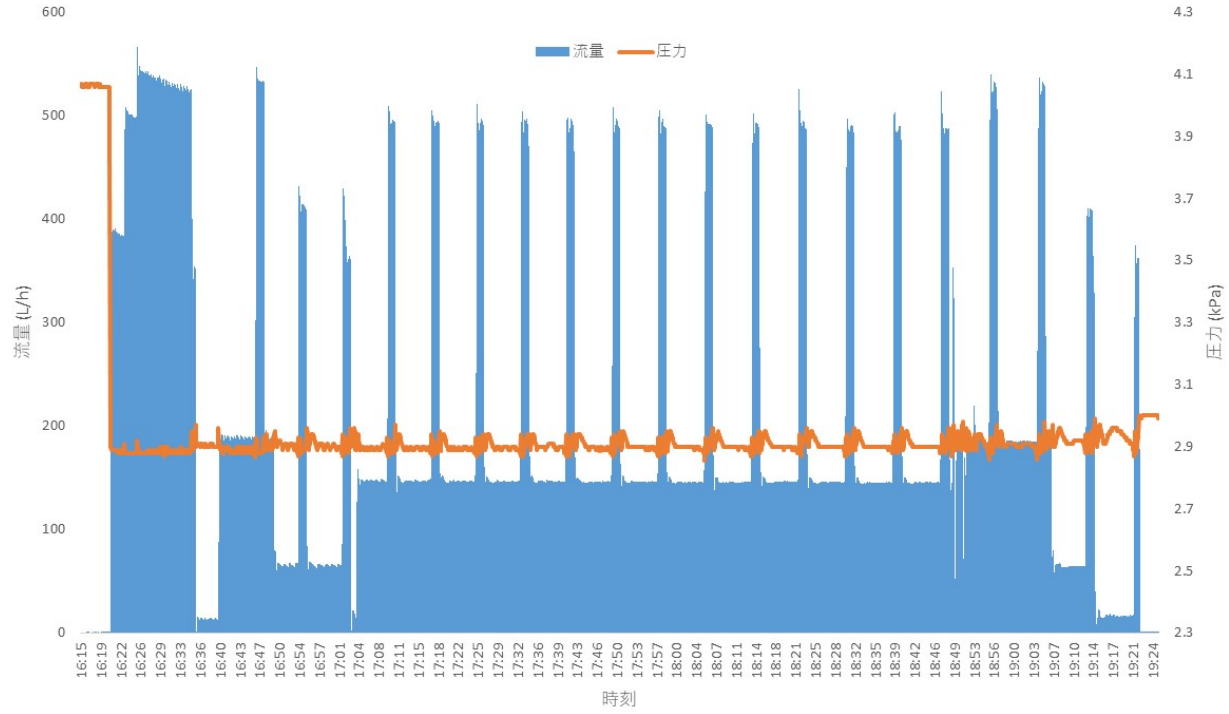

グラフ 7.1.26　1 月 28 日（金）拡大

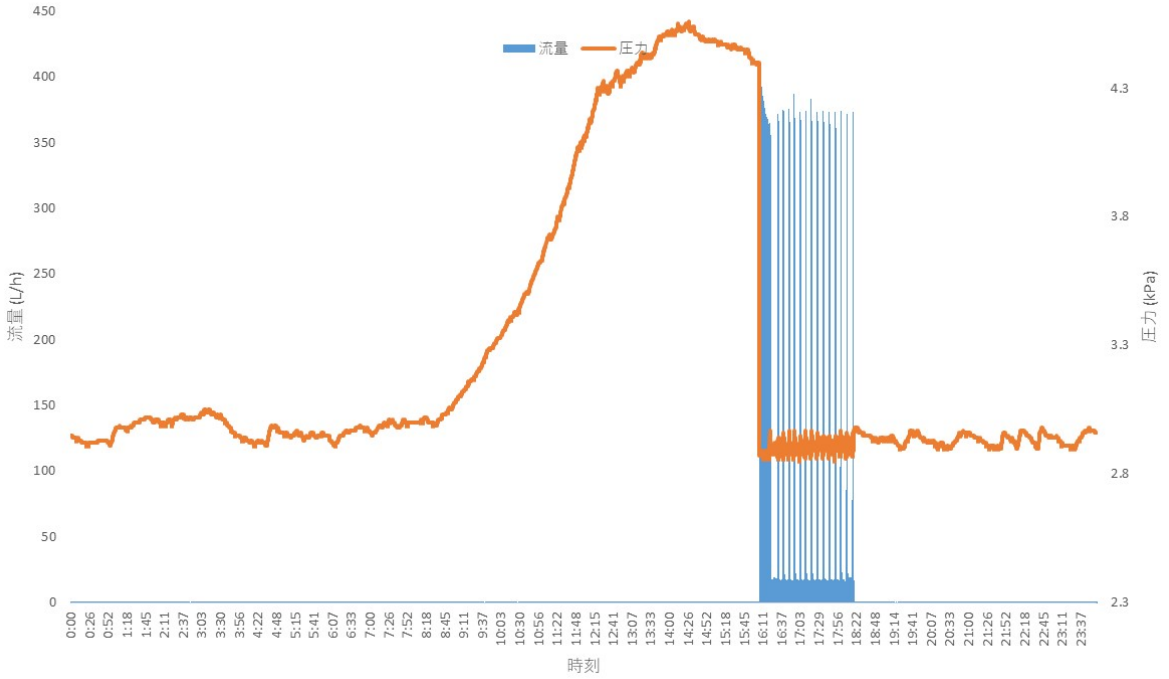

グラフ 7.1.27　1 月 29 日（土）

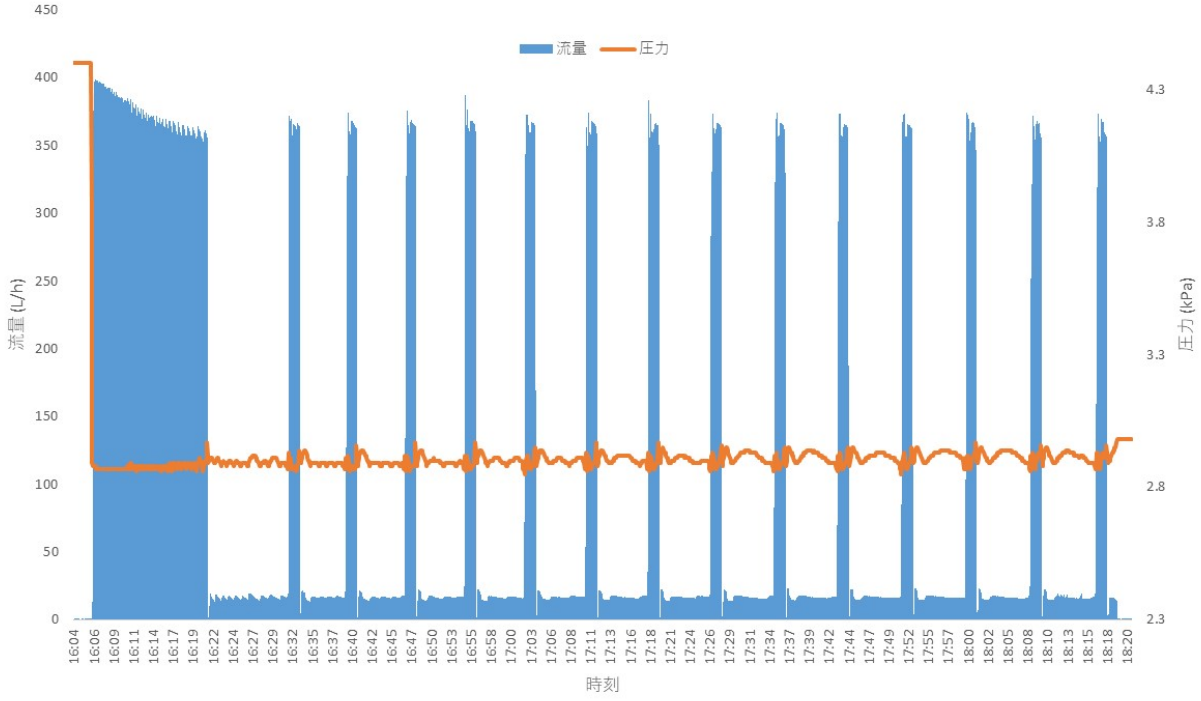

グラフ 7.1.28　1 月 29 日（土）拡大

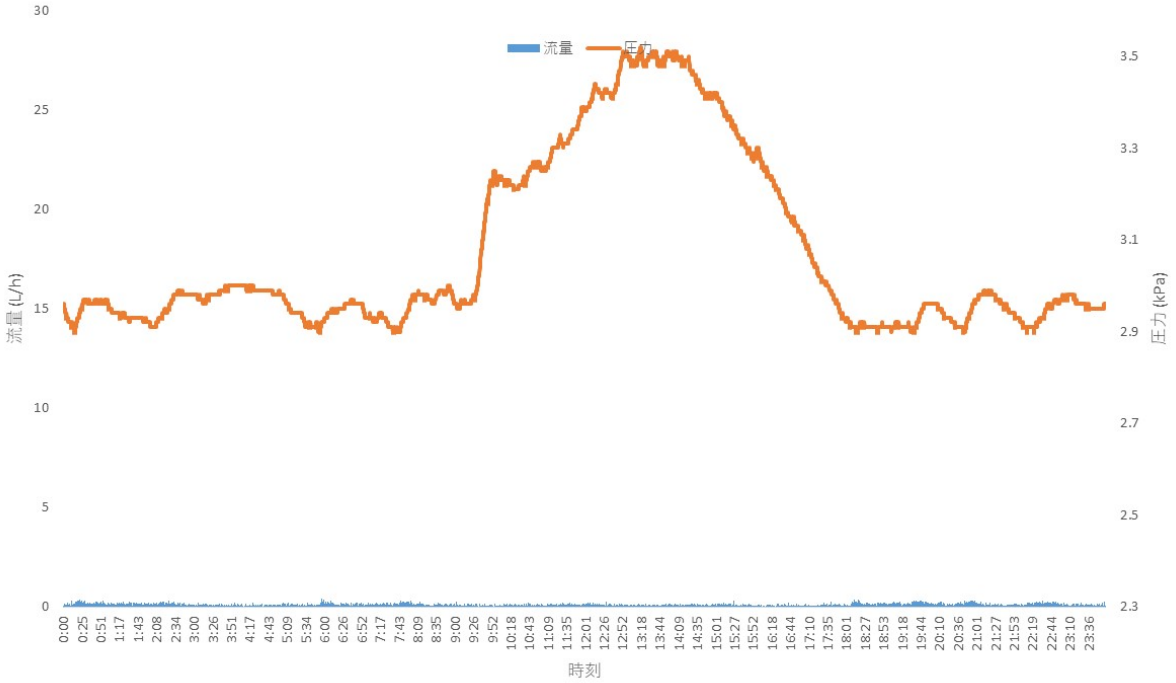

グラフ 7.1.29　1 月 30 日（日）

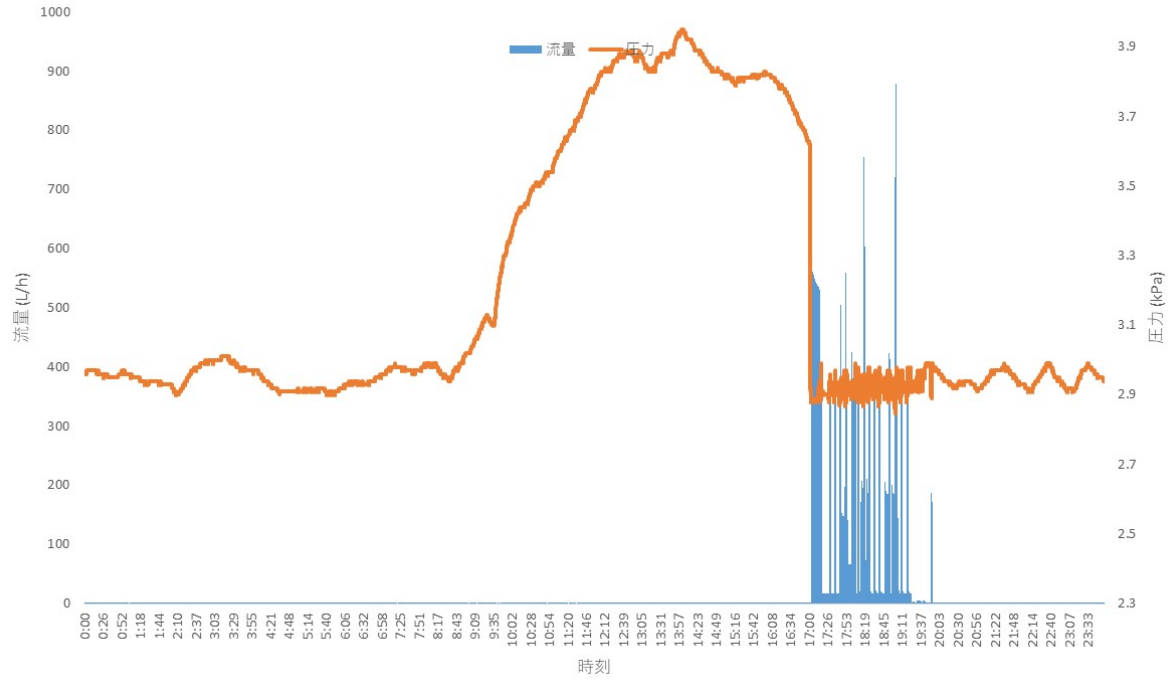

グラフ 7.1.30　1 月 31 日（月）

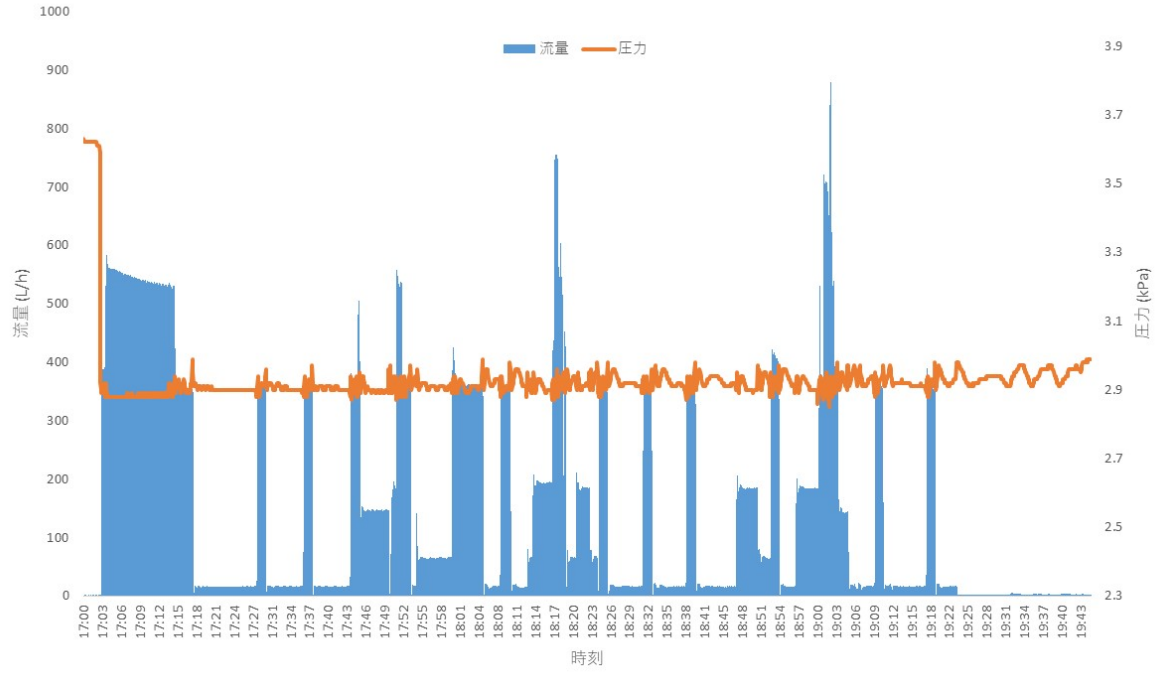

グラフ 7.1.31　1 月 31 日（月）拡大

（考察）

・夕方～夜にかけての営業の際にガスを使用していることが分かる。

・保有燃焼器の中に常時点火使用しているものがある可能性が高い。（フライヤーか）

・フライヤーは営業開始とともに火を入れ、その温度を維持するため定期的にガスを燃焼させて温度を維持していると考えられる。

・このフライヤーは稼働させてある温度に達すると、15L/h 程度の保温運転となり、約 8 分間隔において 360L/h 程度の燃焼で加温する制御の様である。（1 月 29 日参照）

・各日の継続時間は以下の通り

表 7.1.2　各日の継続時間

日付	継続時間
1 月 26 日（水）	4 時間 33 分
1 月 27 日（木）	2 時間 46 分
1 月 28 日（金）	3 時間 1 分
1 月 29 日（土）	2 時間 13 分
1 月 30 日（日）	0 分
1 月 31 日（月）	2 時間 40 分

サンプル No3　スーパーマーケット

①保有燃焼器
- 業務用コンロ
- 給湯器

②使用メータ容量：6 号

③ＬＰガスの設置状況：300kg バルク×1 台

写真 7.1.6　供給設備

④営業時間：9:30～20:00

⑤計測結果：以下に示す。

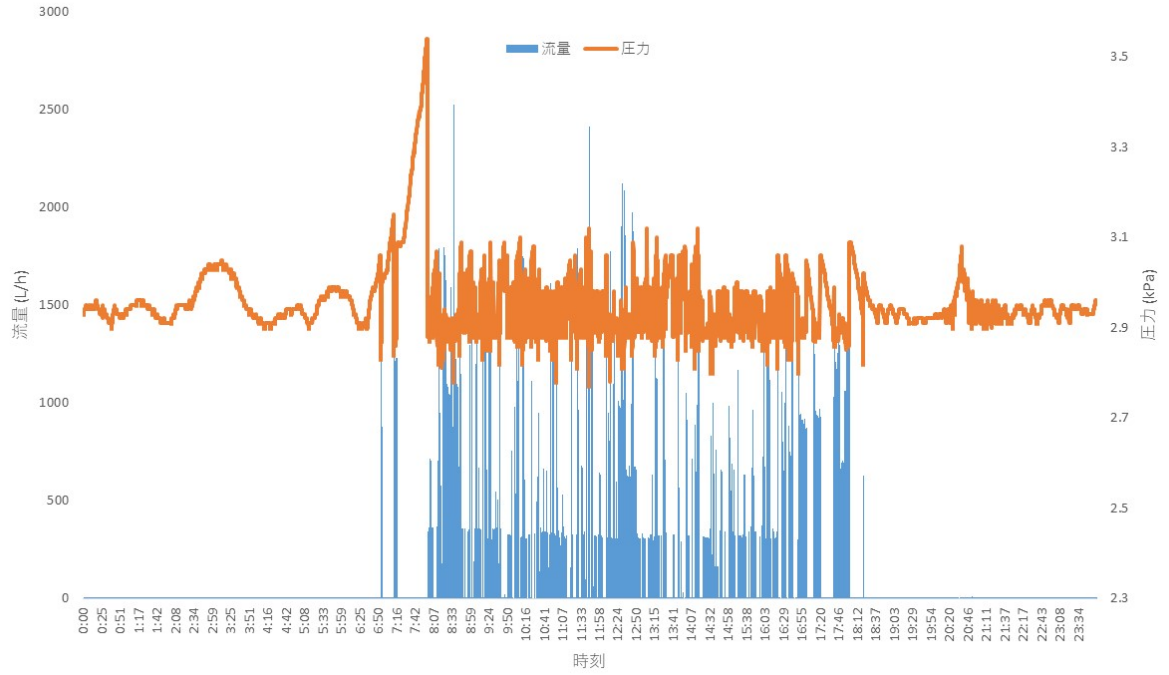

グラフ 7.1.41　1 月 15 日（土）

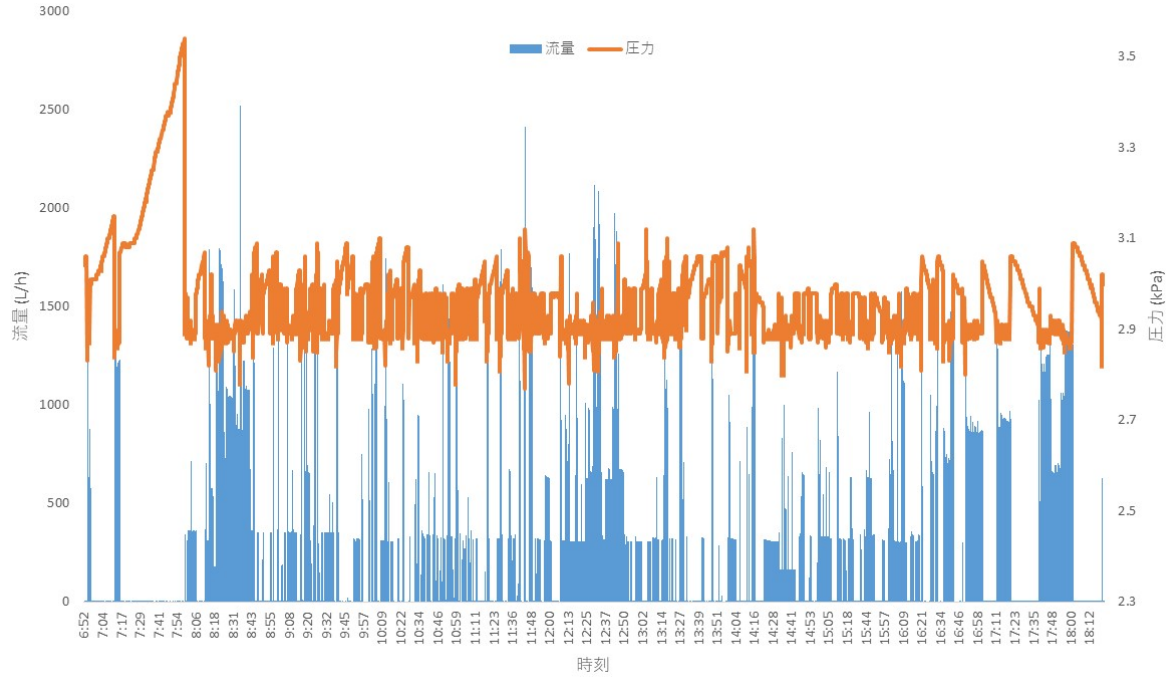

グラフ 7.1.42　1 月 15 日（土）拡大

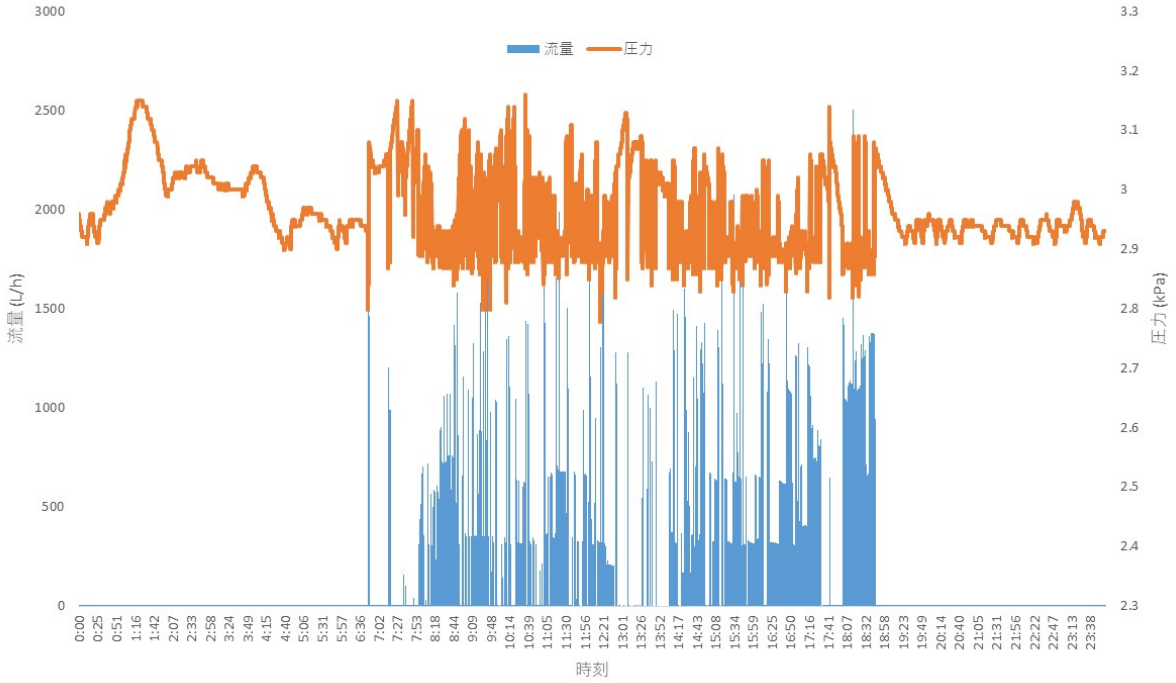

グラフ 7.1.43　1 月 16 日（日）

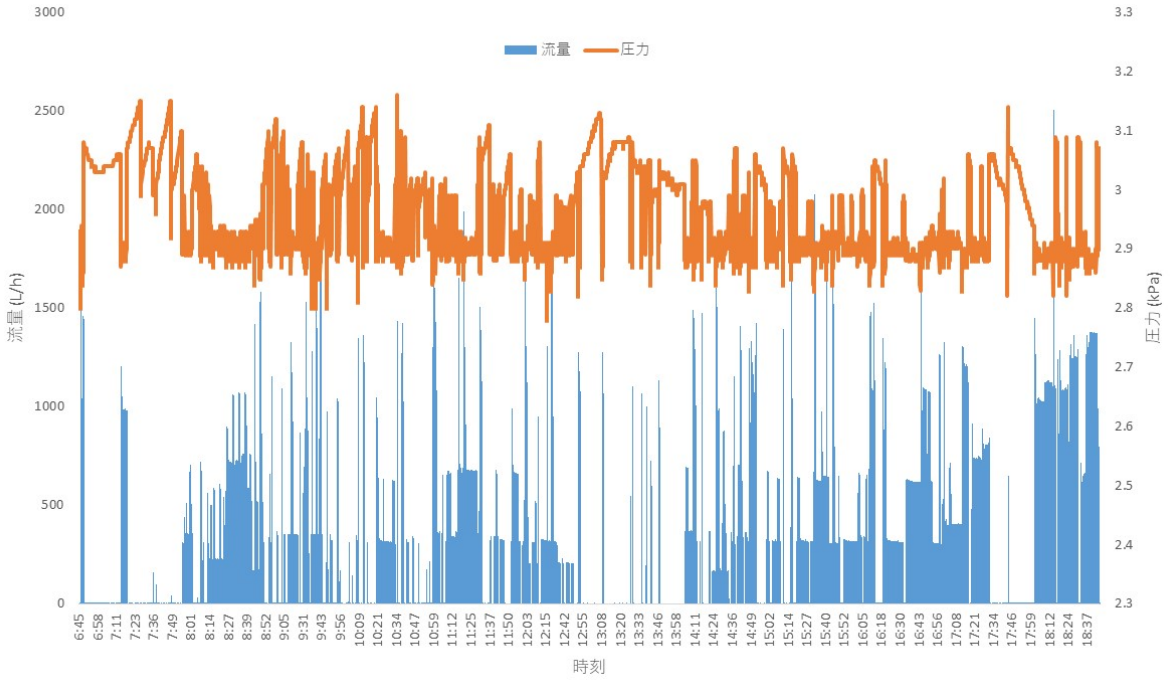

グラフ 7.1.44　1 月 16 日（日）拡大

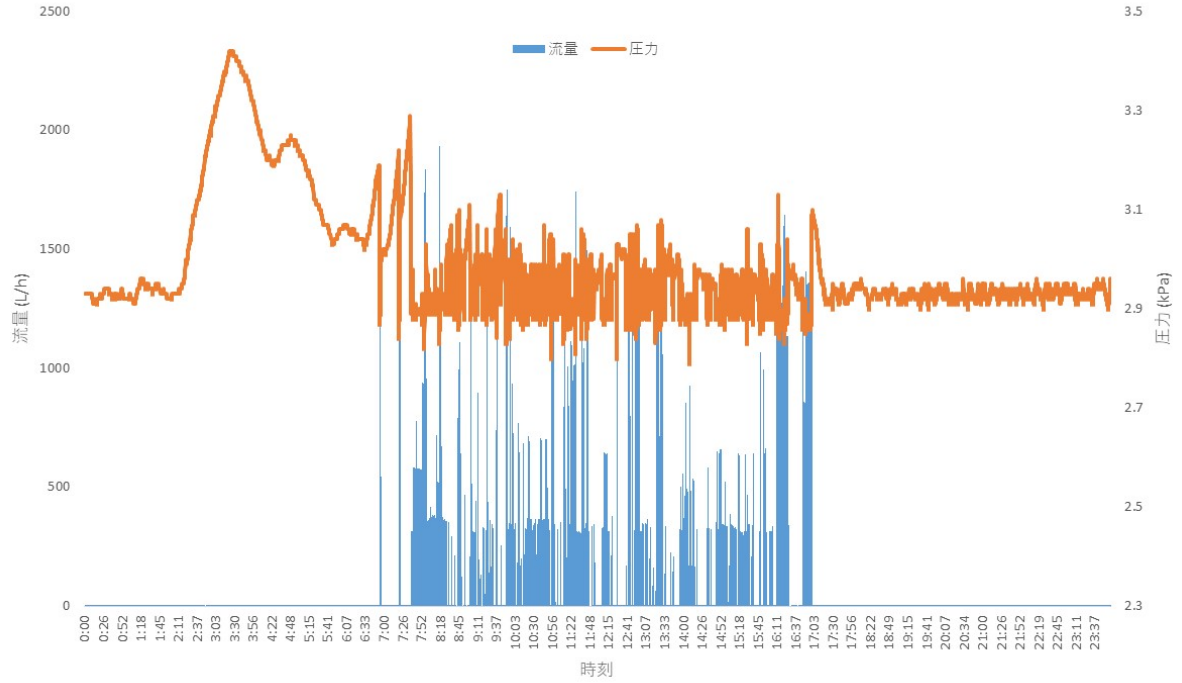

グラフ 7.1.45　1 月 17 日（月）

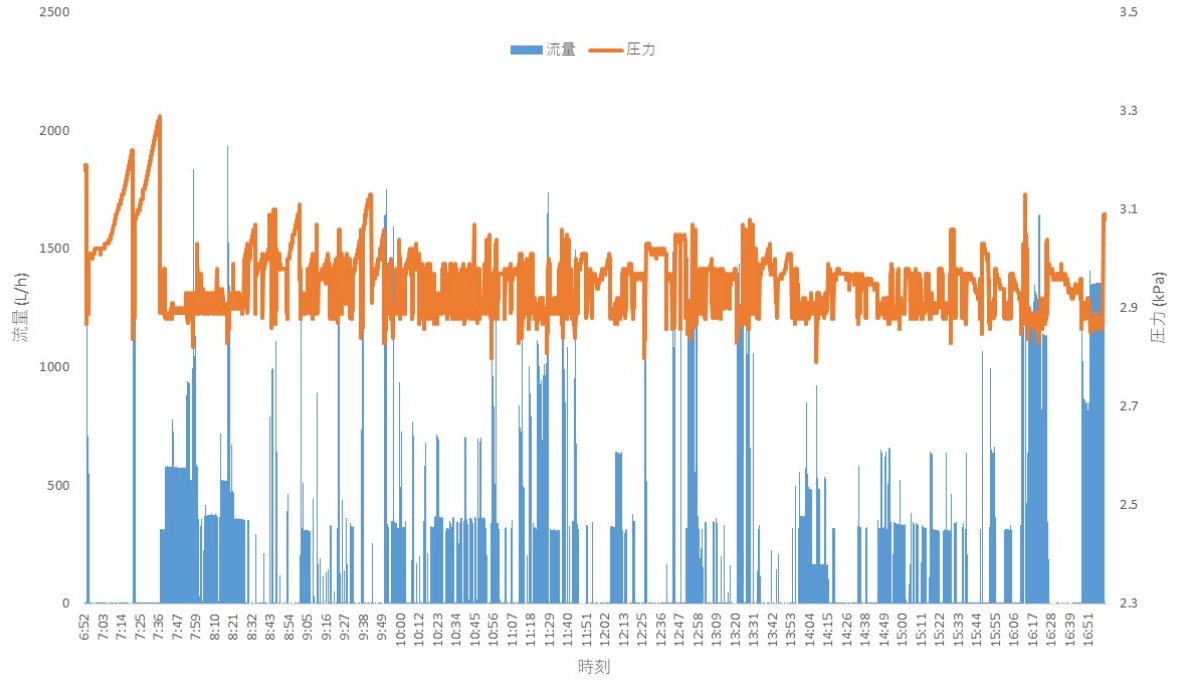

グラフ 7.1.46　1 月 17 日（月）拡大

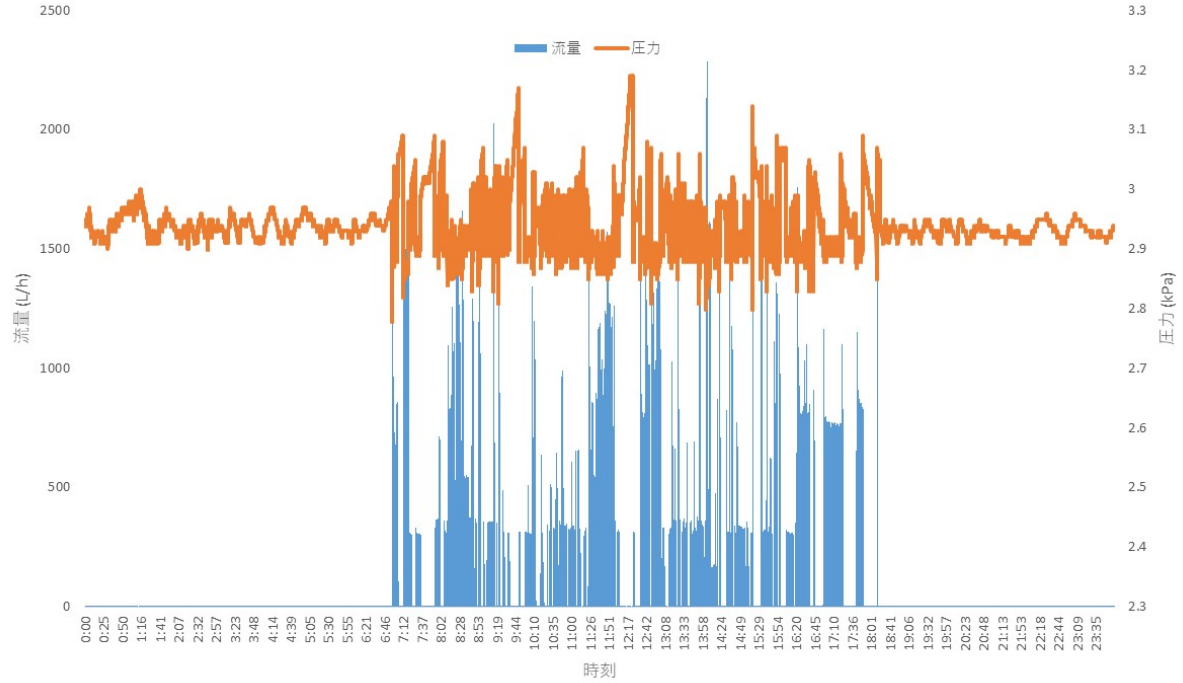

グラフ 7.1.47　1 月 18 日（火）

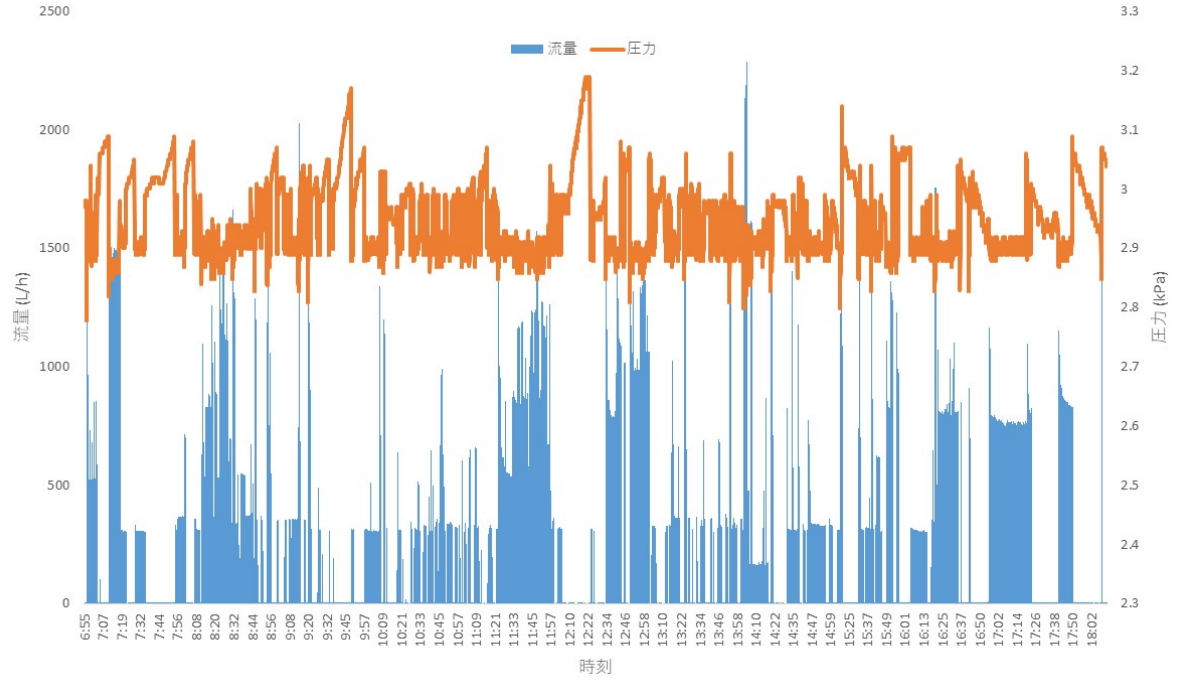

グラフ 7.1.48　1 月 18 日（火）拡大

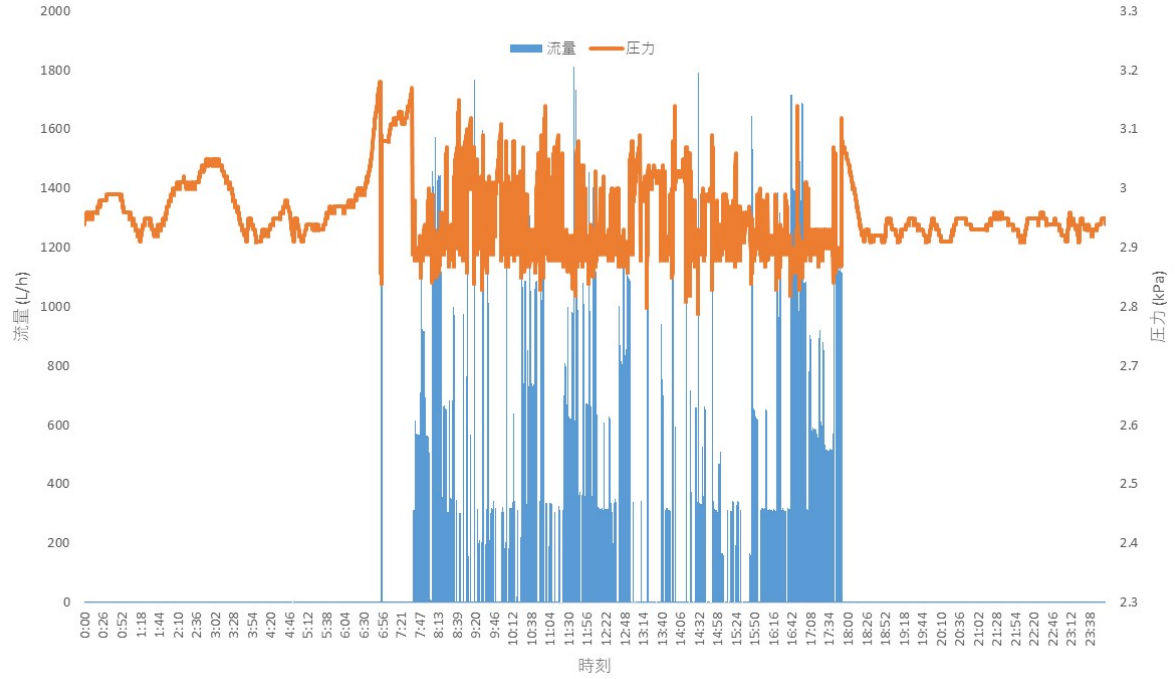

グラフ 7.1.49　1 月 19 日（水）

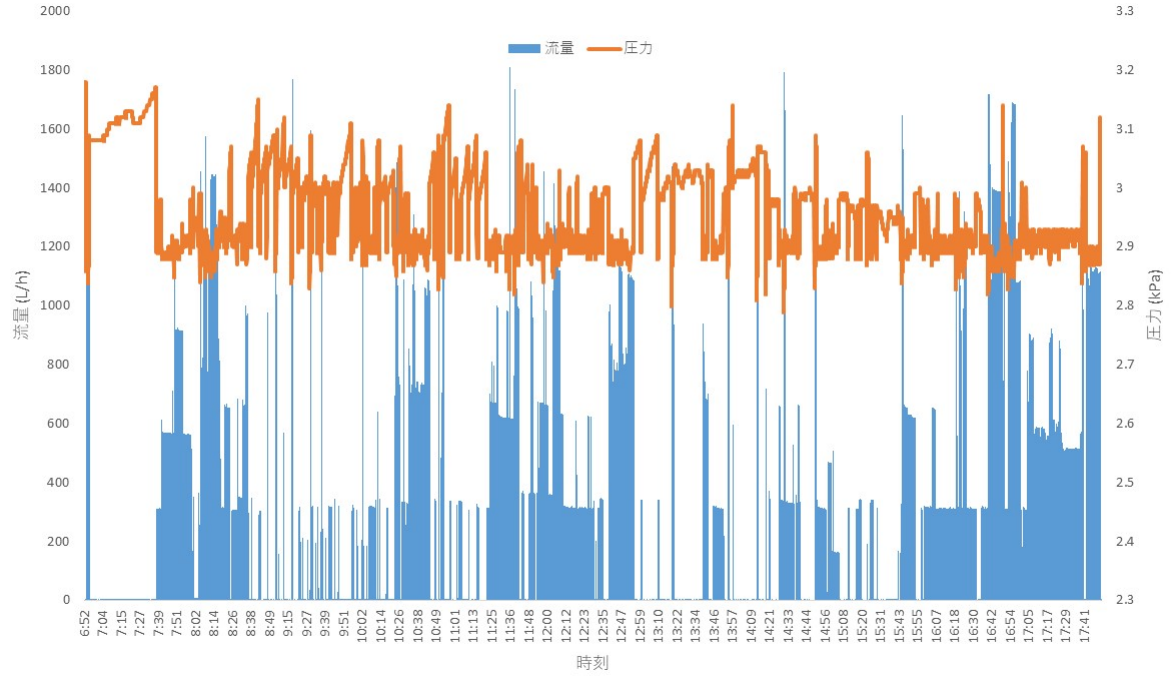

グラフ 7.1.50　1 月 19 日（水）拡大

（考察）
・早朝から 1 日を通してガスを使っていることが分かる。
・保有燃焼器がコンロと給湯器なので、連続して使用する時間は短い。
・連続使用は短いが、使用頻度はオン-オフの回数は多い。（業務用コンロか）
・朝、昼、晩で使用頻度が大きい。

サンプル No4　喫茶店

①保有燃焼器
- GHP×３台
- 給湯器 16 号
- 業務用コンロ
- オーブン

②使用メータ容量：6 号
③ＬＰガスの設置状況：50kg×4 本
④調整器容量：10kg 型
⑤営業時間：7:00～23:00

写真 7.1.7　計測状況

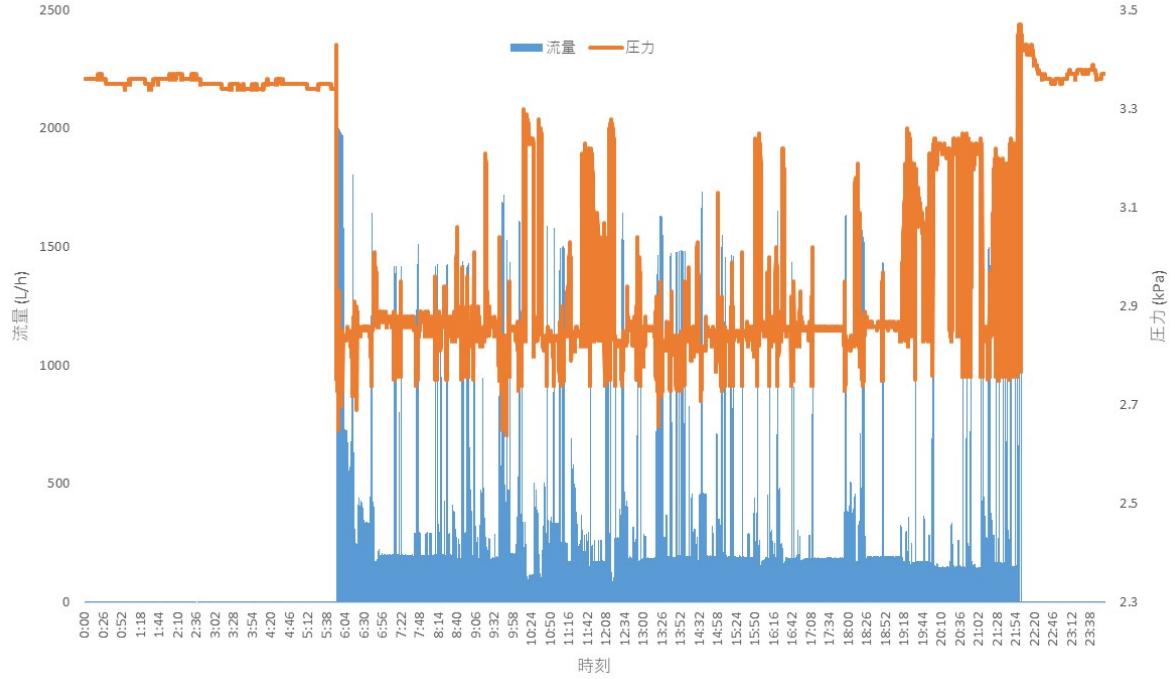

グラフ 7.1.51　1 月 22 日（土）

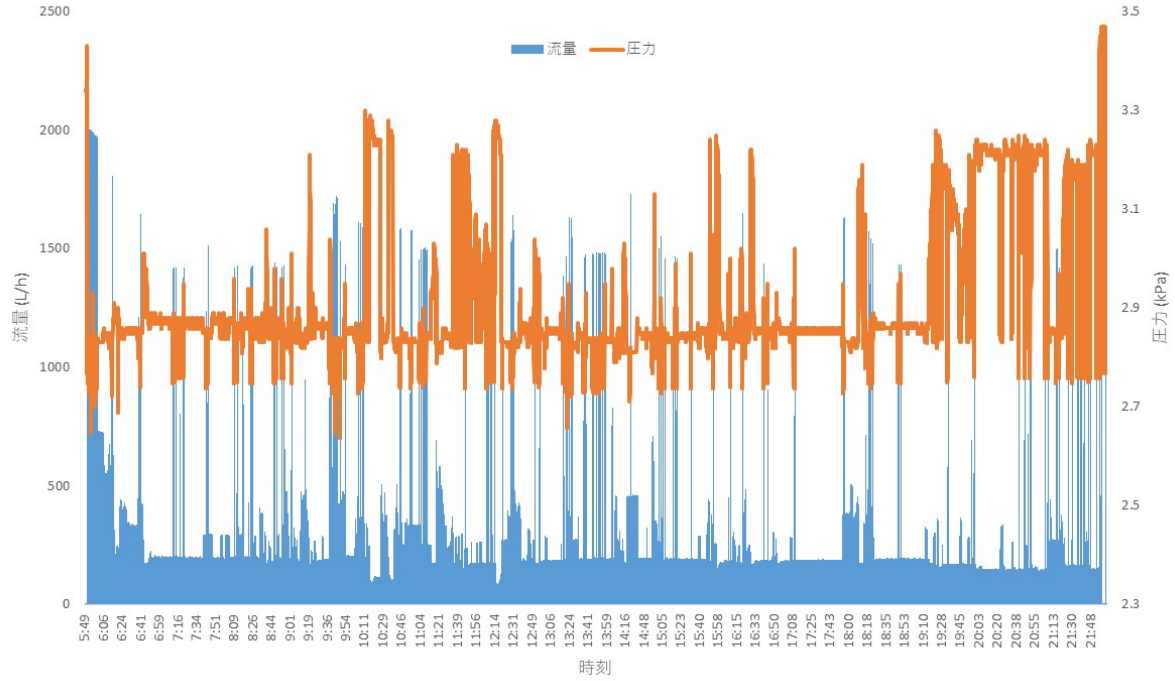

グラフ 7.1.52　1 月 22 日（土）拡大

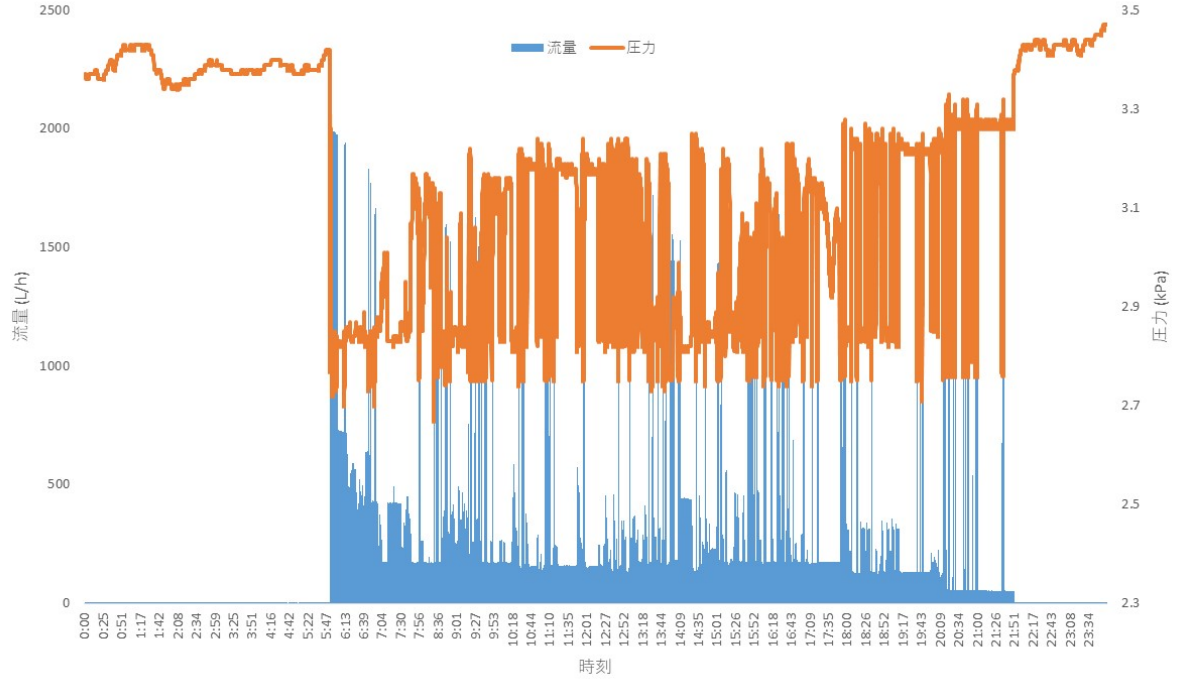

グラフ 7.1.53　1 月 23 日（日）

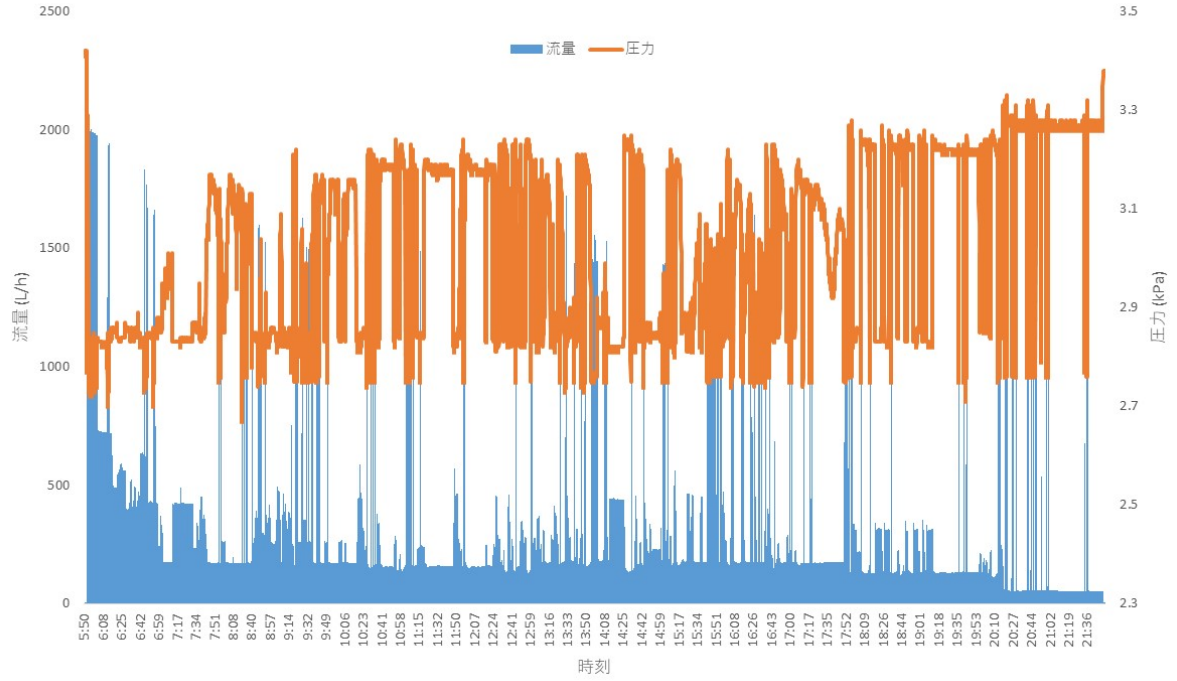

グラフ 7.1.54　1 月 23 日（日）拡大

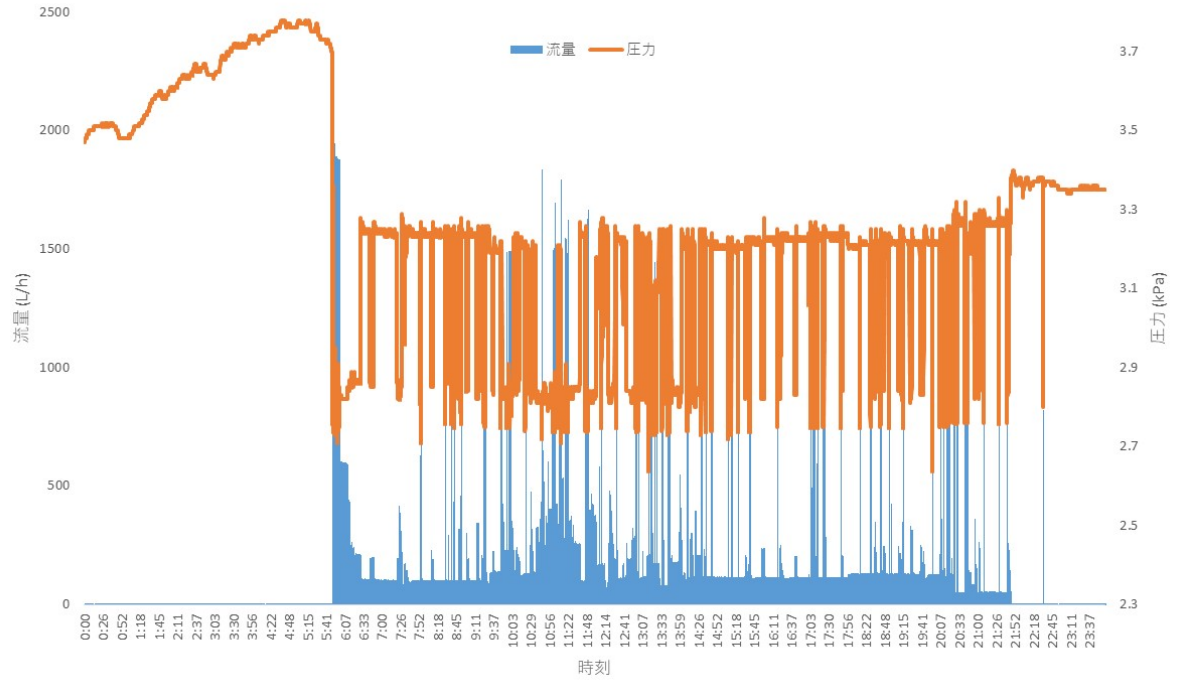

グラフ 7.1.55　1 月 24 日（月）

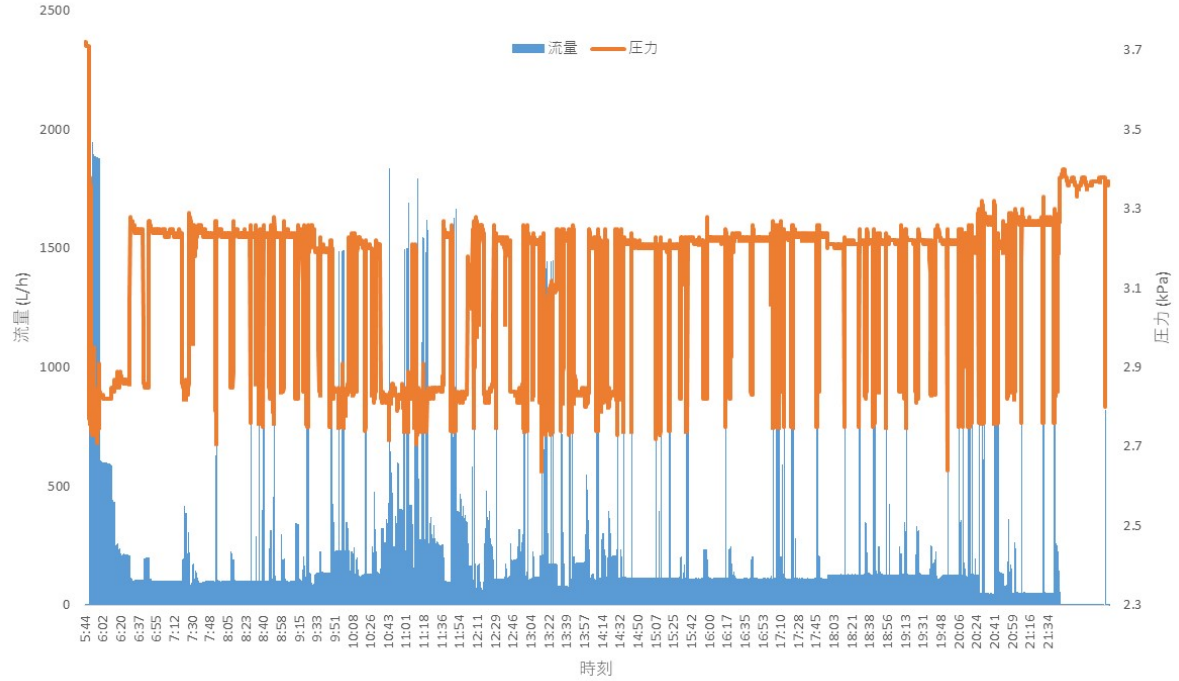

グラフ 7.1.56　1 月 24 日（月）拡大

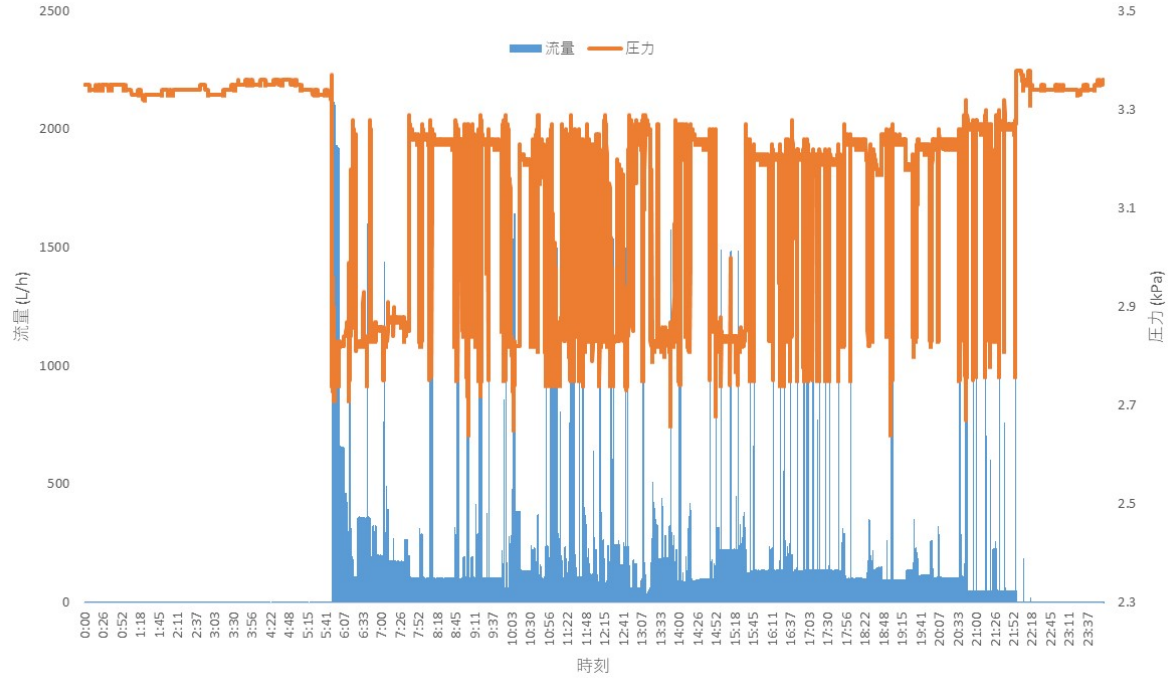

グラフ 7.1.57　1 月 25 日（火）

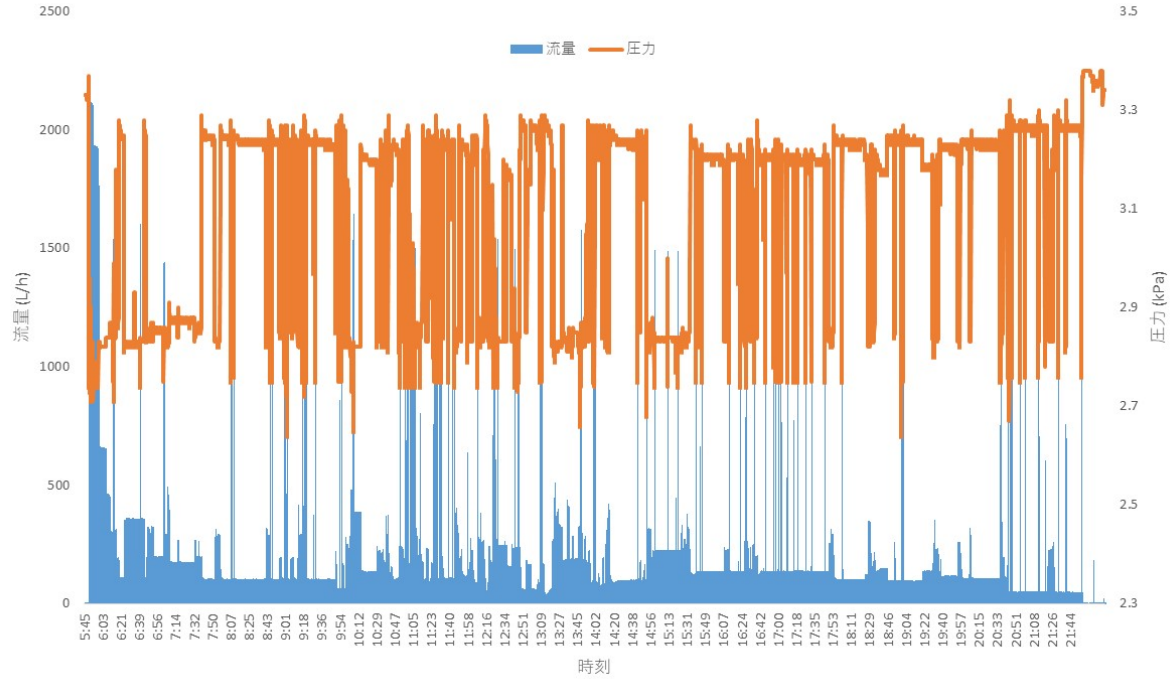

グラフ 7.1.58　1 月 25 日（火）拡大

（考察）

・ＧＨＰ×3 台を空調として使用している。

・朝から晩まで一日を通してガスが流れ続けいている。

・各日の継続時間は以下の通り

表 7.1.3　各日の継続時間

日付	継続時間
1 月 22 日（土）	16 時間 6 分
1 月 23 日（日）	15 時間 59 分
1 月 24 日（月）	15 時間 57 分
1 月 25 日（火）	16 時間 7 分

・ＧＨＰは電源をＯＮにすると、常にガスを使い続けるようだが、最低のガス流量は 50L/h 程度である。

・ＧＨＰは朝電源を入れると 2000L/h 程度以上を消費するが、数十分が経ち、ある温度まで上がると 50～300L/h 程度で運転を行い、1000L/h を超えることは少ない。

7.1.7　まとめ

今回は、業務用設備の流量データを収集し、そのガス使用の実情を把握した。

収集した設備は以下の通りである。

①工場

②居酒屋

③スーパーマーケット

④喫茶店

業務用設備は一般家庭設備と異なり、特殊な燃焼器を使用して特殊な燃焼パターンがあることが分かる。

特に今回の収集したデータで、業務用設備特有の機器と考えられるのは

①工場の吸収冷温水機

②居酒屋のフライヤー

④喫茶店のＧＨＰ

であると考えられる。

これらの機器は一般家庭用機器とは違い、営業中は常にガスを燃焼させており、ガスの継続使用時間は長い。

今回のデータでは

表 7.1.4　各機器の継続使用時間

機器	最長の継続使用時間
吸収冷温水器	12 時間 41 分
フライヤー	4 時間 33 分
ＧＨＰ	16 時間 7 分

となっている。

今回のデータ収集箇所は 1 日単位での使用となっており、朝から晩までの使用で夜には必ず火を消すこととなっているため、24 時間使用は無い。

業務用マイコンメータはこのような業務用設備の特殊なガスの使用方法に対応するため、継続使用時間オーバー遮断機能は搭載されていない。その代わりにガス漏れ警報器との連動が求められており、ガス漏れ警報器からのガス漏れ検知信号により連動遮断が行われることになっている。

業務用設備のガスを停止する場合は、地震時や配管の折損時（合計・増加流量オーバー遮断）等なら許容されるが、消し忘れを想定した継続使用時間オーバー遮断は許されないと考えられ、補償問題と成りかねない。今回のデータから、16 時間以上ガスが流れていてもそれはガスが漏れていない以上、正常に使われているのである。

一方で、ガス遮断はしないが警報表示を行う微小漏えい警告機能がマイコンメータには搭載されている。この機能は流量の大きさに関係なく、ガス流れている状態が 30 日間に達すると警告（Ｂ表示）を行う機能である。

この機能はガスの微小漏えいを検知することを想定しているため，微少なガスの流量（例示基準では 5L/h 未満のガス漏えいと記載）のガス漏えい検知に対応している。

業務用マイコンメータには大きなガス流量の使用時間オーバー遮断が無いため、長時間（30

日間）正常にガスを使い続けると当該警告が出てしまう事例がある。

ここで、30 日間常にガスが流れていたのかを確認する際にメーターの機種の違いが関係する。流量計測方法の違いとして膜式と超音波式の違いによるものも考えられるが、例えばガス停止の検知方法として、機種によって差はあるが数十分から 1 時間程度ガスを停止させないとガスが止まっていることを認識できない場合もある。例えば数分程度の断続的なガス流量が 24 時間、30 日間継続した場合、ガスが停止していることを認識できるメーターと、出来ないメーターが存在する可能性もある。

ガスメーターに関する法規上の要件を以下に示す。

施行規則
（供給設備の技術上の基準）
第 18 条
法第 16 条の 2 第 1 項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
22
第 16 条第 13 号に基づき液化石油ガスを体積により販売する場合にあっては、次のイ又はロに掲げるもの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。（以下略。）
イ　異常なガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能及びその旨の表示を行う機能を有するガスメーター

例示基準　44.ガスメーターの機能

ガスメーターの機能は次の基準のいずれかに該当するものとする。

１．ガスメーターは、遮断弁を有するガスメーターであって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

(1)次の表の左欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれの同表の中欄及び右欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの

ガスメーターの使用最大流量	合計流量遮断ガス流量	増加流量遮断ガス流量
4m³/h 以下	0.9m³/h 以上 5.0m³/h 以下	0.9m³/h 以上 使用最大流量以下
4m³/h を超え 40m³/h 以下	使用最大流量の 1.25 倍	2.0m³/h 以上 使用最大流量以下

(2)継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止するもの（使

用最大流量が 3m³/h 未満のものに限る。）

(3)0.005m³/h を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うもの

２.ガスメーターは、次の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。
(1)KHKS0726　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ⅱ型）基準
(2)KHKS0728　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｌ型）基準
(3)KHKS0733　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ型）基準
(4)KHKS0737　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（ＳＢ型）基準
(5)KHKS0741　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ型・ＥＢ型）基準
(6)KHKS0742　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ４型）基準
(7)KHKS0743　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ４型）基準

今回取得したデータはこのような膜式と超音波式の計測方式の違いについて、検証を行う基礎データとなる。今後、業務用マイコンメータの安全性向上の検証方法として、取得したデータを利用した各流量計測方式（膜式又は超音波式等）等の違いに関するシミュレーションを行うことで流量の有無の認識に関する違いを検証することが可能となるだろう。

7.1.8　ＬＰガス販売事業者への聞き取り調査

ＬＰガス設備の保安情報の有無等について、ＬＰガス販売事業者に対して聞き取り調査を実施した。今回は微小漏えい警告に関して集中監視システムにおける情報の受信状況について調査を行った。

①概要

マイコンメータには微少漏えい警告機能が搭載されている。微少なガス流量が 30 日間継続すると警告が発せられる。（Ｂ表示）この機能の発生状況について聞いてみたところ、以下の通りであった。

②聞き取り結果

集中監視システムを導入したＬＰガス販売事業者にその発生状況を聞いてみたところ、その結果を以下に示す。

表 7.1.5　警告（B表示）発生数

2021 年分			
時期	総件数	発生理由	該当件数
2 月	106	口火登録不可リスト入力済み	76
		給湯器の劣化	3
		埋設配管の劣化	2
		エネファーム使用	1
		ふろがまの種火を付けたままにしていた	1
		ガスコードの劣化	1
		不明	22
5 月	89	口火登録不可リスト入力済み	65
		コック半開き	1
		コックの劣化	1
		点検時に取り付けた検査孔プラグからの漏れ	1
		24 時間使用	1
		給湯器消し忘れ	1
		不明	19
8 月	72	口火登録不可リスト入力済み	63
		埋設配管の劣化	1
		24 時間使用	1
		本管調整器下部のユニオン接続部より漏れ	1
		不明	6
11 月	85	口火登録不可リスト入力済み	61
		消費先配管の劣化	2
		給湯器の劣化	2
		埋設配管の劣化	2
		浴室暖房の劣化	1
		不明	18

●全顧客数：30 万件（メータ数）

③まとめ

この表は2021年を4つの季節に分割して3ヶ月毎にＢ表示を集計した物である。

- 例えば2021年2月分で106件のＢ表示があった。これは率で表すと0.035%である（全顧客数30万件)。同じく他の季節分も表すと

  5月分→0.030%、

  8月分→0.024%、

  11月分→0.028%となる。

  平均で0.029%であり、これがＢ表示の発生率であると考えられる。
- Ｂ表示の内容で各季節でも一番多いのは『口火登録不可リスト入力済み』であり、これはＧＨＰ等の長時間使用によるものであり、ガス漏えいは無いことが確認されている。つまりガスは正常に使われており、無効な表示である。
- 有効な判定（機器の劣化等）を集計すると

  2 月分→7 件　有効判定率 6.6%

  5 月分→4 件　有効判定率 4.5%

  8 月分→2 件　有効判定率 2.8%

  11 月分→7 件　有効判定率 8.2%

  有効な判定はＢ表示の中の数%程度である。
- 『不明』とはＢ表示が発信されたが、ガス漏えいは発見されなかった場合である。
- 本データには一般家庭用、業務用或いはマイコンメータの膜式、超音波式の区別が無いため、全てのものが一緒になっている結果である。
- Ｂ表示発生件数のうち、無効な件数が大半を占めているため、これを認識することが可能なソフト的な開発が必要である。
- 特に、口火登録に関する機能であり、そのほとんどが業務用設備であると考えられ、登録流量範囲の検討等が必要だと思われる。
- Ｂ表示が出現する設備については、継続して更なる調査が必要であると考えられる。

7.1.9　今後の予定

今回の調査から分かったこと及び方向性としては

- 福島県郡山市で令和 2 年 7 月 30 日に発生した爆発事故を踏まえて、業務用マイコンメータの機能の有効活用について調査・検討を行った。その結果、業務用マイコンメータに使用時間制限を設けるのは実態として難しいと考えられるが、長時間使用状態を検知して可能な限り早く警告を表示する機能については、検討の余地があると考えられる。
- 新たな提案として考えられるのは、現在、30 日間の微小漏えい検知機能の発信機能を任意の日数で設定することで、より早く異常検知を検知することが可能となる。例えば今回収集した結果では、1 日で最長 16 時間程度の継続時間であったが、これについては 3 日間を超える場合には異常の発信を行うとの設定とすれば、より早く異常状態を検知することが可能となり、設備の保安は向上するだろう。
- 現状のマイコンメータは初期設定が 30 日となっている。この日数を初期の時点から短くして出荷することでより早く異常を検知できることが可能となる。この設定機能は技術基準等を改正する必要はなく、既に想定された設定可能な数値である。
- 今回の調査ではデータ収集装置を取り付けたことで、具体的な継続使用時間を把握できたが、実際の業務用設備の現場ではそれは難しい。従って 30 日間を何日まで短くできるのか設定変更の場合には考慮する必要があるが、これは手動で設定することは難しいだろう。例えば継続日数に対してある安全係数を掛けて設定値を見つけようとした場合、何倍の安全係数を掛ければよいのかということである。
- この課題に対してはマイコンメータ自体が通常の使用日数パターンを学習して、その設備に適切な継続日数を自動設定することも考えられる。既に搭載している自動学習機能を応用することでソフト的な開発により保安の向上が考えられる。
- メーターのソフト的な開発はコスト増加への影響は小さいと考えられており、このようなソフトが最初から搭載されているならば、初期設定のまま現場に取り付けられるケースが多いため円滑な普及が促進されることが考えられる。
- 今後、メーターメーカー及びＬＰガス販売事業者等と協議を行い、ソフトを搭載したマイコンメータの販売及び普及に向けた運用について検討を行うことが望まれる。
- マイコンメータは全国のＬＰガス消費世帯のほぼ全てで使用されているが、新たな燃焼器の出現や使用方法により判定機能が従来通りに働かない場合もある。特に保安機能に係る機能については統一されており、各メーカーでの変更は難しい。今後は、これに対しＬＰガス販売事業者や関係団体等を加えて、協議・検討・調査を行い、不具合等を解決し目的を達成していく必要がある。

７．２　新形状（直管型）マイコンメータ等による保安向上に関する調査及び技術基準案の作成

7.2.1　背景・概要

令和元年度の経済産業省委託事業（緊急遮断バルブの開発）において、新形状（直管型）のマイコンメータ（図 7.2.1、図 7.2.2）の可能性が示された。

また、令和２年度の経済産業省委託事業（ＬＰガス保安規制に関する調査検討事業）において、調整器とマイコンメータを直結することにより低圧部のガス漏えいは全てマイコンメータで遮断可能となるため、保安向上の可能性があること。当該マイコンメータを壁面に設置により雪害防止対策の可能性があることが示された。さらに、調整器とマイコンメータを直結することにより容器近傍にマイコンメータが設置されることから、容器交換時等にマイコンメータ表示による漏えい確認、調整圧力・閉塞圧力の確認や供給設備の状態確認が容易になり、定期点検調査の効率化の可能性があることが示された。

図 7.2.1　緊急遮断バルブ

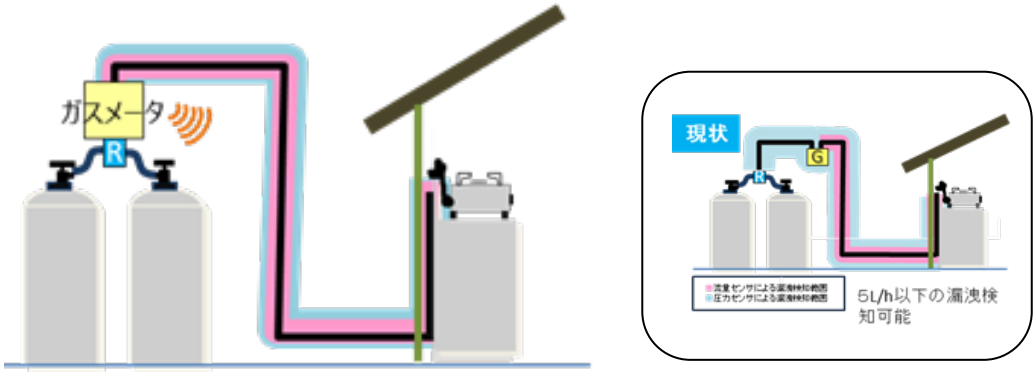

図 7.2.2　調整器とガスメータを直結した設備（供給管レス）のイメージ図

令和 3 年度においては、新形状（直管型）のマイコンメータの試作及び評価を通じて課題（ドレンの影響、施工方法及び資格など）を抽出するとともに、事故防止・事故低減に係る調査を実施する。

また、調整器とマイコンメータを直結した調整器一体型マイコンメータが実用化した場合における技術基準上の対応について検討を行う。

7.2.2　利点（メリット）及び懸念点等

新形状（直管式）マイコンメータについて、調整器と当該メータを直結することにより、保安上の利点（メリット）としては漏えい検知精度の向上及び新形状（直管式）マイコンメータによる遮断範囲の拡大（低圧部の漏えいについては、全て遮断可能）、定期点検調査の合理化等があげられる。

一方、調整器とマイコンメータを直結した場合では、ドレンの影響、再液化の影響の他、メータ交換作業時の資格の有無（同型式のメータ交換時には、液化石油ガス設備士の資格不要：液石法規則第 108 条）、供給開始時及び定期の点検調査の実施等について検討が必要である。以上のような利点や懸念点の詳細を表 7.2.1 に示す。また、各利点・懸念点についての具体的な検討結果は 7.2.3～7.2.5 に示す。

表 7.2.1　利点（メリット）及び懸念点

利点（メリット）	懸念点等
【漏えい検知・遮断】 ■ 漏えい検知精度の向上及び漏えい遮断範囲の拡大 1. 圧力式微少漏えい警告（ＢＲ）では、検知原理上少なからず漏えいが発生していないにも関わらず、警告が表示される場合がある。従来、圧力式でしか漏えい検知できなかった調整器とガスメータ間（供給管）については、ガスメータと調整器との直結により低圧部の供給管が存在しなくなることから、低圧部の漏えいについてはより精度の高い流量式微少漏えい検知機能で漏えいを検知することが可能である。また、圧力式微少漏えい警告機能と併せることにより、さらに検知精度向上が期待できる。 2. 供給管が損傷した場合、管内圧力低化によりガスメータは遮断することが可能であるが、ガス漏えいは停止できない。配管等の損傷によりガスが漏えいした場合には、合計・増加流量遮断、継続時間遮断や遠隔遮断によりガスの漏	■ 集合住宅や集団供給では、調整器とガスメータを直結することが難しい。但し、各消費者に設置されるガスメータ（子メータ）の他にガスメータ（親メータ）を設け調整器を設置することにより、調整器とガスメータ（子メータ）間（供給管）の漏えい検知性能向上と遮断範囲の拡大が期待できる。 ■ ドレンや再液化などの影響に対する検討が必要。 ■ 調整器を直結することによるガスの流れや流速測定への影響への検証が必要。

<table>
<tr><td>えいを停止することが可能であり、ガスメータと調整器との直結により低圧部の供給管をなくすことにより、低圧部（配管部）の漏えいは全て検知可能となる。</td><td></td></tr>
<tr><td>【保安業務の効率化】
■ 定期点検調査
充填容器等とガスメータが近接して設置されることから、容器交換時に容器交換時等供給設備点検に合わせ、定期供給設備点検に係る点検項目も併せて実施することにより保安業務の効率化が可能である（漏えい試験、調整圧・閉塞圧・燃焼器入口圧力の確認はガスメータの表示確認で代替するなど効率化を図る。）</td><td>■ 集合住宅や集団供給では、各消費者に設置されるガスメータ（子メータ）の表示を容器交換時等供給設備点検時に確認するのは困難な場合が想定される。

■ 定期供給設備点検を実施する場合、容器交換時等供給設備点検が行える調査員の資格では実施できない。定期供給設備点検を実施するには、保安業務員等の資格が必要である。
<table><tr><th>資格者</th><th>容器交換時等供給設備点検</th><th>定期供給設備点検</th><th>定期消費設備調査</th></tr><tr><td>液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>製造保安責任者免状の交付を受けた者</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>販売主任者免状の交付を受けた者</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>業務主任者の代理者の資格を有する者</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>充てん作業者</td><td>○ ※1</td><td>○ ※1</td><td></td></tr><tr><td>協会が行う講習修了者（いわゆる保安業務員） ※3</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>協会が行う講習修了者（いわゆる調査員） ※3</td><td>○</td><td></td><td>○ ※2</td></tr></table>※1　平成12年4月1日以降の資格取得者、又は再講習を修了した者
※2　質量販売に係る容器・調整器まわりの事項のみ（規則第18条第1号及び第20号イの事項）
※3　6ヶ月以上の実務経験が必要

■ 供給開始時点検・調査時の漏えい試験、調整圧・閉塞圧の測定には、検査孔が必要である。従来は調整器とガスメータ間の供給管部に設置されているが、供給管部が無くなった場合は、検査孔をガスメータ出口以降に設置する、もしくは、別途検査孔の治具を接続するなどの対応が必要。</td></tr>
<tr><td>【液化石油ガス設備工事】
■ 設置プレート等を壁面に設置することにより落雪による被害低減が可能である。</td><td>■ メータ交換作業時の資格
同型式のメータを交換する際には、液石法規則第 108 条により液化石油ガス</td></tr>
</table>

	設備士の資格が不要であるが、既存のガスメータから新形状（直管式）ガスメータに交換する際の資格の必要性について検討が必要である。 ■ ガスメータの固定方法 容器交換時等にガスメータの感震遮断機能の誤作動や配管等が折損しない固定が必要である。 ■ ガスメータの施工位置 現行のメータは、口金や出入口の幅の統一により製造会社を問わずに交換が可能である。一方で、直管型メータを施工する際にメータ前後の鋼管が固定等されている場合において、各社でメータの長さが異なる場合には取り付けが出来ない可能性がある。 ■ 現行メータのユニオン接続は、ユニオンツバが口金に数 mm 入り込むインロー形状となっており、直管型でメータ前後の管位置が固定されていると取り付け、取り外しが出来なくなる可能性がある。
【その他】 ■ 質量販売において、マイコンメータと同等の安全性を有する緊急遮断バルブとして使用（併用）可能であり、島しょ部などといった供給困難地域においても、安全性を高める上で有効と考えられる。	■ 地震等の災害時に容器が傾いたり転倒した場合に、ねじ込み部が少ないため大きな力が加わり、配管やメータの破損が生じる可能性がある。 ■ 調整器とメータの一体型では、雨や雪がメータから調整器に垂れることで腐食性の環境になる可能性がある。材質での対処は困難と考えられる。

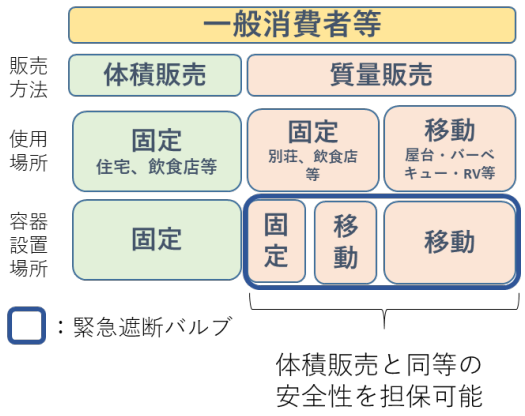

■　調整器とガスメータの直結により、設置作業の低減を図ることが可能である。

■　メータ取付位置が高くなるケースも考えられ、メータ表示が視認しにくくなる可能性がある。

7.2.3　新形状（直管型）マイコンメータの試作及び評価

直管型マイコンメータの評価や課題の抽出のため、現行のマイコンメータと同等の保安機能（「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ型・ＥＢ型）基準　KHKS0741」に規定する保安機能（漏えい検知、圧力検知、感震遮断等）及び表示機能）を有する直管型マイコンメータを試作する。なお、本試作は直管型メータの実用化に資するデータ取得を目的としないため、メータの長さや口金形状といった仕様の規格化については今後、別途議論を行う必要がある。

（１）　仕様

直管型マイコンメータ及び直管型マイコンメータと接続する一体型調整器の試作品仕様を以下の表 7.2.2 及び表 7.2.3 に示す。試作品は調整器とメータが直結された調整器一体型（図 7.2.3）とメータ単体（図 7.2.4）の２種類を作製した。

表 7.2.2　直管型メータ試作品の仕様

項目	調整器一体型 （メータ部）	メータ単体
外形	幅 80×高さ 174×奥行 95［mm］　全長 220［mm］	
継手部	入口：M35 出口：M36	入口：M36 出口：M36
重量	0.98 kg	
計測流量	最大 4 m^3/h	
保安部	液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ型・ＥＢ型）基準　KHKS0741 に準拠	
端子台	ＤＴ-ＳＧ通信、警報器、外部機器及びUバス端子を設置	
材質	ボディ：アルミ カバー：ABS	
個数	２個	２個

表 7.2.3　一体型調整器試作品の仕様

項目	調整器一体型（調整器部）
種類	自動切替式一体型調整器
外形	幅 82×高さ 116×奥行 159［mm］
継手部	入口　Rc1/4 出口　M35
重量	0.8 kg
容量	8 kg/h
ドレン対応	ドレンポット一体型
材質	ボディ：アルミ カバー：アルミ
個数	２個

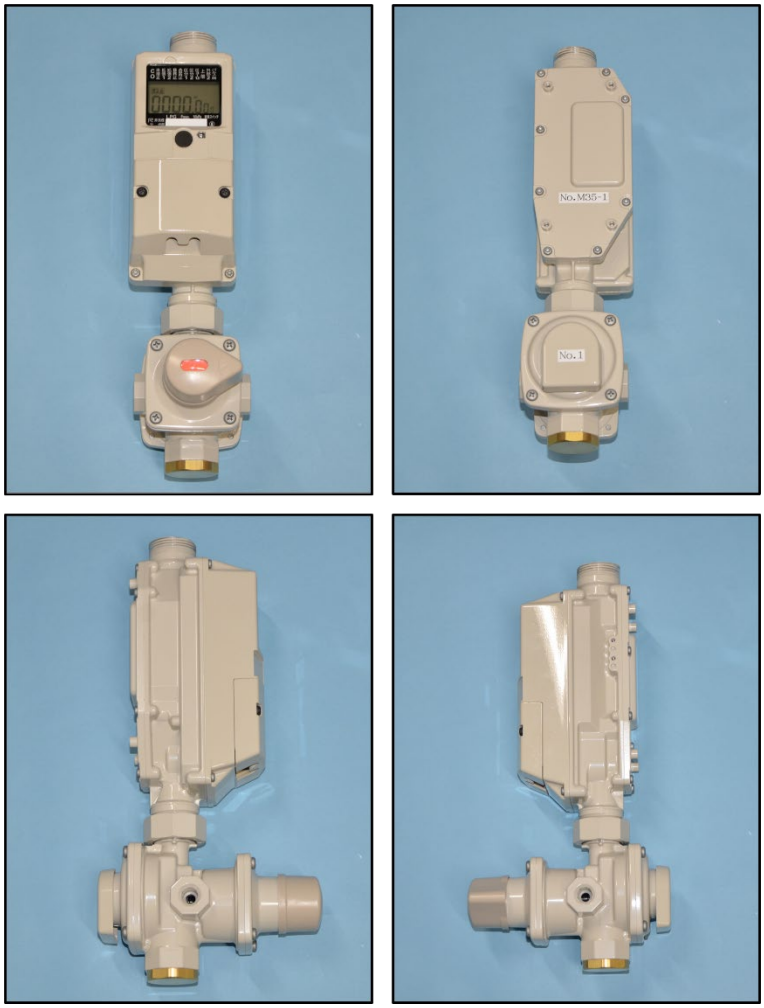

図 7.2.3　調整器一体型直管型マイコンメータ

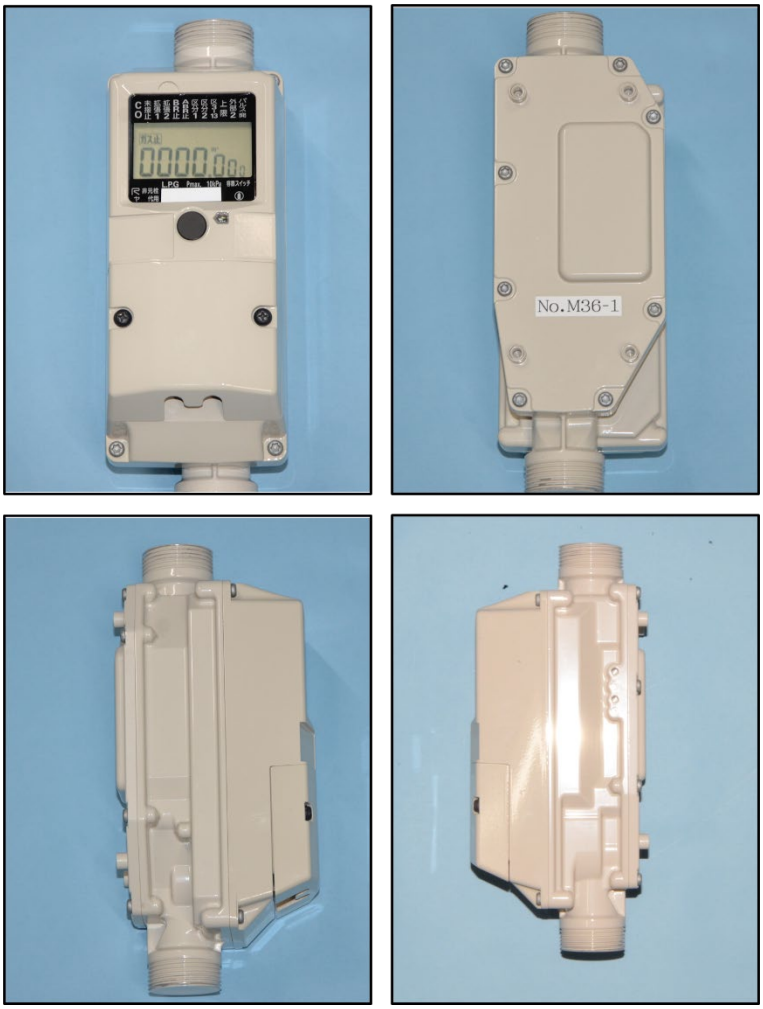

図 7.2.4　直管型マイコンメータ（単体）

（２）　評価

7.2.3.1 の仕様に基づき作製した試作品に対する評価結果は、直管型メータにおいては①外部気密試験，②内部気密試験，③器差試験，④圧力損失試験，⑤保安機能について、調整器においては①気密試験，②閉塞圧力，③調整圧力，④安全機構の動作，⑤補給開始圧力について、いずれの評価項目においても準拠する基準を満たした。

（３）　施工方法案

まず、施工方法について検討を行った。現行の施工方法は、図 7.2.5 に示すとおり LP ガス設備設置基準及び取扱要領 KHKS 0738（青本）に定められている。直管型メータを施工するにあたり、調整器一体型メータと、直管型メータ単体と従来の調整器を接続して取り付ける場合の 2 通りの施工案を以下の図 7.2.6～図 7.2.7 に示す。

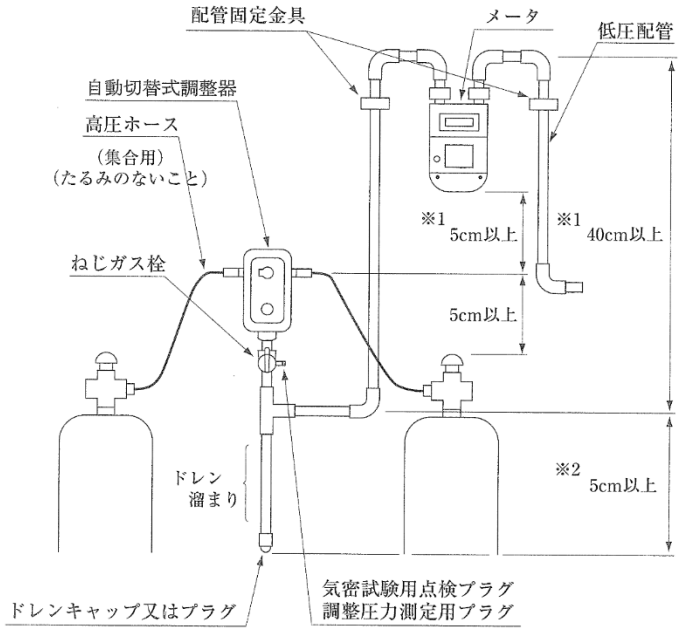

※１　メータ設置高さが調整器より 5cm 以上高い位置に設置できない場合は、立上り管長さを 40cm 以上とする。

※２　SGP 管 15A 又は 20A を 5cm 程度使用したドレン溜まりと同等の容量のドレン溜まりを設ければ、立上り管は 40cm 以下でも良い。（約 5cm 程度の立ち上がりがあればドレンの影響を受けないことが高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所の研究で確認されている。）

図 7.2.5　LP ガス設備設置基準及び取扱要領（青本）で定められている現行の施工方法

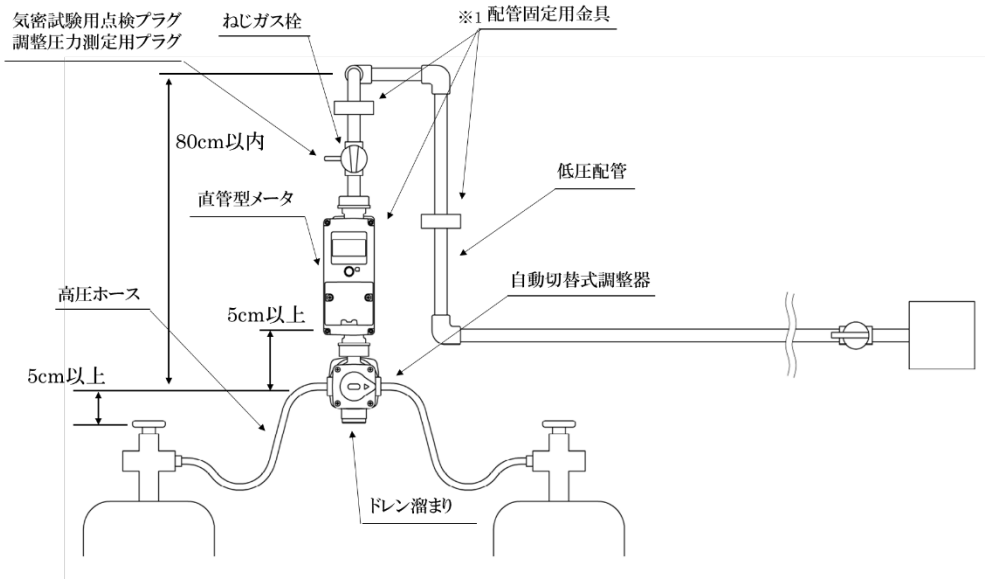

※１　メータの背面にプレート等を取り付けて、壁面等に固定することも可能。

図 7.2.6　調整器一体型の直管型メータを施工する場合

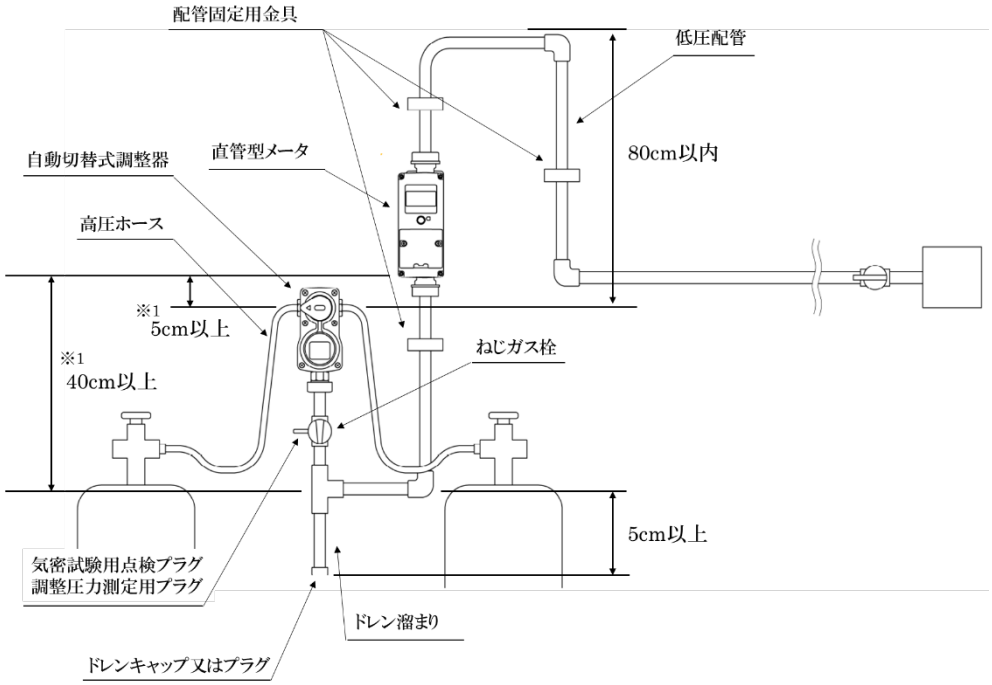

※1　メータ設置高さが調整器より 5cm 以上高い位置に設置できない場合は、立上り管長さを 40cm 以上とする。

図 7.2.7　直管型メータ単体を施工する場合

また、調整器一体型における気密試験や漏えい検査は、以下のような方法が考えられる。設置や変更時の気密試験は①メータ出口のねじガス栓を閉止し、配管に 8.4kPa 以上 10kPa 以下の圧力を印加することによって行う。②メータ出口とねじガス栓の間を使用圧力以上 5.5kPa 未満の圧力印加状態とし、自記圧力計またはガス漏れ検知液等で確認する。なお、メータと調整器の間は供給管が存在せず、点検プラグねじガス栓をメータ出口に設けた場合はメータを含めた気密試験を行うことが困難な場合も考えられる。そのため、点検プラグねじガス栓付調整器やメータ入口側に点検プラグねじガス栓を設けるなど、気密試験を実施出来るような対応も検討する必要がある。

供給開始時及び定期供給設備点検時の漏えい検査は、高圧部については高圧ホース接続状態で容器バルブを開にし、漏えい検知液等で確認する。低圧部については使用圧力以上 5.5kPa 未満の圧力印加状態とし、自記圧力計またはガス漏れ検知液等で確認する。

（4）　評価・課題抽出

まず、直管型メータの施工上の課題等を抽出するため、施工テストを行った。テスト

時の写真を図 7.2.8～図 7.2.10 に示す。施工方法は（３）の図 7.2.5～図 7.2.7 を参考例とした。なお、参考としてフレキ管を用いた施工も行ったが、容器交換作業等により損傷を受ける可能性のある箇所での使用は推奨されない。（高圧ガス保安協会「液化石油ガス配管用フレキ管施工者講習テキスト」）

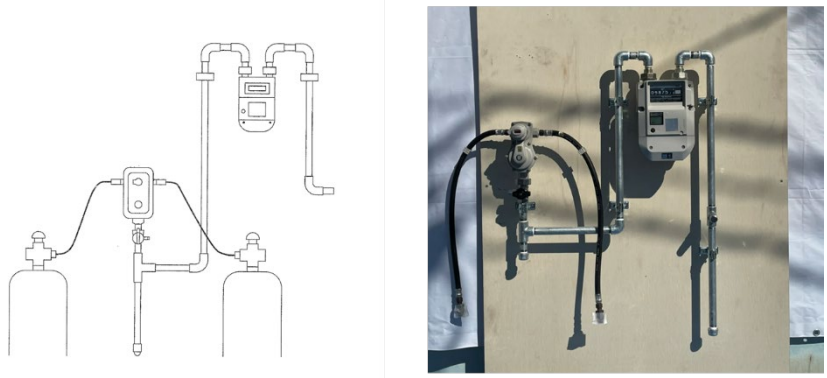

図 7.2.8　青本に定められている現行の施工方法

図 7.2.9　調整器一体型の直管型メータを施工する場合（中央：配管部鋼管，右：配管部フレキ管）

図 7.2.10　直管型メータ単体を施工する場合（中央：配管部鋼管，右：配管部フレキ管）

施工テストにより明らかになった利点や課題点等を以下の表 7.2.4 に示す。

表 7.2.4　施工テストにおける直管型メータの利点・課題点及びその他コメント

利点	課題点	その他
・新設する場合、工数が少なくて済む。（現行のようにメータの口金中心間距離に合わせて配管位置を決める必要が無い。）（図 7.2.11） ・メータ以降の配管部をメータ左右どちら側にも施工可能。（図 7.2.12） ・高い位置の燃焼器への立ち上げが容易。 ・省スペースでの施工が可能。	・試作の直管型は縦方向に長くなるため、建物の構造物などとぶつかる可能性がある。 ・直管型メータを配管と接続する際、共回りや過剰な力が加わることを防止する必要がある。（現行調整器のような固定用の六角など）（図 7.2.13） ・メータの固定が必要。（振れ止め、施工の工数短縮）（図 7.2.14） ・既存設備から変更する場合は工数が多くなる。 ・メータの長さが極端に変わると管を組みなおす必要がある。	・横向きに取り付けできるタイプや上から下向きにガスを流すタイプもあると、施工バリエーションが広がる。 ・ねじ切りなどが必要な場合は設備士資格必要。 ・メータ前後の管の動きに自由度があれば、メータの取り付け、取り外しが容易になるのではないか。

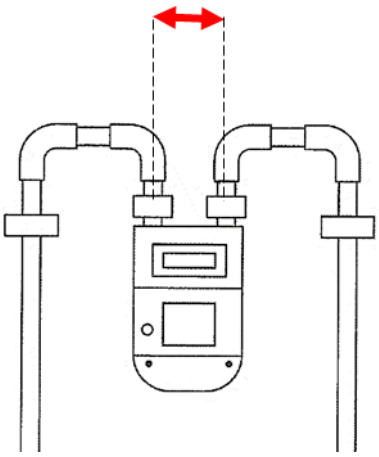

図 7.2.11　現行メータの口金中心間距離（赤矢印）

施工時は口金中心間距離に合うように管を組む必要がある。

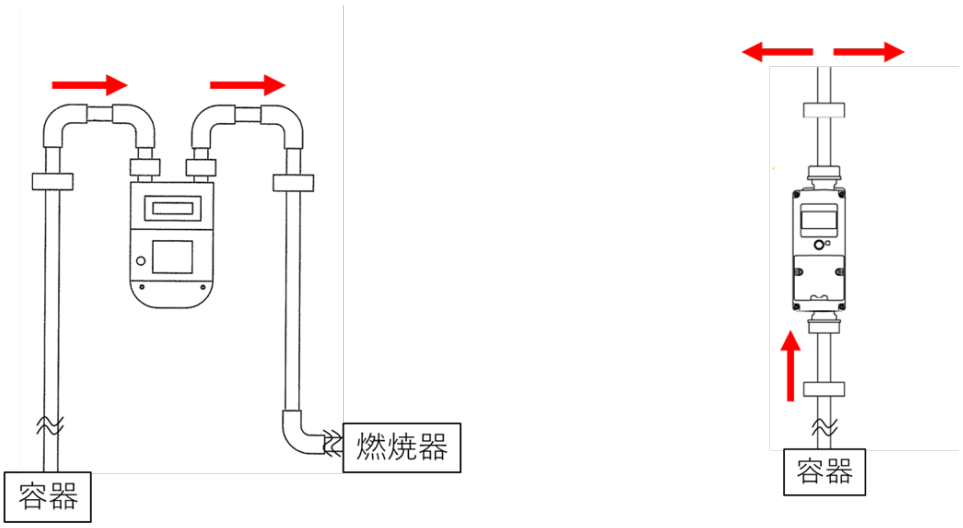

図 7.2.12　ガスの出入り方向（赤矢印）

現行では、ガスの出入り方向や容器・メータ・燃焼器の位置関係は統一化されているが、直管型では、配管の方向が限定されないため、施工の自由度は高くなる。実用化の際には使用者のニーズに合わせた検討や調査が必要となる。

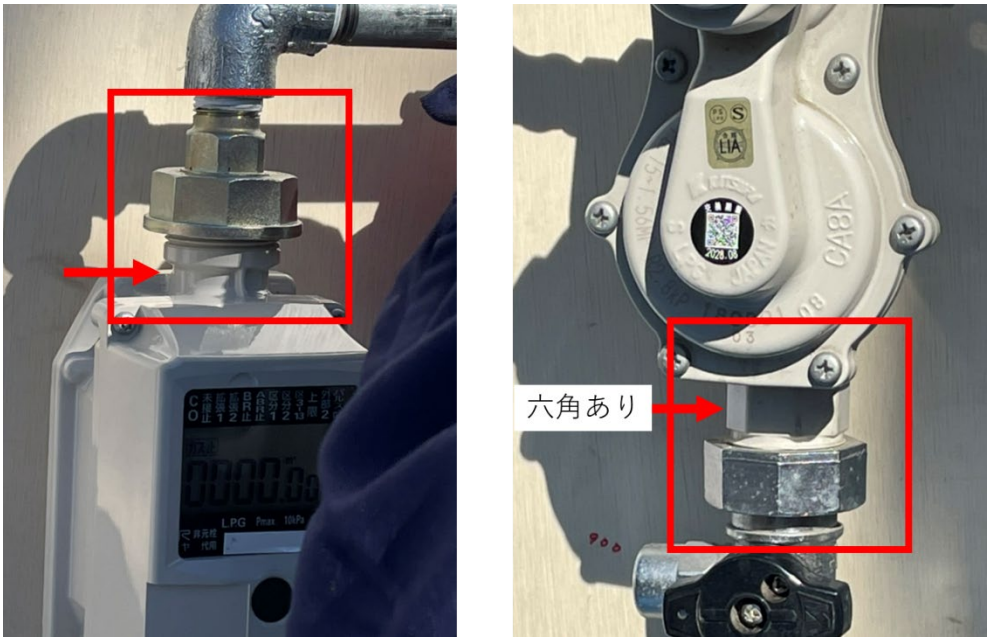

図 7.2.13　配管との接続部の固定方法（各赤枠内）
左：試作直管型メータ，右：販売されている調整器の一つ

調整器では管と調整器両側に工具で固定できる区分が設けられており、接続時に固定が可能。一方で、直管型メータは接続時に 1 つの工具で締め付けるため、過剰な締め付けや共回りの懸念がある。

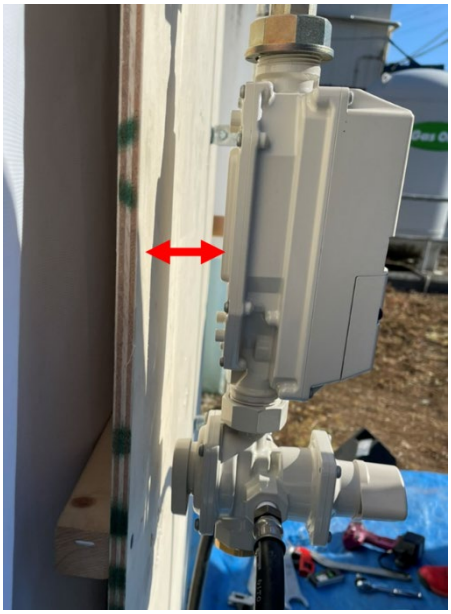

図 7.2.14　直管型メータと壁面の間の隙間（赤矢印）

配管のみでの固定では、壁とメータの間に隙間ができ、メータが振れたり、物がぶつかった際に管が折れやすくなるなどの可能性が考えられる。特に、調整器一体型の場合は対

策をする必要がある。

図 7.2.14 の対策として、プレート等を用いて、メータを壁や固定治具に固定することが考えられる。図 7.2.15 に固定用プレート、図 7.2.16 に固定方法の例を示す。

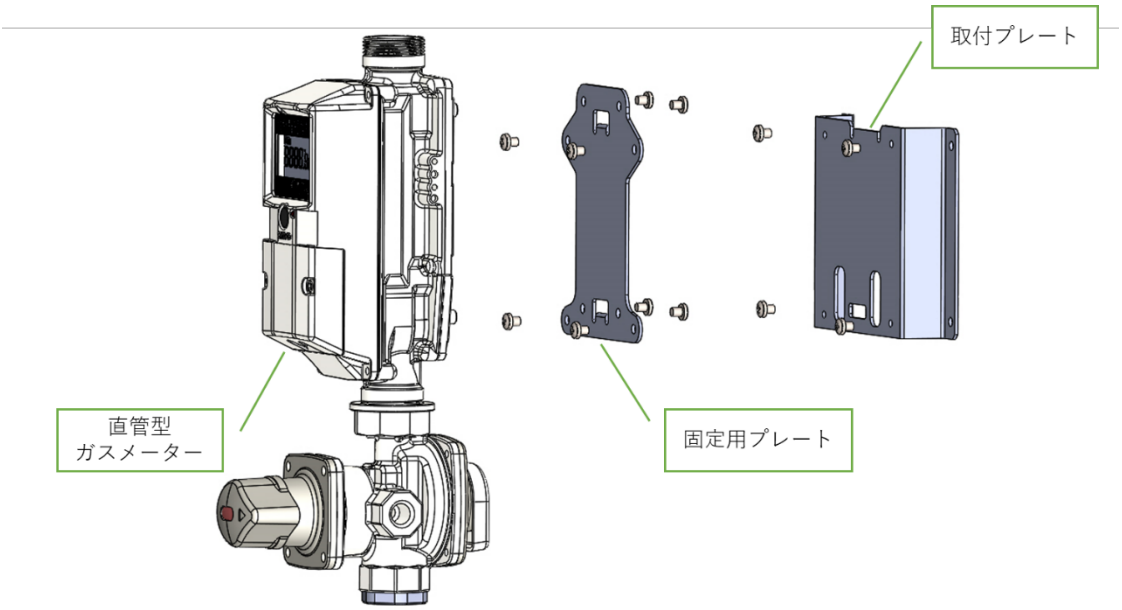

図 7.2.15　固定用プレート例

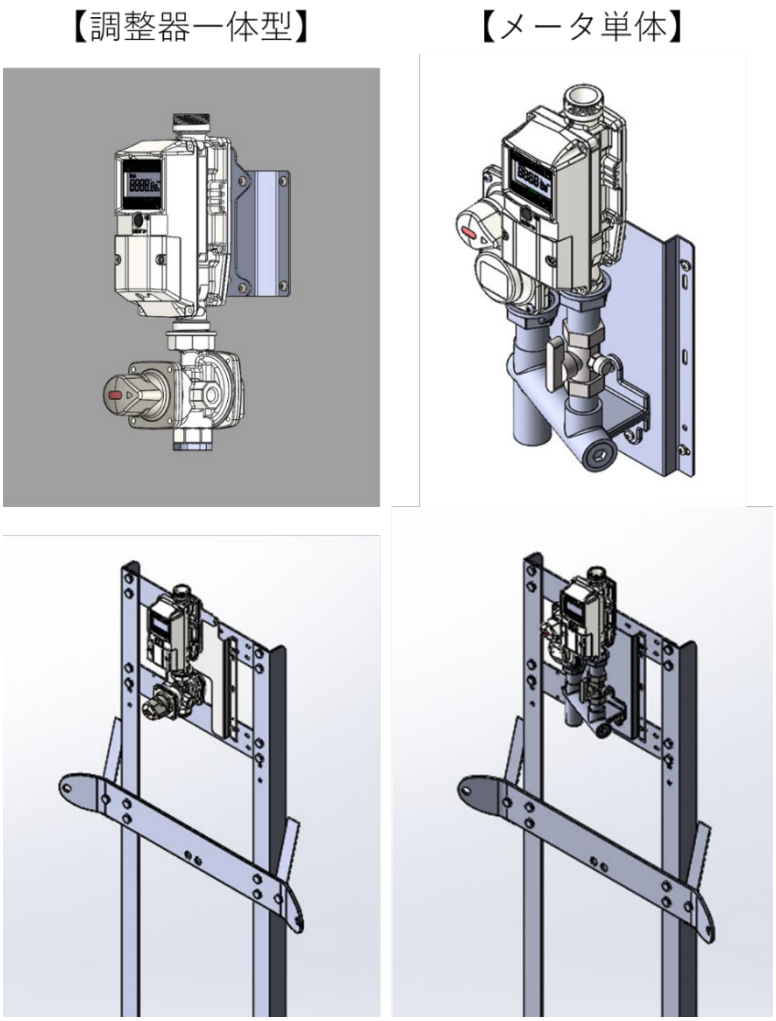

図 7.2.16　直管型メータ固定方法例
（上段：プレートを用いた固定方法，下段：プレートを固定用治具に取付ける場合）

また、直管型メータの施工における設備士資格について検討を行った。施工テストの結果から、新規施工及び既存設備の変更のように鋼管のねじ切り等が必要な場合においては、設備士の有資格者が作業する必要がある。一方で、現行のメータでは同型式のメータの交換においては資格を有しない者も作業出来る。直管型メータにおいても、メータ前後の管に可動する機構・接続治具などがあれば同型式の交換作業と見なすことも考えられる。その場合は、可動部からの漏えいが生じないことなどの保安についての検討が必要である。

直管型メータの懸念点として、ドレンや再液化が考えられる。ドレンには LP ガス中の高沸点物質が原因の容器内ドレンと、高圧ホースの可塑剤などが LP ガスにより抽出された調整器内ドレンの２種に大別される。（高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所研

究成果集）

近年では LP ガス成分の高純度化やゴム剤の改良により低減していると考えられる。しかし、試作の調整器一体型の直管ガスメータではドレンポットを一次と二次の間に設けているため、径の小さな二次側では流速が早くなり、ドレンがメータ内に侵入する可能性が考えられる。また、再液化についても温度変化が生じやすい場所の管などでは現行の施工方法と同様に発生の可能性がある。

7.2.4　事故防止等に対する検討

圧力式微少漏えい警告（ＢＲ）では、検知原理上少なからず漏えいが発生していないにも関わらず、警告が表示される場合がある。従来、圧力式でしか漏えい検知できなかった調整器とガスメータ間（供給管）については、ガスメータと調整器との直結により低圧部の供給管が存在しなくなることから、低圧部の配管からの漏えいについてはより精度の高い流量式微少漏えい検知機能で漏えいを検知することが可能である。他にも、マイコンメータの保安機能として継続時間使用遮断(業務用メータは除く)や増加流量遮断、合計流量遮断などがあり、配管部での漏えいは幅広い流量範囲で検知や遮断が可能である。

（１）　他工事事故の低減

2016 年以降他工事事故の件数は増加傾向となっており、2019 年は全事故件数の 28.6%、2020 年は同 27.1%、2021 年では同 29.3%であった。(2019 年、2020 年データは 2021 年第 15 回液化石油ガス小委員会「資料 4：他工事事故対策について」より。2021 年データは第 16 回液化石油ガス小委員会「参考資料 1：LP ガス事故発生状況について」より）さらに、他工事事故による漏えいの 92.9%が供給管または配管の損傷に起因している。このことから、まず 2016 年から 2021 年末までの過去 6 年間の他工事事故のうち、ガスが漏えいした箇所を供給設備、消費設備、その他（ボンベや調整器、バルクなど）に区分し、漏えい件数をカウントした。その結果、発生した他工事事故 297 件に対して、供給設備での漏えいは 181 件(60.9%)、消費設備での漏えいは 95 件(32.0%)、その他での漏えいは 21 件(7.1%)であった。さらに、供給設備からの漏えい 181 件のうち、一般家庭や店舗などで発生した 25 件については、直管型による供給管レスによって漏えいの防止や遮断に寄与出来る可能性がある。

（２）　定期供給設備点検の効率化

充填容器等とガスメータが近接して設置されるため、容器交換時に容器交換時等供給設備点検に併せて定期供給設備点検に係る点検項目（表 7.2.5 に示す項目 12～17(赤枠内)）を実施することにより、保安業務の効率化が可能である。また、青枠内の漏えい試験、調整圧・閉塞圧・燃焼器入口圧力の確認はガスメータの表示確認で代替するな

どの効率化も期待される。

表 7.2.5　点検項目表

	点検項目	供給開始時	容器交換時又は月1回	定期供給設備点検 1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2 10年に1回	認定事業者※1,2 15年に1回※2
1	設置場所	○	○				―
2	火気までの距離	○	○				―
3	充てん容器の腐しょく防止措置	○	○				―
4	充てん容器の温度上昇防止措置	○	○				―
5	充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○				―
6	バルブ等の損傷防止措置	○	○				―
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥（容器から調整器まで）	○	○				―
8	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○	―
9	地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○	―
10	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○	―
11	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置（300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る）	○		○			―
12	バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥（調整器からガスメーターまで）	○			○	○	―
13	バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置	○			○	○	―
14	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○	―
15	燃焼器の入口圧力	○			○	○	―
16	危険標識	○			○		○
17	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○	―

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項（P.3）「❸認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

容器交換時に点検可能な項目

メータの検知機能で代替可能な項目

（上図はLPガス保安業務ガイド 点検・調査より引用）

7.2.5　技術基準案の改正が必要と考えられる項目等

直管型マイコンメータを運用するにあたり、改正等が必要と考えられる項目を表7.2.6に示す。

表 7.2.6　液石法施行規則の改正が必要と考えられる項目等

新	旧	改正が必要な理由
（案１：規則改正） （販売の方法の基準） 第十六条　法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　充てん容器を 供給設備（充てん容器は除く）又は消費設備 に接続するときは、外面に容器の使用上支障のある腐しょく、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石	（販売の方法の基準） 第十六条　法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　充てん容器を **供給管** 若しくは配管又は集合装置に接続するときは、外面に容器の使用上支障のある腐しょく、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが	液化石油ガスを販売するときに、充てん容器と供給管等の接続が求められている。 このため、供給管が存

油ガスが漏えいしていないものをもってすること。	漏えいしていないものをもってすること。	在しない設備についての対応が必要。 例えば、「**供給管**若しくは配管又は集合装置」→「供給設備又は消費設備」
二　充てん容器を 供給設備（充てん容器は除く）又は消費設備 に接続するときは、高圧ガス保安法第四十八条第一項第五号の期間（同条第五項の許可に係る充てん容器にあっては、同項の規定により条件として付された期間。以下「充てん期間」という。）を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってすること。	二　充てん容器を **供給管** 若しくは配管又は集合装置に接続するときは、高圧ガス保安法第四十八条第一項第五号の期間（同条第五項の許可に係る充てん容器にあっては、同項の規定により条件として付された期間。以下「充てん期間」という。）を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってすること。	
三　充てん容器は、供給設備（充てん容器は除く）又は消費設備 に接続すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ　屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合 ロ　調整器が接続された内容積が八リットル以下の容器に充てんされた液化石油ガスを販売する場合 ハ　内容積が二十五リットル以下の容器であって、カップリング付容器用弁を有するものに充てんされた液化石油ガスを販売する場合	三　充てん容器は、**供給管** 若しくは配管又は集合装置に接続すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ　屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合 ロ　調整器が接続された内容積が八リットル以下の容器に充てんされた液化石油ガスを販売する場合 ハ　内容積が二十五リットル以下の容器であって、カップリング付容器用弁を有するものに充てんされた液化石油ガスを販売する場合	
四　（略）	四　（略）	
五　充てん容器等であって 供給設備（充てん容器は除く）又は消費設	五　充てん容器等であって **供給管** 若しくは配管又は集合装置に接	

備 に接続されていないものは、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。 （案２：通達） 通達　第１６条（販売の方法の基準）関係 規則第１６条に定められている、充てん容器と接続される「供給管若しくは配管又は集合装置」とは、充てん容器を除く供給設備（供給管の他、圧力調整器、ガスメーターを含む）を指す。	続されていないものは、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。	
（供給設備の技術上の基準） 第十八条　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 九　調整器とガスメーターの間の**供給管**は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事の終了後に行う次に定める圧力による気密試験に合格するものであること。 イ　二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管にあっては、〇・一五メガパスカル以上 ロ　イ以外の供給管にあっては、八・四キロパスカル以上 通達　第１８条（供給設備の技術上の基準）関係	（供給設備の技術上の基準） 第十八条　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 九　調整器とガスメーターの間の**供給管**は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事の終了後に行う次に定める圧力による気密試験に合格するものであること。 イ　二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管にあっては、〇・一五メガパスカル以上 ロ　イ以外の供給管にあっては、八・四キロパスカル以上	供給管に対して、気密試験を求めている。その他、供給管に対して、規則第18条で、耐圧試験、腐食防止措置等が求められている。 このため、供給管が存在しない供給設備に対しては、当該技術基準を求めないなどの通達などが必要。

第９号において、供給管が存在しない供給設備にあっては、本号の技術基準を要しないが、調整器とガスメーターの接続部から漏えいが無いことを確認する。		
十　バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものであること。 通達　第１８条（供給設備の技術上の基準）関係 第１０号において、調整器とガスメーターが直結されている場合は、高圧部にあっては高圧ホース接続状態で容器バルブを開にし、漏えい検知液等で確認する。低圧部にあっては使用圧力以上 5.5kPa 未満の圧力印加状態とし、自記圧力計またはガス漏れ検知液等で確認する。	十　バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものであること。	調整器とガスメータを直結する場合の漏えい試験方法についての対応が必要。
十六　内部に液化物の滞留するおそれのある供給管（貯蔵能力が五百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。）には、液化物を排除することができる措置を講ずること。 通達　第１８条（供給設備の技術上の基準）関係 第１６号において、供給管が存在しない供給設備にあっては、液化物がガスメーターに侵入しない措置を講じること。	十六　内部に液化物の滞留するおそれのある供給管（貯蔵能力が五百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。）には、液化物を排除することができる措置を講ずること。	供給管が存在しない場合にあっては、液化物がガスメーターに侵入しない措置を講じるなどの通達などが必要。
（液化石油ガス設備工事の作業） 第百八条　法第三十八条の七の経済産業省令で定める液化石油ガ	（液化石油ガス設備工事の作業） 第百八条　法第三十八条の七の経済産業省令で定める液化石油ガ	現行のガスメータは、交換時に硬

ス設備工事の作業は、液化石油ガス設備工事に係る次に掲げる作業とする。 一　硬質管の寸法取り又はねじ切りの作業 二　硬質管の相互を接続し（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）、若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業 三　次に掲げる器具等と硬質管を接続し（イからニまでに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあっては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）、又は取り外す作業 イ　気化装置 ロ　調整器 ハ　ガスメーター ニ　自動ガス遮断器 ホ　バルブ ヘ　ガス栓 四　地盤面下に埋設する硬質管に腐しょく防止措置（電気防しょく措置を除く。）を講ずる作業 五　気密試験の作業	ス設備工事の作業は、液化石油ガス設備工事に係る次に掲げる作業とする。 一　硬質管の寸法取り又はねじ切りの作業 二　硬質管の相互を接続し（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）、若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業 三　次に掲げる器具等と硬質管を接続し（イからニまでに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあっては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）、又は取り外す作業 イ　気化装置 ロ　調整器 ハ　ガスメーター ニ　自動ガス遮断器 ホ　バルブ ヘ　ガス栓 四　地盤面下に埋設する硬質管に腐しょく防止措置（電気防しょく措置を除く。）を講ずる作業 五　気密試験の作業	質管の変更を要しない同型式においては液化石油ガス設備士の資格がなくても交換可能であるが、口金の形状や取り付け方法などが変更され、硬質管に変更を加える場合は同型式と見なされず、液化石油ガス設備士の資格が必要。 現行のメータを直管型メータに変更する際には硬質管を変更する必要があるため、設備士資格は必要と考えられる。

その他、規則第 36 条（供給設備の点検の方法）、規則第 37 条（消費設備の調査の方法）についても、容器交換時等供給設備点検などと組み合わせることにより、保安業務の高度化・効率化を図ることが期待される。

7.2.6　今後の展望

本事業において製作した直管型メータは体積販売に用いる際の課題抽出を目的とした試作品であるため、形状や仕様については製品化の際にメーカーや関連団体での議論が必要である。

直管型メータは、コンパクトな形状からＬＰガス容器の上部に取り付けて質量販売用の安全装置（緊急遮断バルブ）として活用することも可能である。当該安全装置を質量販売に用いることにより、体積販売と同等の安全性能（合計・増加流量遮断、継続使用時間遮断、遠隔遮断、微少漏洩警告など）を質量販売でも提供可能である。特に、ＬＰガスを移動して使用する質量販売や、島しょ部や山間部などの供給困難地域等での質量販売において、直管型メータを安全装置(緊急遮断バルブ)として普及することにより、体積販売と同等の安全性を担保した質量販売の使用が可能となる。

質量販売用の安全装置(緊急遮断バルブ)としての普及は、前述のとおり質量販売と体積販売の双方の安全装置として活用することにより、体積販売用の安全装置と同等の費用にすることなどが必要と考えられる。

７．３　LPWA 等の通信技術を活用した、保安業務（定期点検調査等）の実施方法見直し及び集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方

7.3.1　概要

令和 2 年度の集中監視システムの設置率は、令和元年度の 19.0%から 4.8%増の 23.8%と大幅に上昇した。LPWA は、従来の通信端末より安価で、かつ設置工事が容易であること、販売事業者が自ら通信回線を準備することにより消費者宅の通信回線変更に左右されず利用可能なこと、検針・配送の合理化が図れること等を背景により、今後、LPWA を活用した集中監視システムのより一層の普及が考えられる。特に人工知能(AI)を活用した配送ルートの最適化、容器交換時の残ガス量低減など物量コスト低減を目的とした取り組みが進められている。

令和 3 年度は、通信技術を活用した保安業務の実態調査、LPWA 等の通信技術を活用した保安業務（定期点検調査等）の効率化検討を踏まえて、LPWA 等の通信技術を活用した保安業務（定期点検調査等）の効率化に係る技術基準案の検討を行う。併せて、集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方についても検討を行う。

7.3.2　保安業務（定期点検調査等）の実施方法

（１）近年の対応

定期供給設備点検及び定期消費設備調査において、漏えい試験、調整器の調整圧力及び閉そく圧力、並びに燃焼器入口圧力の測定は、機械式自記圧力計又は電気式ダイヤフラム式自記圧力計を用いた方法で多くは行われている。

当該測定は一般消費者等の室内に入り、実際に燃焼器に点火して測定を行う必要があるが、近年の社会構造変化や新型コロナ感染症の影響などにより、室内へ入り燃焼器に点火しての測定に抵抗を示される一般消費者等も増加している状況にある。

以前から、マイコンメータの圧力測定機能を用いた調整器の調整圧力及び閉そく圧力、並びに燃焼器入口圧力の確認方法が、例示基準第 30 節で示されていたものの、マイコンメータ等の設置時においてマイコンメータと燃焼器入口の圧力損失を実測する必要があり、現実的に運用が難しく幅広く実施されてこなかった経緯がある。しかし、令和３年２月に例示基準第 30 節が改正され、圧力検知装置（マイコンメータ）と燃焼器入口の圧力損失を計算より求める方法が新たに追加されたことにより、マイコンメータを用いた保安業務の高度化・合理化がより進みやすい環境が整備された。さらに、当該高度化・合理化を進めるための運用マニュアルが作成され、経済産業省及び保安専門技術者等のウェブサイト等に公開されている。

当該マニュアルには、マイコンメータを活用した漏えい試験、調整器の調整圧力及び閉そく圧力の測定、燃焼器入口圧力の確認方法を記載している。また、圧力損失の算定方法や保存すべき記録なども記載しており、当該マニュアルを活用した保安

業務の高度化・合理化が期待されている。また、当該マニュアルに基づいた解説書が業界団体で作成され、マイコンメータを活用した保安業務の効率化・高度化が進められている。

（２）供給開始時点検調査、容器交換時等点検及び定期点検調査の実施方法

表 7.3.1 及び表 7.3.2 に供給設備及び消費設備の点検調査項目及び点検調査周期を示す。マイコンメータの圧力測定機能及び流量測定機能を用いて、保安業務の効率が可能な項目は、供給管・配管（低圧部）の漏洩試験、調整器の調整圧・閉塞圧及び燃焼器の入口圧力である。また、集中監視システムでマイコンメータの表示内容を常時監視することにより、一般消費者宅でマイコンメータの表示を 2 ヶ月に 1 回以上確認する作業が不要にすることが可能である。今後、LPWA 等を用いた集中監視システムのさらなる普及により、供給管・配管（低圧部）の漏洩試験、調整器の調整圧・閉塞圧及び燃焼器の入口圧力をマイコンメータで実施する保安業務の効率化推進が期待できる。

その他の供給管・配管の欠陥や腐食防止措置、燃焼器の適合性、燃焼器の給排気、末端ガス栓と燃焼器の接続方法などの項目については、一般消費者宅等で目視確認や測定等が必要である。

表 7.3.1　供給設備（貯蔵能力 1000kg 未満）の点検項目及び周期

	点検項目	供給開始時	容器交換時※3	定期供給設備点検			
				1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2	
						10年に1回	5年に1回※2
1	設置場所	○	○				―
2	火気までの距離	○	○				―
3	充てん容器の腐しょく防止措置	○	○				―
4	充てん容器の温度上昇防止措置	○	○				―
5	充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○				―
6	バルブ等の損傷防止措置	○	○				―
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥（容器から調整器まで）	○	○				―
8	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○	―
9	地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○	―
10	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○	―
11	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置（300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る）	○		○			―
12	バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥（調整器からガスメーターまで）	○			○	○	―
13	バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置	○			○	○	―
14	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○	―
15	燃焼器の入口圧力	○			○	○	―
16	危険標識	○			○		○
17	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○	―

□ マイコンメータ、集中監視システムを活用して保安業務の高度化・効率化が可能（漏洩試験に関しては、低圧部に限る）。

表 7.3.2　消費設備（体積販売）の調査項目及び周期

	調査項目	供給開始時	容器交換時※3	定期消費設備調査			
				1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2	
						1回 10年に	1回※2 5年に
1	地下室等に係る配管の漏えい試験	○		○		○	
2	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○	
3	地下室等に係る末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○		○			
4	配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管の欠陥	○			○		○
5	配管の腐しょく防止措置	○			○	○	
6	配管の漏えい試験	○			○	○	
7	燃焼器の入口圧力	○			○	○	
8	気化装置の手動復帰式自動ガス遮断装置	○			○		○
9	末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○			○		○
10	予備ガス栓の取扱い	○			○		○
11	燃焼器の適合性	○			○		○
12	警報器	○			○		○
13	開放式湯沸器の給排気	○			○		○
14	半密閉式燃焼器の給排気	○			○		○
15	密閉式燃焼器の給排気	○			○		○
■	燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○			○		

□ マイコンメータ、集中監視システムを活用して保安業務の高度化・効率化が可能（漏洩試験に関しては、低圧部に限る）。

（3）集中監視システムの種類

	連絡方法	備考
① 即時通信型	マイコンメータが異常を検知（遮断、警告）した場合、即時に当該情報を集中監視センタに連絡	認定販売事業者の条件に適合するためには、双方向通信により遠隔遮断も必要。
② 定期通信型（低頻度型）	定期的（例えば1日に1回）にマイコンメータの表示内容を確認し、現に表示されている内容を集中監視センタに連絡	検針情報とともに定期的に通信する。 マイコンメータが異常を検知した場合でも、当該異常に対処するなど（メータ復帰など）が実施され、現にマイコンメータに異常の表示がなければ、当該情報は通報されない。緊急時に係る情報が、即時に入ってこない。

※上表に記した即時通信型、定期通信型（低頻度型）以外の方式も存在する。今後も通信技術の発展やニーズ等に応じたて方式が変化していく可能性がある。

（4）保安業務（定期点検調査等）の効率化、集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方について

上記(1)のとおり、令和３年２月に例示基準第 30 節が改正され、マイコンメータを用いた保安業務の高度化・合理化がより進みやすい環境が整備された。

マイコンメータの圧力検知機能、流量測定機能を用いて、点検調査（漏洩試験、調整器の調整圧力及び閉そく圧力、並びに燃焼器入口圧力の確認）の効率化・合理化が図られているが、その他の点検調査（給排気の健全性、燃焼器と末端ガス栓との接続方法、配管等の腐食状況確認等）について、マイコンメータの既存機能を用いて効率化・高度化することは難しく、LP ガス設備の設置場所での目視確認が必要である。保安業務（定期点検調査等）については、LPWA 等により集中監視システムの割合を高めることにより、点検調査項目の一部（漏洩試験、調整器の調整圧力及び閉そく圧力、並びに燃焼器入口圧力の確認）をマイコンメータ等で代替し、効率化を図ることが可能である。

その他、現行では別々の機会に実施している容器交換時等供給設備点検と定期供給設備点検について、容器交換時等供給設備点検の際（容器配送時など）に、供給管等の腐食防止装置の確認など定期供給設備点検の項目を併せて行い保安業務の効率化を図ることも可能である。当該効率化に関しては、液石法の技術基準を改正することなく実施可能と考えられるが、容器交換時等供給設備点検が実施出来る調査員の資格では定期供給設備点検が実施出来ず、保安業務員などの資格が必要なこと（表 7.3.３参照）、容器交換時等供給設備点検に併せて定期供給設備点検を実施する場合には保安機関が定期供給設備点検（保安業務区分）に係る認定を受けている必要がある。また、集合住宅などマイコンメータと容器設置場所に距離がある場合など、定期供給設備点検を併せて実施することが困難な場合が想定される。

表 7.3.3　容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を実施可能な資格一覧

資格者	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査
液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者	○	○	○
製造保安責任者免状の交付を受けた者	○	○	○
販売主任者免状の交付を受けた者	○	○	○
業務主任者の代理者の資格を有する者	○	○	○
充てん作業者	○ ※1	○ ※1	
協会が行う講習修了者（いわゆる保安業務員） ※3	○	○	○
協会が行う講習修了者（いわゆる調査員） ※3	○		○ ※2

※1　平成12年4月1日以降の資格取得者、又は再講習を修了した者
※2　質量販売に係る容器・調整器まわりの事項のみ（規則第18条第1号及び第20号イの事項）
※3　6ヶ月以上の実務経験が必要

なお、さらなる保安業務の効率化については、マイコンメータでは代替ができない目視等の項目について、カメラや検知器などを用いた遠隔診断や、遠隔で開栓が可能な設備などの検討など、安全性を低下させることなく技術的に可能な項目を整理・検討していく必要がある。

平成 9 年に認定ＬＰガス販売事業者制度が開始されている。当該制度は一定割合以上の集中監視システムの導入並びに保安確保機器（マイコンメータ等）の設置及び管理を行い、ＬＰガスの保安の高度化に特に積極的に取り組んでいると認定を受けた認定販売事業者には、緊急時対応の要件緩和、点検調査頻度の一部緩和などがインセンティブとして付与される制度である。当該制度により、集中監視システムの導入率等を高め、保安の高度化を図る側面があった。今後、LPWA 等の急速な普及により、近い将来、集中監視システムの導入率が、認定販売事業者の認定要件の一つである５０％を超えることが予想され、また、現行とは異なる保安技術が通信を含め出てくる可能性がある。集中監視システム等の普及率、前述のマカメラや検知器などを用いた目視の代替技術の実現性・実効性などを踏まえ、保安規制を検討していく必要があると考えられる。

表 7.3.4　供給設備（貯蔵能力 1000kg 未満）の点検項目

	点検項目	供給開始時	容器交換時※3	定期供給設備点検			
				1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2	
						1回 10年に	1回※2 5年に
1	設置場所	○	○				―
2	火気までの距離	○	○				―
3	充てん容器の腐しょく防止措置	○	○				―
4	充てん容器の温度上昇防止措置	○	○				―
5	充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○				―
6	バルブ等の損傷防止措置	○	○				―
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥（容器から調整器まで）	○	○				―
8	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○	―
9	地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○	―
10	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○	―
11	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置（300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る）	○		○			―
12	バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥（調整器からガスメーターまで）	○			○	○	―
13	バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置	○			○	○	―
14	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○	―
15	燃焼器の入口圧力	○			○	○	―
16	危険標識	○			○		○
17	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○	―

７．４　保安体制及び許認可手続き

7.4.1　目的

ＬＰ業界においては、質量販売における緊急時対応、人手不足による資格者問題など、様々な課題が存在しており、円滑な販売業務や業務主任者の選任等においても支障をきたしている場合がある。また、平成８年に改正された液化石油ガス法は、施行後２０年が経過し、現在の販売事業の実態を踏まえた課題の整理及び見直しが必要とされている。

これらのことから、現在課題として考えられる質量販売における緊急時対応、業務主任者として選任する人数及び液化石油ガス法の手続き合理化について課題を整理し、制度改正に必要な検討を行う。

7.4.2　検討課題の整理

現在、ＬＰ業界において、キャンピングカーに搭載する消費設備に対するＬＰガスの販売について、ＬＰガス販売事業者が、保安業務の一つである「緊急時対応」ができないといった理由によりＬＰガスを販売しない場合があり、キャンピングカーを所有する消費者とのトラブルにつながることから、これらを解消するため質量販売における緊急時対応及びその他課題について検討を行う。

平成８年の法改正により業務主任者の選任数の基準が改正され、販売所ごとに一般消費者等の数に応じ、上限なく業務主任者を選任しなければならないが、法で定める業務主任者の職務のうち、書類・台帳の電子化等により業務の負担も軽減されており、業務主任者を上限なく選任する必要がないのではないかという声も上がっている。このことから、近年の書類・台帳の電子化等による業務主任者の業務負担と選任数について検討を行う。

また、平成８年の法改正により創設された「保安機関」及び「充てん設備」について、施行後２０年が経過しており、現状を踏まえた手続きの合理化について検討する。

7.4.3　課題の検討

① 質量販売における緊急時対応

(1) 調査研究及び検討

ア　質量販売の実態

キャンピングカーに搭載する消費設備に対するＬＰガスの販売について、ＬＰガス販売事業者が、保安業務の一つである「緊急時対応」ができないといった理由によりＬＰガスを販売しない場合があるが、販売しない理由について販売事業者に対し聞き取りを行ったところ、次の理由が挙げられた。

（販売しない理由）

・遠隔地で使用されるため、販売事業者の義務である保安業務のうち、緊急時対応ができない。
・４年に１回の定期調査の協力を得られない場合がある。供給開始時調査についてもキャンピングカー、消費設備を持参せずに販売依頼があることがある。
・消費者が連絡なく引っ越すことがあり、保安業務である周知、定期消費設備調査ができない場合があり、対応に苦慮している。
・使用しなかったガスの適切な価格での引き取り義務が販売事業者にいつまでも残ってし

まう。
・容器がどのように取り扱われているかわからないので、事故が発生しないか不安である。
・利益が少ないうえ、義務が多い。など

イ　質量販売における緊急時対応の検討

質量販売とは、液化石油ガス法施行規則第１６条で規定される販売の方法のうち、原則としている体積販売の例外として、質量（キログラム）により販売ができるものをいい、その条件は次のとおりである。（規則第１６条第１３号参照）

（質量販売が可能な場合）
・内容積が２０リットル以下の容器
・屋外において移動して使用される消費設備
・調整器が接続された８リットル以下の容器
・内容積が２５リットル以下の容器でカップリング付容器用弁を有する容器
・経済産業大臣が特別に認めた場合
・高圧ガス保安法の販売と不可分なもの
・特別の事情により一定期間経過後行われなくなることが明らかなもの

このうち、保安機関による緊急時対応が困難として考えられるのは、「屋外において移動して使用される消費設備」により液化石油ガスを消費する一般消費者等であり、この「屋外において移動して使用される消費設備」に適用される消費設備の技術上の基準は液化石油ガス法施行規則第４４条第２号ロに規定されているとおり、①充てん容器に係る腐食防止措置、②４０度以下に保つ措置、③転落転倒によるバルブ等の損傷を防止する措置、④適切な調整器の使用及び⑤液化石油ガスに適合した燃焼器の使用のとなっており、実際に設備の構造は、容器、調整器、ゴム管、燃焼器といった単純な構造が多い。

このことから、屋外で移動して使用される消費設備における保安機関が行う緊急時対応については、次のような対応が考えられる。

（緊急時の処置）

①漏えい

消費設備の使用中止、バルブの閉止、滞留したガスの拡散（換気）　等

②漏えい火災等

①に加え、消火、危険な状態となった場合の周辺への注意喚起　等

③一酸化炭素中毒等

消費設備の使用中止、発生した一酸化炭素の拡散（換気等）等

一般家庭等においては、上記災害の発生の防止に関する措置に加え、漏えい箇所の特定及び修理、漏えい試験の実施、メーターの復帰作業等が行われ、液化石油ガスの継続供給に支障ないよう対応しているところであるが、屋外で移動して使用される消費設備の場合、一般家庭等と比較して、その場で速やかな復旧作業を必要としている場合が少ない。

このように、屋外で移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等については、緊急時に災害の発生の防止又は拡大防止のため実施する内容が、その設備の構造も含め、一般家庭等と比較すると、比較的単純であると言えることから、屋外で移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等については、緊急時対応として３０分以内にかけつけて実施する内容を、当該一般消費者等が安全に対処するための知識を習得することにより、３０分以内のかけつけ義務を外す方向で検討す

ることとした。
ただし、３０分以内のかけつけ義務を外すのみで、法第２７条で規定する緊急時対応の義務は依然として販売事業者に残すこととし、具体的には、講習を受講した一般消費者等であっても、当該一般消費者等からの緊急時の申し出に対し、電話等で適切に指示する等の義務は引き続き必要である。

ウ　緊急時に安全に対処するための知識の習得

上記イのとおり屋外で移動して使用される消費設備における保安機関が行う緊急時対応については、次のような対応が考えられる。

（緊急時の処置）

①漏えい

消費設備の使用中止、バルブの閉止、滞留したガスの拡散（換気）　等

②漏えい火災等

①に加え、消火、危険な状態となった場合の周辺への注意喚起　等

③一酸化炭素中毒等

消費設備の使用中止、発生した一酸化炭素の拡散（換気等）等

これらの処置を行うためには、漏えいしたガスが下方に滞留する性質を有することや液体の液化石油ガスが気体となるときにどのくらい膨張するのか、といった液化石油ガスの物性等の基礎知識を習得する必要があり、併せて、液化石油ガス容器、調整器、燃焼器及び安全機器についてその種類、構造等も理解する必要がある。

また、これらの知識に加え、一般的な非常時の措置、対応方法を学習し、自らの設備により液化石油ガスを使用する場合の非常時の場合に備える必要がある。

併せて、自らの消費設備に適用がある液化石油ガス法を学習し、販売事業者と一般消費者等の責任分担、消費設備の技術上の基準や、販売事業者が実施する周知、消費設備調査及び緊急時対応といった保安業務について理解を深めることが、販売事業者とのトラブルをさける意味でも必要となる。

また、液化石油ガスの使用に際し、災害が発生した場合は物損、人損事故に関わらず賠償問題が発生することから、販売事業者や保安機関が加入する損害賠償責任保険の適用範囲や、消費者自らの責任によって災害が発生し、第三者に被害を及ぼした場合に備えた、個人が加入する損害賠償責任保険の概要等を紹介する必要がある。

これらの必要な知識について、表１のとおり知識力量の表として取りまとめた。

エ　緊急時に安全に対処するための知識の習得方法

緊急時に安全に対処するための知識の習得については、一般に講習を受講する方法と自ら学ぶ方法がある。

また、講習を受講する方法とした場合は、表１の知識力量を取得するのに必要な時間を検討したところ、合計で４時間程度必要と考えられる。

講習の方法の場合、円滑な液化石油ガスの販売のためには、販売事業者がその講習実施機関を公的に確認できる必要があることから、一定の要件を満たす者を講習実施機関として行政庁が指定する方法として、指定した場合に官報、都道府県公報等によって販売事業者が確認できることが望ましい。また、一旦習得した知識力量について、液化石

油ガスの取り扱いを業として行っていない一般消費者等であることから、知識力量の忘れ防止と最新の情報を習得する必要があり、５年程度で再度学習する必要がある。

（表１　知識力量（講習に係る到達目標等））

項目		到達目標	
		知識	力量
液化石油ガスの基礎的な内容	液化石油ガスに関する基礎知識	■液化石油ガスの取り扱いにあたって、災害の発生を防止するために必要な液化石油ガスの物性を理解する。 キーワード：ＬＰガス／分子／原子／原子量／分子量／物質量／測定単位／体積／圧力／温度／炭化水素／ＬＰガスの性質／ＬＰガスの燃焼特性	○ガスの性質に応じた安全な取り扱いをすることができる。また、使用者の周辺の者にも安全な液化石油ガスの使用を促すことができる。
ハード面に関する内容	液化石油ガス設備に関する知識	■質量販売で使用される主な液化石油ガス設備について、一般的な設備の構造、特徴を理解する。 キーワード：ＬＰガス容器／容器バルブ／再検査／単段式調整器／調整器の使用例／安全機器／ガス漏れ警報器／配管／ホース／継手／バルブ／燃焼器／立消え安全装置／末端ガス栓／ヒューズガス栓	○液化石油ガス設備をその使用目的に合った正しい方法で使用することができる。緊急時の際には、その対処を適切、かつ、速やかに行うことができる。
ソフト面に関する内容	液化石油ガス設備の緊急時の対処の方法に関する知識	■液化石油ガスを使用する上で考えられる事故等、緊急時の対処方法を理解する。 キーワード：緊急時対応／ＬＰガス事故／漏えい／火災／爆発／ＣＯ中毒／移動中の事故／ＬＰガスの拡散／一次災害／二次災害／バルブの閉止／火気離隔／消防／警察／液状のＬＰガス／ＬＰガスの滞留／ガスの廃棄／消火器	○液化石油ガス設備を使用する上で発生した異常の対処にあたり、液化石油ガス販売事業者の電話での指示を適切に理解し、速やかに対処することができる。また、漏えいが発生した場合等、自らの判断により適切に対処することもできる。
	液化石油ガス設備の緊急時の対処の方法に関する実習	■液化石油ガスを使用する上で考えられる事故等、緊急時の対処方法を実習により理解する。 キーワード：緊急時対応／ＬＰガス事故／漏えい／火災／爆発／ＣＯ中毒／移動中の事故／ＬＰガスの拡散／一次災害／二次災害／バルブの閉止／火気離隔／消防／警察／液状のＬＰガス／ＬＰガスの滞留／ガスの廃棄／消火器	○液化石油ガス設備を使用する上で発生した異常の対処にあたり、液化石油ガス販売事業者の電話での指示を適切に理解し、速やかに、かつ、円滑に対処することができる。また、漏えいが発生した場合等、自らの判断により、適切かつ、円滑に対処することもできる。
	液化石油ガス及び液化石油ガス設備に関する法令等	■液化石油ガスを使用する上で遵守しなければならない法律及び液化石油ガスの取引等に必要な知識等を理解する。 キーワード：高圧ガス保安法／移動／貯蔵／消費／廃棄／容器／容器再検査／容器の表示／刻印／液化石油ガス法／液化石油ガス販売事業者／書面の交付／周知／点検／調査／緊急時対応／保安業務／保安機関／販売の方法／質量販売／体積販売／供給設備／消費設備／技術上の基準／消費設備改善命令／販売契約／ＬＰガス販売事業者賠償責任保険／個人賠償責任保険	○液化石油ガスの移動、保管、使用において規制される法律を遵守することができる。また、液化石油ガスの取引に際し、販売事業者と一般消費者等の責任分担を理解することができる。
液化石油ガス設備の安全な使用方法	液化石油ガス設備の安全な使用方法	■質量販売で使用される主な液化石油ガス設備により、その安全な使用方法を理解する。 キーワード：キャンピングカー／キッチンカー／ＬＰガス容器／容器バルブ／単段式調整器／安全機器／ガス漏れ警報器／配管／ホース／継手／バルブ／燃焼器／末端ガス栓／ヒューズガス栓／正しい使い方／接続方法／安全誘導	○液化石油ガス設備を正しく、安全に使用することができる。

オ　質量販売時における緊急時対応緩和措置の規定方法

一般消費者等に対する保安業務（周知、点検、調査及び緊急時対応）については、販売事業者の義務として法第２７条に規定されている。

保安業務を実施する場合、行政庁の認定を受けることができるが、その際に必要とされる保安機関の実施体制について、具体的に保安業務に係る技術的能力の細目を定める告示（以下「保安業務告示」という。）に規定されている。

緊急時対応の際の３０分以内のかけつけについては、保安業務告示第２条第３号ロにおいて「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として３０分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。」として保安機関の体制として位置付けられており、このため、緊急時対応緩和措置については、保安業務告示の改正を行うことが適切と考える。

カ　調査研究及び検討内容のまとめ

上記アからオまでの内容について、分科会及び委員会で検討するため、次のとおり取りまとめた。

〈委員会検討内容〉

①規制見直しの対象者の検討について（１）

質量販売が可能なケース（規則第１６条第１３号）

A 内容積が２０リットル以下の容器

B 屋外において移動して使用される消費設備

C 調整器が接続された８リットル以下の容器

D 内容積が２５リットル以下の容器でカップリング付容器用弁を有する容器

E 経済産業大臣が特別に認めた場合
F 高圧ガス保安法の販売と不可分なもの
G 特別の事情により一定期間経過後行われなくなることが明らかなもの
　A から G のうち、販売事業者（保安機関）が行う緊急時の対応について、消費者自ら一定の知識技量の取得をし、その対応が期待できる「B　屋外において移動して使用される消費設備」によりＬＰガスを販売する場合に限って検討を進めてはどうか。検討①
　B 以外は、固定して使用又は小型容器により屋内で使用されている場合が多く、３０分以内の対応が引き続き必要な場合として、今回検討しないこととしてはどうか。検討②

②講習の内容の検討について（１）「緊急時の措置」
「緊急時の措置」
・販売事業者（保安機関）が行う、緊急時の措置（３０分以内にかけつけて行う対応）は、復旧作業を含め例示すれば、容器弁の閉止、容器を安全な場所へ移動・一時保管、窓あけ、周辺への危険の周知、漏えい箇所の特定（露出部、埋設部、隠ぺい部、配管等接続部、ガス栓、燃焼器等）、修理可能な箇所の修理・交換、ガス警報器の設置、漏えい試験の実施、メーターの復帰、消費者への再周知など、が考えられるが、比較的消費設備の構造が単純である「屋外において移動して使用する消費設備」の場合、完全な日常生活ではなく、用途は商業又はレクリエーションといった要素が強いことから、復旧作業部分を除き、容器弁の閉止、容器を安全な場所へ移動・一時保管、周辺への危険の周知が重要となる。
　このため、規制見直しの対象者が習得する必要があるものは、最低限、容器弁の閉止、容器を安全な場所へ移動・一時保管、周辺への危険の周知等を適切に行うための知識力量としてはどうか。検討③
　また、円滑な販売のため、質量販売時の課題として考えられる容器の所有関係、質量販売が可能な場合の要件、消費設備調査への協力等についても、理解する必要があり、この知識力量に含めることとしてはどうか。検討④
　さらに、万一事故が発生した場合に備え、販売事業者と消費者の責任区分及び液化石油ガス販売事業者が加入する損害賠償責任保険の内容と、消費者が加入する個人損害賠償責任保険等の内容についても、理解する必要があり、この知識力量に含めることとしてはどうか。検討⑤

②講習の内容の検討について（２）「知識力量の取得の方法」
「知識力量の取得の方法」
消費者がこの知識力量を習得する方法としては、大きく分けて、講習を受講する方法と、資料等により自ら学ぶ方法の２つがある。

①講習を受講する方法（１）
　講習機関が一定の講義を行い、受講者はそれを理解し、その内容を一定程度理解したかどうかを確認するための修了試験を行い、これに合格した者を講習修了者とする方法ではどうか。検討⑥
（例：保安業務員資格、充てん作業者資格、業務主任者代理者資格等）

②講習を受講する方法（２）
　講習機関が一定の講義を行い、一定時間受講した者を講習修了者とする方法ではどうか。

検討⑦
（例：運転免許証の更新、行政機関等が実施する保安に関する講習会等）
③資料等により自ら学ぶ方法
知識力量を理解するため自ら学ぶ方法として、例えば、一定の資料を液化石油ガス販売事業者が手交し、その場で消費者が理解を深め、必要に応じて液化石油ガス販売事業者が質疑に対応する方法としてはどうか。検討⑧
（例：液化石油ガス法の「周知」、自動車任意保険の加入時の約款）

以下、①講習を受講する方法（１）、②講習を受講する方法（２）、③資料等により自ら学ぶ方法について、検討を行う。

②講習の内容の検討について（２）「知識力量の取得の方法」（２）
「 ①講習を受講する方法（１）及び②講習を受講する方法（２）について」
質量販売における保安規制（緊急時対応）の見直しの際には、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成９年３月１３日通商産業省告示第１２２号）（以下「保安業務告示」という。）第２条第３号を改正することにより、現行「緊急時対応にあっては、原則として３０分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。」について、例外措置を設けることとして検討している。
このため、講習に関する必要な内容について、保安業務告示又は通達に定める方法としてはどうか。検討⑨
また、講習の内容としては、P6 の要件（緊急時の措置、販売の方法、損害賠償責任保険）を満足する内容として、その講習内容は最大４時間程度としてはどうか。検討⑩
なお、この講習内容に、万一の際に、行動又は作業を円滑に行うための実技実習を含めることとしてはどうか。検討⑪
また、講習実施機関については、一定の要件を満たす者を行政庁が指定等することとし、受講修了証の提示を受けた液化石油ガス販売事業者が、告示、官報、都道府県公報等によって確認できる内容としてはどうか。検討⑫
さらに、取得した知識力量の忘れ防止と最新の法令動向等を習得するため、講習修了証の有効期限を５年と定め、その後は必要な場合は再度受講するようにしてはどうか。検討⑬
（例：液化石油ガス設備士・業務主任者の２回目以降の再講習（５年）、自動車運転免許証の更新講習（無事故無違反）（５年））

①講習を受講する方法（１）及び②講習を受講する方法（２）について
（講習内容）
表１のとおり

「③資料等により自ら学ぶ方法について」
講習ではなく、資料を配布し、その場で資料を熟読し、必要に応じて、液化石油ガス販売事業者が質疑に対応するといった内容としてはどうか。検討⑭
この場合、保安業務としての周知とし、知識力量の習得に関するトラブルを防止する意味も含め、周知日、周知をしたもの及び周知した内容を帳簿に記載することとしてはどうか。検討⑮

また、あわせて、通達等に、配布資料の控え等にサインをもらうのが望ましいなどとすることはどうか。検討⑯

③保安業務告示改正案（例）について
（現行）
保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成９年３月１３日通商産業省告示第１２２号）
第２条　規則第３１条第１号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　略
二　略
三　前二号に定めるもののほか､緊急時対応にあっては次に掲げる要件に適合するものとする。
イ　保安業務を行う事業所ごとに常時第１号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が
　配置されること。
ロ　保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として３０分以内に到着し、所要の措
　置を行うことができる体制を確保すること。
四　略
（改正案１）告示で定める場合
ロ　保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として３０分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。ただし、規則第１６条第１３号に規定する質量による液化石油ガスを販売する場合のうち、屋外において移動して消費される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合において、当該一般消費者等が第○条で定める講習を修了した者であり、かつ、当該一般消費者等が自ら所要の措置を行うこととして意思表示した場合はこの限りでない。
（改正案２）通達で定める場合
ロ　保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として３０分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。ただし、規則第１６条第１３号に規定する質量による液化石油ガスを販売する場合のうち、屋外において移動して消費される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合において、当該一般消費者等が適切な機関で、適切な講習を受講した者であり、かつ、当該一般消費者等が自ら所要の措置を行うこととして意思表示した場合はこの限りでない。
（改正案３）資料等により消費者自ら学ぶ方法の場合
ロ　保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として３０分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。ただし、規則第１６条第１３号に規定する質量による液化石油ガスを販売する場合のうち、屋外において移動して消費される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合において、当該一般消費者等に対し、質量販売に係る緊急時対応に関する周知を行った場合、かつ、当該一般消費者等が自ら所要の措置を行うこととして意思表示した場合はこの限りでない。

④その他質量販売における課題等と今回の規制見直しについて（１）
（液化石油ガスの購入先について）

液化石油ガス法において、一般消費者等に対する販売については、その制度・しくみから、１対１の販売形態を想定している。

質量販売において、販売事業者には、その販売したガスを購入者が使用している間は消費設備調査や周知等の保安業務の実施や残ガスの適正価格での引き取りといった義務がある。

このため、販売契約が終了する前（ガスが残っている状態）に、例えば旅行先において、別の販売事業者（旅行先）が当該容器に追加充てんすることはない。（できない。）

なお、販売事業者によっては、取引のあるＬＰガス充填所が近くにない場合もあり、消費者所有の空の容器にＬＰガスを充填するのに例えば、数日間必要な場合もある。

（レンタカーにおける使用について）

屋外で移動して使用する消費設備の例として、キャンピングカーがある。

キャンピングカーには、「自己所有」と「レンタカー方式」があり、いずれの場合も知識力量を有している者が、その消費設備を実際に使用する必要がある。

レンタカーにおいて、その消費設備で使用するためのガスを消費者が用意する場合、販売事業者は、当該レンタカーの消費設備により消費設備調査を実施しなければならない。

なお、レンタカーに設置してある容器内のガスを、例えば使用状況に応じて車を借りる者がその代金を支払う形態の場合、当該レンタカーを貸した者は、一般消費者等への販売行為となるため、液化石油ガス法の登録を受けなければならない。

(2) 委員会・分科会意見を踏まえた再検討

委員会・分科会における意見を踏まえ、次のとおりとする。

ア　規制見直しの対象者については、「屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等」とする。

イ　知識力量の取得の方法は講習を受講する方法とする。

ウ　制度改正については、「保安業務告示」を改正することにより、講習修了者に対する販売については３０分以内のかけつけを外し、当該講習は「保安機関の認定及び保安業務規程の認可に係る運用及び解釈」を改正することが適切である。

エ　当初検討していた実技・実習については、実施する内容が容器バルブの閉止、容器の移動といった内容であり、実際に購入し、使用する際に体験することができることから、実技・実習を行わず、講習の内容に含めることとする。

なお、上記ア、イ、ウ、エ以外の検討内容については、事務局提案どおりの内容とする。

(3) 検討結果

第１５回液化石油ガス小委員会(令和３年１１月４日開催)において審議が行われ、移動を伴う際の緊急時対応に係る規定の見直しについては、一定の知識・技量を有する消費者については消費者自らが緊急時に処置を行うことにより、保安機関による３０分以内の到着・処置を代替する方向で検討を進めることとなり、これを受けて、制度改正を進めるため､保安規制の高度化･合理化に向けた調査検討委員会にて検討し、その結果は次のとおり。

（検討結果）

①質量販売における規制見直しの対象者は、質量販売が可能なケースのうち、「屋外において移動して使用される消費設備」によりＬＰガスを販売する場合に限ることとする。

②緊急時に必要な措置として消費者が習得する内容（知識力量）は、容器弁の閉止等緊急時に行う措置の内容、質量販売が可能な場合の要件等販売事業に関すること及び個人損害賠償責任保険等の内容とする。

③知識力量の取得の方法として､講習機関が一定の講義を行うこととし､その内容は、緊急時に必要な措置として消費者が習得する内容（知識力量）を満足するものとし、その講習時間は、最大４時間程度とする。※消費者が習得する内容は次頁

また、講習の実施機関については、一定の要件を満たす者を行政庁が指定等することとし、受講修了証の提示を受けた液化石油ガス販売事業者が指定状況を確認できる内容とする。

取得した知識力量の忘れ防止と最新の法令動向等を習得するため、講習修了証の有効期限を５年とする。

④「質量販売における規制見直し」を進めるにあたり、液化石油ガスの販売の制度や仕組みを消費者に理解していただく必要があり、消費設備調査、周知といった保安業務への協力や、旅行先等において別の販売事業者が当該容器に追加充てんすることができないこと及び知識力量を有している者が、その消費設備を実際に使用する必要がある旨、ユーザーにも伝えていく必要がある。

② 業務主任者の選任数

(1) 調査研究及び検討

ア　業務主任者選任数の現状

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに「業務主任者」及び「業務主任者代理者」を選任し、液化石油ガス法施行規則で定める業務を行わせなければならないが、業務主任者については、その販売する一般消費者等の数が１，０００未満の場合は１人、１，０００を超える場合は２人に、１，０００以上で２，０００を増すごとに１人を加算した数を選任しなければならない。（上限なし）

イ　業務主任者の職務について

販売事業者は、業務主任者に規則第２４条の職務を行わせなければならないとされており、具体的には次の１０項目となっている。

（業務主任者の職務）

第二十四条　法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第三条第二項第三号から第五号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第八条の届出がなされるよう監督すること。

二　法第十四条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。

三　液化石油ガスの販売の方法が法第十六条第二項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

四　貯蔵施設が法第十六条第一項又は法第三十七条の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

五　供給設備が法第十六条の二第一項の基準（特定供給設備にあっては、法第三十七条の基準）に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

六　法第十八条第一項の規定による保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。
七　法第二十七条第一項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。
八　法第三十六条第一項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備が、法第三十七条の二第一項の許可を受けないで変更されること及び法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。
九　法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備が、法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項の許可を受けないで変更されること、法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されること及び法第三十七条の六第一項の保安検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。
十　帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

ウ　平成８年の法改正における業務主任者の数の変遷

平成８年の法改正において、業務主任者の数について改正され、これまで「一般消費者等の数が５００未満が１名、５００以上は２名」であったものが、平成９年４月以降は、「一般消費者等の数が１，０００未満の場合は１人、１，０００を超える場合は２人に、１，０００以上で２，０００を増すごとに１人を加算した数」を選任しなければならないこととなった。

一般消費者等の数	業務主任者の数（～H9.3.31）	業務主任者の数(H9.4.1～)
～499	1	1
500～999	2	1
1,000～2,999	2	2
3,000～4,999	2	3
5,000～6,999	2（以降も２人）	4（以降上限なく追加）

エ　法改正における業務主任者の職務内容

平成８年度の法律改正（平成９年４月１日施行）によって、「充てん設備」が創設され、これに伴い、販売事業者が充てん設備を自ら運用している場合においては、充てん設備の変更が許可なくされるよう監督することについて業務主任者の職務に加わったが、それ以外の項目は変更がない。

オ　業務主任者の職務等の実態把握

業務主任者の選任数の見直しの検討を行う前に、業務主任者の職務等の実態を把握する必要があり、アンケート調査を実施した。

アンケート調査先は、販売所が複数ある経済産業省所管の販売事業者のうち、１１者に対して行った。

（アンケート調査の実施）

アンケート調査先：経済産業省所管の液化石油ガス販売事業者１１者

アンケート調査項目：販売事業者としての認定状況、保安業務の自社実施の割合、販売所ごとの一般消費者等の数及び業務主任者の数等、保安業務の実施状況の管理方

法（自社実施）、保安業務の確認方法（委託実施）、保安教育の実施回数、保安教育の資料作成者、保安教育の実施方法、保安教育の講師、保安教育の実施時間、業務主任者選任時の役職等、業務主任者が複数の際の職務分担、業務主任者の業務量、帳簿の電子化等による負担軽減、業務主任者等の交代の時期、認定販売事業者の緩和措置、その他負担軽減となる工夫　（１７項目）

アンケート調査表：別添１のとおり

（アンケートの実施結果）

アンケート実施結果：別添２のとおり

カ　調査研究及び検討内容のまとめ

上記アからオまでの内容について、分科会及び委員会で検討するため、次のとおり取りまとめた。

（１）　現状について

イ　業務主任者の選任について

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに「業務主任者」及び「業務主任者代理者」を選任し、規則で定める業務を行わせなければならないが、業務主任者については、その販売する一般消費者等の数が１，０００未満の場合は１人、１，０００を超える場合は２人に、１，０００以上で２，０００を増すごとに１人を加算した数を選任しなければならない。

業務主任者選任数早見表

一般消費者等の数（販売所ごと）	業務主任者の数	一般消費者等の数（販売所ごと）	業務主任者の数
～　1，０００未満	1　人	１３，０００以上～１５，０００未満	8　人
1，０００以上～　3，０００未満	2　人	１５，０００以上～１７，０００未満	9　人
3，０００以上～　5，０００未満	3　人	１７，０００以上～１９，０００未満	10　人
5，０００以上～　7，０００未満	4　人	１９，０００以上～２１，０００未満	11　人
7，０００以上～　9，０００未満	5　人	２１，０００以上～２３，０００未満	12　人
9，０００以上～１１，０００未満	6　人	２３，０００以上～２５，０００未満	13　人
１１，０００以上～１３，０００未満	7　人	２５，０００以上～２７，０００未満	14　人

一般消費者等の数が２７，０００以上の場合も、２，０００を増すごとに１人を加算した数を選任しなければならない。（上限なし）

ロ　業務主任者の職務について

販売事業者は、業務主任者に規則第２４条の職務を行わせなければならないとされている。

（業務主任者の職務）

第二十四条　法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第三条第二項第三号から第五号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第八条の届出がなされるよう監督すること。

二　法第十四条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。
三　液化石油ガスの販売の方法が法第十六条第二項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
四　貯蔵施設が法第十六条第一項又は法第三十七条の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
五　供給設備が法第十六条の二第一項の基準（特定供給設備にあっては、法第三十七条の基準）に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
六　法第十八条第一項の規定による保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。
七　法第二十七条第一項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。
八　法第三十六条第一項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備が、法第三十七条の二第一項の許可を受けないで変更されること及び法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。
九　法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備が、法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項の許可を受けないで変更されること、法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されること及び法第三十七条の六第一項の保安検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。
十　帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

ハ　平成８年の法改正における業務主任者の数

平成８年の法改正において、業務主任者の数について改正され、これまで「一般消費者等の数が５００未満が１名、５００以上は２名」であったものが、平成９年４月以降は、「一般消費者等の数が１，０００未満の場合は１人、１，０００を超える場合は２人に、１，０００以上で２，０００を増すごとに１人を加算した数」を選任しなければならないこととなった。

ニ　法改正における業務主任者の職務内容

業務主任者の職務の内容（条項は現行の規則）		S43～H8	H9～現行
販売事業登録申請の記載事項の変更に係る届出等の監督	第24条第1号	○	○
１４条書面の作成又は作成の監督	第24条第2号	○	○
販売の方法についての基準適合及び維持監督	第24条第3号	○	○
貯蔵施設についての基準適合及び維持監督	第24条第4号	○	○
供給設備についての基準適合及び維持監督	第24条第5号	○ （当時は消費設備）	○
保安教育計画の立案及び実施又は実施の監督	第24条第6号	○	○
保安業務の実施及びその結果の確認	第24条第7号	○ （当時は調査）	○
許可を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の変更等に係る許認可等の監督	第24条第8号	○	○
充てん設備の変更等に係る許認可等の監督	第24条第9号	なし	○
帳簿の記載及び報告の内容についての監督	第24条第10号	○	○
業務主任者の選任数（販売所ごと）		1人以上、500戸以上は2人以上	1000未満1人、1000以上は2人に、1000以上で2千を増すごとに＋1人

ホ　業務主任者の職務の実態について

平成９年４月以降、帳簿の電子管理、点検調査結果の電子データ化、行政庁への電子申請等が進んでおり、業務主任者の職務について、その実態を把握するためにアンケート調査を実施した。

（アンケート内容）

・業務主任者の職務について

（調査先）

・経済産業省所管の液化石油ガス販売事業者　１１者

（回答）

・１１者中、１０者からご回答をいただいた。(R4.3.1 現在)

アンケート結果の概要

〈保安業務の自社実施・委託の割合〉

供給開始時点検調査、周知及び緊急時対応については自社実施割合が高い。

容器交換時点検については、委託割合が高い。

〈販売所情報〉

調査した１０者の合計消費者数は 1,909,513 戸

また、選任されている業務主任者数と販売所内の免状（第２種販売主任者免状）所有者数の割合（免状所有者数／業務主任者数）は、最大４．０、最小１．８であった。

〈保安業務の管理〉

電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容の確認をしているが８件、その他電子化された保安管理台帳と紙ベースの台帳の併用が２件となっている。

なお、委託先からの点検調査結果の受領については、紙データによる受領が５件、電子データ・紙データ併用での受領が５件となっている。

〈保安教育〉

保安教育の年間実施回数は１３回以上が最大で、４回が最小であった。平均（１３回以上は１３回として計算）は１０回。

保安教育のための資料作成と実施する講師について、資料作成は販売所の業務主任者が２件、本社の保安管理部門が１件とこれらの併用が７件で、講師は、販売所の業務主任者が４件、本社の保安管理部門の併用が６件となっている。

また、開催は、対面方式が４件、対面と WEB の併用は６件であり、教育の時間は１時間程度が７件、３０分程度が３件となっている。

〈業務主任者の選任〉

業務主任者を複数選任する場合の分担について、地区別が２件、業務主任者の職務別が７件、特に分けていないのが１件であった。

〈業務主任者の職務〉

業務主任者の職務について､法定の１０項目と法定以外の業務の業務量を調査した結果、平均で最も業務量が多かったのは「保安業務の確認」で平均値４．４、次いで多かったのは帳簿の記載で平均値４．３であった。また、法定業務以外の業務についても平均値３．

９となり、法定業務以外の業務も多い結果となった。
（業務量　１：ほとんどない　２：少しある　３：大きい　４：かなり大きい　５：非常に大きい）

また、これらの職務が電子化により負担軽減となっているかについては、全ての項目について、最大平均値が２．４（保安業務の確認）であり、電子化による大きな軽減効果がみられない結果となった。

〈平成９年以降職務の軽減に効果がある工夫〉
・ペーパーレスのための電子化、電子決裁、オンライン会議・教育があります。
・電子化による結果確認の簡略化
・当社では、システムを使用することにより期限管理が合理的に行うことができ、帳簿の保存も有効的に行える。また、供給設備や消費設備の「否」の状況をシステム内に写真として取り入れ､情報を共有することにより計画的に改善を行うことができるようになった。
・保安システム導入による定期点検調査・保安機器期限交換の期限管理、タブレットでの点検調査実施、セーバープロによる圧力測定、配送ハンディターミナルによる２号点検結果登録
・保安管理システムの導入により､保安業務の帳票が速やかに抽出や確認が可能となった。供給開始時点検、容器交換時点検、定期供給、消費設備調査、等ハンディーシステムやタブレット端末の使用により作業の効率化・軽減化や正確性に効果有り。通信関係の発達による連絡体制の構築。集中監視システムの普及発展による保安高度化と効率化。
・保安管理システムの有効活用。
・保安システムの活用により、本社でもシステムを通して保安業務計画と結果の管理を行っており、ダブルチエックのため業務主任者の負担が軽減しています。

〈認定販売事業者のインセンティブ（業務主任者の数)〉
調査先１０者は全て販売事業の認定を受けていないが、認定販売事業者の業務主任者選任数の緩和措置（インセンティブ）について、非常にメリットと思うが３件、メリットと思わないが６件、その他、緊急時対応の緩和と合わせてメリットがあるとの回答が１件であった。

〈業務主任者の兼務（１０００戸未満、６０分以内)〉
調査先全てがこの兼務の制度を活用していなかった。

〈業務主任者常駐の必要性〉
業務主任者の常駐が必要が６件、常駐しなくてもできるが４件となっている。

（常駐が必要な理由）
・業務主任者の職務を誠実かつ確実に行うためには、所員に対する監督、指導も重要であることから、当該販売所に常駐することは必要と考えます。
・事業所の保安状況を把握するには常駐が好ましい。
・常駐不要となると名目だけの販売所（＝販売所員も非常駐）の乱立が危惧される。
・電子化できない部分がまだあるため。販売所において対応すべき事項が多々あるため。

・１名の常駐は必要と考えています。保安業務を１００％委託することは稀で、自ら保安機関となって保安業務を行っています。そういった意味では、保安機関の業務と販売所の業務は不可分です。最終的な保安業務に責任をもつ「責任者」は必要であり、現場業務の管理という意味で常駐が望ましいと考えています。
・ＩＴ化に伴い、業務主任者の一部の職務（届出の監督、書面作成の指導、帳簿の記載内容の確認）は常駐不要。一方、大半の業務については常駐が必要、かつ事業所の特性（問題点等）を把握する上でも、業務主任者の常駐が必要。

（常駐しなくてもできる理由）
・上記 16 の回答と同様に、IT 化・システム化・IoT 等が進むにつれ、データ・メール・システムを利用して距離が離れた場所からでも監督・指導等することが今まで以上に容易となっているため、必ずしも当該販売所に常駐せずとも、離れた場所から遂行できる環境が整備されてきているためです。（本社で一括管理等、各事業所から離れていても一括監督・指導等も可能な環境が進んでいると思います。）
・業務主任者の職務は監督したり指導するのが主な仕事なので、事業所に常駐していなくても職務は遂行することができると思う。ただ、個人的な意見ではあるが、緊急時に自らが出動し対応することもあるだろうし、正しい判断・指示は現場にいるからこそできると自分は考えているので、常駐しなくても良いという考えには反対である。
・点検調査票はタブレット端末などを使用している。これによってパソコンとオンラインで結べば内容の確認が可能。その他の保安業務や営業関係にしてもパソコンとモバイル端末を使用する事により内容の確認等が可能。コロナ禍となり、密を避ける観点からｗｅｂ環境が整備されより一層常駐でなくても対応可能な環境が構築された。ライフラインを預かる業種として、危機管理上やＢＣＰ対策の観点からも常駐しなくても対応可能な体制の構築が望ましいと思う。スマホの普及など、通信設備が高度化している状況を鑑みれば常駐しなくても対応可能となるのでは。
・点検・調査結果は電子媒体で確認でき、場所によらず対応することが可能であるため。

（２）業務主任者の数について
　業務主任者の職務（法定１０項目）のうち、業務量が多いとされている「保安業務の確認」については、帳簿の電子化、点検調査結果のデータ受領等によって職務の軽減化が平成９年以降進んでおり、一般消費者等の数が増加するごとに、業務主任者を上限なく選任することの意義が薄れている。
　また、２以上の販売所を有する販売事業者は、本社に保安管理部門を組織しているところがあり、各販売所で行う保安教育の資料作成、講習の実施（講師）について、本社の保安管理部門が関与しており、近年の WEB 方式による保安教育の実施と相まって、販売所の業務主任者の職務も軽減されている。
　これらのことから、業務主任者の選任数については、次の方向性により検討を進めてはどうか。（検討）

〈業務主任者の選任数の方向性〉
①　一般消費者等の数が 1,000 戸未満は現状どおり１名とし、1,000 戸以上は２人に、例えば、5,000 戸を増すごとに１名選任することとしてはどうか。

② 一般消費者等の数が 1,000 戸未満は１人、1,000 戸以上は２人に、2,000 戸増すごとに１名選任し、例えば、その上限を最大５名とすることとしてはどうか。

③ 上記①②の併用で、増加による追加選任数の戸数を緩和し、併せて上限を設定する方法はどうか。

④ 本社に保安管理部門を設置する場合、規則で定める業務主任者の職務を「販売事業全般」と「販売所ごとに必要なもの」に分け、例えば、本社に総括業務主任者（仮称）を１名選任し、販売所ごとの業務主任者数を緩和する方法はどうか。

(2) 検討結果

業務主任者の職務（法定１０項目）のうち、業務量が多いとされている「保安業務の確認」については、帳簿の電子化、点検調査結果のデータ受領等によって職務の軽減化が平成９年以降進んでおり、一般消費者等の数が増加するごとに、業務主任者を上限なく選任することの意義が薄れていることから、制度改正を進めるため、保安規制の高度化・合理化に向けた調査検討委員会にて検討した結果は次のとおり。

（検討結果）

今後は、次の方向性による業務主任者の選任数の緩和が必要とされる。

〈業務主任者の選任数の方向性〉

① 一般消費者等の数が 1,000 戸未満は現状どおり１名とし、1,000 戸以上は２人に、例えば、5,000 戸を増すごとに１名選任する方法

② 一般消費者等の数が 1,000 戸未満は１人、1,000 戸以上は２人に、2,000 戸増すごとに１名選任し、例えば、その上限を最大５名とする方法

③ 上記①②の併用で、増加による追加選任数の戸数を緩和し、併せて上限を設定する方法

④ 本社に保安管理部門を設置する場合、規則で定める業務主任者の職務を「販売事業全般」と「販売所ごとに必要なもの」に分け、例えば、本社に総括業務主任者（仮称）を１名選任し、販売所ごとの業務主任者数を緩和する方法

③ 保安機関の手続き

(1) 調査研究及び検討

ア 現状について

（ⅰ）保安業務規程

液化石油ガス法において、一般消費者等に対し、点検、調査、周知、緊急時対応といった保安業務を実施する義務があるが、保安業務を実際に行う場合、保安機関として行政庁の認定を受ける必要がある。

保安機関は、保安業務を実施するにあたり、保安業務に関する規定（保安業務規程）を定め、認定を受けた行政庁の認可を受けなければならない。

保安業務規程には保安業務の実施の方法や保安業務の結果を販売事業者に連絡する方法など、保安業務の実施方法等の他、事業所の所在地や、認定を受けた一般消費者等の数、資格者の数、保安業務用機器の種類・数を記載しなければならない。

（ⅱ）保安業務計画書について

保安機関が認定を受けるためには、保安業務告示で定める技術的能力（資格者、保安業務用機器）を有していなければならず、その内容については、事業所ごとに、認定申

請に添付する「保安業務計画書」に記載し、申請する行政庁が審査を行うことになっている。

また、保安業務計画書に記載された一般消費者等の数、資格者、保安業務用機器を変更する際には、一般消費者等の数の増加認可申請又は一般消費者等の数の減少届を行うが、この際には変更後の保安業務計画書の添付が必要となる。

（ⅲ）保安業務規程と保安業務計画書の関係について

保安業務計画書に記載される一般消費者等の数の増減、技術的能力（資格者、保安業務用機器）の変更、その他会社名の変更等については、それぞれ、増加認可申請、減少届出、変更届といった手続きが必要であるが、保安業務規程に、その保安業務計画書の内容を記載しなければならないため、これらの手続きと併せて、保安業務規程の変更のための認可を受けなければならない。

このため、例えば、会社名の変更といった、事後に遅滞なく届け出る手続きについても、事前に保安業務規程の変更認可申請の手続きが必要となっている。

イ　課題

本来、事後に届け出る変更届について、保安業務規程の変更認可申請は事前に、変更届は事後にといった形で、時期を異にして２回の手続きが必要となり、行政側及び事業者の負担が増しているとの声があがっている。

ウ　課題解消のための検討

保安機関の認定と保安業務規程の認可制度については、平成８年の法改正により制定され、平成９年４月１日より施行された。

制定当初は、保安機関ごとに、それぞれの保安業務規程が作成され、例えば、保安機関の事業所ごとに異なる本文（保安業務の実施方法等）と技術的能力が作成され技術的能力によって保安業務の実施方法を変更するような内容の保安業務規程も考えられたこと等から、保安業務規程に記載すべき事項として、事業所の住所、技術的能力が規定されたものと考えられるが、販売事業者や行政機関にヒアリングしたところ、現在、保安業務規程（例）として、通達に示された形以外の保安業務規程はほどんどないことがわかった。

また、適切な保安業務を実施するための資格者、保安業務用機器の確保といった技術的能力については、一般消費者等を増加しようとする場合は、事前に一般消費者等の増加認可申請によって、一般消費者等の数を減少したときは、一般に資格者・保安業務用機器の数は減少することから、事後に変更届を提出することによって確保される。

このため、保安機関、行政機関の負担軽減のため、保安業務規程に記載すべき内容から事業所の住所及び技術的能力の記載（保安業務計画書の添付）を削除する方向で検討することとする。

なお、保安機関の事業所所在地の変更（引っ越す場合）について、実際の運用においてその取り扱いが異なる場合があり、保安機関の事業所所在地は緊急時対応の拠点でもあり、その取り扱いを統一する必要があることから、保安業務計画書の添付削除については、運用の統一を踏まえ検討する必要がある。

エ　調査研究及び検討内容のまとめ

上記アからウまでの内容について、分科会及び委員会で検討するため、次のとおり取りまとめた。

（１）　現状について

イ　保安業務規程について

・液化石油ガス法において、一般消費者等に対し、点検、調査、周知、緊急時対応といった保安業務を実施する義務があるが、保安業務を実際に行う場合、保安機関として行政庁の認定を受ける必要がある。

・保安機関は、保安業務を実施するにあたり、保安業務に関する規定（保安業務規程）を定め、認定を受けた行政庁の認可を受けなければならない。

・保安業務規程には保安業務の実施の方法や保安業務の結果を販売事業者に連絡する方法など、保安業務の実施方法等の他、事業所の所在地や、認定を受けた一般消費者等の数、資格者の数、保安業務用機器の種類・数を記載しなければならない。

ロ　保安業務計画書について

・保安機関が認定を受けるためには、保安業務告示で定める技術的能力（資格者、保安業務用機器）を有していなければならず、その内容については、事業所ごとに、認定申請に添付する「保安業務計画書」に記載し、申請する行政庁が審査を行うことになっている。

・また、保安業務計画書に記載された一般消費者等の数、資格者、保安業務用機器を変更する際には、一般消費者等の数の増加認可申請又は一般消費者等の数の減少届を行うが、この際には変更後の保安業務計画書の添付が必要となる。

ハ　保安業務規程と保安業務計画書の関係について

・保安業務計画書に記載される一般消費者等の数の増減、技術的能力（資格者、保安業務用機器）の変更、その他会社名の変更等については、それぞれ、増加認可申請、減少届出、変更届といった手続きが必要であるが、保安業務規程に、その保安業務計画書の内容を記載しなければならないため、これらの手続きと併せて、保安業務規程の変更のための認可を受けなければならない。

・このため、例えば、会社名の変更といった、事後に遅滞なく届け出る手続きについても、事前に保安業務規程の変更認可申請の手続きが必要となっている。

（２）課題について

・本来、事後に届け出る変更届について、保安業務規程の変更認可申請は事前に、変更届は事後にといった形で、時期を異にして２回の手続きが必要となり、行政側及び事業者の負担が増しているとの声があがっている。

（３）課題解消のための検討

・保安機関の認定と保安業務規程の認可制度については、平成８年の法改正により制定され、平成９年４月１日より施行された。

・制定当初は、保安機関ごとに、それぞれの保安業務規程が作成され、例えば、保安機関

の事業所ごとに異なる本文（保安業務の実施方法等）と技術的能力が作成され技術的能力によって保安業務の実施方法を変更するような内容の保安業務規程も考えられたこと等から、保安業務規程に記載すべき事項として、事業所の住所、技術的能力が規定されたものと考えられるが､販売事業者や行政機関にヒアリングしたところ､現在､保安業務規程(例)として、通達に示された形以外の保安業務規程はほどんどないことがわかった。
・また、適切な保安業務を実施するための資格者、保安業務用機器の確保といった技術的能力については、一般消費者等を増加しようとする場合は、事前に一般消費者等の増加認可申請によって、一般消費者等の数を減少したときは、一般に資格者・保安業務用機器の数は減少することから、事後に変更届を提出することによって確保される。
・このため、保安機関、行政機関の負担軽減のため、保安業務規程に記載すべき内容から事業所の住所及び技術的能力の記載(保安業務計画書の添付)を削除してはどうか｡(検討)
・なお、保安機関の事業所所在地の変更（引っ越す場合）について、実際の運用においてその取り扱いが異なる場合があり､保安機関の事業所所在地は緊急時対応の拠点でもあり、その取り扱いを統一する必要があることから、保安業務計画書の添付削除については、運用の統一を踏まえ検討する必要がある。

(2) 委員会・分科会意見を踏まえた再検討

保安業務計画書に記載されている資格者数、器具数に増減があった場合の手続きが存在しなくなるため、その影響等についての検討は必要である。

(3) 検討結果

保安機関の事業所所在地の変更の取り扱いの統一及び保安業務計画書に記載されている資格者・機器数変更の手続きの検討を踏まえ、保安業務規程に記載すべき内容から事業所の住所及び技術的能力の記載（保安業務計画書の添付）を削除した場合、事務の合理化が図られ事業者及び行政負担の軽減に効果がある。

④ 充てん設備の手続き

(1) 調査研究及び検討

ア　バルクローリーの法規制の経緯

平成８年に改正された液化石油ガス法において、一般家庭や業務用消費者に対するバルク供給制度が創設され、液化石油ガス法の供給設備（バルク貯槽）への充てんは、液化石油ガス法の許可を受けた「充てん設備」により行うこととなり、高圧ガス保安法の製造許可が必要な場合から除外された。

一方、改正前においては、一般消費者等のうち、大型の消費施設（病院、弁当直売工場等）において貯蔵設備が貯槽である供給設備に対する充てんは、高圧ガス保安法の移動式製造設備により行われていた。

また、改正後は、小規模な工場消費において、バルク貯槽を用いて消費されるケースも見受けられた。

このため、一般家庭等のバルク貯槽に充てんするために液化石油ガス法の許可を受けた充てん設備（以下「民生用ローリー」という。）は、場合によっては、工場消費として使用する消費者に対して、そのバルク貯槽に充てんすることがあり、この場合は高圧ガス保安法の移動式製造設備として製造の許可を受けなければならない。

また、改正前まで大型の消費施設の貯槽に対して充てんをしていた、高圧ガス保安法の許可を受けた移動式製造設備（以下「工業用ローリー」という。）は、改正後は、当該貯槽が供給設備であることから、液化石油ガス法の充てん設備の許可も受けなければならない。

なお、工業用ローリーが液化石油ガス法の充てん設備の許可を受ける際の技術上の基準については、高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第９条第１項（工業用ローリーの基準）が適用され、また、民生用ローリーが高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可を受ける際の技術上の基準については、液化石油ガス法施行規則第６４条第１項（民生用ローリーの基準）が適用されるため、新たに安全装置を追加する等の措置は不要となっている。

イ　課題等

このように、１台のバルクローリーが、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可と液化石油ガス法の充てん設備の許可を取得するケースが多くなっているが、１台のバルクローリーに対して、規制する法律が異なるため、許可申請、完成検査は法律ごとに行う必要がある。

また、設備の変更に係る「軽微な変更」の取り扱いが、それぞれの法律により異なっていることから、例えば、一つの部品を交換する際に、高圧ガス保安法では変更許可が、液化石油ガス法では変更届が必要といったケースもあり、こうした手続きの合理化が課題とされている。

なお、保安検査については、液化石油ガス法の保安検査を実施すれば高圧ガス保安法は免除となっており、また、「軽微な変更」の取り扱いについてはこれまで見直しが行われてきた。

こうした中、実態を把握するためアンケート調査を実施したもの。

（アンケート調査）

・対象

都道府県（４７）及び指定都市（２０）

・内容

バルクローリーの所管台数、手数料、許認可件数（過去５年）、手続き・検査の方法等

7.4.4　課題を解消するための具体的な提案

① 質量販売における緊急時対応

検討結果を踏まえ、講習に係る到達目標等（別添３）、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 13 日通商産業省告示第 122 号）の改正案（別添４）及び保安機関の認定及び保安業務規程の認可に係る運用及び解釈(20130208 商局第 3 号 平成 25 年 3 月 29 日）の改正案（別添５）を作成し、提出するものとする。

② 業務主任者の選任数

今後は、次の方向性による業務主任者の選任数の緩和が必要とされる。

〈業務主任者の選任数の方向性〉

①一般消費者等の数が 1,000 戸未満は現状どおり１名とし、1,000 戸以上は２人に、例えば、5,000 戸を増すごとに１名選任する方法
②一般消費者等の数が 1,000 戸未満は１人、1,000 戸以上は２人に、2,000 戸増すごとに１名選任し、例えば、その上限を最大５名とする方法
③上記①②の併用で、増加による追加選任数の戸数を緩和し、併せて上限を設定する方法
④本社に保安管理部門を設置する場合､規則で定める業務主任者の職務を｢販売事業全般」と「販売所ごとに必要なもの」に分け、例えば、本社に総括業務主任者（仮称）を１名選任し、販売所ごとの業務主任者数を緩和する方法

③ 保安機関の手続き

検討結果を踏まえ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の改正案を作成し、提出するものとする。（別添６）

７．５　液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への委譲支援

7.5.1　目的

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、指定都市から、液化石油ガス法に基づく都道府県知事の事務・権限について、都道府県知事から指定都市の長に移譲を求める提案があり、これを受け、液化石油ガス法において都道府県知事が処理することとされている事務について、指定都市においては指定都市の長が処理するものとするため液化石油ガス法の改正が行われる予定となった。

権限移譲に先立ち、円滑な権限移譲を実施するため、指定都市の職員に対し液化石油ガス法に係る講習を受講させるとともに、法執行体制構築に係る支援を行う。

7.5.2　実施内容

円滑な権限移譲を実施するため、以下のとおり実施した。

①自治体職員養成のために電子情報処理組織及び電気通信回線を活用した遠隔教育による講習

WEBEX 会議システムによるオンライン講習を次のとおり実施した。なお、講習に用いた資料は別添１のとおり。

(1) 液化石油ガス法の基礎

２月１７日（木）10:00～11:30（90 分）　13:30～15:00（90 分）

(2) 液化石油ガス法の手続き

〈第１回　販売事業関係〉

２月２４日（木）10:00～11:30（90 分）　13:30～15:00（90 分）

〈第２回　保安機関、設備工事・特定供給設備・充てん設備関係〉

３月４日（金）10:00～11:30（90 分）　13:30～15:00（90 分）

(3) 立入検査事例、事故事例、自然災害対策、事故報告書の作成

〈第１回　立入検査事例等〉

３月１０日（木）10:00～11:30（90 分）　13:30～15:00（90 分）

〈第２回　事故事例等〉

３月１６日（水）10:00～11:30（90 分）　13:30～15:00（90 分）

(4) 権限移譲の準備について

３月３日（木）　13:30～15:00（90 分）

②法執行体制構築にかかる支援

(1) 都道府県が実施していた当該政令指定都市に係る過去の事務処理件数の調査及び提供

次のとおり指定都市を有する都道府県（１５）に対し、過去５年分の事務処理件数の

調査を行った。
・調査対象：１５道府県
・調査内容：許認可申請、届出、報告及び立入検査に関する４８項目及び事務処理に係る基準等の有無等に関する６項目
・調査期間：令和３年１１月２４日から令和４年１月３１日まで
・調査方法：メールによる調査

(2) 権限移譲に係る連絡会
権限移譲の対象となる指定都市（２０）及び指定都市を有する都道府県（１５）を対象に権限移譲に係る概要説明及び令和３年度に実施する支援内容の説明を次のとおり行った。
・開催方式：ＷＥＢ・対面併用
・参加対象者：指定都市（２０）及び道府県（１５）
・内容：液化石油ガス法の概要、権限移譲のスケジュール、講習会の実施案内、サポート窓口開設案内等

(3) サポート窓口の開設
権限移譲に向け、指定都市及び指定都市を有する都道府県を対象としたサポート窓口を次のとおり開設した。
・実施期間：令和３年１２月９日から令和４年３月２１日まで
・受付方法：メール又は電話
メールアドレス　kengenijou@khk.or.jp
電話番号　03-3436-6108　(高圧ガス保安協会液化石油ガス部)
・サポートの方法：権限移譲に向け、必要な情報を指定都市に提供するとともに、権限移譲及び液化化石油ガス法に係る問い合わせに対応する。

7.5.2　実施結果

①自治体職員養成のために電子情報処理組織及び電気通信回線を活用した遠隔教育による講習
(1) 参加者
WEBEX 会議システムによるオンライン講習を次のとおり実施し、述べ１１８人が参加した。
・液化石油ガス法の基礎
２月１７日（木）10:00～11:30（90 分）　13:30～15:00（90 分）
参加者２０人
・液化石油ガス法の手続き
〈第１回　販売事業関係〉
２月２４日（木）10:00～11:30（90 分）　13:30～15:00（90 分）
参加者２０人
〈第２回　保安機関、設備工事・特定供給設備・充てん設備関係〉

３月４日（金）10:00～11:30（90 分） 13:30～15:00（90 分）
参加者２０人
・立入検査事例、事故事例、自然災害対策、事故報告書の作成
〈第１回　立入検査事例等〉
３月１０日（木）10:00～11:30（90 分） 13:30～15:00（90 分）
参加者２０人
〈第２回　事故事例等〉
３月１６日（水）10:00～11:30（90 分） 13:30～15:00（90 分）
参加者１９人
・権限移譲の準備について
３月３日（木） 13:30～15:00（90 分）
参加者１９人

(2) 受講者の習熟度

参加機関２０市を対象に、アンケートにより習熟度を５段階評価（５　たいへん知識が向上した　４　知識が向上した　３　少し知識が向上した　２　ほとんど知識が向上しなかった　１　知識が向上しなかった)により調査した結果、１５市より回答があり、すべての講習で平均評価が４（知識が向上した）以上となり、権限移譲に向け、受講した職員の液化石油ガス法に関する知識が向上したという結果となった。アンケート結果は別添２のとおり。

(3) 受講者の満足度

受講者の習熟度と同様、講習の内容を５段階評価（５　たいへん良かった　４　まあまあ良かった　３　どちらともいえない　２　あまり良くなかった　１　全く良くなかった）により調査した結果、すべての講習で平均評価が４．５以上となり、また、たいへん有意義であった旨の意見も多く、講習の満足度は非常に高いという結果となった。

(4) 講習に関する意見等

受講者からは、供給設備、充てん設備といった実物を踏まえての講習の要望、今年度と同内容の講習の要望といった来年度に向けた要望もあった。

また、既に事務処理の特例条例により液化石油ガス法を実施している指定都市からも、習熟度が上がった旨の意見もあり、今回の講習が移譲済みの市町村ともに有意義であったと考えられる。

②法執行体制構築にかかる支援

(1) 都道府県が実施していた当該政令指定都市に係る過去の事務処理件数の調査及び提供

次のとおり指定都市を有する都道府県（１５）に対し、過去５年分の事務処理件数の調査を行い、指定都市に提供した。

(2) 権限移譲に係る連絡会

権限移譲に係る連絡会を開催し、指定都市２０市、１５道府県すべての機関が参加し、計６７名が参加した。

連絡会は、経済産業省ガス安全室から液化石油ガス法の概要、権限移譲のスケジュールの説明があり、その後、高圧ガス保安協会職員より、講習会のご案内、サポート窓口開設等の説明を行った。

・参加者：WEB 参加４３名、対面参加２４名

(3) サポート窓口の開設

権限移譲に向け、指定都市及び指定都市を有する都道府県を対象としたサポート窓口を次のとおり開設し、権限移譲に向けた法解釈等１６件の相談があった。

相談内容及びその回答については、別添３のとおり。

7.5.3 まとめ

令和５年４月から実施される指定都市に対する液化石油ガス法の権限移譲について、今回の事業により指定都市は、液化石油ガス法の概要、権限移譲のスケジュール、都道府県が実施した事務処理件数等、人事・予算面を含め権限移譲の準備に必要な情報の取得と、講習を受講した職員の知識向上が図られ、また、連絡会、講習会を通じ、先行して事務を実施している指定都市の実施事例を知ることができ､今後の事務実施に向けた全体像を把握できたと考えられる。

また、連絡会、講習会の質疑等を通じ、指定都市職員どうしの横のつながりも構築できたと考えられ、円滑な事務移譲に寄与することができた。

７．６　保安専門技術者指導

7.6.1 保安専門技術者養成講習の実施

（1）　概要

ＬＰガス消費者保安の高度化を実現する一方策として、地域保安指導事業において技術普及を行い、ＬＰガス関係事業者及びＬＰガス消費者の保安の高度化を図るために必要な保安技術や新技術に対し高度な専門技術を有する「保安専門技術者」を養成することを目的とする講習を実施した。

講習を実施するにあっては、ＬＰガス災害対策の講習テーマに保安専門技術者が業務を遂行する上で必要とする知識・力量（指導力等）について、講習修了者の到達目標を定め、シラバス（講習計画）を作成し、事前学習（事前レポート）、オンライン講義、修了レポートの三段階を経て、各々の段階における知識・力量を評価し、到達目標に達した受講者を修了者（保安専門技術者）とした。

（2）　保安専門技術者が業務を遂行する上での知識・力量（指導力等）

保安専門技術者が業務を遂行する上で必要とする知識・力量（指導力等）について、講習修了者の到達すべき目標を定めた。（別添１参照）

（3）　シラバス（講習計画）

講習修了者の到達目標を達成するため、講習テーマにシラバス（講習計画）を作成した。（別添２参照）

（4）　講習カリキュラム

講習を実施するため、講義内容を検討し、講習カリキュラムを作成した（別添３参照）。今年度は、ＬＰガス災害対策講習をオンラインにて行い、受講予定者は事前学習（事前レポート）、オンライン講義、修了レポートの三段階を実施することとした。オンライン講義における講習時間は５時間行うものとした。

（5）　講習内容

災害対策の講義として、行政にて災害時の訓練として用いられているタイムライン訓練を基に、ディスカッションを交えながら実施した。

本講義を通じて、事前に災害や被害の規模等が想定されるような水害等の「進行型災害」に対し、「先を見越した早目の行動」ができ、個々の「責任の明確化」「防災行動の抜け、漏れ、落ちの改善」が図られ、「防災対応のふりかえり（検証）、改善」を養うことを目的として実施した。

本講義を実施するにあたり、受講生には事前ワークを実施してから講義に臨んでいただいた。事前ワーク（別添４参照）は、2019年９月に発生した台風19号による豪雨で被災した福島県郡山市の被害を基に、充填所、販売所、一般消費者（設備・周知）への対応について「平常時」、「被災時」、「被災後」の３つの状況ごとに、どのように対応すべきかどうかを検討してもらい、当日の講義では、事前ワークの内容を受講生に発表していただき、それぞれの対応について講師を交えてディスカッションを行った。

(6)　講習開催会期

令和３（2021）年度における保安専門技術者養成講習は、オンライン講義により、１月に１回（１/18）、２月に２回（２/２、２/14）の延べ３回実施した。

(7)　講師の構成

次表参照

令和３（2021）年度 保安専門技術者養成講習講師の構成

【講義を行った講師】

（五十音順）

	氏　名	所　属
1	石　井　美　継	（一社）和歌山県ＬＰガス協会
2	石　田　晴　俊	昭和ガス（株）
3	曽　根　　孝	元（一社）兵庫県ＬＰガス協会
4	塚　口　勝　弘	（株）ザ・トーカイ
5	山　村　忠　幸	（一社）熊本県ＬＰガス協会
6	吉　本　正　樹	エア・ウォーター北海道（株）

(8)　講習の実施状況

1）講習は、オンライン講義等により、延べ３回実施した。実施状況を別表１の「令和３（2021）年保安専門技術者養成講習の実施状況」に、これまでの修了者数を別表２の「年度別講習修了者数」に各々まとめた。

2）講習会期別の講習修了者数（24名）

今年度の受講者は25名で、修了者数は24名であった。

①１月　　１/18（火）　　８名（修了者８名）

②２月　　２/２（水）・２/14（月）　　17名（修了者16名）

3）保安専門技術者の新規取得者と既取得者等

① 開催別（開催：３回、修了者数：２４名）

会　期	１月	２月①	２月②	合 計*
新規取得者	４名	２名	６名	１２名*
既取得者	４名	５名	３名	１２名*
合　計	８名	７名	９名	２４名*

4）有効期間（５年間）内の保安専門技術者数（平成 29（2017）～令和３（2021）年度）

保安専門技術者実数：　８４９名

【内訳】	法令指導	２３２名
	保安業務指導	２６１名
	ＣＯ中毒事故防止技術	１７５名
	ＬＰガス災害対策	１８１名
	合計（延べ人数）	８４９名

(9)　受講者の評価について

講習を実施するにあっては、保安専門技術者が業務を遂行する上で必要とする知識・力量（指導力等）について、講習修了者の到達目標を定め、事前レポート、オンライン講義、修了レポートの三段階を経て、各々の段階における知識・力量を評価し、到達目標に達した受講者を修了者（保安専門技術者）とした。

(10) まとめ

講義に対して、受講者にアンケートを行ったところ、タイムライン訓練による災害対策講義は、半数程度が難しいとの回答であった。タイムライン訓練では、災害を想定して対応を検討しなければならないが、参加者の中にはこれまで自然災害を経験したことがないと発言していた受講生もおり、経時ごとにどのような対応をとるべきかの検討が難しかったと考えられる。

理解度についてはほぼすべての受講者が、受講前より理解が深まったと回答しており、災害を想定した教育訓練を増やしたいといった意見や、操業停止や避難に対する判断基準を明確にしていきたい等の意見もあり、進行していく災害に対していかに事前に判断基準を明確にし、対応しなければならないかを理解がなされたと思われる。

オンライン形式のディスカッションを含めた講義については、他人の意見が聞けて良かったと回答する受講者が多い一方、集合型の対面形式の受講を希望する意見があった。講義を通して、オンライン形式では、講師により意見を求められた場合は発言されるが、他の受講者に対する意見や質疑がしづらい傾向が見てとれた。

全体を通して、コロナ禍という情勢の中、オンライン形式の開催であったことによりディカッションによる意見の活発さには課題があったが、タイムライン訓練は、自然災害の対策を検討する上での有用な手段の一つになると考えられる。

別表１

令和３（2021）年度　保安専門技術者養成講習（オンライン講義）の実施状況等

回	日　程	講習の種類	会　　期	会期別 修了者
1	1/18（火）	ＬＰガス災害対策	１月会期	8
2	2/2（水）	ＬＰガス災害対策	２月第１会期	7
3	2/14（月）	ＬＰガス災害対策	２月第２会期	9

計 24

別表２

【別表２】保安専門技術者指導等事業　保安専門技術者養成講習等　年度別修了者数

【 令和３年度現在 】
（修了者数（研修回数））

研修の種類	Ｈ８年度 (1996)	Ｈ９年度 (1997)	Ｈ10年度 (1998)	Ｈ11年度 (1999)	Ｈ12年度 (2000)	Ｈ13年度 (2001)	Ｈ14年度 (2002)	Ｈ15年度 (2003)	Ｈ16年度 (2004)	Ｈ17年度 (2005)	Ｈ18年度 (2006)	Ｈ19年度 (2007)	Ｈ20年度 (2008)	Ｈ21年度 (2009)	Ｈ22年度 (2010)	Ｈ23年度 (2011)	Ｈ24年度 (2012)	Ｈ25年度 (2013)	Ｈ26年度 (2014)	Ｈ27年度 (2015)	Ｈ28年度 (2016)	Ｈ29年度 (2017)	Ｈ30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	合計 延べ人数＊	備　考 （修了者数）
ＣＯ中毒事故防止技術		47 (2)	269 (14)	23 (2)	156 (10)	108 (5)	39 (3)				38 (2)	48 (4)	27 (2)	36 (2)	84 (9)	49 (9)	66 (9)	87 (9)	82 (9)	59 (5)	34 (5)	55 (5)	38 (5)	59 (6)	23 (4)		1,427	（個人数 1,242名）
レベルアップ研修							57		46 (5)	15 (2)																	118	
埋設管保安高度化技術			120 (5)	161 (10)	179 (10)	113 (5)	21 (3)																				594	（個人数 521名）
レベルアップ研修				42 (3)	19 (2)	61 (6)	40																				162	
バルク供給技術			59 (3)	94 (6)	81 (5)	39 (5)	42 (3)	28 (3)	89 (8)	67 (7)	27 (2)	15 (2)	17 (2)	31 (2)													589	（個人数 586名）
レベルアップ研修							34	8	9	20																	71	
集中監視技術			44 (3)	52 (4)	29 (3)																						125	（個人数　97名）
大型ガス消費機器設置・保全技術			30 (2)	43 (3)	30 (3)																						103	（個人数　85名）
燃焼器設置施工技術高度化					10 (2)	18 (3)	21 (3)																				49	（個人数　45名）
法 令 指 導	349 (9)	193 (5)		50 (3)	49 (4)						79 (6)	61 (4)	30 (2)	40 (2)	99 (8)	58 (9)	77 (9)	68 (9)	95 (10)	56 (5)	64 (5)	75 (5)	66 (5)	66 (6)	25 (5)		1,600	（個人数 1,221名）
追加研修				79 (6)																							79	
保安業務指導							77	91	75	57	70 (5)	39 (3)	56 (3)	48 (2)	102 (10)	55 (10)	84 (9)	81 (9)	100 (10)	71 (5)	76 (5)	95 (5)	56 (5)	85 (6)	25 (4)		1,343	（個人数 1,272名）
保安業務Ⅰ（点検・調査のみ）							68 (5)	22 (8)	(7)	(6)																	90	［延べ人数合計 1,567名］
保安業務Ⅱ（緊急時対応等のみ）						114 (7)	15	5																			134	
レベルアップ研修								18	5	17																	40	
設備工事施工・維持管理技術								137 (8)	97 (7)	75 (6)	30 (3)	22 (2)	24 (2)	21 (2)													406	（個人数 406名）
業務用厨房機器メンテナンス																		89 (9)									89	（個人数　89名）
ＬＰガス災害対策																		105 (9)	96 (9)	36 (5)	43 (5)	38 (5)	53 (6)	60 (5)	6 (2)	24 (12)	461	（個人数 409名）
フォローアップ研修											31 (3)																31	
研修修了者数　計	349 (9)	240 (7)	522 (27)	544 (37)	553 (39)	453 (31)	414 (17)	309 (19)	321 (27)	251 (21)	275 (21)	185 (15)	154 (11)	176 (10)	285 (27)	162 (28)	227 (27)	430 (45)	373 (38)	222 (20)	217 (20)	263 (20)	213 (21)	270 (23)	79 (15)	24 (12)	7,511	（上記の計）延べ5,943名 全個人数　2,658名 （複数科目受講者を１名として計算）
設備士燃焼器設置技術高度化	406 (30)	429 (30)	365 (27)	287 (20)																							1,487	［延べ人数合計　1,487名］
合　計	755 (39)	669 (37)	887 (54)	831 (57)	553 (39)	453 (31)	414 (17)	309 (19)	321 (27)	251 (21)	275 (21)	185 (15)	154 (11)	176 (10)	285 (27)	162 (28)	227 (27)	430 (45)	373 (38)	222 (20)	217 (20)	263 (20)	213 (21)	270 (23)	79 (15)	24 (12)	8,998	

※１　フォローアップ研修は研修テーマを問わずに実施。各テーマのレベルアップ研修とはしない。

※２　個人数には故人・退職者及び県協会で所在不明の者の数は含まない。

＊延べ人数：再受講者を含む。

7.6.2　保安専門技術者のデータベースの保守等

保安専門技術者養成講習を修了した保安専門技術者のデータベース（平成２７年度構築）を活用し、保安専門技術者養成講習の受講年月日、受講テーマ、所属する都道府県ＬＰガス協会、地域での講習実績等の情報を管理し、保安専門技術者証の交付を行った。

保安専門技術者証は、平成２７（2015）年度からパソコン、スマートホン等からＷｅｂサイト（ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト）にアクセスし、ダウンロードする方法・形態（デジタル式保安専門技術者証）に変更している。（下図参照）

デジタル式保安専門技術者証（イメージ）

7.6.3　保安専門技術者養成講習用テキストの作成

（1）　作成したテキスト

次表に掲げる６種類の保安専門技術者養成講習に必要なテキストを編集した。これらテキストの電子データ（ＰＤＦ形式）をＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイトに掲載した。

保安専門技術者養成講習用及び地域保安指導事業用に作成したテキスト

番号	テキスト等の名称	保安専門技術者養成講習テーマ	改訂	版サイズ	備考
1	ＬＰガス販売事業の手引き	法令指導	○	A4版	
2	保安業務ガイド（点検・調査）	保安業務指導	○	A4版	
3	保安業務ガイド（周知）	〃	○	A4版	
4	保安業務ガイド（緊急時対応・緊急時連絡）	〃	○	A4版	
5	保安業務ガイド（ヒヤリハット）	〃	○	A4版	
6	ＣＯ中毒事故防止技術	ＣＯ中毒事故防止技術	○	A4版	

※事務局において、改訂に伴う印刷データの作成・編集の作業等を実施したテキスト

（2）　テキストの改訂（別添５参照）

上記の６種類のテキストの改訂を以下の①～⑥のとおり行った。令和３年６月の省令改正により容器の流出防止対策が追加されたこと、令和３年８月に消費生活用製品安全法施

行令の改正により液化石油ガス用瞬間湯沸器及び液化石油ガス用ふろがまの特定保守製品から外れたこと等の省令改正の内容及びその他表現等の修正内容を改訂版にて反映している。

また、改訂に伴い新旧対照表の作成を行い、電子データ（ＰＤＦ形式）をＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト（以下「Ｗｅｂサイト」という。）に掲載した。

①「ＬＰガス販売事業の手引き」については、情報通信技術の活用に伴う改正により書面交付に係る電磁的方法による交付方法の追記、容器の流出防止対策の省令改正に伴う追記、その他現行の法令に沿った内容への修正、表現の修正等を行った。

②「保安業務ガイド（点検・調査）」については、容器の流出防止対策の省令改正に伴う点検項目の追加、器具省令の性能規定化に伴う修正、埋設管に係る事故データへの更新、その他表現の修正等を行った。

③「保安業務ガイド（周知）」については、経済産業省、ＬＰガス安全委員会のＨＰに掲載されているパンフレット等の変更に伴う修正、年度替わりによる更新、表現の修正等を行った。

④「保安業務ガイド（緊急時連絡・緊急時対応）」については、現在生産されていないマイコンメータⅡの記載を削除し、マイコンメータＥの記載を追記、その他年度替わりによる更新、表記の誤謬修正等を行った。

⑤「保安業務ガイド（ヒヤリハット）」については、ヒヤリハット事例の適切な表現への修正、年度替わりによる更新、その他表記の誤謬修正等を行った。

⑥「ＣＯ中毒事故防止技術」については、消費生活用製品安全法施行令の改正により液化石油ガス用瞬間湯沸器及び液化石油ガス用ふろがまの特定保守製品から外れた省令改正に伴う長期使用製品安全点検制度の記載の削除、最新の事故データへの更新、その他年度替わりによる更新、表現の修正等を行った。

7.6.4　ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイトの開設、コンテンツの作成等

保安専門技術者の技術力の維持・向上をサポートするため、「ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト（以下「Ｗｅｂサイト」という。）」の運営等をした。

(1)　情報提供システム

①　Ｗｅｂサイトの状況（令和４(2022)年３月３１日現在）

イ．ドメイン名　　：　http://www.lpgpro.go.jp

ロ．開設期間　　：　令和３(2021)年９月７日～令和４(2022)年３月末日

ハ．今年度の月平均リクエスト数：　132,384回／月（令和4年2月28日までを集計）

ニ．今年度の月平均総訪問数　　：　70,997人／月（令和4年2月28日までを集計）

ホ．Ｗｅｂサイトに係るコンテンツの一覧、アクセス数の詳細、サーバーシステム等については、別添６にまとめた。

ヘ．月平均リクエスト数及び月平均総訪問数の推移を下の表及び図に示した。

各年度別の月平均リクエスト数及び月平均総訪問数

年度	FY15	FY16	FY17	FY18	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26	FY27	FY28	FY29	FY30	FYR1	FYR2	FYR3
リクエスト数	41,585	20,266	29,826	52,672	56,059	62,427	86,564	116,448	137,530	144,221	117,202	131,996	121,981	125,709	137,043	146,479	139,269	151,164	132,384
訪 問 数	21,601	3,694	5,209	7,208	5,852	6,337	7,132	9,725	13,792	13,915	60,857	71,425	67,874	69,870	74,291	79,187	75,492	80,360	70,997

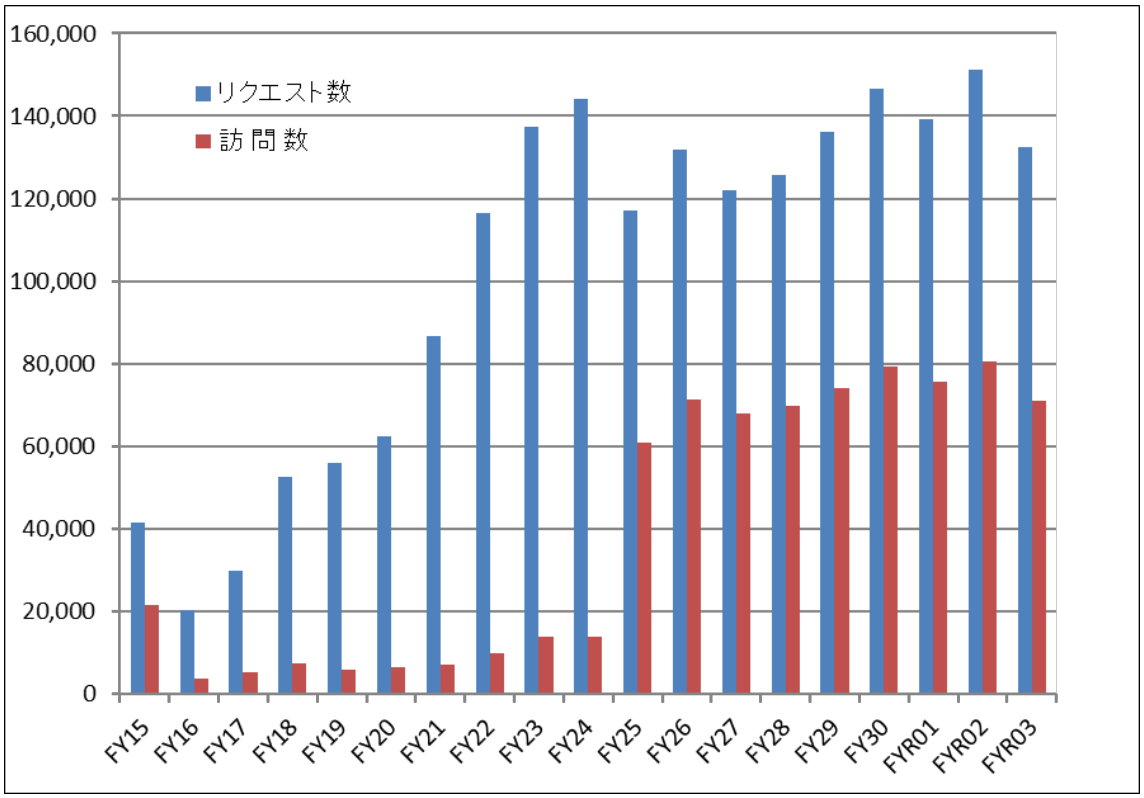

注：　平成２５年度よりサーバーの変更に伴い使用するソフト等が異なったことから、集計、分析手法が変わったため、集計した数値に変化が生じた。

② Ｗｅｂサイトに係る外部仕様書

「ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト外部仕様書」にまとめた。

③ Ｗｅｂサイトに係るコンテンツ

「ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイトコンテンツ一覧（令和３年度版）」にまとめた。

④ Ｗｅｂサイトに係るアンケート

サイトに掲載したコンテンツ等の閲覧者にとって、ＬＰガスに関する知識の向上が図られたか否か、また、社内教育等に役立ったか否かを調査するサイトを掲載した。調査の質問及び回答は、閲覧者にとって負担にならないよう、次のイ及びロのとおりとした。本アンケートに係るサイトの詳細及び集計結果等は、別添７に記載した。

イ．サイト全般に係るもの

（イ）Ｑ１．ＬＰガスに関する知識の向上が図られましたか？

Ａ１．◎役に立った　◎どちらとも言えない

（ロ）Ｑ２．社内教育等に役に立ちましたか？

Ａ２．◎役に立った　◎どちらとも言えない

ロ．コンテンツに係るもの

（イ）Ｑ．この情報は役に立ちましたか？

Ａ．◎はい　◎いいえ

(2) 自主保安に係る申告書及びチェックシートの集計等（別添８参照）

「自主保安に係る申告書及びチェックシートの提出及びＬＰガス消費者保安功労者表彰実施要領」に基づきＬＰガス販売事業者等から提出される自主保安に係る申告書及びチェックシートをとりまとめ、集計した。

当該集計結果は、経済産業省に提出し、経済産業省と調整の上、令和３年度液化石油ガス消費者保安功労者の表彰者を選考するための資料及び講義のポイントの参考とした。また、当該チェックシートは、Ｗｅｂサイトに掲載した。

(3) ＬＰ法令検索システムの更新等（別添９参照）

ＬＰ法令検索システムのコンテンツは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年１２月２８日　法律第１４９号）」に係る法令について電子データ化し、関連する条文等をパソコン上において相互にリンクさせて閲覧、語彙検索ができるプログラムをサイトに掲載しているが、今年度は、令和４年３月現在で改正等があった以下の法令について当該システムの更新をした。

［省令］

▼液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令［令和３年経済産業省令第 55 号（令和 3 年 6 月 18 日）］

［通達］

▼液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について［20210531 保局第 5 号（令和 3 年 6 月 18 日）］

(4) 液化石油ガス法に係る申請手続等とマニュアルの活用についての動画追加

令和３年度は、液化石油ガス法に係る申請手続等マニュアルについて、第２章（保安機関）、第３章（貯蔵施設）、第４章（特定供給設備）、第５章（充てん設備）、第６章（液化石油ガス設備工事）及び第７章（参考資料）の合計６項目に関して、概要を説明した動画を作成し公開した。

＊ビデオ資料：https://www.lpgpro.go.jp/guest/other/manual.html

(5) Ｗｅｂサイト掲載のコンテンツの改修等

Ｗｅｂサイトに掲載されている「学習プログラム＊」に関し、プログラムに用いられているフラッシュデータに組込まれた動画データについて、非フラッシュ化に対応するため、動画の非フラッシュ化（MP4への変換）を行うとともに、ダウンロード画面において表示されるフォルダに変換した動画を追加した。

＊学習プログラム：https://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/index.html

８．まとめ

８．１　業務用マイコンメータ

- 福島県郡山市で令和 2 年 7 月 30 日に発生した爆発事故を踏まえて、業務用マイコンメータの機能の有効活用について調査・検討を行った。その結果、業務用マイコンメータに使用時間制限を設けるのは実態として難しいと考えられるが、長時間使用状態を検知して可能な限り早く警告を表示する機能については、検討の余地があると考えられる。
- 新たな提案として考えられるのは、現在、30 日間の微小漏えい検知機能の発信機能を任意の日数で設定することで、より早く異常検知を検知することが可能となる。例えば今回収集した結果では、1 日で最長 16 時間程度の継続時間であったが、これについては 3 日間を超える場合には異常の発信を行うとの設定とすれば、より早く異常状態を検知することが可能となり、設備の保安は向上するだろう。
- 現状のマイコンメータは初期設定が 30 日となっている。この日数を初期の時点から短くして出荷することでより早く異常を検知できることが可能となる。この設定機能は技術基準等を改正する必要はなく、既に想定された設定可能な数値である。
- 今回の調査ではデータ収集装置を取り付けたことで、具体的な継続使用時間を把握できたが、実際の業務用設備の現場ではそれは難しい。従って 30 日間を何日まで短くできるのか設定変更の場合には考慮する必要があるが、これは手動で設定することは難しいだろう。例えば継続日数に対してある安全係数を掛けて設定値を見つけようとした場合、何倍の安全係数を掛ければよいのかということである。
- この課題に対してはマイコンメータ自体が通常の使用日数パターンを学習して、その設備に適切な継続日数を自動設定することも考えられる。既に搭載している自動学習機能を応用することでソフト的な開発により保安の向上が考えられる。
- メーターのソフト的な開発はコスト増加への影響は小さいと考えられており、このようなソフトが最初から搭載されているならば、初期設定のまま現場に取り付けられるケースが多いため円滑な普及が促進されることが考えられる。
- 今後、メーターメーカー及びＬＰガス販売事業者等と協議を行い、ソフトを搭載したマイコンメータの販売及び普及に向けた運用について検討を行うことが望まれる。
- マイコンメータは全国のＬＰガス消費世帯のほぼ全てで使用されているが、新たな燃焼器の出現や使用方法により判定機能が従来通りに働かない場合もある。特に保安機能に係る機能については統一されており、各メーカーでの変更は難しい。今後は、これに対しＬＰガス販売事業者や関係団体等を加えて、協議・検討・調査を行い、不具合等を解決し目的を達成していく必要がある。

８．２　新形状（直管型）マイコンメータ等による保安向上に関する調査及び技術基準案の作成

8.2.1　背景・概要

令和元年度の経済産業省委託事業（緊急遮断バルブの開発）において、直管型のマイコンメータの技術的な可能性が示された。また、令和２年度の経済産業省委託事業（ＬＰガス保安規制に関する調査検討事業）において、調整器とマイコンメータを直結することで保安向上や点検調査が効率化される可能性が示された。以上から、令和３年度では直管型マイコンメータの課題の抽出を行い、調整器とマイコンメータを直結した調整器一体型マイコンメータが実用化した場合における技術基準上の対応について検討を行うこととした。

8.2.2　利点（メリット）及び懸念点等

直管型の利点として、調整器と直管型メータを直結することで供給管部が無くなることで低圧部における漏えいを全て遮断可能となることや、容器とメータが近接することで容器交換時等供給設備点検に併せて定期供給設備点検の一部項目を実施可能になり、保安業務の効率化が図れること、その他にも雪害の低減や、緊急遮断バルブとして用いることで供給困難地域における安全性向上に寄与できる可能性がある。

懸念点としては、調整器と直管型メータを直結出来ない集団供給や集合住宅では設置困難であることや、ドレン・再液化やガス流速への影響など、新形状となることによる影響、さらに、定期供給設備点検を容器交換時等供給設備点検と同時に実施する場合、容器交換時等供給設備点検が行える調査員の資格では実施できないことやメータ交換の際の液化石油ガス設備士の資格の必要性について検討が必要である。その他、施工方法や固定方法についての検討も必要となる。

8.2.3　新形状（直管型）マイコンメータの試作及び評価

直管型メータの課題を抽出するため、試作機（直管型メータ単体及び調整器一体型直管型メータ）を製作した。現行のマイコンメータと同等の保安機能（「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ型・ＥＢ型）基準　KHKS0741」に規定する保安機能（漏えい検知、圧力検知、感震遮断等）及び表示機能）を有することとした。なお、形状等の仕様は本事業での課題抽出のために暫定的に定めたものであり、実用化の際には規格化を含めて別途検討が必要となる。

施工方法について施工テストを行った。現行の方法(LPガス設備設置基準及び取扱要領KHKS0738)と直管型メータと現行の調整器を用いる方法、調整器一体型直管型マイコンメータを用いる方法の３つについて行い、利点や課題点を抽出したところ、新規施工であれば直管型メータの方が工数が減らせる一方で、既存設備からの変更では工数が増えてしまうことが挙げられる。また、現状の治具では、同型式の直管型メータにおいても設備士資格の不要な交換作業が困難であり、硬質管に変更を加えず交換できる治具を検討する必要がある。さらに、直管型メータの形状ではメータが振れる可能性があるため、固定用プレートなどを用いて壁や治具などへ固定する必要が考えられる。

施工の他に、ドレンや再液化が懸念点として考えられる。調整器一体型の場合、ドレンポットの位置や径によってはドレンがメータ内に侵入する可能性がある。また、再液化についても温度変化が生じやすい場所の管などでは現行の施工方法と同様に発生の可能性がある。

8.2.4　事故防止等に対する検討

従来、供給管部は圧力式微少漏えいで検知を行っていたが、ガスメータと調整器が直結することで、低圧部の漏えいは流量式微少漏えいで検知でき、精度が高くなることが期待される。その他のマイコンメータの保安機能として、継続時間使用遮断(業務用メータは除く)や増加流量遮断、合計流量遮断などがあり、配管部での漏えいは幅広い流量範囲で検知や遮断が可能である。

また、調整器とメータが近接することで、他工事事故の内一般住宅や小規模店舗における供給管損傷が原因の漏えいを防止出来る可能性や、定期供給設備点検の効率化に寄与できることが期待される。

8.2.5　技術基準案の改正が必要と考えられる項目等

直管型メータは技術的な提案がなされている一方で、該当する技術基準は存在しないことがあることから、改正等が必要と考えられる項目を検討した。

調整器一体型直管型マイコンメータでは、供給管が無くなることが想定される。そのため、充てん容器と供給管の接続を求めている規則においては、供給管を、充てん容器を除く供給設備と改正することや、通達等により供給設備への接続と読み替える対応が必要であり、その他の項目についても、供給管が存在しない設備に対する対応を補足する必要がある。

また、メータ交換時を含む液化石油ガス設備士の資格が必要な作業については、現行のメータから直管型メータに交換する際には硬質管の変更が必要となるため、設備士資格は現行と同様に必要と考えられる。今後硬質管の変更を要しない交換方法が提案された際には、改めて検討することが必要と考えられる。

8.2.6　今後の展望

本事業において製作した直管型メータは体積販売に用いる際の課題抽出を目的とした試作品であるため、形状や仕様については製品化の際にメーカーや関連団体での議論が必要である。直管型メータは、コンパクトな形状からＬＰガス容器の上部に取り付けて質量販売用の安全装置（緊急遮断バルブ）として活用することも可能である。当該安全装置を質量販売に用いることにより、体積販売と同等の安全性能（合計・増加流量遮断、継続使用時間遮断、遠隔遮断、微少漏洩警告など）を質量販売でも提供可能である。特に、ＬＰガスを移動して使用する質量販売や、島しょ部や山間部などの供給困難地域等での質量販売において、直管型メータを安全装置(緊急遮断バルブ)として普及することにより、体積販売と同等の安全性を担保した質量販売の使用が可能となる。

質量販売用の安全装置(緊急遮断バルブ)としての普及は、前述のとおり質量販売と体積販売の双方の安全装置として活用することにより、体積販売用の安全装置と同等の費用にすることなどが必要と考えられる。

８．３　LPWA 等の通信技術を活用した、保安業務（定期点検調査等）の実施方法見直し及び集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方

8.3.1　概要

令和 2 年度の集中監視システムの設置率は、令和元年度の 19.0%から 4.8%増の 23.8%と大幅に上昇した。LPWA は、従来の通信端末より安価で、かつ設置工事が容易であること、販売事業者が自ら通信回線を準備することにより消費者宅の通信回線変更に左右されず利用可能なこと、検針・配送の合理化が図れること等を背景により、今後、LPWA を活用した集中監視システムのより一層の普及が考えられる。特に人工知能（AI）を活用した配送ルートの最適化、容器交換時の残ガス量低減など物量コスト低減を目的とした取り組みが進められている。

令和 3 年度は、通信技術を活用した保安業務の実態調査、LPWA 等の通信技術を活用した保安業務（定期点検調査等）の効率化検討を踏まえて、LPWA 等の通信技術を活用した保安業務（定期点検調査等）の効率化に係る技術基準案の検討を行う。併せて、集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方についても検討行った。

8.3.2　保安業務（定期点検調査等）の実施方法

（１）近年の対応

定期供給設備点検及び定期消費設備調査において、漏えい試験、調整器の調整圧力及び閉そく圧力、並びに燃焼器入口圧力の測定は、機械式自記圧力計又は電気式ダイヤフラム式自記圧力計を用いた方法で多くは行われている。

当該測定は一般消費者等の室内に入り、実際に燃焼器に点火して測定を行う必要があるが、近年の社会構造変化や新型コロナ感染症の影響などにより、室内へ入り燃焼器に点火しての測定に抵抗を示される一般消費者等も増加している状況にあることから、令和３年２月に例示基準第 30 節が改正され、圧力検知装置（マイコンメータ）と燃焼器入口の圧力損失を計算より求める方法が新たに追加された。これにより、マイコンメータを用いた保安業務の高度化・合理化がより進みやすい環境が整備された。また、当該高度化・合理化を進めるための運用マニュアルが作成され、経済産業省及び保安専門技術者等のウェブサイト等に公開されている。

当該マニュアルには、マイコンメータを活用した漏えい試験、調整器の調整圧力及び閉そく圧力の測定、燃焼器入口圧力の確認方法を記載している。また、圧力損失の算定方法や保存すべき記録なども記載しており、当該マニュアルを活用した保安業務の高度化・合理化が期待されている。また、当該マニュアルに基づいた解説書を業界団体が作成し、マイコンメータを活用した保安業務の効率化・高度化が進められている。

（２）供給開始時点検調査、容器交換時等点検及び定期点検調査の実施方法

マイコンメータの圧力測定機能及び流量測定機能を用いて、保安業務の効率が可能な項目は、供給管・配管（低圧部）の漏洩試験、調整器の調整圧・閉塞圧及び燃焼器の入口圧力である。また、集中監視システムでマイコンメータの表示内容を常時監視することにより、一般消費者宅でマイコンメータの表示を２ヶ月に１回以上確認する作業が不要にすることが可能である。今後、LPWA 等を用いた集中監視システムのさらなる普及により、供給管・配管（低圧部）の漏洩試験、調整器の調整圧・閉塞圧及び燃焼器の入口圧力をマイコンメータで実施する保安業務の効率化推進が期待できる。

その他の供給管・配管の欠陥や腐食防止措置、燃焼器の適合性、燃焼器の給排気、末端ガス栓と燃焼器の接続方法などの項目については、一般消費者宅等で目視確認や測定等が必要でありマイコンメータや集中監視システムの現在の機能では対応ができない。

（３）保安業務（定期点検調査等）の効率化、集中監視システムの普及を見据えた保安規制のあり方について

上記(1)のとおり、令和３年２月に例示基準第 30 節が改正され、マイコンメータを用いた保安業務の高度化・合理化がより進みやすい環境が整備された。

マイコンメータの圧力検知機能、流量測定機能を用いて、点検調査（漏洩試験、調整器の調整圧力及び閉そく圧力、並びに燃焼器入口圧力の確認）の効率化・合理化が図られているが、その他の点検調査（給排気の健全性、燃焼器と末端ガス栓との接続方法、配管等の腐食状況確認等）について、マイコンメータの既存機能を用いて効率化・高度化することは難しく、LP ガス設備の設置場所での目視確認が必要である。保安業務（定期点検調査等）については、LPWA 等により集中監視システムの割合を高めることにより、点検調査項目の一部（漏洩試験、調整器の調整圧力及び閉そく圧力、並びに燃焼器入口圧力の確認）をマイコンメータ等で代替し、効率化を図ることが可能である。

その他、現行では別々の機会に実施している容器交換時等供給設備点検と定期供給設備点検について、容器交換時等供給設備点検の際（容器配送時など）に、供給管等の腐食防止装置の確認など定期供給設備点検の項目を併せて行い保安業務の効率化を図ることも可能である。当該効率化に関しては、液石法の技術基準を改正することなく実施可能と考えられるが、容器交換時等供給設備点検が実施出来る調査員の資格では定期供給設備点検が実施出来ず、保安業務員などの資格が必要なこと、容器交換時等供給設備点検に併せて定期供給設備点検を実施する場合には保安機関が定期供給設備点検（保安業務区分）に係る認定を受けている必要がある。また、集合住宅などマイコンメータと容器設置場所に距離がある場合など、定期供給設備点検を併せて実施することが困難な場合が想定される。

さらなる保安業務の効率化については、マイコンメータでは代替ができない目視等の項目について、カメラや検知器などを用いた遠隔診断や、遠隔で開栓が可能な設備などの検討など、安全性を低下させることなく技術的に可能な項目を整理・検討していく必要がある。

平成９年に認定ＬＰガス販売事業者制度が開始され、一定割合以上の集中監視システムの導入並びに保安確保機器（マイコンメータ等）の設置及び管理を行い、ＬＰガスの保安の高度化に特に積極的に取り組んでいると認定を受けた認定販売事業者には、緊急時対応の要件緩和、点検調査頻度の一部緩和などがインセンティブとして付与される制度である。当該制度により、集中監視システムの導入率等を高め、保安の高度化を図る側面があった。今後、LPWA 等の急速な普及により、近い将来、集中監視システムの導入率が、認定販売事業者の認定要件の一つである５０％を超えることが予想され、また、現行とは異なる保安技術が通信を含め出てくる可能性がある。集中監視システム等の普及率、前述のマカメラや検知器などを用いた目視の代替技術の実現性・実効性などを踏まえ、保安規制を検討していく必要があると考えられる。

８．４　保安体制及び許認可手続き

令和５年４月から実施される指定都市に対する液化石油ガス法の権限移譲について、今回の事業により指定都市は、液化石油ガス法の概要、権限移譲のスケジュール、都道府県が実施した事務処理件数等、人事・予算面を含め権限移譲の準備に必要な情報の取得と、講習を受講した職員の知識向上が図られ、また、連絡会、講習会を通じ、先行して事務を実施している指定都市の実施事例を知ることができ､今後の事務実施に向けた全体像を把握できたと考えられる。

また、連絡会、講習会の質疑等を通じ、指定都市職員どうしの横のつながりも構築できたと考えられ、円滑な事務移譲に寄与することができた。

８．５　液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への委譲支援

令和５年４月から実施される指定都市に対する液化石油ガス法の権限移譲について、今回の事業により指定都市は、液化石油ガス法の概要、権限移譲のスケジュール、都道府県が実施した事務処理件数等、人事・予算面を含め権限移譲の準備に必要な情報の取得と、講習を受講した職員の知識向上が図られ、また、連絡会、講習会を通じ、先行して事務を実施している指定都市の実施事例を知ることができ、今後の事務実施に向けた全体像を把握できたと考えられる。

また、連絡会、講習会の質疑等を通じ、指定都市職員どうしの横のつながりも構築できたと考えられ、円滑な事務移譲に寄与することができた。

８．６　保安専門技術者指導

各地域におけるＬＰガス販売事業者のＬＰガスの保安に係る指導者等となる保安専門技術者を養成し、保安専門技術者が実際に指導、教育を行う際に必要となる最新の保安情報、教材の提供等により支援することによって保安の確保を図り、事故の削減を目的として保安専門技術者養成講習を実施した。今年度は、災害対策の講義として、行政にて災害時の訓練として用いられているタイムライン訓練を基に、ディスカッションを交えながら実施した。

本講義は、事前に災害や被害の規模等が想定されるような水害等の「進行型災害」に対し、「先を見越した早目の行動」ができ、個々の「責任の明確化」「防災行動の抜け、漏れ、落ちの改善」が図られ、「防災対応のふりかえり（検証）、改善」を養うことを目的としている。

本講義を実施するにあたり、受講生には事前ワークを実施してから講義に臨んでいただいた。事前ワークは、2019 年 9 月に発生した台風 19 号による豪雨で被災した福島県郡山市を基に、充塡所、販売所、一般消費者（設備・周知）への対応について「平常時」、「被災時」、「被災後」の３つの状況ごとに、どのように対応すべきかどうかを検討し、提出していただいた。

当日の講義では、事前ワークの内容を受講生に発表していただき、それぞれの対応について講師を交えてディスカッションを行った。

受講後、講義に対して、受講者にアンケートを行ったところ、タイムライン訓練による災害対策講義は、半数程度が難しいとの回答であった。タイムライン訓練では、災害を想定して対応を検討しなければならないが、参加者の中にはこれまで自然災害を経験したことがないと発言していた受講生もおり、経時ごとにどのような対応をとるべきかの検討が難しかったと考えられる。

理解度についてはほぼすべての受講者が、受講前より理解が深まったと回答しており、災害を想定した教育訓練を増やしたいといった意見や、操業停止や避難に対する判断基準を明確にしていきたい等の意見もあり、進行していく災害に対していかに事前に判断基準を明確にし、対応しなければならないかの理解が促進された。

オンライン形式のディスカッションを含めた講義については、他人の意見が聞けて良かったと回答する受講者が多い一方、集合型の対面形式の受講を希望する意見があった。講義を通して、オンライン形式では、講師により意見を求められた場合は発言されるが、他の受講者に対する意見や質疑がしづらい傾向が見てとれた。

全体を通して、コロナ禍という情勢の中、オンライン形式の開催であったことによりディカッションによる意見の活発さには課題があったが、タイムライン訓練は、自然災害の対策を検討する上での有用な手段の一つになると考えられる。

保安体制及び許認可手続き

別　添　資　料

別添１

○業務主任者に関するアンケート

・このアンケートは、本社の保安管理部門又は業務主任者の方にお答えいただきたいと思います。
・選択肢がある場合で、どちらも該当する場合は主な方をお答えください。

販売事業者名	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

番号	アンケート

販売事業者の情報についてお尋ねします。

1　販売事業者として認定を受けていますか。（プルダウンから選択）

選択肢：「第１号認定」、「第２号認定」、「認定は受けていない」

2　保安業務の実施について、自社・委託の割合はどのくらいですか。（プルダウンから選択）

供給開始時点検調査	
容器交換時点検	
定期供給設備点検	
定期消費設備調査	
周知	
緊急時対応	
緊急時連絡	

選択肢：「自社：委託＝10:0」～「自社：委託＝0:10」

3　販売事業者の販売所情報についてお尋ねします。(2021年12月末現在）（販売所名、該当する数を記入）

販売所名	一般消費者等の数	業務主任者の数	第二種販売主任者免状所有者数	保安機関としての認定状況（認定されている一般消費者等の数）						
				供給開始時点検調査	容器交換時点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡

販売所欄が不足する場合は適宜追加してください。

業務主任者の職務についてお尋ねします。

4　保安業務の実施状況（自社実施分及び委託分）の管理はどのように行っていますか。（プルダウンから選択）

（その他の場合）　選択肢：「電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認」「紙ベースの台帳により期限内の実施及び実施内容について確認」「その他」

5　保安業務（委託分）の確認はどのように行っていますか。（プルダウンから選択）

（その他の場合）　選択肢：「委託先から電子データの提出を受け保安管理台帳にて確認」「紙ベースの実施結果を受領し保安管理台帳に手入力」「上記のデータ・紙受領併用」「その他」

6　保安教育は年間何回実施していますか。（プルダウンから選択）

選択肢：「１回」～「１３回以上」

7　保安教育の資料は誰が作成しますか。（プルダウンから選択）

選択肢：「各販売所の業務主任者」「本社の保安管理部門」「上記の併用」「その他」

（その他の場合）

8　保安教育はどのように行っていますか。（プルダウンから選択）

選択肢：「対面方式」「Web方式」「上記の併用」「その他」

（その他の場合）

9　保安教育の講師は誰が行いますか。（プルダウンから選択）

選択肢：「各販売所の業務主任者」「本社の保安管理部門」「上記の併用」「その他」

（その他の場合）

10　保安教育の実施に係る１回あたりの平均時間は概ねどのくらいですか。（プルダウンから選択）

（新入社員教育のような個別に時間をかける教育や防災訓練・講習会参加のような教育は除く。）

選択肢：「３０分程度」「１時間程度」「半日程度」「一日」「その他」

（その他の場合）

11　販売所に複数の業務主任者を選任している場合、どのような職務分担をしていますか。（プルダウンから選択）

選択肢：「地区別で分担」「業務主任者の職務により分担」「特に分けていない」「その他」

（その他の場合）

12　業務主任者の職務の業務量はどのようになっていますか。（プルダウンから選択）

業務主任者の職務等	登録事項の変更に係る届出等の監督	14条書面の作成・監督	販売の方法の基準適合・維持・監督	貯蔵施設の基準適合・維持・監督	供給設備の基準適合・維持・監督	保安教育の計画立案・実施又はその監督	保安業務の実施・結果の確認	貯蔵施設(3t以上)特定供給設備の許認可検査の監督	充てん設備の許認可検査の監督	帳簿の記載及び報告内容の監督	法定の業務主任者の職務以外の業務
業務量											

※　１：ほとんどない　２：少しある　３：大きい　４：かなり大きい　５：非常に大きい

選択肢：「１」～「５」

13　平成９年（法改正）以降、帳票類の電子化、点検調査のタブレット使用等により負担が軽減したと思われる職務はありますか。

（プルダウンから選択）

業務主任者の職務等	登録事項の変更に係る届出等の監督	14条書面の作成・監督	販売の方法の基準適合・維持・監督	貯蔵施設の基準適合・維持・監督	供給設備の基準適合・維持・監督	保安教育の計画立案・実施又はその監督	保安業務の実施・結果の確認	貯蔵施設(3t以上)特定供給設備の許認可検査の監督	充てん設備の許認可検査の監督	帳簿の記載及び報告内容の監督	法定の業務主任者の職務以外の業務
電子化等による負担軽減効果											

※　１：ほとんど軽減していない　２：少し軽減した　３：軽減したい　４：かなり軽減した　５：非常に軽減した

選択肢：「１」～「５」

14　認定販売事業者における業務主任者の選任数の緩和措置がありますが、それについてメリットと感じますか。

（プルダウンから選択）

選択肢：「非常にメリットと感じる」「特にメリットと思わない」「その他」

（その他の場合、その内容）

15　平成９年以降、業務主任者の職務の軽減に効果があると考えられる工夫などありましたら教えてください。

16

帳簿の電子化等の現状を踏まえ、業務主任者の選任数について、業務分担の面からどのような数値設定を行うのが適切と考えますか。

17　販売所間での業務主任者の兼任要件（合計1,000件未満、相互60分以内）を活用していますか。

（プルダウンから選択）

選択肢：「活用している」「活用していない」

18　近年のIT化等により、業務主任者が当該販売所に常駐しなくても業務主任者の職務はできると思いますか。（プルダウンから選択）

選択肢：「常駐しなくてもできる」「常駐が必要」

（その理由（具体的にお願います））

アンケートは以上です。ご協力をいただきありがとうございました。

高圧ガス保安協会

別添２　アンケート結果

調査番号	1	2							3					
内容	認定の有無	保安業務の実施割合							販売所情報	消費者数合計	業務主任者数合計	２販取得者数合計	消費者数／業務主任者	２販取得者／業務主任者
		供給開始時点検調	容器交換時点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡						
回答	認定は受けていない	自社：委託＝10:0	自社：委託＝0:10	自社：委託＝10:0	自社：委託＝10:0	自社：委託＝10:0	自社：委託＝9:1	自社：委託＝10:0	別紙	70632	51	172	1384.941176	3.37254902
									別紙					
	認定は受けていない	自社：委託＝10:0	自社：委託＝1:9	自社：委託＝1:9	自社：委託＝1:9	自社：委託＝10:0	自社：委託＝9:1	自社：委託＝10:0	別紙	263866	206	435	1280.902913	2.111650485
	認定は受けていない	自社：委託＝9:1	自社：委託＝1:9	自社：委託＝7:3	自社：委託＝7:3	自社：委託＝9:1	自社：委託＝8:2	自社：委託＝10:0	別紙	414882	291	666	1425.71134	2.288659794
	認定は受けていない	自社：委託＝10:0	自社：委託＝9:1	自社：委託＝1:9	自社：委託＝1:9	自社：委託＝10:0	自社：委託＝9:1	自社：委託＝5:5	別紙	118,919	43	83	2765.55814	1.930232558
	認定は受けていない	自社：委託＝3:7	自社：委託＝0:10	自社：委託＝3:7	自社：委託＝3:7	自社：委託＝1:9	自社：委託＝0:10	自社：委託＝0:10	別紙	117,379	73	159	1607.931507	2.178082192
	認定は受けていない	自社：委託＝10:0	自社：委託＝0:10	自社：委託＝9:1	自社：委託＝9:1	自社：委託＝2:8	自社：委託＝9:1	自社：委託＝10:0	別紙	161,016	127	287	1267.84252	2.25984252
	認定は受けていない	自社：委託＝10:0	自社：委託＝3:7	自社：委託＝6:4	自社：委託＝6:4	自社：委託＝10:0	自社：委託＝7:3	自社：委託＝5:5	別紙	333,307	275	1,105	1212.025455	4.018181818
	認定は受けていない	自社：委託＝10:0	自社：委託＝0:10	自社：委託＝0:10	自社：委託＝0:10	自社：委託＝10:0	自社：委託＝8:2	自社：委託＝0:10	別紙	37,154	37	88	1004.162162	2.378378378
	認定は受けていない	自社：委託＝10:0	自社：委託＝1:9	自社：委託＝4:6	自社：委託＝4:6	自社：委託＝10:0	自社：委託＝9:1	自社：委託＝10:0	別紙	119,841	116	432	1033.112069	3.724137931
	認定は受けていない	自社：委託＝10:0	自社：委託＝0:10	自社：委託＝0:10	自社：委託＝0:10	自社：委託＝0:10	自社：委託＝10:0	自社：委託＝10:0	別紙	272,517	187	335	1457.31016	1.79144385

4		5		6	7		8		9
保安業務の管理		保安業務の確認（委託分）		保安教育回数（年間）	保安教育資料作成者		保安教育の実施方法		保安教育
回答（PD）	（その他）	回答（PD）	（その他）		回答（PD）	（その他）	回答（PD）	（その他）	回答（PD）
その他	「電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認」及び「紙ベースの台帳により期限内の実施及び実施内容について確認」の併用	上記のデータ・紙受領併用		9回	上記の併用		対面方式		各販売所の業務主任者
電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認		上記のデータ・紙受領併用		１３回以上	各販売所の業務主任者		上記の併用		上記の併用
電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認	お客様の情報（点検・調査日等）を当社システムに入力することにより、期限管理や「否」の状況等を確認できるシステムを構築している。	上記のデータ・紙受領併用	どのような報告を受けたとしても当社システムに入力し、期限管理や「否」の状況等を確認している。	6回	上記の併用		上記の併用	コロナの影響で資料を渡し自主学習とした場合有り	上記の併用
電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認		紙ベースの実施結果を受領し保安管理台帳に手入力		１２回	上記の併用		上記の併用		上記の併用
電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認		上記のデータ・紙受領併用		7回	上記の併用		上記の併用		上記の併用
電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認		紙ベースの実施結果を受領し保安管理台帳に手入力		１２回	各販売所の業務主任者	基本は各販売所の業務主任者とし、必要に応じて本社保安部門	対面方式	対面を基本としていてが、コロナ禍でｗｅｂも活用	各販売所の業務主任者
電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認		紙ベースの実施結果を受領し保安管理台帳に手入力		１２回	上記の併用		上記の併用		各販売所の業務主任者
電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認	自社委託とも点検は全て紙ベース。結果は全てシステム入力。紙ベース点検票は全て保管管理。集計等は電子データ上で実施しているが、その結果（管理表、計画、点検票）は紙に出力して利用している。	紙ベースの実施結果を受領し保安管理台帳に手入力		4回	上記の併用		対面方式	内部講習は対面。外部講習はWEBが増えている。	上記の併用
その他	期限管理は電子化された情報をベースに管理 点検調査は紙ベースで実施及び確認	紙ベースの実施結果を受領し保安管理台帳に手入力		１２回	上記の併用		対面方式		各販売所の業務主任者
電子化された保安管理台帳により期限内の実施及び実施内容について確認		上記のデータ・紙受領併用		１３回以上	本社の保安管理部門		上記の併用		上記の併用

9	10		11		12														
育の講師	１回あたりの時間		業務主任者の職務分担		業務主任者の業務量														
（その他）	回答（PD）	（その他）	回答（PD）	（その他）	登録事項の変更に係る届出等の監督	14条書面の作成・監督	販売の方法の基準適合・維持・監督	貯蔵施設の基準適合・維持・監督	供給設備の基準適合・維持・監督	保安教育の計画立案・実施又はその監督	保安業務の実施・結果の確認	貯蔵施設(3t以上)特定供給設備の許認可検査の監督	充てん設備の許認可検査の監督	帳簿の記載及び報告内容の監督	法定の業務主任者の職務以外の業務	登録事項の変更に係る届出等の監督	14条書面の作成・監督	販売の方法の基準適合・維持・監督
	１時間程度		業務主任者の職務により分担		2	3	3	2	5	5	5	2	1	5	5	1	1	1
	１時間程度		業務主任者の職務により分担		2	2	3	3	3	3	4	1	1	4	2	2	2	3
	１時間程度	内容により1時間を超えたり、短くなったりする。	業務主任者の職務により分担		3	5	4	4	5	3	5	2	1	5	5	3	3	3
	１時間程度		地区別で分担		1	1	3	3	3	3	4	2	1	4	5	1	1	2
	１時間程度		特に分けていない		2	1	3	1	3	4	4	1	1	4	3	3	1	4
各販売所の業務主任者が基本。内容に応じ本社保安部やメーカーも有り	１時間程度	１時間程度が基本だが、内容により変動有り	業務主任者の職務により分担		2	2	3	2	3	3	5	2	2	5	4	3	2	3
	３０分程度		業務主任者の職務により分担		3	3	4	3	4	3	5	2	2	5	3	1	1	1
	１時間程度		業務主任者の職務により分担	小規模店は所長が業務主任者を兼務して責任をもつ。	2	3	5	5	5	4	4	2	1	5	4	1	3	3
	３０分程度		地区別で分担		2	2	4	2	4	3	5	5	2	3	4	3	1	1
	３０分程度		業務主任者の職務により分担		1	1	1	1	2	2	3	2	1	3	4	1	2	1

13								14		15
電子化等による負担軽減								認定販売事業者におけるインセンティブのメリット（業務主任者選任数）		H9以降、職務軽減に効果がある工夫等
貯蔵施設の基準適合・維持・監督	供給設備の基準適合・維持・監督	保安教育の計画立案・実施又はその監督	保安業務の実施・結果の確認	貯蔵施設(3t以上)特定供給設備の許認可検査の監督	充てん設備の許認可検査の監督	帳簿の記載及び報告内容の監督	法定の業務主任者の職務以外の業務	回答（PD）	（その他）	
1	2	1	2	1	1	3	2	非常にメリットと感じる		ペーパーレスのための電子化、電子決裁、オンライン会議・教育があります。
2	3	2	3	1	1	2	2	特にメリットと思わない		電子化による結果確認の簡略化
3	3	3	4	2	1	5	1	特にメリットと思わない		当社では、システムを使用することにより期限管理が合理的に行うことができ、帳簿の保存も有効的に行える。また、供給設備や消費設備の「否」の状況をシステム内に写真として取り入れ、情報を共有することにより計画的に改善を行うことができるようになった。
2	2	1	1	1	1	2	1	特にメリットと思わない		
1	4	1	2	1	1	2	2	特にメリットと思わない		保安システム導入による定期点検調査・保安機器期限交換の期限管理 タブレットでの点検調査実施　　セーバープロによる圧力測定 配送ハンディターミナルによる2号点検結果登録
2	3	1	4	1	1	3	2	非常にメリットと感じる		●保安管理システムの導入により、保安業務の帳票が速やかに抽出や確認が可能となった。●供給開始時点検、容器交換時点検、定期供給、消費設備調査、等ハンディーシステムやタブレット端末の使用により作業の効率化・軽減化や正確性に効果有り。●通信関係の発達による連絡体制の構築。●集中監視システムの普及発展による保安高度化と効率化。
1	1	1	1	1	1	1	1	特にメリットと思わない		保安管理システムの有効活用。
3	3	1	4	1	1	3	3	その他	緊急時対応の距離緩和と合わせてメリットあり	保安システムの活用により、本社でもシステムを通して保安業務計画と結果の管理を行っており、ダブルチエックのため業務主任者の負担が軽減しています。
1	1	2	1	1	1	1	1	非常にメリットと感じる		
1	1	1	2	1	1	1	1	特にメリットと思わない		

16	17	
現状を踏まえた業務主任者の選任数の設定	業務主任者の兼務（1000未満、60分以内）	業務主任者常駐の必要性
業務主任者の職務は主に、「指導・監督」という企業の管理者立場の業務がメインであると思っております。 業務主任者と同じように事業所に必要な資格者数の算出することとして、保安機関の保安業務資格者の数（以下、保安業務資格者数）があり、こちらは実際に保安業務を実施するために必要な最低数と思っております。 算出によっては、保安業務資格者数<業務主任者となる場合があり、業務の実施人数より監督者の方が多く必要になる場合があります。業務主任者の職務は保安業務に係ること以外もありますが、保安業務資格者数以上に必要かと考えると不自然のように感じるところもあります。	活用していない	常駐しなくてもできる
・認定販売事業者における業務主任者選任数緩和措置に準ずる選任数緩和があっても、職務は全う出来るものと考えます。 ・電子化推進を鑑み、 ①消費者数3,000件毎に業務主任者を1名選任にするなど。 ②消費者数10,000件以上は、以降同数にするなど。 ③業務主任者の兼務要件を合計3,000件未満にするなど。	活用していない	常駐が必要
２,０００件/人という数値は変更しなくて良いと思う。規則二十四条でいう業務主任者の職務は１０項目（充てん設備を持たなければ９項目）なので、業務主任者１人につき１項目を担当するという理由で、上限は１０人で良いのではないかと個人的に考えている。	活用していない	常駐しなくてもできる
業務主任者の担当する消費者件数	活用していない	常駐が必要
現状の2000軒で1名の基準で不便を感じたことは無い。 当社では営業マンが面倒見れる消費者数は分布にもよるが、1,500～2,000軒を適当とし、営業マンの担当消費者数も同数としている。	活用していない	常駐が必要
●現在の業務主任者数が、1,000件未満まで1名、以降2,000件毎に1名追加の基準がどのような根拠で制定されたのか。●その上で、帳簿の電子化等によりその基準の見直しが可能なので有ればその根拠・基準に沿った数値設定を行う。●ゴールド保安認定事業者の場合、業務主任者の選任緩和が一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の2/3を減じることが出来るという根拠も加味して数値設定を検討。●帳簿の電子化や保安の高度化（集中監視の普及、等）などの導入や設置率など、現在の顧客件数のくくりでの業務主任者数の決め方だけでは無く高度化の普及状況などを加味した人数選定も一案では	活用していない	常駐しなくてもできる
一般消費者等の数に加えて、職務のボリュームによる増減（バルク供給、質量販売、受委託状況　等）。	活用していない	常駐が必要
システムを利用した場合、期限管理、保安業務計画、結果の管理といった数値管理は、一般消費者等の件数によらず、概ね販売所の保安責任者１名で行えます。保安業務実務について、調査票のチェックは一般消費者等の数が多ければ、その分の業務主任者が複数必要になります。保安機関の必要有資格者は現行法令程度でよいと思いますが、販売所の業務主任者は管理責任者の意味では大幅に減らしてもよいと考えます。弊社では、法定数の業務主任者を大勢選任しても、責任が分散し無責任にならないように、あえて「中心となる業務主任者」を自主的に指名しています。	活用していない	常駐が必要
認定販売事業者のインセンティブと同様の設定を行うことが適切と考えます。	活用していない	常駐しなくてもできる
・帳簿の電子化に関しては、事務担当者が行う入力作業やファイリング作業は軽減されているものの、現時点、業務主任者の負荷軽減に資するものではない状況。 ・従って、業務主任者の選任数の数値設定にあたっては、認定販売事業者における緩和措置を目安とするのが現実的。	活用していない	常駐が必要

18
その理由
上記16の回答と同様に、IT化・システム化・IoT等が進むにつれ、データ・メール・システムを利用して距離が離れた場所からでも監督・指導等することが今まで以上に容易となっているため、必ずしも当該販売所に常駐せずとも、離れた場所から遂行できる環境が整備されてきているためです。 （本社で一括管理等、各事業所から離れていても一括監督・指導等も可能な環境が進んでいると思います。）
業務主任者の職務を誠実かつ確実に行うためには、所員に対する監督、指導も重要であることから、当該販売所に常駐することは必要と考えます。
業務主任者の職務は監督したり指導するのが主な仕事なので、事業所に常駐していなくても職務は遂行することができると思う。ただ、個人的な意見ではあるが、緊急時に自らが出動し対応することもあるだろうし、正しい判断・指示は現場にいるからこそできると自分は考えているので、常駐しなくても良いという考えには反対である。
事業所の保安状況を把握するには常駐が好ましい。
・常駐不要となると名目だけの販売所（＝販売所員も非常駐）の乱立が危惧される。
●点検調査票はタブレット端末などを使用している。これによってパソコンとオンラインで結べば内容の確認が可能。●その他の保安業務や営業関係にしてもパソコンとモバイル端末を使用する事により内容の確認等が可能。●コロナ禍となり、密を避ける観点からｗｅｂ環境が整備されより一層常駐でなくても対応可能な環境が構築された。●ライフラインを預かる業種として、危機管理上やＢＣＰ対策の観点からも常駐しなくても対応可能な体制の構築が望ましいと思う。●スマホの普及など、通信設備が高度化している状況を鑑みれば常駐しなくても対応可能となるのでは。
電子化できない部分がまだあるため。 販売所において対応すべき事項が多々あるため。
１名の常駐は必要と考えています。保安業務を１００％委託することは稀で、自ら保安機関となって保安業務を行っています。そういった意味では、保安機関の業務と販売所の業務は不可分です。最終的な保安業務に責任をもつ「責任者」は必要であり、現場業務の管理という意味で常駐が望ましいと考えています。
点検・調査結果は電子媒体で確認でき、場所によらず対応することが可能であるため。
・ＩＴ化に伴い、業務主任者の一部の職務（届出の監督、書面作成の指導、帳簿の記載内容の確認）は常駐不要。 ・一方、大半の業務については常駐が必要、かつ事業所の特性（問題点等）を把握する上でも、業務主任者の常駐が必要。

○質量販売の規制見直し検討（講習に係る到達目標等）　　別添３

項目		到達目標	
		知識	力量
液化石油ガスの基礎的な内容	液化石油ガスに関する基礎知識	■液化石油ガスの取り扱いにあたって、災害の発生を防止するために必要な液化石油ガスの物性を理解する。 キーワード：ＬＰガス／分子／原子／原子量／分子量／物質量／測定単位／体積／圧力／温度／炭化水素／ＬＰガスの性質／ＬＰガスの燃焼特性	○ガスの性質に応じた安全な取り扱いをすることができる。また、使用者の周辺の者にも安全な液化石油ガスの使用を促すことができる。
ハード面に関する内容	液化石油ガス設備に関する知識	■質量販売で使用される主な液化石油ガス設備について、一般的な設備の構造、特徴を理解する。 キーワード：ＬＰガス容器／容器バルブ／再検査／単段式調整器／調整器の使用例／安全機器／ガス漏れ警報器／配管／ホース／継手／バルブ／燃焼器／立消え安全装置／末端ガス栓／ヒューズガス栓	○液化石油ガス設備をその使用目的に合った正しい方法で使用することができる。緊急時の際には、その対処を適切、かつ、速やかに行うことができる。
ソフト面に関する内容	液化石油ガス設備の緊急時の対処の方法に関する知識	■液化石油ガスを使用する上で考えられる事故等、緊急時の対処方法を理解する。 キーワード：緊急時対応／ＬＰガス事故／漏えい／火災／爆発／ＣＯ中毒／移動中の事故／ＬＰガスの拡散／一次災害／二次災害／バルブの閉止／火気離隔／消防／警察／液状のＬＰガス／ＬＰガスの滞留／ガスの廃棄／消火器	○液化石油ガス設備を使用する上で発生した異常の対処にあたり、液化石油ガス販売事業者の電話での指示を適切に理解し、速やかに対処することができる。また、漏えいが発生した場合等、自らの判断により適切に対処することもできる。
	液化石油ガス及び液化石油ガス設備に関する法令等	■液化石油ガスを使用する上で遵守しなければならない法律及び液化石油ガスの取引等に必要な知識等を理解する。 キーワード：高圧ガス保安法／移動／貯蔵／消費／廃棄／容器／容器再検査／容器の表示／刻印／液化石油ガス法／液化石油ガス販売事業者／書面の交付／周知／点検／調査／緊急時対応／保安業務／保安機関／販売の方法／質量販売／体積販売／供給設備／消費設備／技術上の基準／消費設備改善命令／販売契約／ＬＰガス販売事業者賠償責任保険／個人賠償責任保険	○液化石油ガスの移動、保管、使用において規制される法律を遵守することができる。また、液化石油ガスの取引に際し、販売事業者と一般消費者等の責任分担を理解することができる。
液化石油ガス設備の安全な使用方法	液化石油ガス設備の安全な使用方法	■質量販売で使用される主な液化石油ガス設備により、その安全な使用方法を理解する。 キーワード：キャンピングカー／ＬＰガス容器／容器バルブ／単段式調整器／安全機器／ガス漏れ警報器／配管／ホース／継手／バルブ／燃焼器／末端ガス栓／ヒューズガス栓／正しい使い方／接続方法／安全誘導	○液化石油ガス設備を正しく、安全に使用することができる。

別添４

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 13 日　通商産業告示第 122 号）　新旧対照表（KHK 案）

改正案	現行
（資格者の数） 第２条　規則第３１条第１号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一から二　略 三　前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあっては次に掲げる要件に適合するものとする。 イ　保安業務を行う事業所ごとに常時第１号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置されること。 ロ　保安業務に係る一般消費者等（規則第１６条第１３号ただし書きに規定する質量による液化石油ガスを販売する場合のうち、屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者に販売する場合において、当該販売する液化石油ガスを使用する際に起こりうるガス漏えい等の緊急時における対応に関する講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて意思表示した者を除く。）の供給設備及び消費設備には原則として３０分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。 四　略	（資格者の数） 第２条　規則第３１条第１号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一から二　略 三　前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあっては次に掲げる要件に適合するものとする。 イ　保安業務を行う事業所ごとに常時第１号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置されること。 ロ　保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として３０分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。 四　略

別添５－１

２　保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20130208 商局第 3 号　平成 25 年 3 月 29 日）新旧対照表（KHK 案）

改正案	現行
(4) 緊急時対応の要件 　緊急時対応を行う保安機関については告示第２条第３号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①から④　略 ⑤（別紙に記載します）	(4) 緊急時対応の要件 　緊急時対応を行う保安機関については告示第２条第３号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①から④　略 （新設）

（別紙　質量販売時緊急時対応講習）

⑤ 告示第２条第３号ロに規定する講習（以下「質量販売時緊急時対応講習」という。）は、屋外で移動して使用する消費設備により液化石油ガスを消費する者が、ガスの漏えい等の緊急時において適切に対応するといった業務を行えるよう、所定の知識等を習得するための講習であり、次の要件の全てを満たすものとする。

また、告示第２条第３号ロに規定する「当該講習の受講修了証の交付を受け」とは、販売契約時に有効期限内の受講修了証を有している者をいい、「緊急時において自ら所要の措置を行うこととして意思表示した者」とは、例えば、液化石油ガス販売事業者が当該消費者と販売契約を締結しようとする際に、当該消費者に対する緊急時において消費場所に到着して行う措置を行わないことを、液化石油ガス販売事業者が書面により説明をし、当該書面の控えに説明を受け理解した旨記載し、署名等した者等とする。

なお、講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うこととして意思表示した者に対しても、法第２７条第１項第４号に定める措置を講じなければならないが、その措置の一つとして、例えば、電話等による適切な指示、助言等がある。

また、質量販売時緊急時対応講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて意思表示した者に対して、液化石油ガスを質量により販売する際は、受講修了証のコピー、意思表示に係る署名等された控えを販売契約が終了するまでの間、他の帳簿と同様に保管するよう販売事業者に指導されたい。

なお、この講習による保安機関の体制の緩和は、講習を受講し所定の知識等を習得した者が、実際に保安機関が３０分以内にかけつけて行う、ガス漏えいへの対処、危険な状態となった際の周辺への注意喚起等といった緊急時の処置を当該消費者が行えるよう期待するものであることを申し添える。

（ⅰ）質量販売時緊急時対応講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）は、次の要件を全て満たすものであること。

イ 液化石油ガス設備に関する講演、研修、講習等を適切に開催した実績（講習実施者自らの法人に在籍する者のみに対して実施されたものを除く。）を有する法人であること。

ロ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者が役員にいないこと。

ハ 質量販売時緊急時対応講習を行うために必要な教材を備えていること（必要なときに使用し得る措置が講じられていることを含む。）。

ニ 質量販売時緊急時対応講習を毎年度１回以上実施すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により、質量販売時緊急時対応講習の開催が困難であるときはこの限りでない。

ホ 質量販売時緊急時対応講習の受講を申し込んだ者に対し当該者の所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取り扱うことについて、規約等を定めていること。

（ⅱ）質量販売時緊急時対応講習の内容は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる講習時間以上行うものであること。

別添５－２

科目	範囲	講習時間
①液化石油ガスに関する基礎知識（学科）	一　物理･化学の基礎知識(液化石油ガスに関するもの) 二　液化石油ガスの性質等	１時間
②液化石油ガス設備に関する知識（学科）	一　液化石油ガス容器等 二　調整器 三　燃焼器 四　安全機器	１時間
③液化石油ガス設備の緊急時の対処の方法（学科）	一　非常時の措置（ガスが漏えいした場合、ガス漏えいが大規模な場合、漏えいしたガスに着火した場合）	１時間
④液化石油ガス及び液化石油ガス設備の保安に関する法令（学科）	一　高圧ガス保安法　第１章（総則)、第２章（事業)、第３章（保安)、第４章（容器等）及びこれらに関係する政令、省令、告示、通達等 二　液化石油ガス法　第１章（総則)、第２章（液化石油ガス販売事業)、第３章（保安業務)、第４章の２（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関係する政令、省令、告示、通達等 三　損害賠償責任保険	１時間

（注１）科目ごとの終了時に、理解度を確認すること。
（注２）オンラインによる講習（インターネット回線等で配信する講義をパソコン等によって個別に視聴させる方法）で実施することができる。

(ⅲ）上記(ⅱ)の「④液化石油ガス及び液化石油ガス設備の保安に関する法令（学科)」の講師については、a.第二種販売主任者又は液化石油ガス設備士の免状の交付を受けた者、b.行政機関において液化石油ガス法の事務の執行に携わり、その期間が１年以上である者、c.その他経歴に応じ、産業保安グループガス安全室が適当と認める者とする。

(ⅳ）講習実施者は、質量販売時緊急時対応講習を実施する前に、講習の日程、実施場所及び受講定員並びに各科目について(ⅱ)及び(ⅲ)に掲げる要件を満たす講習である旨（科目ごとの講習形式（対面講習又はオンライン講習の別）を含む。）をインターネット等で広く公示し、受講希望者の募集を行うこと。

(ⅴ）質量販売時緊急時対応講習の科目を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、受講者写真、生年月日、修了年月日及び有効期限が記載された質量販売時緊急時対応講習修了証（例えば、様式例によるものとする。）を発行すること。なお、講習修了証の有効期間は講習修了の日から５年間とする。

別添５－２

（vi）質量販売時緊急時対応講習の終了後、遅滞なく実施結果報告書及び修了者名簿を産業保安グループガス安全室へ提出すること。

(vii)（ｉ）から(vi)までの要件を満たすことについて、受講者の募集開始前に、産業保安グループガス安全室の確認を受けたものであること。

(viii) 令和４年５月１日（通達施行日）から令和４年９月３０日までの間は、（ｉ）から(vii)までに規定される講習に関わらず、産業保安グループガス安全室が質量販売時緊急時対応講習と同等と認めた講習を受講した場合は、質量販売時緊急時対応講習を受講したものとみなす。この場合、当該同等と認めた講習の受講修了証をもって、（ｖ）の講習受講修了証とする。

様式例

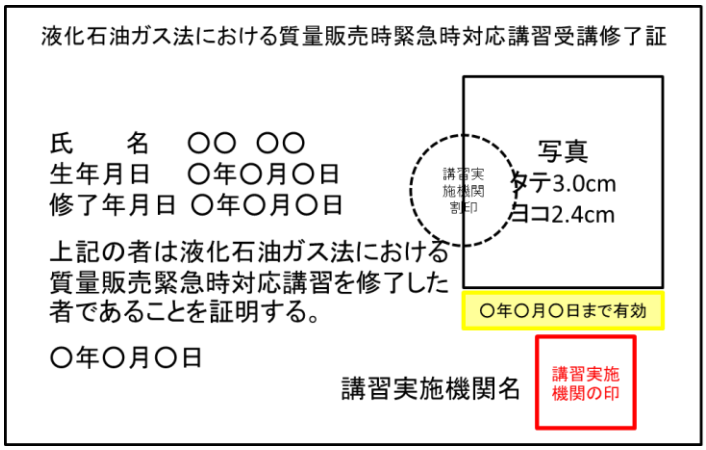

（注１）　修了証の大きさは、たて 5.4 センチメートル、よこ 8.6 センチメートル程度とする。
（注２）　写真は、無帽、無背景、正面、上三分身、かつ、講習申込日前６か月以内に撮影されたものであること。
（注３）　講習実施機関は写真に割印をする等、写真の貼り替え防止措置をすること。

別添６

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年３月10日　通商産業省令第11号）　新旧対照表（KHK案）

改正案	現行
（保安業務規程） 第39条　法第35条第１項前段の規定により保安業務規程の認可を受けようとする保安機関は、様式第17による申請書に保安業務規程を添付して法第29条第１項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。 ２　法第35条第２項の保安業務規程で定めるべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 （一から四　削除） 一　保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法 二　保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法 三　前各号に掲げるもののほか、保安業務に関し必要な事項 ３　法第35条第１項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けようとする保安機関は、様式第18による申請書を法第29条第１項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。	（保安業務規程） 第39条　法第35条第１項前段の規定により保安業務規程の認可を受けようとする保安機関は、様式第17による申請書に保安業務規程を添付して法第29条第１項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。 ２　法第35条第２項の保安業務規程で定めるべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　事業所の所在地 二　各事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数 三　保安業務を行うことのできる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項 四　保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項 五　保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法 六　保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法 七　前各号に掲げるもののほか、保安業務に関し必要な事項 ３　法第35条第１項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けようとする保安機関は、様式第18による申請書を法第29条第１項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

※規則改正と併せて、「２　保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について　20130208商局第３号 平成25年３月29日」における「別添　保安業務規程の記載例について」についても変更する。

液石法に基づく事務・権限の
道府県から指定都市への委譲支援

別　添　資　料

高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

別添１

令和3年度
液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会

液化石油ガス法の基礎

令和４年２月１７日

高圧ガス保安協会

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

目　次

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

液化石油ガス法の体系（主なもの）

液化石油ガス法について

液化石油ガス法関係の
主な資格等について（概要）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

1929年 霞ヶ浦航空場にドイツ飛行船(ｸﾞﾗｰﾌ･ﾂｪｯﾍﾟﾘﾝ)初飛来
飛行船燃料補給のため、我が国にプロパンガス初登場

1931年 台湾の錦水油田でLPガスの製造開始

1938年
LPガス(プロパン)を自動車用燃料として使用することが認められる
緊迫化する国際情勢の中、ガソリン等の燃料不足への対応

1951年
高圧ガス取締法公布
旧法の全面改正
(通商産業省所管)

1953年 LPガスが、一般家庭で使用され始める

1954~56年
一般家庭でLPガスの爆発事故続く

1962、63年
LPガス自動車(タクシー)爆発事故続く

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

1967年
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律公布
(家庭、業務用消費に対するLPガスの販売事業を高圧ガス取締法から分離･独立)

事故件数推移
1967年(167件)→1976年(581件)

1977年 **液石法改正**
LPガス事業者に対し規制強化

1983年 **静岡県掛川市のレクリエーション施設でのLPガス爆発事故**
(死者14名、負傷者27名)

1995年 阪神・淡路大震災

1996年
- 高圧ガス取締法が**高圧ガス保安法**に
- **液石法改正**
  保安機関制度創設
  販売事業者登録制
  バルク供給規定化　等

2000年　技術基準の性能規定化

事故件数推移
1996年(101件)→2010年(204件)

2011年 東日本大震災
近年、自然災害（地震(津波)、台風、豪雨等）の頻発･激甚化によるLPガス容器転倒、流出等が問題に

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

ＬＰガスの一般家庭への販売等

- 1951年（昭和26年）「高圧ガス取締法」公布・施行。
- 1952年（昭和27年）ＬＰガスが一般家庭用として販売。　（炭労の長期ストが背景）
- 1953年（昭和28年）ＬＰガス用10キロ容器の製造開始。
- 1955年（昭和30年）ＬＰガス用メーターの完成。

➢ 1953年（昭和28年）に製造された10キロ容器を「ダルマ」、調整器（形状の大きなもの）を「ラッパ」、調整器（小型のもの）を「げんこつ」と呼ぶものもいた。

ＬＰガスの一般家庭への急速な普及

- 1955年（昭和30年）前後　ＬＰガスが家庭に普及が急進。簡易な設備で利用可能。
  - ➢ 熱量が高く、液体で運搬が容易。
  - ➢ 供給源が豊富。

1967年（昭和42年）
ＬＰガス約1,300万世帯

事故の増加、高圧ガス取締法での運用限界

- ＬＰガスの急速な普及による事故の増加。高圧ガス取締法（高圧ガス保安法）の規制対象は工場を前提。

流通安定の要請

- 急速な普及のため流通機構が複雑。
- 供給責任に関する意識不足。
- 不適切な計量等。

➢ 一般家庭に対しての適用に限界。一般消費者等の「保安の確保」　が必要。取引適正化の機運が高まる。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

- 液化石油ガスの「災害防止」・「取引の適正化」により公共の福祉の増進。
- 一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造・販売等を規制。

1967年（昭和42年）12月制定　1968年（昭和43年）3月施行

➢ 質量販売が主体。各家庭に容器を１本運んで消費設備に取り付け、空になった容器を引き取り、容器一本ごとに代金決済を行う方法が多かった。
➢ 使用済み容器の引き取り時に、まだ残っていても、消費者の立ち会いによる面前計量をしない、また、消費者が留守の間に残ガスがあるものを引き取る等、不明瞭な取引実態があった。

注）過去の歴史、経緯には諸説存在するものもあります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

1967年以降のＬＰガス事故発生状況

液化石油ガス事故件数の推移

年	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
事故件数	167	112	170	217	217	299	368	540	497	581	638	570	793	761	714	570	559	545	496	515	401	390	306	262	194	146	112
対前年比(%)	34	▲33	52	28	0	38	23	47	▲8	17	10	▲11	39	▲4	▲6	▲20	▲2	▲3	▲9	4	▲22	▲3	▲22	▲14	▲26	▲25	▲23
死　者	33	38	69	44	33	52	59	74	40	65	56	72	63	60	50	43	51	36	35	42	29	37	36	27	13	31	7
負傷者	271	146	236	283	301	398	389	679	543	523	684	640	825	758	723	650	645	529	550	477	381	336	327	233	171	162	135

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
事故件数	82	88	101	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219	239	234	185	204	227	260	210	187	182	140	195	212	202	192
対前年比(%)	▲27	7	15	▲33	10	5	▲1	12	3	33	▲13	0	108.6	9	▲2	▲21	10	11	15	▲19	▲11	▲ 3	▲ 23	39	9	4	▲ 9
死　者	3	12	14	6	9	5	8	2	4	7	2	1	0	4	4	4	5	1	1	3	1	2	0	0	1	0	1
負傷者	83	80	109	64	82	66	73	69	64	86	88	58	78	98	79	148	83	88	85	52	76	60	52	50	46	32	29

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

1967年以降のＬＰガス事故発生状況

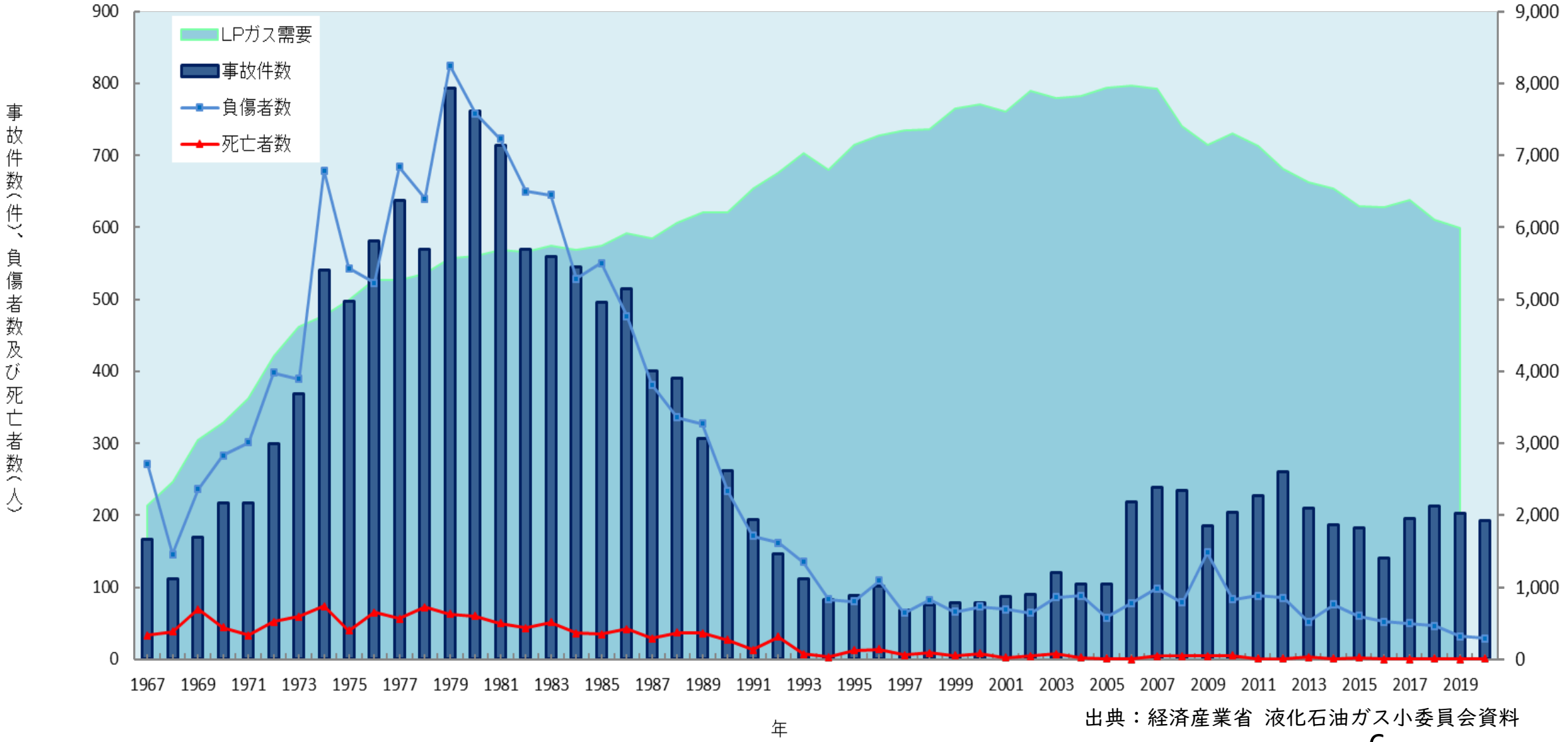

出典：経済産業省 液化石油ガス小委員会資料

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

年	事故件数	死者数	傷者数	主な発生事故及び取られた措置等 〇法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故
1967（S.42）	167	33	271	〇12月28日、ＬＰガス法公布
1968（S.43）	112	38	146	〇3月1日、ＬＰガス法施行
1969（S.44）	170	69	236	
1970（S.45）	217	44	283	
1971（S.46）	217	33	301	
1972（S.47）	299	52	398	〇12月6日、ＬＰガス法規則改正（原則ＬＰガスを体積販売することを義務化）
1973（S.48）	368	59	389	
1974（S.49）	540	74	679	
1975（S.50）	497	40	543	
1976（S.51）	581	65	523	
1977（S.52）	638	56	684	□6月、通商産業省立地公害局保安課に「液化石油ガス保安対策室」設置 □8月、高圧ガス及び火薬類保安審議会が「液化石油ガス消費者保安体制のあり方」について答申
1978（S.53）	570	72	640	□7月、ＬＰガス設備保安総点検事業の実施（設備改善の期間を含め3年間） 〇7月3日、ＬＰガス法改正（周知の義務化、認定調査機関及び液化石油ガス設備士制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲拡大等）
1979（S.54）	793	63	825	〇5月10日、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律公布（特監法）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

年	事故件数	死者数	傷者数	主な発生事故及び取られた措置等 〇法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故
1980（S.55）	761	60	758	●8月16日、静岡駅前ビル地下街で都市ガス爆発事故発生、死者15名、重軽傷者222名
1981（S.56）	714	50	723	〇2月17日、高取法液石則改正（ＬＰガスの着臭濃度強化（臭気感知混入率1/200→1/1000）） 〇2月18日、ＬＰガス法規則改正（地下室等の保安基準の制定、共同住宅、業務用施設等に対しガス漏れ警報器設置義務付け）
1982（S.57）	570	43	650	●1月、神奈川県川崎市の小学校で埋設管に起因する多量の漏えい事故が発生 □2月4日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検の実施について」を通達 □2月から「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検」を実施 〇10月1日、ＬＰガス法省令補完基準改正（材料及び使用制限、腐食・損傷を防止する措置等の強化） □10月1日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について」を通達
1983（S.58）	559	51	645	●11月22日、静岡県掛川市のレクリエーションセンター内でＬＰガス爆発事故が発生、死者14名、重軽傷者27名 □11月26日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガス保安対策について」を通達

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

1983年に発生したＡ級事故

発生年月日	発生道県	現象	建物	人的被害状況	概　要　及　び　原　因
1983年 （昭和58年） 11月22日	静岡	爆発 火災	飲食店	死　者 14名 重傷者 10名 軽傷者 17名	午後0時45分頃、当該レストラン内に漏れていたガスに、何等かの着火源から引火し爆発、火災となり、同レストランが全焼し、居合わせた従業員及び客の内14名が死亡し、10名が重傷、17名が軽傷を負った。ガス供給は500ｋｇ容器4本からベーパライザーを介し各施設へ行われていたが、当該レストラン用の中間バルブは設置されていた。また、ガス漏れ警報器はレストラン内4ケ所に設置されていた。 原因は**夏期のバーベキュー用に床面に設置されていた末端閉止弁99個中30個が開放状態であったのに、厨房の湯沸器を使用するため中間バルブを開けたため、開放された末端閉止弁からガスが漏れた。**なお、ガス漏れ警報器は作動しており、従業員もガス臭を感知していたとのこと。推定漏洩量は約25ｍ^{3}であった。
1983年 （昭和58年） 12月　8日	北海道	爆発 火災	一般住宅	死　者 ５名 重傷者２名	朝4時過ぎガス臭に気付いた当事者親子が調べたところ、こんろに接続されたゴム管に穴が開いてガスが漏れているのを発見し、修理しようとしたところ突然爆発し火災となり当該家屋を全焼した。これにより当該家族5名が死亡し、2名が重傷を負った。ガス供給は50ｋｇ容器1本により行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因はこんろに接続するゴム管に、ねずみによると思われる穴が開いていた。推定漏洩量は約5ｍ^{3}であった。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

1983年に発生したＡ級事故

写真　南側から見た「満水亭」内部

（出展）つま恋LPガス事故対策委員会報告

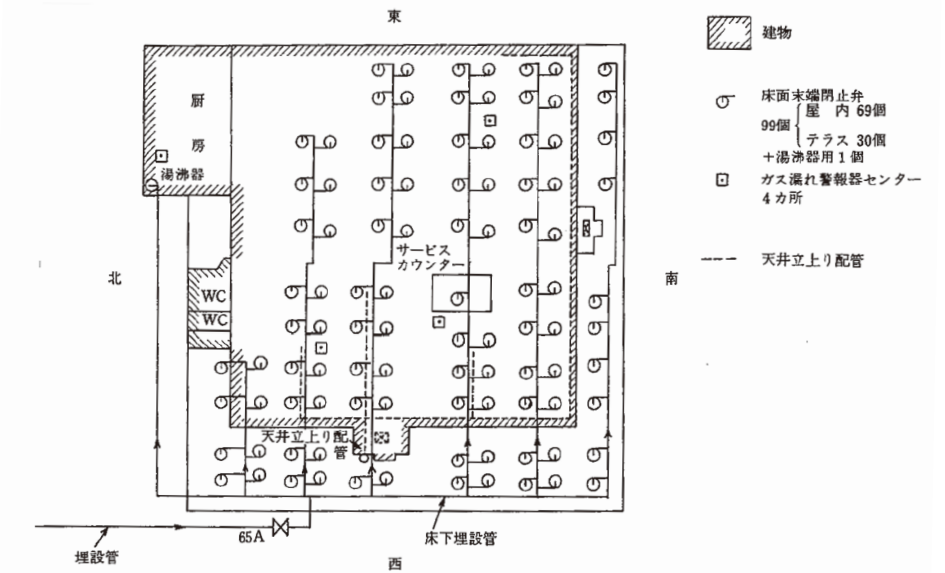

図２　「満水亭」LPガス設備概要図

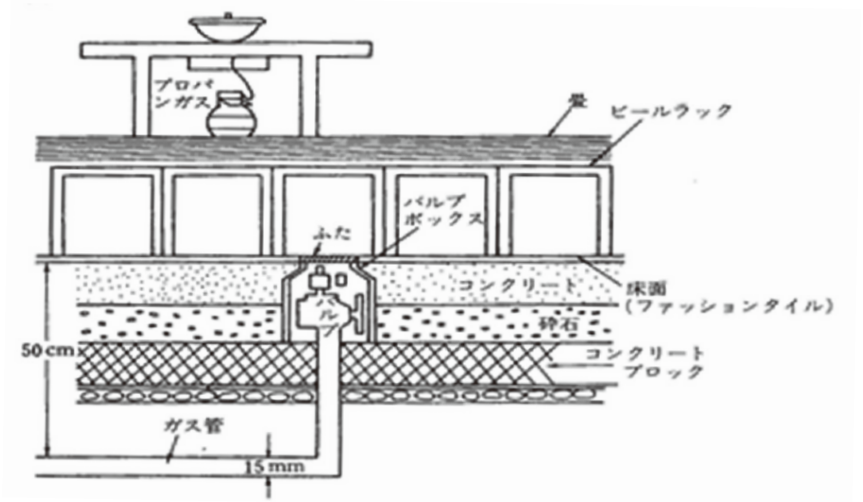

図３　「満水亭」断面図

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

年	事故件数	死者数	傷者数	主な発生事故及び取られた措置等 〇法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故
1984（S.59）	545	36	529	〇7月3日、ＬＰガス法規則改正（共同住宅、料理飲食店等に対し、移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け、末端ガス栓と燃焼器との接続方法強化）
1985（S.60）	496	35	550	□7月、「ＬＰガス消費者保安対策研究会」報告 □10月、毎年10月を「ＬＰガス消費者保安月間」と定める。
1986（S.61）	515	42	477	□5月、**「ＬＰガス安全器具普及懇談会」報告が出され、具体的な安全器具の普及施策とそれに伴うＬＰガス事故の減少化に関する目標期限（今後 5年間で1/5、10年間で 1/10 ）**を定めた提言－それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動開始 〇12月4日、ＬＰガス法規則改正（全ての施設を対象に、移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け）
1987（S.62）	401	29	381	

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

年	事故件数	死者数	傷者数	主な発生事故及び取られた措置等 〇法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故
1988 (S.63)	390	37	356	●2月16日及び8月6日、北海道札幌市で居室の換気扇等の使用により浴室内の気圧が外気の気圧より低くなり、その結果、浴室内に設置されたＣＦ式ふろがまの排気が逆流止めから浴室内に逆流して、ふろがまの不完全燃焼を引き起こしたことによる一酸化中毒が2件発生、共に死者1名（都市ガス事業） ●4月9日、鹿児島県鹿児島市の共同住宅で排気筒に取り付けられた防火ダンパーに起因するＣＯ中毒事故が発生、死者2名 ●6月11日、福島県白河市のゴルフ場クラブハウスにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者3名、軽傷者17名 □7月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛、「ガス器具に接続される排気筒への防火ダンパー設置に起因する一酸化炭素中毒事故防止対策について」を通達 ●7月14日、茨城県那珂郡の高校において埋設管の腐食による爆発事故が発生、重傷者4名、軽傷者5名 □7月27日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガスの埋設管に係る保安の徹底について」を通達 □9月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「ＣＦ式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

年	事故件数	死者数	傷者数	主な発生事故及び取られた措置等 〇法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故
1989（H.1）	306	36	327	●6月13日、埼玉県春日部市の小学校において埋設管からのガス漏れがあることが発見され、改善措置が講じられた後、ガスの供給に使用している配管から以前に漏れたと思われるガスが地下ピットに滞留していたことに起因する爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名 □8月25日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の点検状況について」を通達 □9月20日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「ＣＦ式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達
1990（H.2）	262	27	233	□5月、「90年代の液化石油ガス消費者保安政策の在り方分科会」報告
1991（H.3）	194	13	171	
1992（H.4）	146	31	162	

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

年	事故件数	死者数	傷者数	主な発生事故及び取られた措置等 〇法令等制定、改正、　□研究会等報告又は諸施策等、　●主要な事故
1993（H.5）	112	7	135	●5月6日、山梨県忍野村リゾートマンションでＣＯ中毒事故発生、死者7名（簡易ガス事業） ●7月13日、山形県米沢市の雑居ビルにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名、軽傷者9名 □9月、**安全器具　100%普及目標達成期限**（10年のところ3年早め7年とした）－95.2%達成 □12月20日付通商産業省環境立地局保安課液化石油ガス保安対策室長名で各都道府県液化石油ガス保安担当課長宛「液化石油ガス販売事業者等に対する保安対策の徹底及び指導の在り方について」を通達 〇12月22日、特監法政令改正（特定ガス消費機器の追加（密閉燃焼式ふろがま等））
1994（H.6）	82	3	83	〇10月26日、ＬＰガス法規則改正（排気筒の技術上の基準強化等） 〇10月26日、通産省告示制定（使用実績を有する排気筒又は給排気部を再使用する場合の要件）
1995（H.7）	88	12	80	□1月、「ＬＰガス保安対策の在り方研究会」中間報告 □12月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会」報告
1996（H.8）	101	14	109	〇3月31日、ＬＰガス法改正（ＬＰガス販売事業の許可制を登録制に改正、保安機関制度の創設、バルク供給に関する規制の創設等） 〇4月3日、ＬＰガス法施行令改正（ＬＰガス器具等の指定品目の改正等） ●12月30日、**沖縄県糸満市共同住宅で排気筒の不備に起因するＣＯ中毒事故が発生死者5名**

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

1996年に発生したＡ級事故

発生年月日	発生県	現象	建物	人的被害状況	概　要　及　び　原　因
1996年 （平成8年） 12月30日	沖縄	ＣＯ 中毒	共同住宅	死者５名	9時55分頃、当事者の次男が出勤してこないのを不審に思った同僚が訪ねてきて、一家5人が倒れ死亡しているのを発見し110番通報した。病院での検診結果、ＣＯ中毒症と診断された。当事者宅は4畳半二間、6畳一間、玄関を含むダイニングキッチン（ＤＫ）及びトイレ付の浴室で構成され、瞬間湯沸器（ＣＦ式、10号）はＤＫ内の玄関を入った直ぐ横の浴室に接する壁に設置されていた。発見時の状況は、**室内は窓等は全て閉め切られ、換気扇はなく密閉状態**であった。湯沸器は事故時には浴室の給湯に使用していたと思われ、点火の状態となっていたが火は消えていた。なお、すすが湯沸器の内部及び外部カバーの上部とその上の天井に付着していた。排気筒は2次排気筒の径が1次排気筒の径より細くなっている（130ｍｍ→100ｍｍ）上、その接続部が若干ずれていた。また、屋外の立ち上がり部が150ｍｍ程度しかなく、トップも付いていなかった。原因は排気設備の不良による**給排気障害から、不完全燃焼した排ガスが室内に流入**したことによる。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

年	事故件数	死者数	傷者数	主な発生事故及び取られた措置等 〇法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故
2017（H.29）	193	0	50	□1月31日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請 □1月31日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請 〇2月22日、ＬＰガス法規則改正（販売の方法の基準、書面の記載事項の改正及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の制定） 〇3月31日、ＬＰガス法規則改正（供給設備の技術上の基準、供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、消費設備の技術上の基準、バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準、軽微な変更の改正） □7月5日、経済産業省商務情報政策局・商務流通保安グループの再編及び産業保安グループの創設に伴い、産業保安関係課（ガス安全室等）は産業保安グループに移行 □8月31日、経済産業省産業保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請 □12月22日、経済産業省産業保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

年	事故件数	死者数	傷者数	主な発生事故及び取られた措置等 〇法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故
2018（H.30）	206	1	46	●1月12日、**千葉県の一般住宅において、瞬間湯沸器を使用し、浴室内の混合水栓からシャワーホースにより浴槽に湯張りを行う不適切な使用を換気が不十分なまま長時間行ったことが原因と推定されるＣＯ中毒事故が発生（B級、死者1名）** □4月1日、液化石油ガス事故対応要領の施行 □5月31日、経済産業省は、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用」を制定 □8月1日、経済産業省産業保安グループガス安全室は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請 〇11月14日、ＬＰガス法規則改正（特定供給設備の基準、バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準、別表第二、別表第三の改正） 〇11月19日、ＬＰガス法規則改正（保安業務区分、充てん設備の保安検査、協会等が行う保安検査の申請等、様式第44、様式第45、様式第46の改正）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス保安（法）の歴史と事故

年	事故件数	死者数	傷者数	主な発生事故及び取られた措置等 〇法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故
2019 (H31/R1)	198	0	31	〇3月15日、経済産業省は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」を制定 ●5月6日、静岡県の一般住宅のプレハブ小屋において、煮炊き用に設置した鋳物コンロ及び10kg容器付近で、2口ボールバルブのうち燃焼器と接続されていない側のバルブを開放したことにより、鋳物コンロ点火時に引火し爆発したと思われる事故が発生した。（B級、重傷１名、軽傷7名） 〇12月16日、LPガス法施行令改正　（デジタル手続法施行に伴う書面交付、保安業務の委託契約に係る書面の交付について改正）
2020(R2)	192	1	29	●7月30日、福島県の飲食店において、コロナ禍の影響で休業中だった店舗で、漏えい爆発・火災が発生し、1名が死亡、19人が重軽傷（重傷者2名、軽傷者17名）を負った。原因は、現在調査中。（A級、死者1名、重傷2名、軽傷17名、損害見積額約12億円）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法の体系（主なもの）

基本的な事項

詳細な事項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

※（**法律**）社会秩序維持のための国家規範、国会によって制定

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律**施行令**

※（**政令**）法の委任した事項を定める命令、内閣が制定

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令
（国及び国際標準化機構）

※手数料　都道府県は条例

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律**施行規則**

※（**省令・規則**）法や政令を施行するため、また、その委任に基づき所管の大臣が発する命令

告　示：供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示

※（**告示**）法令等に基づいて所管の大臣がする指定、決定

内規（通達）

例示基準：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準

都道府県指針、要領　等

民間規格：LPガス設備設置基準及び取扱要領
KHKS 0738、LPガス販売事業者用保安教育指針KHKS 1701　等

各業界基準　　等

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法の適用と所管行政庁

１次基地
２次基地
充てん所

高圧ガスの製造所
・高圧法の基準
→都道府県、指定都市

LP販売 | 保安機関

保安業務
・実施者の認定
→国、都道府県（指定都市）

販売事業
・販売者の登録
→国、都道府県（指定都市）
・大きな貯蔵施設（容器置場）は要許可
→都道府県（指定都市）
・大きな供給設備は要許可
→都道府県（指定都市）

LP設備工事

LPガス設備工事
・業としての届出
→都道府県（指定都市）
・工事の基準適合義務

ホームセンター

器具製造者
器具輸入者

ＰＳＬＰＧマーク
・販売者
→都道府県、市に立入権限
・製造者
・輸入者
→経済産業省

LP配送

LPG配送
・高圧法移動の基準
・保安業務を実施する場合は要認定

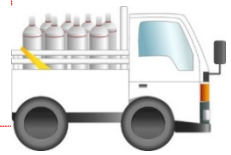

バルク運送

充てん設備
・実施者は要許可
→都道府県（指定都市）
・高圧法の移動の基準

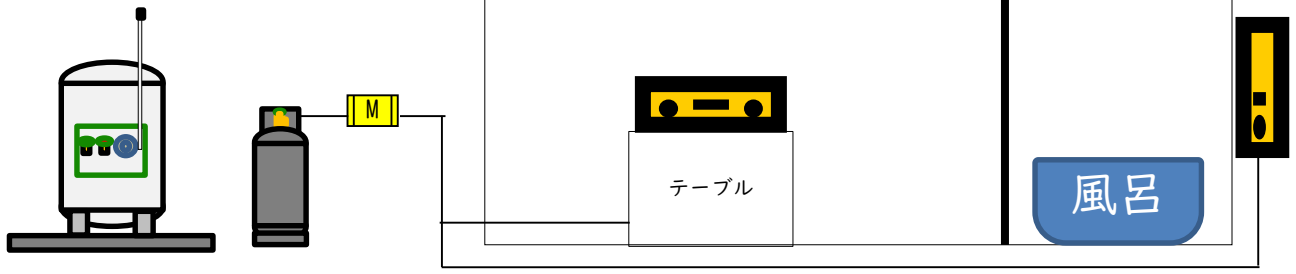

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

液化石油ガス法（昭和４２年法律第１４９号）

第１章	総則
第２章	液化石油ガス販売事業
第３章	保安業務
第３章の２	液化石油ガス販売事業者の認定
第４章	貯蔵施設等及び充てんのための設備
第４章の２	液化石油ガス設備工事
第５章	液化石油ガス器具等
第６章	雑則
第７章	罰則
附則	

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第１章　総則

第１章では、法の目的及び定義について規定されています。

定義（第２条）では、「一般消費者等」、「液化石油ガス販売事業」、「供給設備」、「消費設備」といった用語も定義されています。

（ご参考）
第２条では「液化石油ガス」について定義されていますが、高圧ガス保安法の適用除外を受けるいわゆるカセットボンベ内の液化石油ガスも対象となっています。
ただし、適用を受ける条項は液化石油ガス器具（カセットこんろ）に関する事項であり、販売登録等を含め第２章から第４章の２までの規定はカセットボンベには適用されません。（法第９４条）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第２章　液化石油ガス販売事業

第２章では、液化石油ガス販売事業について規定されています。

規定されている内容は、販売事業の登録、書面の交付、販売事業者の基準適合義務、保安教育、業務主任者等及びそれらに関する手続きとなります。

販売事業者の義務の他、行政機関が行う手続きについても規定されています。
例：登録の実施、登録の拒否、改善命令、勧告、解任命令、登録の失効、登録の取消し、登録の消除等

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第３章　保安業務

第３章では、保安業務について規定されています。

規定されている内容は、販売事業者の保安業務の実施義務、保安業務の委託、保安機関の認定、保安業務の実施、保安業務規程及びそれらに関する手続きとなっています。

液化石油ガス販売事業と同様に行政機関が行う手続きの規定もあります。
また、消費者に対する基準適合命令（規則第４４条に規定される消費設備の技術上の基準関係）についてもこの第３章に規定されています。（第３５条の５）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第３章の２　液化石油ガス販売事業者の認定

第３章の２では、液化石油ガス販売事業者の認定制度について規定されています。

規定されている内容は、主に、認定のための要件と認定販売事業者が受けられる特例について規定されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第４章　貯蔵施設等及び充てんのための設備

第４章では、貯蔵施設（３ｔ以上）、特定供給設備及び充てん設備における基準と許可等の手続きについて規定されています。

なお、充てん設備に関しては、１年に１回、保安検査を受検しなければなりません。

３ｔ以上の貯蔵施設、特定供給設備及び充てん設備は、許可後、完成検査を受検し、これに合格しないと当該施設、設備を使用することができません。
公の施設に設置する特定供給設備について、入札により納入する販売事業者が変更する場合は特に注意が必要です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第４章の２　液化石油ガス設備工事

第４章の２では、液化石油ガス設備工事の基準、液化石油ガス設備工事の届出、液化石油ガス設備士免状、液化石油ガス設備工事の作業に関する制限、設備士の義務、特定液化石油ガス設備工事事業の手続き等について規定されています。

液化石油ガス設備士の免状の交付を受けた者は法第２条第６項により「液化石油ガス設備士」と定義され、液化石油ガス設備工事関係の仕事に就いていなくても講習の義務があります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第５章　液化石油ガス器具等

第５章は、液化石油ガス器具等について規定されています。

政令で定める液化石油ガス器具等については、「PSLPGマーク」が付されたものでなければそれらの器具等について販売、又は販売の目的で陳列してはならないことになっています。

液化石油ガス器具等に関する経済産業大臣の事務のうち、一部（器具等を販売する者等）の事務については、政令により都道府県知事、市長が行うこととすることができることになっています。（法第９４条）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第６章　雑則

第６章では、液化石油ガス販売事業者、保安機関等の帳簿の記載義務、報告徴収、立入検査等について規定されています。

また、その他、登録・許認可等に伴う関係行政機関への通報等、販売事業者を認定した際等に行う公示、不利益処分を行う際の聴聞の特例、適用除外、都道府県が行うこととすることができる事務等について規定されています。

液化石油ガス法の事務を執行する上で必要な条項もあります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第７章　罰則

第７章では、液化石油ガス法に違反した者の罰則について規定されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

Ⅰ 液化石油ガス法の目的（法第1条）

（目　的）

第一条　この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

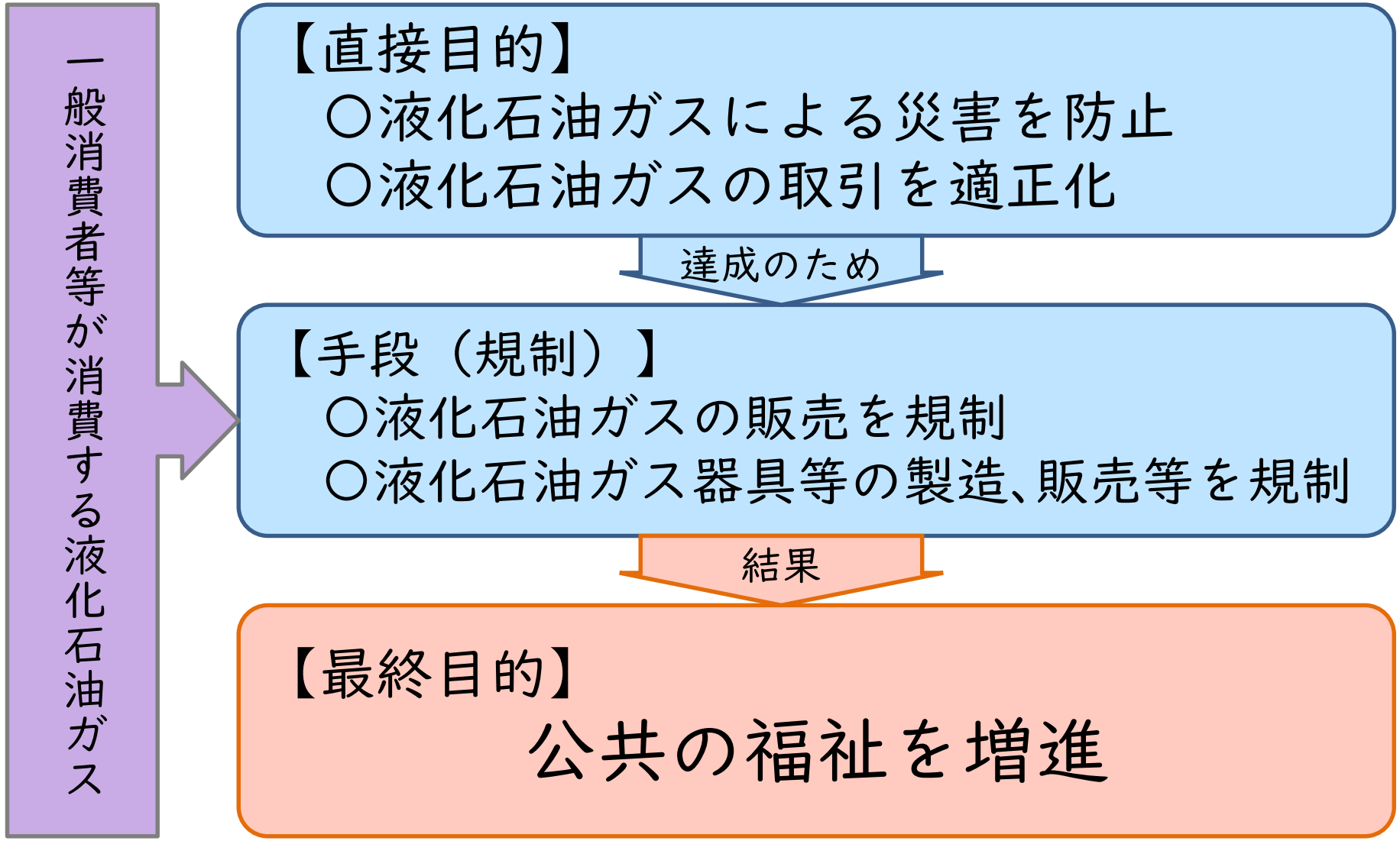

液化石油ガス法の目的（概念図）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（補足）液化石油ガス法と高圧法の規制区分（体系）

液化石油ガスに係る液化石油ガス法と高圧法の規制区分

	高圧法	液化石油ガス法
規制対象のLPG	工業用等	一般消費者等用
法体系（概要）	高圧ガス保安法 高圧法施行令 液化石油ガス保安規則 容器保安規則 特定設備検査規則 告　　示 例示基準（通達）	液化石油ガス法 液化石油ガス法施行令 液化石油ガス法施行規則 告　　示 例示基準（通達）
関係の規制内容（主なもの）	・容器の製造、検査 ・貯槽の製造、検査 ・LPGの移動　　等	・LPGの販売 ・LPG器具等の製造、販売等
その他	同一の貯蔵設備の中の液化石油ガスを、例えば、生活の用と工業用とに使用している者は、当該液化石油ガスを主として工業用に使用している場合は高圧ガス保安法の規制の対象となり、主として生活の用に使用している場合は、一般消費者等に該当し、液化石油ガス法の規制の対象となる。	

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（補足）液化石油ガス法と高圧法の規制区分（流通等）

高圧法

液石法

※液化石油ガス以外のガスは、「販売」「消費」も含め、全て高圧法で規制

LPガス専用タンカー

輸入

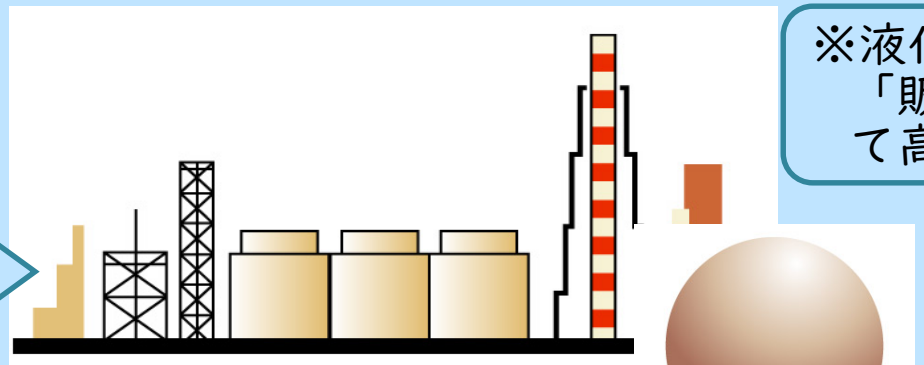

輸入基地（一次・二次）

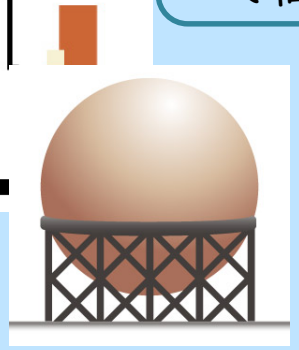

・製造、貯蔵
・工業用等の販売、消費等

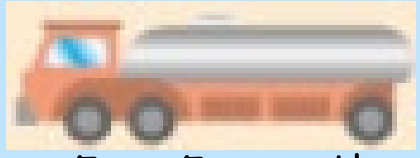

タンクローリ

移動

配送車

移動

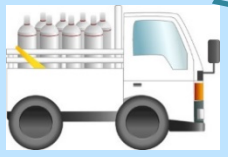

配送車

移動

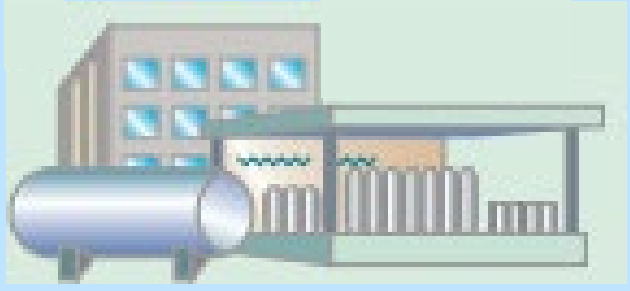

充填所

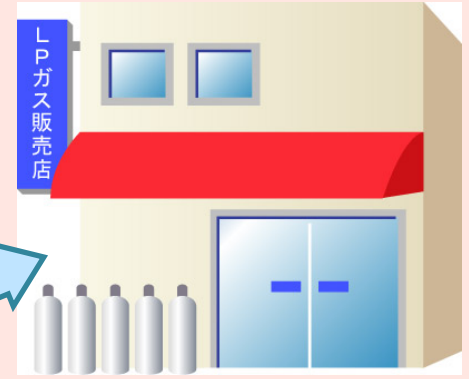

LPガス販売店

・液化石油ガス販売
・液化石油ガス器具等の販売

充填設備（バルクローリ）

充填

消費

一般消費者等

バルク貯槽

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（参考）事業者等、設備等別の規制

液化石油ガス法の規制

設備等 ／ 事業者等別	販売所	バルク供給	供給設備			消費設備		
	貯蔵施設	充てん設備	設備（工事）	基準維持	保安業務（点検等）	設備（工事）	基準維持	保安業務（点検等）
液化石油ガス販売事業者	○			○	○ a)			○ a)
充てん事業者		○						
一般消費者等							○	
保安機関					○ b)			○ b)
液化石油ガス設備工事事業者			○			○		

注a) 保安業務を販売事業者自らが行う場合は、保安機関として認定を受ける必要がある。

b) 販売事業者は、保安業務を保安機関に委託することができる。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

2 液化石油ガスの定義（法第2条、施行令第1条）

液化石油ガスとは、プロパン、ブタン及びプロピレンを主成分とするガスを液化したもので、充てんされた容器内又はその容器に附属する気化装置内において気化したものを含む。（下図参照）

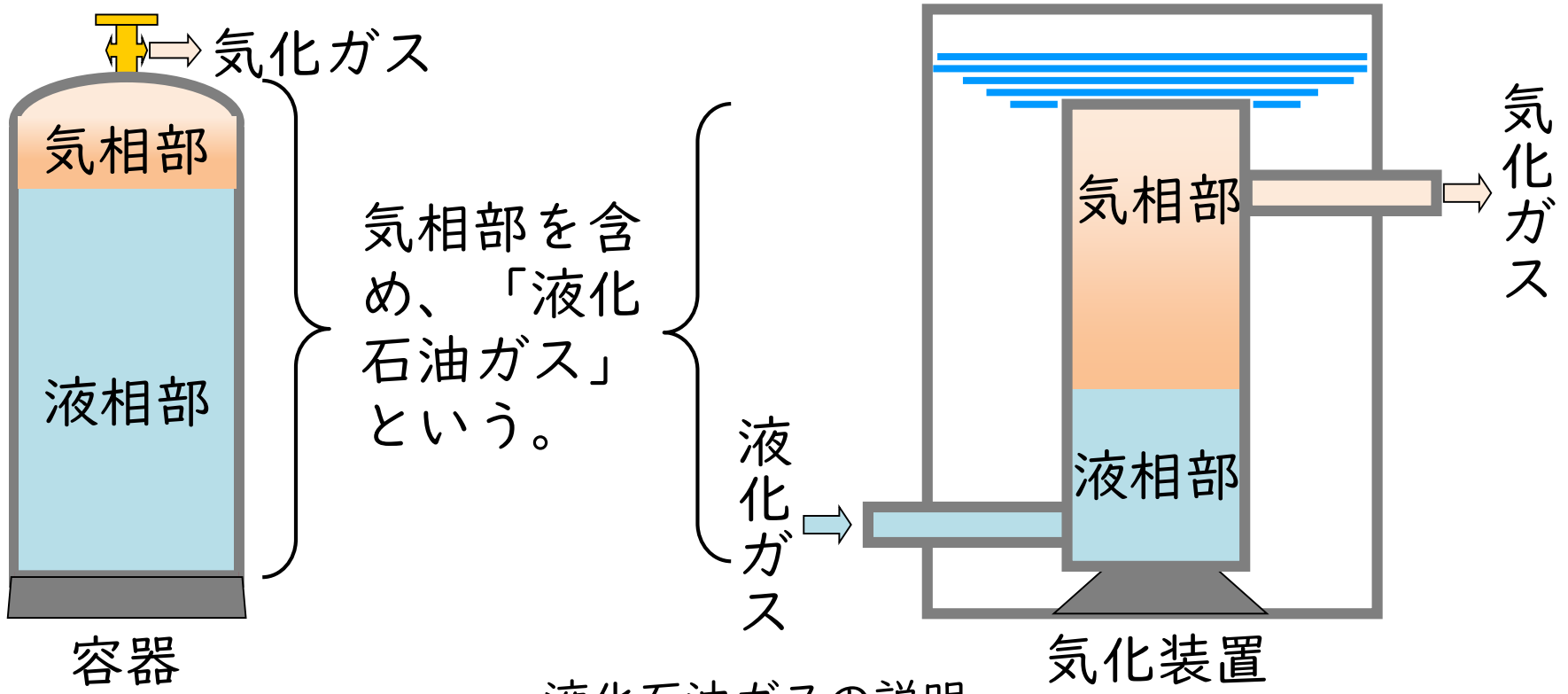

液化石油ガスの説明

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

3 一般消費者等（法第2条、施行令第2条、施行規則第2条）

次に示すような液化石油ガスの消費者を「一般消費者等」という。

a） 生活の用に供する消費者（一般消費者）

・調理　・風呂、洗面　・冷暖房　（自動車燃料は除く）

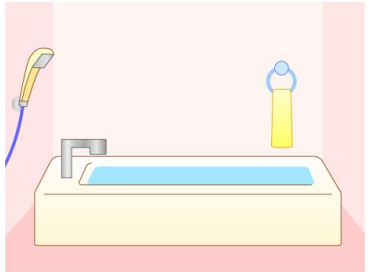

b） 生活の用に類似している消費者（一般消費者「等」）

1） 業務用の冷暖房又は料理飲食の調理用

ただし、船舶、鉄道車両及び航空機内の液化石油ガスは除く。

2） サービス業（クリーニング、理容・美容等）の蒸気、温水発生用

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

4 液化石油ガスの販売（法第2条第3項、参考：高圧法第20条の4）

液化石油ガスの販売に係る手続き等

	高圧法	液化石油ガス法
販売先	工業用等	一般消費者等
必要な手続き	販売事業開始の日の20日前までに、販売所ごとに、都道府県知事等に届出	販売事業を行おうとする者は、経済産業大臣、経済産業局長及び産業保安監督部長又は都道府県知事の登録を受けなければならない
呼称	販売業者 （高圧法第20条の4の2）	液化石油ガス販売事業者 （法第6条）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

販売事業の要件

A　販売する店舗（法第３条　事業の登録）

B　損害賠償責任保険（法第４条　登録の拒否）

C　標識の掲示（法第７条　標識の掲示）

D　貯蔵施設（法第１１条　貯蔵施設）

E　業務主任者（法第１９条　業務主任者）

F　保安業務の実施体制確保（法第２７条　保安業務を行う義務）

A,B,D,Fについては、登録申請の記載内容となっています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

5 供給設備、消費設備の区分（法第2条、施行規則第3条）

α） 体積販売の場合

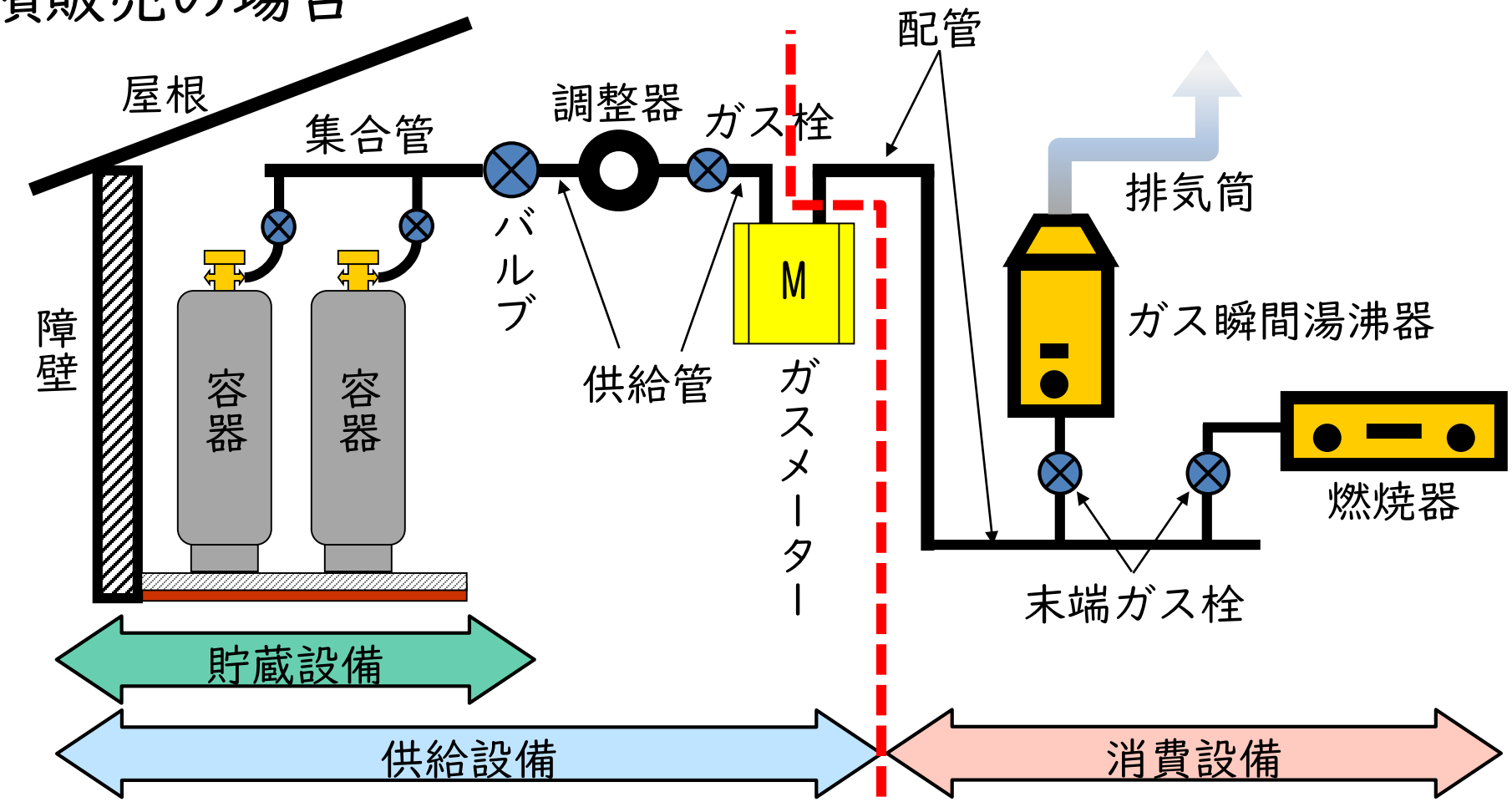

消費設備等の区分について

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5 供給設備、消費設備の区分（法第2条、施行規則第3条）

b）　質量販売の場合

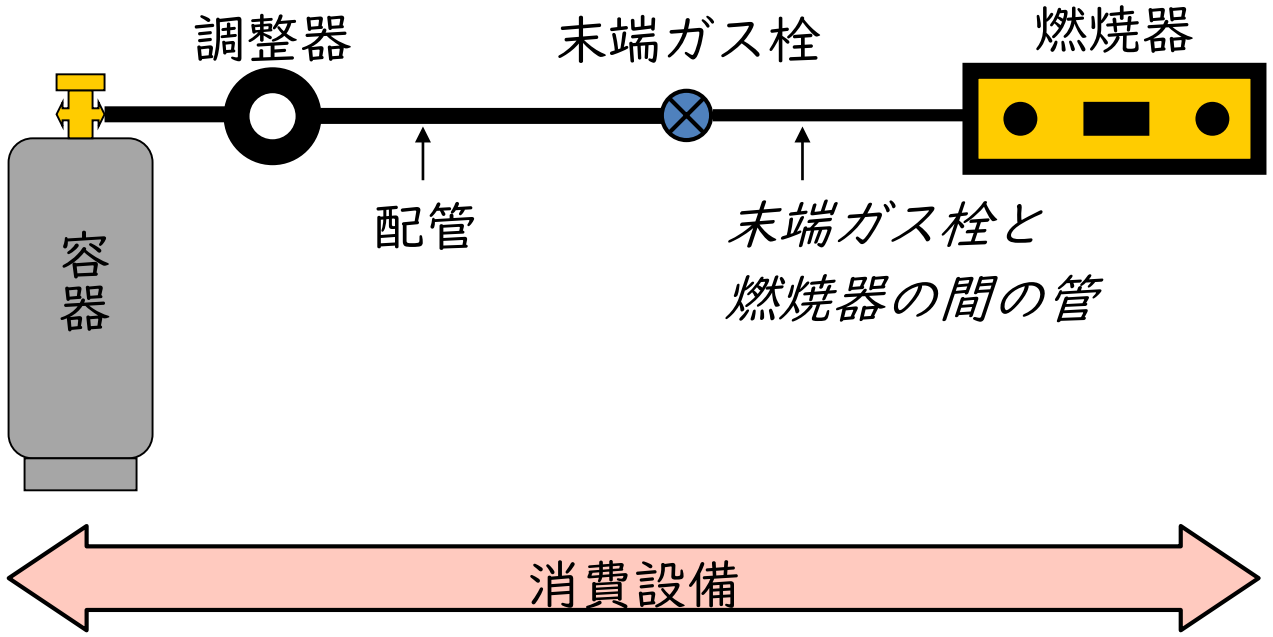

質量販売について

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（補足）貯蔵設備、供給設備及び消費設備

貯蔵設備等の用語の解説

貯蔵設備	供給設備	消費設備
一般消費者等に供給するための液化石油ガスを貯蔵するための設備であって、貯槽、バルク貯槽又は容器（バルク容器を含む。）をいう。	液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供給のための設備（船舶内のものを除く。）及びその附属設備をいい、具体的には次のイからニまでに掲げる設備によって構成されるものをいう。 イ　貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーター ロ　イに掲げる設備に準ずる設備（高圧ホース、ピグテール、集合管、対震自動ガス遮断器等であって、貯蔵設備とガスメーターとの間に設けられるものに限る。） ハ　イ、ロに掲げる設備を接続する管（供給管） ニ　イからハまでに掲げる設備に施す屋根、遮へい板及び障壁	液化石油ガスの消費のための設備（供給設備に該当するもの及び船舶内のものを除く。）をいい、ガスメーターを使用する場合（体積による販売）にあってはガスメーターの出口から、ガスメーターを使用しない場合（質量による販売）にあっては容器から、それぞれ燃焼器（附属装置を含む。）に至るまでの設備をいう。具体的には、調整器（質量による販売に限る。）、ゴム管、配管及び燃焼器等配管によって接続されたもの並びに燃焼器の附属装置（排気筒）をいう。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（補足）体積販売と質量販売

1 体積販売（施行規則第16条第13号）

液化石油ガスの販売方法の一つで、ガスメータを使用して計量法に定める法定計量単位による体積（m^3又はこの補助計量単位）により販売すること。

2 質量販売（施行規則第16条第3号・第13号、第44条第2号）

液化石油ガスの販売方法の一つで、ガスメータを使用せずに法定計量単位による質量（kg又はこの補助計量単位）により販売すること。

「質量販売」ができるのは、次に掲げる場合である。

a） 内容積が20L以下の容器により販売する場合

b） 次のいずれかの場合

1） 自動車、屋台等に備えられた移動する消費設備により屋外で消費する者に販売する場合

2） 調整器が接続された内容積が8L以下の容器により販売する場合

3） 内容積が25L以下の容器であって、カップリング付容器用弁を有するものに充填された液化石油ガスを販売する場合

c） その他

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

6 液化石油ガス販売事業者の事業登録（法第3条第1項、施行令第14条第1項、施行規則第4条第1項）

販売所の所在地と登録行政庁の関係（まとめ）

<table>
<tr><td>登録行政庁</td><td>都道府県知事</td><td>経済産業局長
及び
産業保安監督部長</td><td colspan="2">経済産業大臣</td></tr>
<tr><td>販売所所在地（例）</td><td>A都道府県内
（一の都道府県の区域内）</td><td>B都道府県内
C都道府県内
（2以上の都道府県の区域内、一の経済産業局の管轄区域内）</td><td>D都道府県内
E都道府県内</td><td>F都道府県内</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">（2以上の都道府県の区域内、2以上の経済産業局の管轄区域内）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">X経済産業局内</td><td>Y経済産業局内</td><td>Z経済産業局内</td></tr>
</table>

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

7 液化石油ガスの販売制限（法第13条、施行規則第12条）

液化石油ガス販売事業者は、規格に適合しない液化石油ガスを一般消費者等に販売してはならない。

液化石油ガスの規格

名称	プロパン及びプロピレンの合計量の含有率	エタン及びエチレンの合計量の含有率	ブタジエンの含有率
い号液化石油ガス	80%以上	5%以下	0.5%以下
ろ号液化石油ガス	60%以上80%未満	5%以下	0.5%以下
は号液化石油ガス	60%未満	5%以下	0.5%以下

備考　1）　圧力は、温度40℃において1.53MPa以下とする。
2）　含有率は、モル比によるものとする。
3）　い号、ろ号及びは号の液化石油ガスは、供給設備に腐食を生ずるおそれのある濃度以上の水銀を含有してないものでなければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

8 一般消費者等への交付書面（法第14条、施行規則第13条）

販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したとき、遅滞なく、販売方法、設備の保安管理等について記載した書面を一般消費者等に交付しなければならない。（記載事項を変更したときも同様）

主な記載事項は次のとおり。

- 供給設備及び消費設備の管理の方法
- 保安業務である消費設備の調査の方法、災害の発生の防止に関し必要な事項
- 保安業務を行う保安機関の氏名又は名称
- 一般消費者等の責任
- 質量販売における残ガスの引取りの方法
- 供給設備及び消費設備の所有関係
- 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用負担方法
- 所有権が販売事業者にある消費設備を一般消費者等が使用する場合の費用負担方法
- 所有権が販売事業者にある消費設備の配管を一般消費者等にその権利を移転する場合の清算方法
- 保安機関の名称、住所及び連絡方法

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

9 貯蔵施設の所有、基準適合義務等（法第11条、第16条、第37条、施行規則第11条、第15条）

a） 液化石油ガス販売事業所は、一般消費者等に販売する液化石油ガスを貯蔵するため、販売所ごとに面積3m^{2}以上の貯蔵施設（俗称「容器置場」ともいう。）を所有又は占有しなければならない。（例外規定あり）

b） 液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

1） 貯蔵施設の貯蔵量が3,000kg未満：施行規則第14条

2） 貯蔵施設の貯蔵量が3,000kg以上：施行規則第52条

c） 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

10 供給設備の基準適合義務（法第16条の2）

液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

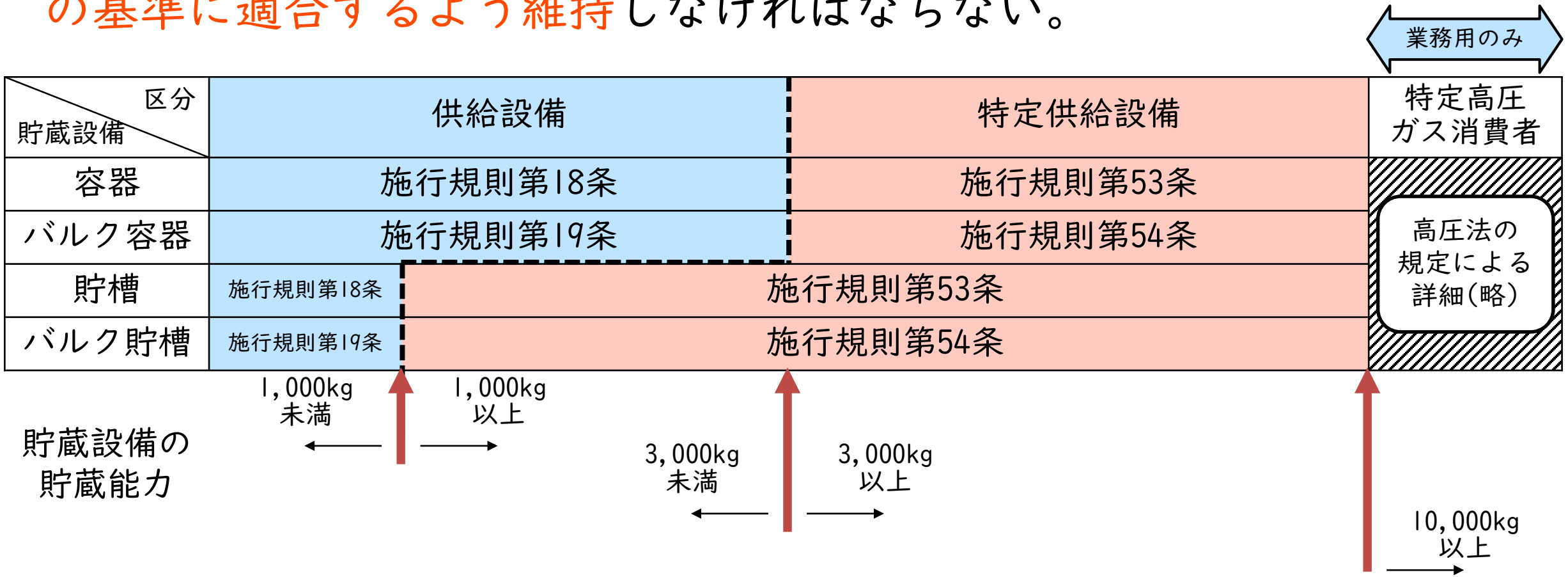

供給設備の区分と適用される技術基準について

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特定高圧ガス消費者と液化石油ガス法

（例１）

１５トンの貯槽を用いて供給する業務用施設（冷暖房用）はどの法律の適用をうけるのか。

①高圧ガス保安法第２４条の２第１項の規定により、同法施行令第７条第２項に規定される高圧ガスの種類：「液化石油ガス」、数量「液化石油ガス法施行令第２条各号（業務用の消費者）の場合で１０，０００キログラム以上」に該当するため、届出が必要で特定高圧ガス消費者となる。（液化石油ガス法が適用される場合の除外規定なし）
②液化石油ガス法施行令第２条に「一般消費者に類似している者」が規定されているが、ここで、特定高圧ガス消費者が除かれている。
③このため、例１の病院は、一般消費者（一般家庭）でもなく、②により業務用消費者から除かれるので、液化石油ガス法の適用を受けず、高圧ガス保安法の適用のみを受けることになる。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特定高圧ガス消費者と液化石油ガス法

（例２）

１５トンの貯槽を用いて供給する一般消費者（一般家庭）はどの法律の適用をうけるのか。

①高圧ガス保安法第２４条の２第１項の規定により、同法施行令第７条第２項に規定される高圧ガスの種類：「液化石油ガス」から液化石油ガス法の一般消費者が除かれていることから、数量にかかわらず特定高圧ガス消費者とならない。
②このため、例２は、一般消費者（一般家庭）であり、高圧ガス保安法の特定高圧ガス消費者とならない。一般に液化石油ガス法のみの適用を受ける。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

11 従業者の保安教育（法第18条、施行規則第24条）

液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

高圧ガス保安協会は、保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、公表することとなっている。

→「LPガス販売事業者用保安教育指針　KHKSI701」を作成

また、通達（20190303保局第5号　平成31年3月15日）では、次のように運用解釈が示されている。

第18条（保安教育）関係

第1項中「保安教育」としては、少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させるとともに、第2号に基づいて高圧ガス保安協会が作成する「保安教育を施すに当たって基準となるべき事項」を基にして作業標準を作成することが必要であるとして指導されたい。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

12 業務主任者

a） 業務主任者の選任等（法第19条、第21条、第35条の8、施行規則第22条、第49条）

業務主任者の選任区分及び必要資格

販売所＼消費者戸数	1,000戸未満	1,000戸以上
1つの販売所	1人	2人　（2,000戸増すごとに+1人）
3つの販売所	1人で兼任（各販売所間が自動車で60分以内に到達できる範囲の場合に限る）	ー
第1号認定販売事業所の販売所	業務主任者の選任に当たって、その基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者の数の3分の2を減じることができる。	

1 必要資格等：第二種販売主任者免状＋液化石油ガスの販売の実務経験6月以上
2 代　理　者：業務主任者が、旅行、疾病その他の事故によって職務が行うことができない場合に、その職務を代行する。あらかじめ選任
a） 選　　任：いずれの場合も1人以上
b） 必要資格等：次のいずれかの資格等
①業務主任者と同様
②高圧ガス保安協会の講習修了＋液化石油ガスの販売の実務経験6月以上かつ18歳以上

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

b）　業務主任者の職務（法第20条、施行規則第24条）

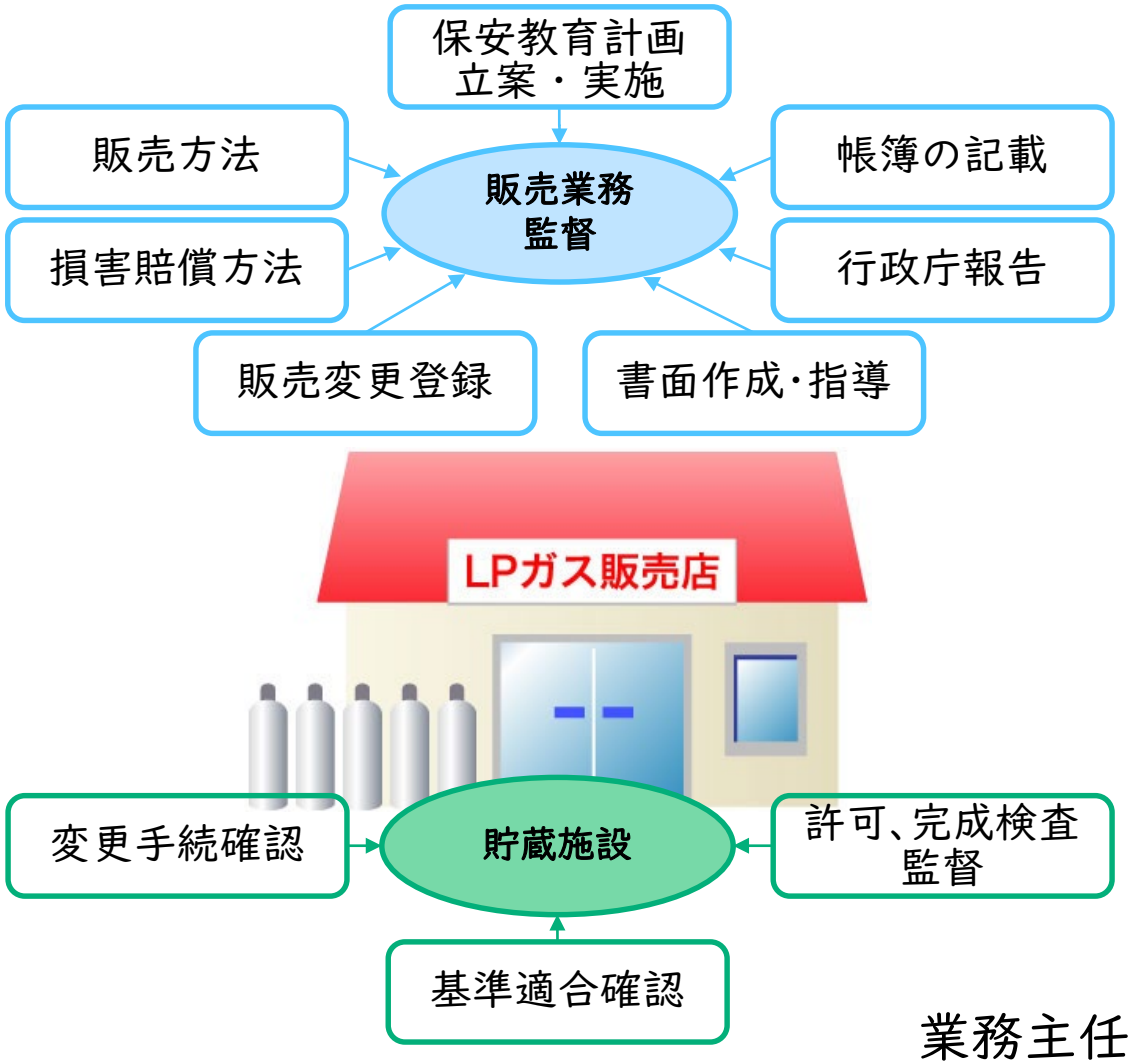

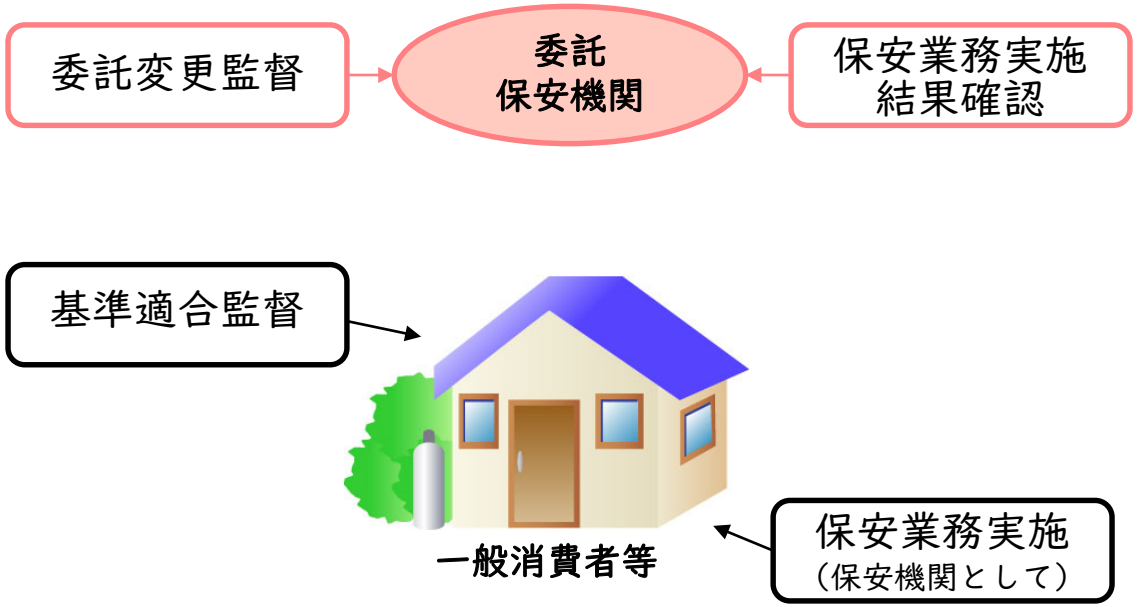

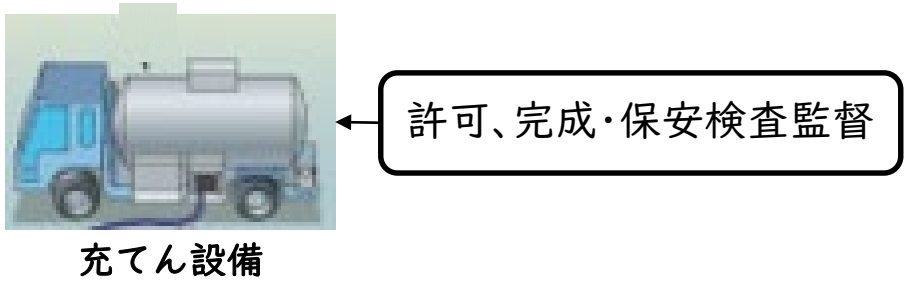

業務主任者の主な職務

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

c）　業務主任者講習（法第19条、施行規則第23条）

液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に液化石油ガスによる災害発生の防止に関する講習（義務講習、再講習などと呼称）を受けさせなければならない。

1）　受講期間

・第二種販売主任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に、第1回の講習受講

・第1回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に、第2回の講習受講（第3回以降も同様）

・選任された日に上記の期間が経過している場合又は上記の期間が経過するまでの日が6月未満の場合は、選任した日から6月以内に講習受講

2）　講習実施機関

高圧ガス保安協会又は指定講習機関（現在のところ、指定された講習機関は存在しない。）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（参考）業務主任者講習の期間について

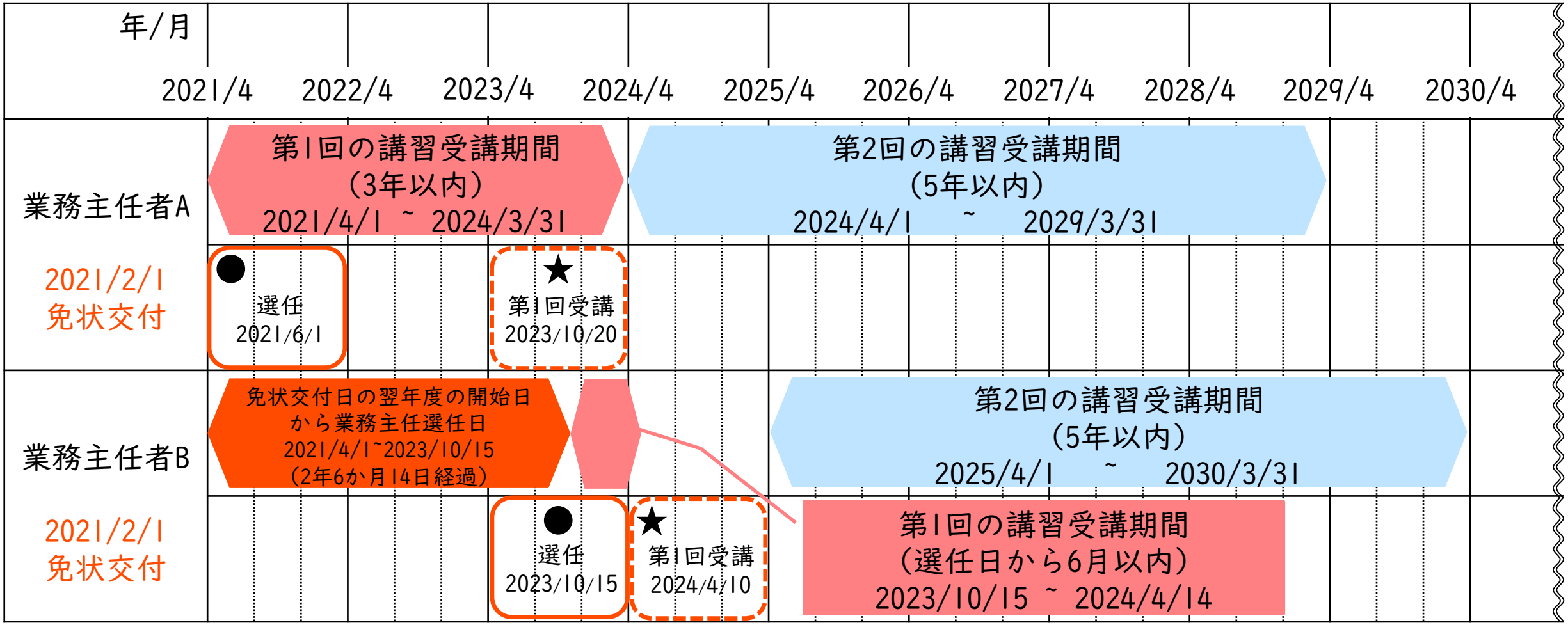

業務主任者講習の期間（例）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

13 保安業務・保安機関（法第27条、28条、施行規則第27条、28）

a） 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等について次の保安業務を行わなければならない。

1） 供給設備点検（販売事業者に通知）

2） 消費設備調査（一般消費者等に通知）

3） 周知

（・燃焼器の適応性　・燃焼器の設置、換気　・消費設備の管理、点検
・消費設備の変更（連絡）　・災害発生（措置、連絡））

4） 災害予防、災害時対応

b） 液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、保安機関としての認定を受けなければならない。

c） 液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部について認定を受けた保安機関に委託することができる。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（参考）

保安機関の要件

A　実施する事業所（法第２９条　認定）

B　技術的能力（法第３１条　認定の基準）

→保安業務を実施する一般消費者数に応じ、認定を受けようとする保安業務区分ごとに計算された資格者の数、器具設備の数が必要となる。（規則第３１条、保安業務告示）

C　損害賠償責任保険（同）

D　役員構成、保安業務以外の業務（同）

E　保安業務規程（法第３５条　保安業務規程）

認定の基準に関係するのは、A,B,C,Dです。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

14 貯蔵施設等の許可手続き等

a） 貯蔵施設又は特定供給設備（法第36条、第37条の2、施行規則第57条）

1） 次のいずれかに該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設備ごとに、所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

・貯蔵施設（貯蔵量3,000kg以上）を設置しようとする者

・特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者

2） 上記の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の軽微な変更の工事については許可を受ける必要はなく、変更後に遅滞なく、都道府県知事に届け出ればよい。

・貯蔵施設の撤去

・貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更

・貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設

・特定供給設備の廃止

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

b）　充てん設備（法第37条の4、施行規則第66条）

1）　供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、充てん設備ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない。

2）　上記の許可を受けた充てん事業者は、充てん設備の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の軽微な変更の工事については許可を受ける必要はなく、変更後に遅滞なく、都道府県知事に届け出ればよい。

①充てん設備の撤去

②充てん設備のうち、液化石油ガスの通る部分の取替え（同一製造業者による同一型式のものに限る。）

③液化石油ガスが通る部分の充てん設備の取替え（認定品等）であって、処理能力の変更を伴わないもの（上記②に掲げるものを除く。）

④充てん設備のうち、液化石油ガスの通る部分以外の設備（シャーシ部分等）の取替え

⑤充てん設備の廃止

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

充てん設備の基準が２種類ある理由

充てん設備の技術上の基準（ハード面）は、規則第６４条第１項の基準と第２項の基準の二つがあります。

・規則第６４条第１項（新型ローリー、民生用ローリー）

→遠隔停止スイッチ、緊急遮断装置、誤発進防止装置、異常検知停止装置等、安全に配慮した基準

・規則第６４条第２項（旧型、従来型ローリー、工業用ローリー）

→高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第９条第１項の基準として、耐圧・気密性能、肉厚、消火器等があり、シンプルな基準

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

充てん設備の基準が２種類ある理由

平成８年に液化石油ガス法が改正され、バルク貯槽による供給が制度化された。

改正前から、民生用用途（病院、直売食品工場等）で大量消費する消費者に対しては、貯槽により供給していたケースがあった。

平成８年は高圧ガス保安法、液化石油ガス法ともに改正され、民生用用途（液化石油ガス法適用の一般消費者等）で、バルクローリーにより貯槽に充てんする場合は液化石油ガス法の許可を受けた「充てん設備」により充てんしなければならないとされた。一方、この充てん設備による充てんは、高圧ガス保安法の製造許可が不要とされた。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

充てん設備の基準が２種類ある理由

このため、従来から工業用ローリーで貯槽に充てんしていた消費者には、改正後も工業用ローリーで充てんすることができるよう液化石油ガス法の充てん設備においても高圧ガス保安法の基準がある。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

c）　完成検査、保安検査

1）　完成検査（法第37条の3、第37条の4）

・上記 a）の許可（変更許可）を受けた販売事業者が、それを使用する前に受け、技術上の基準に適合しているかどうかの確認を受ける検査。

・上記 b）の許可（変更許可）を受けた充てん事業者が、それを使用する前に受け、技術上の基準に適合しているかどうかの確認を受ける検査。

・完成検査は、都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関のいずれかが行う（いずれかで受検）。

2）　保安検査（法第37条の6、施行規則第81条）

・充てん事業者が、許可を受けた充てん設備について、定期に（1年に1回）受け、技術上の基準に適合しているかどうかの確認を受ける検査。

・保安検査は、都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関のいずれかが行う（いずれかで受検）。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（参考）完成検査・保安検査の手続きフロー

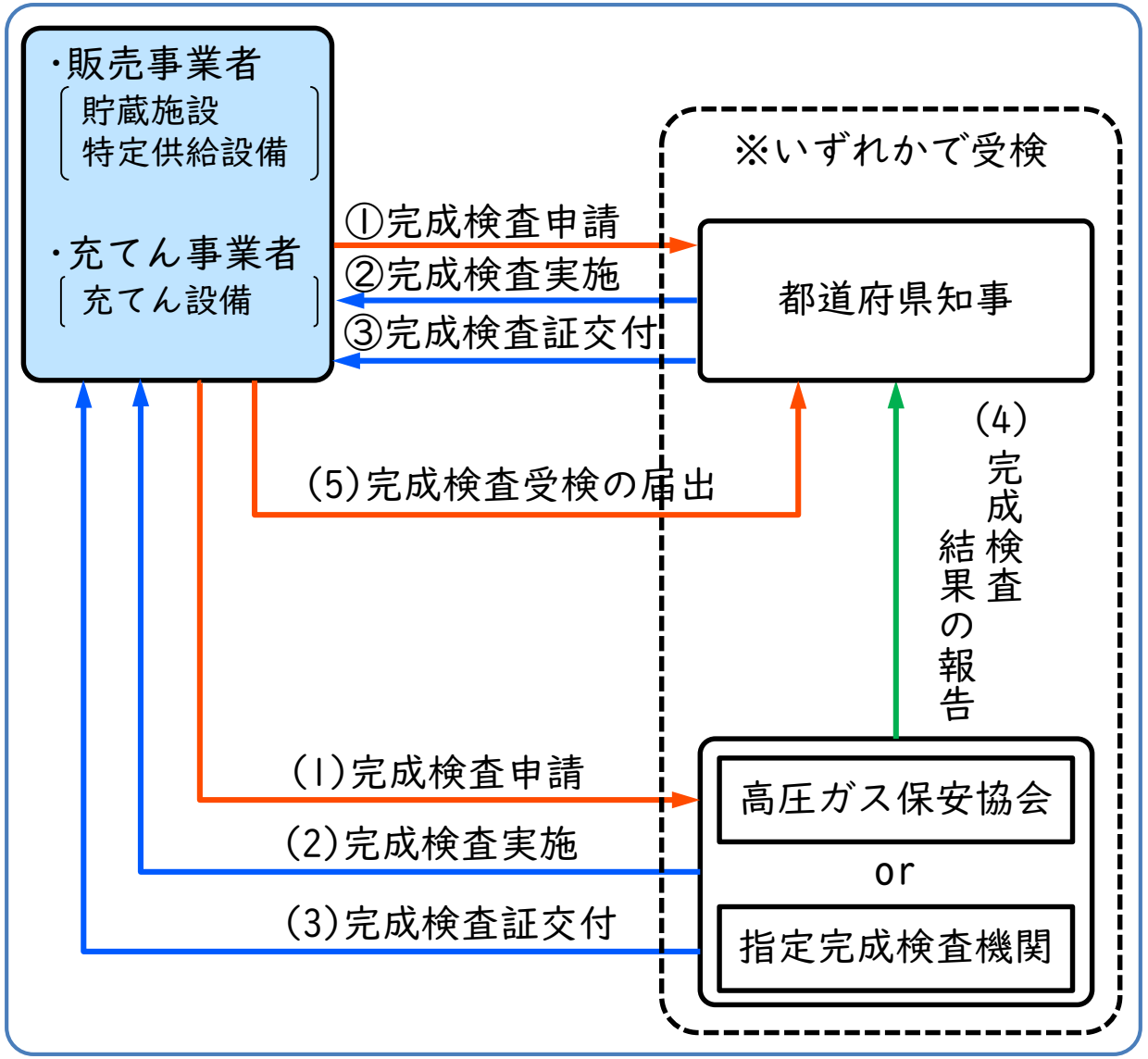

完成検査の受検手続

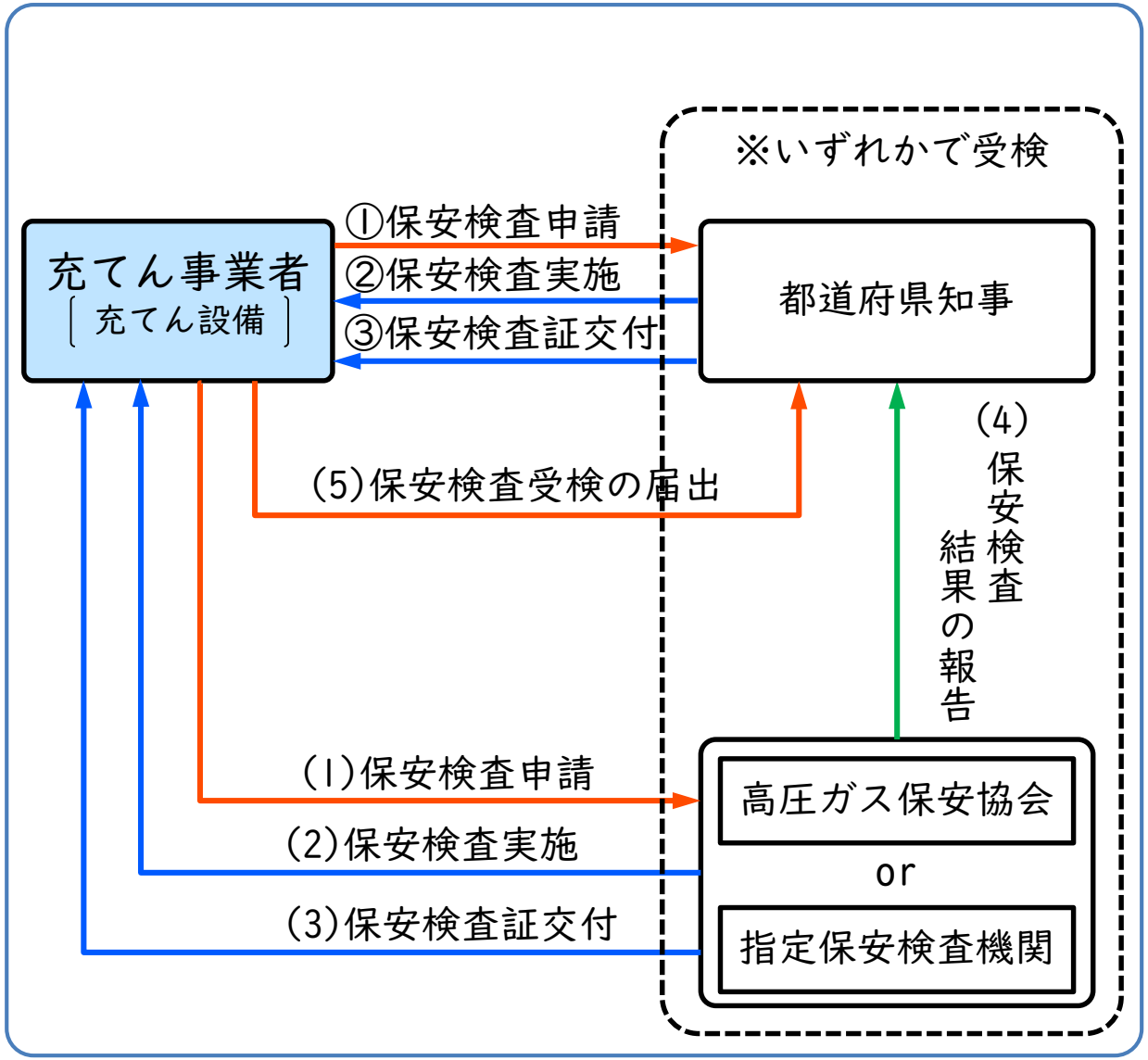

保安検査の受検手続

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

15 帳簿（法第81条、施行規則第131条）

液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者は、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、保存しなければならない。

帳簿の記載事項（概要）

販売事業者	保安機関	充てん事業者
・販売記録 ・書面の交付記録 ・保安業務の委託内容 ・貯蔵施設、特定供給設備の異常記録 ・バルク貯槽の検査記録 ・バルク貯槽の附属機器の検査記録 ・バルク容器の機器の検査記録	・供給開始時の供給設備点検、消費設備調査記録 ・容器交換時等の供給設備点検記録 ・定期供給設備点検記録 ・定期供給設備点検を行わなかった場合の記録 ・定期消費設備調査記録 ・定期消費設備調査を行わなかった場合の記録 ・周知の記録 ・緊急時対応記録 ・緊急時連絡記録	・充てん記録 ・保安検査受検記録 ・充てん設備の異常記録

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（参考）情報説明会資料より

立入検査の根拠条文解説

立入検査の対応

（液化石油ガス法）

（立入検査等）

４～７　略

８　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

９～１３　略

⚠ 立入検査の際、身分を示す証明書を確認しましょう。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

参考

（行政指導について）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（参考）情報説明会資料より

ＬＰ法申請手続等マニュアル

その他

【参考】

よくある行政指導

例：特定供給設備設置の許可申請にあたって、どのような審査がされますか？

行政手続法（平成5年　法律第８８号）
（審査基準）
第５条
行政庁は、審査基準を定めるものとする。
２　行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
３　行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（参考）情報説明会資料より

ＬＰ法申請手続等マニュアル

【参考】

その他

例：特定供給設備設置の許可申請は、いつごろ許可がおりますか？

（行政手続法）

（標準処理期間）
第６条
行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（参考）情報説明会資料より

ＬＰ法申請手続等マニュアル

【参考】

その他

例:設備距離を自己敷地内で確保してください。

（行政指導の一般原則）　（行政手続法）

第３２条

行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

２　行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（参考）情報説明会資料より

ＬＰ法申請手続等マニュアル

【参考】

その他

例：〇〇をしてください。これは行政指導です。

（行政指導の方式）　（行政手続法）

第３５条

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二　前号の条項に規定する要件

三　当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

３　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

４　略

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法関係の主な資格等について（概要）

Ⅰ 液化石油ガスの販売関係

a） 第二種販売主任者

液化石油ガス販売事業者が選任しなければならない業務主任者又は業務主任者の代理者（代理者は、下記のとおり国家資格が必須ではありません）に必要な国家資格です。

また、工業用の液化石油ガスを扱う場合の販売主任者（高圧法）にも必要な国家資格です。

b） 業務主任者の代理者

業務主任者の代理者の要件の一つとして、上記の第二種販売主任者免状又は高圧ガス保安協会が行う業務主任者の代理者講習を修了することがあります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法関係の主な資格等について（概要）

2 液化石油ガス設備工事関係

・液化石油ガス設備士

供給・消費設備の設置工事又は変更工事に係わる設備工事の作業（硬質管相互の接続作業、気密試験等）を行う場合に必要な国家資格です。

この資格は、国家試験による取得の他、液化石油ガス設備士講習を受講し、検定試験に合格することで取得できます。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法関係の主な資格等について（概要）

3 液化石油ガス設備の保安点検・調査関係

a） 保安業務員

供給・消費設備の点検・調査業務などを行いたい場合に必要です。保安業務員講習を受講し、検定試験に合格することで取得することができます。

（液化石油ガス設備士、製造保安責任者免状、販売主任者の国家資格免状保有者などは必要ありません。）

b） 調査員

供給設備の一部や、消費設備の点検・調査業務などを行いたい場合に必要です。調査員講習を受講し、検定試験に合格することで取得することができます。

（液化石油ガス設備士、製造保安責任者免状、販売主任者の国家資格免状保有者などは必要ありません。）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法関係の主な資格等について（概要）

3 液化石油ガス配送・バルク供給関係

a） 高圧ガス移動監視者（液化石油ガス）

質量3,000kg以上の液化石油ガスを配送する場合に必要です。

高圧ガス移動監視者講習を受講し、検定試験に合格することで取得することができます。

（製造保安責任者免状（冷凍以外）保有者は必要ありません。）

b） 充てん作業者

バルク供給設備への充てんなどの作業を行いたい場合に必要です。

充てん作業者講習を受講し、検定試験に合格することで取得することができます。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

参考文献等

1） 高圧ガス保安協会『高圧ガス保安法令の歴史〈高圧ガス保安協会設立50周年記念出版〉』高圧ガス保安協会，2014年1月31日.

2） 高圧ガス保安協会『高圧ガス』高圧ガス保安協会，Vol.55 No.11 2018年，Vol.55 No.12 2018年

3） 日本LPガス協会ホームページ『LPガス　50年の歴史』

4） 高圧ガス保安協会『高圧ガス･液化石油ガス　法令用語解説　第4次改訂版』高圧ガス保安協会，2018年12月17日

5） 経済産業省 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会　液化石油ガス小委員会（第１４回）「資料２　2020年のＬＰガス事故発生状況」

6） 経済産業省　令和２年度液化石油ガス関係事故年報

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

令和3年度
液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会

液化石油ガス法の手続き

令和４年２月２４日
令和４年３月　４日

高圧ガス保安協会

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

目　次

１　液化石油ガス法手続きの対象者
２　手続きの概要
３　販売事業者の申請・届出等の手続き
４　保安機関の申請・届出等の手続き
５　貯蔵施設の申請・届出等の手続き
６　特定供給設備の申請・届出等の手続き
７　充てん設備の申請・届出等の手続き
８　液化石油ガス設備工事等の手続き
９　参考資料について

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

Ⅰ　液化石油ガス法手続きの対象者

手続き等の対象者	備考
液化石油ガス販売事業者	法第３条第１項の登録を受けた者
認定液化石油ガス販売事業者	法第３５条の６第１項の認定を受けた液化石油ガス販売事業者
保安機関	法第２９条第１項の認定を受けた者
充てん事業者	法第３７条の４第１項の許可を受けた者
特定液化石油ガス設備工事事業者	特定液化石油ガス設備工事の事業を行う者

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

2　手続きの概要

液化石油ガス販売事業者	始まり （2022年）	事業継続中	終わり （2031年）
	液化石油ガス販売事業登録申請	（各種手続き）	液石油ガス販売事業廃止届書 登録行政庁変更届書 液化石油ガス販売事業承継届書（乙）

各種手続き	手続きの頻度	（イメージ）								
		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
業務主任者の選任・解任 ・選任・解任の都度	高	○		○			○			○
販売事業の変更 ・変更の都度	中		○			○				
販売事業の承継 ・承継があった場合	低								○	
販売事業の認定 ・認定を受けようとする場合	低			○						
販売事業報告 ・事業年度終了後３月以内	高	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貯蔵施設（３ｔ以上） ・設置、変更、廃止の際	低		○							
特定供給設備 ・設置、変更、廃止の際	低		○					○		

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

2　手続きの概要

保安機関	始まり （2022年）	事業継続中	終わり （2031年）
	保安機関 認定申請書	（各種手続き）	保安業務廃止届書 登録行政庁変更届書 保安機関承継届書（乙） 認定期間満了

各種手続き	手続きの頻度	（イメージ）								
		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
保安業務規程の制定・変更 ・制定時・変更の都度	高	○	○	○		○		○	○	
保安機関の認定更新 ・５年ごとに	低					○				
保安機関に係る変更 ・変更の都度	中			○		○				
販売事業の承継 ・承継があった場合	低								○	
保安業務実施状況報告 ・事業年度終了後３月以内	高	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般消費者等の数の増加 ・増加する前に	低		○							
一般消費者等の数の減少 ・減少後遅滞なく	低							○		

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

2　手続きの概要

充てん事業者	始まり （2022年）	事業継続中	終わり （2031年）
	充てん設備許可申請書	（各種手続き）	充てん設備変更届書 （複数台ある場合、最後の１台を廃止するとき）

各種手続き	手続きの頻度	（イメージ）								
		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
充てん設備の変更（許可） ・変更する前	低					○				○
充てん設備の変更（届出） ・変更の都度	中		○			○	○			○
完成検査の受検 ・充てん設備設置、変更時	低	○				○			○	○
保安検査の受検 ・１年に１回	高		○	○	○	○	○	○	○	○
充てん事業者報告 ・事業年度終了後３月以内	高	○	○	○	○	○	○	○	○	○

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

2　手続きの概要

特定液化石油ガス設備工事事業者	始まり （2022年）	事業継続中	終わり （2031年）
	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	（各種手続き）	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

各種手続き	手続きの頻度	（イメージ）								
		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
事業者の変更 ・変更の都度	低							○		
設備工事届 ・設備工事（500kg超）の都度	低		○						○	

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

２　手続きの概要

その他の手続き（手続等マニュアルにありません）

手続き名	内容
液化石油ガス販売事業者登録簿 謄本交付請求	登録されている液化石油ガス販売事業者の登録簿謄本の交付を受けたい場合
液化石油ガス販売事業者登録簿 閲覧請求	登録されている液化石油ガス販売事業者の登録簿の閲覧をしたい場合

申請者：誰でも請求（申請）できる（何人も）
根拠：法第３条の２第３項

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

〈修正のお願い〉

○申請手続き等マニュアル　P61,P68

誤　保安機関事業承継明細書
正　液化石油ガス販売事業承継明細書

※ 規則の改正により、規則で決められている「様式」について、ほとんどの様式が申請者の㊞が不要となっています。

※ その他、本マニュアルは作成時の法律、施行令、規則等により発行されています。現行法規と異なる場合は、現行法規を優先してください。

（2022.2.22現在）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

【このマニュアルの役割】

法律で定める許認可申請等の手続きについて、

- 提出する時期
- 申請書の様式
- 添付が必要な資料
- 申請書の記載例

が具体的に記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

（例）

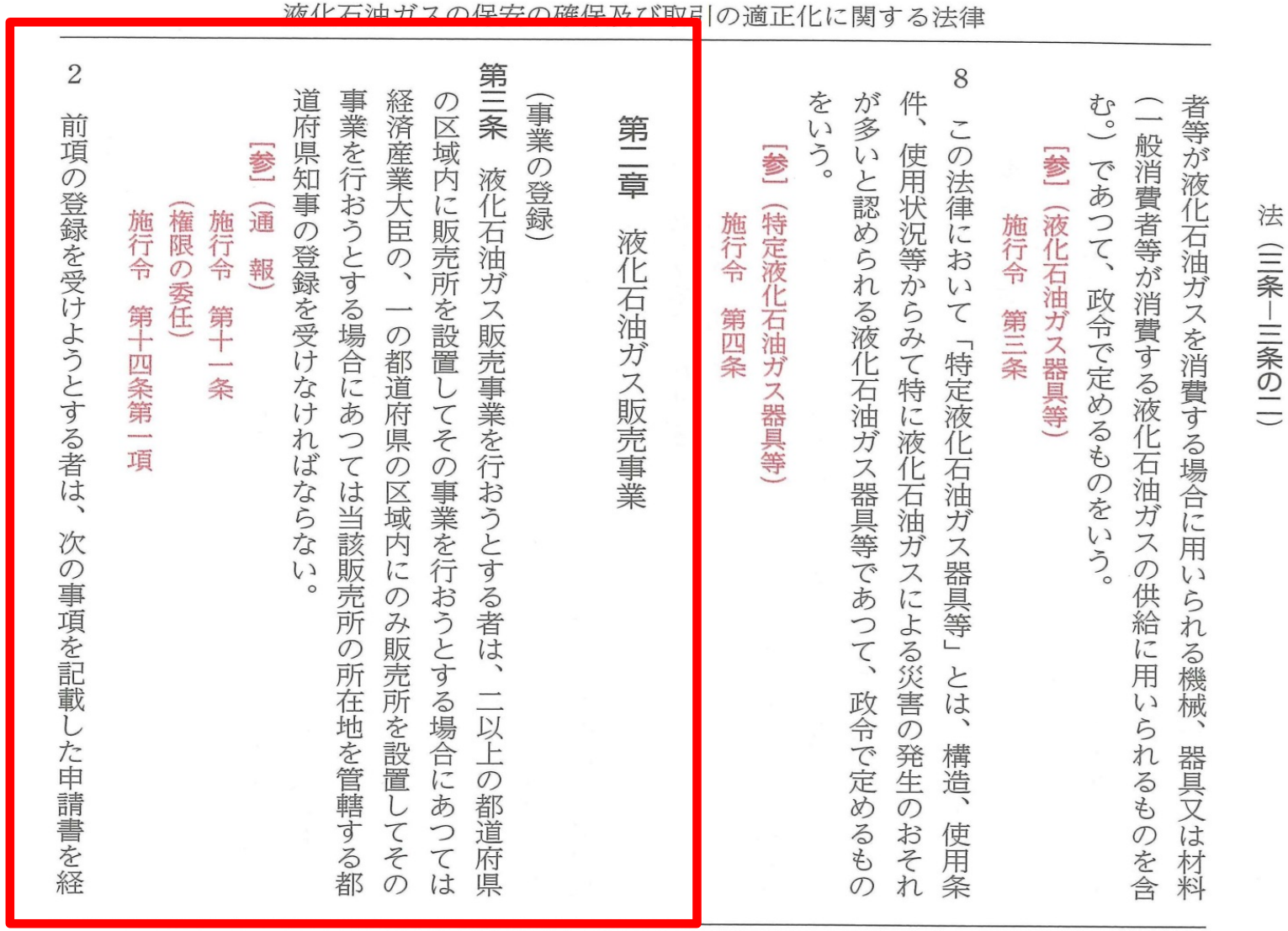

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

法（三条―三条の二）

者等が液化石油ガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（一般消費者等が消費する液化石油ガスの供給に用いられるものを含む。）であつて、政令で定めるものをいう。

［参］（液化石油ガス器具等）
施行令　第三条

8　この法律において「特定液化石油ガス器具等」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特に液化石油ガスによる災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等であつて、政令で定めるものをいう。

［参］（特定液化石油ガス器具等）
施行令　第四条

第二章　液化石油ガス販売事業

（事業の登録）

第三条　液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

［参］（通　報）
施行令　第十一条
（権限の委任）
施行令　第十四条第一項

2　前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

（例）

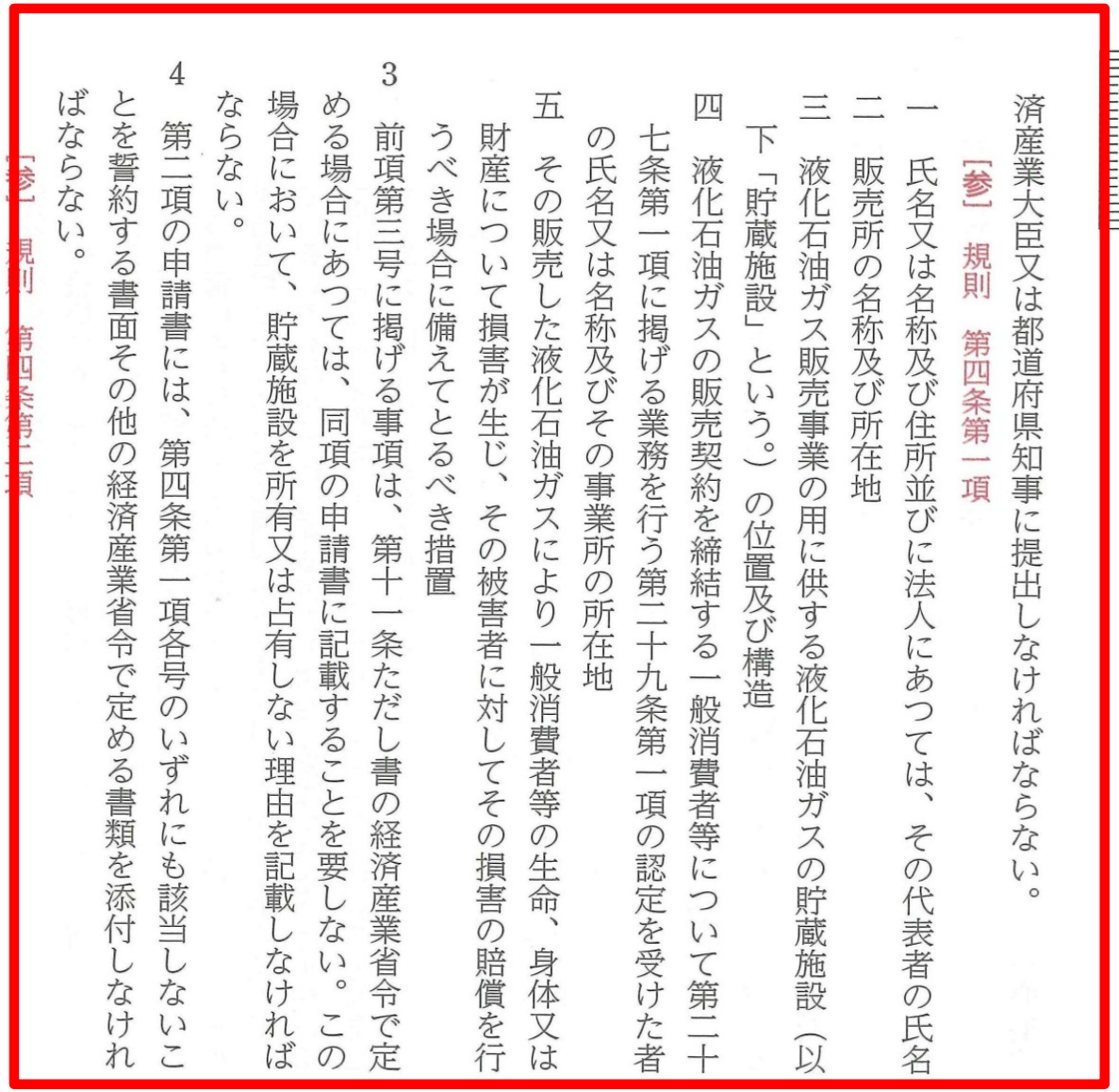

法

済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

［参］規則　第四条第一項

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　販売所の名称及び所在地

三　液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）の位置及び構造

四　液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について第二十七条第一項に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

五　その販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置

3　前項第三号に掲げる事項は、第十一条ただし書の経済産業省令で定める場合にあつては、同項の申請書に記載することを要しない。この場合において、貯蔵施設を所有又は占有しない理由を記載しなければならない。

4　第二項の申請書には、第四条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

［参］規則　第四条第二項

（登録の実施）

第三条の二　経済産業大臣又は都道府県知事は、前条第二項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号及び第二号の事項並びに登録の年月日及び登録番号を液化石油ガス販売事業者登録簿に登録しなければならな

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（ポイント）

・法律で定める許認可申請等の手続きについて、提出する時期、申請書の様式、添付が必要な資料及び申請書の記載例が具体的に記載されており、マニュアル作成にあたり、その内容について経済産業省が確認をしています。

　なお、都道府県が独自に申請手続き（マニュアル・ご案内など）を公表している場合がありますのでご注意ください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

○手続きと対象者

手続き	対象者			
	販売事業者	保安機関	容器配送業者 充てん事業者	設備工事事業者
第1章（販売事業者の申請関係）	○			
第2章（保安機関の申請関係）	○	○	○	
第3章（貯蔵施設の申請関係）	○			
第4章（特定供給設備の申請関係）	○			
第5章（充てん設備の申請関係）	○		○	
第6章（設備工事事業の届出関係）	○			○

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

ＬＰ法申請手続等マニュアル

第１章

（販売事業者の申請・届出等の手続き）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

【液化石油ガス販売事業】

・一般消費者等へ液化石油ガスを販売しようとする場合、ＬＰ法に基づき事業の登録をしなければなりません。登録を受けた者がＬＰ法の「販売事業者」となります。

・第１章では、この販売しようとする者が登録を受けるための手続きと、販売事業者となった後に必要な手続きについて説明しています。

・液化石油ガス販売事業のほかに、合わせて、保安機関、特定液化石油ガス設備工事事業、充てん事業を行う場合があります、それぞれ別の手続きが（第２章以降）必要です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

第Ⅰ章　（販売事業者の申請・届出等の手続き）

P　3

【概要】

・販売事業を始めようとする場合の手続き（新規登録）

販売事業の登録

・登録後に必要に応じて行うもの、定期的に行うもの

業務主任者選任・解任、販売事業の変更、承継、認定、販売事業報告など

・廃止するとき行うもの

販売事業の廃止

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

第Ⅰ章　（販売事業者の申請・届出等の手続き）

P　3

Ⅰ．販売事業者の申請・届出等の手続き一覧表

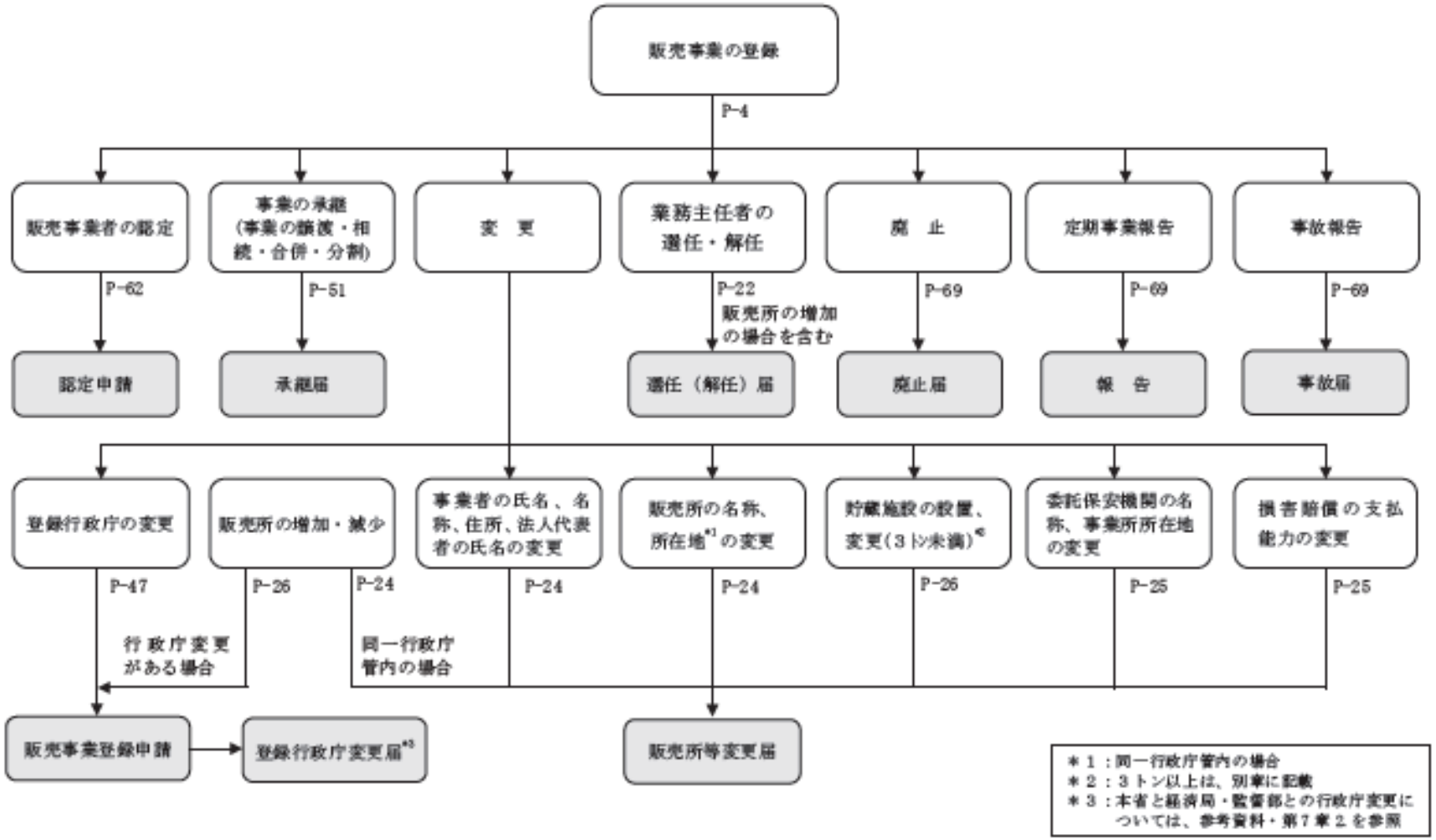

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第１章　（販売事業者の申請・届出等の手続き）

Ｐ　4

１．販売事業の登録申請

○販売事業を行うため必要なもの

- 店舗（販売所）　取引が成立する所（通達）
- 貯蔵施設（原則）　法第１１条　大きさは３㎡以上（規則）
- 保安業務の実施　法第２７条（販売事業者による実施義務）
- 損害賠償保険への加入　法第４条（登録拒否の要件）
- （資格者）　業務主任者（法第１９条）　同代理者（法第２１条）

販売に必要な体制について申請書に記載します

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

１．販売事業の登録申請

○申請書に記載すべき事項（法第３条第２項）

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・販売所の名称及び所在地
・貯蔵施設の位置及び構造
・顧客の保安業務を行う認定保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地
・損害賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置
・貯蔵施設を持たない場合、その理由
・拒否事由非該当誓約書及びその他添付資料

当マニュアルでは上記事項について具体的に示しています

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

１．販売事業の登録申請

〇貯蔵施設について

・自己の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設を所有し、又は占有しなければならない。（法第１１条）

→面積は３平方メートル以上（規則第１１条）

なお、貯蔵量が3トン以上となる場合はあらかじめ貯蔵施設の許可を受ける必要があります。

・ただし、次の場合は所有又は占有しなくても販売事業を円滑に行うことができる場合として定められています。（法第１１条）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

Ｐ　4

１．販売事業の登録申請

○貯蔵施設について（貯蔵施設をもたなくてもよい場合）

①販売事業者が高圧ガス保安法の第一種製造者であって、同法で定める技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有し、又は占有している場合（充填所など）

②販売事業者が高圧ガス保安法の第一種貯蔵所を所有し、又は占有している場合（高圧ガス保安法の容器置場・10t以上）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

Ｐ　4

１．販売事業の登録申請

○貯蔵施設について（貯蔵施設をもたなくてもよい場合）

③容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡すことにより液化石油ガスを販売する場合において、充てん容器及び残ガス容器の保管、引き渡し及び引取りを第一種製造者（貯蔵施設所有）又は第一種貯蔵所を所有する者に全量委託する場合

「現に引き渡すことにより液化石油ガスを販売する場合」は質量販売に限られるイメージですが、通達により、この号（規則第１１条第２項第３号）に限り質量販売又は体積販売を意味すると規定されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

Ｐ　4

１．販売事業の登録申請

○貯蔵施設について（貯蔵施設をもたなくてもよい場合）

④販売先すべてがバルク供給であり、自ら充てん事業者又は他の充てん事業者に委託している場合

⑤販売登録を受けた農業協同組合・事業協同組合（連合会を含む。）が貯蔵施設を所有しており、組合員たる販売事業者が常に当該組合の貯蔵施設より仕入れができる場合

⑥販売所に近接して第一種製造者の貯蔵施設があり、当該第一種製造者と販売事業者の間に資本的結合があり、常に液化石油ガスの仕入れができる場合

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

Ⅰ．販売事業の登録申請

Ｐ　4

○提出先

・一の都道府県のみに販売所を設置する場合

都道府県知事

・一の経済産業局の所管区域内であって、二以上の都道府県に販売所を設置する場合

経済産業局長

・二以上の経済産業局の所管区域内に販売所を設置する場合

経済産業大臣

法律では経済産業大臣又は都道府県知事に提出することになっていますが、施行令第１４条により経済産業大臣の一部の事務が経済産業局長及び産業保安監督部長に委任されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

Ｐ　4

Ⅰ．販売事業の登録申請

○提出先

所在地行政庁	A県	B県	C県	D県	申請先
	E経済産業局		F経済産業局		
	経済産業省				
販売所	○				A県へ申請
	○	○			E 経済産業局へ申請
			○	○	F 経済産業局へ申請
		○	○		経済産業省へ申請

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

【参考】

○経済産業局、産業保安監督部の管轄の整理

都道府県名	経済産業局 / 産業保安監督部	北海道 / 北海道	東北 / 関東東北（東北支部）	関東 / 関東東北	中部 / 中部近畿	近畿 / 中部近畿（近畿支部）
北海道		○				
青森県			○			
岩手県			○			
宮城県			○			
秋田県			○			
山形県			○			
福島県			○			
茨城県				○		
栃木県				○		
群馬県				○		
埼玉県				○		
千葉県				○		
東京都				○		
神奈川県				○		
新潟県				○		
富山県					○	
石川県					○	
福井県						○
山梨県				○		
長野県				○		
岐阜県					○	
静岡県				○		
愛知県					○	
三重県					○	
滋賀県						○
京都府						○
大阪府						○
兵庫県						○
奈良県						○
和歌山県						○

都道府県名	経済産業局 / 産業保安監督部	中国 / 中国四国	四国 / 中国四国（四国支部）	九州 / 九州	内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 / 那覇産業保安監督事務所
鳥取県		○			
島根県		○			
岡山県		○			
広島県		○			
山口県		○			
徳島県			○		
香川県			○		
愛媛県			○		
高知県			○		
福岡県				○	
佐賀県				○	
長崎県				○	
熊本県				○	
大分県				○	
宮崎県				○	
鹿児島県				○	
沖縄県					○

※　管轄エリアについて、あらかじめ行政庁にお問い合わせください。
※　経済産業省の事務の一部について、産業保安監督部に委任している場合もあります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

１．販売事業の登録申請

Ｐ　4

○ポイント

①販売事業を行おうとする者は、経済産業大臣、都道府県知事の登録を受けなければならない。

②貯蔵施設の所有等の状況に応じ(1)～(3)でご案内しています。

以降、マニュアルにより説明いたします。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P　4

Ⅰ．販売事業の登録申請

☆ 販売事業の登録申請は、貯蔵施設の所有状況により以下の申請となります。
(1) 貯蔵施設（貯蔵量３トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合
(2) 貯蔵施設（貯蔵量３トン以上）を所有して販売事業の登録申請をする場合
(3) 貯蔵施設を所有又は占有しない販売事業の登録申請をする場合

1-2 販売事業の登録申請に係る提出書類一覧表

(1) 貯蔵施設（貯蔵量３トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合

提出書類名	関係法令		宛先				頁
	液石法規則	様式	知事	部長	局長	大臣	No.
液化石油ガス販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	○	7
別紙　販売所の名称及び所在地、貯蔵施設の位置等	4-1	－	○	○	○	○	8
①　貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	4-2-1	－	○	○	○	○	9
②　貯蔵施設の位置を示す案内図	4-2-1	－	○	○	○	○	11
③　貯蔵施設の付近の状況見取図	4-2-1	－	○	○	○	○	12
④　貯蔵施設の構造図	4-2-1	－	○	○	○	○	13
⑤　販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	4-2-3	－	○	○	○	○	14
⑥　損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	4-2-4	－	○	○	○	○	15
⑦　法人の定款	4-2-5	－	○	○	○	○	－

①～④が貯蔵施設関係資料です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第Ⅰ章　（販売事業者の申請・届出等の手続き）

P 7

Ⅰ．販売事業の登録申請

様式第１（第４条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年　月　日
×許可番号	

液化石油ガス販売事業登録申請書

令和○○年○○月○○日

○○経済産業局長　殿
○○産業保安監督部長　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　○○液化石油ガス株式会社　代表取締役　○○　○○　㊞

住所　○○県○○市○○町○丁目○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３条第２項の規定により同条第１項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1　販売所の名称及び所在地
　別紙のとおり

2　貯蔵施設の位置
　別紙のとおり

3　保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地
　別紙のとおり

「１　販売所の名称及び所在地」
「２　貯蔵施設の位置」
「３　保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地」
について、別紙として次ページに記載します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第Ⅰ章　（販売事業者の申請・届出等の手続き）

P　8

Ⅰ．販売事業の登録申請

別　紙

1．販売所の名称及び所在地		2．貯蔵施設の位置	
名　称	所　在　地	位　置	所　在　地
○○営業所	○○県○○市○○町○丁目○○番地	同一敷地内	販売所所在地と同じ
□□営業所	○○県□□市□□町□丁目□□番地	販売所から 3,000 m	○○県□□市○○町○丁目○○番地

（注）　貯蔵施設が販売所と同一敷地にない場合は、位置欄に販売所からの距離を記載すること。

3．保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地			
販売所の名称		○○液化石油ガス株式会社　○○営業所	
保安業務区分		保安機関の名称、認定番号	保安機関の所在地
1	供給開始時点検・調査	当　社　○○営業所	○○県○○市○○町○丁目○○番地
2	容器交換時等供給設備点検	当　社　○○営業所 第００Ａ００００ＲＡ号 (株)□□ＬＰガス配送センター 第００Ａ００００１ＲＡ号	○○県○○市○○町○丁目○○番地 ○○県○○市□□町□丁目□□番地

申請書の「別紙」と記載した部分です。
記入に際し、行が不足する場合は適宜追加してください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 9

Ⅰ．販売事業の登録申請

貯蔵施設の位置及び構造等の明細書

1．販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等

販売所の名称　○○液化石油ガス株式会社　○○営業所
販売所の所在地　○○県○○市○○町○丁目○○番地
貯蔵施設の位置　販売所と同一敷地内
貯蔵施設の面積　7.42 m² （貯蔵量３トン未満）
貯蔵施設の障壁　有（補強コンクリートブロック造）

2．貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項
（液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第７号）

(1/2)

号	対　応　事　項
第14条 第１号	警戒標 (1) 掲示位置　貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① ＬＰガス貯蔵施設 ② 燃（赤色文字） ③ 火気厳禁（赤色文字） ④ 無断立入禁止

明細書は、販売所ごとに作成されているか確認してください。

「２．」について、設置する貯蔵施設の状況について「対応事項」により技術上の基準を確認してください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

Ｐ　9

１．販売事業の登録申請

第２号　施設距離

(1)　貯蔵施設面積　7.42 m²

(2)　設備距離

保安物件	設備距離	実測距離	対象物件
第１種保安物件	12.73m（　0m）	36.0m	○○○病院
第２種保安物件	8.49m（　0m）	8.0m	民　家

（注）設備距離の（　）内は障壁設置時の距離を示す。

(3)　設備距離の不足に対する障壁の必要性［ 有・無 ］

第３号　障　壁

(1) 障壁の構造

①　材料　コンクリートブロック

②　寸法　（高さ）200 cm　（厚さ）15 cm

③　配筋　9 mm, 13 mm 鉄筋　間隔（縦）40 cm　（横）40 cm

④* 先端部分の曲げ［ 有・無 ］

⑤* エキスパンドルメタルの取付［ 有・無 ］

（材質：JIS G3351(1987)）詳細は添付資料に記載

＊「事務連絡（28商ガ安第11号 平成28年6月8日）」により保安距離を短縮できる構造の有無

(2) 扉の構造

①　材料　鋼板

②　寸法　（厚さ）3.2 mm　（高さ）195 cm　（幅）134 cm

③　補強　等辺山形鋼（枠）50 mm × 50 mm　（内）30 mm × 30 mm

間隔（縦）39 cm　（横）33.5 cm

設備距離については、添付する地図等と、障壁の構造等については、添付する図面等と不整合となっていないか確認してください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

１．販売事業の登録申請

貯蔵施設の位置を示す案内図

販売所の名称		貯蔵施設の所在地
○○液化石油ガス株式会社○○営業所		○○県○○市○○町○丁目○○番地
電話番号	000-000-0000	○○駅より　○　km　目標物件　○○病院

５万分の１*の地図を貼付し最寄駅等より販売所への経路、販売所、貯蔵施設の位置を明示
（＊地図の縮尺は５万分の１を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。）

貯蔵施設が自己敷地内にない場合、通達に対する適合状況（販売所から５ｋｍ以内、１０分以内に到着する車両を所有、さくを設けて施錠する等）を確認してください。

第１章　（販売事業者の申請・届出等の手続き）
P　11, 12

貯蔵施設の付近の状況見取図

販売所の名称	貯蔵施設の所在地
○○液化石油ガス株式会社○○営業所	○○県○○市○○町○丁目○○番地

貯蔵施設の面積	7.42 m²	施設距離	実測距離	対象物件
第１種保安物件までの距離		12.73 m（　0 m）	36.0 m	○○病院
第２種保安物件までの距離		8.49 m（　0 m）	8.0 m	民家
火気までの距離		2 m	11.0 m	民家の給湯器

（ ）内は障壁設置時の距離

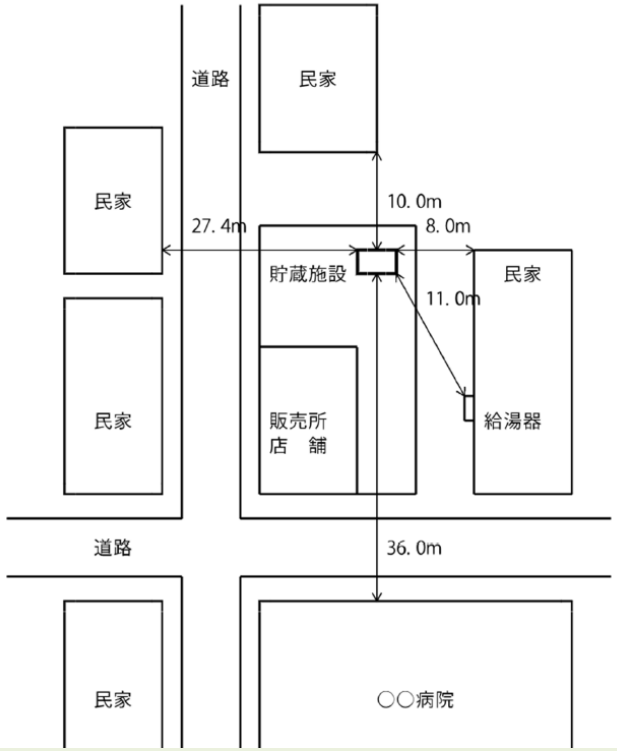

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 13

１．販売事業の登録申請

貯　蔵　施　設　の　構　造　図

貯蔵施設の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

貯蔵施設の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等の添付を確認してください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 14

１．販売事業の登録申請

販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量

販売所の名称	販売予定地域	販売予定戸数	販売予定数量
○○営業所	○○県○○市、□□市の区域	○○○ 戸	○○ トン/年
□□営業所	○○県□□市、○○郡○○町の区域	○○○ 戸	○○ トン/年

販売地域、販売戸数、販売予定数量については予定として提出されますが、別に添付する付保証明と同一かどうか確認してください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第１章　（販売事業者の申請・届出等の手続き）

P 15, 16

１．販売事業の登録申請

（産業保安監督部所管事業者の例）

ＬＰガス販売事業者賠償責任保険付保証明書（例）

第　　号

（西暦）　　年　月　日

○○産業保安監督部長　殿

（一財）全国ＬＰガス保安共済事業団
理事長　○　○　○　○　㊞

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第１１号）第６条に規定する条件に適合する賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

付　保　証　明　依　頼　書

（西暦）　年　月　日

（一財）全国ＬＰガス保安共済事業 殿

被保険者（保険料の負担者）

住　所　○○県○○市○○町○丁目○番地

保険契約者
（一社）全国ＬＰガス協会
東京都港区新橋１－１８－６

保険者
東日本地区幹事　損害保険ジャパン日本興亜(株)

全国LPガス保安共済事業団の様式によらない場合は、法定要件に適合しているかどうか約款等により確認する必要があります。

登録の拒否要件に該当しないことの誓約書

氏　名	職　名	現　住　所
○　○　○　○	代表取締役会長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○　○　○　○	代表取締役社長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○　○　○　○	専 務 取 締 役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○　○　○　○	常 務 取 締 役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○　○　○　○	取　締　役	○○県○○市○○町○丁目○○番地

上記の者は当社の業務を行う役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第４条第１項に規定する登録の拒否要件に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

令和○○年○○月○○日

○○経済産業局長　殿
○○産業保安監督部長　殿

名　　称　○○液化石油ガス株式会社
代表者氏名　代表取締役　　○　○　○　○　㊞

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

1. 販売事業の登録申請

☆ 販売事業の登録申請は、貯蔵施設の所有状況により以下の申請となります。
(1) 貯蔵施設（貯蔵量３トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合
(2) 貯蔵施設（貯蔵量３トン以上）を所有して販売事業の登録申請をする場合
(3) 貯蔵施設を所有又は占有しない販売事業の登録申請をする場合

1-2 販売事業の登録申請に係る提出書類一覧表

(1) 貯蔵施設（貯蔵量３トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合

提出書類名	関係法令		宛先				頁
	液石法規則	様式	知事	部長	局長	大臣	No.
液化石油ガス販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	○	7
別紙　販売所の名称及び所在地、貯蔵施設の位置等	4-1	－	○	○	○	○	8
①　貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	4-2-1	－	○	○	○	○	9
②　貯蔵施設の位置を示す案内図	4-2-1	－	○	○	○	○	11
③　貯蔵施設の付近の状況見取図	4-2-1	－	○	○	○	○	12
④　貯蔵施設の構造図	4-2-1	－	○	○	○	○	13
⑤　販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	4-2-3	－	○	○	○	○	14
⑥　損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	4-2-4	－	○	○	○	○	15
⑦　法人の定款	4-2-5	－	○	○	○	○	－

①～④が貯蔵施設関係資料です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P　5

Ⅰ．販売事業の登録申請

(2) 貯蔵施設（貯蔵量３トン以上）を所有して販売事業の登録申請をする場合

提出書類名	関係法令		宛先				頁
	液石法規則	様式	知事	部長	局長	大臣	No.
液化石油ガス販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	○	17
別紙　販売所の名称及び所在地、貯蔵施設の位置等	4-1	—	○	○	○	○	18
①　販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	4-2-3	—	○	○	○	○	14
②　損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	4-2-4	—	○	○	○	○	15
③　法人の定款	4-2-5	—	○	○	○	○	—
④　法人の登記事項証明書	4-2-5	—	○	○	○	○	—
⑤　登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	4-2-6	—	○	○	○	○	16
⑥　貯蔵施設等設置許可申請書の写し等	51-1	28	○	○	○	○	—

（1）①から④の代わりに、⑥が必要となります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P　6

Ⅰ．販売事業の登録申請

(3) 貯蔵施設を所有又は占有しない販売事業の登録申請をする場合

提出書類名	関係法令		宛先				頁
	液石法規則	様式	知事	部長	局長	大臣	No.
液化石油ガス販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	○	19
別紙　販売所の名称及び所在地、保安業務を行う者等	4-1	－	○	○	○	○	20
①　貯蔵施設を所有又は占有しない理由書	法3-3	－	○	○	○	○	21
②　法第11条ただし書に定める場合の適合内容を証する書面	4-2-2	－	○	○	○	○	－
③　販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	4-2-3	－	○	○	○	○	14
④　損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	4-2-4	－	○	○	○	○	15
⑤　法人の定款	4-2-5	－	○	○	○	○	－
⑥　法人の登記事項証明書	4-2-5	－	○	○	○	○	－
⑦　登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	4-2-6	－	○	○	○	○	16
⑧　法人の登記事項証明書	4-2-5	－	○	○	○	○	－
⑨　登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	4-2-6	－	○	○	○	○	16

貯蔵施設の関係資料に代えて、所有又は占有しない場合の理由書を添付することになっています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 22

２．業務主任者等の選任・解任

（ポイント）

①業務主任者、同代理者を選任、解任したときは、遅滞なく届出することになっています。

②行政庁によっては経験証明などの添付資料を求められることがあります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P　24

３．販売事業に係る変更の届出

（ポイント）

①販売事業登録申請書に記載されている内容を変更したときは、遅滞なく届出することになっています。

②変更の届出以外にも、例えば３トン以上の貯蔵施設を設置している場合等、事前に手続きが必要な場合もあります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P　25

３．販売事業に係る変更の届出

（変更の事例　(1)販売事業者に係る変更）

①販売事業者の名称の変更

法人の社名変更

②販売事業者の住所の変更

法人の登記上の本店所在地の変更

③販売事業者の法人格の変更

有限→株式、合名→合資は同一法人として認められていますが、合名→株式等については認められていません。

④代表者の氏名の変更

法人の代表者の交代です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P　25, 26

３．販売事業に係る変更の届出

（変更の事例　(2)販売所及び貯蔵施設に係る変更）

①販売所の名称の変更

販売所の名称変更

②販売所の所在地の変更

市町村合併、区画整理等で住所表記が変更された場合

③保安業務を委託した保安機関の変更

委託先の保安機関を変更した場合、委託先の保安機関が移転した場合等

④貯蔵施設を所有又は占有しない理由の変更

自社が第一種製造者であったがこれを廃止し、他の第一種製造者に配送を全量委託する場合等

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 26

３．販売事業に係る変更の届出

（変更の事例　(2)販売所及び貯蔵施設に係る変更）

⑤損害賠償の支払能力の変更

損害賠償保険の加入先の変更等

⑥販売所及び貯蔵施設の廃止

販売所と貯蔵施設を廃止した場合（登録行政庁の変更を伴わないもの）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

３．販売事業に係る変更の届出

P　27

（変更の事例　(3)販売所及び貯蔵施設の新設、移転に係る変更）

①販売所及び貯蔵施設（貯蔵量３トン未満）の新設、移転

②販売所及び貯蔵施設（貯蔵量３トン以上）の新設、移設

③貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の新設、移転

①～③は登録行政庁の変更を伴わないもの

④貯蔵施設（貯蔵量３トン未満）の設置、変更をする場合

貯蔵施設を設置、変更、廃止する場合

⑤国所管の登録先の変更~~の変更~~

経済産業局登録の販売事業者が経済産業大臣登録の要件に至った場合等

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

【参考】

○人事異動とそれに伴う手続き

異動者	販売事業	保安機関	（貯蔵施設等許可）	充てん事業	特定液化石油ガス 設備工事事業
法人の代表者	販売所等変更届書	保安機関変更届書	不要	充てん設備変更届書	特定液化石油ガス 設備工事事業変更届書
業務主任者	業務主任者等選任（解任）届書	不要	不要	不要	不要
業務主任者代理者	業務主任者等選任（解任）届書	不要	不要	不要	不要

※変更後（人事異動後）、遅滞なく届出すること。

※都道府県によっては、その他（役員等）の手続きが必要な場合もありますので、移譲の際にご確認ください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P　47

４．販売事業者の登録行政庁の変更関係

（ポイント）

①販売所の新規設置や廃止によって、登録行政庁が変更となる場合、新規登録後に、これまで登録していた行政庁に対し、遅滞なく届出することになっています。

②経済産業大臣－経済産業局長の場合は登録行政庁変更ではありません。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 51

５．販売事業の承継等に係る届出

（ポイント１）

①販売事業者の地位を承継した者は、遅滞なく届出することになっています。

②承継の届出以外に、事前に手続きが必要な場合もあります。

③事業譲渡等において、法第10条で規定する承継に該当するかどうかがポイントです。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

５．販売事業の承継等に係る届出

P 51

（承継に該当する事例）

①販売事業者の事業の全部（販売所、貯蔵施設、従業員、帳簿等すべて）の譲渡を受けた場合（買収）

事業の全部譲渡

②個人事業主が死亡した場合

相続

③会社の合併等により新たな会社が事業の全部を承継した場合

合併、分割

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

Ｐ 51

５．販売事業の承継等に係る届出

【承継の要件（法第１０条）】

①事業の全部譲渡

事業の全部の譲り渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいう。（通達法律第１０条関係）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 51

５．販売事業の承継等に係る届出

【承継の要件（法第１０条）】

②相続

・相続人：相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときはその者（法第１０条第１項）

・相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含まない。（通達法律第１０条関係）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

５．販売事業の承継等に係る届出

【承継の要件（法第１０条）】

③合併・分割

（地位を承継する法人）

・合併後存続する法人

・合併により設立した法人

・分割によりその事業の全部を承継した法人

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 51

５．販売事業の承継等に係る届出

【承継の要件（法第１０条）】

①事業の全部譲渡

②相続

③合併・分割

→①事業の全部を譲り受けた者、②相続人、③合併により設立した法人、分割により事業の全部を承継した法人は、その販売事業者の地位を承継します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 51

５．販売事業の承継等に係る届出

（ポイント２）

・法第10条に規定する承継に該当する場合、それを証明する書類や必要な添付書類について登録行政庁によく確認する必要があります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 52

5．販売事業の承継等に係る届出

5-2 販売事業の承継等に係る提出書類一覧表

(1) 事業の譲渡

提出書類名	関係法令 液石法規則	関係法令 様式	宛先 知事	宛先 部長	宛先 局長	宛先 大臣	頁 No.
① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	10-1	6	○	○	○	○	54
② 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	10-1	7	○	○	○	○	55
③ 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書	10-2-1	7-2	○	○	○	○	56
④ 液化石油ガス販売事業者事業譲渡明細書（任意様式）	10-2-1	—	○	○	○	○	57

(注) 1．経済産業局長・産業保安監督部長登録の販売事業者が県知事登録の販売事業者を承継したとき（その逆の承継を含む。）は、届書(甲)を経済産業局長・産業保安監督部長に、届書(乙)を県知事に提出すること。
登録行政庁が同一の場合は、届書(甲)をその行政庁に提出すること。
2．販売事業者の事業の全部を譲り受けてその地位を承継した者は、様式第７の２による書面及び事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面を添付すること。
3．添付書類については、届書の注書欄を参照すること。

法で定める③譲渡証明書の他、④譲渡明細書を確認してください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 52

5．販売事業の承継等に係る届出

(2) 事業の相続

提出書類名	関係法令		宛先				頁
	液石法規則	様式	知事	部長	局長	大臣	No.
① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	10-1	6	○	○	○	○	54
② 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	10-1	7	○	○	○	○	55
③ 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書	10-2-2	8	○	○	○	○	58
④ 液化石油ガス販売事業者相続証明書	10-2-3	9	○	○	○	○	59

(注) 1．販売事業の地位を継承した相続人であって、２以上の相続人の全員の同意により選定された者は、様式第８による書面及び戸籍謄本を添付すること。

2．販売事業者の地位を承継した相続人であって、（注）１．の相続人以外の者は、様式第９による書面及び戸籍謄本を添付すること。

添付する戸籍謄本については、相続人全員の氏名が記載されているもの等、相続人全員を確認する必要があります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 53

5．販売事業の承継等に係る届出

(3) 事業の合併

提出書類名	関係法令 液石法規則	関係法令 様式	宛先 知事	宛先 部長	宛先 局長	宛先 大臣	頁 No.
① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	10-1	6	○	○	○	○	54
② 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	10-1	7	○	○	○	○	55
③ 法人の登記事項証明書	10-2-4	—	○	○	○	○	—

(注) 合併によって販売事業者の地位を承継した法人は、その法人の登記事項証明書を添付すること。

合併、分割の場合、合併、分割後の法人の登記事項証明書に合併、分割について記載されます。

(4) 事業の分割承継

提出書類名	関係法令 液石法規則	関係法令 様式	宛先 知事	宛先 部長	宛先 局長	宛先 大臣	頁 No.
① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	10-1	6	○	○	○	○	54
② 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	10-1	7	○	○	○	○	55
③ 液化石油ガス販売事業者事業承継証明書	10-2-5	9-2	○	○	○	○	60
④ 法人の登記事項証明書	10-2-5	—	○	○	○	○	—
⑤ 液化石油ガス販売事業者事業承継明細書（任意様式）	10-2-5	—	○	○	○	○	61

(注) 1．分割によって販売事業者の地位を承継した法人は、様式第９の２による書面、事業の全部の承継があったことを証する書面及び法人の登記事項証明書を添付すること。
2．添付書類については、届書の注書欄を参照すること。

分割の場合、分割後の法人が液化石油ガス販売事業の全部の承継があったことを証する書面（承継証明書及び承継明細書）を確認してください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

3　販売事業者の申請・届出等の手続き

【参考】

○事業の全部譲渡に係る手続きの整理

権利・義務・手続き等	譲渡前の状況	譲渡先の状況・手続き	根拠等
【販売事業】			
販売事業の登録	登録済み	承継事由に該当することによって引き継がれる。	法第10条
会社名	被承継者の会社名	譲渡先の会社名となる。	
店舗名	被承継者の店舗名	引き継がれる。ただし、変更ある場合は承継届に記載する。	通達　規則第10条（承継の届出）関係
業務主任者・同代理者	選任済み	引き継がれる。（新たな選任は不要）	逐条解説　（権利、義務、手続きを承継する。）
特定供給設備	許可済み	引き継がれる。（新たな許可は不要）	通達　法律第36条（貯蔵施設等の設置の許可）関係
貯蔵施設（3t以上のもの）	許可済み	引き継がれる。（新たな許可は不要）	通達　法律第36条（貯蔵施設等の設置の許可）関係
【保安機関】			
保安機関の認定	認定済み	承継届によって引き継がれる。	法第35条の4
認定の期間	認定から5年	引き継いだ残りの期間が有効。ただし、譲渡先が既に保安機関の場合は更新時期を合わせること。	法令照会
会社名	被承継者の会社名	譲渡先の会社名となる。	
店舗名	被承継者の店舗名	引き継がれる。ただし、変更ある場合は承継届に記載する。	通達　法律第35条の4（準用規定）関係
【充てん事業】			
充てん設備許可	許可済み	承継手続きがないため、新規許可となる。ただし、通達により完成検査は不要（事前に許可申請が必要）	通達　法律第37条の4（充てん設備の許可）関係
【設備工事事業】			
開始届出	届出済み	承継手続きがないため、新たに届出を行う。	
【ご参考】			
販売事業（高圧ガス保安法）	承継手続きあり		
移動式製造設備による製造（高圧ガス保安法・第一種製造者）	承継手続きはあるが、事業の全部譲渡を承継事由として認めていない。（事前に許可申請が必要）		

※上記手続き及び承継に伴う登録番号、認定番号の取り扱いについて、事前に行政庁に確認してください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

６．販売事業者の認定申請及び報告

P 62

【認定販売事業者】

①保安確保機器の設置及び管理の方法が一定の基準に適合していることを登録行政庁が認定する制度

②認定販売事業者は業務主任者の選任や保安業務の実施について特例が認められています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 62

６．販売事業者の認定申請及び報告

（ポイント）

①保安確保機器の設置及び管理の方法が一定の基準に適合していることについて、認定を受けることができる。

②認定販売事業者は保安確保機器に係る一般消費者の数等を認定した経済産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 69

７．その他の届出・報告等

（ポイント）

・販売事業の廃止

廃止後、遅滞なく提出
※個人事業主が死亡した場合、相続人が廃止届を提出（H25 法令照会）

・液化石油ガス販売事業報告

毎事業年度経過後３か月以内に報告

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 72

８．事故報告

（ポイント）

①第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。

・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

（高圧ガス保安法　第６３条）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 72

８．事故報告

（ポイント）

②事故届について、特定消費設備とそれ以外の場合で提出する様式が異なります。

「特定消費設備」

・消費設備のうち、ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除くもの（液化石油ガス保安規則第９３条の２）

「特定消費設備」については、第７章（参考資料）「３．事故報告・事故届出等について」のP298を参照してください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 72

８．事故報告

（ポイント）

③液化石油ガス販売事業者は、特定消費設備について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。（液化石油ガス保安規則第９３条の２）

・特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故

・特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

ＬＰ法申請手続等マニュアル

第２章

（保安機関の申請・届出等の手続き）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

【保安機関】

・販売事業者は販売契約を締結している一般消費者等に対し保安業務を行う義務があり（法第２７条）、当該保安業務を行おうとする者は行政庁の認定を受けることができます（法第２９条）。

・法第２９条の認定を受けた者が「保安機関」です。

・第２章では、保安機関の認定を受けるための手続きと保安機関となった後に必要な手続きについて説明しています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P　79

【概要】

・保安機関の認定を受けようとする場合の手続き（新規認定）

保安機関の認定、保安業務規程の認可

・認定後に必要に応じて行うもの、定期的に行うもの

保安機関の認定更新、保安業務規程の変更、保安機関の変更、承継など

・廃止するとき行うもの

保安機関の廃止

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P　79

Ⅰ．保安機関の申請・届出等の手続き一覧表

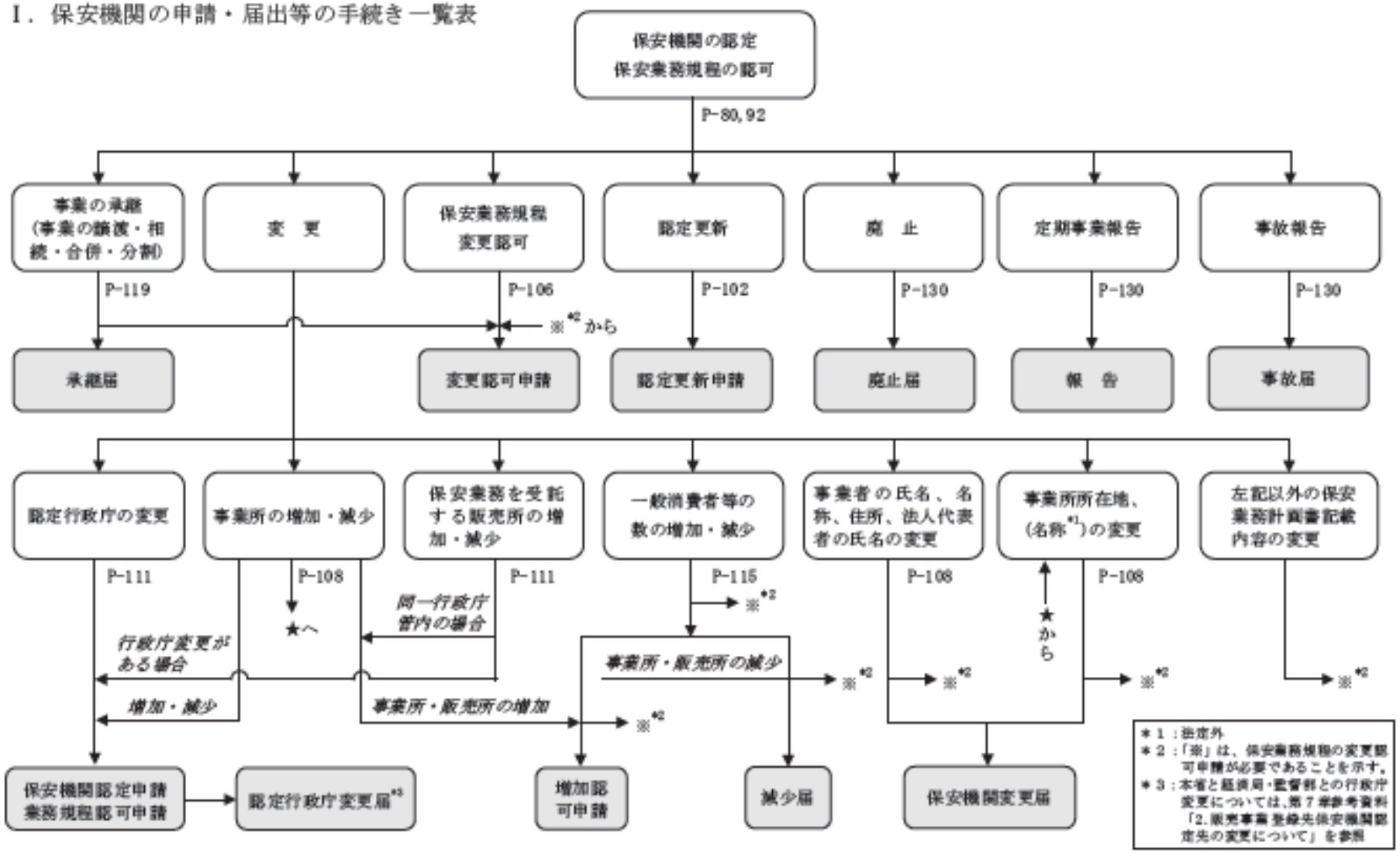

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 80

１．保安機関の認定申請

○提出先

・一の都道府県の販売所の事業を行う場合

都道府県知事

・一の産業保安監督部の所管区域内であって、二以上の都道府県の販売所の事業を行う場合

産業保安監督部長

・二以上の産業保安監督部の所管区域内の販売所の事業を行う場合

経済産業大臣

法律では経済産業大臣又は都道府県知事に提出することになっていますが、施行令第１４条により経済産業大臣の一部の事務が経済産業局長及び産業保安監督部長に委任されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 80

Ⅰ．保安機関の認定申請

○提出先

所在地行政庁	A県	B県	C県	D県	申請先
	E産業保安監督部		F産業保安監督部		
	経済産業省				
販売所	○				A県へ申請
	○	○			E 産業保安監督部へ申請
			○	○	F 産業保安監督部へ申請
		○	○		経済産業省へ申請

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 80

１．保安機関の認定申請

（ポイント）

①保安業務を行おうとする者は、経済産業大臣（２以上の都道府県の販売所の事業として行う場合）、都道府県知事（１の都道府県の販売所の事業として行う場合）の認定を受けることができます。

②認定の基準に、保安業務に係る技術的能力や損害賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置等があります。

③５年ごとに認定の更新が必要です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P 80

１．保安機関の認定申請

1-2 保安機関の認定申請に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令 液石法規則	関係法令 様式	宛先 知事	宛先 部長	宛先 大臣	頁 No.
保安機関認定申請書	30-1	12	○	○	○	82
別紙　保安業務に係る事業所の名称及び所在地等	30-1	—	○	○	○	83
①　保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	84
(1)　保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1	—	○	○	○	85
(2)　保安業務資格者等一覧表	30-2-1	—	○	○	○	86
②　一般消費者等の範囲を示した図面	30-2-2	—	○	○	○	87
③　損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	30-2-3	—	○	○	○	88
④　役員及び規則第33条に定める構成員の説明書	30-2-4	—	○	○	○	89
⑤　保安業務以外の業務の種類等の説明書（会社概要）	30-2-5	—	○	○	○	90
⑥　法人の定款	30-2-6	—	○	○	○	—
⑦　法人の登記事項証明書	30-2-6	—	○	○	○	—
⑧　欠格条項に該当しないことの誓約書	30-2-7	—	○	○	○	91

（注）１．保安機関認定申請書の提出書類は、作成例を参照すること。
２．②の図面は、緊急時対応を行う場合のみ添付し、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載すること。
（保安機関認定通達）

必要な資格者、保安業務用機器の数、緊急時対応の範囲を示す図面の他、損害賠償保険の加入など、保安機関の認定の基準を満たすことを書類によって確認します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P 82

１．保安機関の認定申請

保安機関認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　〇〇液化石油ガス株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇　㊞

住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第２９条第２項の規定により同条第１項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1　保安業務に係る事業所の名称及び所在地
　別紙のとおり

2　認定を受けようとする保安業務区分
　別紙のとおり

3　保安業務区分ごとの一般消費者等の数
　別紙のとおり

4　当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名
　〇〇県、□□県

１～３について、別紙として次ページに記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P 83

１．保安機関の認定申請

別　紙

1．保安業務に係る事業所の名称及び所在地		2．認定を受けようとする保安業務区分							3．保安業務区分ごとの一般消費者等の数						
名　称	所　在　地	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
○○営業所	○○県○○市○○町○丁目○○番地	－	○	○	○	○	○	－	－	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	－
□□営業所	□□県□□市□□町□丁目□□番地	－	○	○	○	○	○	－	－	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	－

１～３について詳細に記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P 84

１．保安機関の認定申請

様式第１３（第30条関係）

保　安　業　務　計　画　書

事業所の名称　　○○営業所
事業所の所在地　○○県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周　知	緊急時対応	緊急時連絡
一般消費者等の数	－	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	－
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者　３人 製造保安責任者　０人　その他　０人（業務主任者の代理者）						
調査員の数		0					
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者			0				
年間実働日数又は平均月間実働日数		22 日／月	264 日／年	264 日／年			

保安業務計画書は事業所（営業所等）ごとに作成されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 84

１．保安機関の認定申請

保安業務用機器	自記圧力計	1　個
	マノメータ	1　個
	ガス検知器	1　個
	漏えい検知液	3　個
	緊急工具類	3　個
	一酸化炭素測定器	1　個
	ボーリングバー	1　個
		（数字は次頁で計算した法定数）
緊急時対応を行う場合にあってはその方法	出動手段　：　自動車 緊急時連絡受信方法　：　電話・ファクシミリ 集中監視システム導入　：　有　・　無	

資格者数、保安業務用機器数は、次ページで計算した数（又は計算した数以上）が記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

１．保安機関の認定申請

P 85

保安業務資格者数及び保安業務用機器数の算定

事業所の名称　○○営業所
事業所の所在地　○○県○○市○○町○丁目○○番地

1．保安業務資格者数の算定

(1)　容器交換時等供給設備点検（保安業務告示（以下「告示」という。）第２条第１号表中ロによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{月間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業者数} = 3,800 \times \frac{1}{100 \times 22} - \frac{1}{100 \times 22} - 0 - 0 = 1.727$$

(2)　定期供給設備点検及び定期消費設備調査（告示第２条第２号表中イによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{月間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{20 \times 264} - \frac{1}{4} = 0.180$$

(3)　周知（告示第２条第２号表中ロによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{40,000} = 3,800 \times \frac{1}{40,000} = 0.095$$

(4)　緊急時対応（告示第２条第１号表中へによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} = 3,800 \times \frac{1}{20,000} = 0.190$$

(5)　保安業務資格者数

(1)＋(2)＋(3)＋(4)　＝ 1.727＋0.180＋0.095＋0.190 ＝ 2.192　　切り上げて３人以上必要

計算式は保安業務告示に記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P 85

１．保安機関の認定申請

２．保安業務用機器数の算定

(1)　容器交換時等供給設備点検

告示第３条第１項表中ロによる算定（告示第２条第１号表中ロによる算定に調査員・充てん作業者数を加えた数）

【漏えい検知液・緊急工具類】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{月間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業者数} + \text{調査員数} + \text{充てん作業者数}$$

$$= 3,800 \times \frac{1}{100 \times 22} - 0 - 0 + 0 + 0 = 1.727$$

(2)　定期供給設備点検及び定期消費設備調査

①　告示第３条第２項による算定（告示第２条第２号表中イによる算定）

【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・ボーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{月間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{20 \times 264} - \frac{1}{4} = 0.180$$

②　告示第３条第２項による算定（告示第２条第１号表中ニによる算定）

【一酸化炭素測定器】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{25 \times \text{月間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{20 \times 264} - \frac{1}{4} = 0.146$$

(3)　緊急時対応

告示第３条第１項表中ホによる算定（告示第２条第１号表中へによる算定）

【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・一酸化炭素測定器・ボーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} = 3,800 \times \frac{1}{20,000} = 0.190$$

(4)　保安業務用機器数

自記圧力計又はマノメータ	(2)①＋(3)＝ 0.180＋0.190 ＝ 0.370	切り上げて１以上必要
ガス検知器	(2)①＋(3)＝ 0.180＋0.190 ＝ 0.370	切り上げて１以上必要
漏えい検知液	(1)＋(2)①＋(3)＝ 1.727＋0.180＋0.190 ＝ 2.097	切り上げて３以上必要
緊急工具類	(1)＋(2)①＋(3)＝ 1.727＋0.180＋0.190 ＝ 2.097	切り上げて３以上必要
一酸化炭素測定器	(2)②＋(3)＝ 0.144＋0.190 ＝ 0.334	切り上げて１以上必要
ボーリングバー	(2)①＋(3)＝ 0.180＋0.190 ＝ 0.370	切り上げて１以上必要

計算式は保安業務告示に記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P 86

１．保安機関の認定申請

保 安 業 務 資 格 者 等 一 覧 表

事業所の名称　○○営業所
事業所の所在地　□□県○○市○○町○丁目○○番地

氏　名	免 状 の 種 類	免状番号	交付年月日
○○　○○	液化石油ガス設備士免状	□□　○○○○○	元号00年00月00日
○○　○○	液化石油ガス設備士免状	□□　○○○○○	元号00年00月00日
○○　○○	第二種販売主任者免状	□□　○○○○○	元号00年00月00日
			日付は、和暦とすること。
		（注：□□は県名）	

（注）１．免状の種類欄は、免状を重複所有している場合には、液化石油ガス設備士免状、高圧ガス販売主任者免状（販Ⅱ）、高圧ガス製造保安責任者免状（乙化・丙化等）、業務主任者の代理者講習修了証、保安業務員講習修了証、液化石油ガス調査員講習修了証の順に１種類の免状だけを記載すること。
２．免状番号欄は、番号の前に免状交付の県名を記載すること。
３．免状の写し（再講習受講記録を含む。）を添付すること。
４．保安業務資格者が申請事業者の従業員であることの証明を書面で求められる場合があるので、所管行政庁に記載方法等について確認すること。

高圧ガス製造保安責任者免状（甲種化学）等、大臣試験の場合、県名ではなく「大臣」と記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

１．保安機関の認定申請

P 87

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

事業所名　○○事業所

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図を添付

（注書欄を参照すること。）

（注）１．地図に事業所の位置を示すこと。（地図は縮尺表示が必要）
２．道路に沿って３０分以内に到着できる範囲を記入する。
（道路の制限速度、混雑状況を勘案する。）
３．本図面の書き方については行政庁により差異があるので申請先に確認すること。

都道府県によって異なる場合がありますので、移譲の際にご確認ください。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P 88

１．保安機関の認定申請

（産業保安監督部所管事業者の例）

ＬＰガス受託認定保安機関賠償責任保険付保証明書（例）

第　　号
（西暦）　年　月　日

○○産業保安監督部長　殿

（一財）全国ＬＰガス保安共済事業団
理事長　○　○　○　○　㊞

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第１１号）第３２条に規定する条件に適合する賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

付保証明依頼書

（西暦）　年　月　日

（一財）全国ＬＰガス保安共済事業団　殿

被保険者（保険料の負担者）

住　所　○○県○○市○○町○丁目○番地

氏名又は
名　称　○○液化石油ガス株式会社　㊞

保険契約者
（一社）全国ＬＰガス協会
東京都港区新橋１－１８－６

保険者
東日本地区幹事　損害保険ジャパン日本興亜㈱
東京都新宿区西新宿１－２６－１

全国LPガス保安共済事業団の様式によらない場合は、法定要件に適合しているかどうか約款等により確認する必要があります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P 89

１．保安機関の認定申請

役員及び規則第33条に定める構成員の構成を説明した書面

(1) 役員構成及び履歴

氏　名	職　名	履　歴
○○　○○	代表取締役会長	元号○○年○○月　○○液化石油ガス株式会社に入社 元号○○年○○月　代表取締役会長に就任　現在に至る
○○　○○	代表取締役社長	元号○○年○○月　○○液化石油ガス株式会社に入社 元号○○年○○月　代表取締役社長に就任　現在に至る
○○　○○	専務取締役	元号○○年○○月　○○液化石油ガス株式会社に入社 元号○○年○○月　専務取締役に就任　現在に至る
○○　○○	常務取締役	元号○○年○○月　○○液化石油ガス株式会社に入社 元号○○年○○月　常務取締役に就任　現在に至る
○○　○○	取締役	現行○○年○○月　○○液化石油ガス株式会社に入社 元号○○年○○月　取締役に就任　現在に至る
○○　○○	取締役	元号○○年○○月　○○液化石油ガス株式会社に入社 元号○○年○○月　取締役に就任（非常勤）現在に至る
		日付は、和暦とすること。

（注）　非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。
（非常勤役員の場合は履歴欄にその旨を記載する。）

(2) 構成員の状況

株　主	持株比率％	主要な業務
○○　○○	50	液化石油ガスの販売業務及び保安業務
○○　○○	10	〃
○○　○○	5	〃
○○　○○	5	〃
○○　○○	5	〃
○○　○○	5	〃
○○　○○	5	〃
○○　○○	5	〃
○○　○○	5	液化石油ガス設備工事の業務
○○　○○	5	〃

発行済株式の総数　：　○○○,○○○株　　資本の額　：　○千万円
保安業務に係る構成員の持株比率　：　90%　（内訳　：　50%１人＋10%１人＋５%６人）

（注）１．通達で定める液化石油ガス供給機器、消費機器の製造・販売を主たる事業としている者及び液化石油ガス設備工事を主たる事業としている者が1/3を超えないこと。
２．株主が多数であるため、この様式で対応できない場合は、申請先に相談すること。

役員又は構成員のうち、LPガス供給機器・消費設備の製造、販売又は設備工事の事業を主たる事業として行っている者又はその役職員の割合が３分の１を超える場合、保安業務の公正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとされています。（通達法律第３１条（認定の基準）関係）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 90

１．保安機関の認定申請

会　社　概　要

事業者名	○○液化石油ガス株式会社	登録番号	第○○○○○○○号
住　所	〒000-0000　○○県○○市○○町○丁目○○番地	電話番号	000-000-0000
代表者名	代表取締役　○○　○○	資本金	○○,○○○千円
売上金額	○○,○○○,○○○千円	ＬＰガス部門売上金額	○○,○○○,○○○千円
社員総数	○○○名	ＬＰガス部門社員数	○○○名
事業内容	１．液化石油ガスの貯蔵、充てん及び販売業務 ２．液化石油ガスの配送業務 ３．液化石油ガスに関する保安業務 ４．液化石油ガス機器類の販売及びその設備の設計と工事 ５．厨房、給湯器、空調機等の住宅設備機器の販売及びその設備の設計と工事 ６．燃料油、潤滑油等の貯蔵、販売及びその設備の設計と工事 ７．給排水設備機器の販売及びその設備の設計と工事 ８．前各号に附帯する一切の業務		

保安業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって保安業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。（法第３１条第４号）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

4　保安機関の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第２章　（保安機関の申請・届出等の手続き）

P 91

１．保安機関の認定申請

欠格条項に該当しないことの誓約書

氏　名	職　名	現　住　所
○ ○ ○ ○	代表取締役会長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	代表取締役社長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	専務取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	常務取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地

上記の者は当社の業務を行う役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３０条に規定する欠格条項に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

令和○○年○○月○○日

○○産業保安監督部長　殿

名　　称　○○液化石油ガス株式会社

代表者氏名　代表取締役　○○　○○　㊞

「業務を行う役員」に法人の業務の監査に当たる者は、法人の役員ではあるが、ここでいう「業務を行う役員」には該当しない。（通達法律第３０条（欠格条項）関係）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 92

２．保安業務規程の認可申請

（ポイント）

・保安機関は、保安業務に関する規程を定め、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

保安業務規程で定めるべき事項は規則第３９条第２項に規定されています。

保安機関が認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行ったときは、保安機関の認定の取消しの要件となります。（法第３５条の３第５号）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P102

３．保安機関の認定更新の申請

（ポイント）

①認定の更新を受けようとする者は、認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に認定の満了する３０日前までに提出しなければならない。

②一般消費者等の数の増減、保安業務規程の変更を伴う場合は、更新前に手続きを行うようお願いします。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P106

４．保安業務規程の変更認可申請

（ポイント）

①保安機関は、保安業務に関する規定を定め、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

②新たな区分の認定を受けようとする場合や一般消費者等の数の増減を行おうとする場合の他、事業所の名称変更なども保安業務規程の変更に該当する場合があります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P108

５．保安機関に係る変更の届出

（ポイント）

・保安機関は、第２９条第２項第１号及び第３号の事項を変更したときは、遅滞なく、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。法第３５条の４（準用規定）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

PIII

６．保安機関の認定行政庁の変更関係

（ポイント）

・販売事業者と同様、認定者の変更となる場合は新たな認定を受けた後、旧認定者に認定行政庁変更届を提出します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 115

７．一般消費者等の数の増減に係る申請・届出

（ポイント）

①保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を認定の際に定めた範囲を超えて増加しようとするときは、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

②保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を認定の際に定めた範囲を超えて減少したときは、遅滞なく、その旨をその認定をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P119

８．保安機関の承継等に係る届出

（ポイント）

・販売事業者と同様、事業の全部譲渡等によって保安機関の地位を承継した者は承継届を提出します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P130

９．その他の届出・報告等

（ポイント）

- 保安業務の廃止届

  廃止後、遅滞なく提出

- 保安業務の実施状況の報告

  毎事業年度経過後３か月以内に報告　　様式変更あり

- 事故届

  事故後、遅滞なく提出

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

ＬＰ法申請手続等マニュアル

第３章

（貯蔵施設の申請・届出等の手続き）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

【貯蔵施設（貯蔵量３トン以上）】

・販売事業者は自己の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設を所有し、または占有しなければならない（法第１１条）。

・貯蔵施設は、３トン以上の液化石油ガスを貯蔵するための施設である場合、個別に都道府県知事の許可を受けなければならない（法第３６条）。

・３トン未満の場合、個別に許可、届出は不要であるが、販売事業者登録の要件として、所有状況、基準の適合状況等について販売登録申請に記載されている。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 137

【概要】

・貯蔵量３トン以上の貯蔵施設を設置しようとする場合の手続き（新規許可）

貯蔵施設の設置

・許可後に必要に応じて行うもの

貯蔵施設の変更

・廃止するとき行うもの

貯蔵施設の撤去

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

第３章　（貯蔵施設の申請・届出等の手続き）

P 137

Ⅰ．貯蔵施設の申請・届出等の手続き一覧表

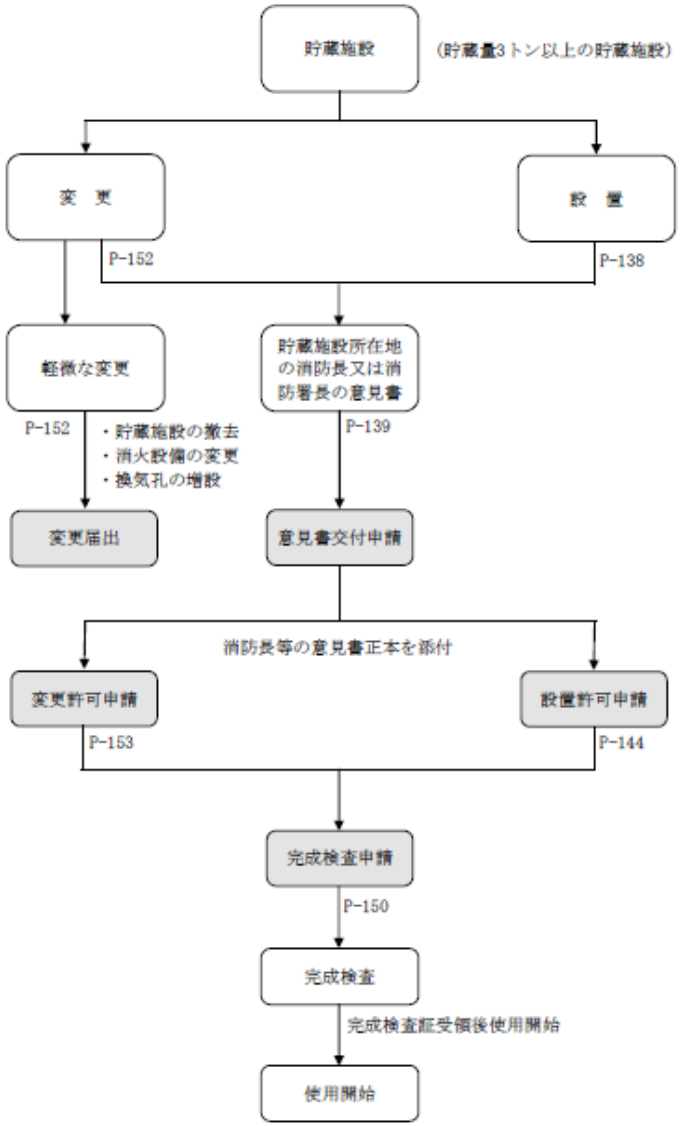

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P138

１．貯蔵施設（貯蔵量３トン以上）の設置

（ポイント）

①次の各号の一に該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

１　第１６条第１項の経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設を設置しようとする者

２　特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

意見書（例）

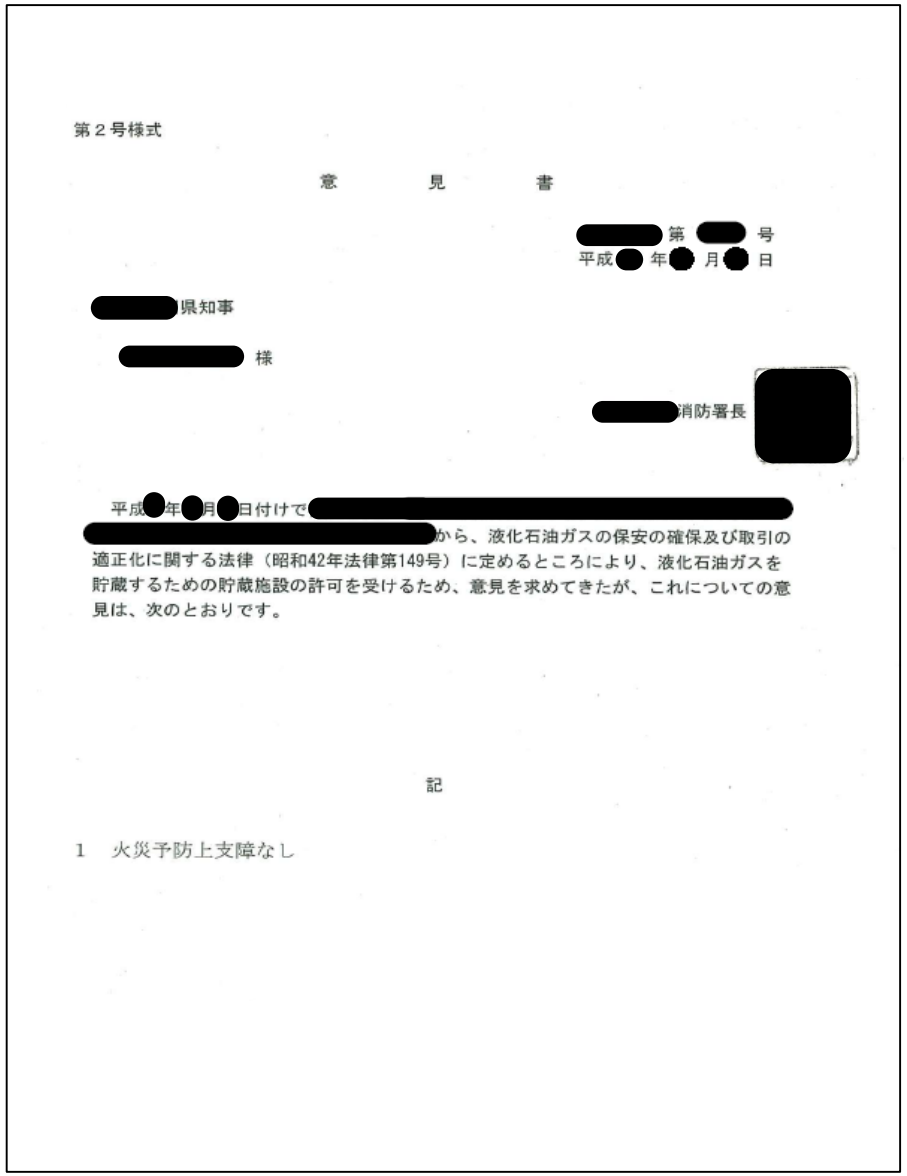

第２号様式

意　　見　　書

[redacted]第[redacted]号
平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日

[redacted]県知事

[redacted]様

[redacted]消防署長 [redacted]

平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで[redacted]から、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設の許可を受けるため、意見を求めてきたが、これについての意見は、次のとおりです。

記

1　火災予防上支障なし

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P138

１．貯蔵施設（貯蔵量３トン以上）の設置

（ポイント）

②許可を受けた販売事業者は、貯蔵施設を設置したときは、当該貯蔵施設につき、その許可をした都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければこれを使用してはならない。

許可 → （設置工事） → （完成） → 完成検査 → （合格） → 使用開始

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第３章　（貯蔵施設の申請・届出等の手続き）

P 138

１．貯蔵施設の設置許可申請

1-2 貯蔵施設の設置に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令 液石法規則	関係法令 様式	宛先 消防長	宛先 知事	頁 No.
１．意見書交付申請書	法36-2	－	○	－	139
①　貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	－	－
②　２．②～⑤の書類	51-2	－	○	－	－
③　防火管理の計画書	－	－	○	－	140
④　自主点検記録表	－	－	○	－	142
⑤　特記事項	－	－	○	－	143
２．貯蔵施設等設置許可申請書	51-1	28	－	○	144
①　消防長等の意見書（正本）	法36-2	－	－	○	－
②　貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	51-2	－	－	○	145
③　貯蔵施設の位置を示す案内図	51-2	－	－	○	147
④　貯蔵施設の付近の状況見取図	51-2	－	－	○	148
⑤　貯蔵施設の構造図	51-2	－	－	○	149
３．貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	－	○	150
４．貯蔵施設等完成検査受検届書	60-2	33	－	○	151

(注) １．意見書交付申請は、貯蔵施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。）又は消防署長となっているので、市町村に提出先を確認すること。
２．貯蔵量３トン以上の貯蔵施設を設置するとき、都道府県以外の所管行政庁の場合は、販売所等変更届書の提出が必要な場合があるので、事前に担当部署に相談すること。

①の消防長の意見書（正本）は、１．意見書交付申請書により、あらかじめ申請が必要となります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 144

１．貯蔵施設の設置許可申請

様式第２８（第51条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年　月　日
×許可番号	

貯蔵施設等設置許可申請書

令和○○年○○月○○日

○○県知事　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　○○液化石油ガス株式会社　代表取締役　○○　○○　㊞

住所　○○県○○市○○町○丁目○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３６条第１項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1　貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称　○○液化石油ガス株式会社　○○営業所

販売所の所在地　○○県○○市○○町○丁目○○番地

2　設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の所在地　○○県○○市□□町□丁目□□番地

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　×印の項は記載しないこと。

（注）消防長等の意見書の正本を添付すること。

申請者は、液化石油ガス販売事業者となります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第３章　（貯蔵施設の申請・届出等の手続き）

P 145

１．貯蔵施設の設置許可申請

貯蔵施設の位置及び構造等の明細書

1．設置の理由
　液化石油ガスの取扱数量が増加したため、販売所と同一敷地内の貯蔵量３トン未満の既存の貯蔵施設を撤去し、販売所と同一敷地内に貯蔵量３トン以上の貯蔵施設を設置するため。

2．販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等
　販売所の名称　○○液化石油ガス株式会社　○○営業所
　販売所の所在地　○○県○○市○○町○丁目○○番地
　貯蔵施設の位置　販売所と同一敷地内
　貯蔵施設の面積　15.10 ㎡
　貯蔵施設の障壁　有（補強コンクリートブロック造）

3．貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項
　（液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第７号）

(1/2)

号	対　応　事　項
第14条 第１号	警戒標 (1) 掲示位置　貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① ＬＰガス貯蔵施設 ② 燃（赤色文字） ③ 火気厳禁（赤色文字） ④ 無断立入禁止
第２号	施設距離 (1) 貯蔵施設面積　15.10 ㎡ (2) 設備距離 保安物件 / 設備距離 / 実測距離 / 対象物件 第１種保安物件 / 17.49m（ 8.75m） / 36.0m / ○○○病院 第２種保安物件 / 11.66m（ 5.83m） / 8.0m / 民　家 （注）設備距離の（ ）内は障壁設置時の距離を示す。 (3) 設備距離の不足に対する障壁の必要性［ 有・無 ］
第３号	障　壁 (1) 障壁の構造 ① 材料　コンクリートブロック ② 寸法　（高さ）200 cm　（厚さ）15 cm ③ 配筋　9 mm,13 mm 鉄筋　間隔（縦）40 cm　（横）40 cm ④ 先端部分の曲げ*［ 有・無 ］ ⑤ エキスパンドルメタルの取付*［ 有・無 ］ （材質：JIS G3351(1987)）詳細は添付資料に記載 ＊「事務連絡（28商ガ安第11号 平成28年6月8日）」により保安距離を短縮できる構造の有無

(2/2)

号	対　応　事　項
第３号	(2) 屋の構造 ① 材料　鋼板 ② 寸法　（厚さ）3.2 mm　（高さ）195 cm　（幅）134 cm ③ 補強　等辺山形鋼（枠）50 mm × 50 mm　（内）30 mm × 30 mm 間隔（縦）39 cm　（横）33.5 cm
第４号	屋根材等 屋根組及び屋根の材料　軽量鉄骨、繊維強化セメント板
第５号	滞留防止措置 (1) 貯蔵施設面積　15.10 ㎡ (2) 法定換気口面積　15.10 ㎡ × 300 ㎠/㎡ ＝ 4,530 ㎠ (A) (3) 換気口面積 開口部面積（縦）20 cm ×（横）40 cm × 8ヶ所　＝ 6,400 ㎠ 鉄筋断面積　1 cm × 20 cm × 2 本 × 8ヶ所 ＝ 320 ㎠ 実際換気口面積　6,400 − 320 ＝ 6,080 ㎠ (B)　(B) ＞ (A)
第６号	消火器 (1) 型式　20型（A5B12C）6 kg (2) 個数　2 個 (3) 設置場所　当該貯蔵施設の入口外側の収納ボックス内に設置する。
第16条 第７号	火気距離等 (1) 火気の種類　民家の給湯器 (2) 火気までの距離　11.0 m (3) 火気との距離が２m以内の場合の障壁‥‥該当しない。 ① 材料　―― ② 高さ　―― m ③ 迂回水平距離　―― m

明細書により、許可基準である条項と、その対応状況を確認します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

第３章　（貯蔵施設の申請・届出等の手続き）

P 147

１．貯蔵施設の設置許可申請

貯蔵施設の位置を示す案内図

販売所の名称	貯蔵施設の所在地
○○液化石油ガス株式会社○○営業所	○○県○○市○○町○丁目○○番地
電話番号 000-000-0000	○○駅より ○ Km　目標物件 ○○病院

５万分の１*の地図を貼付し最寄駅等より販売所への経路、販売所、貯蔵施設の位置を明示
（＊地図の縮尺は５万分の１を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。）

貯蔵施設の付近の状況見取図

販売所の名称	貯蔵施設の所在地
○○液化石油ガス株式会社○○営業所	○○県○○市○○町○丁目○○番地

貯蔵施設の面積	15.10 m³	施設距離	実測距離	対象物件
第１種保安物件までの距離		17.49 m（8.75 m）	36.0 m	○○病院
第２種保安物件までの距離		11.66 m（5.83 m）	8.0 m	民家
火気までの距離		2 m	11.0 m	民家の給湯器

（）内は障壁設置時の距離

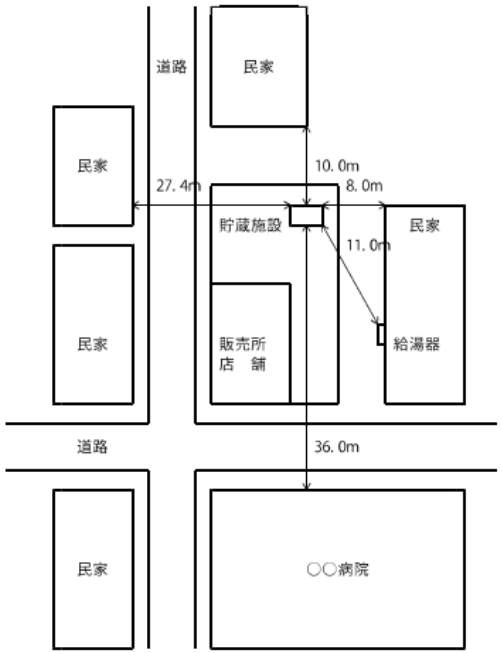

貯　蔵　施　設　の　構　造　図

貯蔵施設の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

対応状況について、次のような図面により確認します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P152

２．貯蔵施設（３トン以上）の変更

（ポイント）

①貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするときはその許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。（撤去その他軽微な変更を除く。）

「変更」に警戒標の付けかえや同一材料での屋根のふきかえは含まれない。（通達）

②撤去その他軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした都道府県知事に届け出なければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

ＬＰ法申請手続等マニュアル

第４章

（特定供給設備の申請・届出等の手続き）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

【特定供給設備】

・液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供給のための設備（供給設備）のうち、貯蔵能力が一定以上のものをいう。

・貯蔵設備が容器の場合は３，０００ｋｇ以上、貯槽等が含まれる場合は１，０００ｋｇ以上

・特定供給設備の範囲は、貯蔵設備、気化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。）並びにこれらに準ずる設備並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

液化石油ガス法について

5 供給設備、消費設備の区分（法第2条、施行規則第3条）

α） 体積販売の場合

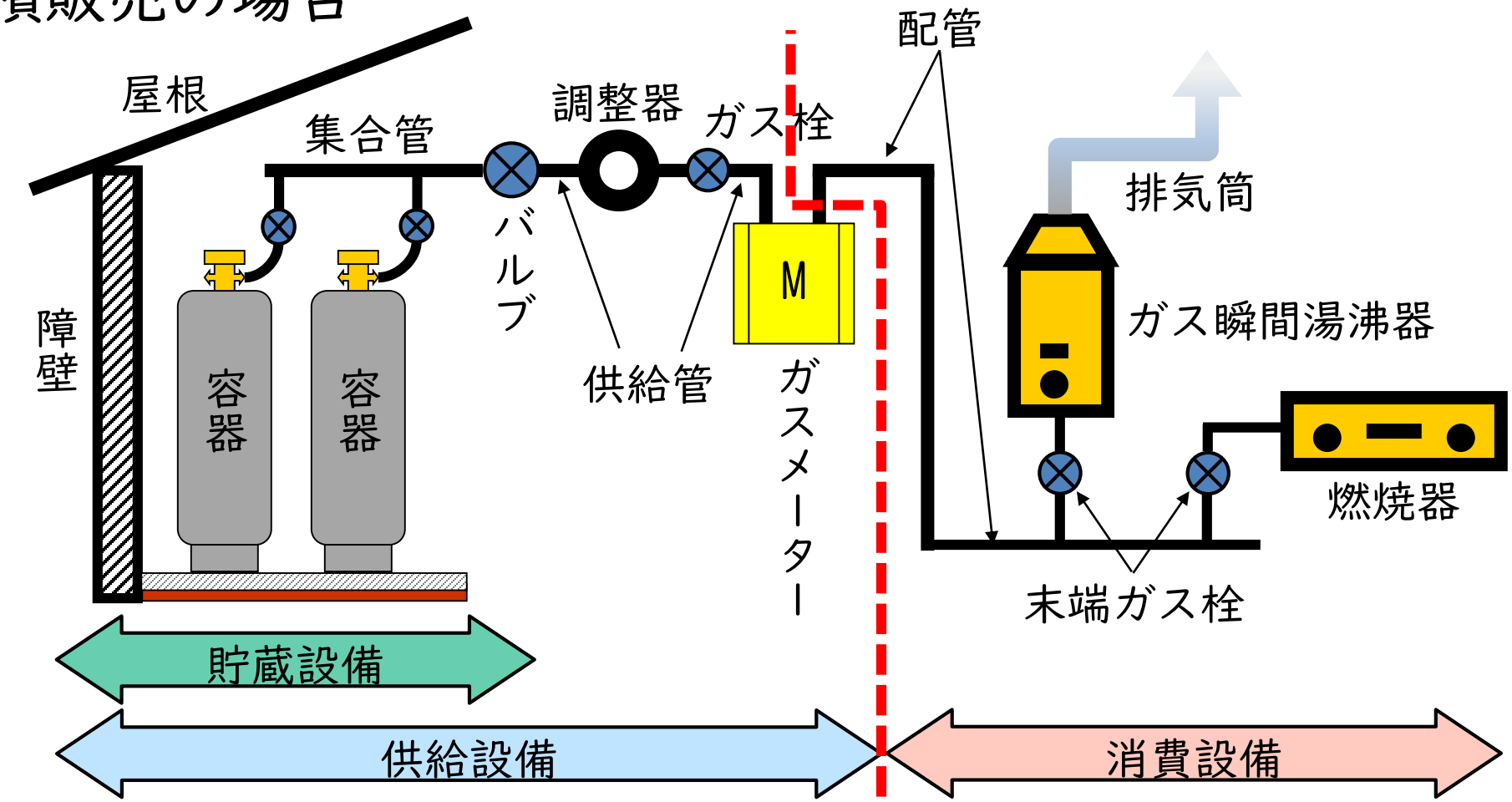

消費設備等の区分について

2022/2/17 「液化石油ガス法の基礎」より

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（補足）貯蔵設備、供給設備及び消費設備

貯蔵設備等の用語の解説

貯蔵設備	供給設備	消費設備
一般消費者等に供給するための液化石油ガスを貯蔵するための設備であって、貯槽、バルク貯槽又は容器（バルク容器を含む。）をいう。	液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供給のための設備（船舶内のものを除く。）及びその附属設備をいい、具体的には次のイからニまでに掲げる設備によって構成されるものをいう。 イ　貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーター ロ　イに掲げる設備に準ずる設備（高圧ホース、ピグテール、集合管、対震自動ガス遮断器等であって、貯蔵設備とガスメーターとの間に設けられるものに限る。） ハ　イ、ロに掲げる設備を接続する管（供給管） ニ　イからハまでに掲げる設備に施す屋根、遮へい板及び障壁	液化石油ガスの消費のための設備（供給設備に該当するもの及び船舶内のものを除く。）をいい、ガスメーターを使用する場合（体積による販売）にあってはガスメーターの出口から、ガスメーターを使用しない場合（質量による販売）にあっては容器から、それぞれ燃焼器（附属装置を含む。）に至るまでの設備をいう。具体的には、調整器（質量による販売に限る。）、ゴム管、配管及び燃焼器等配管によって接続されたもの並びに燃焼器の附属装置（排気筒）をいう。

2022/2/17 「液化石油ガス法の基礎」より

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（補足）貯蔵設備、供給設備及び消費設備

貯蔵設備等の用語の解説

供給設備	特定供給設備
液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供給のための設備（船舶内のものを除く。）及びその附属設備をいい、具体的には次のイからニまでに掲げる設備によって構成されるものをいう。 イ　貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーター ロ　イに掲げる設備に準ずる設備（高圧ホース、ピグテール、集合管、対震自動ガス遮断器等であって、貯蔵設備とガスメーターとの間に設けられるものに限る。） ハ　イ、ロに掲げる設備を接続する管（供給管） ニ　イからハまでに掲げる設備に施す屋根、遮へい板及び障壁 （規則第３条）	特定供給設備の範囲は、貯蔵設備、気化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。）並びにこれらに準ずる設備並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁 （規則第２２条第１項）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

（補足）

供給設備、消費設備の区分

特定供給設備の場合

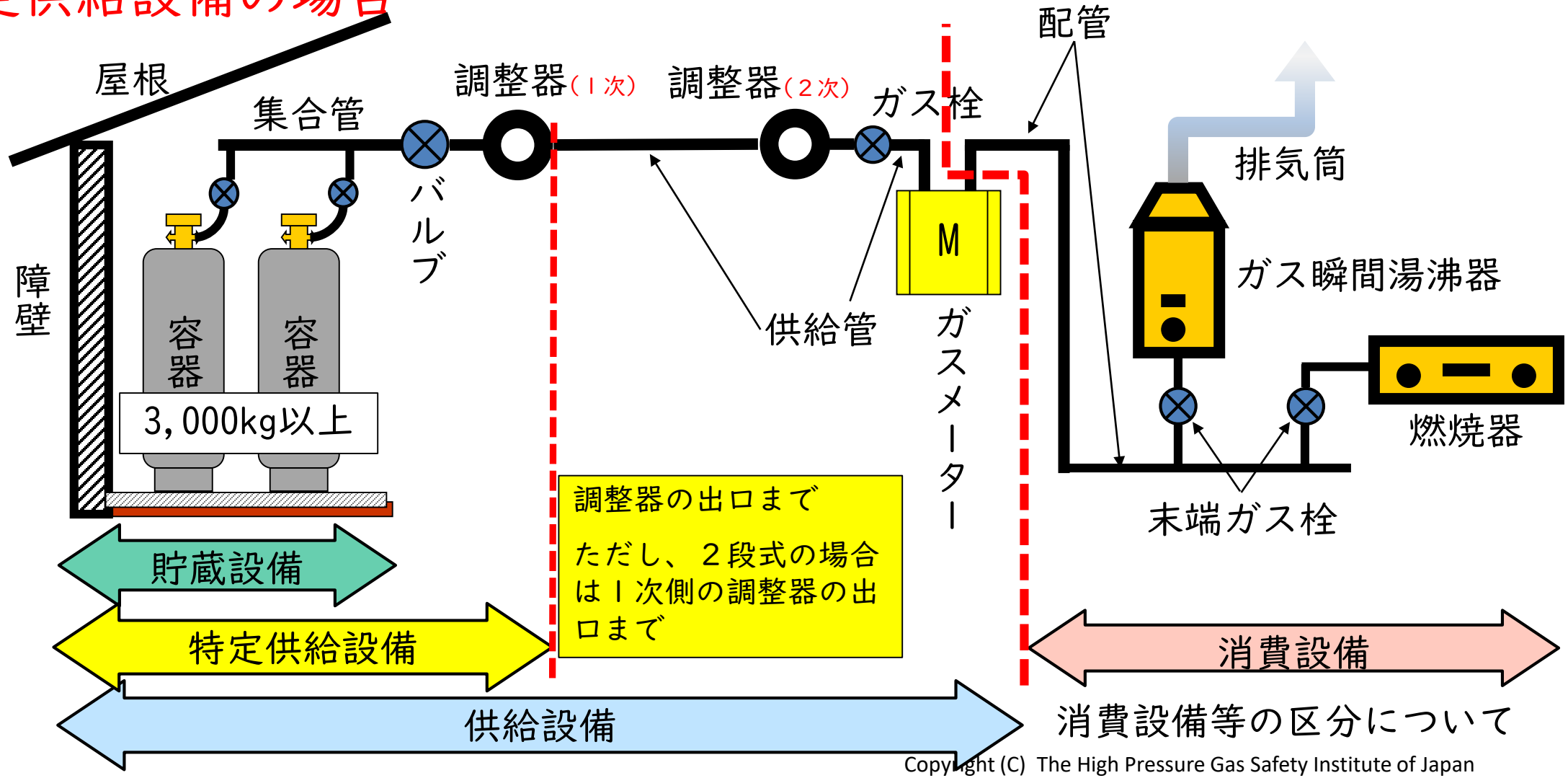

消費設備等の区分について

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P161

【概要】

・特定供給設備を設置しようとする場合の手続き（新規許可）

特定供給設備の設置（容器によるもの、１基３トン未満のバルク貯槽によるもの）

・登録後に必要に応じて行うもの

特定供給設備の変更

・廃止するとき行うもの

特定供給設備の廃止

貯槽による場合及び１基３トン以上のバルク貯槽による場合については、このマニュアルではご案内しておりません。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

6　特定供給設備の申請・届出等の手続き

P161

Ⅰ．特定供給設備の申請・届出等の手続き一覧表

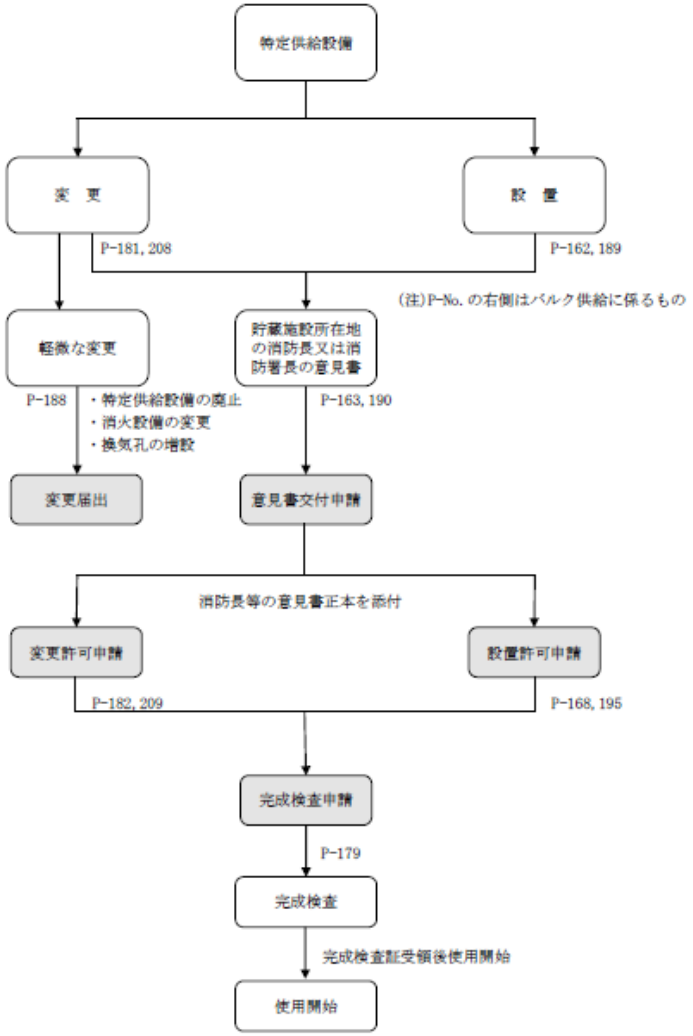

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

１．特定供給設備設置

P162

（ポイント）

①次の各号の一に該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

１　第１６条第１項の経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設を設置しようとする者

２　特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P162

１．特定供給設備設置

（ポイント）

②許可を受けた販売事業者は、特定供給設備を設置したときは、当該特定供給設備につき、その許可をした都道府県知事が行う関係検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければこれを使用してはならない。

許可 → （設置工事） → （完成） → 完成検査 → （合格） → 使用開始

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

第４章　（特定供給設備の申請・届出等の手続き）

P 160

Ⅰ．特定設備設置許可申請

第４章　特定供給設備の申請・届出等の手続き

目　次

Ⅰ．特定供給設備の申請・届出等の手続き一覧表 …… 161

Ⅱ．特定供給設備の申請・届出等の手続き要領 …… 162
1．特定供給設備の設置 …… 162
1-1 特定供給設備の設置に係る法令 …… 162
1-2 特定供給設備の設置に係る提出書類一覧表 …… 162
1-3 貯蔵施設等設置許可申請書等(特定供給設備(容器設置))の作成例 …… 163

2．特定供給設備の変更 …… 181
2-1 特定供給設備の変更に係る法令 …… 181
2-2 特定供給設備の変更に係る提出書類一覧表 …… 181
2-3 貯蔵施設等変更許可申請書等(特定供給設備(容器設置))の作成例 …… 182

3．バルク特定供給設備の設置 …… 189
3-1 バルク特定供給設備の設置に係る法令 …… 189
3-2 バルク特定供給設備の設置に係る提出書類一覧表 …… 189
3-3 貯蔵施設等設置許可申請書等(特定供給設備(バルク貯槽設置))の作成例 …… 190

4．バルク特定供給設備の変更 …… 208
4-1 バルク特定供給設備の変更に係る法令 …… 208
4-2 バルク特定供給設備の変更に係る提出書類一覧表 …… 208
4-3 貯蔵施設等変更許可申請書等の(特定供給設備(バルク貯槽設置))作成例 …… 209

このマニュアルでは、特定供給設備の設置許可について、容器とバルク供給に分けて記載しています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

6　特定供給設備の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第４章　（特定供給設備の申請・届出等の手続き）

P 195

１．特定設備設置許可申請

P189～バルク特定供給設備について説明します。

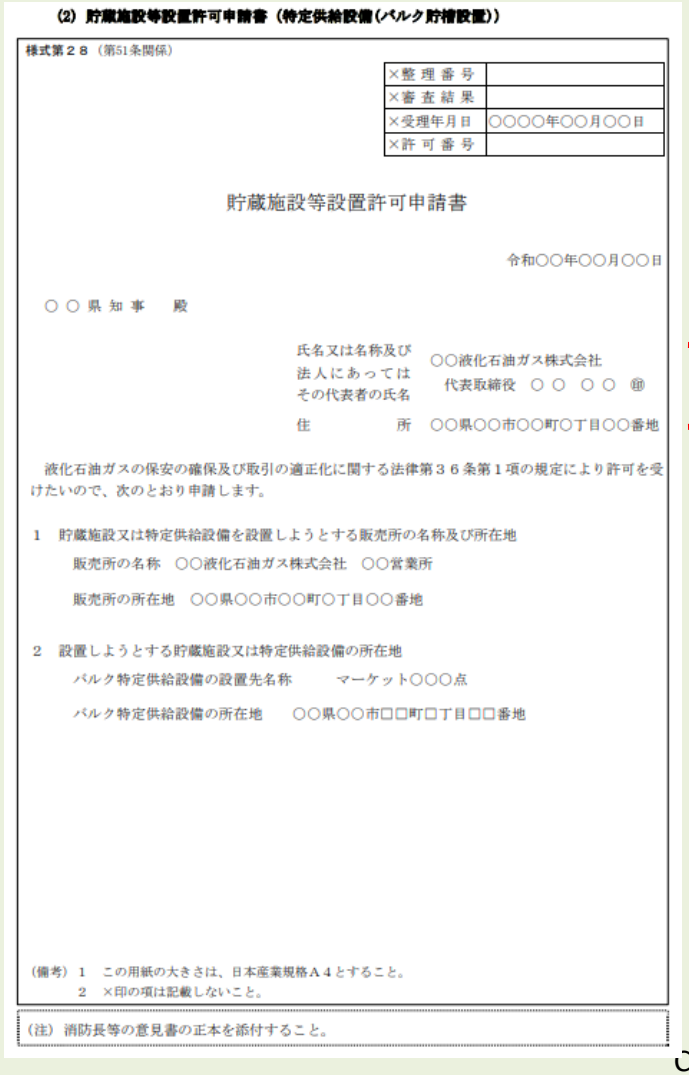

(2) 貯蔵施設等設置許可申請書（特定供給設備（バルク貯槽設置））

様式第２８（第51条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	○○○○年○○月○○日
×許可番号	

貯蔵施設等設置許可申請書

令和○○年○○月○○日

○○県知事　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　○○液化石油ガス株式会社　代表取締役　○○　○○　㊞

住所　○○県○○市○○町○丁目○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３６条第１項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1　貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称　○○液化石油ガス株式会社　○○営業所

販売所の所在地　○○県○○市○○町○丁目○○番地

2　設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

バルク特定供給設備の設置先名称　マーケット○○○点

バルク特定供給設備の所在地　○○県○○市□□町□丁目□□番地

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　×印の項は記載しないこと。

（注）消防長等の意見書の正本を添付すること。

申請者は、液化石油ガス販売事業者となります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

6　特定供給設備の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第４章　（特定供給設備の申請・届出等の手続き）

P 196

１．特定設備設置許可申請

パルク特定供給設備の位置及び構造等の明細書

1．設置の理由
　○○○病院の厨房機器、ボイラー、冷暖房機器（ＧＨＰ）等の消費設備に、貯蔵能力2.9トン型のパルク貯槽による特定供給設備を設置し、液化石油ガスを供給するため。

2．パルク特定供給設備の設置先名称及び所在地
　設置先名称　○○○病院
　所在地　　○○県□□市□□町□丁目□□番地

3．パルク特定供給設備の概要

No.	設備内容	規格及び仕様	設置数	備　考
1	2.9トン型パルク貯槽	内容積　7,231ℓ	1基	地上設置
2	電熱温水加熱式気化装置	100kg/h	1基	
3	圧力調整器	1次側　200kg/h 〃　200kg/h 2次側　200kg/h	1個 1個 2個	気化装置出口に設置 貯槽気相ラインに設置 供給圧力に減圧用
4	ガス漏れ検知警報設備	2点式	1式	貯槽のプロテクター内及び気化装置横に設置
5	付帯配管設備	―――	1式	

4．貯蔵能力
　貯蔵能力の計算
　W＝0.85ｗＶ
　　W：貯蔵能力（kg）
　　ｗ：常用の温度における液化石油ガスの比重 0.473（40℃）
　　（プロパン98%　ブタン２%）
　　Ｖ：パルク貯槽の内容積　7,231ﾘｯﾄﾙ
　∴W＝0.85×0.473×7,231＝2,907kg

5．パルク特定供給設備の技術上の基準に対応する事項
　（液化石油ガス法施行規則第54条各号）
　※号数の網掛け部分は、施行規則第18条、第19条の引用部分を示す。

(1/5)

号	対　応　事　項
第１号	パルク容器の基準‥‥パルク容器は設置しない。
第２号	パルク貯槽の基準
	イ　パルク貯槽の基準適合性 高圧ガス保安法第56条の４第１項で定める「特定設備検査合格証」を有するものを設置する。 （注）　特定設備基準適合証の場合は次の記載とする。 高圧ガス保安法第56条の６の14第２項で定める「特定設備基準適合証」を有するものを設置する。

(2/5)

号	対　応　事　項
第２号	ロ　設備距離 (1)　設備距離 貯蔵能力　2,907 kg(パルク貯槽) × 1 (基) ＝ 2,907 kg

保安物件	設備距離	実測距離	対象物件
第１種保安物件	7.0m（　0m）	150m	○○小学校
第２種保安物件	7.0m（　0m）	35m	民　家

（注）設備距離の（　）内は障壁設置時の距離を示す。

	(2)　設備距離の不足に対する障壁の必要性［ 有・無 ］ ①　材料　―― ②　寸法　（高さ）― cm　（厚さ）― cm ③　配筋　― mm、― mm 鉄筋　間隔（縦）― cm　（横）― cm ④* 先端部分の曲げ［ 有・無 ］ ⑤* エキスパンドルメタルの取付［ 有・無 ］ （材質：JIS G3351(1987)）詳細は添付資料に記載 *「事務連絡（28商ガ安第11号 平成28年6月8日）」により保安距離を短縮できる構造の有無
	(3)　地盤面下に埋設の必要性［ 有・無 ］
	ハ　火気取扱施設距離等 (1)　火気取扱施設の種類　焼 却 炉 (2)　火気取扱施設距離　10.0 m (3)　火気取扱施設距離が５m以上ない場合の障壁‥‥該当しない。 ①　材料　――　（注）３トン以上の場合は８m ②　高さ　― m ③　迂回水平距離　― m
	ニ　消火器 (1)　型式　20型（A5B12C）　6 kg (2)　個数　3 個 (3)　設置場所　パルク貯槽横の収納ボックス内に設置する。
	ホ　規則第19条第３号ハ及び第４号から第６号に対応する事項
第19条第３号	ハ　パルク貯槽は、次の基準に適合するものを設置する。
	(1)　安全弁 バネ式安全弁を設置する。
	(2)　液面計 フロート式液面計を設置する。 液面計には85%表示を朱書 液面は常時電話回線によりガス供給者で監視
	(3)　過充てん防止装置 液受入口に過充てん防止装置を設置する。（最高液面85%）
	(4)　カップリング用液流出防止装置付き液取入弁 セーフティカップリングを取り付けた液取入弁を設置する。

(3/5)

号	対　応　事　項
第19条第３号	(5)　ガス放出防止器付きガス取出弁 ガス放出防止器を取り付けたガス取出弁を設置する。
	(6)　ガス放出防止器付き液取出弁 ガス放出防止器を取り付けた液取出弁を設置する。
	(7)　均圧弁用カップリング 均圧弁にセーフティカップリングを設置する。
	(8)　プロテクター (1)～(7)の機器を保護するためプロテクターを設置する。
	(9)　ＬＰガス、火気厳禁の表示 パルク貯槽の外部から見やすい箇所に「ＬＰガス」「火気厳禁」と朱書する。
	(10)　緊急連絡先の表示 パルク貯槽の外部から見やすい箇所に緊急連絡先を表示する。 緊急連絡先　○○液化石油ガス(株)○○営業所 電話番号000-000-0000
	(11)　腐食防止措置 パルク貯槽は下地処理後、錆止め20μm以上/回、上塗り15μm以上/回の塗装を２回実施する。
第４号	漏えい試験 パルク貯槽は、ガスの漏えいがないものを設置する。
第５号	ガス漏れ検知器 パルク貯槽のプロテクター内にガス漏れ検知器を設置し、電話回線で常時監視するシステムと接続する。
第６号	パルク貯槽と調整器の間の再液化防止措置 気化装置を使用するため該当しない。
第２号	ヘ　規則第19条第３号ニ(1)～(5)の基準に対応する事項
第19条第３号	ニ　地盤面上に設置するパルク貯槽は、次の基準に適合するものとする。
	(1)　パルク貯槽の基礎 基礎は、平坦なコンクリート盤とし、水平、かつ、地盤面から５cm以上高くする。
	(2)　車両接触防止措置 パルク貯槽の周囲は、ガードレール（鉄板）で囲み、車両の接触を防止する。
	(3)　パルク貯槽の固定 パルク貯槽のサドルは、アンカーボルトで基礎と固定する。
	(4)　パルク貯槽の接地 パルク貯槽は、アース棒（10φ×500mm）で大地と電気的に接続する。
	(5)　安全弁の放出管 パルク貯槽の安全弁の放出管は、貯槽頂部から10cm以上の高さで、開口部は上向きとし、先端にレインキャップを取り付ける。

明細書により、許可基準である条項と、その対応状況を確認します。

Copyright (C)　The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

第４章　（特定供給設備の申請・届出等の手続き）

P 199

１．特定設備設置許可申請

(4/5)

号	対　応　事　項
第２号	ト　地盤面下に埋設するパルク貯槽……該当しない。 チ　貯蔵能力が3,000kg以上のパルク貯槽……該当しない。
第３号	第18条第４号から第７号まで、第10号及び第19号から第21号に対応する事項
第18条 第４号	パルク貯槽、気化装置、調整器等の選定 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 別紙－１にパルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠を記載
第５号	腐食、割れ等の欠陥 パルブ、受入・払出配管及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。
第６号	腐食防止措置 パルブ、受入・払出配管及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。
第７号	使用材料 パルブ、受入・払出配管及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。 別紙－２にパルブ、受入・払出配管及び供給管等の材料、耐圧性能、腐食防止措置を記載 別紙－３にパルク貯槽、気化装置、パルブ等に関する添付書類を記載
第10号	漏えい試験 パルブ,受入･払出配管及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。
第19号	気化装置に関する基準 イ　腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。 ロ　耐圧試験　2.7 MPa ハ　加熱方式　電熱温水加熱式 ニ　液流出防止方式　温水温度制御方式による液流出防止 ホ　温水部の凍結防止措置　寒冷地でないため該当しない。
	※　気化装置のメーカー、型式等 (1)　メーカー　○○○(株) (2)　型式　00-0000 (3)　処理能力　100kg/h
第20号	調整器に関する基準
	イ　腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。

(5/5)

号	対　応　事　項
第18条 第20号	ロ　耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。 (1)　２段式減圧用２次側のものを除く調整器 耐圧試験　2.6MPa以上　　気密試験　1.56MPa以上 (2)　２段式減圧用２次側の調整器 耐圧試験　0.8MPa以上　　気密試験　0.15MPa以上
	ハ　調整圧力、閉そく圧力（２段式減圧用１次側のものを除く。） 次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。 (1)　生活用の調整器 調整圧力　2.3kPa以上3.3kPa以下　　閉そく圧力　3.5kPa以下 (2)　生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。
	※　調整器の種類、メーカー、型式等 (1)　種類　２段減圧式分離型 (2)　メーカー　○○○○(株) (3)　型式　１次側（気化装置出口）　00－000－0　２次側　00－000－0 １次側（貯槽気相ライン）　00－000－0 (4)　容量　１次側（気化装置出口）　200kg/h 1個　２次側 200kg/h 2個 １次側（貯槽気相ライン）200kg/h 1個
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置･･･地下室等に供給しない。
第22号	ハ　対震自動ガス遮断器 調整器の１次側と２次側の間の中圧部分に２個設置する。
第４号	供給管に関する基準
	イ　高圧部の耐圧試験 パルク貯槽と調整器（２段式減圧用２次側のものを除く。）の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。
	ロ　中圧部の耐圧試験 ２段式減圧用１次側調整器と２次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。

(注)　対震自動ガス遮断器の設置は、パルク供給に係る特定供給設備（貯蔵設備から調整器まで）の技術上の基準には規定されていないが、供給設備の技術上の基準が適用されるため、対象物件のガスメーターが大型ガスメーターで感震器が組込まれていない場合は、対震自動ガス遮断器を設置する必要がある。（施行規則第18条第22号ハ）
この場合、調整器の１次側と２次側の間の中圧部分に対震自動ガス遮断器を設置することが多いため記載した。

明細書により、許可基準である条項と、その対応状況を確認します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

第４章　（特定供給設備の申請・届出等の手続き）

P 201

１．特定設備設置許可申請

別紙－１

バルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメーターの選定根拠

１．設計条件
(1)　使用貯槽の種類 ・・・・・・・・・・ 7,231㍑（2,907kg）バルク貯槽
(2)　液化石油ガスの規格 ・・・・・・ い号（PP95%以上）
(3)　最大消費数量 ・・・・・・・・・・・・ 80.6kg/h
【最大消費数量算定根拠】
①　温水ボイラー（缶体出力：465kW）
給湯時消費数量　39.4kg/h
②　厨　房
総消費数量　398.8kW＝28.5kg/h　（kWからkg/hへの換算値：1/14）
※ 同時使用率 80%　：28.5kg/h×0.8＝22.8kg/h
③　ＧＨＰ
〈GH-1〉 30HP 67.6kW 1台　＝　4.83kg/h×1＝4.83kg/h
〈GH-2〉 25HP 51.2kW 2台　＝　3.66kg/h×2＝7.32kg/h
〈GH-3〉 20HP 43.3kW 2台　＝　3.09kg/h×2＝6.18kg/h
合計 18.33kg/h
※ 同時使用率 100%　（≒18.4 kg/h）

∴最大消費数量＝①＋②＋③＝39.4＋22.8＋18.4＝80.6kg/h

２．ローリ充てん周期

$$\frac{\text{貯槽貯蔵量} \times 2/3}{\text{最大消費数量} \times \text{平均稼働時間}} = \frac{2{,}907 \times 2/3}{80.6 \times 5} = 4.8 \text{ 日}$$

３．気化装置の選定
最大消費数量×1.2＝80.6kg/h×1.2＝96.7kg/h ・・・・ 100kg/h 採用

４．調整器の選定
最大消費数量×1.5＝80.6kg/h×1.5＝120.9kg/h ・・・・ １次側 200kg/h　１個 採用
２次側 200kg/h　２個 採用

５．ガスメーターの選定
最大消費数量×0.482×1.2＝80.6kg/h×0.482×1.2＝46.6m³/h ・・・・ 65m³/h 採用
（kg/hからm³/hへの換算値：0.482）

別紙－２

バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料、耐圧性能及び腐食防止措置

名　称	材料及び規格	耐圧性能	腐食防止措置
高圧バルブ	ダクタイル鉄鋳造品 FCD-S	2.7 MPa	防錆塗装施工
高圧バルブ	鍛造用黄銅　JIS H 3250 C3771BE	3.1 MPa 4.0 MPa	------
中圧バルブ	ダクタイル鉄鋳造品 FCD-S	2.4 MPa	防錆塗装施工
中圧バルブ	鍛造用黄銅　JIS H 3250 C3771BE	3.1 MPa 4.0 MPa	------
低圧バルブ	ダクタイル鉄鋳造品 FCD-S	2.4 MPa	防錆塗装施工
低圧バルブ	鍛造用黄銅　JIS H 3250 C3771BE	4.0 MPa	------
１次側調整器	ダクタイル鉄鋳造品 FCD-S	2.7 MPa	防錆塗装施工
２次側調整器	ダクタイル鉄鋳造品 FCD-S	0.8 MPa	同上
高圧配管（受入、払出）	圧力配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3454 STPG370 SCH40	2.7 MPa	同上
中圧配管（１次～２次）	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452 SGP	0.8 MPa	同上
低圧配管（供給管）	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452 SGP	0.8 MPa	同上
高圧フレキシブルホース	SUS304	4.0 MPa	------

別紙－３

バルク貯槽、気化装置、バルブ等に関する添付書類

１．２．９ｔバルク貯槽	仕様書 強度計算書 組立図
２．気化装置	仕様書 強度計算書 組立図
３．ガス放出防止器	強度計算書 組立図
４．フランジ型ボールバルブ	強度計算書 組立図
５．フランジ型ストレーナー	強度計算書 組立図
６．ブロー弁	強度計算書 組立図
７．ネジ込み型ストップ弁	強度計算書 組立図
８．２段式１次側圧力調整器	強度計算書 組立図 流量性能曲線
９．２段式２次側圧力調整器	強度計算書 組立図 流量性能曲線
10．供給管	強度計算書
11．フレキシブルメタルホース	強度計算書 寸法図
12．ＬＰガス検知警報器	仕様書 寸法図
13．対震自動ガス遮断弁	強度計算書 組立図
14．圧力計	仕様書

さらに技術上の基準への適合状況について、詳細な資料により確認します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

第４章　（特定供給設備の申請・届出等の手続き）

P 204

１．特定設備設置許可申請

特定供給設備の位置を示す案内図

特定供給設備の設置先名称		特定供給設備の所在地
○○○病院		○○県□□市□□町□丁目□□番地
電話番号	000-000-0000	○○駅より ○ Km　目標物件 ○○小学校

５万分の１*の地図を貼付し最寄駅等より特定供給設備への経路、位置を明示
（*地図の縮尺は５万分の１を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。）

特定供給設備の付近の状況見取図

特定供給設備の設置先名称	特定供給設備の所在地
○○○病院	○○県□□市□□町□丁目□□番地

貯蔵能力	2,907 kg	設備距離	実測距離	対象物件
第１種保安物件までの距離		7.0 m（　0 m）	m	病院の建物
第２種保安物件までの距離		7.0 m（　0 m）	m	民家
火気取扱施設までの　距離		5 m	m	ＧＨＰ室外機

（ ）内は障壁設置時の距離

案内図、付近の状況見取図により、設置場所や付近の保安物件等の状況を確認します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

P 206

１．特定設備設置許可申請

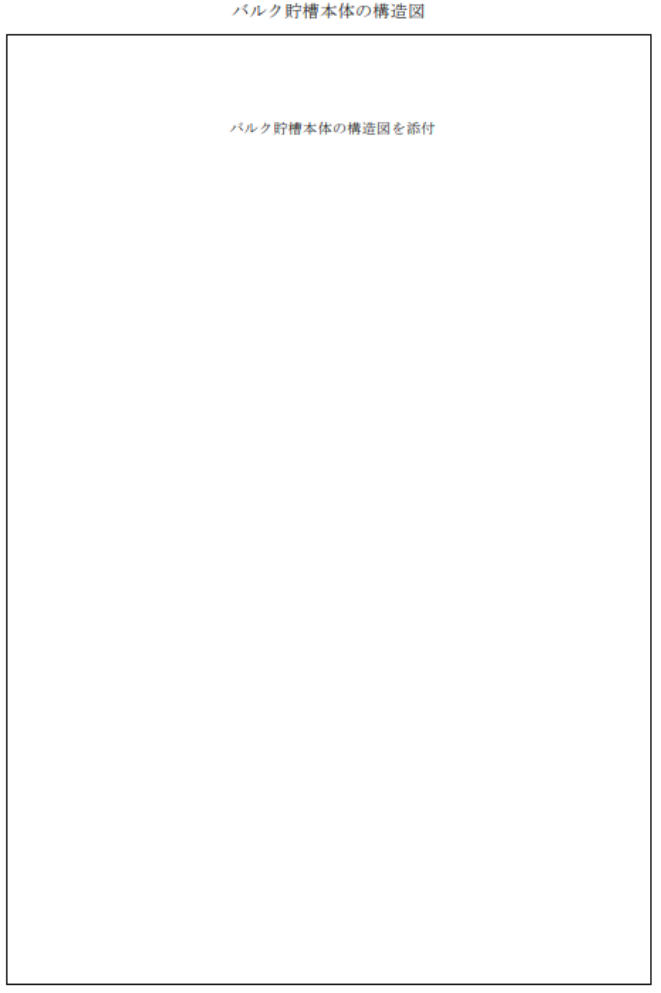

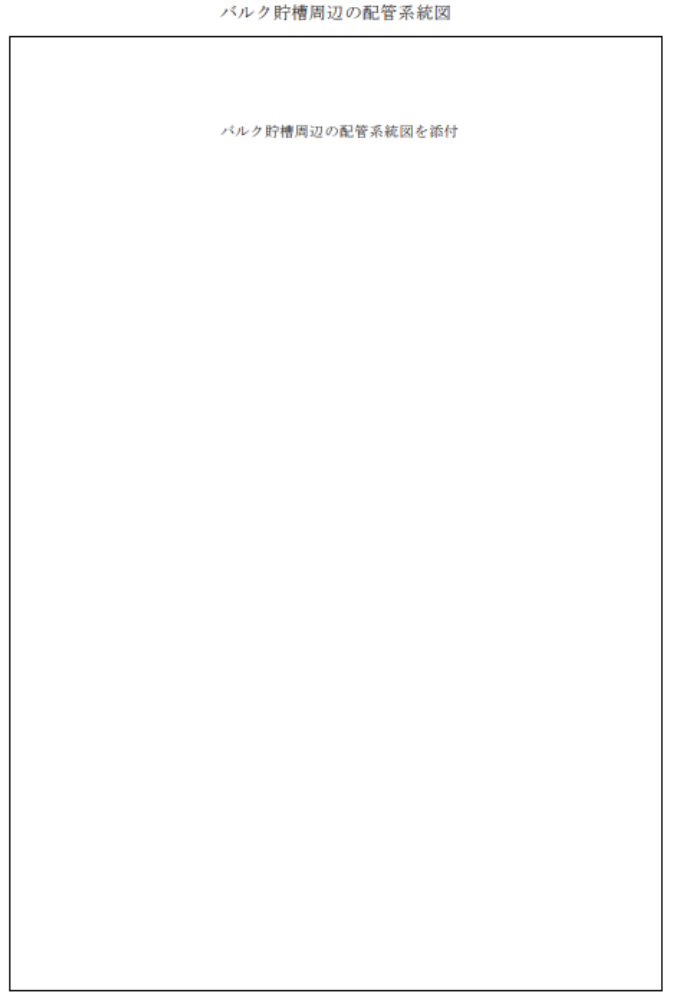

バルク供給の場合、バルク貯槽の本体の構造図、周辺の配管系統図により、バルク貯槽の構造、配管系統を確認します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P181

２．特定供給設備の変更（ポイント）

①特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときはその許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。（撤去その他軽微な変更を除く。）

「変更」に同一材料での屋根のふきかえや同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まれない。（通達）

②撤去その他軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした都道府県知事に届け出なければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P189

３．バルク特定供給設備の設置

（ポイント）

・特定供給設備となる貯蔵量は、容器のみのものは３，０００ｋｇ以上、貯槽又はバルク貯槽が含まれるものは１，０００ｋｇ以上となります。

・容器による特定供給設備と技術基準の内容が異なります。（その他手続きは同じです。）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P208

４．バルク特定供給設備の変更（ポイント）

①特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときはその許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。（撤去その他軽微な変更を除く。）

「変更」に同一材料での屋根のふきかえや同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まれない。（通達）

②撤去その他軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした都道府県知事に届け出なければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

ＬＰ法申請手続等マニュアル

第５章

（充てん設備の申請・届出等の手続き）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

【充てん設備】

・バルク貯槽によりLPガスを供給している一般消費者等に対し、いわゆる軒先充てんを行うための設備

・当該設備により、一般消費者等のバルク貯槽へ充てんする場合はLP法の許可（充てん設備）、工業用等顧客のバルク貯槽へ充てんする場合は高圧ガス保安法の許可（移動式製造設備）が必要

・充てん事業者が、充てんの際に合わせて保安業務を行う場合は、第２章の保安機関としての認定必要

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

P219

【概要】

・充てん設備を設置しようとする場合の手続き（新規許可）

充てん設備の設置

・許可後に必要に応じて行うもの、定期的に行うもの

充てん設備の変更、保安検査、充てん事業報告など

・廃止するとき行うもの

充てん設備の廃止

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

7　充てん設備の申請・届出等の手続き

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

P219

Ⅰ．充てん設備の申請・届出等の手続き一覧表

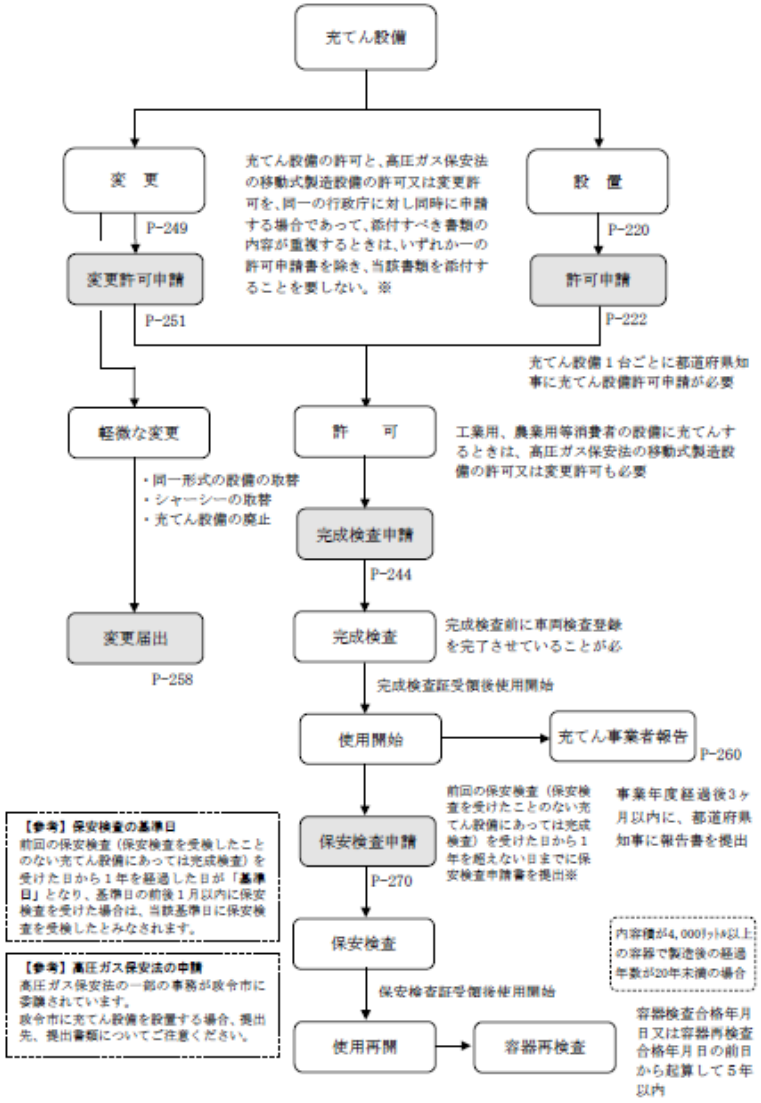

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P220

Ⅰ．充てん設備の設置

（ポイント）

①供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備（充てん設備）ごとに、その経済産業省令で定める所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P220

１．充てん設備の設置

（ポイント）

②変更及び完成検査について、貯蔵施設の基準を準用

③定期に都道府県知事が実施する保安検査を受けなければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

P 220

１．充てん設備の設置許可申請

1-2 充てん設備の設置等に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令 液石法規則	関係法令 様式	宛先 知事	頁 No.
１．充てん設備許可申請書	63	35	○	222
①　充てん計画書	63-2-1	—	○	223
別紙－１　各規則対応事項	63-2-1	—	○	225
別紙－２　充てん設備の設備、装置等に関する書類	63-2-1	—	○	239
別紙－３　機器一覧表	63-2-1	—	○	—
②　充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図	63-2-2	—	○	242
③　充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図	63-2-2	—	○	243
④　充てん作業者講習修了証の写し（再講習欄を含む。）	—	—	○	—
⑤　法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）	—	—	○	—
⑥　添付を省略した書類の一覧表	—	—	○	244
２．充てん設備完成検査申請書	68-1	38	○	245
３．充てん設備完成検査受検届書	69-2	40	○	246
４．充てん設備保安検査申請書	81-2	44	○	247
５．充てん設備保安検査受検届書	82-2	46	○	248

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

P 222

１．充てん設備の設置許可申請

(1) 充てん設備許可申請書

様式第３５（第63条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年　月　日
×許可番号	

充てん設備許可申請書

令和○○年○○月○○日

○○県知事　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　○○液化石油ガス株式会社　代表取締役　○○　○○　㊞

住所　○○県○○市○○町○丁目○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３７条の４第１項の規定により、許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1　充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称　○○液化石油ガス株式会社　○○営業所
本拠の所在地　○○県○○市□□町□丁目□□番地

2　充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

貯蔵設備の記号・番号　□□○○○○
貯蔵設備の貯蔵能力　2,300kg

（備考）1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　×印の項は記載しないこと。

充　て　ん　計　画　書

1．充てんする液化石油ガスの成分
プロパンを主成分とする液化石油ガス（プロパン95～97%・その他はプロピレン・ブタン等）

2．充てんの目的
充てん設備（新パルクローリ）を設置し、一般消費者等の消費先にパルク供給方式による液化石油ガスの供給を行うことを目的とする。

3．充てんの方法
当社の２次基地から充てん設備に液化石油ガスを受け入れ、消費先のパルク貯槽、パルク容器等に充てん設備から液化石油ガスを直接充てんする。

4．貯蔵能力

事業所貯蔵能力一覧表

車両番号	○○800 あ11-11		第１種製造施設 総　計	合　計
型　式	新パルクローリ			
容器番号	○○○○			
貯蔵容量(　)	5,373ℓ			
公称重量(t)	2.3t			
充てん定数	2.33			
法定最大貯蔵量(t)	2.30t			2.30t

貯蔵能力計算式
G＝V／C　V：容器の内容積の数値（ℓ）
○○800あ11-11　C：充てん定数（2.33）
G＝5,373ℓ／2.33＝2,306kg≒2.30t
（注）事業所の全車両の貯蔵能力及び第１種製造施設（定置式製造施設）の総計を記載
（充てん設備の増設の場合は、増設の前後の貯蔵量がわかるようにする。）

5．充てん設備の概要

No.	設　備	型　式	能　力	設計圧力	耐圧試験圧　力	気密試験圧　力	メーカ
1	容　器	横置円筒型	2,300kg	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	○○○○(株)
2	液送ポンプ	000-0000	135ℓ/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	○○○○(株)
3	流量計	00-00-00	75kg/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	○○○○(株)
4	振動検知器	ﾊﾞｲﾌﾞﾛｽｲｯﾁ	----	----	----	----	○○○○(株)
5	ガス検知器	00-00-00	1点式	----	----	----	○○○○(株)

6．各規則対応事項
該当する規則に対する対応事項を記載する。（別紙－１）
(1) 規則第64条第１項（充てん設備の技術上の基準）及びパルク供給・充てん設備告示に対応する事項
(2) 規則第72条（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）に対応する事項
(3) 高圧ガス保守法液化石油ガス保安規則第48条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）に対応する事項

7．充てん作業者講習修了者名簿

整理番号	氏　名	資格取得年月日	修了証番号	備　考
1	○○　○○	元号○○年○○月○○日	○○○第○○号	
2	□□　□□	元号□□年□□月□□日	□□□第□□号	
3		日付は、和暦とすること。		
4				

（注）充てん作業者講習修了証の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

別紙－１　各規則対応事項

別紙－２　充てん設備の設備、装置等に関する添付書類
（設備、装置等の強度計算書及び図面等を添付）

別紙－３　機器一覧表（記載　略）

申請書に、充てん計画書が添付されます。充てん設備の概要を確認します。（規則への対応等は別紙としています。）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

P 225

1．充てん設備の設置許可申請

別紙－１　各規則対応事項

（1）液石法施行規則第 64 条第１項（充てん設備の技術上の基準）及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項

(1/10)

液石法施行規則第 64 条第１項		バルク供給・充てん設備告示 第 121 号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	——
第１号	貯蔵設備は、容器であること。	－	――	・容器検査合格品の容器を使用します。
第２号	液化石油ガスの通る部分（容器及び高圧ガス保安法第 49 条の２第１項の附属品を除く。以下この条において同じ。）は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものであること。	第 17 条	（液化石油ガスの通る部分の耐圧試験） 規則第 64 条第１項第２号の液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該耐圧試験に合格したものとみなす。	・高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。 ・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する耐圧試験成績書を提出します。 ・液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、常用の圧力の 1.5 倍以上の水圧により行い、異常がないことを確認します。 設計圧力：2.1MPa 耐圧試験圧力：3.5MPa
		第１号	常用の圧力の 1.5 倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異常がないことを確認すること。	
		第２号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
第３号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。	第 18 条	（液化石油ガスの通る部分の気密試験） 規則第 64 条第１項第３号の液化石油ガスの通る部分の気密試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該気密試験に合格したものとみなす。	・高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。 ・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する気密試験成績書を提出します。 ・液化石油ガスの通る部分の気密試験は、常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、規定圧力を 10 分間以上保持し、漏えいがないことを確認すること。 ・当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。 ・検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該液化石油ガスの通る部分によって貯蔵又は処理されるガスを使用して気密試験を行うことができる。
		第１号	常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、規定圧力を 10 分間以上保持し、漏えいがないことを確認すること。	
		第２号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
		第３号	検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該液化石油ガスの通る部分によって貯蔵又は処理されるガスを使用して気密試験を行うことができる。	検査時に確認します ・気密試験圧力：2.1MPa
第４号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定める肉厚を有するものであること。	第 19 条	（液化石油ガスの通る部分の肉厚） 規則第 64 条第１項第４号の液化石油ガスの通る部分の肉厚は、次に定めるところにより算定するものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該肉厚を有するものとみなす。	・高圧ガス設備品及び認定品は十分な強度を有するものを使用します。

(2/10)

液石法施行規則第 64 条第１項		バルク供給・充てん設備告示 第 121 号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	——
		第１号	液化石油ガスの通る部分の肉厚の算定については、特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第４号）第 12 条及び第 14 条の規定を準用する。この場合において、「設計圧力」とあるのは「常用の圧力」と読み替えるものとする。	・高圧ガス設備品及び認定品以外のホースリール、安全継手、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ肉厚算定の強度計算書を添付します。
		第２号	前号の算定方法が適用できないものにあっては、次のいずれかの方法によりその強度を確認することをもって肉厚の算定に代えることができる。 イ　型式ごとに水圧による加圧試験を行い、常用の圧力の４倍の圧力に、常用の温度における材料の許容引張応力に対する加圧試験の温度における材料の許容引張応力の比を乗じて得られる値以上の圧力で破壊を生じないものであること。 ロ　型式ごとに抵抗線ひずみ計による応力の測定を行い、常用の圧力において生ずる応力（穴、ねじ谷等に生じる局部応力を除く。）が、常用の温度における材料の許容引張応力以下であること	・充てんホース、均圧ホース、フレキシブルホースについては、型式ごとに、常用の圧力の４倍の耐圧試験に合格した旨の成績書を提出します。
第５号	充てんのためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止を行うスイッチは、遠隔操作ができるものであること。	－	――	・軸シールのない構造のポンプを使用し、遠隔操作で起動及び停止ができます。
第６号	充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない構造であること。	－	――	・発電機は設置しません。
第７号	充てんホースは、日本産業規格 K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとすること。	－	――	・充てんホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。
第８号	充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。	第 20 条	（安全継手の設置等） 規則第 64 条第１項第８号及び第 10 号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てんホースには、安全継手を設けます。
		第１号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第２号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を０パスカルとして、530 ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離えし、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	・安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。
		第３号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から 60 センチメートル以内の位置に設けること。	・安全継手は、充てんホースの先端から 60cm 以内の位置に設けます。

(3/10)

液石法施行規則第 64 条第１項		バルク供給・充てん設備告示 第 121 号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	——
第９号	充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。	第 21 条	（カップリング用液流出防止装置の設置等） 規則第 64 条第１項第９号のカップリング用液流出防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てんホースには、カップリング用液流出防止装置を設けます。（呼び径：3/4B）
		第１号	カップリング用液流出防止装置は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・カップリング用液流出防止装置は、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第２号	カップリング用液流出防止装置は、容易に切り離すことができるものであること。	
		第３号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに作動試験を行い、１万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第４号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを 10 回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、液体状態に換算して 50 立方センチメートル以下であること。	
		第５号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとにキャップを装着して、バルブを開とし、１メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第６号	カップリング用液流出防止装置は、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
		第７号	カップリング用液流出防止装置の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ　製造事業者の名称又は記号 ロ　製造番号 ハ　製造年月 ニ　呼び径	
第 10 号	均圧ホースを取り付ける場合にあっては、当該均圧ホースは、日本産業規格 K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。	第 20 条	（安全継手の設置等） 規則第64条第１項第８号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・均圧ホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。 ・均圧ホースには、安全継手及び脱着用のカップリングを設けます。
		第１号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第２号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を０パスカルとして、530 ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	・安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。

充てん計画書別紙とされている各規則対応事項を確認します。
規則、バルク告示の内容、対応事項の順に記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

１．充てん設備の設置許可申請

P 228

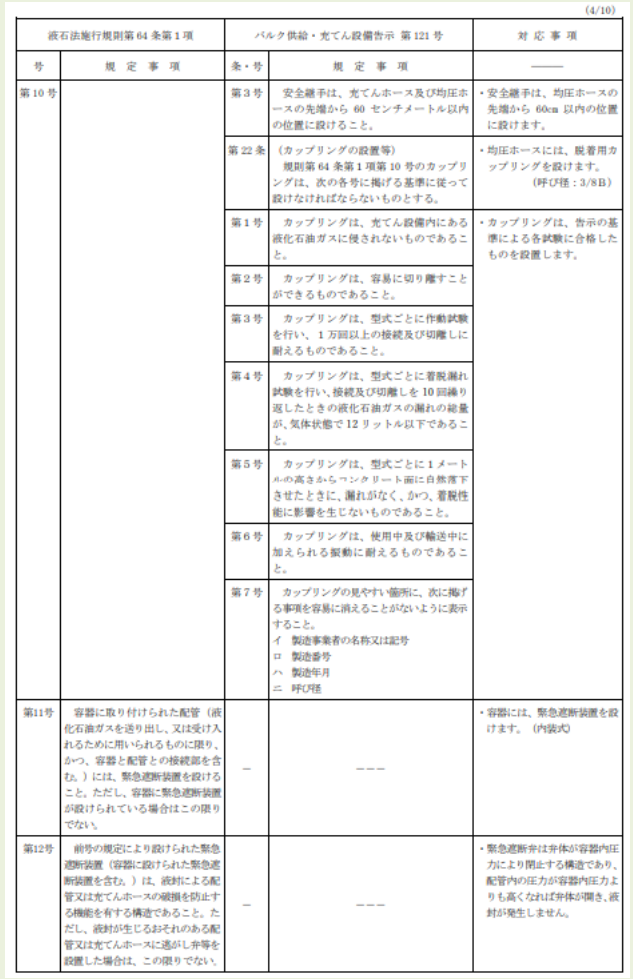

(4/10)

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	——
第10号		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	・安全継手は、均圧ホースの先端から60cm以内の位置に設けます。
		第22条	（カップリングの設置等） 規則第64条第1項第10号のカップリングは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・均圧ホースには、脱着用カップリングを設けます。 （呼び径：3/8B）
		第1号	カップリングは、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・カップリングは、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第2号	カップリングは、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリングは、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリングは、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、気体状態で12リットル以下であること。	
		第5号	カップリングは、型式ごとに1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリングは、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
		第7号	カップリングの見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ　製造事業者の名称又は記号 ロ　製造番号 ハ　製造年月 ニ　呼び径	
第11号	容器に取り付けられた配管（液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、容器と配管との接続部を含む。）には、緊急遮断装置を設けること。ただし、容器に緊急遮断装置が設けられている場合はこの限りでない。	－	―――	・容器には、緊急遮断装置を設けます。（内装式）
第12号	前号の規定により設けられた緊急遮断装置（容器に設けられた緊急遮断装置を含む。）は、波封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。ただし、波封が生じるおそれのある配管又は充てんホースに逃がし弁等を設置した場合は、この限りでない。	－	―――	・緊急遮断弁は弁体が容器内圧力により閉止する構造であり、配管内の圧力が容器内圧力よりも高くなれば弁体が開き、波封が発生しません。

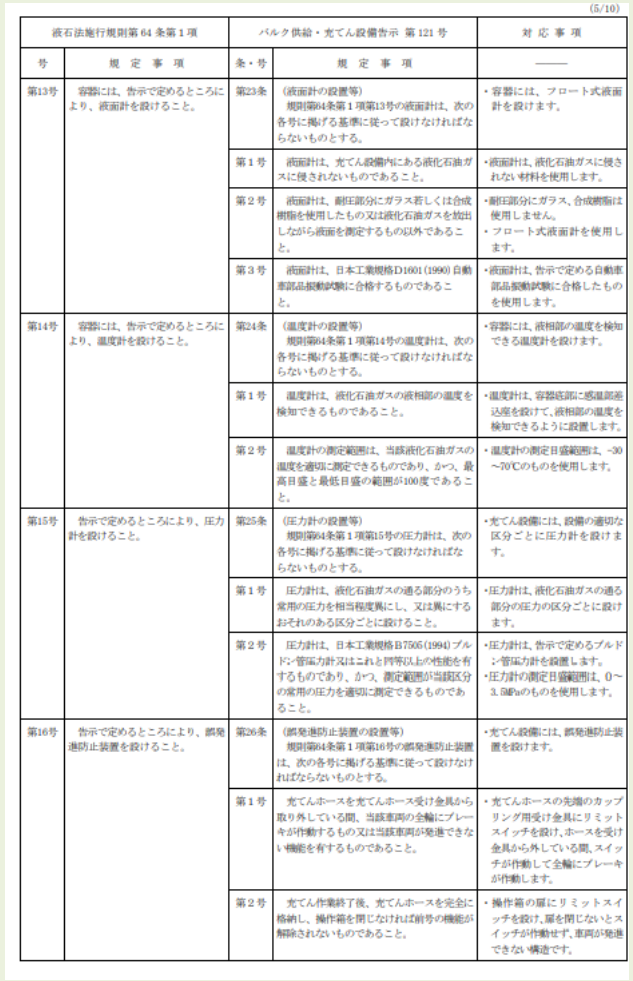

(5/10)

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	——
第13号	容器には、告示で定めるところにより、液面計を設けること。	第23条	（液面計の設置等） 規則第64条第1項第13号の液面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・容器には、フロート式液面計を設けます。
		第1号	液面計は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・液面計は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第2号	液面計は、副圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するもの以外であること。	・副圧部分にガラス、合成樹脂は使用しません。 ・フロート式液面計を使用します。
		第3号	液面計は、日本工業規格D1601(1990)自動車部品振動試験に合格するものであること。	・液面計は、告示で定める自動車部品振動試験に合格したものを使用します。
第14号	容器には、告示で定めるところにより、温度計を設けること。	第24条	（温度計の設置等） 規則第64条第1項第14号の温度計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設けます。
		第1号	温度計は、液化石油ガスの液相部の温度を検知できるものであること。	・温度計は、容器底部に感温部差込座を設けて、液相部の温度を検知できるように設置します。
		第2号	温度計の測定範囲は、当該液化石油ガスの温度を適切に測定できるものであり、かつ、最高目盛と最低目盛の範囲が100度であること。	・温度計の測定目盛範囲は、-30～70℃のものを使用します。
第15号	告示で定めるところにより、圧力計を設けること。	第25条	（圧力計の設置等） 規則第64条第1項第15号の圧力計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てん設備には、設備の適切な区分ごとに圧力計を設けます。
		第1号	圧力計は、液化石油ガスの通る部分のうち常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分ごとに設けること。	・圧力計は、液化石油ガスの通る部分の圧力の区分ごとに設けます。
		第2号	圧力計は、日本工業規格B7505(1994)ブルドン管圧力計又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該区分の常用の圧力を適切に測定できるものであること。	・圧力計は、告示で定めるブルドン管圧力計を設置します。 ・圧力計の測定目盛範囲は、0～3.5MPaのものを使用します。
第16号	告示で定めるところにより、誤発進防止装置を設けること。	第26条	（誤発進防止装置の設置等） 規則第64条第1項第16号の誤発進防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てん設備には、誤発進防止装置を設けます。
		第1号	充てんホースを充てんホース受け金具から取り外している間、当該車両の全輪にブレーキが作動するもの又は当該車両が発進できない機能を有するものであること。	・充てんホースの先端のカップリング用受け金具にリミットスイッチを設け、ホースを受け金具から外している間、スイッチが作動して全輪にブレーキが作動します。
		第2号	充てん作業終了後、充てんホースを完全に格納し、操作箱を閉じなければ前号の機能が解除されないものであること。	・操作箱の扉にリミットスイッチを設け、扉を閉じないとスイッチが作動せず、車両が発進できない構造です。

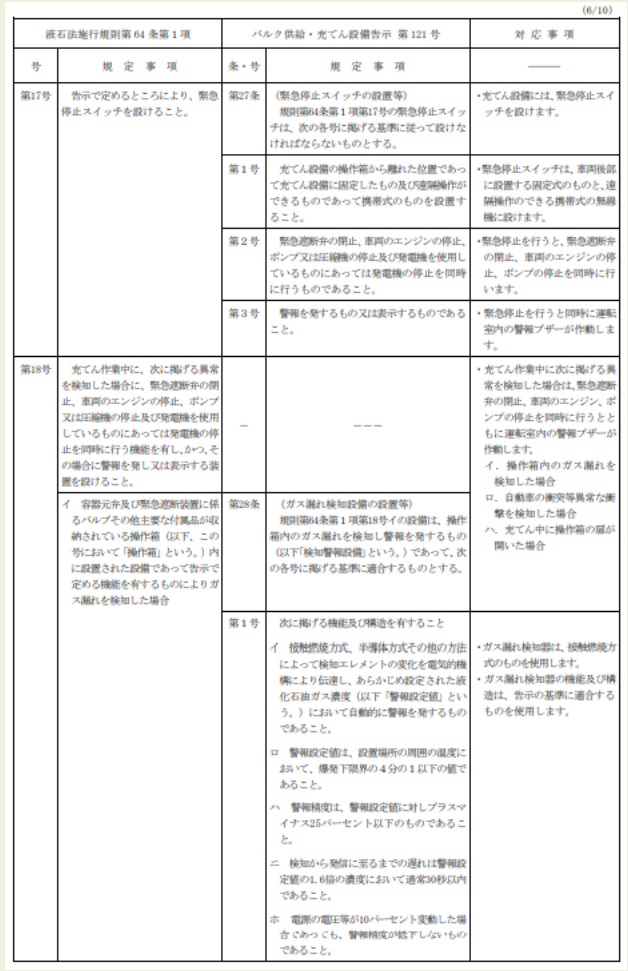

(6/10)

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	——
第17号	告示で定めるところにより、緊急停止スイッチを設けること。	第27条	（緊急停止スイッチの設置等） 規則第64条第1項第17号の緊急停止スイッチは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てん設備には、緊急停止スイッチを設けます。
		第1号	充てん設備の操作箱から離れた位置であって充てん設備に固定したもの及び遠隔操作ができるものであって携帯式のものを設置すること。	・緊急停止スイッチは、車両後部に設置する固定式のものと、遠隔操作のできる携帯式の無線機に設けます。
		第2号	緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあっては発電機の停止を同時に行うものであること。	・緊急停止を行うと、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を同時に行います。
		第3号	警報を発するもの又は表示するものであること。	・緊急停止を行うと同時に運転室内の警報ブザーが作動します。
第18号	充てん作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあっては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。	－	―――	・充てん作業中に次に掲げる異常を検知した場合は、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン、ポンプの停止を同時に行うとともに運転室内の警報ブザーが作動します。 イ．操作箱内のガス漏れを検知した場合 ロ．自動車の衝突等異常な衝撃を検知した場合 ハ．充てん中に操作箱の扉が開いた場合
	イ　容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な付属品が収納されている操作箱（以下、この号において「操作箱」という。）内に設置された設備であって告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合	第28条	（ガス漏れ検知設備の設置等） 規則第64条第1項第18号イの設備は、操作箱内のガス漏れを検知し警報を発するもの（以下「検知警報設備」という。）であって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。	
		第1号	次に掲げる機能及び構造を有すること イ　接触燃焼方式、半導体方式その他の方法によって検知エレメントの変化を電気的機構により伝達し、あらかじめ設定された液化石油ガス濃度（以下「警報設定値」という。）において自動的に警報を発するものであること。 ロ　警報設定値は、設置場所の周囲の温度において、爆発下限界の4分の1以下の値であること。 ハ　警報精度は、警報設定値に対しプラスマイナス25パーセント以下のものであること。 ニ　検知から発信に至るまでの遅れは警報設定値の1.6倍の濃度において通常30秒以内であること。 ホ　電源の電圧等が10パーセント変動した場合であっても、警報精度が低下しないものであること。	・ガス漏れ検知器は、接触燃焼方式のものを使用します。 ・ガス漏れ検知器の機能及び構造は、告示の基準に適合するものを使用します。

充てん計画書別紙とされている各規則対応事項を確認します。
規則、バルク告示の内容、対応事項の順に記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

P 231

1．充てん設備の設置許可申請

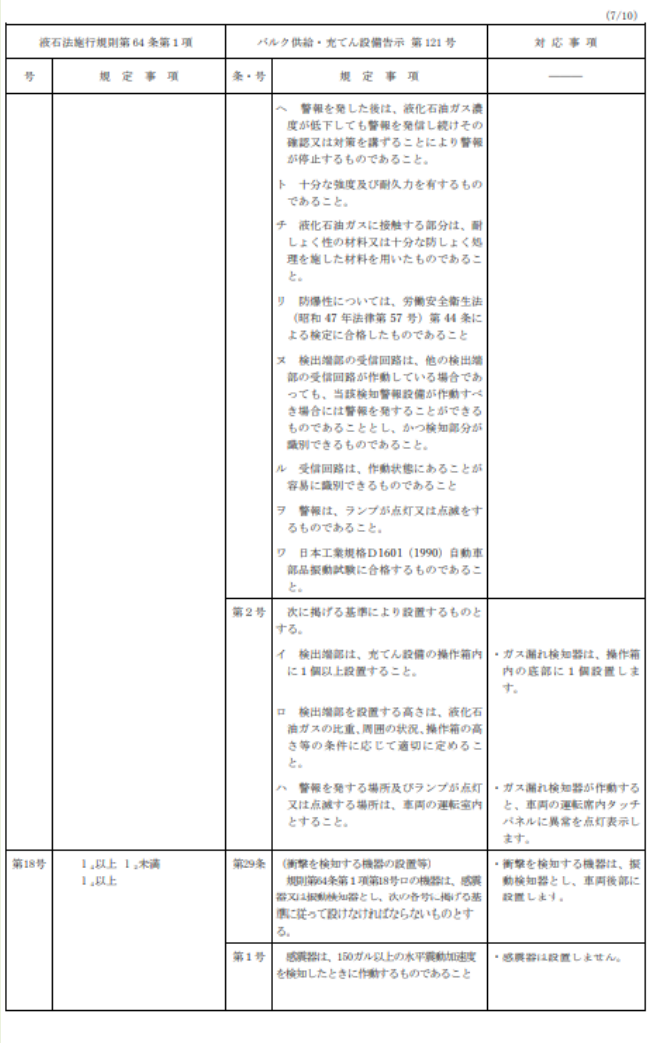

(7/10)

液石法施行規則第 64 条第１項		バルク供給・充てん設備告示 第 121 号		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	——
			ヘ　警報を発した後は、液化石油ガス濃度が低下しても警報を発信し続けその確認又は対策を講ずることにより警報が停止するものであること。 ト　十分な強度及び耐久力を有するものであること。 チ　液化石油ガスに接触する部分は、耐しよく性の材料又は十分な防しよく処理を施した材料を用いたものであること。 リ　防爆性については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 44 条による検定に合格したものであること ヌ　検出端部の受信回路は、他の検出端部の受信回路が作動している場合であっても、当該検知警報設備が作動すべき場合には警報を発することができるものであることとし、かつ検知部分が識別できるものであること。 ル　受信回路は、作動状態にあることが容易に識別できるものであること ヲ　警報は、ランプが点灯又は点滅をするものであること。 ワ　日本工業規格D1601（1990）自動車部品振動試験に合格するものであること。	
		第２号	次に掲げる基準により設置するものとする。 イ　検出端部は、充てん設備の操作箱内に１個以上設置すること。 ロ　検出端部を設置する高さは、液化石油ガスの比重、周囲の状況、操作箱の高さ等の条件に応じて適切に定めること。 ハ　警報を発する場所及びランプが点灯又は点滅する場所は、車両の運転室内とすること。	・ガス漏れ検知器は、操作箱内の底部に１個設置します。 ・ガス漏れ検知器が作動すると、車両の運転席内タッチパネルに異常を点灯表示します。
第18号	l_1以上 l_4未満 l_1以上	第29条	（衝撃を検知する機器の設置等） 期則第64条第１項第18号ロの機器は、感震器又は振動検知器とし、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・衝撃を検知する機器は、振動検知器とし、車両後部に設置します。
		第１号	感震器は、150ガル以上の水平震動加速度を検知したときに作動するものであること	・感震器は設置しません。

(8/10)

液石法施行規則第 64 条第１項		バルク供給・充てん設備告示 第 121 号		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	——
		第２号	振動検知器は、100 メートル毎秒毎秒以上の振動加速度を検知したときに作動するものであること。	・振動検知器は、99m/s^{2}の振動加速度を検知して作動するものを使用します。
		第３号	感震器又は振動検知器は、充てん設備の操作箱内又は車両後部に１個以上設置すること。	・振動検知器は、車両後部に１個設置します。
		第４号	感震器又は振動検知器を充てん設備の操作箱内に設置する場合の防爆性については、労働安全衛生法第44条による検定に合格したものであること。	・振動検知器は、操作箱内に設置しません。
		第５号	感震器又は振動検知器は、日本工業規格D 1601(1990) 自動車部品振動試験に合格するものであること。	・振動検知器は、告示で定める自動車部品振動試験に合格したものを使用します。
	ハ　充てん中に操作箱の扉が開いた場合	－	――	・操作箱の扉にリミットスイッチを設け、充てん中に操作箱の扉が開いた場合は、リミットスイッチが作動して、異常を検知します。

(9/10)

液石法施行規則第64条第１項		液石法施行規則第14条(貯蔵施設の技術上の基準)		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	――
第19号	充てん設備の使用の本拠の所在地は、第14条（第４号及び第６号を除く。）の基準に適合すること。 この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。	第１号	貯蔵施設は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。	・貯蔵施設（充てん設備の使用の本拠地の所在地）は、明示し、警戒標を掲げます。 (1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① ＬＰガス容器置場 ② 燃 ③ 火気厳禁 ④ 無断立入禁止 ②～③は赤色文字
		第２号	貯蔵施設（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第１種保安物件に対し第１種施設距離以上、第２種保安物件 に対し第２種施設距離以上の距離を有すること。	・第１種及び第２種保安物件に対し、それぞれの施設距離以上の距離を確保します

貯蔵施設の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第１種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第２種保安物件までの距離
貯蔵施設 (イ) (ロ)	l_1以上 l_1以上 $l_1$１未満	l_1以上 l_4未満 l_1以上

備考 l_1、l_2、l_3及びl_4は、それぞれ第１条第２項第８号に規定するl_1、l_2、l_3及びl_4を表すものとする。

(10/10)

液石法施行規則第64条第１項		液石法施行規則第14条(貯蔵施設の技術上の基準)		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	――
第19号		第２号	液石法施行規則第１条第２項第８号の表	

l \ x	$x<8$	$8 \leqq x<25$	$25 \leqq x$
l_1	$9\sqrt{2}$	$4.5\sqrt{x}$	22.5
l_2	$6\sqrt{2}$	$3\sqrt{x}$	15
l_3	0	$2.25\sqrt{x}$	11.25
l_4	0	$1.5\sqrt{x}$	7.5

（ｘは、貯蔵施設の面積を（単位 m^2）を表す。）

(1) 貯蔵施設面積 ： 27m^2（3m×9m）

(2) 施設距離

	第１種施設距離	第２種施設距離
法定距離	22.5m(11.25m)	15m(7.5m)
実測距離	500m	450m
対象物件	○○小学校	民　家

法定距離の（ ）内は障壁設置時の距離を示す。

		第３号	前号の表に掲げる貯蔵施設(イ)及び(ロ)は、第１種施設距離内にある第１種保安物件又は第２種施設距離内にある第２種保安物件に対し厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。	・障壁の構造 障壁は設置しません。
		第５号	貯蔵施設は、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。	・貯蔵施設は、建屋を設置しないため滞留しません。

【日本産業規格への変更について】

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３３号）の施行に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部が改正され、規則において「日本工業規格」は「日本産業規格」となりましたが、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（バルク供給・充てん設備告示）については、本マニュアル発行日現在改正されておりません。

充てん計画書別紙とされている各規則対応事項を確認します。
規則、バルク告示の内容、対応事項の順に記載されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

P 234

1．充てん設備の設置許可申請

(1) 液石法施行規則第72条(液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準)に対応する事項

① 第１号の基準に対応する事項（第64条第１項の充てん設備によりバルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合）

(1/2)

号		規定事項	対応事項
第１号	イ	液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。	・液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽（以下、「バルク貯槽等」といいます。）のメーカより提出された次の試験成績書等を確認し、充てんを実施します。 ① バルク貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験 ② 液面計作動試験 ③ 過充てん防止装置作動試験
	ロ	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てんロを含む。）の外面から第１種保安物件に対し1.5メートル以上、第２種保安物件に対し１メートル以上の距離があることを確認すること。ただし、第19条第３号ロの構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合等においては、この限りでない。	・充てんするときは、充てん設備（充てんロを含む。）の外面から保安物件に対し、規定の距離があることを確認します。 第１種保安物件　：　1.5m以上 第２種保安物件　：　1.0m以上 ・距離が不足する場合は、構造壁等を設置します。
	ハ	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。	・充てん開始前に、充てん設備とバルク貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを、石けん水・漏えい検知器等で確認します。
	ニ	充てんホースの上を車両が通過しないようにすること。	・車両が通過するおそれのある場合は、充てんホース保護用鋼板の設置又は迂回標示を設置します。
	ホ	充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火気厳禁の標識を掲げること。	・充てん作業中は、充てん設備の車両の前後に「充てん作業中」、「火気厳禁」の警戒標識を掲げます。
	ヘ	充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯すること。	・充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯します。
	ト	充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定すること。	・充てん作業中は、車両に搭載している車止めにて車両を固定します。（タイヤの前後に設置します。）
	チ	充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の内容積の85パーセント（地盤面下に埋設されたバルク貯槽であって、内容積が2,000リットル以上のものにあっては90パーセント）を超えないようにすること。	・充てん作業中は、バルク貯槽等の液面計を常時監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク貯槽等の内容積の85％（地下埋設バルク貯槽で内容積2,000リットル以上の場合は90％）を超えないようにします。
	リ	充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク容器又はバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。	・充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク貯槽等のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。
	ヌ	充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じること。	・充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを、石けん水、検知器等で確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じます。
	ル	バルク容器の液取入バルブ又はバルク貯槽の液取入弁は、疲労を防止するため常時開放しておくこと。	・バルク貯槽等の液取入元弁は、常時開とします。
	ヲ	充てんするときは、あらかじめ、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認すること。	・充てんするときは、バルク容器の基礎等の設置状況を確認し、安全な充てんが可能であることを確認します。

(2/2)

号		規定事項	対応事項
第１号	ヲ	充てん設備の使用の本拠の所在地は、第16条第７号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠地」と読み替えるものとする。	・充てん設備の使用の本拠地の周囲２m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置きません。 (1) 火気の種類　：　事務所の給湯器 (2) 火気までの距離　：　40m (3) 火気までの距離が２m以内の場合の障壁　：　該当しません。 (注) 障壁が必要な場合は、障壁の構造、図面等を記載・添付すること。
第16条第７号		貯蔵施設の周囲２メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵施設に厚さ９センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けた場合はこの限りでない。	

② 第２号の基準に対応する事項（第64条第１項の充てん設備により容器(バルク容器を除く。）又は貯槽に充てんする場合）

(1/1)

号		規定事項	対応事項
第２号	イ	液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びに容器又は貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。	・液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽（以下、「貯槽等」といいます。）のメーカより提出された次の試験成績書等を確認し、充てんを実施します。 ① 貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験 ② 液面計作動試験 ③ 過充てん防止装置作動試験
	ロ	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てんロを含む。）の外面から第１種保安物件に対し15メートル以上、第２種保安物件に対し10メートル以上の距離があることを確認すること。	・充てんするときは、充てん設備（充てんロを含む。）の外面から保安物件に対し、規定の距離があることを確認します。 第１種保安物件　：　15m以上 第２種保安物件　：　10m以上
	ハ	内容積1,000リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。	・内容積1,000リットルを超える貯槽等に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける貯槽等に液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ニ	内容積1,000リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。	・内容積1,000リットル以下の貯槽等に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける貯槽等に液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ホ	貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90パーセントを超えないようにすること。	・充てん作業中は、貯槽の液面計を常時監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90％を超えないようにします。
	ヘ	充てん設備と容器又は貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。	・充てん開始前及び充てん中は、充てん設備と貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを石けん水・漏えい検知器等で確認します。
	ト	充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。	・充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。
	チ	前号ニからトまで及びワの基準に適合すること。	・前号ニからトまで及びワの基準に適合するように液化石油ガスを充てんします。

③ 第３号の基準に対応する事項（第64条第２項の充てん設備により充てんする場合）

申請に係る充てん設備は、第64条第１項の充てん設備であるため、第３号の基準は該当しません。

④ 第４号及び第５号の基準に対応する事項

(1/1)

号	規定事項	対応事項
第４号	充てんするときは、あらかじめ、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、次号に規定する場合並びに当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあってはこの限りでない。	・申請に係る充てん設備の液送ポンプは、軸シール部のない構造のものであるため該当しません。
第５号	操作箱内に設置されたガス漏れ検知器等によって、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの検知が可能な場合は、充てん設備の移動を開始するとき及び移動を終了したときに、当該ポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあっては、この限りでない。	・申請に係る充てん設備の液送ポンプは、軸シール部ない構造のものであるため該当しません。

充てん計画書別紙とされている各規則対応事項を確認します。（充てん作業の技術上の基準）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

P 237

1．充てん設備の設置許可申請

(3) 液化石油ガス保安規則第 48 条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準）に対応する事項

(1/2)

号	規　定　事　項	対　応　事　項
第１号	車両にあつては、その見やすい箇所に警戒標を掲げること。	・車両の前後に次の警戒標を掲げます。「高圧ガス」
第２号	充てん容器等（鉄道車両に固定したものを除く。以下この条において同じ。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充てん容器等にあつては、ガスの温度）を常に40度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充てん容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。	・充てん容器等は、その温度を常に40℃以下に保ちます。 ・容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設けます。 ・温度計の測定目盛範囲は、−30～70℃のものを使用します。
第３号	液化石油ガスの充てん容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定されたもの（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）にあつては、容器（鉄道車両に固定したものを除く。第８号を除き、以下この条において同じ。）の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。	・容器の内部に防波板を１枚設置します。
第４号	容器（当該容器の頂部に設けた附属品を含む。）の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けること。	・運転室の上部に高さ検知棒を設けます。 ・高さ検知棒の先端は、容器頂部より10cm以上の位置とします。 ・実測寸法：　　cm
第５号	液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるバルブ（以下「容器元弁」という。）をその後面に設けた容器（次号において「後部取出し式容器」という。）にあつては、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が40センチメートル以上であること。	・後部取出し式容器ではないため該当しません。
第６号	後部取出し式容器以外の容器にあつては、容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30センチメートル以上となるように当該容器が車両に固定されていること。	・容器後面と車両の後バンパとの水平距離は、30cm以上とします。 ・実測距離：　　cm
第７号	容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納すること。この場合において、操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20センチメートル以上であること。	・車両左側にステンレス製の操作箱を設置します。 ・操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20cm以上とします。 ・実測距離：＿＿cm
第８号	前３号に掲げるところによるほか、附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品の損傷により液化石油ガスが漏えいすることを防止するために必要な措置を講ずること。	・安全弁には、固定式保護枠を設けます。 ・配管等は、操作箱内部に設け、緊急遮断装置を設けます。
第９号	充てん容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。	・容器には、フロート式液面計を設けます。
第10号	容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。	・バルブには、開閉表示板を設けます。
第11号	充てん容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講じます。	・車両の移動開始、終了時には、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他危険を防止するための措置を講じます。
第12号	充てん容器等を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。	・消火器は、能力単位Ｂ－12の粉末消火器を車両の左右それぞれに１個設置します。 ・応急措置に必要な資材、工具等は、例示基準第53節に定めるものを常備します。

(2/2)

号	規　定　事　項	対　応　事　項
第13号	車両に固定した容器により移動する場合において、駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第18号に規定する駐車をいう。以下同じ。）するときは、当該容器に液化石油ガスを受け入れ、又は当該容器から液化石油ガスを送り出すときを除き、第１種保安物件の近辺及び第２種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、駐車中移動監視者（次号の規定により液化石油ガスの移動について監視する者をいう。以下同じ。）又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。	・駐車する場合は、容器に液化石油ガスを受入又は送り出すときを除き、第１種保安物件の近辺及び第２種保安物件の密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選びます。 ・駐車中は、移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、車両を離れません。
第14号	車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う液化石油ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に液化石油ガスの移動について監視させること。	・移動するときは、製造保安責任者免状又は移動監視者の資格を有しているものを乗務させ、移動に係る保安状況を監視させます。
第15号	前号の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯しなければならない。	・移動監視者は、液化石油ガスの移動を監視するときは、免状又は講習修了証を携帯します。
第16号	車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となつた場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。 イ　荷送人へ確実に連絡するための措置 ロ　事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第１種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置 ハ　その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置	・車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となつた場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次の措置を講じて行います。 (1) イエローカードに緊急連絡先、異常時の措置等を記載しています。 (2) 災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置については、移動監視者の教育を行います。
第17号	車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。 イ　移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。 ロ　運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両１台について運転者２人を充てること。 (イ)　一の運転者による連続運転時間（１回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、４時間を超える場合 (ロ)　一の運転者による運転時間、１日当たり９時間を超える場合	・移動するときは、繁華街又は人ごみを避けます。 ・原則として長距離運転は行いませんが、規則で定める時間を超えて移動するときは、運転者２人を乗務させます。
第18号	車両に固定した容器により、液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。	・液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載したイエローカードを運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。

許可の基準ではありませんが、高圧ガス保安法の移動の基準について確認します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

１．充てん設備の設置許可申請

P 239

別紙－２

充てん設備の設備、装置等に関する添付書類

１．強度計算書
(1)　配管肉厚強度計算書
(2)　φ19用ホースリール耐圧強度計算書
(3)　φ 9用ホースリール耐圧強度計算書
(4)　スイベルジョイント強度計算書
(5)　液用安全継手強度計算書
(6)　ガス用安全継手強度計算書
(7)　セフティカップリング強度計算書
２．図　　面
(1)　ＬＰガスタンクローリ全体図
(2)　容器本体図
(3)　容器本体図照号欄
(4)　配管組立図
(5)　配管組立図照号欄
(6)　配管系統図
(7)　液送ポンプ組立図
(8)　ホースリール（φ19用）組立図
(9)　ホースリール（φ 9用）組立図
(10)　スイベルジョイント組立図
(11)　φ19×30 ｍＬＰＧホース組立図
(12)　φ19×0.6ｍＬＰＧホース組立図
(13)　φ 9×30 ｍＬＰＧホース組立図
(14)　φ 9×0.6ｍＬＰＧホース組立図
(15)　安全継手（φ19用）組立図
(16)　安全継手（φ 9用）組立図
(17)　セフティカップリング組立図
(18)　均圧用カプラ組立図
(19)　20Ａフレキシブルチューブ組立図
(20)　15Ａフレキシブルチューブ組立図
(21)　ガス検知器組立図
(22)　追突検知器組立図
(23)　リミットスイッチ組立図
３．その他添付書類
(1)　液封防止機構作動説明書
(2)　貯蔵施設の所在地を示す案内図
(3)　貯蔵施設の付近の状況見取図（保安物件、火気との距離が確認できる図面）
(4)　貯蔵施設の構造図
(5)　防災用具明細表
(6)　充てん作業者講習修了証の写し

（注）１　充てん設備に関する各基準と添付資料（資料番号付）との関連表を添付すること。
　　２　本書では、掲載しているローリ本体図、配管系統図以外の図面等の添付は省略する。

車　両　本　体　図

バルクローリの本体図面を添付

配　管　系　統　図

バルクローリの配管図面を添付

添付書類一覧表、車体本体図、配管系統図を確認します。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

5　貯蔵施設の申請・届出等の手続き

マニュアルをご覧ください

第５章　（充てん設備の申請・届出等の手続き）

P 242

１．充てん設備の設置許可申請

充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

事業所の名称		事業所の所在地
○○液化石油ガス株式会社○○営業所		○○県○○市○○町○丁目○○番地
電話番号	000-000-0000	○○駅より ○ Km　目標物件 ○○病院

５万分の１*の地図を貼付し最寄駅等より充てん設備の使用の本拠の所在地を明示

（＊地図の縮尺は５万分の１を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。）

充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

事業所の名称	事業所の所在地
○○液化石油ガス株式会社○○営業所	○○県○○市○○町○丁目○○番地

貯蔵施設の面積	27 ㎡	施設距離	実測距離	対象物件
第１種保安物件までの距離		22.50 m（11.25 m）	500 m	○○小学校
第２種保安物件までの距離		15.00 m（ 7.50 m）	450 m	民家
火気までの距離		2 m	40 m	事務所の給湯器

（ ）内は障壁設置時の距離

充てん設備の所在地付近の状況を記載（保安物件に対する距離等）

（注）バルクローリの車庫を設置する場合は、車庫の構造図を添付すること。

添付を省略した書類の一覧表

充てん設備の許可と、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可（又は変更許可）を、同時に申請するに当たり、以下の添付書類が重複することから、本申請書においては添付を省略します。

提出書類名	添付を省略した書類（「○」を付したもの）	備考
① 変更明細書		
別紙－１　各規則対応事項		
別紙－２　充てんホース等に関する添付書類		
別紙－３　機器一覧表		
② 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図		
③ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図		
④ 充てん作業者講習修了証の写し（再講習欄を含む。）		
⑤　法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）		

（注）上記以外の書類の添付を省略する場合には、上記一覧表に追加すること。

案内図、状況見取図により、設置位置及び付近の保安物件等を確認します。高圧ガス保安法と同時申請の場合において添付の省略が認められる場合は「添付を省略した書類の一覧表」の提出があります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P 249

２．充てん設備の変更

（ポイント）

①充てん設備の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置を変更しようとするときはその許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。（撤去その他軽微な変更を除く。）

充てん設備の軽微な変更については、規則第６６条に規定されています。

②撤去その他軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした都道府県知事に届け出なければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P249

２．充てん設備の変更

（充てん設備の軽微な変更）

①液化石油ガスの通る部分の取替え（同型式のものに限る。）

②液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替え（液化石油ガス保安規則の規定に基づき製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したものその他の保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（前号に掲げるものを除く。）

③液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え

④充てん設備の廃止

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P260

３．充てん事業者の報告

（ポイント）

・充てん事業者は、毎事業年度経過後３月以内に、その事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数および充てんの作業に従事している充てん作業者の数を許可をした都道府県知事に報告しなければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

ＬＰ法申請手続等マニュアル

第６章

（液化石油ガス設備工事等の届出の手続き）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

【特定液化石油ガス設備工事事業者】

・液化石油ガス設備工事（供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事：法第３８条の２）の作業を伴うものとして、硬質管相互の接続、器具と硬質管との接続等の工事（特定液化石油ガス設備工事）の事業を行う者

・第６章では、特定液化石油ガス設備工事事業者が行う事業開始等の手続きのほか、一定の工事を行った際に行う設備工事届の手続きについて説明している。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

８　液化石油ガス設備工事等の届出の手続き

P265

【概要】

・特定液化石油ガス設備工事事業を始めるとき手続き（新規届出）

開始の届出

・届出後に必要に応じて行うもの

事業の変更、設備工事の実施など

・廃止するとき行うもの

事業の廃止

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

８　液化石油ガス設備工事等の届出の手続き

第６章　（液化石油ガス設備工事等の届出の手続き）

P265

Ⅰ．液化石油ガス設備工事等の届出の手続き一覧表

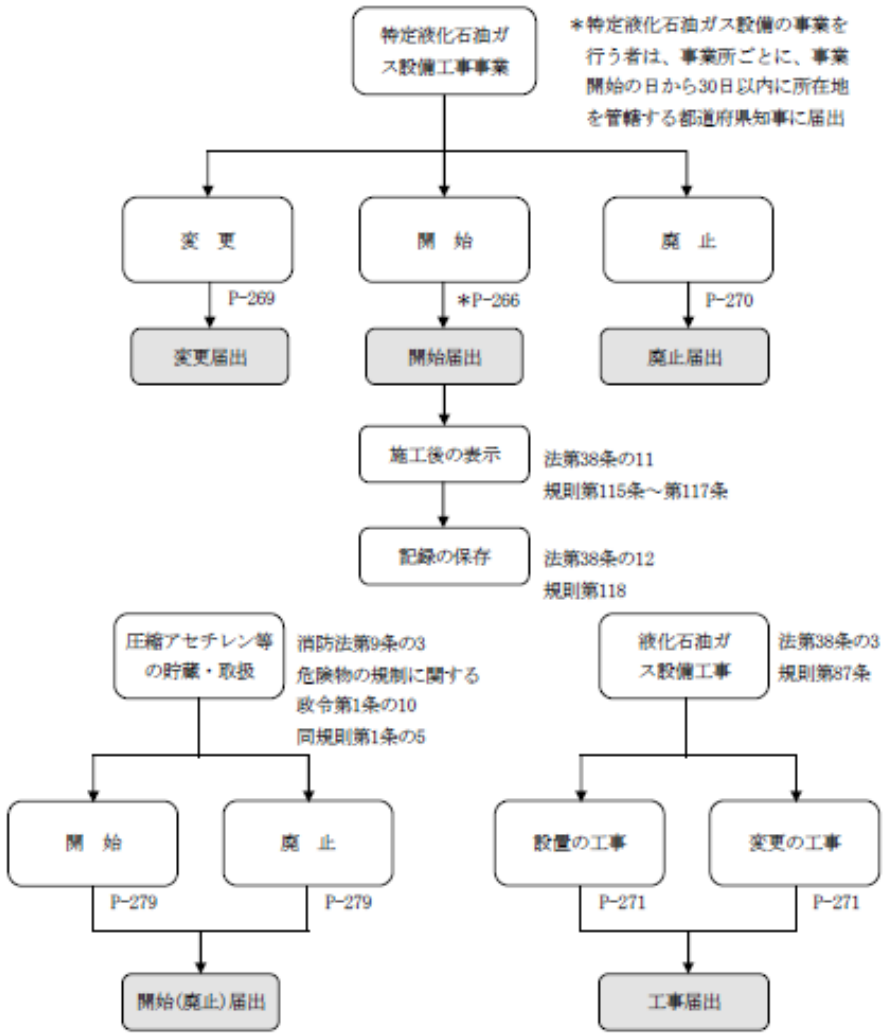

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P266

１．特定液化石油ガス設備工事事業

（ポイント）

①特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から３０日以内に、次の事項を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。（新規の届出）

１　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２　事業所の名称及び所在地

３　その他経済産業省令で定める事項

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

１．特定液化石油ガス設備工事事業

P266

（ポイント）

②特定液化石油ガス設備工事事業者は、届出した事項に変更があったとき又は特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事に届け出なければならない。（変更又は廃止の届出）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P271

２．液化石油ガス設備工事の届出

（ポイント）

①学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であって、経済産業省令で定めるものに係る液化石油ガス設備工事（経済産業省令で定めるものに限る。）をした者は、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P271

２．液化石油ガス設備工事の届出

（経済産業省令で定める施設又は建築物）

１　劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
２　キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
３　貸席及び料理飲食店
４　百貨店及びマーケット
５　旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅
６　病院、診療所及び助産所
７　小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護施設、幼稚園及び各種学校
８　図書館、博物館及び美術館
９　公衆浴場
１０　駅及び船舶又は航空機の発着場
１１　神社、寺院、教会その他これらに類する施設
１２　床面積の合計が１，０００平方メートル以上である事務所

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P271

２．液化石油ガス設備工事の届出

（経済産業省令で定める工事）

・特定供給設備以外の供給設備（貯蔵能力が５００ｋｇを超えるものに限る。）の設置の工事又は変更の工事であって次の各号の一に該当するもの

１　供給管の延長を伴う工事

２　貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

３．圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出

P279

（ポイント）

・消防法の規定に基づき、３００ｋｇ以上の液化石油ガスの貯蔵をする場合又は廃止する場合、所轄消防長等に届出が必要です。

（詳細につきましては、所轄の消防署にご確認ください）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

ＬＰ法申請手続等マニュアル

第７章

（参考資料）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

P282

【参考資料】

１．保安業務委受託契約書・覚書の作成例
２．販売事業登録先及び保安機関認定先の変更について
３．事故報告・事故届出等について
４．用途地域内の高圧ガスの貯蔵等の規制について
５．建築基準法施行令による補強コンクリートブロック造について
６．登録免許税法、手数料令の抜粋
７．バルク貯槽告示検査の際の仮設の手続き（特定供給設備の場合）
８．事業の一部承継について
９．液化石油ガス法に基づく手続きの電子届出

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

７．バルク貯槽告示検査の際の仮設の手続き（特定供給設備の場合）

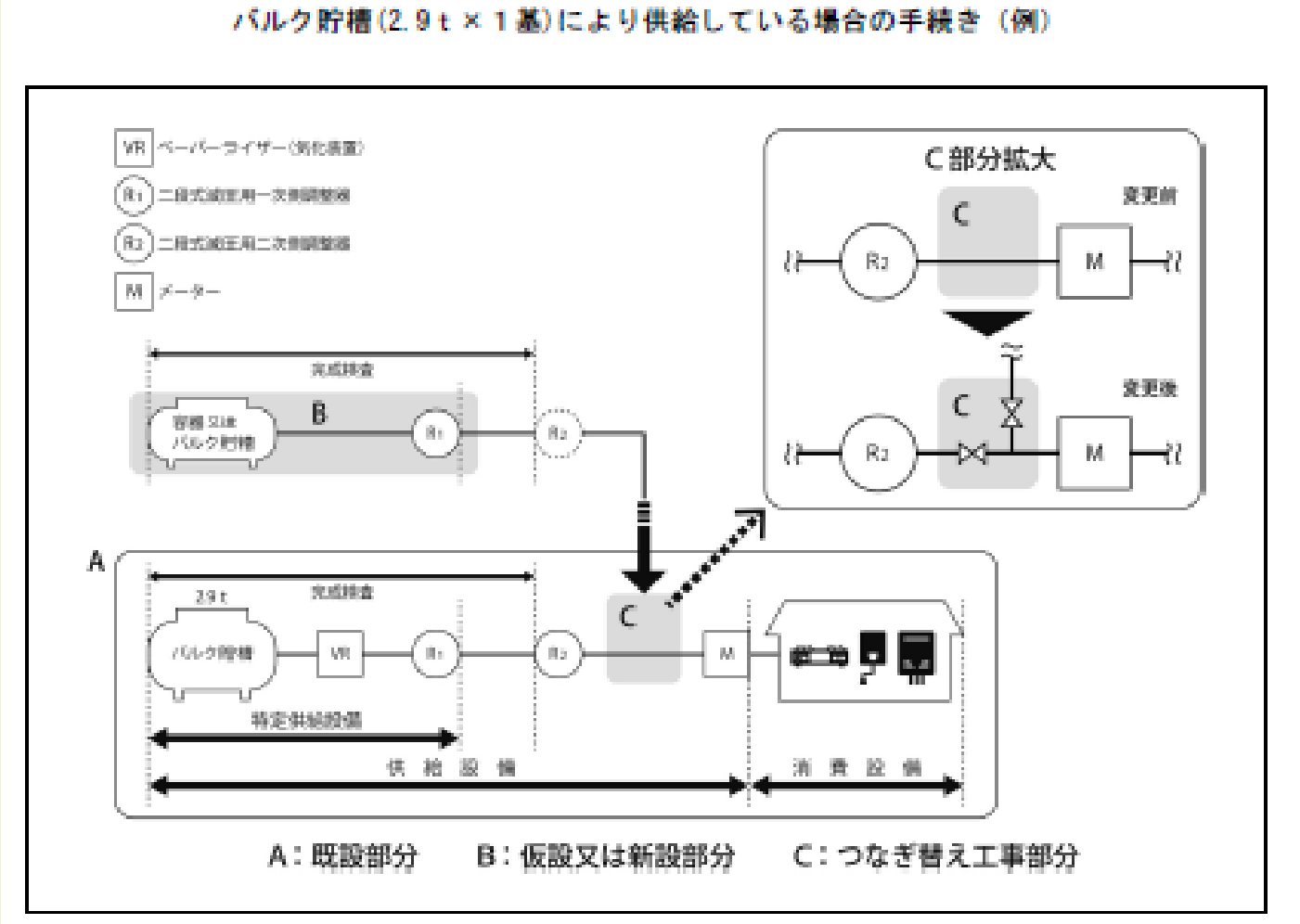

1. 既設Aで使用
2. 仮設Bを設置

（例１）
告示検査後、仮設Bを撤去

（例２）
仮設設置後、既設Aを撤去

（例３）
既設Aのバルク貯槽を新品に交換

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

９　参考資料

マニュアルをご覧ください

P308

７．バルク貯槽告示検査の際の仮設の手続き（特定供給設備の場合）

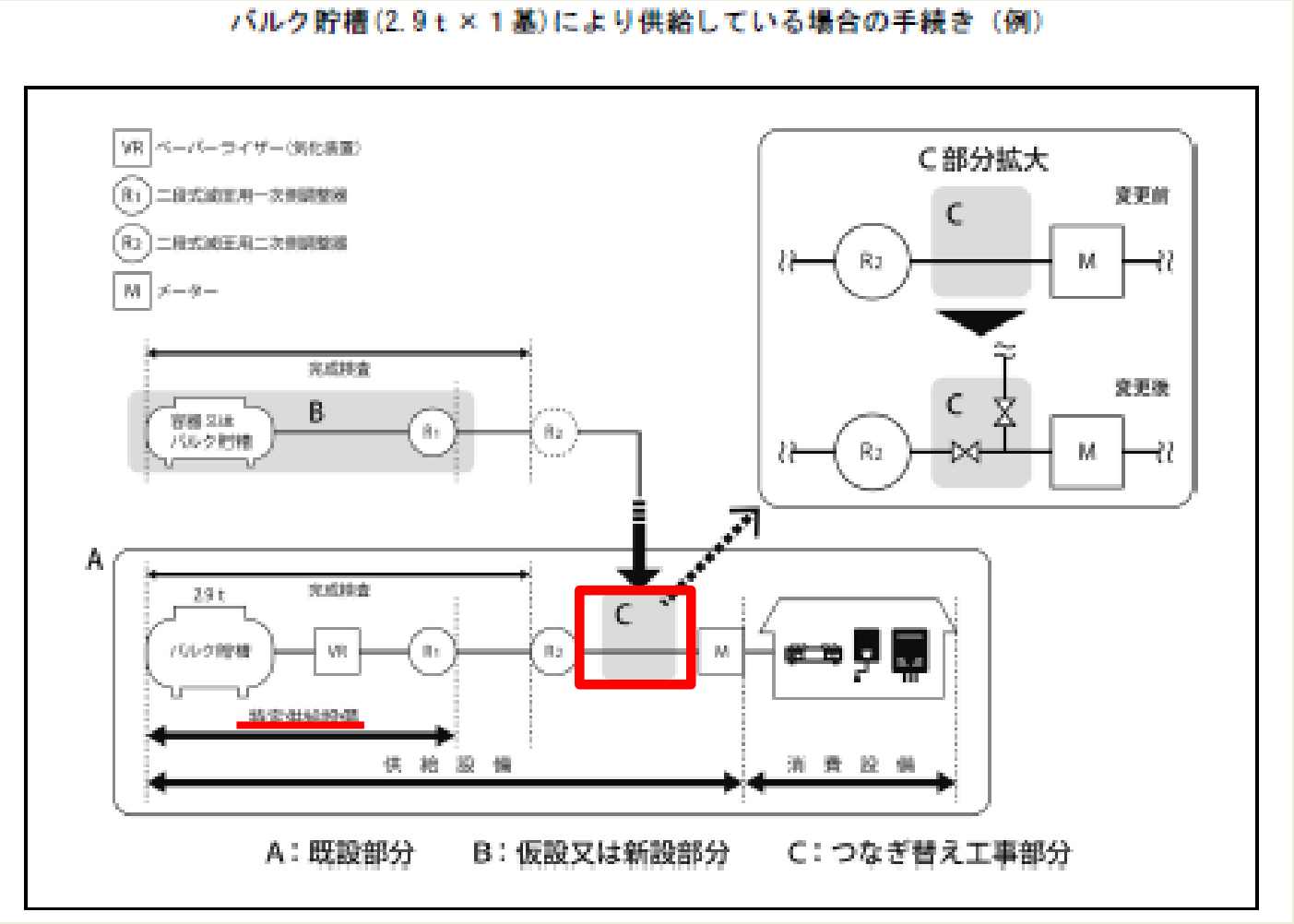

ポイント１
C部分の変更は許可・届出不要
（特定供給設備範囲外）

ポイント２
いずれの例も既設A、仮設Bの
LPガスを極力減らすことができる。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

８．事業の一部承継について

（事例）

２県（X県、Y県）にまたがり複数の販売所を設置していたA液化石油ガス販売事業者が、X県から営業活動を撤退し、Y県のみの販売所で販売事業を継続することとした。撤退するX県の一般消費者等については、B液化石油ガス販売事業者に引き継ぐこととし、X県における販売事業に係る営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てをB販売事業者に譲渡した。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

マニュアルをご覧ください

８．事業の一部承継について

（ポイント）

①この事例は法第１０条の「承継」に該当しません。

②引き受ける側の手続きは、販売所を新設した場合と同じです。

③引き受けた販売事業者は、引き受けた一般消費者等に対し供給開始時点検・調査を行う必要はありません。

④この「一部承継」において、販売事業に係る営業権、販売所等の全ての譲渡を受ける必要があります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

参考

（立入検査後によくある手続き）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

その他

【参考】

立入検査後によくある手続き

販売事業報告
保安業務実施状況報告
充てん事業報告

業務主任者等選任（解任）届書

事故届書

立入検査前にもよくありました

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事前質問への解説

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事前質問への解説

質問１

保安業務の委託契約に記載すべき事項として「委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」があるが、マニュアルの保安業務規程（例）に記載されていない。実際に記載しなくても良いのか。

回答１

保安業務規程の記載例については個別通達により示されており、本マニュアルはこの記載例を掲載しております。また、当該個別通達には「本記載例は一例であり、（中略）、本例によらないものであっても規則第３９条第２項に規定されている要件を満たしていれば認可することとする。」とされています。このため、実際に契約する販売事業者と保安機関のご判断で記載していただきたいと思います。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事前質問への解説

質問２

保安業務委託契約書について、一方の代表者（ともに法人の場合）が変更となった場合、その都度新たに契約締結する必要があるのか。

回答２

一般的に、特に契約条項に定めがない場合、代表者が変更となった場合においても、契約が無効になることはありません。

また、液化石油ガス法においても、契約に必要な事項の定めはありますが、代表者が変更する都度新たに契約を締結しなければならない旨の定めもありません。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事前質問への解説

質問３

特定供給設備の変更について、「同一材料での屋根のふきかえや同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換」は変更に含まれないとのことですが、同一型式とは何を指すのか。

回答３

通達等において特に示されたものはありません。提出先の行政機関の判断になるのではないでしょうか。

なお、参考ですが、過去のＱ＆Ａ（液化石油ガス設備士関係の項）において、「「同一型式の器具等」とは、ガスメーターについては、硬質管と同一型式の専用継手付きガスメーターのことであり、調整器、自動ガスしゃ断器及び気化装置については、表記形式が同一のもののことである。」と回答されています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事前質問への解説

質問４

マニュアルP308にある「バルク供給・充てん設備告示に基づく検査の際の仮設の手続き」において、許可・完成検査の回数等は示されているが、実際に使用できるのはどのようなタイミングか。

回答４

３例とも、仮設部分を追加する際に許可及び完成検査が必要となりますが、追加の工事開始から完成検査証の交付がされるまでの間は、旧の設備（＝A)で供給することが前提となります。完成検査証が交付された後は、A部分、B部分が両方使用できることになります。その後、各例によって撤去する設備の手続きを行うことになりますが、いずれの例も継続して使用することを前提に考えています。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事前質問への解説

質問５

液化石油ガス販売事業者登録簿を、他の販売事業者が見ることはできますか。

回答５

何人も、経済産業大臣又は都道府県知事に対して、液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。（法第３条の２第３項）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事前質問への解説

質問６

第７章「参考資料」にある、液石法関係の手数料令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、各都道府県等の手数料条例の違いは何でしょうか。

回答６

液石法関係の手数料令は、事業者が国に申請等する際に、申請者が国に申請手数料を納付する際の根拠法令となります。

また、都道府県等に申請等する際は、それぞれの都道府県等の手数料条例が納付の根拠となります。

なお、手数料の標準に関する政令は、都道府県等の手数料条例の標準を示すものです。都道府県等はこの手数料に関する政令を参考にしている場合があります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

ご清聴ありがとうございました

この発表の内容、資料には、経済産業省委託事業
『令和元(2019)年度 石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費
（安全技術普及事業（指導事業（保安専門技術者指導事業））』
で実施した成果の内容を含んでいます。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事務移譲に向けた事前準備

2022年3月3日

静岡市消防局
主幹兼係長　菅原　光

自己紹介

所　　属　静岡市消防局 消防部 予防課 保安係

配置人員　係長1名、係員2名　計3名

平成30年4月　～　現在

担当事務　火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガス法

事務移譲に向けた事前準備

１ 管内の移譲事務の状況
２ 液化石油ガス関係施設数
３ 予算措置等
４ 職員の人材育成
５ マニュアルの整備
６ その他

事務移譲に向けた事前準備

１ 管内の移譲事務の状況

２ 液化石油ガス関係施設数

３ 予算措置等

４ 職員の人材育成

５ マニュアルの整備

６ その他

事務移譲に向けた事前準備

1 静岡市消防局管内の移譲事務の状況

事務移譲に向けた事前準備

１静岡市消防局管内の移譲事務の状況

令和３年４月１日現在

法令名	事務区分		移譲対象	静岡市消防局管内市町別（●：法定移譲、○条例移譲）				
				静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
火薬類取締法	各消防署	・煙火の消費許可及び許可の取消 ・消費場所への立入検査、質問及び収去 ・火薬類消費の一時禁止及び制限	全市町	H12.4～ ●	○	○	○	○
	消防部 予防課	・上記以外の事務	政令市	H29.4～ ●	—	—	—	—
高圧ガス保安法	各消防署	・高圧ガス消費場所への立入検査、質問及び収去	全市町	H12.4～ ●	○	○	○	○
	消防部 予防課	・上記以外の事務	政令市	H30.4～ ●	—	—	—	—
液化石油ガス法	各消防署	・液化石油ガス設備工事の届出の受理及び処理	全市町	H12.4～ ○	○	○	○	○
	各消防署	・液化石油ガス器具等の販売事業者への報告徴収、立入検査、質問及び収去並びに命令	全市町	H24.4～ ●	●	●	○	○
	消防部 予防課	・上記以外の事務	政令市	H30.4～ ○	—	—	—	—
ガス事業法	各消防署	・都市ガス器具等の販売事業者への報告徴収、立入検査及び命令	全市町	H24.4～ ●	●	●	○	○

事務移譲に向けた事前準備

１ 管内の移譲事務の状況

２ 液化石油ガス関係施設数

３ 予算措置等

４ 職員の人材育成

５ マニュアルの整備

６ その他（購入品）

事務移譲に向けた事前準備

２ 液化石油ガス関係施設数

（令和3年3月31日現在）

施設の区分	静岡市
	施設数
合　計	334
液化石油ガス販売事業者	69
保安機関	64
液化石油ガス認定販売事業者	
貯蔵施設	
充塡設備	19
特定供給設備	4
特定液化石油ガス設備工事事業者	178

事務移譲に向けた事前準備

１ 管内の移譲事務の状況

２ 液化石油ガス関係施設数

３ 予算措置等

４ 職員の人材育成

５ マニュアルの整備

６ その他

事務移譲に向けた事前準備

３ 予算措置等

●権限移譲時期

平成29年４月　火薬類取締法「第５次地方分権一括法」

平成30年４月　高圧ガス保安法「第５次地方分権一括法」

平成30年４月　液化石油ガス法「県事務処理の特例に関する条例」

●人員要求

平成27年度　係長１名、係員２名　３名配置　→　権限移譲準備

消防部予防課に保安係を新設

●予算要求

研修受講費、旅行費、図書購入費、検査器具費

事務移譲に向けた事前準備

１ 管内の移譲事務の状況

２ 液化石油ガス関係施設数

３ 予算措置等

４ 職員の人材育成

５ マニュアルの整備

６ その他

事務移譲に向けた事前準備

４ 職員の人材育成

●保安係員研修

平成26年度～　　先進都市県へ県職員と同行視察

平成29年度　　県職員と検査同行研修

県職員の審査事務研修（県へ出向）

平成27年度～　　各種講習会受講（経済産業省、協会主催）

国家資格取得（販売主任者等）

●全職員研修

平成28年度　火薬類取締法研修　全職員

平成29年度　高圧ガス保安法、液化石油ガス法研修　全職員

令和 2年度～ 産業保安研修　全職員

事務移譲に向けた事前準備

１ 管内の移譲事務の状況

２ 液化石油ガス関係施設数

３ 予算措置等

４ 職員の人材育成

５ マニュアルの整備

６ その他

事務移譲に向けた事前準備

５ マニュアルの整備

●条例改正

静岡市手数料条例

●規則改正

静岡市消防局長事務専決規則

静岡市消防手帳規則

●規則等制定

静岡市液化石油ガス施行細則

静岡市液化石油ガス審査基準

静岡市液化石油ガス事務処理規程

静岡市液化石油ガス事務処理要領

事務移譲に向けた事前準備

１ 管内の移譲事務の状況

２ 液化石油ガス関係施設数

３ 予算措置等

４ 職員の人材育成

５ マニュアルの整備

６ その他

事務移譲に向けた事前準備

６ その他

●権限移譲前

権限移譲連絡会議の設置（県、県内の政令市）

●権限移譲後

保安3法担当者連絡会議の設置（県、県内の政令市）

●広報

県市HP、県LP協会等により申請や届出の窓口変更について案内

窓口：県→静岡市

申請手数料：現金又は納付書

●台帳作成

紙ベースの簿冊及びExcelデータ

事務移譲に向けた事前準備
６その他（広報資料）

静岡市消防局からのお知らせ

平成３０年４月１日から 静岡市内の「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく申請・届出の窓口が、静岡県から静岡市消防局に変わります！

今まで静岡県知事が行っていた「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の事務が、指定都市の長（静岡市、浜松市）に権限移譲されます。

これに伴い、**静岡市内の液化石油ガス**に関する届出等の窓口が、静岡県から、**静岡市消防局消防部予防課保安係**に変更となります。

※　注意事項

1　試験や免状交付については、これまでと変わりません。
（1）試　　験：高圧ガス保安協会（KHK・03-3436-6106）
（2）免状交付：高圧ガス保安協会

2　液化石油ガスの販売店等について
支店や営業所が全て静岡市内にあるものは、静岡市の所管となります。

3　保安機関について
保安業務の対象となる消費者にガスを販売する販売店が全て静岡市内にあるものは、静岡市の所管となります。

4　特定液化石油ガス設備工事事業の届出について
事業所の所在地が静岡市内にあるものは、静岡市の所管となります。

☆その他主な変更点
静岡市では、申請に必要な手数料は、現金又は納付書でのお支払いとなります。
（窓口でご案内します。）

静岡市、浜松市以外 の地域につきましては、これまでどおり静岡県消防保安課が窓口となります。

手数料の手続き変更点

静岡県消防保安課
- 窓口にて、申請内容に応じた手数料が示されます
- 手数料額の**県証紙**を購入します
- 申請書の空所に県証紙を貼り、提出します

静岡市消防局　平成30年4月1日から　※静岡市での手続きに限ります
- 窓口にて、申請手続き後、**現金**又は**納付書**での支払いになります
- **納付書**の場合は、静岡市指定金融機関、静岡市指定代理金融機関等の窓口で納付します（各区役所1階に、金融機関があります）

申請手続き完了

静岡市消防局のご案内

静岡市消防局消防部予防課保安係
住所：〒422-8074
静岡市駿河区南八幡町10−30
静岡市消防局庁舎5階
・電話：054-280-0194
・FAX：054-280-0182
・受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）
8：30～17：15

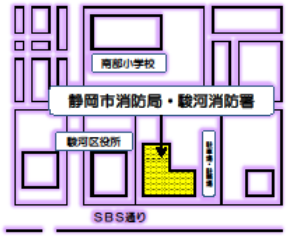

ご清聴ありがとうございました☆

許認可等の事務について

札幌市消防局

札幌市消防局について

組織 ORGANIZATION

札幌市の消防は、消防局と10消防署、41出張所を配置し、職員1,700人で市民の安全を守っています。

In the fire service of Sapporo, the safety of citizens is protected by the 1,700 employees of the Fire Bureau, with 10 fire stations and 41 fire station branches.

署の機構) Fire Bureau/Fire Station Organization(as of April 1st,2021)

火薬・高圧ガス
液化石油ガスの
規制事務は保安係
で行っています！

札幌市消防局の事務の執行体制

予防部査察規制課保安係・・係長１名　係員４名（計５名）

火薬・高圧担当・・・司令補１名・士長１名　２名
液化石油ガス担当・・司令補１名・士長１名　２名
※保安三法（火薬・高圧・液石）事務は、保安係のみで対応しています。

★液化石油ガス法の事務は、北海道経済部の事務処理の特例に関する条例で、平成１４年４月１日から札幌市長が処理する事務となり、札幌市消防局予防部で規制事務を開始しました。

★液石法の法令解釈などで疑義事項が起きた場合は、北海道庁の職員と連絡を取り合い、北海道と統一した指導を行っています。

参考：札幌市内の事業所等の数

液化石油ガス販売所・・・１３２件（認定販売事業所１件）
保安機関事業所・・・・・１４３件
特定供給設備・・・・・・　２９件
充てん設備・・・・・・・　２４件
特定液化石油ガス設備工事事業者・・４５４件

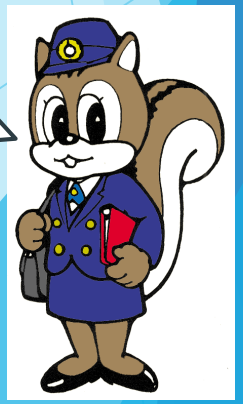

液化石油ガス法に係る申請･届出内容について

販売事業登録

★関係法令　液石法第3条、規則第4条

受付時の確認事項

1.液化石油ガス販売事業登録申請書（規則様式１）
2.保安業務委託契約書
3.貯蔵施設の位置図、構造図、付近見取り図
4.液石法11条ただし書きに適合することを証する書面
5.販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量
6.損害賠償の支払い能力を証する書面
7.法人の場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
8.申請者が法４条第１項各号に該当しないことを誓約した書面

全ての書類が
揃っているか確認

手　順

受付・手数料徴収→審査→内部決裁→登録番号付与→登録通知・各消防署長あて通報
→登録簿・台帳作成

審査期間

標準処理期間　　２０日

参考
受付後から、１０日前後で交付しています。

添付書類の留意事項

★保安業務委託契約書★
　保安業務を行う者が、販売事業者自身であれば登録申請の前に保安機関の認定を受けていること。
　※同時に保安機関認定申請が来た場合は、先に保安機関認定審査を行う

★貯蔵施設★
　①最大貯蔵予定量３０００kg以上の貯蔵施設を持つ場合は、液石法３６条の許可が必要。
　②販売所ごとに面積３㎡以上（面積の算定は柱壁の中心線から行う。）の貯蔵施設を所有又は占有し、規則第１４条の基準に適合しているか審査すること。この場合、基本通達規則第１１条関係、基本通達規則第１４条関係及び例示基準１～５に留意すること。
　③対象物を有効に保護できる障壁等を設置する場合は、経済産業省事務連絡（２８商ガ安第１１号）の具体例を参考とすること。

★液石法11条ただし書きに適合することを証する書面★
　貯蔵施設を所有又は占有しない場合に必要となる書類であり、販売所ごとに規則第１１条第２項各号及び基本通達規則第１１条７関係の場合が適用となる。

添付書類の留意事項

★損害賠償の支払能力を証する書面★
　規則第６条、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第１条に適合した保険に加入していることを証する書面であること。

（財）全国エルピーガス保安共済事業団及び全農の保険に加入の場合
　ア　損害賠償の支払能力を証する書面(協会様式)
　イ　ＬＰガス業者賠償責任保険加入依頼引受証

（財）全国エルピーガス保安共済事業団及び全農以外の保険に加入の場合
　ア　損害賠償の支払能力を証する書面(協会様式)
　イ　保険証券
　ウ　約款(普通･特別)
　エ　領収書の写し

★申請者（法人の場合は、業務を行う役員）　が液石法第４条第１項各号(欠格事由)に該当ないことを誓約した書面★
　①誓約は代表者が行うこと。
　②業務を行う役員とは、株式会社の取締役等をいう。監査役は該当しない。

登録簿の作成

液石法第３条の２第３項に基づく、事業者登録簿の謄本の交付または閲覧請求があった場合は、登録簿を複写し交付しています。

例

様式２（液石）

液化石油ガス販売事業者登録簿

液化石油ガスの販売事業を行おうとする者の氏名又は名称	リスキューガス株式会社
住　　所	札幌市中央区北４条西１０丁目
法人にあっては代表者氏名	代表取締役　消防　太郎
電　話　番　号	０１１－２１５－２０５０

登録の年月日	2022年２月９日	登録番号	０１Ｓ８１１９

販売所の名称	販売所の所在地	電話番号
リスキューガス株式会社	札幌市中央区北４条西１０丁目	011-215-2050

札　幌　市

販売事業届出関係

★液化石油ガス販売所等変更届出★【法第８条、規則９条】
・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
・販売所の名称及び所在地
・貯蔵施設の位置及び構造（廃止）
・委託保安機関の変更
・損害賠償保険の変更

★液化石油ガス販売事業承継届出★【法第１０条、規則１０条】
・販売事業者の全部譲渡し、相続、合併、会社分割があった場合
※個人から法人化する場合は、人格が異なるため販売事業登録申請となる
通達（一部抜粋）
　事業の全部譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業を譲渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいう。

★業務主任者等選任（解任）届出★【法第１９条・２１条、規則第２２条】
・業務主任者・代理者の選解任に伴う届出
※一般消費者の数で業務主任者の数が変わるので受付時に確認が必要です。
　必要に応じて、受付時に口頭指導を行ったこともあります。

★液化石油ガス販売事業廃止届出★【法第２３条、規則２６条】

保安機関認定申請

★関係法令　液石法第29条、規則第30条

※5年ごとに更新が必要

受付時の確認事項

1.保安機関認定申請書　（規則様式１２）
2.法人の場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
3.法人の場合は、役員及び構成員の構成を説明した書面
4.申請者が液石法３０条に該当しないことを誓約した書面
5.大口株主リスト（株式会社に限る。）
6.損害賠償の支払い能力を証する書面
7.保安業務計画書
8.従事者資格一覧表・資格証の写し
9.事業所の位置・一般消費者等の範囲を示した書類

全ての書類が
揃っているか確認

手　順

受付・手数料徴収→審査→内部決裁→認定番号付与→認定証交付→台帳作成

審査期間

標準処理期間　　２０日

参考
受付後から、１０日前後で交付しています。

添付書類の留意事項

★損害賠償の支払能力を証する書面★
　規則第６条、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第１条に適合した保険に加入していることを証する書面であること。

★保安業務計画書★
・事業所ごとに添付する。
・必要な保安業務資格者の算定式
　【保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第２条第１号参照】
・保安業務資格者等の数を従事者資格一覧表で確認する。
・保安業務資格者の数の製造保安責任者、その他（業務主任者の代理者又は保安業務員の講習修了証所持者）は、それのみ所持している者の数となる。
・保安業務用機器「自記圧力計又はマノメーター」は、自記圧力計の数とマノメーターの数の合計が基準値以上であればよい。

★事業所の位置・一般消費者等の範囲を示した書類★
・事業所の位置、一般消費者等の範囲、縮尺及び縮尺距離が明示されていること。
・一般消費者等の範囲は、事業所の位置から原則３０分以内（おおむね20km以内）とする。高速道路を使用して２０km以上の範囲を行う場合は、地図に「高速道路を使用」と明示する。

保安業務規程認可申請

★関係法令　液石法第35条、規則第39条

留意事項

保安業務規程の認可を受けなければ、保安業務を行うことができないことから保安機関認定申請と同時に行うよう案内する。

受付時の確認事項

1.保安業務規程認可申請書（規則様式１７）
2.保安業務規程
3.保安業務計画書

} 全ての書類が揃っているか確認

手　順

受付→審査→内部決裁→認可証交付→台帳作成

審査期間

標準処理期間　　２０日

参考
一週間ほどで審査は終了しますが、交付は保安機関認定証と共に交付しています。

保安機関申請・届出関係

★一般消費者等の数の増加認可申請★【法第３３条第１項、規則第３５条第１項】
・既存の保安機関が認定を受けた一般消費者等の数を増加する場合
・事業所を新設する場合
※保安業務規程内の変更となるため、同時申請を行うよう案内をする。

★一般消費者等の数の減少届出★【法第３３条の２第２項、規則第３５条第２項】
・既存の保安機関が認定を受けた一般消費者等の数を減少する場合。
・事業所の廃止
※保安業務規程の変更となるため、同時申請を行うよう案内をする。

★保安業務規程変更認可申請★【法第３５条、規則第３９条】
・次により、すでに認可を受けた保安業務規程の内容を変更しようとする場合
１.保安業務規程に記入されている保安業務の実施の方法、連絡方法等の変更
２.保安機関として行うべき保安業務区分の追加又は廃止
３.保安業務に係る一般消費者等の数の増加又は減少
４.保安機関の事業所所在地変更
５.保安機関の承継があった場合

★保安機関変更届出★【法３５条の４（液石法８条準用）、規則第４１条】
・保安機関の氏名又は名称、住所並びに法人にあっては代表者の氏名
・事業所の所在地の変更
※保安業務規程の変更となるため、同時申請を行うよう案内をする。

保安機関申請・届出関係

★保安機関承継届出★【法第３５条の４、規則第４２条】
・保安機関の全部譲渡し、相続、合併、会社分割があった場合
※個人から法人化する場合は、人格が異なるため保安機関認定申請となる。
※承継者が保安機関でない者の場合は、被承継者の認定番号となる。
※承継に該当し承継届出を提出した場合、一般消費者等の数の増加認可申請は不要。
　また、氏名等の変更に伴う「保安機関変更届出」は不要である。

★保安機関廃止届★【法第３５条の４、規則第４２条】
・保安機関が事業を廃止した場合
・既に認定を受けている保安業務区分の廃止をした場合
※保安業務規程の変更となるため、同時申請を行うよう案内をする。

★保安機関認定更新申請★【法第３２条、規則第３４条】
・すでに認定を受けている保安機関が更新しようとする場合
※更新期間は５年で、認定の満了する３０日前までに更新手続きをしなければならない。

参考
保安機関の更新を失念した場合、新たに保安機関の認定を受けなければ、
保安業務を行えないことから、札幌市消防局では、更新日が近づいている
事業者に連絡しています。【あくまで、行政サービスの一環です。】

認定販売事業者認定

★関係法令　液石法第35条の6 規則第47条
保安確保機器等の細目を定める告示

受付時の確認事項

1.液化石油ガス販売事業者認定申請書（規則様式２６）
2.運営管理規定
3.集中監視システムの資料
　集中監視センターが他社の場合、委託契約書の写し

全ての書類が
揃っているか確認

手　順

受付・手数料徴収→審査・現地確認→内部決裁→認定証交付→公告内部決裁→公告

審査期間

標準処理期間　　２０日

参考
今年度、札幌市で初の認定販売事業者認定を行いました。

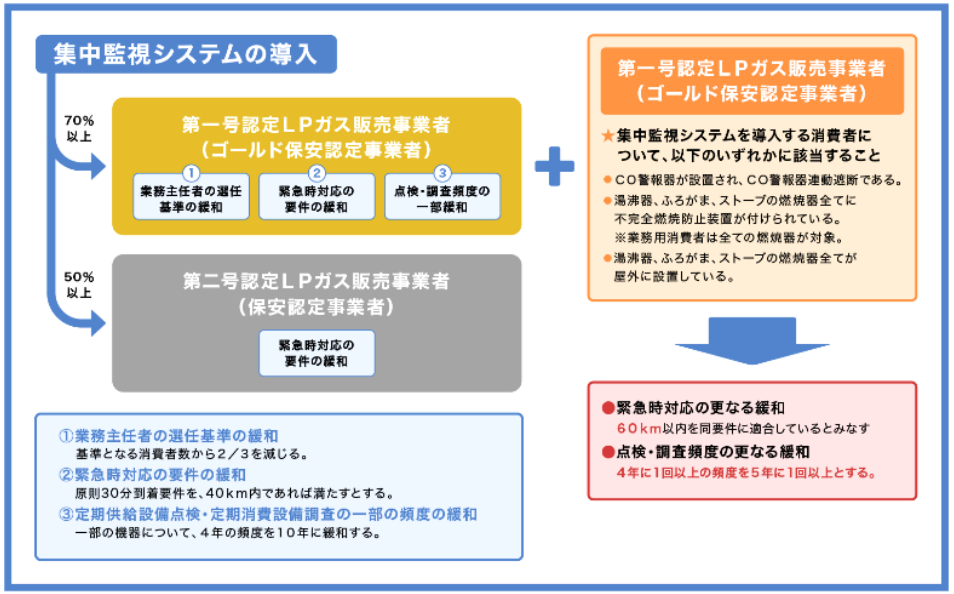

審査時の留意事項

①「認定対象消費者」とは、保安確保機器（規則第４５条）が設置され、かつ、期限管理されている一般消費者等をいう。
②「一般消費者等の数」のうち、「認定対象消費者の数」の割合が保安確保機器等の細目を定める告示第４条、保安確保機器等の細目を定める告示附則第２項経過措置の基準に達しているか確認すること。

★運営管理規定★
・保安確保機器等の細目を定める告示第６条の事項が定められているか審査すること。

★現地確認内容★

①認定対象消費者
②保安確保機器
③期限管理
④常時監視体制

} 保安台帳等により確認すること。

★保安確保機器★【告示で定める基準に適合しているか、仕様書等で確認する】

・ガスメーター　・一般消費者等の保安に係る情報を自動的に伝達する機器
・調整器　・液化石油ガス用継手金具付高圧ホース
・ガス漏れ警報器　・液化石油ガス用継手金具付低圧ホース

一般消費者等の保安に係る情報を自動的に伝達する機器【ガスメーターに接続する機器】

★概要図★

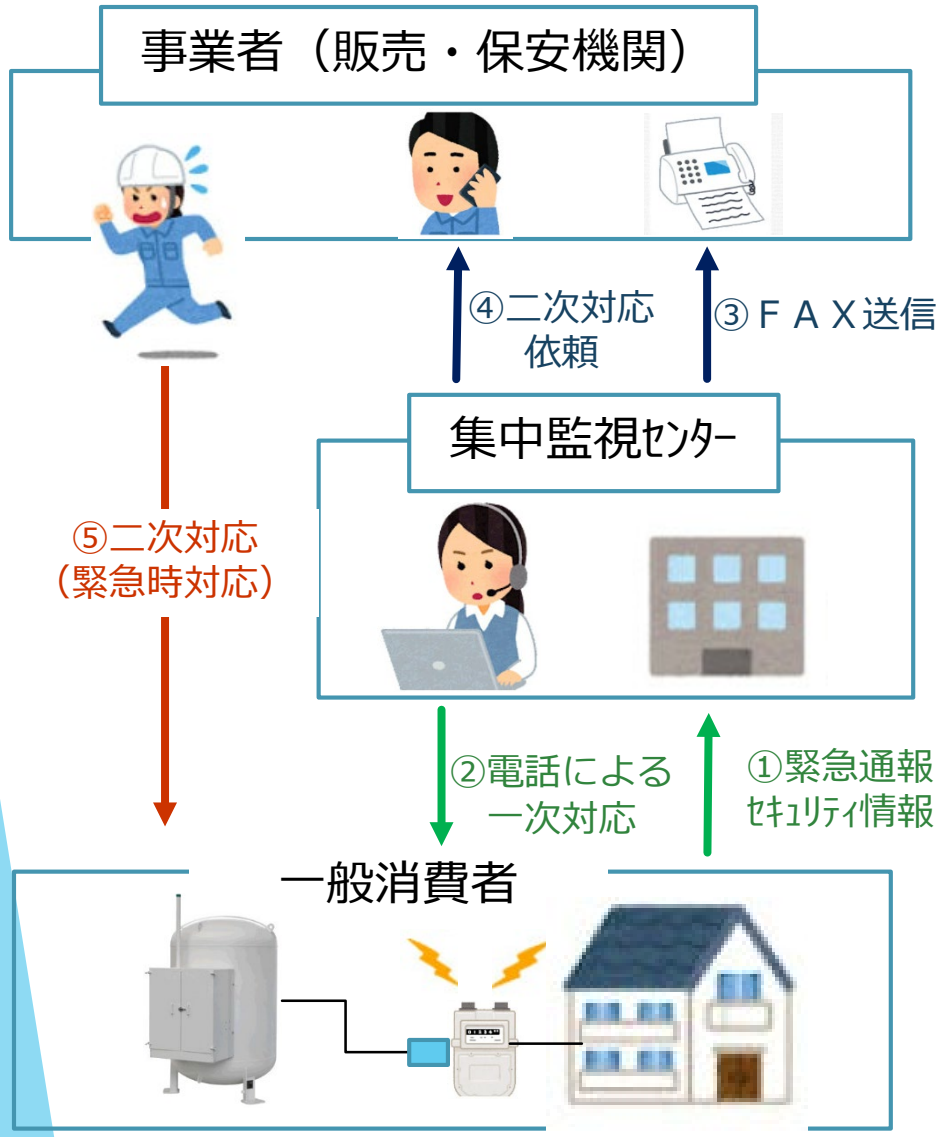

貯蔵施設等設置許可申請

★関係法令　液石法第36条
規則第51条

最大貯蔵予定量　3,000kg以上の貯蔵施設又は特定供給設備（容器3,000kg以上、貯槽1,000以上）を設置しようとする場合。

受付時の確認事項

1.貯蔵施設等設置許可申請（規則様式２８）
2.貯蔵施設等の位置図、構造図、付近見取図
3.消防長又は消防署長の意見書

} 全ての書類が揃っているか確認

手　順

受付・手数料徴収→審査→内部決裁→許可証交付→通報→台帳作成

審査期間

標準処理期間　　２０日

参考
　札幌市内の事業者は、許可申請前に事前相談に来ることが多いことから、審査は１週間程で許可書を交付しています。

供給設備と特定供給設備

具体例
　貯蔵設備、気化装置、調整器（貯蔵設備に近接するもの）、これらに準ずる設備（貯蔵設備～調整器間に設けられるもの）、これらを接続する供給管、これらの設備に係る屋根、遮へい板、障壁

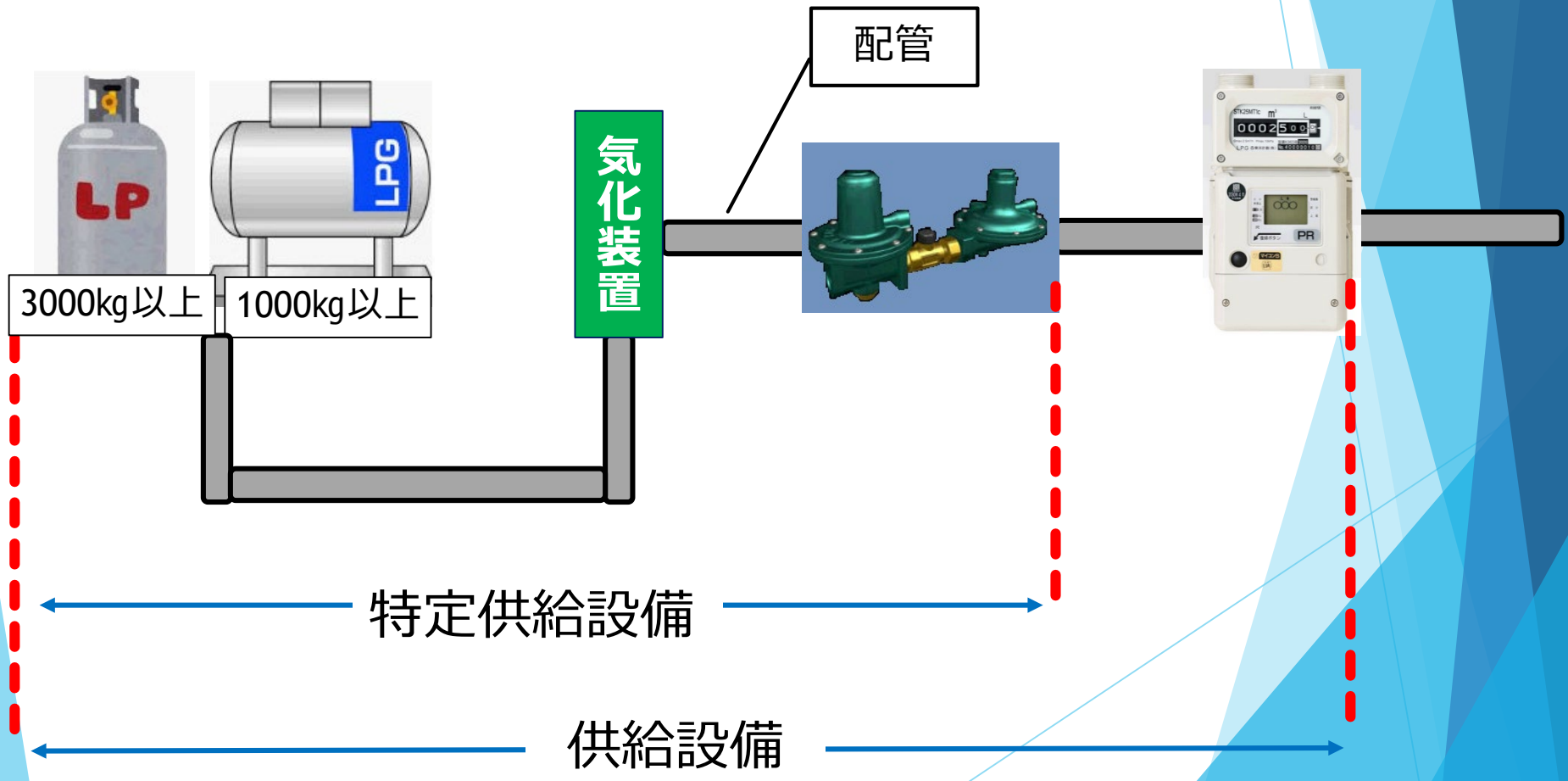

添付書類の留意事項

★貯蔵施設等の詳細項目★
明細書に必要事項の項目を記載してもらう。
・貯蔵施設明細書・・規則第14条の基準の項目について記載した書面
・特定供給設備明細書・・規則第53条、第54条の基準の項目について記載した書面

★位置図（基本通達規則51条関係）★
・貯蔵施設・・販売所全体の平面図を用い、火気又は火気を取扱う施設との距離関係及び販売所との位置関係等を明記してあること。
・特定供給設備・・火気を取り扱う施設との距離及び当該特定供給設備から供給を受ける施設との位置関係等を明記してあること。

★構造図（基本通達規則51条関係）★
・貯蔵施設又は特定供給設備の平面図及び立面図を用いる。
例→さく、へい、障壁、扉及び屋根の構造（材質を含む）、貯蔵施設の寸法、換気口の寸法及び設置位置、警戒標の設置位置等を明示していること。
・特定供給設備の構造図は、規則21条の設備の使用も含まれる。

★付近見取り図★
第一種保安物件及び第二種保安物件からの距離関係を明記していること。
（水平距離）

貯蔵施設完成検査申請

★関係法令　液石法第37条の3
規則第59条

受付時の確認事項

１.貯蔵施設等完成検査申請書（規則様式３１）
２.気化装置等の試験（検査）成績書
３.耐圧、気密試験等の検査記録表

全ての書類が
揃っているか確認

検　査

〈書面検査〉
・気化装置等の試験成績書　・耐圧、気密試験等の検査記録表

〈現地検査〉
１.貯蔵施設完成検査の方法【規則第６２条別表第１】
２.特定供給設備完成検査の方法（バルクを除く）【規則第６２条別表第２】
３.特定供給設備完成検査の方法（バルクに限る）【規則第６２条別表第３】

完成検査不要の場合

・高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が検査をした場合
・第三者が所有している貯蔵施設等を譲り受けた場合であって、当該貯蔵施設等に何の変更を加えない場合（液石法第３６条の許可は必要。）

貯蔵施設等許可・届出関係

★貯蔵施設等変更許可★【法第37条の2第1項、規則第56条】
・貯蔵施設等の位置・構造・設備、装置を変更する場合に適用する。
※「貯蔵施設の位置、構造、設備の変更」には、警戒標の付け替えや、同一材料の屋根のふきかえは含まない。
※「特定供給設備の位置・構造・設備若しくは装備を変更」には、同一材料の屋根のふきかえや、同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まない。

★貯蔵施設等変更届出★【法第37条の2第2項、規則第58条】
１.貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更
２.貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設
３.貯蔵施設の撤去又は特定供給設備の廃止

ガス会社からよくある問い合わせ内容

Q.特定供給設備の安全弁の交換は、変更許可？変更届？？
A.同一製造事業者の同一型式であれば、変更許可及び変更届出は不要

Q.特定供給設備の供給管の取替えは、変更許可？変更届？？
A.規則53条、54条に定める技術上の基準の適合性に直接、関わるものであるから、変更許可が必要。

充てん設備許可申請

★関係法令　液石法第37条の4第１項
規則第63条

受付時の確認事項

１.充てん設備許可申請書（規則様式第３５）
２.充てん設備の仕様（構造・設備・装備に関する事項の書類）
３.付近見取り図（使用の本拠の所在地の付近の図面）
４.充てん作業者講習修了証の写し

全ての書類が揃っているか確認

手　順

受付・手数料徴収→審査→内部決裁→許可証交付→通報→台帳作成

審査期間

標準処理期間　　２０日

参考：札幌市内の事業者は、許可申請前に事前相談に来ることが多いことから、１週間程で、許可書を交付しています。

審査時の留意事項

★許可対象★
　新規に制作された場合のほか、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合も対象となる。

★充てん設備の仕様の本拠★
　車庫のことをいい、車庫が無い場合は、当該充てん設備を使用していないときに、通常置く場所をいう。

★付近見取り図★
　車庫の構造、事業所内の他の施設との位置関係がわかるもの。
　第一種保安物件、第二種保安物件との距離関係（水平距離）を明記していること。

★充てん作業者講習修了証★
　充てん作業は、充てん作業講習を受講した者でないとできないことから、確認のために添付させている。

充てん設備完成検査申請

★関係法令　液石法第37条の4第4項
規則第68条

受付時の確認事項

１.充てん設備完成検査申請書（規則様式３８）
２.弁類等の認定試験者試験等試験成績書（検査成績書）
３.耐圧、気密試験等の検査記録表

全ての書類が揃っているか確認

検　査

〈書面検査〉
・弁類等の認定試験者試験等試験成績書　・耐圧、気密試験等の検査記録表

〈現地検査〉
１.充てん設備の完成検査の方法【規則第７１条 別表第４】

完成検査不要の場合

・高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が検査をした場合
・第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合であって、当該充てん設備に何の変更を加えない場合（液石法第37条の４第１項の許可は必要。）

充てん設備申請・届出関係

★充てん設備変更許可★【法第３７条の４第３項、規則６５条】
・充てん設備の位置、構造、設備及び装置を変更しようとする場合に適用する。
※規則第６４条第１項又は規則６４条第２項の基準に不適合になる可能性のある変更が該当となる。
※充てん設備の本拠の所在地を変更した場合、必要となる。

★充てん設備変更届出★【法第３７条の４第３項、規則６７条】
①液化石油ガスの通る部分の取替え（同型式に限る。）
②液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え
③充てん設備の廃止
④「規則で定める所在地」の変更（法通達第37条の4第2項）
※高圧ガス保安法第５条第１項の許可又は第１４条第１項の許可を受け、完成検査を受けた移動式製造設備（液化石油ガス保安規則第２条第７号に限る）に限る。
※高圧ガス保安法の許可を受けていない場合は「変更許可」となる。

★充てん設備保安検査申請★【法第３７条の６、規則第８１条】
・１年に１回実施
・検査は、充てん設備保安検査調書による（規則第８４条別表第４）規則６４条の基準に適合しているか検査する。
※検査をした者→検査結果報告書　検査を受けた者→受験届出の提出が必要。
それぞれ提出されない場合は、保安検査未実施となる。

参考：札幌市の充てん設備約９割が指定保安検査機関で検査を実施しています。

よくある問い合わせ①

Q.会社の増改築に伴い、工事が終わるまで、充てん設備を一時的に別な所に移動させたい。この場合は変更届出で良いか？？　※ 高圧法の許可を受けていない充てん設備

会社敷地内

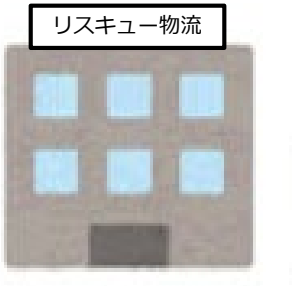

許可した
本拠の所在地

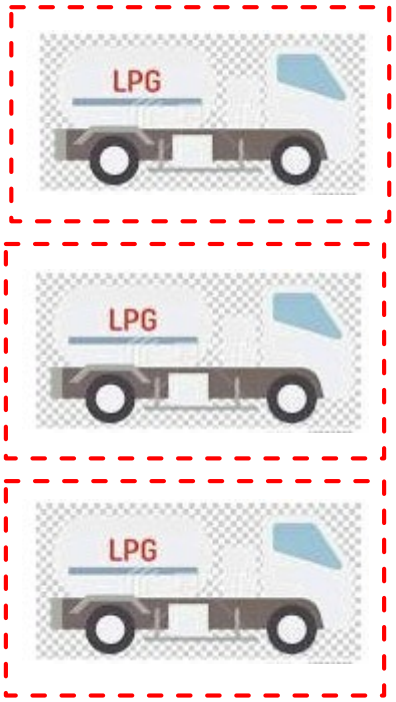

移動させたい場所

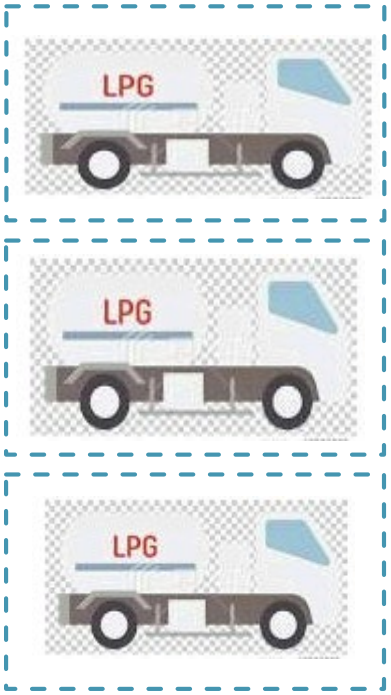

A.本拠の所在地の変更のため
変更許可となる。

よくある問い合わせ②

Q. 充てん設備の入れ替えで、函館市から札幌市に充てん設備を移動させたい。
この場合は変更届で良いか？？　※ 高圧法の許可を受けている充てん設備

函館市内

リスキュー物流　函館支店

北海道知事の許可を受けた
充てん設備

札幌市内

リスキュー物流　札幌本店

A.許可権者が変わるため、
新規の許可となる。

この場合の完成検査は・・
許可申請時に、直近の保安検査証を提出させることで規則第６４条第１項第１号～第１８号の完成検査は不要とし、第１９号の完成検査を実施している。

設備工事事業関係届出

★液化石油ガス設備工事届出★【法第38条の3、規則第88条】
※液化石油ガス設備工事をした工事事業者が届出を行うこと。
　ごくまれに、販売事業者が届出者になっていることがあるため確認すること。

１.貯蔵能力５００kgを超える供給設備を規則第８６条に規定する建築物に設置工事をした場合。
２.１に該当する供給設備で、供給管の延長・貯蔵設備の位置の変更・貯蔵能力の増加を伴う工事をした場合。

①５００kgを超える供給設備の工事
②規則８６条に規定している建築物

これに該当しなければ、
消防法の圧縮アセチレンガスを
所轄消防署に届けるよう指導する。

例→・共同住宅に５０kg容器×１０本＝５００kgの設置工事。
　　・コインランドリーに９８５kgのバルク貯槽の設置工事。

必要書類

①液化石油ガス設備工事届出（規則様式４８）②配管平面図　③付近見取り図
④貯蔵設備図（貯蔵施設明細書又はバルク貯槽明細書）⑤気密試験結果
※規則第１８条又は規則第１９条の技術上の基準に適合しているか審査をする。
　基準に適合していない場合は、設備工事事業者及び販売事業者に指導をする。

設備工事事業関係届出

★特定液化石油ガス設備工事事業開始届出★【法第38条の10第1項、規則112条】
・規則第１１１条の特定液化石油ガス設備工事の事業を行う場合。
※事業所ごとの届出であること。
※事業開始の日から３０日以内に届けているかを確認する。
※設備士免状の写しを添付させる。（行政指導の範疇）

★特定液化石油ガス設備工事事業変更届出★【法第38条の10第2項、規則114条】
・次の事項に変更があった場合。
１.氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
２.事業所の名称及び所在地
３.液化石油ガス設備士の氏名及び免状の番号（行政指導の範疇）
４.自記圧力計の数（行政指導の範疇）

★特定液化石油ガス設備工事事業廃止届出★【法第38条の10第2項、規則第114条】
・廃止をした場合。

各届出等の関係について

液石法第８７条第１項
　経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項（販売事業）の登録をし、第三十六条第一項（貯蔵施設・特定供給設備）、第三十七条の二第一項（変更許可）若しくは第三十七条の四第一項（充てん設備）の許可をし、第六条（登録行政庁の変更の場合における届出）、第八条（販売事業変更届出）、第二十三条（廃止届出）、第三十七条の二第二項（貯蔵設備等の軽微変更届出）若しくは第三十八条の三（設備工事届出）の規定による届出若しくは第十条第三項（承継）の規定による届出を受理し、第二十五条若しくは第二十六条の規定により登録の取消しをし、又は第三十七条の七第一項の規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事、国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は消防庁長官若しくは消防長に通報しなければならない。

都道府県知事は、許可・届出があれば、消防長に通報しなければならない。

参考
保安係では、上記に該当する届出を各区消防署長あてに通知しています。

各届出等の関係について

貯蔵能力が５００ｋｇを超えた場合に
圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出が不要となる根拠

消防法第９条の３第１項

　圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

危険物の規制に関する政令第１条の１０第２項

　法第九条の三第一項ただし書の政令で定める場合は、高圧ガス保安法第七十四条第一項、ガス事業法第百七十六条第一項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八十七条第一項の規定により消防庁長官又は消防長に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合とする。

各届出等の要否を整理すると・・・

液石法の設備工事 届出の要否 （規則第８６条の指定の有無）		有 （映画館・共同住宅・学校・百貨店 高齢者施設・・等）		無 （液石法規則86条で指定されて いるもの以外全て）	
設置形態の別		容器	バルク貯槽	容器	バルク貯槽
ガスの 貯蔵量	３００kg以上 ５００kg以下	圧ア等届出	圧ア等届出	圧ア等届出	圧ア等届出
	５００kgを超え １，０００kg未満	設備工事届出	設備工事届出	圧ア等届出	圧ア等届出
	１，０００kg以上 ３，０００kg未満	設備工事届出	特定供給設備の 許可	圧ア等届出	特定供給設備の 許可
	３，０００kg以上	特定供給設備の 許可	特定供給設備の 許可	特定供給設備の 許可	特定供給設備の 許可

液化石油ガス設備工事の届出について

よくある問い合わせ

Ｑ１.液石法規則第８６条に規定する施設又は建築物以外で、貯蔵能力５００ｋｇ以上の設備工事をした場合、どこに届出すればよいか？

Ａ１.特定供給設備に該当しないのであれば、圧アの届出となるので、所在地の区消防署へ届出。特定供給設備に該当する場合は、許可申請が必要です。

Ｑ２.既存設置された供給設備のガス販売事業者（取り扱う者）が変更された場合、消防に設備工事届出などの提出は必要か？また、届出先はどこか？

Ａ２.設備工事届出は不要。販売事業者のコンプライアンスとして、行政に届出をした証が、どうしても必要であれば、各区の消防署に圧アの届出を提出してください。

Ｑ３.既存のバルク貯槽が２０年経つことから、同じ貯蔵能力のバルク貯蔵に変更したい。この場合は、設備工事届出は必要か？

Ａ３.バルク貯槽の設置位置や供給管の延長を行わないのであれば、設備工事届出は不要。

報告の徴収 ★関係法令　液石法第82条　規則第132条

次の者は、<u>毎事業年度経過後３月以内</u>に報告しなければならない。
１.液化石油ガス販売事業者（規則通達132条様式）　２.保安機関（規則通達132条様式）
３.充てん事業者

様式１

2022 年 2 月 18 日

液化石油ガス販売事業報告

札　幌　市　長　　様

リスキューガス株式会社
代表取締役
消　防　太　郎

札幌市中央区
南 10 条西 4 丁目 1 番 1 9 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第１３２条の規定により報告します。

1　報告する事業年度の期間　2021 年 1 月 1 日から　2021 年 12 月 31 日
2　販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	○○，○○○　戸

保安業務の委託状況 / 保安業務区分	委託先の保安機関の名称及び認定番号	委託している一般消費者の数（戸）
1．供給開始時点検・調査	○○○○販売所　０１Ｘ○○○○ＸＸ	○，○○○
2．容器交換時等供給設備点検	○○○○販売所　０１Ｘ○○○○ＸＸ	○○，○○○
3．定期供給設備点検	○○○○販売所　０１Ｘ○○○○ＸＸ □□□□株式会社　０１Ｘ○○○○ＸＸ	○，○○○ ○，○○○
4．定期消費設備調査	○○○○販売所　０１Ｘ○○○○ＸＸ □□□□株式会社　０１Ｘ○○○○ＸＸ	○，○○○ ○，○○○
5．周知	○○○○販売所　０１Ｘ○○○○ＸＸ □□□□株式会社　０１Ｘ○○○○ＸＸ	○，○○○ ○，○○○
6．緊急時対応	○○○○販売所　０１Ｘ○○○○ＸＸ	○○，○○○
7．緊急時連絡	○○○○販売所　０１Ｘ○○○○ＸＸ	○○，○○○

（備考）１　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
２　液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号，一般消費者等の数を記載すること。

様式２

2022 年　2 月 18 日

保安業務実施状況報告

札幌市長　　様

氏名又は名称及び法人名にあっては
その代表者の氏名　リスキューガス株式会社
代表取締役　消防　太郎

認定番号 01S2050ＲＡ

住　　所 札幌市中央区南 10 条西 4 丁目 1-19

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第１３２条の規定により報告します。
1　報告する事業年度の期間　2021 年　1 月 1 日から　2021 年　12 月　31 日
2　保安業務実施状況
事業所の名称　　リスキューガス株式会社
事業所の所在地　　札幌市中央区南 10 条西 4 丁目 1-19
保安業務資格者数　　5　人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成９年通商産業省告示第１２２号）第２条第１号又は第２号に規定する数　　人）

保安業務区分	保安業務に係る一般消費者の数 保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1．供給開始時点検・調査	○，○○○戸	○○○戸（戸）	○○○戸（戸） うち再調査　○○戸（戸）
2．容器交換時等供給設備点検	○，○○○戸	○，○○○戸（戸）	○，○○○戸（戸）
3．定期供給設備点検	○，○○○戸	○，○○○戸（戸）	○○○戸（戸） うち拒否数　○戸（戸）
4．定期消費設備調査	○，○○○戸	○，○○○戸（戸）	当年調査　○○○戸（戸） うち完了数　○○戸（戸） 拒否数　○○戸（戸） 不在数　○○戸（戸） 当年再調査　戸（戸） うち完了数　戸（戸） 拒否数　戸（戸） 不在数　戸（戸）
5．周知	○，○○○戸	○，○○○戸（戸）	○，○○○戸（戸）
6．緊急時対応	○，○○○戸	○，○○○戸（戸）	○○戸（戸）
7．緊急時連絡	○，○○○戸	○，○○○戸（戸）	○○戸（戸）

3　役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

（備考）１　定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には，調査又は再調査のために３回以上訪問したが，不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。
２　「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には，他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。
３　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。

ご清聴ありがとう
ございました。

札幌市消防局キャラクター「リスキュー」

高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

令和3年度
液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会

立入検査事例及び事故報告書の作成等

令和４年３月１０日

高圧ガス保安協会

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

目　次

立入検査について

最近の事故事例について

事故報告書の作成について

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

所管（登録先、認定先）について

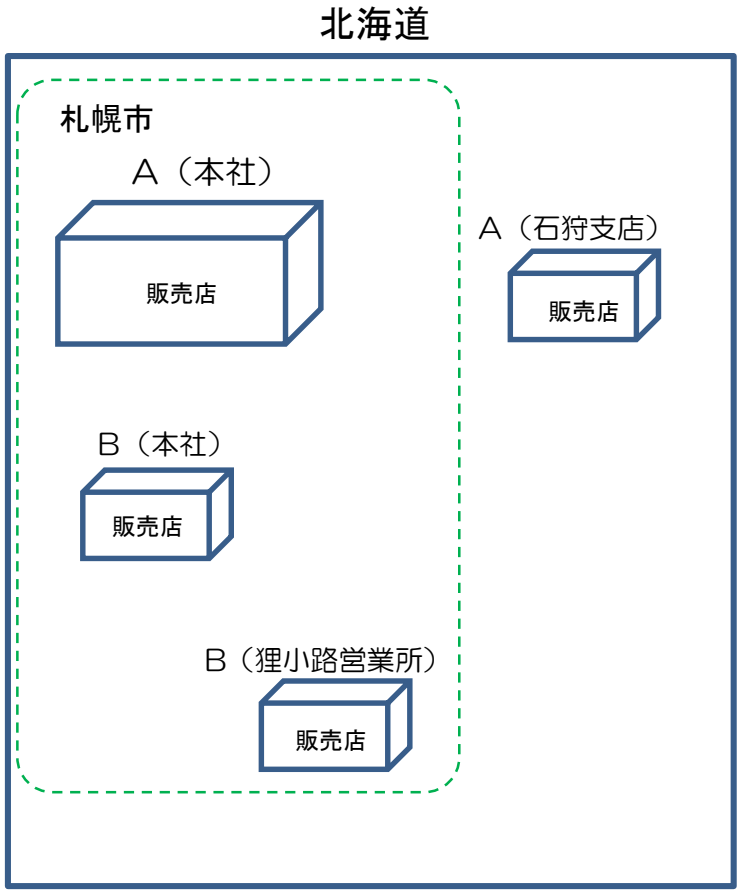

改正案
（事業の登録） 第三条　液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事（一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長）の登録を受けなければならない。 2　前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長（以下「経済産業大臣等」という。）に提出しなければならない。 一～五　（略） 3・4　（略） （登録の実施） 第三条の二　経済産業大臣等は、前条第二項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項

注：上記は法律改正案です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

所管（登録先、認定先）について

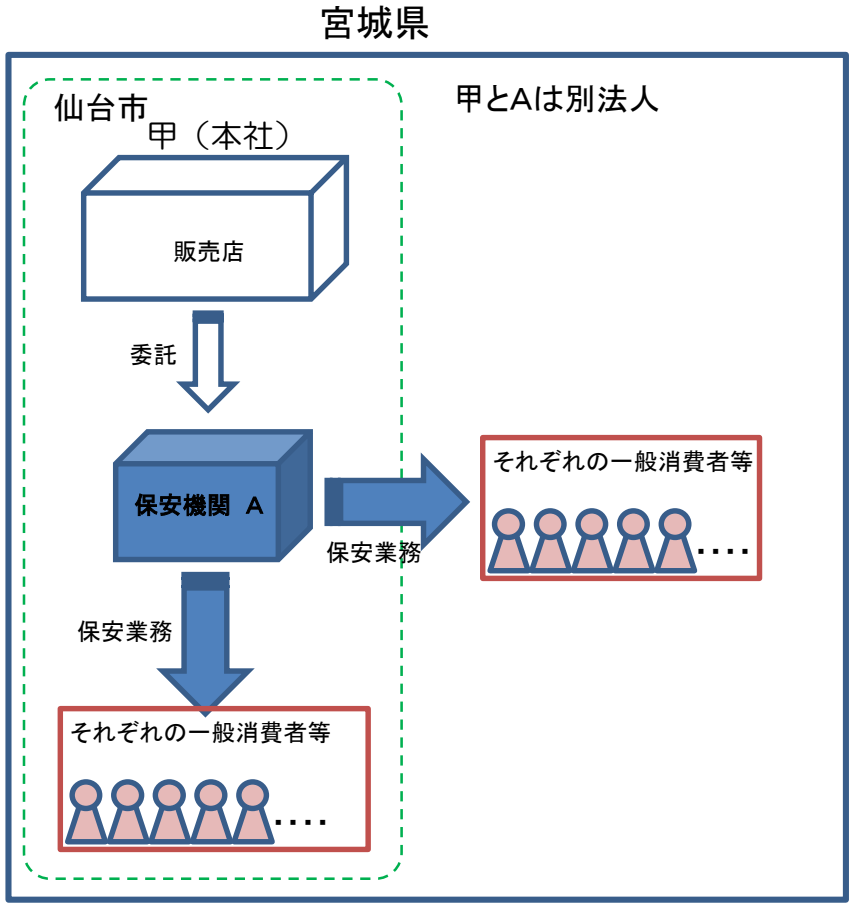

（認定）

第二十九条　保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事（一の指定都市の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長）の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣等に提出しなければならない。

一～三　（略）

3　（略）

注：上記は法律改正案です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

所管（登録先、認定先）について

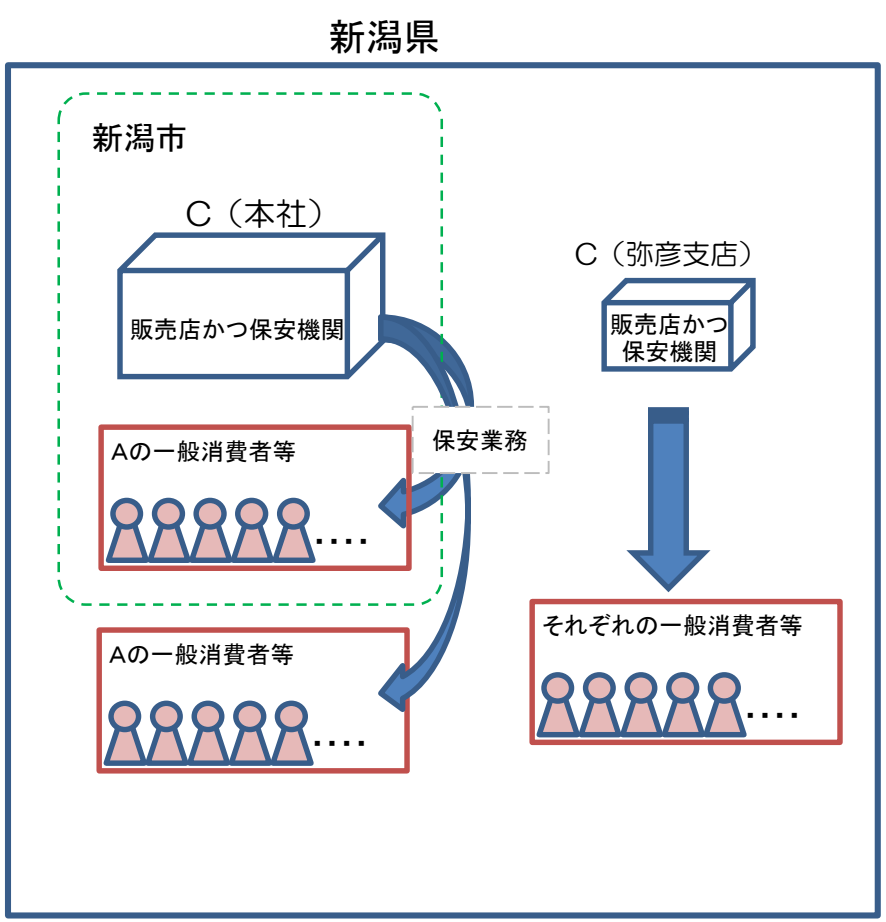

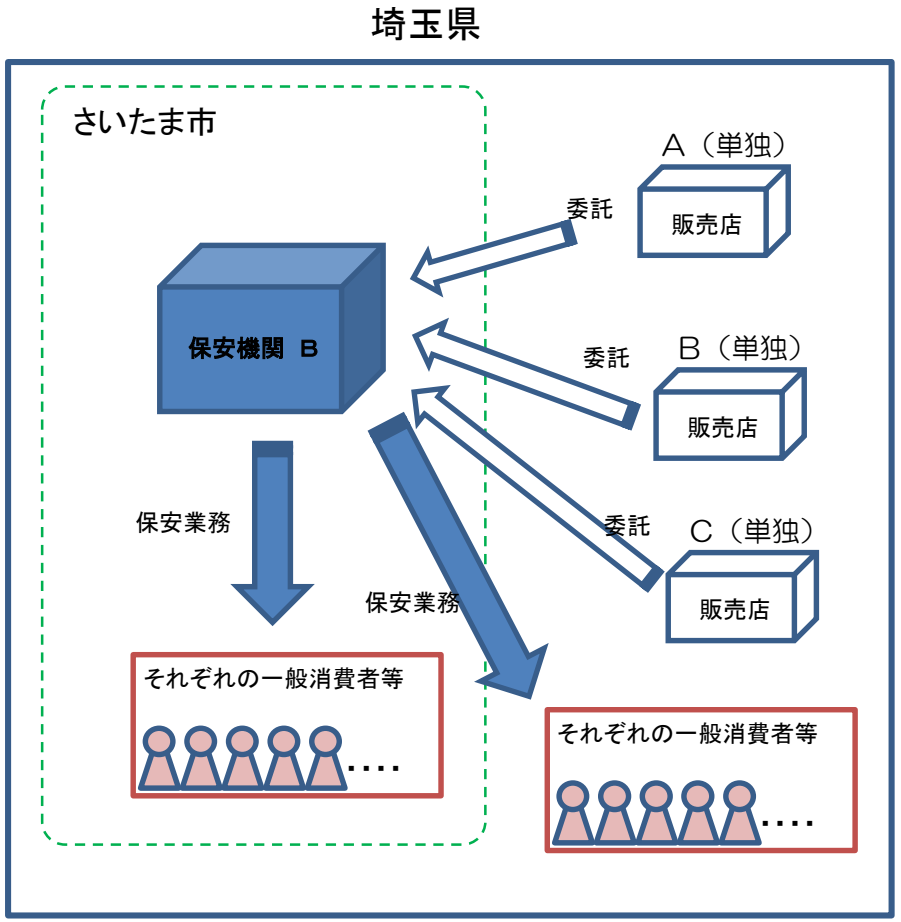

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

所管（登録先、認定先）について

神奈川県

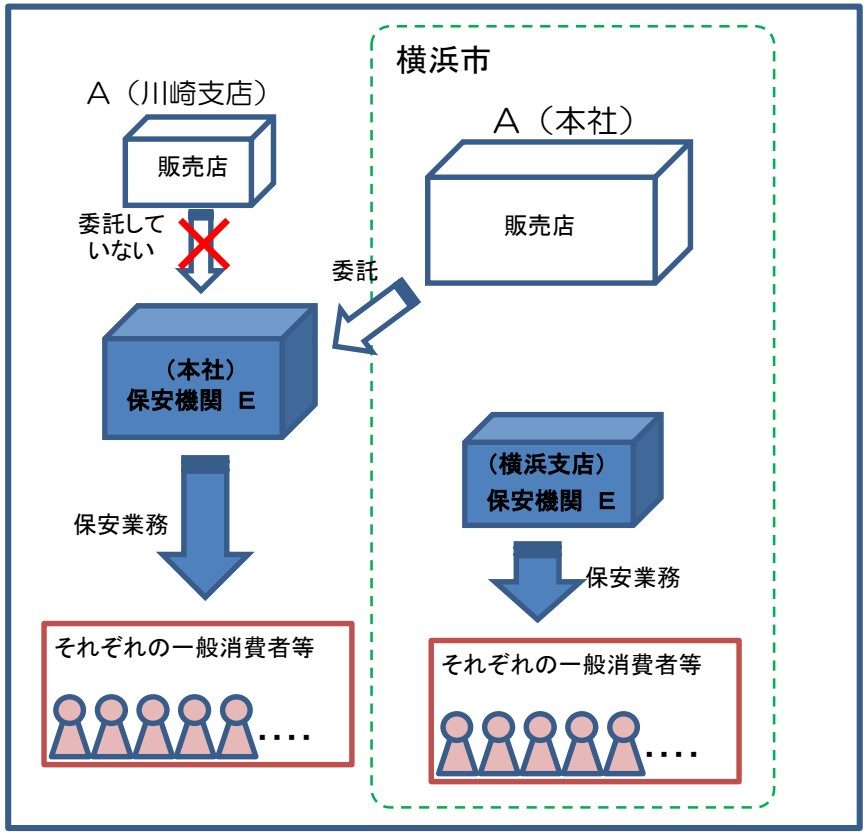

千葉県

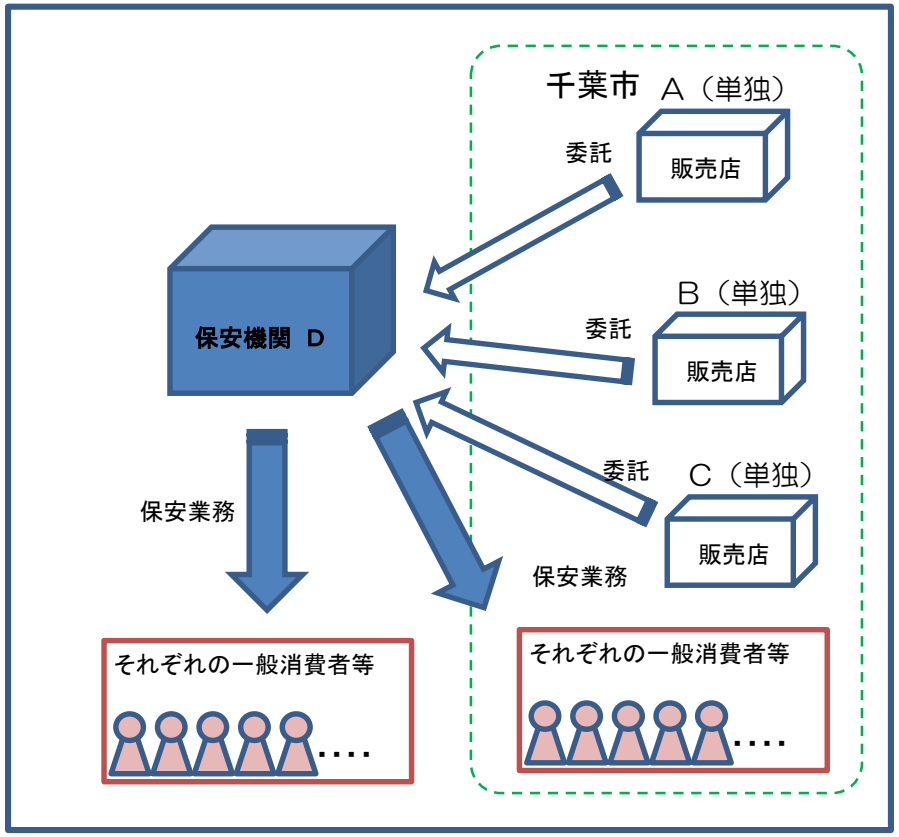

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

立入検査の根拠条文解説

（立入検査等）

第八十三条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた保安機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

立入検査の根拠条文解説

（立入検査等）

３　都道府県知事（又は指定都市の長）は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者、その許可を受けた充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所、営業所、液化石油ガス、充てん設備若しくは液化石油ガス設備工事に使用する機械、器具若しくは材料の保管場所、特定液化石油ガス設備工事の施工場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。ただし、特定液化石油ガス設備工事の施工場所には、当該施工場所の管理者の承諾を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

帳簿（法第81条、施行規則第131条）

液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者は、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、保存しなければならない。

帳簿の記載事項（概要）※規則第１３１条又は「帳簿チェックの方法参照」

販売事業者	保安機関	充てん事業者
・販売記録 ・書面の交付記録 ・保安業務の委託内容 ・貯蔵施設、特定供給設備の異常記録 ・バルク貯槽の検査記録 ・バルク貯槽の附属機器の検査記録 ・バルク容器の機器の検査記録	・供給開始時の供給設備点検、消費設備調査記録 ・容器交換時等の供給設備点検記録 ・定期供給設備点検記録 ・定期供給設備点検を行わなかった場合の記録 ・定期消費設備調査記録 ・定期消費設備調査を行わなかった場合の記録 ・周知の記録 ・緊急時対応記録 ・緊急時連絡記録	・充てん記録 ・保安検査受検記録 ・充てん設備の異常記録

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

立入検査権限の整理（法第83条、政令第13条）

立入検査対象	所管行政庁	立入検査権限（法第８３条）		(A)の大臣事務に係る都道府県等が処理する事務（政令第１３条）		
		経済産業大臣(A)	都道府県知事	都道府県知事	市長	経済産業大臣による実施
販売事業者（経済産業大臣登録）	経済産業大臣（登録）	○		○（販売所）		妨げない
販売事業者（都道府県知事登録）	都道府県知事（登録）	○	○			
保安機関（経済産業大臣認定）	経済産業大臣（認定）	○		○（事業所）		妨げない
保安機関（都道府県知事認定）	都道府県知事（認定）		○			
充てん事業者	都道府県知事（許可）		○			
特定液化石油ガス設備工事業者	都道府県知事（届出）		○			
液化石油ガス器具等の製造を行う者	経済産業大臣	○				
液化石油ガス器具等の輸入を行う者	経済産業大臣	○				
液化石油ガス器具等の販売を行う者	経済産業大臣	○		○（町村等）	○	妨げない
（参考）	所管行政庁	基準適合命令（法第１６条の２第２項）		(A)の大臣事務に係る都道府県等が処理する事務（政令第１３条）		
		経済産業大臣(A)	都道府県知事	都道府県知事	市長	経済産業大臣による実施
登録を受けた販売事業者の供給設備に対する基準適合命令	経済産業大臣（登録）	○		○		
	都道府県知事（登録）		○			

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

立入検査の根拠条文解説

（立入検査等）
４～７　略
８　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
９～１３　略

立入検査の際、身分を示す証明書を確認しましょう。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

いつ、どこで、だれが、どのように行うのか？

（回答）
「定期に」、「１年に１回」など、明確に実施時期を示す条文はありません。

いつ立入検査が行われても対応できるよう、日頃から帳簿の確認を含め業務主任者の職務を実施することが大切です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

・初めて立入検査を受けるが、どの書類を準備したら良いのかわからない。
・書類を準備をしているが、不足するものがないか不安
・法で定める帳簿が自社の帳簿に対応しているか不安
・法で定める帳簿が自社に備わっていない

準備する書類、チェックの手順等を記した「チェックリスト」と、保安教育記録、バルク貯槽管理台帳といった様式を用意しました。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

○　液化石油ガス販売事業チェックリスト(2021)を用いたチェック

チェックの手順	チェック
1　「必要な書類」に記載されている書類等があるかどうか確認する。	☑
2　「帳簿チェックの方法」により、消費者保安台帳等に法定の帳簿内容が網羅されているかどうか確認する。	☑
3　保安業務の実施状況（委託先の実施状況を含む）をチェックし、特に定期点検調査について、期限内に行われているのかどうかを確認する。	☑
4　チェックリスト(2021)によりチェックする。 〈チェックの手順〉 (1) チェック項目③、⑥について目視により確認する。 （ポイント） ＬＰガス容器を車に積み置きしていないか。看板の表示は薄くなっていないか。消火器は２０型か。貯蔵施設内に廃棄予定のマイコンメーター、その他不要なものがおいてないか。 (2) チェック項目①②　④⑤　⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬　⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑を書類等により確認する。 （ポイント） 質量販売はあるか。ある場合、書面交付、保安業務（供給開始時調査、周知等）は適正に実施されているか。保安業務は期限内に実施されているか。再講習は期限内に受講しているか。 (3) すべての項目が適正に行われていた場合、⑭をチェックする。	☑ ☑ ☑ ☑
5　チェックした結果、不備等あれば早急に対応する。	☑

このチェック表の全ての項目にチェックが入れば完了です。

１．「必要な書類」に記載されている書類等があるかどうか確認し、チェックを入れる。
２．「帳簿チェックの方法」により、消費者保安台帳等に法定の帳簿内容が網羅されているかどうか確認し、チェックを入れる。
３．保安業務の実施状況をチェックし、期限内に行われているのかどうかを確認し、チェックを入れる。
４．「チェックリスト（２０２１）」により、基準に適合しているかどうか確認し、チェックを入れる。
５．１．～４．を確認した結果、不備等があれば改善を行う。改善後にチェックを入れる。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

○　必要な書類

書類等の名称	備考	チェック
〈行政庁提出関係書類（一般的なものを掲載）〉		
液化石油ガス販売事業登録申請書 ※行政庁提出関係書類は全て「写し」「控え」（以下同じ）	平成９年３月３１日以前に販売事業を行っている場合は、販売事業許可申請書となります。	☑
（関連）登録証、登録番号通知書等 ※関連の書類は全て原本（以下同じ）		☑
液化石油ガス販売所等変更届書		☑
業務主任者等選任（解任）届書		☑
貯蔵施設等設置許可申請書・完成検査申請書	平成９年３月３１日以前に販売事業を行っている場合は、販売事業許可申請書となります。	☑
（関連）許可書、完成検査証等		☑
貯蔵施設等変更許可申請書・完成検査申請書		☑
（関連）許可書、完成検査証等		☑
貯蔵施設等変更届書		☑
液化石油ガス販売事業報告		☑
事故届書（液石）	高圧ガス保安法の規定による届出	☑
〈その他の書類〉		
消費者に交付した書面の写し		☑
損害賠償責任保険加入申込書等		☑
保安業務委託契約書		☑
（関連）契約に基づく覚書、名簿等		☑
保安業務実施記録		☑
供給開始時点検・調査		☑
容器交換時点検		☑
定期供給設備点検・消費設備調査		☑
緊急時対応記録等		☑
周知記録等		☑
保安教育実施記録		☑
ＬＰガス料金表		☑
周知文書（又は周知内容がわかるもの）		☑
〈帳簿関係書類〉		
消費者保安台帳		☑
〈免状関係〉		
第二種販売主任者免状		☑
業務主任者代理者講習修了証		☑

「必要な書類」

・「書類等の名称」に記載された書類等があるかどうかを確認し、チェックを入れる。

・販売所によっては不要な項目（例えば、貯蔵施設等設置許可申請書等）もあります。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

○　帳簿チェックの方法

【規則第１３１条第１項の表（帳簿）】		対応する台帳・帳簿・書類等									
				保安業務の実施記録等							
記載すべき場合	記載すべき事項	消費者保安台帳	交付した書面の写し	供給開始時点検調査表	定期点検調査表	容器交換時点検表	容器配送記録表	周知記録表	緊急時対応の記録表	異常時措置記録	バルク貯槽管理台帳
一　液化石油ガスを体積により一般消費者等に販売した場合	一　充てん容器の種類及び数										
	二　販売開始の年月日										
	三　販売先										
	四　充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類又は数に変更のあった場合においてはその内容										
二　液化石油ガスを質量により一般消費者等に販売した場合	一　充てん容器の種類及び数										
	二　販売の年月日										
	三　販売先										
三　販売した液化石油ガスであって消費されないものを一般消費者等から引き取った場合	一　引き取った液化石油ガスに係る充てん容器の種類及び数										
	二　引取りの年月日										
	三　引取元										
四　法第十四条第一項の書面交付を行った場合	一　書面交付に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所										
	二　書面交付をした者の氏名										
	三　書面交付の年月日										
	四　書面の内容										
五　法第二十九条の認定を受けた保安機関に法第二十七条第一項各号の業務を委託した場合	一　委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所										
	二　委託を行った保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地										
	三　保安業務の結果										
	四　供給設備が法第十六条の二第一項の技術上の基準（特定供給設備にあっては法第三十七条の技術上の基準）に適合しないものであった場合は、それに対して講じた措置の内容										
	五　消費設備が法第三十五条の五の技術上の基準に適合しないものであった場合は、その消費設備の所有者又は占有者に通知した内容										
	六　法第二十七条第一項第四号に基づき実施した措置の内容										
	七　保安業務を行った年月日										
六　貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合	一　その内容										
	二　それに対して講じた措置										
	三　異常があった年月日及び措置を講じた年月日										
七　第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の検査を行った場合	一　バルク貯槽の種類及びその製造事業者の名称										
	二　高圧ガス保安法第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の十四第二項の特定設備基準適合証の番号及び発行年月日										
	三　検査を行った年月日										
	四　検査を行った者の氏名又は名称及び住所										
	五　検査の結果										
八　第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の附属機器の検査を行った場合	一　附属機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称										
	二　検査を行った年月日										
	三　検査を行った者の氏名又は名称及び住所										
	四　検査の結果										
九　第十六条第二十三号の規定によりバルク容器の機器の検査を行った場合	一　機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称										
	二　検査を行った年月日										
	三　検査を行った者の氏名又は名称及び住所										
	四　検査の結果										

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

○　帳簿チェックの方法

【規則第１３１条第１項の表（帳簿）】		対応する台帳・帳簿・書類等									
		消費者保安台帳	交付した書面の写し	保安業務の実施記録等						異常時措置記録	バルク貯槽管理台帳
記載すべき場合	記載すべき事項			供給開始時点検調査表	定期点検調査表	容器交換時点検表	容器配送記録表	周知記録表	緊急時対応の記録表		
一　液化石油ガスを体積により一般消費者等に販売した場合	一　充てん容器の種類及び数	○									
	二　販売開始の年月日										
	三　販売先										
	四　充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類又は数に変更のあった場合においてはその内容										
二　液化石油ガスを質量により一般消費者等に販売した場合	一　充てん容器の種類及び数										
	二　販売の年月日										
	三　販売先										
三　販売した液化石油ガスであって消費されないものを一般消費者等から引き取った場合	一　引き取った液化石油ガスに係る充てん容器の種類及び数										
	二　引取りの年月日										
	三　引取元										
四　法第十四条第一項の書面交付を行った場合	一　書面交付に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所		○								
	二　書面交付をした者の氏名										
	三　書面交付の年月日										
	四　書面の内容										

「帳簿チェックの方法」

１．左側（グリーン）が法定の帳簿の内容、右側（オレンジ）が販売所にある帳簿・書類です。

２．左側の「記載すべき内容」について、右側のどの帳簿・書類にあるのかを確認し、当該帳簿・書類に○印を記入します。

３．すべての「記載すべき内容」について、右側に○印が記入されれば完了です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

液化石油ガス販売事業チェックリスト(2021)

チェック項目	チェックのポイント 【 】は業務主任者の職務（規則第２４条各号条文）	チェック	用意するもの等
○販売事業者の登録要件等			
① 登録時の会社名、本店所在地、代表者名に変更はありませんか。	変更した場合、販売所等変更届の他、書面再交付、必要の応じて標識の修正等も必要となります。 【一 法第三条第二項第三号から第五号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第八	□	液化石油ガス販売所等変更届書（控）
② 販売所の名称、所在地に変更はありませんか。		□	液化石油ガス販売所等変更届書（控）
③ 貯蔵施設は適切に管理されていますか。	規則第１４条に定める貯蔵施設の基準 ・貯蔵施設の明示・警戒標 □ 見やすい位置（近接、立ち入る方向が複数ある場合それぞれの方向に設置） □ 「ＬＰガス貯蔵施設」「ＬＰガス容器置場（H9.3.31以前のものに限る）」 □ 「燃」（赤色文字） □ 「火気厳禁」（赤色文字） □ 販売所の名称及び所在地、管理者の氏名、管理者の電話番号（販売所から５０ｍ以上離れた場所の場合に限る） ・保安物件までの距離（コンクリートブロック障壁構造の貯蔵施設の場合は距離確保不要） ・障壁構造 □ コンクリートブロックの破損等はないか。 ・不燃性又は難燃性の軽量な屋根 □ 屋根の破損はないか。 ・滞留しない構造 □ 床面に面した換気口が塞がれていないか。 ・消火設備（消火器の場合） □ 消火器は能力単位Ａ－４，Ｂ－１０以上のものか。（市販の消火器の場合２０型以上） 規則第１６条の販売の基準に定める貯蔵施設の基準 □ 充てん容器と残ガス容器は区分して置かれているか。 □ 計量器等作業に必要な物以外置いていないか。 □ 周囲２ｍ以内に、火気、引火性若しくは発火性のものは置かれていないか。（障壁構造の場合を除く） □ 充てん容器、残ガス容器は常に４０度以下に保たれているか。（屋根の破損等ないか） □ 充てん容器、残ガス容器には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷措置が講じられているか。 （水平で、かつ上から物が落ちる場所に置かない、プロテクターのない容器はキャップ、１０ｋｇ容器は２段積み以下）	□	液化石油ガス販売事業登録申請書（控） 液化石油ガス販売所等変更届書（控） 貯蔵施設等設置許可申請書（控）※３ｔ以上の貯蔵施設の場合
④ 委託する保安機関に変更はありませんか。	保安機関を替えたとき以外に、保安機関が名称を変更した場合も販売所等変更届の提出が必要となる場合があります。	□	
⑤ 損害賠償責任保険に加入していますか。	チェック時における最新の加入証え、付保証明書等を用意してください。	□	付保証明書 加入申込書（控）
⑥ 公衆の見やすい場所に標識を掲示していますか。	（規則様式第４号） 液化石油ガス販売事業者証 登録番号 ２３Ａ○○○○ 登録年月日 平成９年４月１日 氏名又は名称 株式会社 ○○○○ 代表者の氏名 ○○○○ 販売所の位置及び所在地 ○○○ 埼玉県さいたま市北区土呂町１番２号	□	
○書面			
⑦ 契約した消費者に書面を交付していますか。	【二 法第十四条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。】	□	交付した書面（控） 感謝頼
⑧ 書面記載事項に変更があった際に再交付していますか。		□	
○基準適合義務			
⑨ 貯蔵施設、供給設備について、基準に適合するよう維持していますか。	保安業務（自社実施、委託）における容器交換時点検、定期供給設備点検において「不適合」とされ、改善されていない場合、この基準適合義務の違反となる場合があります。 【五 供給設備が法第十六条の二第一項の基準（特定供給設備にあっては、法第三十七条の基準）に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。】	□	液化石油ガス販売事業登録申請書（控） 液化石油ガス販売所等変更届書（控） 貯蔵施設等設置許可申請書（控）※３ｔ以上の貯蔵施設、特定供給設備がある場合 保安業務の実施記録 感謝頼
○保安教育			
⑩ 従業員に保安教育を実施していますか。	保安教育を実施した場合には必ず、その実施状況を記録し、使用した資料も保存しておくと良いです。 従業員を集め、一斉に保安教育を実施するもののほか、従業員に高圧ガス保安協会等が実施する保安講習会を受講させることも保安教育の一つとなります。 【六 法第十八条第一項の規定による保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。】	□	保安教育の実施記録
○業務主任者関係			
⑪ 消費者数に応じた業務主任者を選任していますか。	消費者の数 ～1,000未満：１人、1,000以上3,000未満：２人 （販売所ごとに）	□	消費者保安台帳 感謝頼 販売事業報告 業務主任者の免状
⑫ 業務主任者代理者を選任していますか。	１人以上	□	

「液化石油ガス販売事業チェックリスト（２０２１）」

・「チェック項目欄」に記載された内容について、チェックポイント欄を参考に確認し、チェックを入れる。

・目視により確認するもの、書類を確認するものがあります。１枚目（チェックリストを用いたチェック）に手順が記載されています。

・すべての内容をチェックしたら完了です。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

⑬ 業務主任者は再講習を期限内に受講していますか。	講習を受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から５年以内（再講習） 例１：H10.3.31受講→H15.3.31までに再講習受講 例２：H10.4.1受講→H16.3.31までに再講習事項 ※実際に受講できる日について、講習実施者にご確認ください。	□	
⑭ 法で定める業務主任者の職務を行っていますか。	法定１０項目（規則第２４条）について業務主任者が実施することになります。 また、販売事業者の法令違反についての多くは、業務主任者の職務と関係があります。※各チェックポイントの下段を参照	□	
○販売事業の取消し			
⑮ 顧客となる消費者はいますか。	消費者が０人の場合、登録行政庁による登録取消の要件となります。	□	消費者保安台帳
○保安業務関係			
⑯ 保安業務を行っていますか。	販売契約をする消費者全員（体積販売、質量販売）に例外なく保安業務を実施する必要があります。 保安業務の点検結果を消費者保安台帳に記入・入力し、適切に実施状況を管理する必要があります。 【七　法第二十七条第一項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。】	□	保安業務の実施記録 消費者保安台帳 保安業務委受託契約書 帳簿類
⑰ 保安業務委受託契約書（原本）はありますか。	収入印紙の貼付については、印紙税法の規定となります。	□	
○貯蔵施設（３ｔ以上）等			
⑱ 許可対象となる貯蔵施設、供給設備（特定供給設備）はありますか。	都道府県知事の許可を受けた状態を維持する必要があります。	□	貯蔵施設等設置許可申請書（控）※３ｔ以上の貯蔵施設の場合
○帳簿			
⑲ 規則に記載されている内容の帳簿を保存していますか。	【十　帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。】	□	
○販売事業者が帳簿に記載すべき事項（規則第１３１条第１項）			
一　液化石油ガスを体積により一般消費者等に販売した場合	一　充てん容器の種類及び数 二　販売開始の年月日 三　販売先 四　充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類又は数に変更のあった場合においてはその内容		消費者保安台帳 保安業務の実施記録（容器交換時点検） 交付した書面（控）
二　液化石油ガスを質量により一般消費者等に販売した場合	一　充てん容器の種類及び数 二　販売の年月日 三　販売先		消費者保安台帳 交付した書面（控）
三　販売した液化石油ガスであって消費されないものを一般消費者等から引き取った場合	一　引き取った液化石油ガスに係る充てん容器の種類及び数 二　引取りの年月日 三　引取元		消費者保安台帳 伝票（引取に係るもの） ※質量販売
四　法第十四条第一項の書面交付を行った場合	一　書面交付に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二　書面交付をした者の氏名 三　書面交付の年月日 四　書面の内容		消費者保安台帳 交付した書面（控）
五　法第二十九条の認定を受けた保安機関に法第二十七条第一項各号の業務を委託した場合	一　委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二　委託を行った保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地 三　保安業務の結果 四　供給設備が法第十六条の二第一項の技術上の基準（特定供給設備にあっては法第三十七条の技術上の基準）に適合しないものであった場合は、それに対して講じた措置の内容 五　消費設備が法第三十五条の五の技術上の基準に適合しないものであった場合は、その消費設備の所有者又は占有者に通知した内容 六　法第二十七条第一項第四号に基づき実施した措置の内容 七　保安業務を行った年月日		消費者保安台帳 保安業務の実施記録 交付した書面（控） 保安業務委受託契約書
六　貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合	一　その内容 二　それに対して講じた措置 三　異常があった年月日及び措置を講じた年月日		貯蔵施設・特定供給設備異常時措置記録
七　第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の検査を行った場合	一　バルク貯槽の種類及びその製造事業者の名称 二　高圧ガス保安法第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の十四第二項の特定設備基準適合証の番号及び発行年月日 三　検査を行った年月日 四　検査を行った者の氏名又は名称及び住所 五　検査の結果		消費者保安台帳 バルク貯槽等検査記録
八　第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の附属機器の検査を行った場合	一　附属機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 二　検査を行った年月日 三　検査を行った者の氏名又は名称及び住所 四　検査の結果		消費者保安台帳 バルク貯槽等検査記録
九　第十六条第二十三号の規定によりバルク容器の機器の検査を行った場合	一　機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 二　検査を行った年月日 三　検査を行った者の氏名又は名称及び住所 四　検査の結果		消費者保安台帳 バルク貯槽等検査記録
○届出・報告等			
㉘ 販売事業について毎年報告書を提出していますか。		□	
㉗ 登録事項に変更があった場合、変更届を提出していますか。		□	液化石油ガス販売所等変更届書（控）

「液化石油ガス販売事業チェックリスト（２０２１）」（裏面）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

液化石油ガス保安教育記録

日時	
場所	
講師	
受講者	
教育の内容	
資料名	
備考	

回覧						
社長	業務主任者	担当者				

液化石油ガス保安教育記録（例）

日時	令和〇年〇月〇日　１３：３０から１５：００まで
場所	〇〇営業所　１F会議室
講師	保安課長　〇〇　〇〇（業務主任者）
受講者	（保安課）　〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 （営業課）　〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇　以上８名
教育の内容	高圧ガス保安協会が実施したＬＰガス保安情報説明会の資料により、次のとおり保安教育を実施した。また、営業課職員及び保安課職員による意見交換を行った。 １．最近の法令改正動向 →容器のチェーン二重掛けについて、浸水が予想される地域において必須となったので、準備を進める必要がある。 ２．２０２０年に発生したLPガス事故事例 →２０２０年はCO中毒事故ゼロ。他工事業者による事故が最近は５０件程度発生している。 ３．バルク貯槽２０年検査について →当営業所の管轄にはバルク供給をしていないが、今後バルク貯槽の導入にあたり参考となった。 ４．意見交換
資料名	最近の法令改正動向 ＬＰガス事故年報 バルク貯槽２０年検査について
備考	保安課〇〇〇〇は緊急時対応のため欠席、営業課〇〇〇〇は顧客対応のため欠席。明日９時から個別に保安教育を実施する。

回覧						
社長	業務主任者	担当者				
サイン	サイン	サイン	サイン	サイン	サイン	サイン

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

貯蔵施設・特定供給設備異常時措置記録

株式会社〇〇〇〇　〇〇営業所

施設区分	〔　貯蔵施設　・　特定供給設備　〕　※特定供給設備の場合消費者先名称及び所在地を記載	
	消費先名称	
	消費先所在地	
異常があった年月日	（西暦）　年　月　日　午前・午後　時　分	
異常の内容		
措置年月日	（西暦）　年　月　日　午前・午後　時　分	
措置の内容		
備　考		

回覧						
社長	業務主任者	担当者				

〔帳簿保存：　永年　・　〔　年〕　・　2年（記載の日から）　〕

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

貯蔵施設・特定供給設備異常時措置記録

株式会社〇〇〇〇　〇〇営業所

施設区分	〔　貯蔵施設　・　特定供給設備　〕　※特定供給設備の場合消費者先名称及び所在地を記載	
	消費先名称	株式会社〇〇フードサービス（スシシロー　〇〇店）
	消費先所在地	〇〇市〇〇町１－１
異常があった年月日	（西暦）２０２１年　６　月　３０　日（水）　午前・午後　０　時　３０　分	
異常の内容	２０２１年６月３０日午後０時３０分、スシシロー〇〇店従業員〇〇〇〇様から、バルク貯槽付近でガス臭がする旨の連絡を受け、緊急出動を〇〇営業所〇〇〇〇に命じた。午後０時４５分、〇〇〇〇が現場に到着し、原因調査を行った。調査の結果、通常使用しないバルク貯槽の液取り出し弁が緩んでおり、プラスチック製のキャップの隙間から微少の漏えいが確認された。このため、午後０時５５分、液取り出し弁の閉止を行い、石けん水及びガス漏えい検知器により漏えいがないことを確認した。 その後、スシシロー〇〇店の店長〇〇〇〇様に状況及び措置内容の結果を報告し、後ほど、金属製プラグに取り替える旨説明し、了解を得た。 〔異常の内容：通常使用しない液取り出し弁の緩みによるＬＰガスの漏えい〕	
措置年月日	（西暦）２０２１年　６　月　３０　日（水）　午前・午後　５　時　００　分	
措置の内容	２０２１年６月３０日午後５時、〇〇営業所〇〇〇〇がプラスチック製のキャップを金属製プラグに交換し、再度、石けん水及びガス漏えい検知器により漏えいがないことを確認した。 その後、スシシロー〇〇店の店長〇〇〇〇様に措置内容を報告し、了解を得た。 〔措置の内容：液取り出し弁からの漏えいの閉止（2021年6月30日午後0時55分）、金属製プラグへの取替え（2021年6月30日午後5時）〕	
備　　考	緊急時対応としての記録は別途保安機関の帳簿に記載済み	

回覧						
社長	業務主任者	担当者				
サイン	サイン	サイン	サイン	サイン	サイン	サイン

〔帳簿保存　永年　・　〔　年〕　・　２年（記載の日から）　〕

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

貯蔵施設・特定供給設備異常時措置記録

株式会社〇〇〇〇　〇〇営業所

異常があった年月日※1	施設区分　※2	異常の内容	措置年月日※1	措置の内容	備考
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				
	〔貯蔵施設・特定供給設備〕 消費先名称： 消費先所在地：				

※1　可能な限り、時間（午前〇時〇分ごろ）まで記載すること。

〔帳簿保存：　永年　・　〔　　年〕　・　２年（記載の日から）　〕

※2　特定供給設備の場合、消費先名称及び消費先所在地を記載すること。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

バルク貯槽管理台帳（その１）

消費者名称	
消費者所在地	
設置年月日	
届出年月日（設備工事届書）	
許可年月日（特定供給設備）	
許可番号（特定供給設備）	
完成検査年月日（特定供給設備）	

機器内訳（設置時）

【バルク貯槽】	検査周期 ※2	バルク貯槽の種類・貯蔵能力	製造事業者の名称	特定設備検査合格証等の番号 ※1	特定設備検査合格証等の発行年月日
バルク貯槽	20年				
【附属機器】	検査周期 ※2	製造事業者の名称	製造番号	製造年月	備考
安全弁	5年				
安全弁元弁	20年				
液面計	20年				
過充てん防止装置	20年				
液取入弁	20年				
（カップリング用液流出防止装置）	20年				
ガス取出弁	20年				
（ガス放出防止器）	20年				
（緊急遮断装置）	20年				
均圧弁	20年				
（カップリング）	20年				

※　特定設備検査合格証等について別途保管すること。

※２　検査周期は、安全弁は前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあっては製造の日。他の附属機器も同様。）から５年以内、他の附属機器は前回の検査の日から２０年以内（経過年数が２０年を超えるものは５年以内）に検査を実施すること。（バルク貯槽本体の検査日との関係で緩和あり）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査について

ＬＰガス最新情報説明会資料

準備と対応（チェックリストのご紹介）

バルク貯槽管理台帳（その２）　【交換・検査記録】

【検査記録】

【機器の種類】	告示検査（1回目）			告示検査（2回目）		
	検査年月日	検査実施者の氏名又は名称及び住所	検査の結果	検査年月日	検査実施者の氏名又は名称及び住所	検査の結果
バルク貯槽						
安全弁						
安全弁元弁						
液面計						
過充てん防止装置						
液取入弁						
（カップリング用液流出防止装置）						
ガス取出弁						
（ガス放出防止器）						
（緊急遮断装置）						
均圧弁						
（カップリング）						

【交換の記録】

（安全弁）

機器の種類	製造事業者の名称	製造番号	製造年月（告示検査年月日）	交換年月日	備考（次回検査予定日等を記載）
安全弁(2)					
安全弁(3)					
安全弁(4)					
安全弁(5)					
安全弁(6)					

( )内の数値は、設置時を(1)としたときの数字

（安全弁以外の附属機器）

機器の種類	製造事業者の名称	製造番号	製造年月（告示検査年月日）	交換年月日	備考（次回検査予定日等を記載）

機種の種類の後に( )に、設置時を(1)とした数字を記入すること。例：設置時の液面計を１回交換した場合「液面計(2)」

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

1967年以降のＬＰガス事故発生状況

液化石油ガス事故件数の推移

年	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
事故件数	167	112	170	217	217	299	368	540	497	581	638	570	793	761	714	570	559	545	496	515	401	390	306	262	194	146	112
対前年比(%)	34	▲33	52	28	0	38	23	47	▲8	17	10	▲11	39	▲4	▲6	▲20	▲2	▲3	▲9	4	▲22	▲3	▲22	▲14	▲26	▲25	▲23
死　者	33	38	69	44	33	52	59	74	40	65	56	72	63	60	50	43	51	36	35	42	29	37	36	27	13	31	7
負傷者	271	146	236	283	301	398	389	679	543	523	684	640	825	758	723	650	645	529	550	477	381	336	327	233	171	162	135

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
事故件数	82	88	101	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219	239	234	185	204	227	260	210	187	182	140	195	212	202	192
対前年比(%)	▲27	7	15	▲33	10	5	▲1	12	3	33	▲13	0	108.6	9	▲2	▲21	10	11	15	▲19	▲11	▲ 3	▲ 23	39	9	4	▲ 9
死　者	3	12	14	6	9	5	8	2	4	7	2	1	0	4	4	4	5	1	1	3	1	2	0	0	1	0	1
負傷者	83	80	109	64	82	66	73	69	64	86	88	58	78	98	79	148	83	88	85	52	76	60	52	50	46	32	29

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

1967年以降のＬＰガス事故発生状況

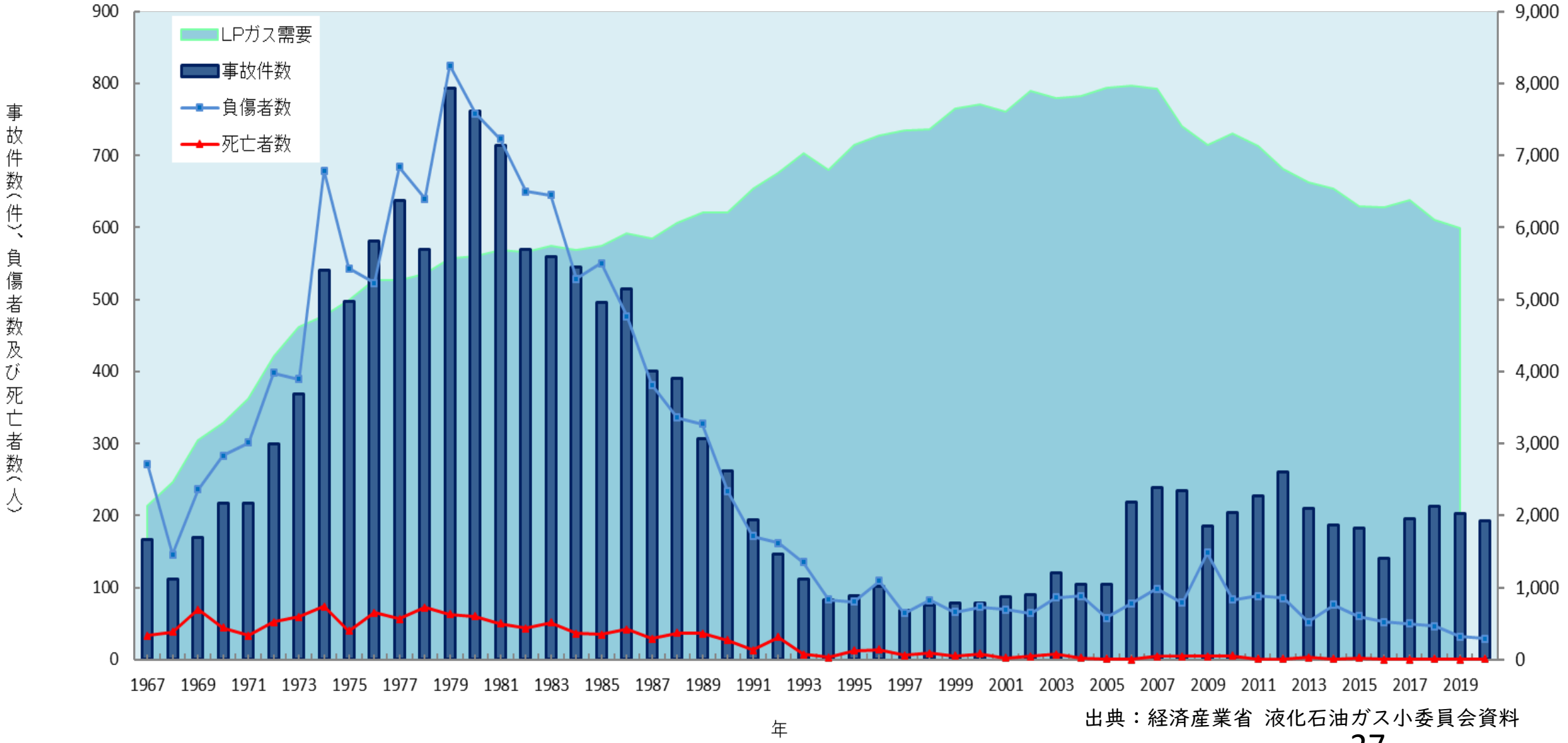

出典：経済産業省 液化石油ガス小委員会資料

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

ＬＰガス一般消費者等事故集計表

ＬＰガス一般消費者等事故集計表

（2022年2月末現在）

※速報値のため、変更等があり得ます。

1. 年別及び月別事故（累計）件数

月＼年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
1月	26	17	21	26	13	17	15	22	22	29
2月	61 87	25 42	38 59	28 54	13 26	19 36	27 42	16 38	19 41	15 44
3月	46 133	29 71	15 74	15 69	10 36	12 48	27 69	12 50	20 61	23 67
4月	18 151	19 90	8 82	10 79	4 40	16 64	5 74	13 63	8 69	10 77
5月	8 159	18 108	9 91	12 91	12 52	10 74	23 97	17 80	10 79	15 92
6月	10 169	12 120	15 106	9 100	11 63	18 92	13 110	16 96	17 96	22 114
7月	14 183	9 129	14 120	11 111	12 75	25 117	17 127	16 112	13 109	22 136
8月	18 201	21 150	10 130	11 122	21 96	18 135	9 136	21 133	24 133	18 154
9月	15 216	14 164	17 147	17 139	12 108	13 148	20 156	13 146	13 146	18 172
10月	13 229	16 180	9 156	10 149	8 116	17 165	18 174	20 166	18 164	20 192
11月	14 243	13 193	13 169	22 171	10 126	11 176	21 195	21 187	17 181	11 203
12月	17 260	17 210	18 187	11 182	14 140	19 195	17 212	16 203	17 198	9 212
合　計	260	210	187	182	140	195	212	203	198	212
対前年比（%）	＋14.5	▲19.2	▲11.0	▲2.7	▲23.1	＋39.3	＋8.7	▲4.2	▲2.5	＋7.1

［注］1. 下線部分は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得ます。

2. 年別事故件数及び死傷者数

（2022年2月末現在）

項目＼年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
件　数	260	210	187	182	140	195	212	203	198	212
うち B級以上事故	3	3	2	4	1	0	1	1	1	1
死者（人）	1	3	1	2	0	0	1	0	1	1
傷者（人）	85	52	76	60	52	50	46	32	29	20
うち B級以上事故	26	1	3	21	15	0	0	8	19	0

［注］速報値のため、変更等があり得ます。

3. CO中毒事故年別事故件数及び死症者数

項目＼年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
件　数	8	4	3	4	9	3	6	0	0	0
うち B級以上事故	2	2	1	1	1	0	1	0	0	0
死者（人）	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0
症者（人）	37	4	4	12	29	5	14	0	0	0
うち B級以上事故	23	1	0	7	15	0	0	0	0	0

［注］速報値のため、変更等があり得ます。
※酸欠事故は含みません。

出典：経済産業省　ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

ＬＰガス一般消費者等事故集計表

4. 原因者等別事故件数

年 / 項目	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
一般消費者等起因	78	77	59	60	45	54	68	57	39	46
うち 点火ミス、立ち消え	(20)	(33)	(32)	(21)	(16)	(19)	(18)	(16)	(8)	(9)
うち 不適切な使用	(15)	(10)	(3)	(14)	(20)	(14)	(12)	(3)	(5)	(14)
うち 誤開放	(12)	(12)	(5)	(8)	(3)	(7)	(10)	(16)	(9)	(5)
一般消費者等及びＬＰガス販売事業者等起因	11	3	6	4	0	3	2	2	9	5
ＬＰガス販売事業者等起因	38	29	23	32	31	43	31	44	46	38
うち 腐食等劣化	(14)	(16)	(13)	(14)	(14)	(14)	(18)	(19)	(18)	(15)
うち 工事ミス、作業ミス	(9)	(9)	(3)	(10)	(7)	(17)	(7)	(13)	(10)	(6)
うち 容器交換時の接続ミス等	(7)	(3)	(3)	(2)	(8)	(6)	(3)	(2)	(8)	(11)
その他の事業者起因	35	27	24	22	41	61	54	66	70	79
うち 設備工事業者	(3)	(5)	(3)	(2)	(2)	(11)	(3)	(1)	(3)	(3)
うち 充てん事業者	(3)	(1)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)
うち 他工事業者	(23)	(18)	(19)	(16)	(34)	(49)	(48)	(58)	(54)	(62)
うち 器具メーカー	(6)	(3)	(1)	(4)	(3)	(0)	(3)	(5)	(13)	(11)
雪害等の自然災害	64 (64)	40 (39)	40 (39)	34 (32)	8 (6)	12 (9)	34 (29)	9 (6)	1 (0)	21 (19)
その他※	8	16	18	16	3	5	11	1	9	5
不　明	26	18	17	14	13	17	12	24	24	18
合　計	260	210	187	182	141	195	212	203	198	212

[注]速報値のため、変更等があり得ます。

※「その他」に分類されているものは、原因者等が複合する場合、上記に分類されていない事業者の場合等です。

なお、「雪害等の自然災害」の（ ）内は、雪害に起因する事故の件数です。

5. 発生場所別事故件数

（2022年2月末現在）

年 / 項目	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
一般住宅	97	77	71	77	44	65	89	72	84	81
共同住宅	75	54	48	35	40	55	50	50	59	68
旅　館	3	2	2	0	3	6	1	3	3	1
飲食店	22	39	23	26	14	28	24	31	18	19
学　校	10	5	4	5	7	11	8	7	8	2
病　院	1	3	1	2	2	1	1	1	2	2
工　場	5	2	1	3	2	3	3	1	2	3
事務所	7	0	5	1	3	3	7	5	5	5
その他	40	28	32	33	26	23	29	33	17	31
合　計	260	210	187	182	141	195	212	203	198	212

[注]速報値のため、変更等があり得ます。

出典：経済産業省　ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

ＬＰガス一般消費者等事故集計表

6. 現象別事故件数

項目＼年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
漏えい	160	113	98	102	85	114	148	148	148	160
漏えい爆発等	48	48	59	43	27	43	33	26	19	25
漏えい火災	44	43	27	31	19	35	24	29	31	27
CO中毒酸欠	8	6	3	6	9	3	7	0	0	0
合　計	260	210	187	182	140	195	212	203	198	212

［注］速報値のため、変更等があり得ます。
　　ガス漏れのない火災は事故件数から除きます。

7. 発生箇所別事故件数
（2022年4月末現在）

項目＼年		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
供給設備	容器、容器バルブ	10	6	7	4	11	9	1	9	6	10
	調整器	42	31	20	20	9	13	21	11	25	26
	高圧ホース 集合装置 ガスメータ	31	18	9	16	15	23	20	18	24	28
	バルク貯槽 バルク容器 附属機器等	6	1	9	4	5	2	4	5	4	2
	供給管	39	43	45	36	38	40	52	42	47	52
	内埋設管	12	20	21	22	27	31	39	26	39	36
	その他	4	0	0	0	0	0	2	5	4	1
	計	132	99	90	80	78	87	100	90	110	119
消費設備	配管	32	17	24	26	11	39	46	55	42	41
	内埋設管	4	5	6	6	6	16	22	24	19	19
	末端ガス栓	18	11	9	11	5	11	13	13	12	9
	金属フレキ管 低圧ホース ゴム管等	21	21	13	22	10	14	11	9	8	12
	こんろ	5	3	9	3	3	4	3	2	0	0
	炊飯器	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	レンジ オーブン	0	4	0	0	0	1	0	0	1	1
	瞬間湯沸器	6	2	3	3	4	7	2	3	1	5
	ふろがま	17	20	14	12	8	7	13	6	11	7
	ストーブ	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1
	業務用 燃焼器	20	29	23	19	20	23	21	18	9	9
	その他の 燃焼器	4	2	0	1	0	1	0	2	0	1
	その他 （不明）	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0
	計	124	109	96	99	61	108	109	111	87	86
その他		0 （0）	0 （0）	0 （0）	1 （0）	1 （0）	0 （0）	1 （1）	0 （0）	0 （0）	3 （3）
不　明		4	2	1	2	1	0	2	2	1	4
合　計		260	210	187	182	141	195	212	203	198	212

［注］速報値のため、変更等があり得ます。
　　なお、本表は事故発生箇所を分類したものであって、必ずしも各々の器具等の不具合によるものではありません。
「その他」の（ ）内は充てん設備によるものです。

出典：経済産業省　ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

ＬＰガス一般消費者等事故集計表

（参考 １）
消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

年 / 項目	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全事故件数	260	210	187	182	140	195	212	203	198	212
消費設備に係る事故件数	124	109	96	99	61	108	109	111	87	86
消費設備に係る安全器具設置先事故発生件数	47	41	27	31	31	43	55	58	44	50
うちB級事故件数	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
うちCO中毒事故件数	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0

［注］速報値のため、変更等があり得ます。

消費設備に係る安全器具設置先事故発生件数　50 件の内訳

- 燃焼器具の立消え、点火ミス等 … 3 件
- 燃焼器具の器具栓閉め忘れ、誤開放等 … 6 件
- 燃焼器具の異常燃焼 … 0 件
- 燃焼器具の修理ミス等 … 0 件
- 燃焼器具の経年劣化 … 2 件
- ふろがまの空だき … 0 件
- CO中毒・酸欠 … 0 件
- 末端ガス栓の誤開放等 … 3 件
- 配管の損傷･腐食･接続不良 … 26 件
- ゴム管等の接続不良 … 2 件
- ゴム管等の損傷 … 1 件
- ふろがまの経年劣化 … 0 件
- 金属フレキ管腐食･損傷 … 2 件
- 金属フレキ管接続ミス･接続不良 … 0 件
- 末端ガス栓の腐食･損傷 … 0 件
- 末端ガス栓の接続工事不良 … 0 件
- 設備工事中の作業ミス等 … 2 件
- 不明 … 3 件

出典：経済産業省 ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

ＬＰガス一般消費者等事故集計表

（参考 2）

B級事故発生状況
（2022年2月末現在）

発生月日	発生場所	現　象	被害状況	建　物	原　因　等
1月14日	秋田県 羽後町	漏えい爆発・火災	死者1名	一般住宅	一般住宅において、屋根の雪下ろし又は落雪等、何らかの原因によって供給設備の一部が破損し、漏えいしたLPガスが雪に囲まれた家屋の周辺や床下に滞留し、何らかの着火源に引火し爆発し、火災に至ったもの。 なお、事故の前日に被害者の屋根の雪下ろし作業が行われ、軒下には3m以上の高さで雪が堆積していたため、供給設備が雪に埋設した状態であったことが推定されるが、実際にどのような状態になっていたかは不明とのこと。また、警察が被害者と同居していた親族から聞き取りを行ったところによると、事故当日の6:30～7:00ごろ、朝食のためLPガスこんろを使用していたとのこと。さらに、被害者は冬期間は日常台所に置いていた反射式石油ストーブを暖房兼煮炊き用として使用していたとのことで、現場には大きく変形した反射式石油ストーブがあったとのこと。

出典：経済産業省　ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

ＬＰガス一般消費者等事故集計表

（参考 ３）

各都道府県別事故件数（2022年2月末現在）

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
北海道	58	26	26	19	6	9	22	17	9	16
青森	22	15	14	4	3	2	3	0	0	0
秋田	7	3	0	4	1	1	1	2	3	5
山形	14	6	4	6	2	4	5	4	1	4
岩手	3	2	2	1	2	2	1	0	1	7
宮城	3	5	3	4	3	4	2	3	3	2
福島	1	10	6	10	8	10	13	6	3	2
東北地域	50	41	29	29	19	23	25	15	11	20
栃木	6	2	2	3	3	1	3	3	6	5
茨城	10	3	3	3	4	2	5	2	2	5
群馬	2	6	4	0	3	7	3	5	5	5
埼玉	12	17	20	11	10	12	13	13	18	17
東京	11	8	8	9	9	6	9	11	12	7
千葉	5	8	8	4	5	10	12	7	8	12
神奈川	21	17	15	13	14	21	23	28	23	15
新潟	7	10	4	4	5	4	9	5	4	5
長野	6	5	6	11	1	6	3	4	9	4
山梨	2	1	2	0	1	2	1	1	1	2
静岡	3	2	1	3	7	5	4	5	4	2
関東地域	85	79	73	61	62	76	85	84	92	79

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
愛知	4	6	1	6	1	5	3	4	5	9
岐阜	1	4	2	7	1	7	8	7	9	7
三重	2	1	2	2	2	2	0	0	1	2
富山	0	1	1	2	1	3	3	0	2	1
石川	1	1	3	0	2	4	2	1	2	1
中部地域	8	13	9	17	7	21	16	12	19	20
福井	3	2	0	2	1	0	1	1	3	1
滋賀	4	1	1	1	5	3	3	4	0	4
京都	0	4	2	4	4	2	1	0	1	4
奈良	0	0	1	0	0	4	1	1	3	2
和歌山	2	1	1	0	0	4	0	1	3	3
大阪	1	2	3	9	0	7	5	7	7	4
兵庫	8	2	2	4	0	5	3	1	1	7
近畿地域	18	12	10	20	10	25	14	15	18	25

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
岡山	2	1	3	1	3	7	3	4	3	1
広島	3	5	6	4	9	3	6	4	12	6
鳥取	4	2	1	2	2	10	5	5	2	6
島根	1	1	2	0	0	1	0	1	3	6
山口	4	4	4	3	1	1	6	4	0	7
中国地域	14	13	16	10	15	22	20	18	20	26
香川	2	2	2	4	1	1	0	2	1	1
愛媛	7	3	5	5	3	0	2	3	3	1
徳島	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0
高知	2	2	0	1	2	2	0	1	0	0
四国地域	11	7	7	11	7	3	3	7	4	2
福岡	2	5	4	5	4	5	6	9	7	10
佐賀	2	1	2	3	2	1	3	7	6	2
長崎	2	2	1	1	0	1	4	5	5	0
熊本	2	3	1	2	2	3	0	2	0	3
大分	0	1	2	0	1	0	3	3	2	1
宮崎	4	1	2	1	1	1	2	1	3	2
鹿児島	2	1	2	1	1	0	7	6	1	4
九州地域	14	14	14	13	11	11	25	33	24	22
沖縄	2	5	3	2	3	5	2	2	1	2
全国合計	260	210	187	182	140	195	212	203	198	212

［注］ 速報値のため、変更等があり得ます。

出典：経済産業省 ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

他工事事故防止に向けた要請

経 済 産 業 省

令 和 ４ 年 ３ 月 ４ 日

厚生労働省労働基準局　安全衛生部安全課建設安全対策室長　殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が２０１９年から２０２１年の３年間で５４２件（その他の事故も含めた全事故件数：１，７６３件）発生しており、負傷者数は２３名となっています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約３割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事中にガス管を電動工具にて損傷させ、漏えいしたガスに着火し作業員１名が負傷する事故（２０２１年８月）や、解体工事において、ガス管を損傷して漏えいが発生していることに気づかず、鉄筋裁断のためにトーチバーナーを点火したところ、漏えいしたガスに着火し、作業員１名が負傷する事故（同１１月）がありました。

建設工事等に起因する事故の主な原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとして誤って着火させた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス、作業ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

・　建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者に立会いを求めること。
・　ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
・　ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
・　敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在する場合が多いため、特に注意すること。
・　建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
・　ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

（同封資料）
・参考資料１　２０２１年の建設工事等におけるガス管損傷事故
・参考資料２　２０２０年の建設工事等におけるガス管損傷事故
・参考資料３　２０１９年の建設工事等におけるガス管損傷事故
・参考資料４　建設工事等事業者向けパンフレット

（参考）最近のガス事故及び建設工事等によるガス事故の件数等の推移

	２０１９年	２０２０年	２０２１年	計
ガス事故件数	６４４	５４１	５７８	１，７６３
うち、都市ガス	４４１	３４３	３６６	１，１５０
液化石油ガス	２０３	１９８	２１２	６１３
建設工事等によるガス事故件数	２０６	１６９	１６７	５４２
うち、都市ガス	１４８	１１５	１０５	３６８
液化石油ガス	５８	５４	６２	１７４
うち、事前照会無し	１７３	１５６	１３１	４６０
建設工事等によるガス事故負傷者数	９	１０	[illegible]	[illegible]

（経済産業省ガス安全室調べ）

出典：経済産業省　ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

他工事事故防止に向けた要請

参考資料１

２０２１年の建設工事等におけるガス管損傷事故

No.	発生日	都道府県	工事	ガス種	人的被害	事故概要
1	1/8	東京都	設備工事	都市ガス	0	設備工事業者から、マンション駐輪場の工事中にガス管を損傷したとの通報を受付けた。 ガス事業者が出動したところ、設備工事業者の作業員が、当該建物排水設備の改善工事に伴う排水管取り出し作業中に、コンクリート内に埋設されていた灯外内管（４０ｍｍ）を電動工具にて損傷したことを確認した。（未照会工事） なお、損傷箇所修復のために当該建物の引込管ガス遮断バルブを閉止したことで、当該建物内需要家３０戸への供給支障が発生したもの。
2	1/10	福井県	エアコン取替作業	ＬＰガス	0	共同住宅において、入居者よりガス臭がするとの連絡を受けた販売事業者が現場に出動したところ、ガス漏えいを確認したため、供給を停止した。後日改めて調査したところ、屋外の未使用末端ガス栓が開放されており、ガス漏えいがあったことを確認した。 原因は、他工事業者がガスエアコンを電気エアコンに変更した際に、取外したガス栓の処理を適切に行っていなかったため、積雪荷重によりガス栓が開放され漏えいしたものと推定される。 なお、エアコンの変更工事について販売事業者への連絡はなかった。
3	1/11	兵庫県	電気工事	都市ガス	0	他工事業者（電柱工事業者）が舗装カッターで、本管管体（中圧、アスファルトジュート巻き鋼管）を破損し、ガスが漏えい。供給支障（４５４戸・１０時間４３分）が発生するとともに、周辺道路（道路①車道：幅員７．５ｍ、延長１８５．０ｍ、道路①歩道：幅員１．６ｍ、延長１８５．０ｍ、道路②車道：幅員７．６ｍ、延長５０．０ｍ、道路②歩道：幅員２．０ｍ、延長５０．０ｍ）の交通規制（２８０分間）及び生徒の避難（３０名・部活を切り上げ帰宅）が実施された。アダムスクランプ巻で修繕完

出典：経済産業省 ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

他工事事故防止に向けた要請

出典：経済産業省 ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

最近の事故事例について

他工事事故防止に向けた要請

出典：経済産業省 ホームページ

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

液化石油ガス法の事故対応について

ＬＰガス事故の定義

事故報告の流れ

事故報告書の記入について

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

Ⅰ　ＬＰガス事故の定義

〈液化石油ガス法に係る事故の定義等〉 ※液化石油ガス事故対応要領より

（１）ＬＰガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「ＬＰガス事故」という。）をいう。

① 漏えい
② 漏えい爆発
③ 漏えい火災
④ 中毒・酸欠

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

Ⅰ　ＬＰガス事故の定義

（Ⅰ）ＬＰガス事故

① 漏えい

　液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

　ＬＰガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ．漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ．漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

Ⅰ　ＬＰガス事故の定義

（１）ＬＰガス事故

③ 漏えい火災

　ＬＰガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

　ＬＰガス消費設備の不完全燃焼又はＬＰガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

ＬＰガス事故の定義

（２）充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。

② 消費設備（移動中のものを除く。）

③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

ＬＰガス事故の定義

（３）その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、ＬＰガス事故には該当しない。

① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。

② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

ＬＰガス事故の定義

（３）その他の事故

③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。

④ ＬＰガスの漏えいがない状態で、ＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。

⑤ その他上記（１）に掲げるＬＰガス事故に該当しない事故。

例）自動車の飛び込みによる事故。

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告の流れ（一般的なもの）

一般消費者等

① 事故発生

② ③

液化石油ガス販売事業者

② 覚知
（一般消費者、販売事業者自ら、消防・警察、保安機関、容器配送業者、通行人　等）

③ 一般消費者等への対応
（漏えい閉止、修理・取替、容器引き上げ、再供給　等）

④ 事故報告
（産業保安監督部（特定消費設備）、都道府県　等）

⑤ 事故届提出
（都道府県　等）

④（特定消費設備）

④（任意）

⑤

⑥

⑨

産業保安監督部

⑩ 事故報告の対応

⑪ 事故届の対応

⑧

都道府県等

⑥ 事故調査
（現地調査、ヒアリング、立入検査、報告の徴収　等）

⑦ 事故報告書の作成
（事故報告書を作成）

⑧ 事故報告書の提出
（産業保安監督部）

⑨ 行政指導・行政処分等
（法令違反是正の指導、再発防止策の検討　等）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

5 供給設備、消費設備の区分（法第2条、施行規則第3条）

α） 体積販売の場合

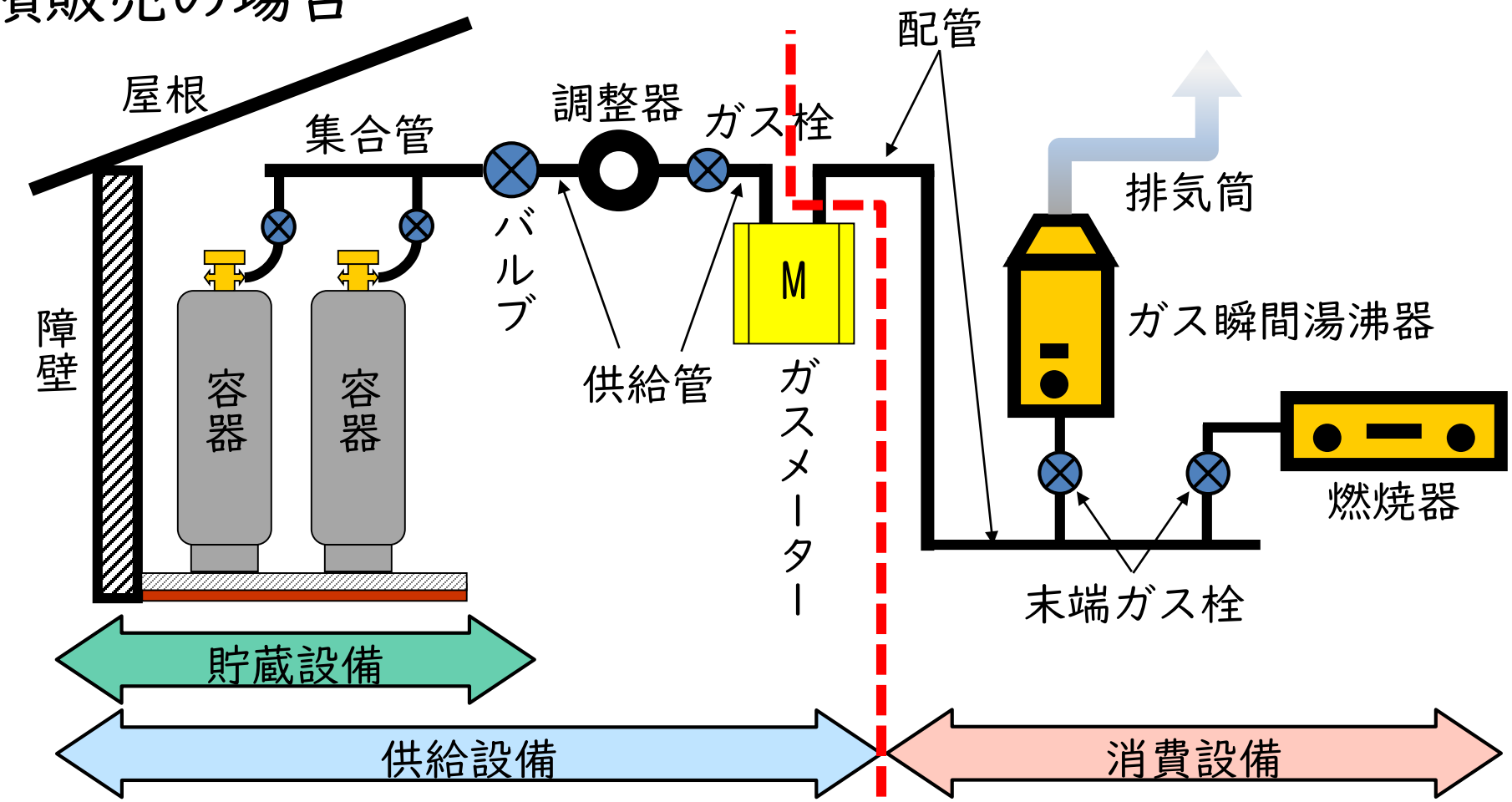

消費設備等の区分について

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入について
（事故報告書様式（盗難喪失以外））

液化石油ガス事故報告書　その1

様式2

報告年月　＿＿＿＿年＿＿月＿＿日 都道府県　＿＿＿＿＿＿ 担当部署	報告段階　速報 中間　（第　＿＿　報） 確報

事故発生日時　＿＿＿＿年＿＿月＿＿日＿＿曜日　＿＿時＿＿分頃（24時間制）
事故分類　A　B　C1　C2
事故種別　LPガス事故　（　漏えい　漏えい爆発　漏えい爆発・火災　漏えい火災　一酸化炭素中毒　酸欠　）
人的被害　死者　＿名（うち第三者　＿名）
重傷（症）者　＿＿名（うち第三者　＿名）
軽傷（症）者　＿＿名（うち第三者　＿名）
物的被害　・全焼　・半焼　・一部焼損　・全壊　・半壊　・一部破損　・その他（　　）
被害物件詳細　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
損害見積額　＿＿＿＿億円（1億円未満は不要）

事故発生場所
1 住所又は所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（市区町村まで）
Ⅰ．豪雪地域　Ⅱ．地震防災対策強化地域
2 建物用途　・一般住宅　・共同住宅　・宿泊施設（旅館・ホテル等）　・飲食店　・その他店舗　・学校等　・病院等　・工場　・事務所　・その他　（　　）
Ⅰ．屋内　Ⅱ．屋外
3 安全装置等の設置義務　・設置義務施設　／　・その他
4 LPガス供給先　・一般消費者等　／　・認定対象一般消費者等
5 LPガス供給状況　・容器（・体積販売　・質量販売）（　＿＿kg ×＿＿本（供給側　＿本・　予備側＿本））　・バルク貯槽／貯槽（　＿＿kg ＿基）
6 事故原因箇所

・貯蔵施設
・充てん設備（　使用の本拠の所在地 ／ 充てん作業　）
高圧部
・容器
・バルク貯槽／貯槽
・容器バルブ
・高圧ホース　（製造者又は輸入者名＿＿＿＿＿＿・　型式　＿＿＿＿＿＿・　製造年月　＿＿＿＿＿＿）
・集合装置
・供給管　（　本管／継手部・　管の種類（　硬質管（　白管　・　その他（　　））・　その他）
（　露出部／隠ぺい部　・　埋設部・　その他（　　）（　施工年＿＿＿＿）
・調整器　（　単段式／自動切替式／その他）（製造者又は輸入者名＿＿＿＿＿＿・　型式　＿＿＿＿＿＿・　製造年月　＿＿＿＿＿＿）
（　容量　＿＿＿＿kg/h　）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入について
（事故報告書様式（盗難喪失以外））

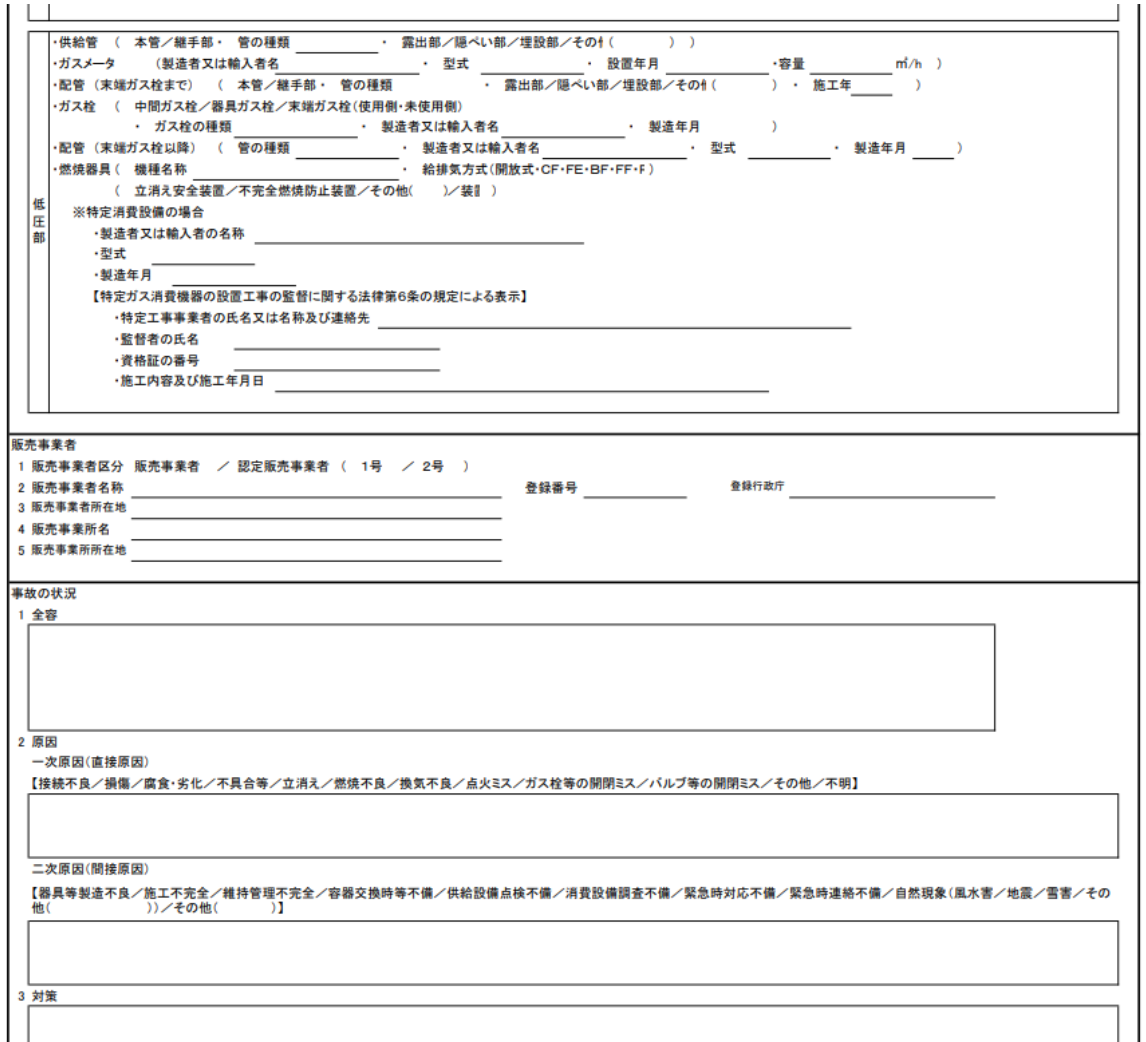

低圧部

・供給管　（　本管／継手部・　管の種類＿＿＿＿・　露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（　　））
・ガスメータ　（製造者又は輸入者名＿＿＿＿・　型式　＿＿＿＿・　設置年月　＿＿＿＿・容量　＿＿＿＿㎥/h　）
・配管（末端ガス栓まで）　（　本管／継手部・　管の種類　　・　露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（　　）・　施工年＿＿　）
・ガス栓　（　中間ガス栓／器具ガス栓／末端ガス栓（使用側・未使用側）
・　ガス栓の種類＿＿＿＿・　製造者又は輸入者名＿＿＿＿・　製造年月　　）
・配管（末端ガス栓以降）　（　管の種類＿＿＿＿・　製造者又は輸入者名＿＿＿＿・　型式　＿＿＿＿・　製造年月　＿＿）
・燃焼器具（　機種名称　＿＿＿＿・　給排気方式（開放式・CF・FE・BF・FF・F）
（　立消え安全装置／不完全燃焼防止装置／その他（　　）／装Ⅱ　）
※特定消費設備の場合
・製造者又は輸入者の名称　＿＿＿＿
・型式　＿＿＿＿
・製造年月　＿＿＿＿
【特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示】
・特定工事事業者の氏名又は名称及び連絡先　＿＿＿＿
・監督者の氏名　＿＿＿＿
・資格証の番号　＿＿＿＿
・施工内容及び施工年月日　＿＿＿＿

販売事業者

1 販売事業者区分　販売事業者　／　認定販売事業者（　1号　／　2号　）
2 販売事業者名称　＿＿＿＿　登録番号　＿＿＿＿　登録行政庁　＿＿＿＿
3 販売事業者所在地　＿＿＿＿
4 販売事業所名　＿＿＿＿
5 販売事業所所在地　＿＿＿＿

事故の状況

1 全容

2 原因

一次原因（直接原因）

【接続不良／損傷／腐食・劣化／不具合等／立消え／燃焼不良／換気不良／点火ミス／ガス栓等の開閉ミス／バルブ等の開閉ミス／その他／不明】

二次原因（間接原因）

【器具等製造不良／施工不完全／維持管理不完全／容器交換時等不備／供給設備点検不備／消費設備調査不備／緊急時対応不備／緊急時連絡不備／自然現象（風水害／地震／雷害／その他（　　））／その他（　　）】

3 対策

事故報告書の作成について

事故報告書の記入について
（事故報告書様式（盗難喪失以外））

液化石油ガス事故報告書　その2

様式2

事故発生先場所における供給機器安全装置設置状況：

安全装置等設置状況

a.ガス放出防止器	a.設置	b.無し
b.遮断弁付ガスメータ	a.設置（S／E／SB／EB／その他（　　））	b.無し
c.ヒューズガス栓	a.設置	b.無し
d.自動ガス遮断装置	a.設置 （イ．ガス漏れ警報器連動　ロ．対震　ハ．その他）	b.無し
e.CO警報器	a.設置 （イ．鳴動した　ロ．鳴動しない　ハ．不明）	b.無し
f.集中監視システム	a.設置 （イ．双方向　ロ．片方向）	b.無し
g.ガス漏れ警報器	a.設置 （イ．鳴動した　ロ．鳴動しない（検知区域外／その他（　　ハ．不明）	b.無し
h.業務用換気警報器	a.設置 （イ．鳴動した　ロ．鳴動しない　ハ．不明）	b.無し

責任の所在：（該当する項目を全てについてチェックする。）

a.一般消費者等　b.販売事業者　c.保安機関　d.他工事業者　e.ガス工事業者　f.器具等メーカー　g.充てん事業者　h.配送事業者

i.その他（　　）　j.不明（　　）

保安業務の実施状況（直近）

1 供給開始時点検調査（実施年月日　　・保安機関名称及び事業所名　　・指摘事項等　　）

2 容器交換時供給設備点検（実施年月日　　・保安機関名称及び事業所名　　・指摘事項等　　）

3 定期供給設備点検（実施年月日　　・保安機関名称及び事業所名　　・指摘事項等　　）

4 定期消費設備調査（実施年月日　　・保安機関名称及び事業所名　　・指摘事項等　　）

5 周知（実施年月日　　・保安機関名称及び事業所名　　・指摘事項等　　）

6 緊急時対応（実施年月日　　・保安機関名称及び事業所名　　・指摘事項等　　）

7 緊急時連絡（実施年月日　　・保安機関名称及び事業所名　　・指摘事項等　　）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入について
（事故報告書様式（盗難喪失以外））

液化石油ガス事故報告書　その3

様式2

事故措置・対策

1 都道府県等が行った措置

2 法令違反の有無

- 事故原因が直接法令違反の場合 （　関係条項　　）
- その他の法令違反の場合 （　関係条項　　）
- 違反事項なし

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入について
（事故報告書様式（盗難喪失以外））

液化石油ガス事故報告書　その2

様式2

事故発生先場所における供給機器安全装置設置状況：

安全装置等設置状況

a.ガス放出防止器	a.設置	b.無し
b.遮断弁付ガスメータ	a.設置（S／E／SB／EB／その他（　　））	b.無し
c.ヒューズガス栓	a.設置	b.無し
d.自動ガス遮断装置	a.設置　（イ．ガス漏れ警報器連動　ロ．対震　ハ．その他）	b.無し
e.CO警報器	a.設置　（イ．鳴動した　ロ．鳴動しない　ハ．不明）	b.無し
f.集中監視システム	a.設置　（イ．双方向　ロ．片方向）	b.無し
g.ガス漏れ警報器	a.設置　（イ．鳴動した　ロ．鳴動しない（検知区域外／その他（　　ハ．不明）	b.無し
h.業務用換気警報器	a.設置　（イ．鳴動した　ロ．鳴動しない　ハ．不明）	b.無し

責任の所在：（該当する項目を全てについてチェックする。）

a.一般消費者等　b.販売事業者　c.保安機関　d.他工事業者　e.ガス工事業者　f.器具等メーカー　g.充てん事業者　h.配送事業者

i.その他　（　　）　j.不明　（　　）

重要！

保安業務の実施状況（直近）

1 供給開始時点検調査（　実施年月日＿＿＿＿・保安機関名称及び事業所名＿＿＿＿＿＿・指摘事項等＿＿＿＿＿＿）

2 容器交換時供給設備点検（　実施年月日＿＿＿＿・保安機関名称及び事業所名＿＿＿＿＿＿・指摘事項等＿＿＿＿＿＿）

3 定期供給設備点検　（　実施年月日＿＿＿＿・保安機関名称及び事業所名＿＿＿＿＿＿・指摘事項等＿＿＿＿＿＿）

4 定期消費設備調査　（　実施年月日＿＿＿＿・保安機関名称及び事業所名＿＿＿＿＿＿・指摘事項等＿＿＿＿＿＿）

5 周知　（　実施年月日＿＿＿＿・保安機関名称及び事業所名＿＿＿＿＿＿・指摘事項等＿＿＿＿＿＿）

6 緊急時対応　（　実施年月日＿＿＿＿・保安機関名称及び事業所名＿＿＿＿＿＿・指摘事項等＿＿＿＿＿＿）

7 緊急時連絡　（　実施年月日＿＿＿＿・保安機関名称及び事業所名＿＿＿＿＿＿・指摘事項等＿＿＿＿＿＿）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入について

2021年事故概要

No.	年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	
1	2021/1/1	和歌山県 白浜町	C2級	漏えい火災	その他 （テーマパーク）	13:00	一般消費者等 販売事業者	燃焼器を移動させたことにより調整器ねじ部のゆるみ	事業所敷地内のテーマパークにおいて、パラソルヒーターの使用中に爆発音がして出火した。 原因は、パラソルヒーターの移動時の振動により調整器取付部がゆるみ、調整器又は低圧ホースからガスが漏えいし、パラソルヒーター燃焼部で着火したものと推定される。 なお、販売事業者によると、令和2年12月29日に漏えい検知液により漏えいがないことを確認しており、その後パラソルヒーターの設置位置が変更されていたため、移動による振動等によりねじ部のゆるみが生じた可能性が考えられるとのこと。また、パラソルヒーターには台車が取り付けられていたが、台車は販売時にはなく、購入後消費者より取り付けられたものであるとのこと。 （質量販売　20kg×1本）	① ②
2	2021/1/4	千葉県 松戸市	C2級	漏えい爆発	共同住宅	16:00	一般消費者等	消費者による風呂釜の点火ミス	共同住宅において、消費者がBF式風呂釜を点火させ種火を確認後、浴槽に給湯を行う際に失火したため再度点火操作を行ったところ、異常燃焼を起こした。翌日消費者から連絡を受けた販売事業者が現場に出動したところ、BF式風呂釜の本体正面パネルの変形を確認した。その後、販売事業者がメーターガス栓から燃焼器まで漏えい試験を行い、漏えいがないことを確認した。 原因は、BF式風呂釜が失火した際、時間を置かずに繰り返し点火操作を行ったことによるものと推定される。	風
									共同住宅において、近隣の事業者より屋外にてガス臭がするとの連絡を受けた販売事業者が	

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入について

2021年事故概要

	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
使用中に爆発音がして出火し 部がゆるみ、調整器又は低圧 ったものと推定される。 により漏えいがないことを確認 いたため、移動による振動等に た、パラソルヒーターには台 消費者より取り付けられたもの	①単段式調整器 ②低圧ホース	①I・T・0（株） ②不明	HS-5BP （2019年11月製造） ②不明	白浜ガス（株）		・販売事業者は、同テーマパーク内に設置された他１９台に対して器具のガス漏えいの有無、作動部の確認、燃焼試験の実施、調整器の調整圧及び閉塞圧の性能点検、調整器取付け部Oリングの取り換え、低圧ホース取付け状態で漏えい試験を行う等の総点検の実施とともに、従業員及び配送員に対して、配送や設置時の点検、漏えい確認について朝礼時に説明会を開催した。また、今後自社での取付ﾏﾆｭｱﾙを作成し、説明会の開催を予定することとした。
後、浴槽に給湯を行う際に失 。翌日消費者から連絡を受け パネルの変形を確認した。そ を行い、漏えいがないことを 火操作を行ったことによるも	風呂釜（BF式）	（株）ノーリツ	GBSQ-612 （2010年7月製造）	日本瓦斯（株）	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	・県は販売事業者に対し、事故届の提出を指示した。 ・販売事業者は、事故翌日BF式風呂釜の接続具を外し、ガス栓にプラグ止めを行い、使用を禁止し、後日新しいBF式風呂釜に交換するとともに、消費者に対し使用方法について再度周知を行った。
の連絡を受けた販売事業者が					・ガス放出防止器なし	・販売事業者は、事故翌日に同等能力の調整器を仮設し

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入要領について

液化石油ガス事故報告書の記入要領（高圧ガス保安協会作成）

項目	記入要領	ポイント
（報告年月）【その1】		
報告年月	都道府県等から監督部等へ報告する年月日を記入	
都道府県	報告書作成機関名（都道府県名）を記入	
担当部署	報告書を作成した部署名を記入	
（報告段階）		
速報	初めての報告、かつ、報告書作成時点から更に情報が入る見込みの場合「速報」	
中間（第　報）	2回目からの報告、かつ、報告書作成時点から更に情報が入る見込みの場合「中間」	（例）速報→中間第1報→中間第2報→確報
確報	調査を終え、これ以上情報が入る見込みがない場合「確報」	
（事故発生日時）		

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入要領について

項目	記入要領	ポイント
（事故発生場所における供給機器安全装置設置状況）【その2】		
安全装置等設置状況	**共通事項：事故発生箇所と関係がなくても設置先の状況を記入**	
ガス放出防止器	ガス放出防止機能のあるホース、調整器を含む	
遮断弁付ガスメータ	マイコンメーターの場合、S，SB等の区分を必ず記入	
ヒューズガス栓		
自動ガス遮断装置	・「遮断弁付ガスメータ」の設置がない場合、必ず記入。 ・マイコンメーターが有する自動ガス遮断機能、対震遮断機能については、ここでの記入は不要	
CO警報器		
集中監視システム		
ガス漏れ警報器		
業務用換気警報器		
（責任の所在）	当該事故の原因者を記入	
（保安業務の実施状況（直近））	販売事業者に確認すること	

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入要領について

液化石油ガス事故報告書の記入要領　別紙

【その1】

○　全容

《記入について》
下記①，②，③，④の順で記載いただけるとわかりやすいかと思います。
①販売事業者が事故を知った時の連絡状況、その場での対応状況
（いつ、だれから、どのような内容で、連絡に対しどのように回答したのか等）
②事故の連絡を受けてからの販売事業者の行動と事故現場での確認状況
（いつ、だれが、どのような行動をし、事故の状況はどうであったのか等）
③事故原因
④その他参考情報（事前の措置、事後の調査結果、その他の情報）

［記入例］

（他工事事業者による事故）
○○時○○分、××（「解体」等）工事業者より販売事業者へ埋設管を損傷したとの連絡が入る。販売事業者は××工事業者に対し容器の閉栓を指示し、現場へ出動した。
　○○時○○分、販売事業者が現場に到着し、容器が閉栓されていることと埋設○○（供給／配）管（△△△管（「ポリエチレン管」等））が折損していることを確認した。
　事故の原因は、××工事業者が重機による掘削作業中に誤って重機を埋設○○管に接触させ、損傷させたこと。
　なお、××工事業者は販売事業者に対し事前に工事の連絡を行っており、埋設管の位置確認を行っていた。また、当日も販売事業者が現地で工事監督者に対し埋設位置の再確認を行っていたが、埋設管に対する注意事項が重機操縦者に対し十分に伝わっていなかったとのこと。

（消費者の誤開放による事故）

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

事故報告書の作成について

事故報告書の記入要領について

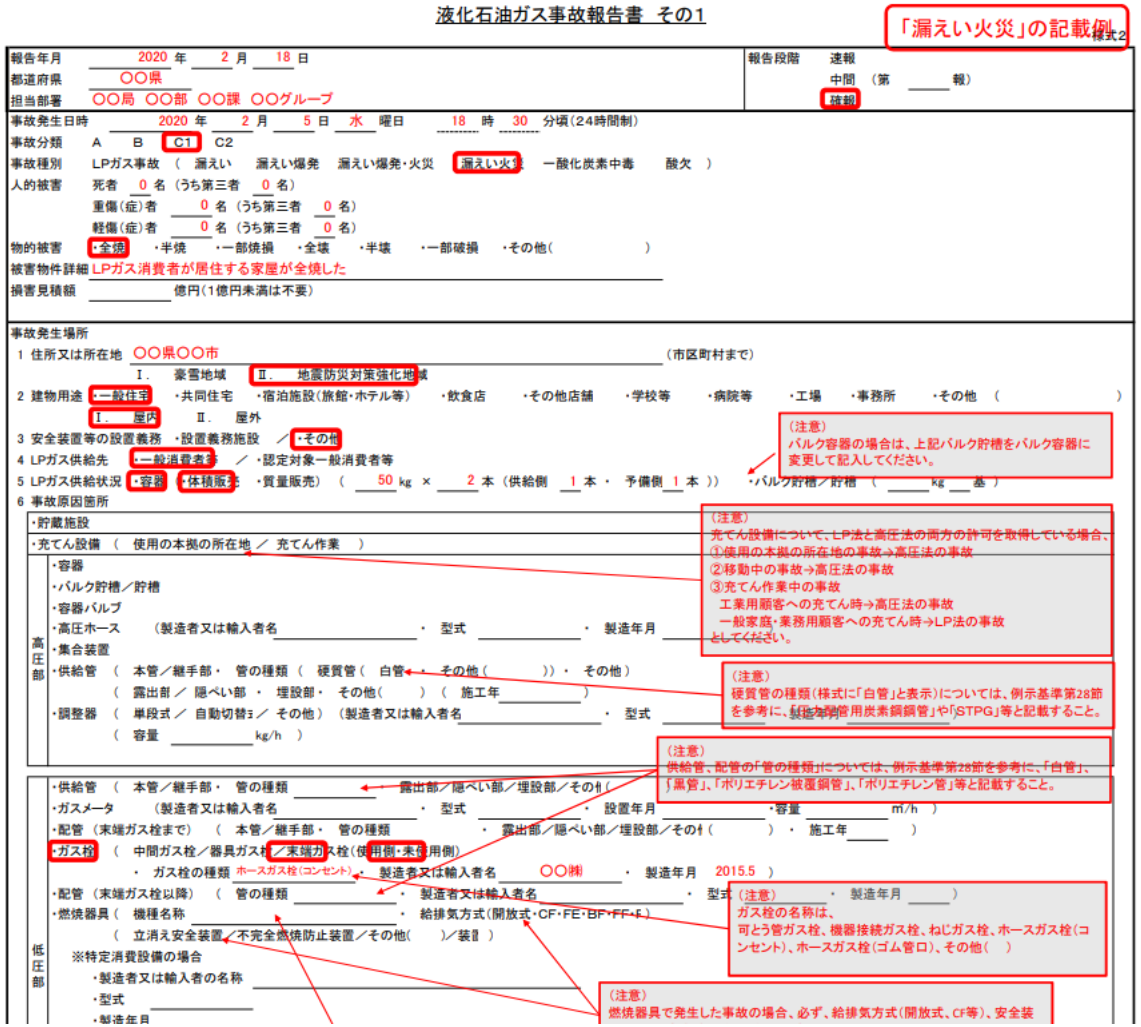

液化石油ガス事故報告書　その1

「漏えい火災」の記載例

様式2

報告年月　2020 年 2 月 18 日
都道府県　○○県
担当部署　○○局 ○○部 ○○課 ○○グループ
報告段階　速報　中間（第　報）　確報

事故発生日時　2020 年 2 月 5 日 水 曜日 18 時 30 分頃（24時間制）
事故分類　A　B　C1　C2
事故種別　LPガス事故（ 漏えい　漏えい爆発　漏えい爆発・火災　漏えい火災　一酸化炭素中毒　酸欠 ）
人的被害　死者 0 名（うち第三者 0 名）
重傷（症）者 0 名（うち第三者 0 名）
軽傷（症）者 0 名（うち第三者 0 名）
物的被害　・全焼　・半焼　・一部焼損　・全壊　・半壊　・一部破損　・その他（　）
被害物件詳細　LPガス消費者が居住する家屋が全焼した
損害見積額　　億円（1億円未満は不要）

事故発生場所
1 住所又は所在地　○○県○○市　（市区町村まで）
Ⅰ．豪雪地域　Ⅱ．地震防災対策強化地域
2 建物用途　・一般住宅　・共同住宅　・宿泊施設（旅館・ホテル等）　・飲食店　・その他店舗　・学校等　・病院等　・工場　・事務所　・その他（　）
Ⅰ．屋内　Ⅱ．屋外
3 安全装置等の設置義務　・設置義務施設　／・その他
4 LPガス供給先　・一般消費者等　／・認定対象一般消費者等
5 LPガス供給状況　・容器　・体積販売　・質量販売（ 50 kg × 2 本（供給側 1 本・ 予備側 1 本 ））　・バルク貯槽／貯槽（　kg　基）
6 事故原因箇所

（注意）
バルク容器の場合は、上記バルク貯槽をバルク容器に変更して記入してください。

（注意）
充てん設備について、LP法と高圧法の両方の許可を取得している場合、
①使用の本拠の所在地の事故→高圧法の事故
②移動中の事故→高圧法の事故
③充てん作業中の事故
工業用顧客への充てん時→高圧法の事故
一般家庭・業務用顧客への充てん時→LP法の事故
としてください。

（注意）
硬質管の種類（様式に「白管」と表示）については、例示基準第28節を参考に、「白管」、「黒管」、「ポリエチレン被覆鋼管」や「STPG」等と記載すること。

（注意）
供給管、配管の「管の種類」については、例示基準第28節を参考に、「白管」、「黒管」、「ポリエチレン被覆鋼管」、「ポリエチレン管」等と記載すること。

（注意）
ガス栓の名称は、
可とう管ガス栓、機器接続ガス栓、ねじガス栓、ホースガス栓（コンセント）、ホースガス栓（ゴム管口）、その他（　）

（注意）
燃焼器具で発生した事故の場合、必ず、給排気方式（開放式、CF等）、安全装

・貯蔵施設
・充てん設備（ 使用の本拠の所在地 ／ 充てん作業 ）

高圧部
・容器
・バルク貯槽／貯槽
・容器バルブ
・高圧ホース　（製造者又は輸入者名　・ 型式　・ 製造年月　）
・集合装置
・供給管（ 本管／継手部・ 管の種類（ 硬質管（ 白管 ・ その他（　）） ・ その他）
（ 露出部 ／ 隠ぺい部 ・ 埋設部 ・ その他（　）（ 施工年　））
・調整器（ 単段式 ／ 自動切替式 ／ その他）（製造者又は輸入者名　・ 型式　）
（ 容量　kg/h ）

低圧部
・供給管（ 本管／継手部・ 管の種類　露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（　））
・ガスメータ　（製造者又は輸入者名　・ 型式　・ 設置年月　・容量　m/h ）
・配管（末端ガス栓まで）（ 本管／継手部・ 管の種類　・ 露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（　）・ 施工年　）
・ガス栓（ 中間ガス栓／器具ガス栓／末端ガス栓（使用側・未使用側）
・ ガス栓の種類 ホースガス栓（コンセント）・ 製造者又は輸入者名 ○○㈱ ・ 製造年月 2015.5 ）
・配管（末端ガス栓以降）（ 管の種類　・ 製造者又は輸入者名　・ 型式（注意）　・ 製造年月　）
・燃焼器具（ 機種名称　・ 給排気方式（開放式・CF・FE・BF・FF・F）
（ 立消え安全装置／不完全燃焼防止装置／その他（　）／装置 ）
※特定消費設備の場合
・製造者又は輸入者の名称
・型式
・製造年月

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

参考文献等

経済産業省 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会　液化石油ガス小委員会（第１４回）
「資料２　2020年のＬＰガス事故発生状況」

経済産業省　令和２年度液化石油ガス関係事故年報

Copyright (C) The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

立入検査の実務

令和４年３月１０日
堺市消防局予防部危険物保安課

堺市消防局の体制について

危険物保安課の体制について

- 平成２４年１０月に大阪府から特例条例で保安３法（高圧ガス保安法・液化石油ガス法・火薬類取締法）の権限が堺市に移譲される。
- 平成２９年４月から指定都市に火薬類取締法の権限が法定移譲される。
- 平成３０年４月から指定都市に高圧ガス保安法の権限が法定移譲される。

（コンビ地域の事業所については引き続き、特例条例で移譲）

堺市消防局では危険物保安課の保安係で事務を担当
（現在　係長以下６名）

高圧法関係　５６８事業所（コンビ則適用　２５事業所）
液石法関係　６２事業所
火取法関係　２５事業所（令和２年度時点）

高圧法関係の申請･届出数　９６６件（令和２年度）

目　次

- 立入検査の要領
- 立入検査の注意事項、失敗例、トラブル事例

立入検査の要領

立入検査の要領

立入検査は

・液化石油ガス販売事業者
・保安機関
・特定液化石油ガス設備工事事業者
・充てん設備事業者

を対象に実施しています。

液化石油ガス販売事業者確認事項

１　損害賠償責任保険契約の締結
２　標識の表示
３　１４条書面の交付
４　保安教育
５　業務主任者及び業務主任者の代理者
６　保安業務
７　保安機関
８　帳簿
９　報告

損害賠償責任保険契約の締結
【根拠】
法3-2-5
則6
保安業務告示1

【検査方法】
損害賠償責任保険の加入状況についての契約書類等を確認する。

損害賠償責任保険契約の締結

【判定基準】

・則６条各号の要件に適合する保険契約が締結されていること。ただし、ＬＰガス販売事業者賠償責任保険（取扱代理店：一般財団法人全国ＬＰガス保安共済事業団）に加入している場合は、要件適合の確認を省略。
・保険契約は、直近会計年度１年間の液化石油ガスの販売トン数以上のトン数に応じたものであること

標識の表示
【根拠】
法7
則8

【検査方法】
標識の掲示状況について、目視確認。

【判定基準】
・公共の見やすい場所に、様式第４の標識が掲示している。
・標識の外観は、腐食、損傷、変形、汚れ等がない。

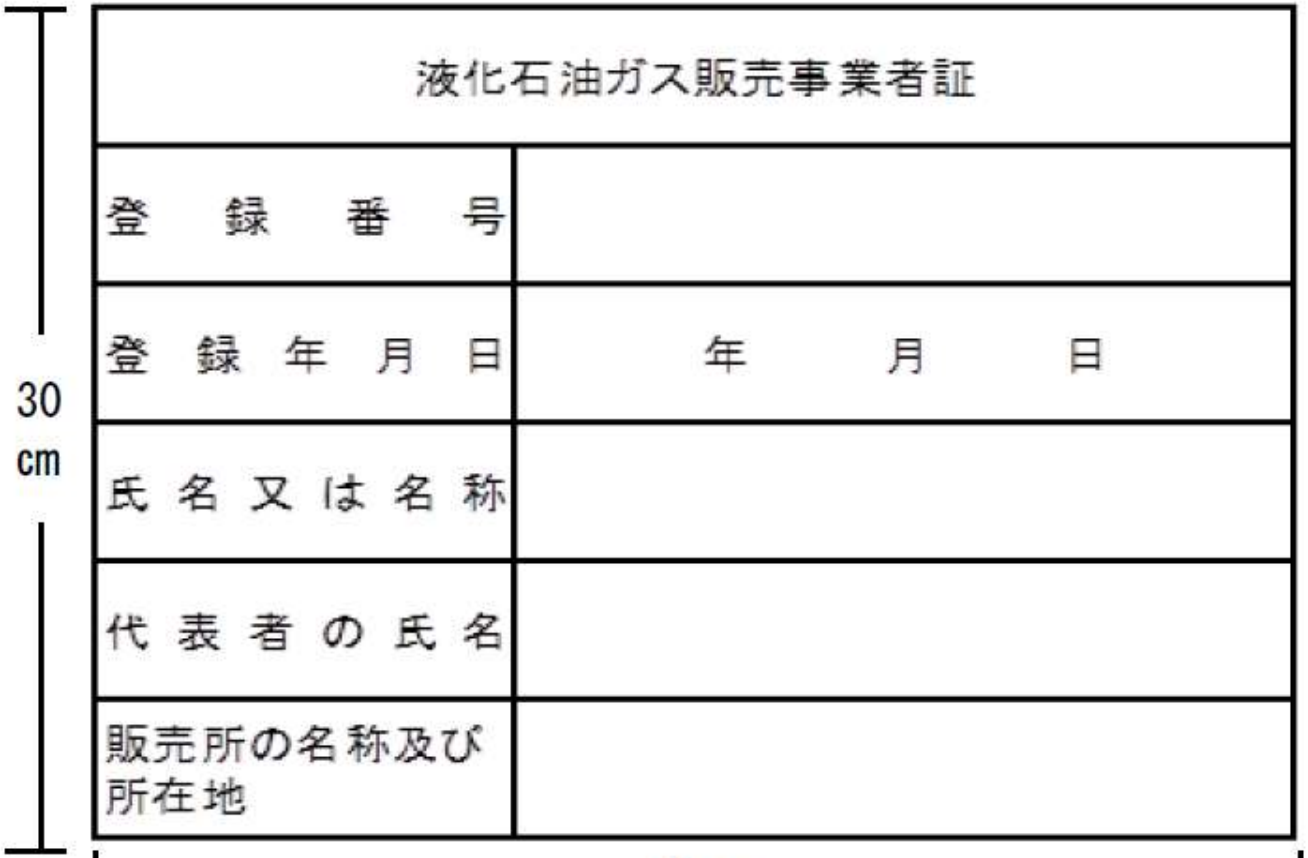

液法則様式第４

１４条書面の交付
【根拠】
法14　81-1
則13　131-1･4

【検査方法】
１４条書面の確認
販売契約を締結したとき又は記載事項の変更したとき一般消費者等に交付すべき書面の交付状況についての帳簿を確認

１４条書面の交付

【判定基準】
・法14条第１項各号の記載事項が
　記載されている。
・書面交付について次に掲げる事項を
　記載した帳簿が保存されている。
　１一般消費者等の氏名又は名称及び住所
　２書面交付した者の氏名
　３書面交付の年月日
　４書面の内容

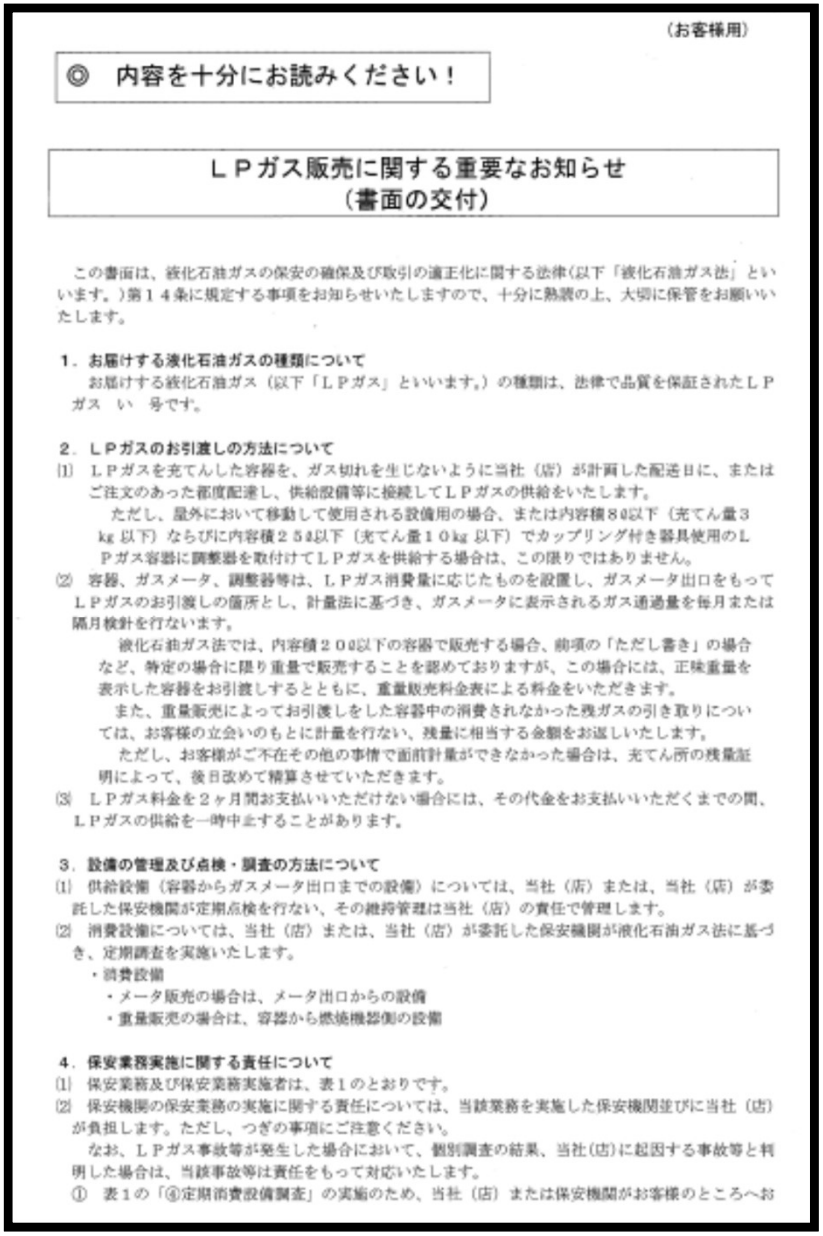

（お客様用）

◎　内容を十分にお読みください！

ＬＰガス販売に関する重要なお知らせ
（書面の交付）

この書面は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」といいます。）第１４条に規定する事項をお知らせいたしますので、十分に熟読の上、大切に保管をお願いいたします。

１．お届けする液化石油ガスの種類について
お届けする液化石油ガス（以下「ＬＰガス」といいます。）の種類は、法律で品質を保証されたＬＰガス　い　号です。

２．ＬＰガスのお引渡しの方法について
⑴　ＬＰガスを充てんした容器を、ガス切れを生じないように当社（店）が計画した配送日に、またはご注文のあった都度配達し、供給設備等に接続してＬＰガスの供給をいたします。
ただし、屋外において移動して使用される設備用の場合、または内容積８０以下（充てん量３kg 以下）ならびに内容積２５０以下（充てん量１０kg 以下）でカップリング付き器具使用のＬＰガス容器に調整器を取付けてＬＰガスを供給する場合は、この限りではありません。
⑵　容器、ガスメータ、調整器等は、ＬＰガス消費量に応じたものを設置し、ガスメータ出口をもってＬＰガスのお引渡しの箇所とし、計量法に基づき、ガスメータに表示されるガス通過量を毎月または隔月検針を行ないます。
液化石油ガス法では、内容積２００以下の容器で販売する場合、前項の「ただし書き」の場合など、特定の場合に限り重量で販売することを認めておりますが、この場合には、正味重量を表示した容器をお引渡しするとともに、重量販売料金表による料金をいただきます。
また、重量販売によってお引渡しをした容器中の消費されなかった残ガスの引き取りについては、お客様の立会いのもとに計量を行ない、残量に相当する金額をお返しいたします。
ただし、お客様がご不在その他の事情で面前計量ができなかった場合は、充てん所の残量証明によって、後日改めて精算させていただきます。
⑶　ＬＰガス料金を２ヶ月間お支払いいただけない場合には、その代金をお支払いいただくまでの間、ＬＰガスの供給を一時中止することがあります。

３．設備の管理及び点検・調査の方法について
⑴　供給設備（容器からガスメータ出口までの設備）については、当社（店）または、当社（店）が委託した保安機関が定期点検を行ない、その維持管理は当社（店）の責任で管理します。
⑵　消費設備については、当社（店）または、当社（店）が委託した保安機関が液化石油ガス法に基づき、定期調査を実施いたします。
・消費設備
・メータ販売の場合は、メータ出口からの設備
・重量販売の場合は、容器から燃焼機器側の設備

４．保安業務実施に関する責任について
⑴　保安業務及び保安業務実施者は、表１のとおりです。
⑵　保安機関の保安業務の実施に関する責任については、当該業務を実施した保安機関並びに当社（店）が負担します。ただし、つぎの事項にご注意ください。
なお、ＬＰガス事故等が発生した場合において、個別調査の結果、当社(店)に起因する事故等と判明した場合は、当該事故等は責任をもって対応いたします。
①　表１の「④定期消費設備調査」の実施のため、当社（店）または保安機関がお客様のところへお

保安教育
【根拠】
法18

【検査方法】
保安教育の実施状況について、保安講習会の受講記録又は教育の実施記録の確認

【判定基準】
保安教育が実施されてるか確認

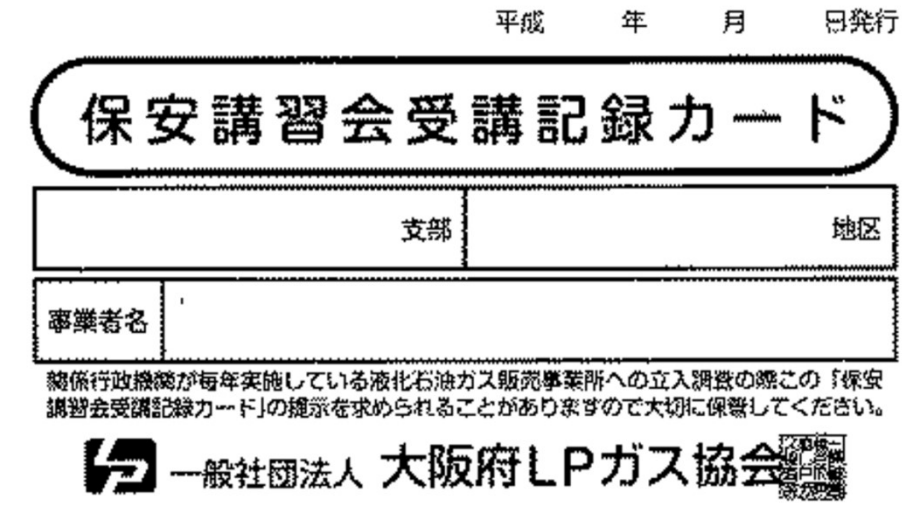

平成　　年　　月　　日発行

保安講習会受講記録カード

支部	地区
事業者名	

関係行政機関が毎年実施している液化石油ガス販売事業所への立入調査の際この「保安講習会受講記録カード」の提示を求められることがありますので大切に保管してください。

一般社団法人 大阪府LPガス協会

保安講習会受講記録カード

（大阪府ＬＰガス協会）

業務主任者及び業務主任者の代理者

【根拠】
法19　21
則22　23　25

【検査方法】
・選任状況について確認する。
・業務主任者は講習の受講状況について確認する。

業務主任者及び業務主任者の代理者

【判定基準】
・免状の確認及び選任要件に該当しているか確認
・業務主任者は保安講習を次の期間内に受講しているか
　１免状交付の翌年度開始の日から３年以内
　２前回受講の翌年度開始の日から５年以内
　３業務主任者に選任された日から６月以内

主任者の心得

1　第一種販売主任者は、常に高圧ガス保安法規を守り、販売に関する保安に努めること。
2　第二種販売主任者は、常に高圧ガス保安法規及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規を守り、販売に関する保安に努めること。
3　販売に関する保安について職務を行うときは、必ず本免状を携帯すること。
4　本免状を汚し、損じ、又は失ったときは、再交付の申請をすること。
5　本免状を他人に貸したり、譲ったりしないこと。
6　本免状の記載事項を書き直したり、写真をはり替えたりしないこと。

販売主任者免状

免状の種類	第二種販売
免状の番号	
氏　　名	
生年月日	昭和　年　月　日

高圧ガス保安法第29条の規定によりこの免状を交付する。
平成　年　月　日
知事

保安業務
【根拠】
法27　28　81-1
則27　28　131-1

【検査方法】
・販売契約をしている一般消費者等に係る保安業務について、聴取し、又は委託契約に係る書面を確認する。
・保安業務の結果、技術上の基準に適合していなかった供給設備に対して講じた措置の状況について、聴取し、又は帳簿を確認する。

【判定基準】

・販売契約をしている全ての一般消費者等に係る保安業務の全部が、販売事業者自ら又は委託した保安機関により実施されている。

・保安業務の全部又は一部を保安機関に委託している場合は、その委託契約書を確認する。

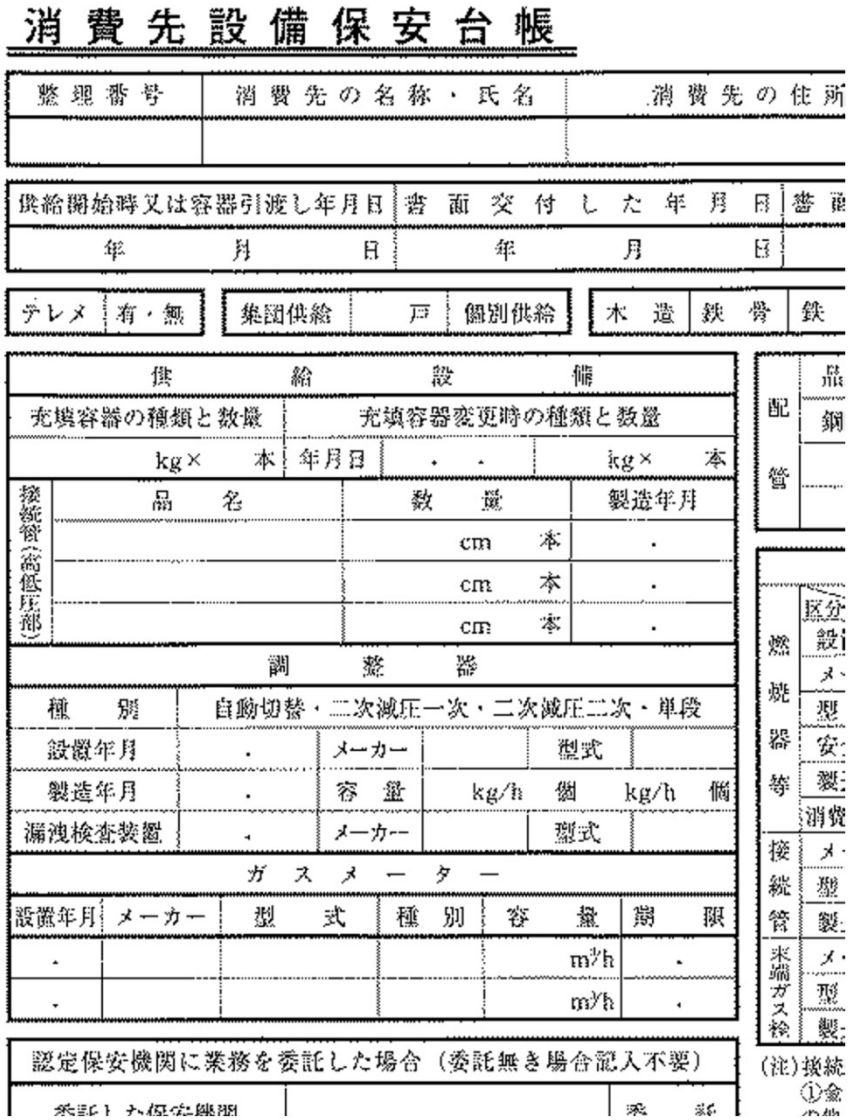

消費先設備保安台帳

整理番号	消費先の名称・氏名	消費先の住所

供給開始時又は容器引渡し年月日	書面交付した年月日	書面
年 月 日	年 月 日	

テレメ	有・無	集団供給	戸	個別供給	木造	鉄骨	鉄

供給設備

充填容器の種類と数量		充填容器変更時の種類と数量		
kg× 本		年月日	・ ・	kg× 本

接続管(高低圧部)	品名	数量	製造年月
		cm 本	・
		cm 本	・
		cm 本	・

調整器

種別	自動切替・二次減圧一次・二次減圧二次・単段				
設置年月	・	メーカー		型式	
製造年月	・	容量	kg/h 個	kg/h 個	
漏洩検査装置	・	メーカー		型式	

ガスメーター

設置年月	メーカー	型式	種別	容量	期限
・				m³/h	・
・				m³/h	・

配管	品
	鋼

燃焼器等	区分
	設
	メ
	型
	安
	製
	消費
接続管	メ
	型
	製
末端ガス栓	メ
	型
	製

認定保安機関に業務を委託した場合（委託無き場合記入不要）

委託した保安機関		委託

(注)接続
①金

保安機関
【根拠】
法27-3　29　32
令6
則29　34

【検査方法】
・液化石油ガス販売事業者が自ら保安業務を行う場合は市長の認定を受けていることを確認する。
・認定の有効期間が満了していないことを確認する。

【判定基準】
・保安業務について認定を受けていること
・認定又は液石法第32条第１項の規定による認定の更新※を受けた日から５年を経過していないこと

※認定の更新申請書は、認定満了日の30日前までに提出しなければならない。

帳簿
【根拠】
法81-1
則131-1

【検査方法】
帳簿の記載及び保存の状況について、帳簿を確認する。

【判定基準】
保存期間については、131-4参照

記載すべき場合	記載すべき事項
液化石油ガスを一般消費に販売した場合	1 充填容器の種類及び数 2 販売開始の年月日 3 販売先 4 充填容器を交換した年月日(体積販売)
販売した液化石油ガスで残ったものを一般消費者から引き取った場合	1 引き取った充填容器の種類及び数 2 引取りの年月日 3 引取元
貯蔵施設に異常があった場合	1 異常の内容 2 異常に対して講じた措置 3 以上があった年月日 4 措置を講じた年月日

報告
【根拠】
則132

【検査方法】
経済産業省令に定める報告がされていることを聴取により確認する。

報告

【判定基準】
毎事業年度経過後３月以内に、次の事項が市長あて報告されている。

様式１

平成　　年　　月　　日

液化石油ガス販売事業報告

殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

住　　所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第１３２条の規定により報告します。

１　報告する事業年度の期間
　平成　　年　　月　　日から　　年　　月　　日
２　販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数		戸

保安業務の委託状況 / 保安業務区分	委託先の保安機関の名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数
１　供給開始時点検・調査		戸
２　容器交換時等供給設備点検		戸
３　定期供給設備		

報告様式（基本通達「規則第132条関係」の様式１）

貯蔵施設等の確認事項

1　貯蔵施設の所有又は占有
2　警戒標
3　施設距離
4　屋根
5　滞留しない構造
6　消火設備
7　貯蔵施設の物品管理
8　貯蔵施設の火気管理等
9　容器の転倒防止等

貯蔵施設の所有又は占有
【根拠】
法11
則11

【検査方法】
液化石油ガス販売事業者による貯蔵施設の所有又は占有について、目視及び聴取により確認する。

貯蔵施設の所有又は占有

【判定基準】
貯蔵施設が所有又は占有されていること。ただし、則11-2各号の１に掲げる場合に該当するときは、自ら貯蔵施設を所有又は占有する必要はない。

警戒標
【根拠】
法16-1
則14-1

【検査方法】
貯蔵施設の明示及び警戒標の設置の状況を目視により確認する。

【判定基準】
例示基準１参照

・明示
・警戒標
・燃・火気厳禁は赤色
　文字とする。
・以下のどれかの表記
　LPガス貯蔵施設
　LPガス貯蔵設備
　LPガス特定供給設備

施設距離
【根拠】
法16-1
則14-2・3

【検査方法】
・貯蔵施設に設けられている鉄筋コンクリート障壁等の状況を目視により確認する。
・貯蔵施設の４方に鉄筋コンクリート障壁等が設けられていない場合又は貯蔵施設の面積が８㎡以上ある場合は、第１種保安物件及び第２種保安物件との距離を確認する。

【判定基準】
例示基準２参照

貯蔵施設の面積（x）／施設距離の別		x＜25	25≦x
第１種施設距離	障壁有	$2.25\sqrt{x}$	11.25
	障壁無	$4.5\sqrt{x}$	22.5
第２種施設距離	障壁有	$1.5\sqrt{x}$	7.5
	障壁無	$3\sqrt{x}$	15

屋根
【根拠】
法16-1
則14-4

【検査方法】
貯蔵施設に設けられた屋根の状況について目視により確認する。

【判定基準】
例示基準３参照

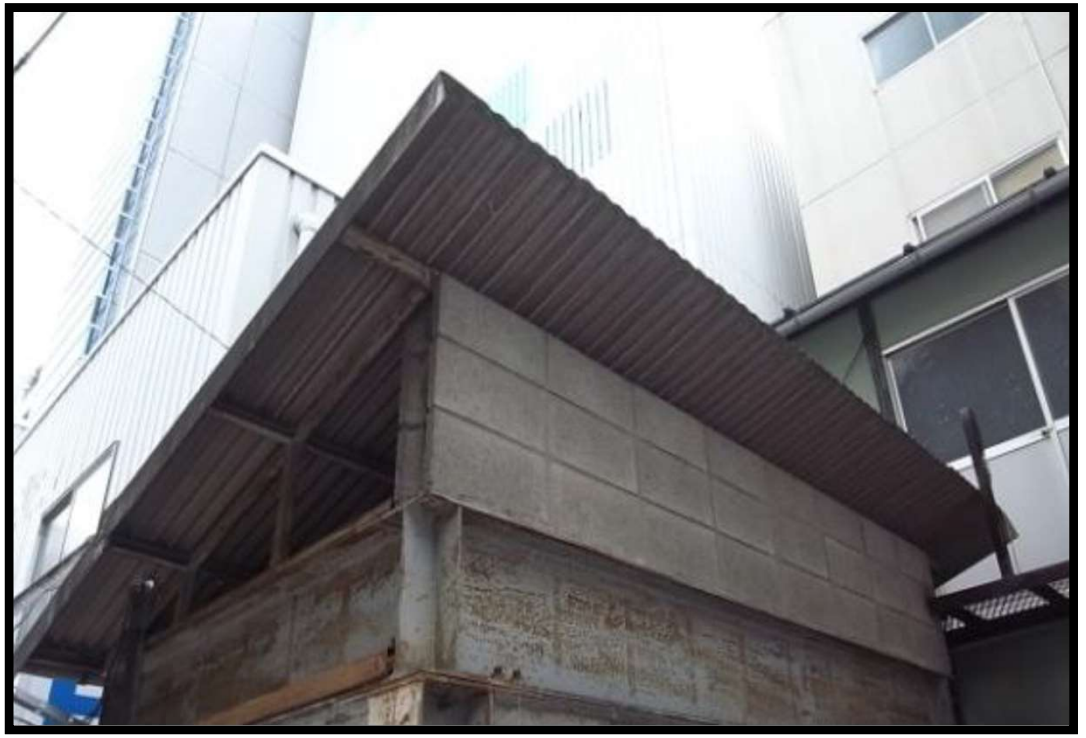

滞留しない構造
【根拠】
法16-1
則14-5

【検査方法】
貯蔵施設に講じられた漏えいしたガスを滞留させないための構造について目視により確認する。

【判定基準】
例示基準４参照

消火設備
【根拠】
法16-1
則14-6

【検査方法】
貯蔵施設に設けられた消火設備の状況について目視により確認する。

【判定基準】
例示基準５参照

・能力単位がＡ-４及びＢ-10以上の消火器
　２個以上設けられていること
・外観に腐食、破損、変形及びその他の異常
　がなく、使用可能な状態となっていること

貯蔵施設の物品管理
【根拠】
法16-2
則16-6

【検査方法】
貯蔵施設には、作業に必要な物以外の物が置かれていないことを目視により確認する。

【判定基準】
計量器、転倒防止装置、工具、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計等、作業に必要な物以外の物が置かれていないこと

貯蔵施設の火気管理等

【根拠】
法16-2
則16-7・8

【検査方法】
貯蔵施設の周囲２ｍ以内における火気の管理状況及び充てん容器等を常に40℃以下に保つための措置が取られていることを目視により確認する。

【判定基準】
例示基準２・８参照

・火気が使用されていないこと
・引火性又は発火性の物が置かれていないこと
・屋根、障壁、散水装置の設置等により直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐための措置が講じられていること

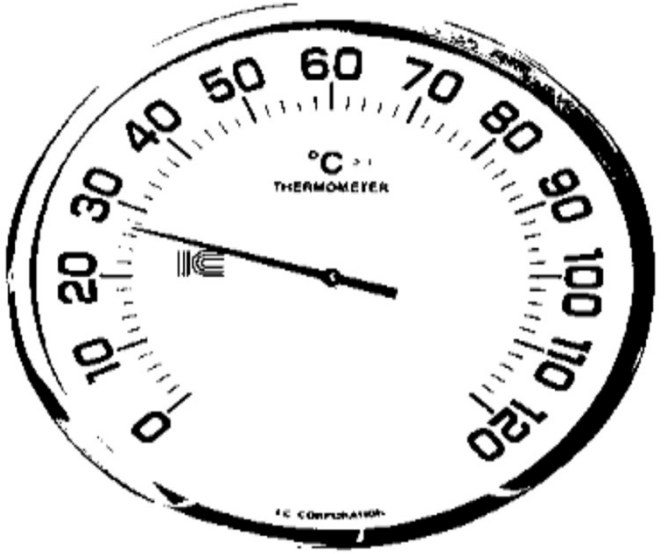

容器の転倒防止等
【根拠】
法16-2
則16-9

【検査方法】
充塡容器等及びそのバルブの取扱い状況について目視により確認する。

【判定基準】
例示基準９参照

令和３年６月１８日に例示基準の改正があり、令和６年６月１日までは、従前の例によることができる。

変更内容
浸水想定区域等で１ｍ以上の浸水が想定される地域おいて、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置

保安機関確認事項

1　保安業務に係る技術的能力
2　損害賠償責任保険契約
3　保安業務
4　保安業務規程
5　報告

保安機関に係る技術的能力

【根拠】
法31-1
則31
保安業務告示2　3

【検査方法】
・消費設備の調査を行うことができる者の確保状況について、聴取するとともに免状を提示させて確認する。
・保安業務の実施に必要な機器を備えていることを目視により確認する。

【判定基準】
・第２種販売主任者免状又は液化石油ガス設備士の免状の交付を受けた者が１人以上確保されていること
・保安業務用機器

	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	緊急時対応
自記圧力計又はマノメータ	○		○	○	○
ガス検知器	○		○	○	○
漏洩検知液	○	○	○	○	○
緊急工具類	○	○	○	○	○
一酸化炭素測定器	○			○	○
ボーリングバー	○		○	○	○

損害賠償責任保険契約
【根拠】
法31-2
則32
保安業務告示4

【検査方法】
保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じた場合における損害賠償責任保険の加入状況について、契約関係書類及び帳簿を提示させて確認する。

損害賠償責任保険契約

【判定基準】

・認定を受けた保安業務について、則32条各号の要件に適合する保険契約が締結されていること。ただし、次のいずれかに該当するものについては要件適合の確認を省略。

(1) ＬＰガス販売事業者賠償責任保険に加入している販売事業者が自ら行う保安業務

(2) ＬＰガス受託認定保安機関賠償責任保険（取扱代理店：一般財団法人全国ＬＰガス保安共済事業団）に加入している保安機関が行う保安業務

・保険契約は、(1) にあっては直近会計年度１年間の液化石油ガスの販売トン数以上のトン数に、(2) にあっては直近会計年度１年間の一般消費者等の数以上の戸数に応じたものであること

保安業務
【根拠】
法27　34　81-1
則36　37　38　131

【検査方法】
・保安業務の実施状況について帳簿を提示させて確認する。
・保安業務の委託の有無について、聴取・帳簿を確認する。
・技術上の基準に適合していなかった供給設備又は消費設備に対して講じるべき措置等の通知の状況について帳簿を提示させて確認する。
・帳簿への保安業務に係る記載及び保存の状況について、帳簿を提示させることにより確認する。

【判定基準】

・認定を受けた保安業務のうち供給設備点検、消費設備調査及び周知が、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる回数以上行われていること

保安業務区分	回数
容器交換時等供給設備点検	・供給開始時 ・容器等交換時
定期供給設備点検	・供給開始時 ・４年に１回
定期消費設備点検	・供給開始時又は最初の取引時 ・２回目以降の引き渡しをした月において１回 ・４年に１回
周知	・供給開始時 ・２年に１回

【判定基準】
・次の表の左欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載した帳簿

記載すべき場合	記載すべき事項
供給設備点検又は消費設備調査を行った場合	・一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ・点検・調査を行った者の氏名、結果、調査内容及び実施した年月日 ・技術上の基準に適合しないと認めた供給設備・消費設備についてとるべき措置等を通知した場合は、その内容及び通知年月日 ・消費設備調査に係る燃焼器について次の内容 (1) 製造者又は輸入者の名称 (2) 型式及び製造年月
周知を行った場合	・周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ・周知の内容 ・周知した年月日

保安業務規程
【根拠】
法35
則39

【検査方法】
法35条第１項による市長の認可を受けた保安業務規程に定めるべき内容の変更の有無について確認する。

【判定基準】
保安業務規程の内容のうち次に掲げる事項に変更がないこと
(1) 事業所の所在地
(2) 各事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数
(3) 保安業務を行うことのできる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項
(4) 保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項
(5) 保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法
(6) 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
(7) (1) から(6) までに掲げるもののほか、保安業務に関し必要な事項

報告
【根拠】
則132

【検査方法】
経済産業省令に定める報告がされていることを聴取により確認する。

報告

【判定基準】
毎事業年度経過後３月以内に、次の事項が市長あて報告されている。

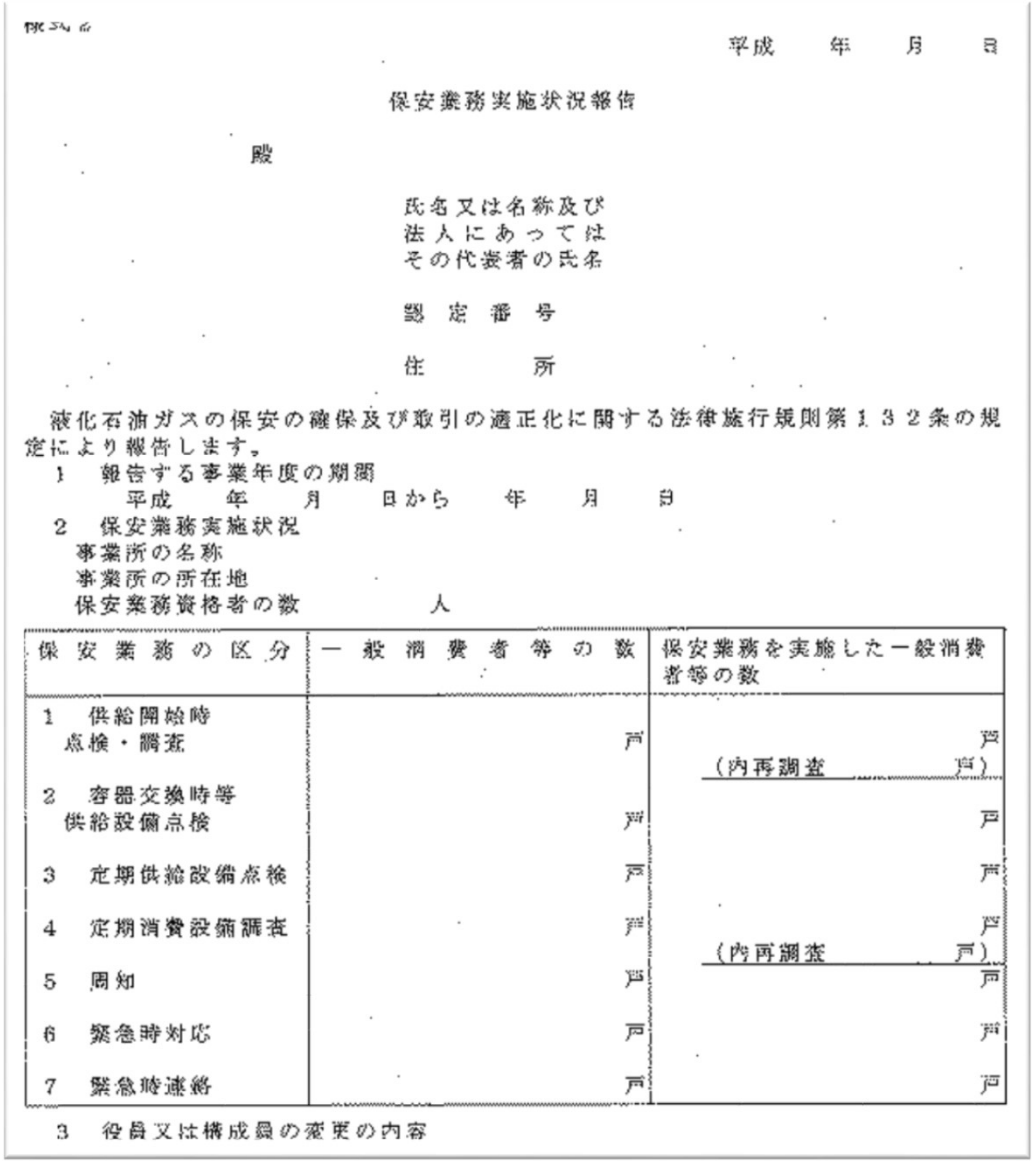

様式２

平成　　年　　月　　日

保安業務実施状況報告

殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

認定番号

住　　所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第１３２条の規定により報告します。

1　報告する事業年度の期間
　平成　　年　　月　　日から　　年　　月　　日

2　保安業務実施状況
　事業所の名称
　事業所の所在地
　保安業務資格者の数　　人

保安業務の区分	一般消費者等の数	保安業務を実施した一般消費者等の数
1　供給開始時点検・調査	戸	戸 （内再調査　戸）
2　容器交換時等供給設備点検	戸	戸
3　定期供給設備点検	戸	戸
4　定期消費設備調査	戸	戸 （内再調査　戸）
5　周知	戸	戸
6　緊急時対応	戸	戸
7　緊急時連絡	戸	戸

3　役員又は構成員の変更の内容

報告様式（基本通達「規則第132条関係」の様式２）

特定液化石油ガス設備工事事業者確認事項

1　液化石油ガス設備工事講習の受講
2　工事記録の保存
3　器具の備付け

液化石油ガス設備工事講習の受講
【根拠】
法38の9
則109

【検査方法】
液化石油ガス設備士の講習の受講状況について、その受講記録を提示させて確認する。

液化石油ガス設備工事講習の受講

【判定基準】
液化石油ガス設備士が次に掲げる期間内に高圧ガス保安協会が行う所定の講習を受けていること
(1)免状交付の翌年度開始の日から３年以内
(2)前回受講の翌年度開始の日から５年以内

液化石油ガス設備士免状

免状の番号	
氏　　名	
住　　所	
生年月日	昭和　年　月　日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3
第１項の規定によりこの免状を交付する。

平成　年　月　日

宮城県知事

工事記録の保存
【根拠】
法38の12
則118　119

【検査方法】
過去５年以内に特定液化石油ガス設備工事をした場合は、
必要事項に関する記録を提示させて確認する。

工事記録の保存

【判定基準】
次の事項に関する記録が５年間保存されていること
(1)注文者の氏名又は名称及び住所
(2)内容、施工場所及び施工年月日
(3)従事した液化石油ガス設備士の氏名
(4)施工後の気密試験の結果
(5)特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面

器具の備付け
【根拠】
法38の13
則120

【検査方法】
器具の備付け状況について、目視により確認する。

【判定基準】
自記圧力計が備えられていること

機械式

電気式ダイヤフラム式

自記圧力計

充てん事業者確認事項

1　講習の受講
2　保安検査
3　帳簿
4　報告

講習の受講
【根拠】
法38の5-4
則74

【検査方法】
充てんを行う者の講習の受講状況について、その受講記録を提示させて確認する。

【判定基準】
充てん事業者が次に掲げる期間内に高圧ガス保安協会が行う所定の講習を受けていること
(1)免状交付の翌年度開始の日から３年以内
(2)前回受講の翌年度開始の日から５年以内

保安検査
【根拠】
法37の6
則81

【検査方法】
充てん設備について、その記録を提示させて確認する。

【判定基準】
基準日の前後１月以内に保安検査（休止設備除く）を実施しているか確認

＊高圧法と液石法の両法の適応を受けたローリーの保安検査については、液石法の保安検査のみ実施でよい。
（高圧法製造細目告示13）

帳簿
【根拠】
法81-1
則131-1

【検査方法】
帳簿の記載及び保存の状況について、帳簿を確認する。

【判定基準】
保存期間については、131-4参照

記載すべき場合	記載すべき事項
充てんした場合	・貯蔵設備の貯蔵能力 ・貯蔵設備から供給を受けている一般消費者等の氏名等 ・充てんした年月日、ＬＧガスの量 ・充てん設備
充てん設備の保安検査を受けた場合	・保安検査を受けた設備 ・保安検査を行った者の氏名等 ・保安検査の結果 ・技術上の基準に適合していない場合はそれに対して講じた措置
充てん設備に異常があった場合	１異常の内容 ２異常に対して講じた措置 ３以上があった年月日 ４措置を講じた年月日

報告
【根拠】
則132

【検査方法】
経済産業省令に定める報告がされていることを聴取により確認する。

【判定基準】
毎事業年度経過後３月以内に、次の事項が市長あて報告されている。

＊様式が定められていない。
　事業所から任意様式にて処理している。

立入検査の注意事項、失敗例、トラブル事例

事例①　　**業務主任者の代理者の未選任**

液化石油ガス販売事業者の業務主任者情報を確認していたところ、業務主任者の代理者が既に亡くなっており、未選任状態であることが判明した。

★法第２１条第１項　業務主任者の代理者

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、販売主任者免状交付を受けている者であって液化石油ガスの販売に関する経験有する者又は知識経験を有する者のうちから、あらかじめ、業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことが出来ない場合に、その職務を代行させなければならない。

【行政の指導及び事業所の対応】

一時的な対応として、免状を所持し保安講習を受講済みである元従業員を再雇用させ、代理者として選任した。また、それと並行して代表者の息子が販売主任者の資格試験を申込み、資格取得後に息子を代理者に選任予定とのことで改善に至った。

事例②　**特定液化石油ガス設備工事事業変更届書の未届け**

特定液化石油ガス設備工事事業者の液化石油ガス設備士に変更があったが、変更に伴う届出が必要である認識がなかったため、変更届が未届けであった。

★規則第１１４条　・　規則第１１２条関係通達
特定液化石油ガス設備工事事業変更届書が必要となる事由は、代表者氏名、事業所名称又は住所記録、配管図面の保存場所及び分類方法の変更又は事業の廃止とされているが、さらに規則第112条関係通達で液化石油ガス設備士の氏名、免状番号及び自気圧計の数の変更があった場合も変更届が必要と記載されている。

【行政の指導及び事業所の対応】

即日変更届を届け出たことにより改善に至った。
通達の内容は事業所側、行政側共に見落としがちであるため、注意が必要です！

事例③ **所在不明の事業所や事業実態の無い事業所への対応**

液化石油ガス販売業者へ権限移譲後初めての立入検査の依頼及び日程調整のため、電話連絡したところ不通であった。
状況確認のため現地を訪れると、店主が亡くなっていることにより廃業していることが判明した。また、事業所があるはずの場所に共同住宅が建設中であり、現在の所在が不明であることもあった。

上記の事案のように権限移譲の際に、引き継がれた情報と現地の状況が異なる場合が多々あります。このように、事業所の所在追跡しても、所在がつかめない、事業実態が分からない場合の職権廃止などの対応を確認しておく必要があります。

立入検査の注意事項、失敗例、トラブル事例

LPガス容器への流出対策が必要になりました！

近年、大雨による水害等が多発し、それに伴う容器流出の発生を踏まえ、消費先の設置の充てん容器に対し、流出防止対策措置を講ずるように液石法の改正がありました。

★令和３年１２月１日施行　　施行規則第１８条第１項　供給設備の技術上の基準に追記

転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td>改正省令</td><td colspan="3">浸水のおそれのある地域においては、
充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること</td></tr>
<tr><td>場所</td><td colspan="3">浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、１m以上の浸水が想定されている地域とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">流出防止措置</td><td>(i)軒先の設置</td><td colspan="2">固定金具について
・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。

ベルト又は鉄鎖について
<table><tr><td>充てん量20kgを超える容器</td><td>１本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの３／４程度の位置に、２本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から１／４程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、２本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか１本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。</td></tr><tr><td>充てん量20kg以下の容器</td><td>当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。</td></tr></table>ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこの限りでない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（ii）容器収納庫への保管</td></tr>
</table>

注：詳細は、改正省令、機能性基準の運用について（別添例示基準第９節）を参照のこと。

事例②　**供給設備のメーター未設置・マイコンメーター期限切れ**

消費先保安台帳及び保安機関の点検結果を確認していたところ、メーター未設置（10kg容器以上の供給設備）やマイコンメーターの期限切れを販売店が放置していたことが判明した。

★法第１６条第２項　販売の方法の基準（メーター未設置）
販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない。

★法第１６条の２第１項　供給設備の技術基準（マイコンメーター期限切れ）
販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

メーター未設置やマイコンメーターの期限切れは、供給設備の異常発生時にガス流量遮断機能・対震ガス遮断機能が正常に作動せず、事故に直結する可能性があるため、速やかに改善するように指導が必要である。
（過去に大阪府内の一般住宅において、爆発事例あり。）

例　消費先保安台帳の確認ポイント

①【消費設備】
　充填容器の数量等を確認
（10kg容器以上でメーター義務設置）

②【ガスメーター】
　設置の有無や期限等を確認

③【保安業務の実施日と結果】
　実施日と結果を確認
　不備があれば講じた措置内容を確認

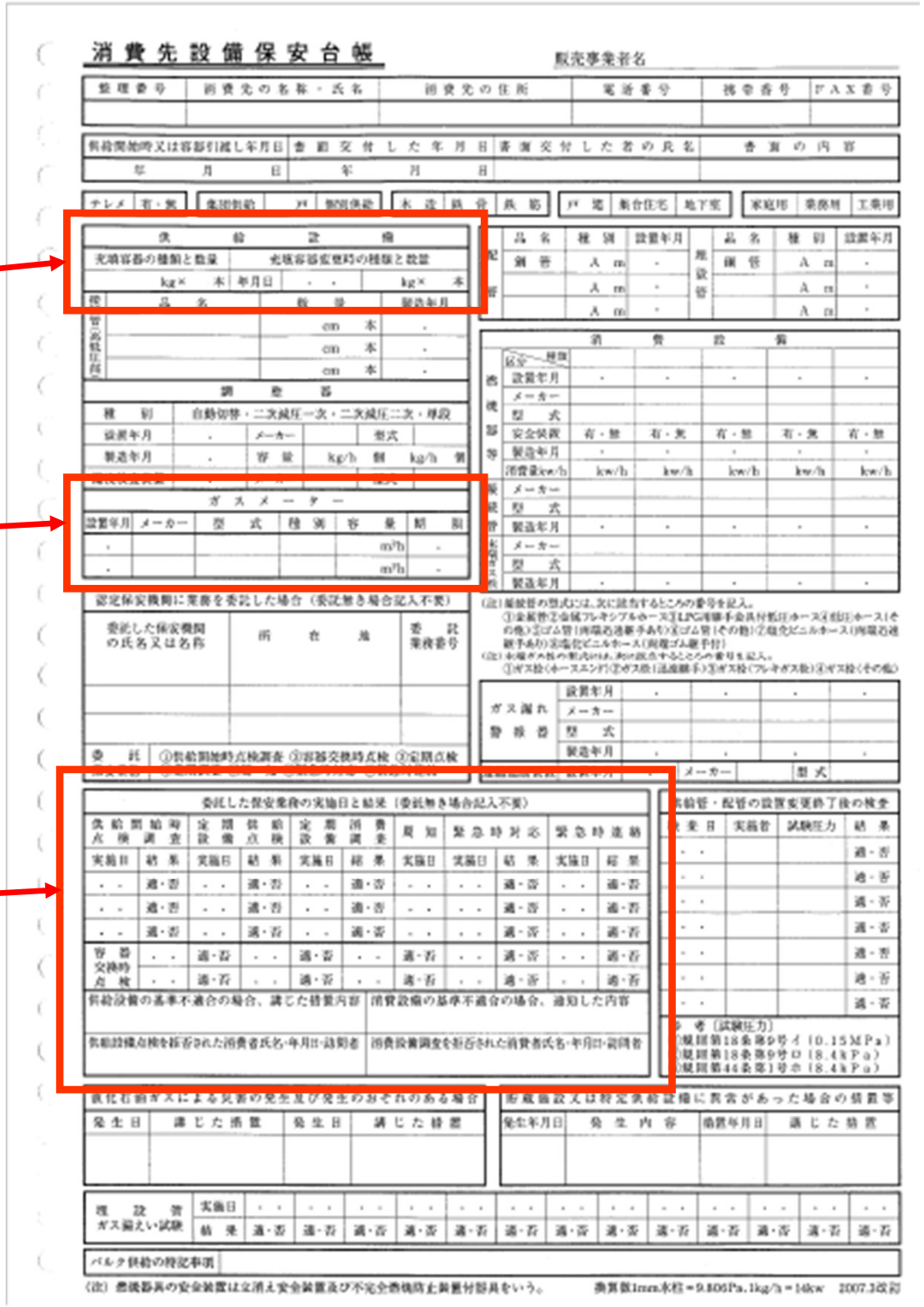

LPガス災害対策マニュアル

令和3年度液化石油ガス法の権限移譲に係る講習

令和４年３月１６日

高圧ガス保安協会　液化石油ガス部　築別　菊之進

高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

第3次改訂版から参考資料は別添とした

Ⅰ.LPガス設備の災害対応強化
- 消費先のLPガス設備の災害対策等

Ⅱ.LPガス災害対策に係る体制整備
- LPガス業界の体制概要
- 災害時の情報収集・発信
- LPガス防災体制・災害対策等

- 近年の災害とその特徴
- 各種報告様式
- 都道府県別中核充てん所一覧表
- 例示基準の改正
  自然災害における充填容器の流出防止措置

ＬＰガス災害対策マニュアル

はじめに

平成２３年３月１１日に宮城県牡鹿半島の東南東１３０ｋｍ付近の海底を震源地としてマグニチュード９．０の「東日本大震災」が発生した。

この地震によって、場所によっては波高１０ｍ以上、最大遡上高４０．５ｍにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に破壊的な被害をもたらし、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下など、東北と関東の広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインも寸断された。

震災による死者・行方不明者は約２万人、建築物の全壊・半壊は合わせて２７万戸以上、ピーク時の避難者は４０万人以上となった。

東日本大震災では、地震の被害に加え、津波の被害が甚大であったことなどから、経済産業省の総合資源エネルギー調査会（高圧ガス及び火薬類保安分科会（液化石油ガス部会））において復旧時におけるＬＰガスの問題点や課題が検討され「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について、【１４の対応策】が示された。

高圧ガス保安協会では、これを受け、平成２４年度保安専門技術者指導等事業において【１４の対応策】を踏まえ、従前の「ＬＰガス消費者地震対策マニュアル」に津波、水害等における対策を加え、あらたに**「ＬＰガス災害対策マニュアル」**として作成した。

自然災害に係るＬＰガス業界の対応と、ＬＰガスの設備対策、緊急時対応等、本マニュアルの改訂動向を踏まえ、ご説明させて頂きます。

近年は全国各地において大規模な自然災害が発生

2011年3月の東日本大震災以降も毎年のように自然災害が発生している。

- 2012年7月の九州北部豪雨による熊本、大分、福岡県での**水害**
- 2014年の8月豪雨により発生した広島市の**土砂災害**
- 2015年9月には関東・東北豪雨により鬼怒川が決壊し茨城県常総市の**水害**
- 2016年4月14日にM6.5の地震の後の16日にM7.3の本震が発生した**熊本地震**
- 2017年7月には九州北部豪雨により大分、福岡県での**水害**
- 2018年7月豪雨により中国地方で広範囲に**水害**　9月には**北海道胆振東部地震**
- 2019年9月東日本台風により千曲川、阿武隈川が決壊　**水害**
- 2020年7月豪雨による熊本県球磨川が氾濫　**水害**

2020年に発生した水害を踏まえ**「ＬＰガス災害対策マニュアル」第３次改訂版**
（例示基準第９節　改正された充填容器等の流出を防止する措置を追加）

東日本大震災　２０１１．３．１１

資料編 P16

概要
M9.0～9.1　宮城県栗原市で最大震度７　死者行方不明者　約22,000人となる
戦後最悪の震災。北海道から関東地方にかけて太平洋沿岸への**巨大津波**で甚大な被害が発生。福島第1原発事故を招く。

ＬＰガス設備の破損

流されたＬＰガス容器は、至る所に散乱。警戒区域のため一般人の進入は制限され自衛隊、消防、警察によりＬＰガス容器は一定の場所に集められた。
がれき処理時には、ＬＰガス容器に最善の注意を払うことを関係先に周知。

石油化学新聞社提供

津波によりＬＰガス容器が流出

地震発生後の津波は所によって数10mにおよび、多くの家屋と供にＬＰガス容器も流出した。供給設備が破損しても「ガス放出防止型高圧ホース」により容器内のＬＰガスは放出されない。
併せて、鎖等の2重掛けにより低水位の場合は流出を免れる。マニュアルで推奨

石巻かほく新聞提供　　石油化学新聞社提供

地震により転倒したＬＰガス容器

ＬＰガス充填所や消費者先でも、地震や津波によりＬＰガス容器が転倒した。
津波が来れば、充填容器でも水に浮いて流される。
容器の転倒防止、流出防止策をマニュアルに掲載

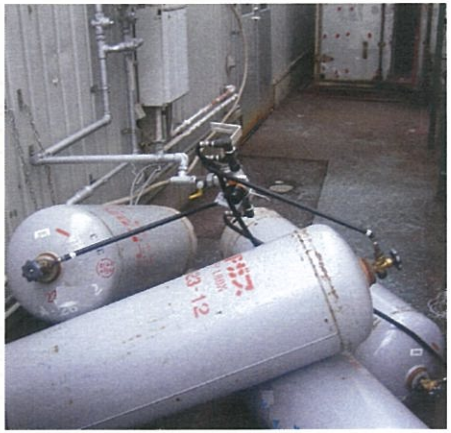

石油化学新聞社提供　　ＩＴＯ提供

ＬＰガス災害対策マニュアルで推奨

資料編 P12

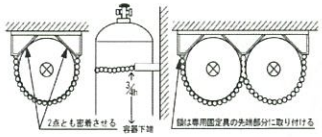

鎖の二重掛け事例

充填所のプラットホームに
ＬＰガス容器転倒防止の柵を導入

独立支柱の専用固定具
による固定方法

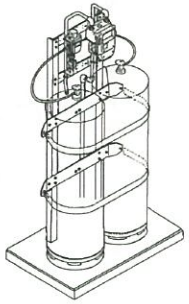

（ＬＰガス災害対策マニュアル参照）

LPガス災害対策マニュアルで推奨された対策

本編P34

ガス放出防止型高圧ホース
地震、災害等によりＬＰガス容器が転倒した時、ホースに所定の張力が加わり、ガス放出防止機能が作動してガスの通路が遮断される。
ガス放出防止機構が作動すると、防止器本体の**赤色**が表示される。

ガス放出防止型高圧ホースのスタンダード化
・集合用高圧ホースについては、令和3年4月製造分よりガス放出防止型へ一本化
・連結用高圧ホースについては、令和3年10月製造分よりガス放出防止型へ一本化

出典：日本エルピーガス供給機器工業会

流出容器の処理について

参考資料2. 13

津波により流出した容器は200,000本とも推定され、回収した容器の処理は一部、国からの補助金により廃棄処分された。「流出容器処理要綱」を掲載
ＬＰガス容器は、下図のように充填容器でも液比重の関係から水に浮かぶ。
マニュアルでは流出容器を見つけた場合の注意喚起を掲載している。

宮城県ＬＰガス協会提供

中核充填所について

本編 P48　参考資料2. 1

東日本大震災において、東北地方の沿岸部を中心にＬＰガスの基地や充填所が被災し、震災直後のＬＰガスの供給に甚大な支障をきたした。
このため、経済産業省は、大規模災害発生時等に被災地域等に対して、ＬＰガスを安定的に供給できる体制を構築することを目的として、ＬＰガス販売事業者等が所有する充填所等に、自家発電設備、ＬＰガス自動車への充填設備、ＬＰガス自動車、衛星通信設備等を導入し**地域の核となる中核充填所**を**全国に３４４ケ所**整備した。

衛星通信設備

ＬＰガス自動車への充填設備

自家発電設備

広島土砂災害　２０１４．８．２０

概要
　日本海に停滞する前線に向かい、暖かく湿った空気が流れ込み、19 日夜から20 日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となった。広島市安佐北区三入では1 時間降水量の日最大値101.0 ミリ、3 時間降水量の日最大値217.5 ミリ、24 時間降水量の日最大値257.0 ミリを観測し、通年の観測史上１位を記録した。

広島市安佐南区・安佐北区で土砂災害が発生した。

土石流が発生したのは夜間だったので避難できず大きな被害になった。
死者・行方不明者広島県74人

石油化学新聞社提供

山の斜面が落ちてきた

　広島市安佐北区三入では1時間降水量101ミリを観測し，山の斜面を崩すのに十分な雨量であった。また、 水を含むと脆くなり，崩れやすくなる「マサ土」と呼ばれる風化した花崗岩が斜面に多数分布していた。

３５０本以上の容器が流出した

石油化学新聞社提供

関東･東北豪雨　２０１５．９．１０

資料編 P17

概要
　９月９日、日本海を北東に進む温帯低気圧に、台風１７号から吹き込む湿った風がぶつかり、関東地方北部において**線状降水帯**が発生した。
　栃木県の各所で**４００ミリ以上の２４時間雨量**を観測し、１０日には茨城県常総市付近で鬼怒川の堤防が決壊、一般住宅の流出や損壊などの甚大な被害が発生した。

鬼怒川の堤防が決壊

高圧ガス誌より

濁流によって堤防が損壊

鬼怒川の堤防決壊場所。重機を使って堤防復旧を急ぐ

氾濫した水によって傾く住宅。給湯器付近に容器や供給機器は見当たらない

石油化学新聞社提供

ＬＰガス充填所も水没

常総市や境町では冠水地域内のＬＰガス販売事業者も被害を受け、保管していた容器が流出するとともに、関係書類も流されるなどした。
充填所のプラットホームにも水があふれた。液送ポンプ、配送車など**水没すると使用不可**となる。

茨城県高圧ガス保安協会提供

常総市の１／４の地域が水害に

・被災住宅は全壊５４件を含む**５，５３６件が全半壊**
・人的被害は**死亡者３名、負傷者５１名**
・**ＬＰガス容器の流出は２，３４４本**に及び協会会員や、卸売り事業者、販売事業者等による回収作業が行われ、常総市内の複数の充填所が流出容器の回収置き場となった。

茨城県高圧ガス保安協会提供

石油化学新聞社提供

ハザードマップで地域の鎖の二重掛けを推奨

水没したショッピングセンターでは高圧ホースで容器は辛うじて流されなかったが鎖の二重かけをした５０ｋｇＬＰガス容器は転倒、流出を免れた。
鎖の２重掛けは、容器の流出を防ぎ、供給管の保護に役立つ。

石油化学新聞社提供

全国ＬＰガス協会提供

水没した機器やメーターは必ず交換

被災地以外の支部、系列により一般消費者宅の点検調査を行い**総点検調査数５，６５９件**
そのうち使用可（緑のタグ）５，０１８件、使用不可（赤いタグ）６４１件を判定

給湯器配線カバーの中程まで水が来た
住民に管理会社から退避依頼が出た。
水没した機器の再利用は禁止
数ヶ月で錆びて**ガスが漏えい**する。

石油化学新聞社提供

水没し使用不可となった供給設備
被災地以外の支部、系列により調査
点検の結果、異常のあった供給設備は
住民に使用しないよう**警告の札**を掲示

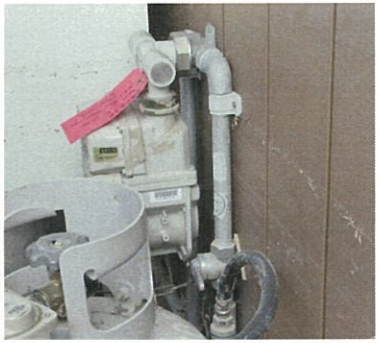

茨城県高圧ガス保安協会提供

水に浸かった機器の再使用禁止

・水害・津波等でガスメーター及びに調整器並びに給湯器等が冠水した場合、後日、錆などによる原因で誤作動やガス漏れ等の恐れがあるので使用しないこと。

水没し回収された給湯器

水没した容器には使用禁止の張り紙

石油化学新聞社提供

熊本地震　２０１６．４．１６

資料編 P19

概要

M7.0　熊本県益城町、西原村で最大震度７　死者　258人
4月14日のM6.2　益城町で最大震度７の前震に続き2日後に本震M7.3が発生。
約32秒後に大分県中部でM5.7地震が発生し、別府市と由布市で震度6弱を観測

熊本地震　活動域と主な震源

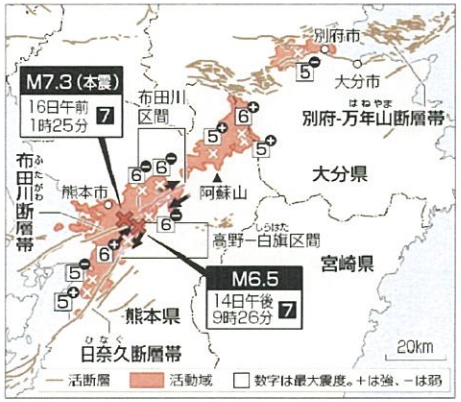

（20日現在、気象庁資料より）

地震により倒壊した家屋

二度の地震により、多くの家屋が倒壊し、避難道もふさがれた。
最初の地震で避難の際、多くの消費者がＬＰガス容器のバルブを閉めていた。
地震時保安ガイド等で平時から、ＬＰガス容器の取扱について周知が大事。

熊本県ＬＰガス協会提供

家屋の倒壊により供給設備も破損

家屋の倒壊により、ＬＰガス設備は破損し、ＬＰガス容器は家屋の下敷きとなったが、ＬＰガスの流出による火災等の二次災害は報告されていない。
4月14日に地震が発生した際に、ＬＰガス容器のバルブを閉めて避難した住民が多かったためか、ガス漏えいによる火災は発生しなかった。

熊本県ＬＰガス協会提供

石油化学新聞社提供

チームＬＰＧによる容器の回収

地震で倒壊した家屋に残された容器は熊本県ＬＰガス協会による「チームＬＰＧ」により、回収された。
他にも販売系列の応援により、ＬＰガス容器の回収は速やかに行われた。
東日本大震災程広域で無かったため、九州や多くの地区から応援に駆けつけた。
ガス放出防止型高圧ホースは、地震や水害時にガス放出を防ぎ二次災害の防止になる。

地震で倒れたＬＰガス供給設備と容器

石油化学新聞社提供

「チームＬＰＧ」による容器回収作業

熊本県ＬＰガス協会提供

倒壊家屋からの容器回収と復旧作業

東日本大震災と違い、一部地域での被災だったので九州や各地からの応援が早かった
被災地への応援については、現地での宿泊、持ち込みの機材の用意も周到に。
事故も想定して、復旧作業は必ず２名のペアで行うこと。

他地域からの応援で復旧作業に役だったのは、住宅地図よりカーナビだった。

系列支援による容器回収

石油化学新聞社提供

系列支援による供給開始点検・調査

石油化学新聞社提供

仮設住宅の建設

仮設住宅の建設は、基本的にはハウスメーカーが建設する。費用は国、県が負担。
ＬＰガスの設備工事に関してはハウスメーカーから請負
一部のガス機器（・追い炊き式給湯器　・ガスコンロ等）は現物支給される。
・プレハブの仮設住宅は東日本震災時の仕様で発注されたが、給湯器は追い炊き機能に変更。

木造プレハブは仮設終了後　村営住宅に

従来のプレハブ仮設住宅

九州北部豪雨　２０１７．７．６

概要
5日から6日にかけ、九州北部で**線状降水帯**が形成され記録的な大雨となり
総降水量が多いところで500ミリを超え、福岡県朝倉市や大分県日田市等で
24時間降水量の値が観測記録を更新した。
山肌が削られ大量の土砂、流木が下流に一気に流れた

大量の流木が復旧作業の妨げになった

ＬＰガス容器も多数流出

流木が直撃したか浮力で倒れたか
５０㎏容器が下敷きになっている。
容器回収には細心の注意を！

膝の高さまでのぬかるみで近寄れないが
フェンスによって守られたバルク貯槽

石油化学新聞社提供

平成30年7月豪雨　２０１８．７

資料編 P21

概要

6月28日から7月8日頃にかけて西日本を中心に北海道や中部地方など全国的に広い範囲で記録された台風7号および梅雨前線等の影響による集中豪雨が発生。総降水量はところにより**四国地方で1,800ミリ、**中部地方で1,200ミリ、九州地方で900ミリ、近畿地方で600ミリ、中国地方で500ミリを超えた。

岡山県倉敷市などで堤防が決壊

12府県で200名以上が死亡、豪雨災害の死者数としては平成では最悪の被害。
1983年7月に島根県などで発生した集中豪雨被害（計112人）以来35年ぶり。

真備地区浸水状況と助けを求める住人

水が引いた被災現場

倉敷市真備町は地域の１／４が冠水し、全住宅の約半数に上る4,600棟が被害を受けた。日頃から**ハザードマップと避難経路**の確認を！

【洪水ハザードマップ】洪水による浸水が予想される「洪水浸水想定区域」や避難場所などを市町村が住民に知らせるためにつくった地図

水が引いた後の真備町

土石流にえぐり取られた家

石油化学新聞社提供

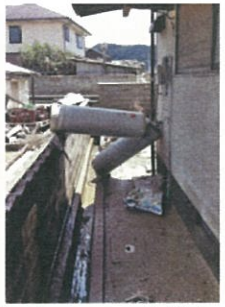

充填所や消費者宅からもからもLPガス容器が大量に流出した。2,400本以上

事務所水没　事務所内も浸水、顧客台帳類も水浸し

本編 P51. 52

クラウド等を使ったデータの2元管理

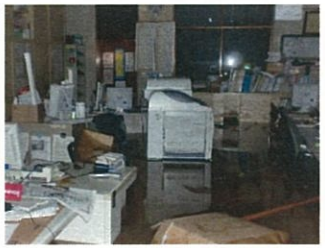

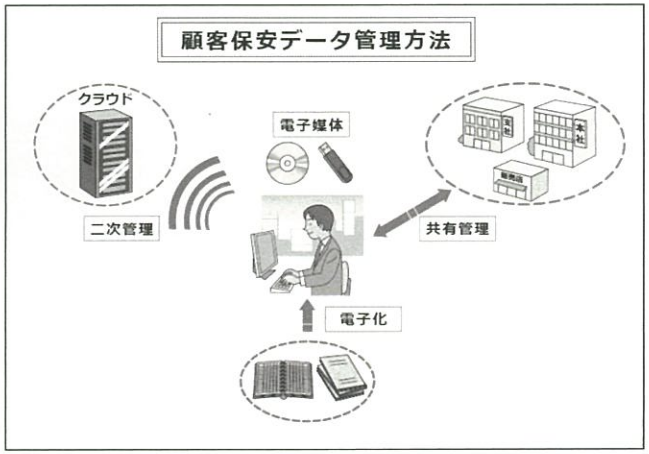

顧客台帳等はクラウドを使っての２元管理

東日本大震災では津波により事務所ごと流され復旧業務に支障をきたした

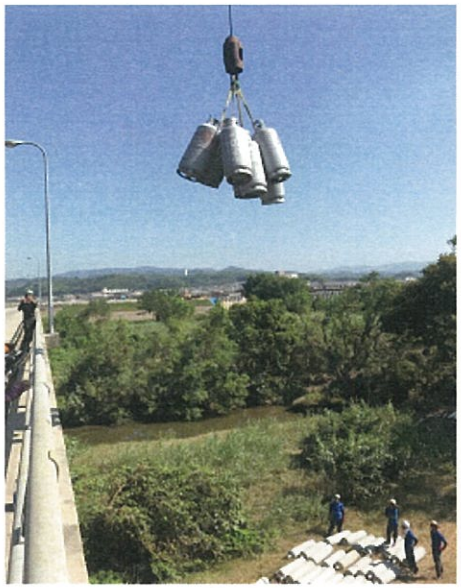

海上、河川からのLPガス容器の回収には協会防災積立金1,100万円を当てた。

充てん所、容器置き場からの大量の容器流出を踏まえ
容器置き場からの流出防止措置指針が制定された。

参考資料 P7

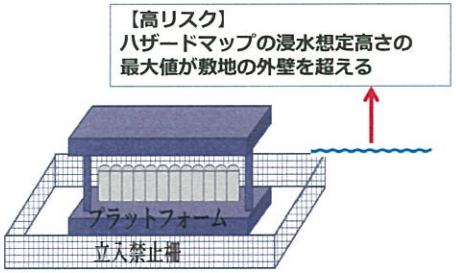

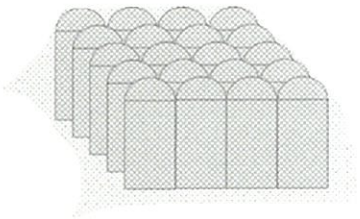

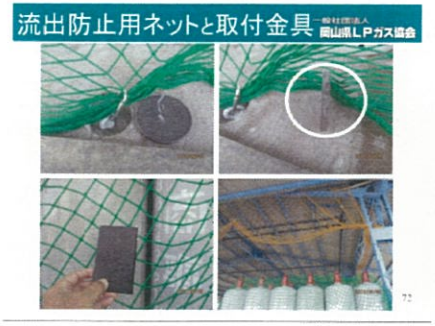

「平成30年7月豪雨」によるLPガスに関するお願い

参考資料2. 14

全国ＬＰガス協会は平成30年7月豪雨に関し関連団体に注意文を発信
①ガスメーター、ガス機器等が浸水された皆様へ
②流出したＬＰ容器を発見された皆様へ
③土砂、瓦礫等の撤去作業に当たられる皆様へ

http://www.japanlpg.or.jp/

経済産業省からのお知らせ

平成３０年７月５日からの大雨により流出したＬＰ容器による事故防止について（注意喚起）

・平成３０年７月５日からの大雨による増水により、岡山県内において、ＬＰガス容器が流出したとの情報が確認されています。

・その他の地域を含め、流出したＬＰガス容器を発見された方は、以下の点に注意して、最寄りの販売店又は都道府県ＬＰガス協会へご連絡願います。

○みだりに触れない、移動させない！

○ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない！

【連絡先】

①容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています）

②氏名等が判別できない場合は、

岡山県の場合：（一社）岡山県ＬＰガス協会　TEL：086-225-1636

その他の都道府県：最寄りの都道府県LP協会へご連絡ください（連絡先は次頁）。

http://www.japanlpg.or.jp/about/local.html

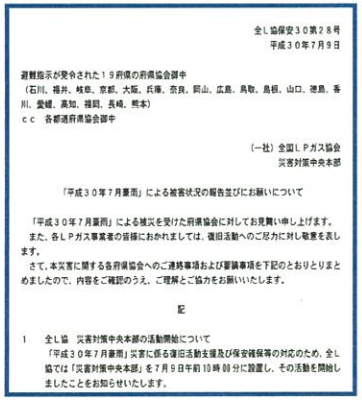

全Ｌ協保安３０第２８号
平成３０年７月９日

避難指示が発令された１９府県の府県協会御中
（石川、福井、岐阜、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本）
ｃｃ　各都道府県協会御中

（一社）全国ＬＰガス協会
災害対策中央本部

「平成３０年７月豪雨」による被害状況の報告並びにお願いについて

「平成３０年７月豪雨」による被災を受けた府県協会に対してお見舞い申し上げます。
また、各ＬＰガス事業者の皆様におかれましては、復旧活動へのご尽力に対し敬意を表します。
さて、本災害に関する各府県協会へのご連絡事項および要請事項を下記のとおりとりまとめましたので、内容をご確認のうえ、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

１　全Ｌ協　災害対策中央本部の活動開始について
「平成３０年７月豪雨」災害に係る復旧活動支援及び保安確保等の対応のため、全Ｌ協では「災害対策中央本部」を７月９日午前１０時００分に設置し、その活動を開始しましたことをお知らせいたします。

ハザードマップを活用

本編 P6

約7万戸が浸水した2000年9月の東海豪雨やその後の水害で、多くの住民が避難場所を知らなかったことが問題となり、水防法が改正され大きな被害が予想される川のある地域に**ハザードマップの作製が義務**づけられた。

倉敷市のハザードマップ
（真備町周辺）

平成30年7月豪雨災害で浸水した地域
（真備町）

国土地理院HP

倉敷市のハザードマップ

令和元年１０月台風１９号　長野県

参考資料 P24

令和元年10月12日台風19号　　長野県穂保地区の千曲川が決壊

この時関東でも大被害寸前だった。

荒川も危険水域に
堤防が決壊すると
数十万人に被害が出る

武蔵小杉も冠水でタワー
マンションも全停電に

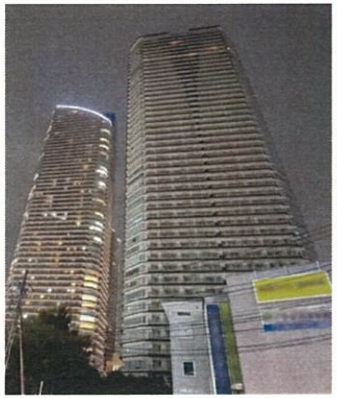

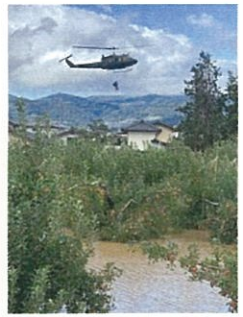

上田市では第3セクターの鉄橋も崩落

りんご園も水没
農業被害も甚大

北陸新幹線の基地も水没
車両120両が廃車に

千曲川堤防の決壊により浸水した穂保地区　　電柱には想定浸水深さを示す標識も
千曲川は、これまで何度も氾濫を繰り返し、市は注意喚起してきた。

千曲川決壊現場の家屋　２m以上の濁流が流れ込み再建をあきらめる住民も

台風第19号による郡山での被災状況

参考資料 P23

・令和元年台風第19号に伴う降雨では、須賀川・郡山・福島地点等の阿武隈川流域で24時間に200mmを超える雨が広範囲にわたり激しく降り、既往最大の雨量や平成の大改修の契機となった平成10年８月出水の降雨記録を上回る雨量が観測された記録的な降雨であった。

水没した郡山工業団地

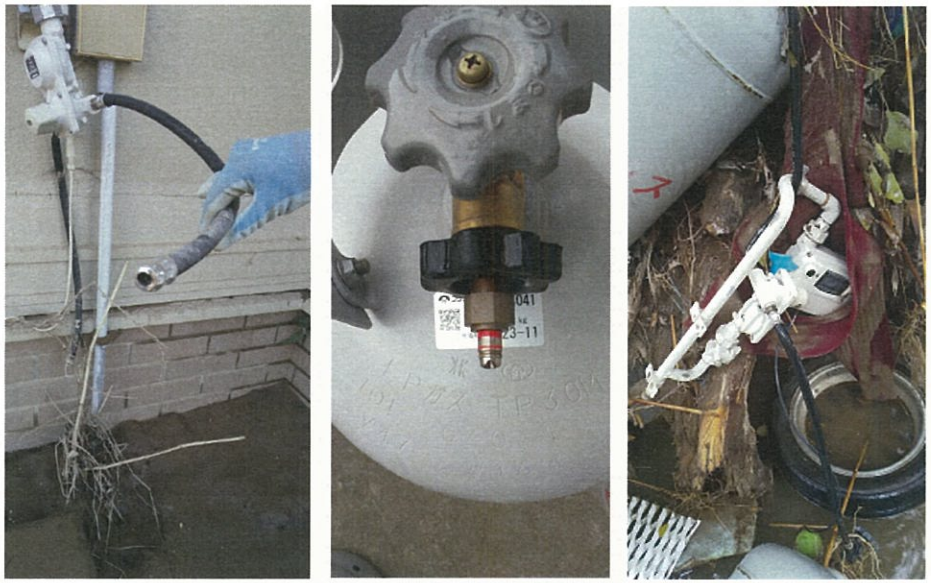

濁流により引きちぎられたガス放出防止型高圧ホース　防止機能が働いてガス漏れはなし

発電機　嵩上げ工事

郡山工業団地内の中核充填所も、浸水により発電機、液層ポンプ、GHP等が浸水し、中核充填所としての機能を果たせなかった。

２０２０年７月令和２年７月豪雨

参考資料 P25

九州に線状降水帯ができ局地的に猛烈な雨が降り、球磨川が氾濫して広範囲に浸水

水没した球磨川流域

球磨川にかかる　深水橋　この後濁流に流された

氾濫により被災の大きかった球磨村渡地区

水で浮き上がり鎖から外れて流出する。　鎖はプロテクターに通すこと。

この高さまで水位が上がった

ベルトと鎖の2本掛けで流出しなかった

厳冬時のLPガス容器交換：北海道
屋根からの雪だれで覆われ圧迫されたLPガス容器

本編 P30

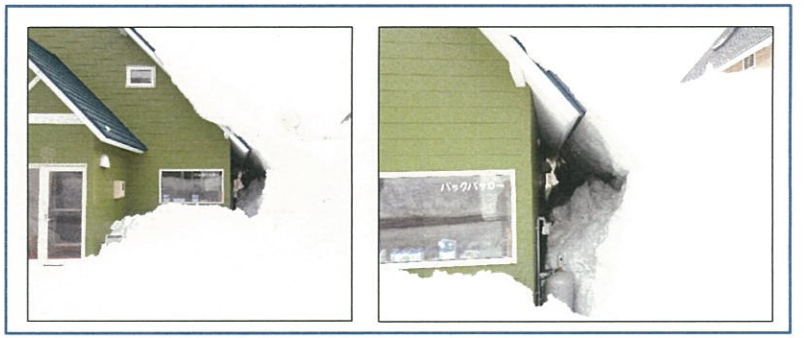

【 LP法施行規則と例示基準改正の主な内容】

参考資料 2. 17

例示基準９．（浸水流出防止措置）
充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置

・浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。
（「浸水のおそれのある地域」は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、 １ｍ以上の浸水が想定されている地域とする。）

（経過措置）
令和３年１２月１日以降は、洪水浸水想定地域に新規設置する設備は新基準による。
現に設置されている設備は令和６年６月１日まではなお従前の例によることができる。

項目		内容
改正省令		浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること
場所		浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、１ｍ以上の浸水が想定されている地域とする。
流出防止措置	(i)転充の設置	固定金具について ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。 ベルト又は鉄鎖について
		充てん量20kgを超える容器：１本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の頭部から容器の高さの１／４程度の位置に、２本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から１／４程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、２本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか１本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。
		充てん量20kg以下の容器：当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。
		ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこの限りでない。
	(ii) 容器収納庫への保管	

注：詳細は、改正省令、機能性基準の運用について（別添例示基準第９節）を参照のこと。

屋根からの落雪　圧雪による供給設備の破損 ⟶ 雪害

屋根からの落雪、氷柱の落下により、供給設備が破損する

雪害防止対策として容器収納庫の設置　＆　バルク貯槽　**本編 P18**

避難情報に関するガイドラインの改定

参考資料 2.15

これまで、**警戒レベル4**は、「避難勧告」と「避難指示」の2つの情報で避難が呼びかけられていましたが、「避難勧告」を廃止し、**「避難指示」に一本化**されました。
また、**警戒レベル5**は、「災害発生情報」から**「緊急安全確保」**に変更され、直ちに安全な場所で命を守る行動をとるよう呼びかけが行われます。ただし、警戒レベル5は既に災害が発生・切迫しており命の危険がある状態であるとともに、必ず発令される情報ではないことから、**警戒レベル5を待つことなく、警戒レベル4までに避難すること**が必要です。

今までの常識では考えられないような予測不可能な記録的豪雨や豪雪が発生。

もはや災害はいつ、どこで起きても不思議ではない
日本に住んでいる以上、災害のない地域なんてない

正常性バイアス（正常性の偏見）

何十年も住んでいるがこんな事は初めて
前の水害では床下まで、今回も大丈夫
ここだけは、私だけは大丈夫。

発災時の被害状況報告

本編 P43

災害時における情報の収集・発信
被災情報は、災害時の対応に際し重要な位置付けになると同時に本情報を関係機関に伝達することにより情報の共有化を図り、被災地域の復旧支援活動に資することに有効となることから、災害が発生した場合の全ての第一歩は、ＬＰガス販売事業者及び一般消費者等の被災状況に関する**情報の迅速なる把握**である。

発災時の被害状況報告の流れ

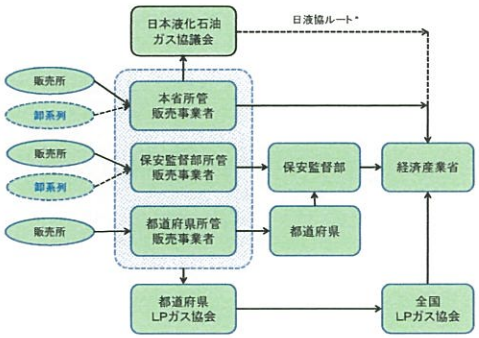

*日液協ルート：被災により都道府県LPガス協会を中心とした情報収集・発信ルートが機能しなくなった場合に活用する。

本編 P41

中央団体による連絡会議等の開催

参考資料 2.2

全国ＬＰガス協会は、大規模な災害が発生したときは、速やかに被災した都道府県ＬＰガス協会からガス漏れ等の被災状況及び復旧状況等の情報収集を行い、復旧に必要な設備や機器等が不足するおそれがある場合又は被災地以外の都道府県ＬＰガス協会等への協力要請が必要と認めた場合等には、**中央連絡会議**に対して協力要請を行う。

中央連絡会議は、全国ＬＰガス協会からの要請により速やかに開催し、**具体的な支援計画等を決定**するため、各ＬＰガス輸入事業者、広域販売事業者、各中央団体、並びに近隣都道府県ＬＰガス協会からも、被害状況等の情報収集を行い、行政機関や関係団体と調整のうえ、被災地以外の都道府県ＬＰガス協会等に**応援や物資の提供等**の協力体制を要請する。

平成30年7月豪雨での中央連絡会議等の動き

1．7月9日10:00　全国ＬＰガス協会に「災害対策中央本部」を設置
2．二次災害防止に向けた注意喚起分の周知要請
3．7月10日「ＬＰガス災害対応中央連絡会議」を開催
・被災したＬＰガス機器等に対する支援依頼

本編 P40

地域における災害対策組織の整備

ＬＰガス販売事業者の大半は、小規模な事業者であり、これらの事業者において全般にわたる防災活動を行うことは、非常に困難と考えられる。
このため、都道府県ＬＰガス協会は、災害に備え地域ぐるみの活動を推進すべく、ＬＰガス販売事業者、卸売事業者及び保安機関並びに配送機関等で構成する**「ＬＰガス災害対策組織」**を編成し、都道府県単体又はブロック単位ごとに設置する。

また、ＬＰガス業界は、各都道府県、市区町村等との**防災協定**を推進するとともに、防災活動に必要な防災復旧拠点の指定等の協力等を得つつ、自助努力として、衛星電話や無線の整備、**防災訓練の実施等**をすることにより、実効性のある災害対策組織の整備を進めていくこと。

東日本大震災において、中小企業の多くが、貴重な人材を失ったり、設備を失ったことで、廃業に追い込まれました。また、被災の影響が少なかった企業においても、復旧が遅れ自社の製品・サービスが供給できず、その結果顧客が離れ、事業を縮小し従業員を解雇しなければならないケースも見受けられました。

BCP（事業継続計画）とは、こうした緊急事態への備えのことをいいます。
緊急事態において的確な決断を下すためには、あらかじめ対処の方策について検討を重ね、日頃から継続的に訓練しておくことが必要です。

避難所へのＬＰガス供給

本編 P63

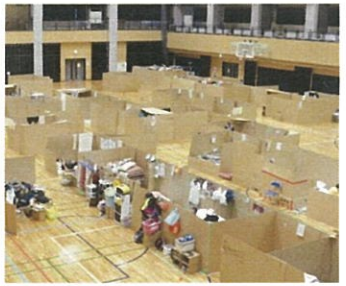

昨今のコロナでは避難所への一時避難も問題になっている。

災害対応バルクの導入

本編 P65

- **災害対応バルク**　地震や津波など大規模災害により電気や都市ガス等のライフラインが寸断された状況においても、ＬＰガスによるエネルギー供給を安全かつ迅速に行うことを目的として開発されたシステム

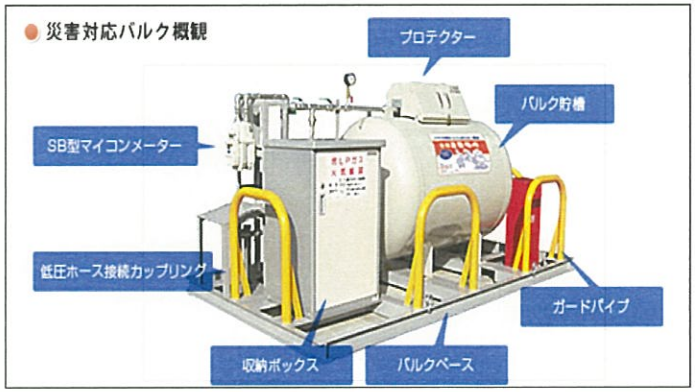

おわりに

政府は、エネルギー政策の方向性を示した新しいエネルギー基本計画に、ＬＰガスを「緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなガス体エネルギー」と位置づけ、「災害時にはエネルギー供給の『最後の砦（とりで）』」としています。

各都道府県ＬＰガス協会は、自治体との防災協定を締結し、災害対応バルクの設置推進や災害キットを寄贈するなど、災害時に頼られるエネルギーとしての役割を果たしています。

また、避難先等での熱中症対策としてＬＰガスを使ったGHPの冷房を提案するなど、ＬＰガス業界としてやるべきことはまだまだあります。

近年、毎年のように、地震や台風、集中豪雨の被害が相次ぎ、その対策としてＬＰガス容器の鎖の二重掛けや、ガス放出防止型高圧ホースの導入は有効であり、設備面の強化は二次災害発生のリスクを最小限に食い止めることが出来ます。

設備強化や、保安啓発等により消費者の安心と安全を確保することがＬＰガス業界の使命です。

「ＬＰガス災害対策マニュアル」を会社のBCP対策としてご参照下さい。

■ビデオ資料（ＬＰガス災害対策マニュアル）
http://www.lpgpro.go.jp/guest/other/bousai.html

令和3年度
液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会

事故対応と事故報告の実務

令和4年３月16日

仙台市消防局予防部危険物保安課
保安係　村上　和志

目次

1　仙台市消防局の事務執行体制
2　液化石油ガス事故件数
3　事故発生時の対応
4　事故報告
5　事故事例

1　仙台市消防局の事務執行体制

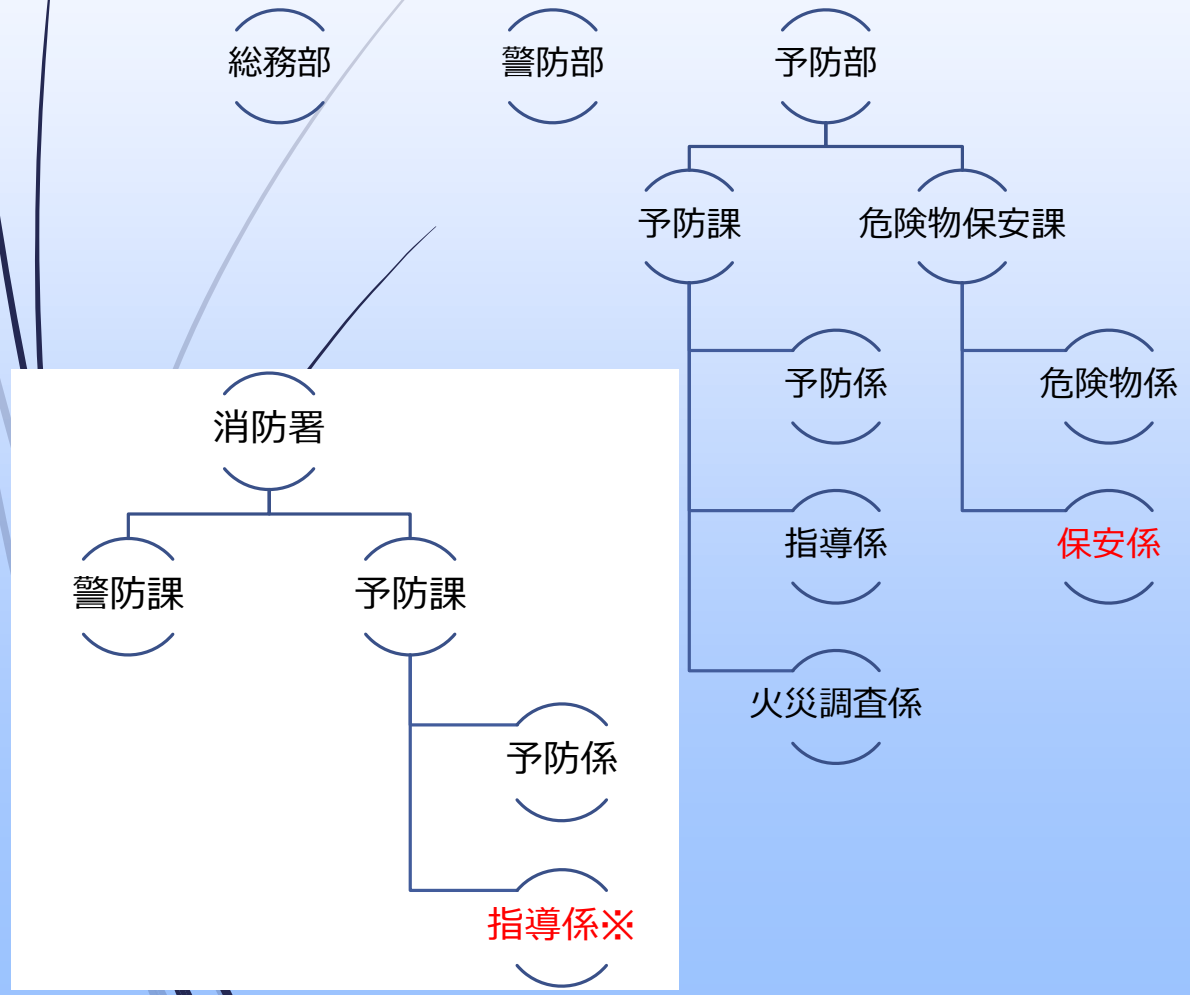

保安係長以下５名

保安係の主な業務

- 高圧ガス製造等の許認可,検査及び指導
- 液化石油ガスの販売事業等の登録,許認可,検査及び指導
- ガス事業法に基づくガス用品の販売事業に係る検査
- 火薬類製造等の許認可,検査及び指導
- 高圧ガス等事故防止対策の推進

【液化石油ガス法】　（平成18年度）
宮城県「事務処理の特例に関する条例」により事務移譲

※「液化石油ガス設備工事届」は署予防課指導係で審査

2　液化石油ガスの事故件数

2.1　宮城県内における事故件数の推移

宮城県		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事故件数	漏えい	4	1	3	1	1	2	2
	漏えい爆発　等	0	0	0	1	0	0	0
	漏えい火災	0	3	1	2	2	1	1
	CO中毒・酸欠	0	0	0	0	0	0	0
	喪失・盗難	-	-	-	-	-	-	-
	合計	**4**	**4**	**4**	**4**	**3**	**3**	**3**
負傷者数		0	3	1	2	2	0	1

仙台市		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事故件数	漏えい	3	1	2	1	1	2	1
	漏えい爆発　等	0	0	0	0	1	0	0
	漏えい火災	0	1	0	1	0	1	1
	CO中毒・酸欠	0	0	0	0	0	0	0
	喪失・盗難	-	-	-	-	0	0	1
	合計	**3**	**2**	**2**	**2**	**2**	**3**	**3**
負傷者数		0	1	0	1	2	0	1

2.2　液化石油ガス事故概要

年	件数	種別	規模	概要
令和3年	1	漏えい	C２	圧力調整器と供給配管の結合部からLPガスが漏洩
令和2年	3	漏えい	C２	解体工事の際に埋設管破損しLPガスが漏洩
		喪失・盗難	C２	屋外に設置していたLPガス容器が無くなっていたもの
		漏えい火災	C１	容器と圧力調整器の接続不良（質量販売）
平成31年	3	漏えい	C２	ロースターの点火装置兼火力調整つまみがわずかに開放
		漏えい火災	C２	破損していたホースから漏えいしたLPガスに引火（質量販売）
		漏えい	C２	バーナーコックが開状態のコンロからLPガスが漏えい
平成30年	2	漏えい爆発	C１	焼物器で調理しようとしたところ、未着火のためＬＰガスが滞留し点火した際に爆発し、従業員が頭部等に熱傷
		漏えい	C２	コンクリート内埋設の白ガス管の腐食による漏えいと推定
平成29年	2	漏えい火災	C	不要になったボンベ放出中に引火（質量販売）
		漏えい火災	C	給湯器内部配管の経年劣化によりガスが漏れ引火

3　事故発生時の対応

3.1　事故届（高圧ガス保安法）

- 高圧ガス法　第63条

第1項

　第一種、二種製造者、販売者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

　一　その所有、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
　二　その所有、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

第2項

　経済産業大臣又は都道府県知事は，前項第一号の場合は，所有者又は占有者に対し，災害発生の日時，場所及び原因，高圧ガスの種類及び数量，被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

液化石油ガス法の販売事業者等についても，高圧ガス保安法に基づき事故届の提出が必要 。（液化石油ガス法には事故届の規定はない）

3.2　事故届

- 液化石油ガス保安規則　第96条

第1項

法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあっては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

事故発生場所を管轄する地方振興事務所（消防局）が事故届の提出先

宮城県HP

液石法に係る事故報告等フロー図（平成19年1月1日～）

1　用語の定義
液石則・・・高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）
特定消費設備・・・液化石油ガス法第2条第5項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く）

2　事故報告等フロー図（赤字は新たに追加された条項等）

事故の種類 ＼ 区分	販売事業者		地方振興事務所 又は仙台市消防局		消防課		関東東北産業保安 監督部東北支部
特定消費設備に係る事故 （液石則第93条の2に規定する事故）	・事故発生の連絡 （事務所又は仙消局へ）	⇒	・事故発生報告作成	⇒	・受理，報告	⇒	・受理
	・事故発生の連絡 （監督部へ）	→	監督部へ直接報告（液石則第93条の2） ※電話・ファクシミリ等			→	報告受理
	・事故届出書作成 （液石則第96条） 様式第57の2	⇒	・受理 ・事故調査報告書作成	⇒ ⇒	（写し添付） ・受理 ・事故報告書作成 （液石則第96条の2） 様式第58の2	⇒ ⇒ ⇒	（写し添付） （写し添付） ・受理
上記以外の事故	・事故発生の連絡 （事務所又は仙消局へ）	⇒	・事故発生報告作成	⇒	・受理	⇒	・受理
	・事故届出書作成 （液石則第96条） 様式第57	⇒	・受理 ・事故調査報告書作成	⇒ ⇒	（写し添付） ・受理 ・事故報告書作成 （液石則第96条の2） 様式第58	⇒ ⇒ ⇒	（写し添付） （写し添付） 受理

注）特定消費設備に係る事故が発生した場合，販売事業者は事故発生場所を所管する地方振興事務所（仙台市域は仙台市消防局）へ連絡するとともに，液石則第93条の2の規定により，直ちに関東東北産業保安監督部保安課へ連絡する。
その後，事故届出書（様式第57の2）を作成し，地方振興事務所（仙台市域は仙台市消防局）へ提出する。

なお，特定消費設備に係る事故以外の事故の場合，監督部への報告は必要ない。

3.3　行政側の事故対応

- 経済産業省の要領
  - ・高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領
  - **・液化石油ガス事故対応要領**
- 宮城県の要綱
  - ・高圧ガス保安法関係事故措置要綱
  - **・液化石油ガス関係事故措置要綱**
- 仙台市の要領
  - ・仙台市高圧ガス保安法関係事故措置要領
  - **・仙台市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事故措置要領**

仙台市は，市の事故措置要領及び県の事故措置要綱に従って県消防課に事故内容を報告。
消防課は，県の事故措置要綱及び経済産業省のマニュアルに従って経済産業省（産業保安監督部）に事故内容を報告。

（参考）民生用液化石油ガス事故発生時の対応イメージ

一般家庭

※一般家庭における容器盗難は液化石油ガス法で対応

移動

製造所・貯蔵所

液化ガス関係事故措置要綱で対応

高圧ガス保安法関係事故措置要綱で対応

3.4.1　事故の定義

液化石油ガス法に係る事故とは，液化石油ガス法が適用となる一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものをいう。

①漏えい	液化石油ガスが漏えいしたものであって，火災に至らず，かつ，中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。ただし，接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合，気泡が発生する程度）は除く。
②漏えい爆発	液化石油ガスが漏えいしたことにより，爆発が発生し，又は爆発による火災に至ったもの。 イ　漏えい爆発（漏えいガスによる爆発のみの場合） ロ．　漏えい爆発・火災（漏えいガスによる爆発後火災の場合）
③漏えい火災	液化石油ガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。） なお，液化石油ガスの漏えいがない状態でＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し，又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災は液化石油ガス事故に該当しない。
④中毒・酸欠	液化石油ガス消費設備の不完全燃焼又は液化石油ガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより，一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。
⑤充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難	イ　供給設備のうち，消費設備に接続しているもの ロ　消費設備（移動中のものを除く。） ハ　貯蔵施設に貯蔵してあるもの

3.4.2　液化石油ガス事故に該当しない事故

①　自殺，故意，いたずら等が原因による事故

②　自然災害による事故

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故

例）洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故

ただし，自然災害による事故のうち，事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備， 落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについては液化石油ガス事故とする。

③　カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故

④　ＬＰガスの漏えいがない状態で，ＬＰガス燃焼器具（これに付帯するものを含む。）が過熱し，又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。

⑤　その他上記に掲げる液化石油ガス事故に該当しない事故

例）自動車の飛び込みによる事故

3.4.3　特定消費設備に係る事故

特定消費設備　【平成18年12月27日付け平成18・12・26原院第5号】　運用通知
①　燃焼器具　（瞬間湯沸し器・家庭用コンロ・業務用レンジ等） ②　硬質管　（金属管・金属フレキシブルホース） ③　低圧ホース（液化石油ガス用継手金具付近低圧ホース・低圧ホース（その他）） ④　ゴム管等　（ゴム管・塩化ビニルホース等） ⑤　末端ガス栓（ガス栓（ホースエンド、フレキガス栓、迅速継手、その他）） ⑥　その他　（その他）
該当する事故
1　特定消費設備の使用に伴い、人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故 2　特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

3.5　事故の分類

A級事故		①死者５名以上 ②死者及び重傷者合計１０名以上（①以外） ③死者及び負傷者（重傷及び軽傷をいう。）合計３０名以上（①及び②以外） ④甚大な物的被害（直接被害総額５億円以上）あり ⑤大規模火災，漏えい等が進行中で大災害に発展するおそれあり ⑥社会的影響・関心が大きい（NHK・民間全国放送0・全国紙で10社以上）
B級事故	B 1級	①死者１名以上４名以下 ②重傷者２名以上９名以下（①以外） ③負傷者６名以上２９名以下 （①及び②以外） ④多大な物的被害（直接被害総額１億円以上５億円未満）あり ⑤社会的影響・関心が大きい（NHK・民間全国放送0・全国紙で3社以上）
	B 2級	同一事業所においてＡ急事故，Ｂ急事故又はＣ１級自己が発生した日から１年を経過しない間に発生したＣ１級事故
C級事故	C 1級	①人的被害（負傷者１名以上５名以下かつ重傷者１名以下）あり ②爆発，火災又は破裂・破損等が発生 ③毒性ガスが漏えい以外 ④反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生
	C 2級	Ｃ１級事故以外の事故

死者

事故発生後，５日以内に死亡が確認された者（自殺者本人除く）

重傷者

事故発生後，３０日以上の治療を要する負傷をした者（自殺未遂者除く）

軽傷者

事故発生後，３０日未満の治療を要する負傷をした者（自殺未遂者除く）

3.6.1　液石法における事故連絡フロー

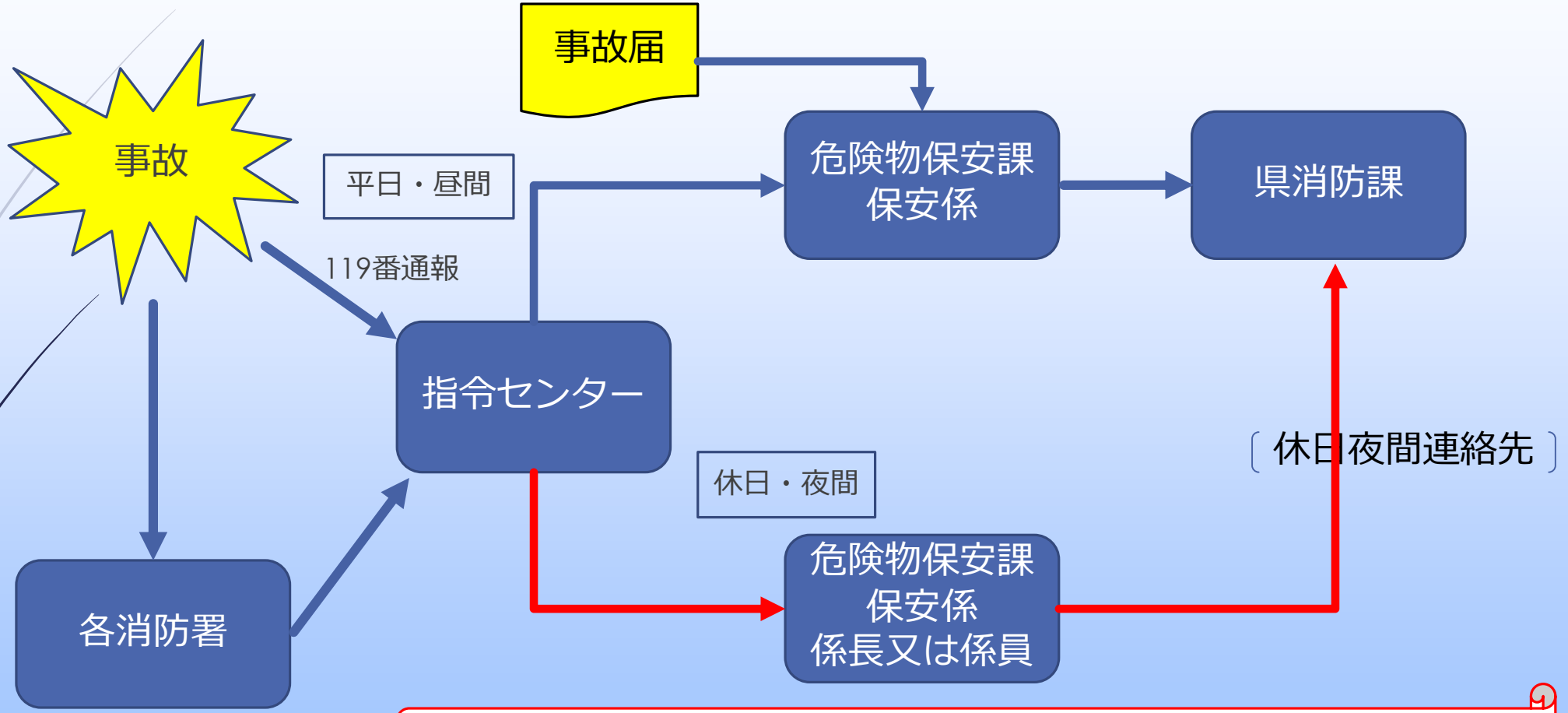

危険物保安課長又は指令課長はA級事故及びB級事故が発生したことを覚知した場合は、速やかに電話等により、県消防課に連絡するものとする。ただし、勤務時間外の場合は県消防課が別に定める連絡先に連絡するものとする。

3.6.2　事故対応まとめ

※1　原則として覚知から速やかに報告（容器の喪失・盗難除く）。ただし、勤務時間の場合は以下の通り。
A・B級事故：県消防課又は危機管理当直室に報告
C級事故：直近の出勤日に報告

※2　A・B旧事故については7日以内
C級事故については翌月5日までに報告

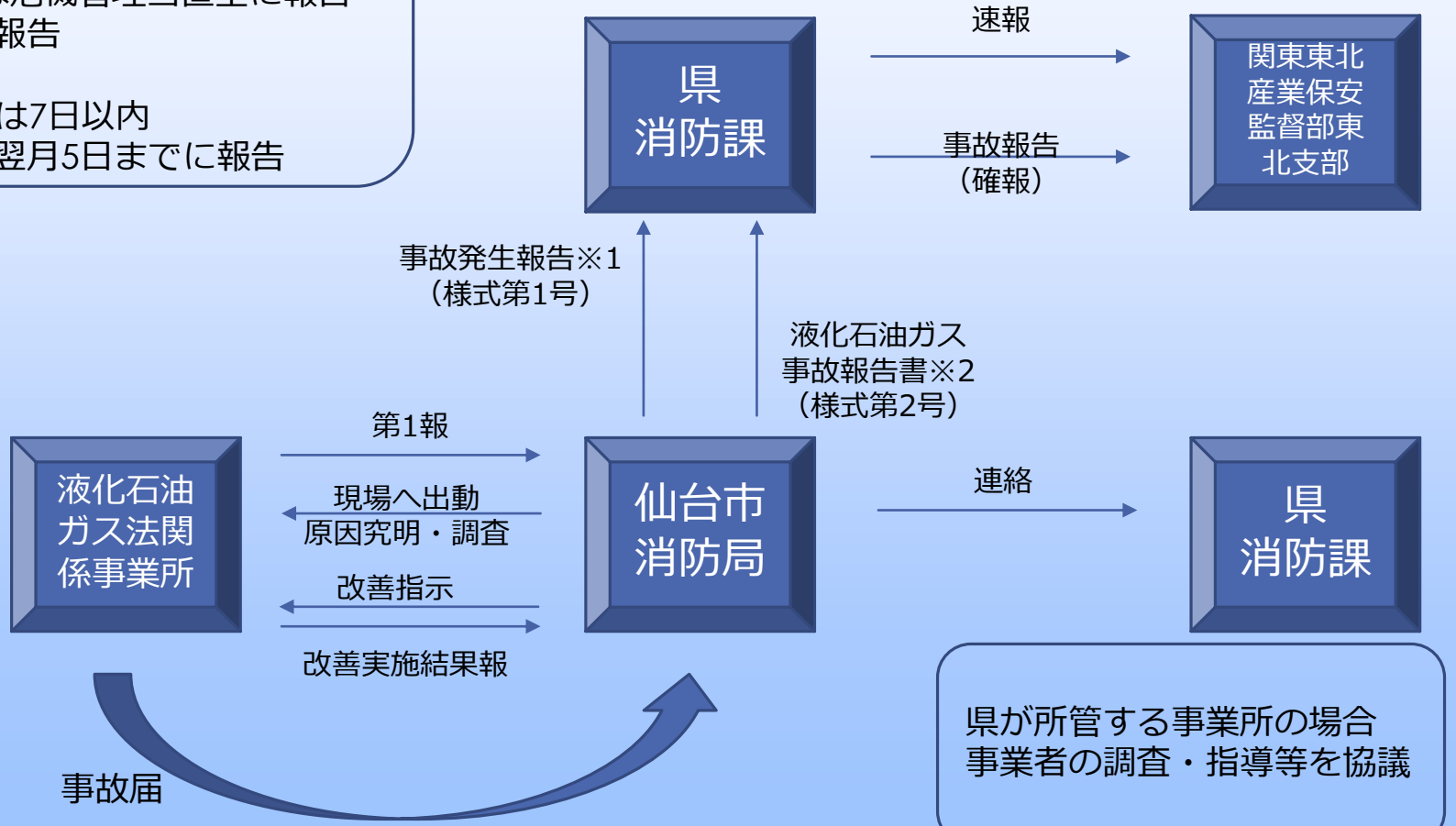

県が所管する事業所の場合
事業者の調査・指導等を協議

3.7　危険物保安課における対応

- 関係機関への連絡
  ⇒　危険物保安課にて事故を覚知した再は、A・B級については緊急連絡網に基づいて即日（休日・夜間含む）、C級について直近の勤務日に速やかに県消防課へ連絡
- 事故調査
  ⇒　県消防課と連携し、事故原因や法令違反について現地及び聞き取り調査
- 事故速報の作成
  ⇒　A・B級については即日（休日・夜間含む）、C級については直近の勤務日に要綱様式第1号「事故発生報告」にて県消防課へ報告
- 事故報告の作成
  ⇒　A・B級については７日以内に、C級については翌月の５日までに要綱様式第２号「液化石油ガス事故報告書」（喪失・盗難については様式第２－１号）にて消防課へ報告
- 事故届の受理
  ⇒　高圧ガス法第63条に基づき届出者より事故届が提出された際は受理し、上記事故速報及び報告作成時に参考とする。

※　容器の喪失・盗難については速報不用、月報のみ報告

4　事故報告

4.1　事故発生報告（様式第1号）

（速報）県消防課へ電話連絡

1.　発生日時　2.　発生場所　3.　事故種別

3項目については覚知次第

※他の項目は確認出来しだい随時報告。

様式１

事故発生報告

１.	発生日時（時間は２４時間呼称）
２.	発生場所（市区町村名まで）
３.	事故種別 漏えい／漏えい爆発／漏えい爆発・火災／漏えい火災／ＣＯ中毒／酸欠／
４.	人的被害（有／無／確認中） 死者　名（うち第三者　名） 重傷者　名（うち第三者　名） 軽傷者　名（うち第三者　名）
５.	物的被害（有／無／確認中） 内容：
６.	火災認定（有／無／確認中）
７.	事故発生箇所 ①ガス栓 ②消費機器（燃焼器との接続管等を含む。） 燃焼器名称： ③配管等 ④メーター ⑤調整器 ⑥高圧ホース ⑦供給管 ⑧集合装置 ⑨バルク貯槽等 ⑩充填設備（許可区分：高圧法・液化石油ガス法） ⑪貯蔵施設 ⑫充てん容器又は残ガス容器 ⑬その他 ⑭不明
８.	販売事業者等の名称等 ①名称（販売所名含む）： ②販売所所在地： ③連絡先： ④所管行政庁：

4.2　液化石油ガス事故報告書（様式第2号）

液化石油ガス事故報告書　その1
（事故状況）

液化石油ガス事故報告書　その2
（事故発生場所における供給機器安全装置設置状況）

液化石油ガス事故報告書　その3
（事故措置・対策）

液化石油ガス事故報告書（喪失・盗難）
※様式第2-1

事故報告書の記載要領
（2020年4月　経済産業省まとめ）

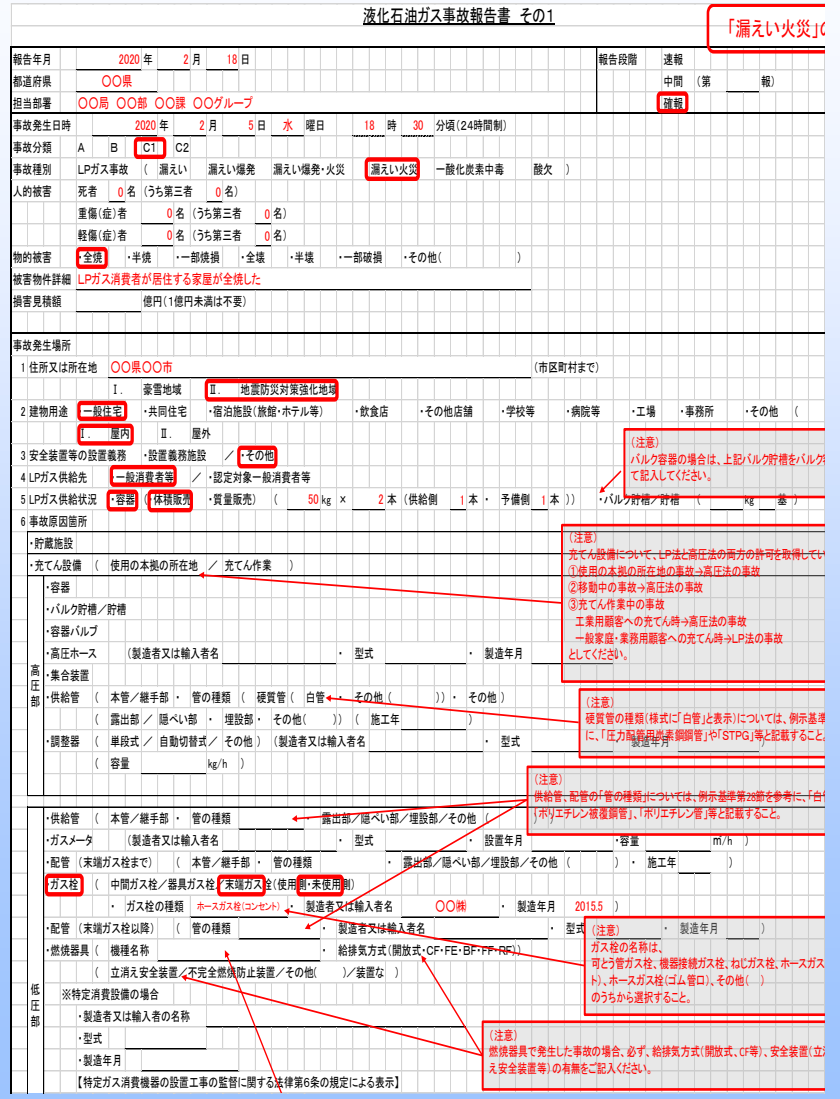
液化石油ガス事故報告書　その1

「漏えい火災」の

報告年月　2020年 2月 18日
都道府県　○○県
担当部署　○○局 ○○部 ○○課 ○○グループ
報告段階　速報　中間（第　報）　確報

事故発生日時　2020年 2月 5日 水 曜日 18時 30分頃(24時間制)
事故分類　A　B　C1　C2
事故種別　LPガス事故（漏えい　漏えい爆発　漏えい爆発・火災　漏えい火災　一酸化炭素中毒　酸欠）
人的被害　死者 0名（うち第三者 0名）
重傷(症)者 0名（うち第三者 0名）
軽傷(症)者 0名（うち第三者 0名）
物的被害　・全焼　・半焼　・一部焼損　・全壊　・半壊　・一部破損　・その他(　)
被害物件詳細　LPガス消費者が居住する家屋が全焼した
損害見積額　　億円（1億円未満は不要）

事故発生場所
1 住所又は所在地　○○県○○市（市区町村まで）
Ⅰ．豪雪地域　Ⅱ．地震防災対策強化地域
2 建物用途　一般住宅　・共同住宅　・宿泊施設(旅館・ホテル等)　・飲食店　・その他店舗　・学校等　・病院等　・工場　・事務所　・その他（
Ⅰ．屋内　Ⅱ．屋外
3 安全装置等の設置義務　・設置義務施設　／・その他
4 LPガス供給先　一般消費者等　／・認定対象一般消費者等
5 LPガス供給状況　・容器（体積販売　・質量販売）（50kg × 2本（供給側 1本・予備側 1本））　・バルク貯槽／貯槽（　kg　基）
6 事故原因箇所

（注意）
バルク容器の場合は、上記バルク貯槽をバルク
て記入してください。

・貯蔵施設
・充てん設備（使用の本拠の所在地　／充てん作業）
高圧部
・容器
・バルク貯槽／貯槽
・容器バルブ
・高圧ホース（製造者又は輸入者名　・型式　・製造年月
・集合装置
・供給管（本管／継手部・管の種類（硬質管（白管←・その他（））・その他）
（露出部／隠ぺい部・埋設部・その他（））（施工年　）
・調整器（単段式／自動切替式／その他）（製造者又は輸入者名　・型式　・製造年月
（容量　kg/h）

（注意）
充てん設備について、LP法と高圧法の両方の許可を取得してい
①使用の本拠の所在地の事故→高圧法の事故
②移動中の事故→高圧法の事故
③充てん作業中の事故
工業用顧客への充てん時→高圧法の事故
一般家庭・業務用顧客への充てん時→LP法の事故
としてください。

（注意）
硬質管の種類（様式に「白管」と表示）については、例示基準
に、「圧力配管用炭素鋼鋼管」や「STPG」等と記載すること。

（注意）
供給管、配管の「管の種類」については、例示基準第28節を参考に、「白
（ポリ）エチレン被覆鋼管」、「ポリエチレン管」等と記載すること。

低圧部
・供給管（本管／継手部・管の種類　・露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（
・ガスメータ（製造者又は輸入者名　・型式　・設置年月　・容量　m/h）
・配管（末端ガス栓まで）（本管／継手部・管の種類　・露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（）・施工年　）
ガス栓（中間ガス栓／器具ガス栓／末端ガス栓（使用側・未使用側）
・ガス栓の種類　ホースガス栓(コンセント)・製造者又は輸入者名　○○㈱・製造年月　2015.5）
・配管（末端ガス栓以降）（管の種類　・製造者又は輸入者名　・型式　・製造年月　）
・燃焼器具（機種名称　・給排気方式(開放式・CF・FE・BF・FF・RF)）
（立消え安全装置／不完全燃焼防止装置／その他　／装置な）
※特定消費設備の場合
・製造者又は輸入者の名称
・型式
・製造年月
【特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示】

（注意）
ガス栓の名称は、
可とう管ガス栓、機器接続ガス栓、ねじガス栓、ホースガス
ド)、ホースガス栓(ゴム管口)、その他(　)
のうちから選択すること。

（注意）
燃焼器具で発生した事故の場合、必ず、給排気方式(開放式、CF等)、安全装置(立
え安全装置等)の有無をご記入ください。

4.3　液化石油ガス法に係る事故報告

- 高圧ガス法　第74条第4項
  　都道府県知事は、第三十六条第二項若しくは第六十三条第一項の規定による届出を受理し、又は前二項の規定による通報を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 液化石油ガス保安規則　第96条の2
  　都道府県知事又は指定都市の長は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項（特定消費設備に係る事故の場合にあっては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。）について適当な方法により当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十八の事故報告書（特定消費設備に係る事故の場合にあっては様式第五十八の二の事故報告書）を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。
- （県）液化石油ガス関係事故措置要綱
  　知事は，Ａ級事故又はＢ級事故の場合は，事故発生の日から10日以内に，液化石油ガス保安規則第96条の2に規定する事故報告書（液石則様式第58）を取りまとめ監督部に報告するものとする。

5　事故事例

5.1　液化石油ガス漏えい

(1)　発生日時　令和3 年 1月16 日 （土）11 時 54 分

(2)　発生場所　仙台市太白区　共同住宅

(3)　事故の 概要

付近住民からガス臭がするとの１１９番通報にて覚知、消防隊が出場。

共同住宅に設置されているＬＰガス容器（５０ｋｇ×６本）の圧力調整器と供給配管の結合部からＬＰガスが漏えいしたもの。

現場に臨場した販売店担当者が容器のバルブを閉止し 漏えいは停止 した 。

(4)　対策

当該物件は発生日時点で全室空室であったが、ＬＰガス容器のバルブは開いていて、各室のメーター入り口のガス栓までガスが供給されていた。

今後、供給先でガスの使用が無い状況となった時には、設置容器のすべてのバルブを閉めることを徹底し、入居（使用）の予定がない場合は、容器を撤去する。

5.1　液化石油ガス漏えい

C２級事故

5.1　液化石油ガス漏えい

(5)　危険物保安課における対応

1　県消防課へ様式1により報告。
2　販売事業者へ連絡し様式2の関係する項目について報告を求める。
3　販売事業者から事故届が提出される。
4　様式2の作成
5　県消防課へ様式2により報告。（翌月5日までに県消防課へ報告）

※　事故現場での対応

1　消防隊現場到着
・ガスボンベのバルブを閉鎖、配管継ぎ目から漏洩を確認
2　販売事業者番場到着
・応急処置及び修理実施

5.1　事故発生報告　様式1

事故発生報告

1.	発生日時　令和３年　１月１６日（土）１１時５４分
2.	発生場所　仙台市太白区[redacted]
3.	事故種別 漏えい／漏えい爆発／漏えい爆発・火災／漏えい火災／ＣＯ中毒／酸欠／
4.	人的被害（有／無／確認中） ~~死者　名（うち第三者　名）~~ ~~重傷者　名（うち第三者　名）~~ ~~軽傷者　名（うち第三者　名）~~
5.	物的被害（有／無／確認中） 内容：
6.	火災認定（有／無／確認中）

5.1　事故発生報告　様式1

7.	事故発生箇所 ①ガス栓 ②消費機器（燃焼器との接続管等を含む。） 燃焼器名称： ③配管等 ④メーター ⑤調整器 ⑥高圧ホース ⑦供給管 ⑧集合装置 ⑨バルク貯槽等 ⑩充填設備（許可区分：高圧法・液化石油ガス法） ⑪貯蔵施設 ⑫充てん容器又は残ガス容器 ⑬その他 ⑭不明
8.	販売事業者等の名称等 ① 名称（販売所名含む）：[redacted] ② 販売所所在地：仙台市宮城野区[redacted] ③ 連絡先：[redacted] ④ 所管行政庁：仙台市

5.1.1　事故発生報告　様式1

９．	事故の概要等 ① 事故の概要 付近住民からガス臭がするとの１１９番通報にて覚知、消防隊が出場。 共同住宅に設置されているＬＰガス容器（５０ｋｇ×６本）の圧力調整器と供給配管の結合部（ユニオン継手）からＬＰガスが漏えいしたもの。 現場に臨場した販売店担当者が容器のバルブを閉止し漏えいは停止した。 ② 推定原因 結合部に使用しているユニオン継手パッキンの経年劣化によるものと推定。 ③ 事故の覚知について 担当である危険物保安課保安係では１月１８日（月）８時３０分頃に仙台市消防局災害状況日報（１月１６日（土）分）によりガス漏れ事案の発生を覚知し、出場した消防隊及び販売店と連絡を取り、液化石油ガス法に係る事故と認定した。
１０．	職員の現地派遣（有／[無]／検討中） 監督部等／都道府県／[その他]：仙台市消防局

5.1　液化石油ガス事故報告書（様式2）

6 事故原因箇所

・貯蔵施設

・充てん設備　（　使用の本拠の所在地　／　充てん作業　）

高圧部

・容器
・バルク貯槽／貯槽
・容器バルブ
・高圧ホース　（製造者又は輸入者名＿＿＿＿＿＿・型式＿＿＿＿＿＿・製造年月＿＿＿＿＿＿）
・集合装置
・供給管　（本管／継手部・管の種類（硬質管（白管・その他（　　））・その他）
（露出部／隠ぺい部・埋設部・その他（　　）（施工年＿＿＿＿）
・調整器　（単段式／自動切替式／その他）（製造者又は輸入者名＿＿＿＿＿＿・型式＿＿＿＿＿＿・製造年月＿＿＿＿＿＿）
（容量＿＿＿＿＿＿kg/h）

販売店から事故状況を聴取

低圧部

・供給管　（本管／継手部・管の種類＿＿＿＿＿＿・露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（　　））
・ガスメータ　（製造者又は輸入者名＿＿＿＿＿＿・型式＿＿＿＿＿＿・設置年月＿＿＿＿＿＿・容量＿＿＿＿＿＿㎥/h）
・配管（末端ガス栓まで）　（本管／継手部・管の種類＿＿＿＿＿＿・露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（　　）・施工年＿＿＿＿）
・ガス栓　（中間ガス栓／器具ガス栓／末端ガス栓（使用側・未使用側）
・ガス栓の種類＿＿＿＿＿＿・製造者又は輸入者名＿＿＿＿＿＿・製造年月＿＿＿＿）
・配管（末端ガス栓以降）　（管の種類＿＿＿＿＿＿・製造者又は輸入者名＿＿＿＿＿＿・型式＿＿＿＿＿＿・製造年月＿＿＿＿）
・燃焼器具（機種名称＿＿＿＿＿＿・給排気方式（開放式・CF・FE・BF・FF・Rf）
（立消え安全装置／不完全燃焼防止装置／その他（　　）／装置）

※特定消費設備の場合
・製造者又は輸入者の名称＿＿＿＿＿＿
・型式＿＿＿＿＿＿
・製造年月＿＿＿＿＿＿
【特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示】
・特定工事事業者の氏名又は名称及び連絡先＿＿＿＿＿＿
・監督者の氏名＿＿＿＿＿＿
・資格証の番号＿＿＿＿＿＿
・施工内容及び施工年月日＿＿＿＿＿＿

5.1　液化石油ガス事故報告書　その1

事故の状況

1 全容

通行人から「ガス臭い」との119番通報及び販売店への連絡があり、消防隊及び販売店担当者が現場を確認したところ、付近にガス臭がすることを確認。販売店担当者が供給設備周辺をガス検知器・発泡検査液を用いて調査した結果、自動切換え調整器接続部ユニオン部分からの漏えいを確認した。容器のバルブ閉止により漏えいは停止。
令和3年1月13日の検針時目視点検では異常なし、検針日から16日までの間に漏えいが発生したものと推定。

2 原因

一次原因(直接原因)

【接続不良／損傷／腐食・劣化／不具合等／立消え／燃焼不良／換気不良／点火ミス／ガス栓等の開閉ミス／バルブ等の開閉ミス／その他／不明】

ユニオン継手パッキンの経年劣化

二次原因(間接原因)

【器具等製造不良／施工不完全／維持管理不完全／容器交換時等不備／供給設備点検不備／消費設備調査不備／緊急時対応不備／緊急時連絡不備／自然現象(風水害／地震／雷害／その他(　　))／その他(　　)】

3 対策

当該物件は発生日時点で全室空室となっており、ガスの使用はない状況であったが、LPガス容器のバルブは開いていて、各室のメーター入り口のガス栓までガスが供給されていた。
今後、供給先でガスの使用が無い状況となった時には、設置容器のすべてのバルブを閉めることを徹底し、入居(使用)の予定がない場合は、容器を撤去する。

販売事業者から対策を聴取

5.1　液化石油ガス事故報告書　その2

液化石油ガス事故報告書　その2

様式2

事故発生先場所における供給機器安全装置設置状況：

安全装置等設置状況

a.ガス放出防止器　(a.設置)　b.無し

b.遮断弁付ガスメータ　(a.設置)　(S)／E／SB／EB／その他(　　))b.無し

c.ヒューズガス栓　a.設置　(b.無し)

d.自動ガス遮断装置　a.設置　（ イ. ガス漏れ警報器連動　ロ. 対震　ハ. その他 ）　(b.無し)

e.CO警報器　a.設置　（ イ. 鳴動した　ロ. 鳴動しない　ハ. 不明 ）　(b.無し)

f.集中監視システム　a.設置　（ イ. 双方向　ロ. 片方向 ）　(b.無し)

g.ガス漏れ警報器　a.設置　（ イ. 鳴動した　(ロ) 鳴動しない(検知区域外／その他(　　)ハ. 不明 ）　(b.無し)

h.業務用換気警報器　a.設置　（ イ. 鳴動した　ロ. 鳴動しない　ハ. 不明 ）　(b.無し)

責任の所在：(該当する項目を全てについてチェックする。)

a.一般消費者等　(b.販売事業者)　(c.保安機関)　d.他工事業者　e.ガス工事業者　f.器具等メーカー　g.充てん事業者　h.配送事業者

i.その他（　　）　j.不明（　　）

保安業務の実施状況(直近)

1 供給開始時点検調査（ 実施年月日 2019.3.12 ・ 保安機関名称及び事業所名 [redacted] ・ 指摘事項等 なし ）

2 容器交換時供給設備点検（ 実施年月日 2019.6.25 ・ 保安機関名称及び事業所名 [redacted] ・ 指摘事項等 なし ）

3 定期供給設備点検　（ 実施年月日　・ 保安機関名称及び事業所名 [redacted] ・ 指摘事項等 なし ）

4 定期消費設備調査　（ 実施年月日　・ 保安機関名称及び事業所名 [redacted] ・ 指摘事項等 なし ）

5 周知　（ 実施年月日 2019.7.15 ・ 保安機関名称及び事業所名 [redacted] ・ 指摘事項等 なし ）

6 緊急時対応　（ 実施年月日 2021.1.16 ・ 保安機関名称及び事業所名 [redacted] ・ 指摘事項等 なし ）

7 緊急時連絡　（ 実施年月日 2021.1.16 ・ 保安機関名称及び事業所名 [redacted] ・ 指摘事項等 なし ）

5.1　液化石油ガス事故報告書　その3

液化石油ガス事故報告書　その3

様式2

事故措置・対策

1 都道府県等が行った措置

事故届の提出及び再発防止策の検討を指示

2 法令違反の有無

- 事故原因が直接法令違反の場合（　関係条項　　）
- その他の法令違反の場合（　関係条項　　）
- 違反事項なし

5.2　質量販売における漏えい火災

(1)　発生日時　令和2 年 8月 5 日 （土）17 時 45 分頃

(2)　発生場所　仙台市青葉区　共同住宅

(3)　事故の概要

　質量販売によるＬＰガス消費中に一般消費者が容器の繋ぎ替えを行った際に、容器（５ｋｇ）と圧力調整器の接続不良によりガスが漏洩し、そのガスにバーベキューコンロの火が着火し火災となり、繋ぎ替えを行っていた男性１名（７０代）が右腕に軽度の熱傷を負った。

(4)　対策

〇屋内、屋外を問わず消費者が自ら容器交換をしないように予備容器がある際には、それぞれに当社員が調整器を接続する。

〇質量販売通知書の取り交し及び、周知文書の配布を徹底する。

〇質量販売における社員教育を実施し、事故情報を共有する。

5.2　質量販売における漏えい火災

Ｃ１級事故

5.2　質量販売における漏えい火災

(5)　危険物保安課における対応

1　県消防課へ様式1により報告。
2　販売事業者へ事故届、様式2の関係する項目の提出を指示
3　販売事業者から事故届、様式2が提出される。
4　販売店への立入検査を実施、立入検査結果通知書交付
5　様式2の作成
　※　消防隊の火災原因調査との整合を図る（担当者と内容を調整）
6　県消防課へ様式2により報告。（翌月に県消防課へ報告）

5.2　液化石油ガス事故報告書　その1

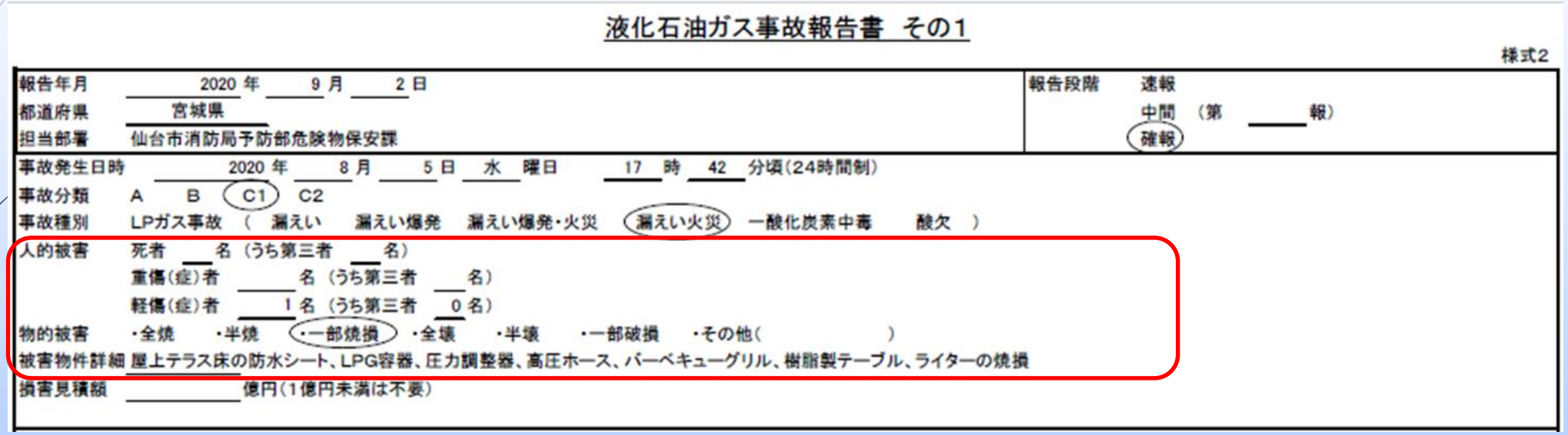

液化石油ガス事故報告書　その1

様式2

報告年月　2020 年 9 月 2 日 都道府県　宮城県 担当部署　仙台市消防局予防部危険物保安課	報告段階　速報 中間（第　報） (確報)

事故発生日時　2020 年 8 月 5 日 水 曜日　17 時 42 分頃(24時間制)

事故分類　A　B　(C1)　C2

事故種別　LPガス事故　(　漏えい　漏えい爆発　漏えい爆発・火災　(漏えい火災)　一酸化炭素中毒　酸欠　)

人的被害　死者　名（うち第三者　名）
重傷(症)者　名（うち第三者　名）
軽傷(症)者　1 名（うち第三者　0 名）

物的被害　・全焼　・半焼　(・一部焼損)　・全壊　・半壊　・一部破損　・その他(　)

被害物件詳細　屋上テラス床の防水シート、LPG容器、圧力調整器、高圧ホース、バーベキューグリル、樹脂製テーブル、ライターの焼損

損害見積額　　億円(1億円未満は不要)

※　火災原因調査と整合を図る
※　火災原因調査担当者に確認を取りながら作成する

5.2　液化石油ガス事故報告書　その1

事故発生場所

1 住所又は所在地　宮城県仙台市　（市区町村まで）

Ⅰ　豪雪地域　Ⅱ　地震防災対策強化地域

2 建物用途　・一般住宅　・共同住宅　・宿泊施設（旅館・ホテル等）　・飲食店　・その他店舗　・学校等　・病院等　・工場　・事務所　・その他　（　）

Ⅰ．屋内　Ⅱ．屋外

3 安全装置等の設置義務　・設置義務施設　／　・その他

4 LPガス供給先　・一般消費者等　／　・認定対象一般消費者等

5 LPガス供給状況　・容器（・体積販売　・質量販売　（　10 kg × 1 本（供給側　本・予備側　本））　・バルク貯槽／貯槽　（　kg　基）

6 事故原因箇所

・貯蔵施設

・充てん設備　（　使用の本拠の所在地　／　充てん作業　）

高圧部

・容器　10kg容器

・バルク貯槽／貯槽

・容器バルブ　MS　V81

・高圧ホース　（製造者又は輸入者名　・　型式　・　製造年月　）

・集合装置

・供給管　（　本管／継手部・　管の種類　（　硬質管（　白管　・　その他（　））・　その他）

（　露出部／　隠ぺい部　・　埋設部・　その他（　）　（　施工年　）

・調整器　（単段式／　自動切替ヨ／　その他）　（製造者又は輸入者名　I.T.O　・　型式　SKL-5BH　・　製造年月　2020年6月　）

（　容量　5 kg/h　）

低圧部

・供給管　（　本管／継手部・　管の種類　・　露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（　）　）

・ガスメータ　（製造者又は輸入者名　・　型式　・　設置年月　・容量　㎥/h　）

・配管（末端ガス栓まで）　（　本管／継手部・　管の種類　・　露出部／隠ぺい部／埋設部／その他（　）・　施工年　）

・ガス栓　（　中間ガス栓／器具ガス栓／末端ガス栓（使用側・未使用側）

・　ガス栓の種類　2口ヒューズガス栓　・　製造者又は輸入者名　I.T.O　・　製造年月　2020年5月　）

・配管（末端ガス栓以降）　（　管の種類　・　製造者又は輸入者名　・　型式　・　製造年月　）

・燃焼器具（　機種名称　バーベキューコンロ　・　給排気方式（開放式・CF・FE・BF・FF・R）

（　立消え安全装置／不完全燃焼防止装置／その他（　）／装置なし

※特定消費設備の場合

・製造者又は輸入者の名称

・型式

・製造年月

【特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示】

・特定工事事業者の氏名又は名称及び連絡先

・監督者の氏名

・資格証の番号

・施工内容及び施工年月日

5.2　液化石油ガス事故報告書　その1

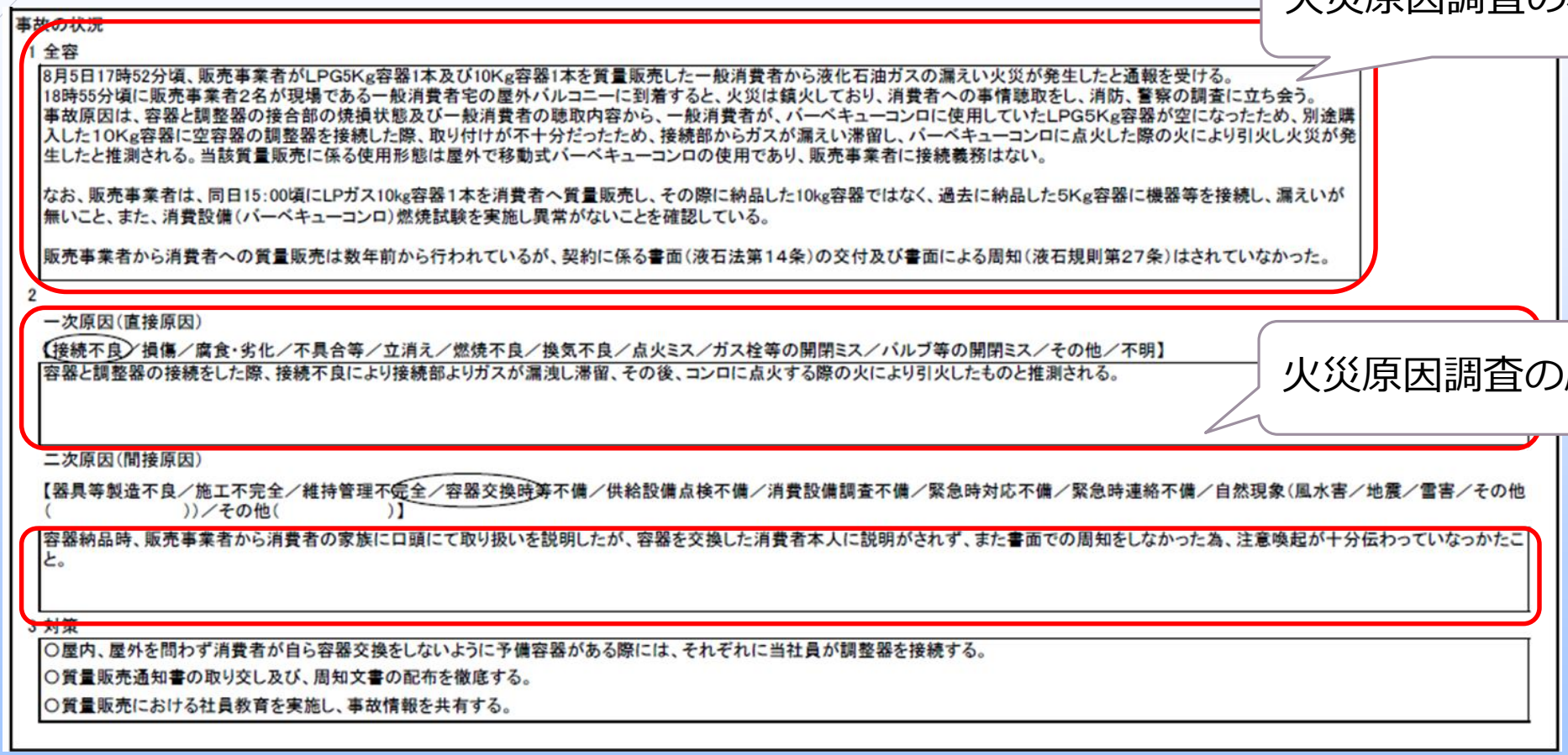

事故の状況

1 全容

8月5日17時52分頃、販売事業者がLPG5Kg容器1本及び10Kg容器1本を質量販売した一般消費者から液化石油ガスの漏えい火災が発生したと通報を受ける。
18時55分頃に販売事業者2名が現場である一般消費者宅の屋外バルコニーに到着すると、火災は鎮火しており、消費者への事情聴取をし、消防、警察の調査に立ち会う。
事故原因は、容器と調整器の接合部の焼損状態及び一般消費者の聴取内容から、一般消費者が、バーベキューコンロに使用していたLPG5Kg容器が空になったため、別途購入した10Kg容器に空容器の調整器を接続した際、取り付けが不十分だったため、接続部からガスが漏えい滞留し、バーベキューコンロに点火した際の火により引火し火災が発生したと推測される。当該質量販売に係る使用形態は屋外で移動式バーベキューコンロの使用であり、販売事業者に接続義務はない。

なお、販売事業者は、同日15:00頃にLPガス10kg容器1本を消費者へ質量販売し、その際に納品した10kg容器ではなく、過去に納品した5Kg容器に機器等を接続し、漏えいが無いこと、また、消費設備（バーベキューコンロ）燃焼試験を実施し異常がないことを確認している。

販売事業者から消費者への質量販売は数年前から行われているが、契約に係る書面（液石法第14条）の交付及び書面による周知（液石規則第27条）はされていなかった。

2

一次原因（直接原因）

【接続不良／損傷／腐食・劣化／不具合等／立消え／燃焼不良／換気不良／点火ミス／ガス栓等の開閉ミス／バルブ等の開閉ミス／その他／不明】

容器と調整器の接続をした際、接続不良により接続部よりガスが漏洩し滞留、その後、コンロに点火する際の火により引火したものと推測される。

二次原因（間接原因）

【器具等製造不良／施工不完全／維持管理不完全／容器交換時等不備／供給設備点検不備／消費設備調査不備／緊急時対応不備／緊急時連絡不備／自然現象（風水害／地震／雪害／その他（　　））／その他（　　）】

容器納品時、販売事業者から消費者の家族に口頭にて取り扱いを説明したが、容器を交換した消費者本人に説明がされず、また書面での周知をしなかった為、注意喚起が十分伝わっていなかたこと。

3 対策

○屋内、屋外を問わず消費者が自ら容器交換をしないように予備容器がある際には、それぞれに当社員が調整器を接続する。
○質量販売通知書の取り交し及び、周知文書の配布を徹底する。
○質量販売における社員教育を実施し、事故情報を共有する。

火災原因調査の概要

火災原因調査の原因

5.2　液化石油ガス事故報告書　その2

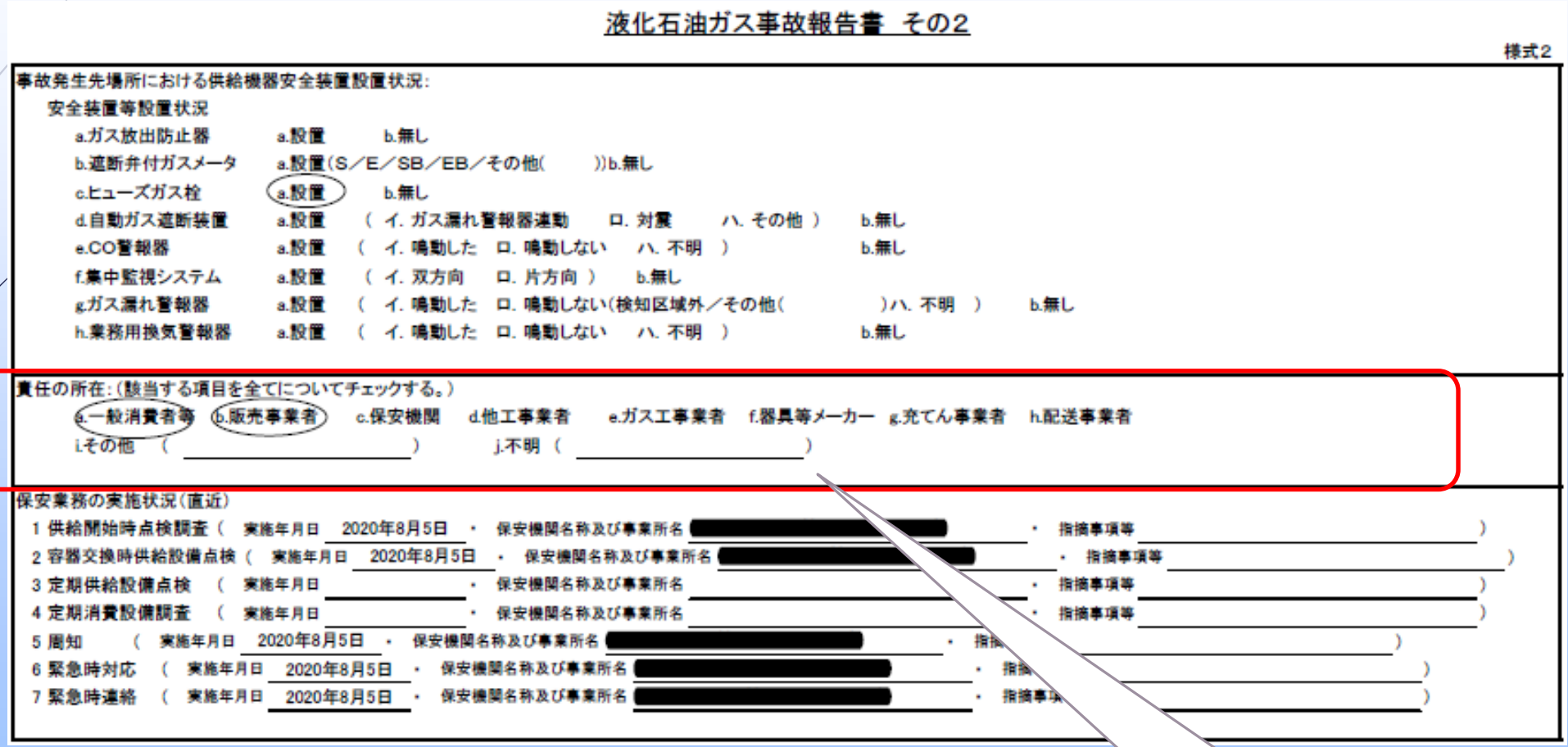

液化石油ガス事故報告書　その2

様式2

事故発生先場所における供給機器安全装置設置状況:

安全装置等設置状況

a.ガス放出防止器	a.設置	b.無し
b.遮断弁付ガスメータ	a.設置(S／E／SB／EB／その他(　　))	b.無し
c.ヒューズガス栓	a.設置	b.無し
d.自動ガス遮断装置	a.設置	（イ. ガス漏れ警報器連動　ロ. 対震　ハ. その他） b.無し
e.CO警報器	a.設置	（イ. 鳴動した　ロ. 鳴動しない　ハ. 不明） b.無し
f.集中監視システム	a.設置	（イ. 双方向　ロ. 片方向） b.無し
g.ガス漏れ警報器	a.設置	（イ. 鳴動した　ロ. 鳴動しない(検知区域外／その他(　　)ハ. 不明） b.無し
h.業務用換気警報器	a.設置	（イ. 鳴動した　ロ. 鳴動しない　ハ. 不明） b.無し

責任の所在:(該当する項目を全てについてチェックする。)

a.一般消費者等　b.販売事業者　c.保安機関　d.他工事業者　e.ガス工事業者　f.器具等メーカー　g.充てん事業者　h.配送事業者

i.その他（　　）　j.不明（　　）

保安業務の実施状況(直近)

1 供給開始時点検調査	実施年月日	2020年8月5日	保安機関名称及び事業所名	[redacted]
2 容器交換時供給設備点検	実施年月日	2020年8月5日	保安機関名称及び事業所名	[redacted]
3 定期供給設備点検	実施年月日		保安機関名称及び事業所名	
4 定期消費設備調査	実施年月日		保安機関名称及び事業所名	
5 周知	実施年月日	2020年8月5日	保安機関名称及び事業所名	[redacted]
6 緊急時対応	実施年月日	2020年8月5日	保安機関名称及び事業所名	[redacted]
7 緊急時連絡	実施年月日	2020年8月5日	保安機関名称及び事業所名	[redacted]

事故について間接的に関係する者も該当

5.2　液化石油ガス事故報告書　その3

液化石油ガス事故報告書　その3

様式2

事故措置・対策

1 都道府県等が行った措置

「販売事業者に対し事故情報の報告を求めた。」
「販売事業者に対し立入検査を実施し、液石法第14条の書面の未交付及び液石法第27条・規則第27条に定める書面による周知の未実施について立入検査結果通知書を交付し、改善報告を求めた。」
「販売事業者からの改善報告により、上記違反事項が改善されたことを確認した。」

2 法令違反の有無

- 事故原因が直接法令違反の場合（　関係条項　　）
- その他の法令違反の場合　1　書面の未交付【液石法第14条（書面の交付）・規則第13条（書面の記載事項）】
  2　周知の書面未配布【液石法第27条第1項第3号（保安業務を行う義務）・規則第27条（周知の内容）・規則第38条の2（周知の方法）】
- 違反事項なし

5.3　漏えい火災

(1)　発生日時　令和3 年 10月　3日　（日）18 時 00 分頃

(2)　発生場所　仙台市宮城野区　共同住宅

(3)　事故の概要

令和３年１０月３日（日）１８時００分、共同住宅に設置されているバルクタンクの供給立ち上がり配管末端部からLPガスが漏えいし、火災が発生した。住人により初期消火が行われ火災は鎮火し、その後販売事業者（㈱宮城プロパンガスサービス）により漏えい防止措置が講じられ漏えいは停止した。

(4)　原因

LPガス漏えい付近において、ガスバーナーを使用している者がおり、漏えいしたガスがガスバーナーの火により引火し火災が発生したもの。（推定）

5.3　漏えい火災

事故非該当

5.3　漏えい火災

(5)　危険物保安課における対応

1　出場した消防隊から火災状況について聴取

2　県消防課へ【様式1】により報告

3　販売事業者へ事故状況及びの聴取

・安全装置設置状況・直近の保安業務実施状況

4　様式2の作成

5　火災原因調査の結果、放火の疑いと判明

※　消防隊の火災原因調査との整合を図る（火災原因調査の提供を受ける）

6　県消防課へ事故非該当となる旨電話連絡。

（県）液化石油ガス関係事故措置要綱

別記　LPガス事故が発生した地域を管轄する消防本部（局）における措置等

LPガス事故かどうか不明である場合でも、液化石油ガス法に係るものでないと確認されるまでは、LPガス事故として対応するものとする。

5.3　事故発生報告　様式1

様式１

事故発生報告

１．	発生日時　令和３年１０月３日（日）１８時００分
２．	発生場所　仙台市宮城野区[redacted] [redacted]（共同住宅）
３．	事故種別 漏えい／漏えい爆発／漏えい爆発・火災／漏えい火災／ＣＯ中毒／酸欠／
４．	人的被害（有／無／確認中） ~~死者　名（うち第三者　名）~~ ~~重傷者　名（うち第三者　名）~~ ~~軽傷者　名（うち第三者　名）~~
５．	物的被害（有／無／確認中） 内容：配管被覆
６．	火災認定（有／無／確認中）

5.3　事故発生報告　様式1

９．	事故の概要等 ① 事故の概要 バルクタンク供給立ち上がり配管末端部から LP ガスが漏えいし、火災が発生した。住人により初期消火が行われ火災は鎮火し、その後販売事業者により漏えい防止措置が講じられ漏えいは停止した。
	②-1 推定原因（火災） LP ガス漏えい付近において、ガスバーナーを使用している者がおり、漏えいしたガスがガスバーナーの火により引火し火災が発生したもの。 ②-2　推定原因（漏えい） 調査中 ② 事故の覚知について 担当である危険物保安課保安係では１０月４日（月）８時３０分頃に仙台市消防局災害状況日報（１０月３日（日）分）により火災事案の発生を覚知し、出場した消防隊及び販売店と連絡を取り、液化石油ガス法に係る事故と判断した。
１０．	職員の現地派遣（有／無／検討中） 監督部等／都道府県／その他：

火災原因調査の判定（放火の疑い）が出るまでは事故として対応

最後に・・・

- 事故の未然防止のため、事業者への指導を密に行いましょう
- 事故が発生した場合は関係機関と連携し、再発防止に努めましょう

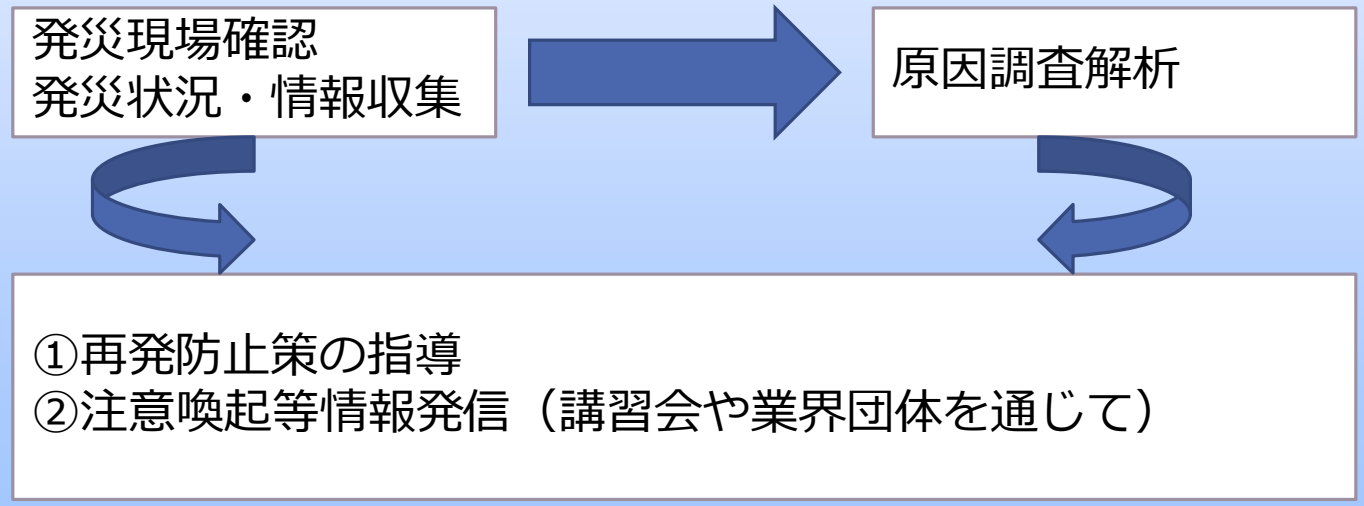

ご清聴ありがとうございました

別添２

1　２月１７日

講師所属	講師名	アンケート		平均	大阪市	名古屋市	京都市	堺市	広島市	相模原市	浜松市
KHK	高橋　茂	(1)	講習内容	4.67	5	5	5	4	5	4	5
		(2)	知識向上	4.47	5	4	5	4	3	4	5
		(3)	ご意見等		法律の概要的なお話でしたが、歴史や経緯などの観点から法の成り立ちをご教授いただいたので、非常にわかりやすく法の成り立ちや意図について理解を深めることができ、有意義でした。	液石法の概要を網羅的に確認することができ、大変参考になりました。					基礎的な内容であったため、知識の再確認ができ充実した講習となりました。

2　２月２４日

講師所属	講師名	アンケート		平均	大阪市	名古屋市	京都市	堺市	広島市	相模原市	浜松市
KHK	高橋　茂	(1)	講習内容	4.73	5	5	5	4	5	5	5
		(2)	知識向上	4.40	5	4	5	4	3	5	5
		(3)	ご意見等		販売事業の登録の申請に係る部分が非常にわかりやすかったです。権限移譲にあたり、販売事業の登録や、保安業務において市町村や都道府県をまたぐ申請で煩雑な事案が生じた際にも参考にできると感じました。	マニュアルの位置付けについて理解できました。今後の事務を進めていくうえで大変参考になりました。		判断に困るような「承継に該当しない事例」の紹介をして欲しかった。			とても分かりやすく、知識の再確認ができ充実した講習となりました。

3　３月３日

講師所属	講師名	アンケート		平均	大阪市	名古屋市	京都市	堺市	広島市	相模原市	浜松市
静岡市	菅原　光	(1)	講習内容	4.46	5	5	5		5	2	5
		(2)	知識向上	4.00	5	4	5		3	3	5
		(3)	ご意見等		静岡市様は大阪市と同様特例条例により、事務を行っている市町村ですが職員が販売主任者の資格を持つなど非常に高いレベルで事務をなさっているのだと感じました。消防局と消防署が行っている事務において、各市町村でかなりの差異があると感じ、大阪市でも参考にできる部分がありました。	来年度の準備事務の参考となりました。					すでに権限が委譲されている政令市の貴重な意見を聞くことができ、とても参考になりました。

4　３月４日

講師所属	講師名	アンケート		平均	大阪市	名古屋市	京都市	堺市	広島市	相模原市	浜松市
KHK	高橋　茂	(1)	講習内容	4.73	5	5	5	4	5	5	5
		(2)	知識向上	4.47	5	4	5	4	3	5	5
		(3)	ご意見等			今後の具体的な事務を進めていくうえで大変参考となりました。				保安機関の更新は５年ごとであるため、比較的身近な許認可であるが、具体的な書類の記載方法等を交えた講習であったため、とても参考 になりました。 設備工事関係の講義に関しては私は見となってしまったため、当	
札幌市	平田　雅史	(4)	講習内容	4.50	5	5	5	4	5	4	5
		(5)	知識向上	4.29	5	4	5	4	3	4	5
		(6)	ご意見等		事務処理について札幌市からの御講義であったが、許可申請、届出の受理の際の注意点など非常に参考になる点が多かったです。	具体的な事務の進め方や考え方等詳しい説明がとても参考となりました。				すでに権限が委譲されている政令市の貴重な意見を聞くことができ、とても参考になりました。	

5　３月１０日

講師所属	講師名	アンケート		平均	大阪市	名古屋市	京都市	堺市	広島市	相模原市	浜松市
KHK	高橋　茂	(1)	講習内容	4.64	5	5	5	4	5	3	5
		(2)	知識向上	4.21	5	4	5	4	3	3	5
		(3)	ご意見等		立入検査の方法や事故事例についての御講義であったが、KHK様が作成しているチェックリストは非常に見やすく簡潔なものであるため、本誌でも活用させていただこうと思います。	立入検査、事故報告制度の概要を掴むことができ、大変参考になりました。		所管（登録先、認定先）についての説明が分かりにくかった。（説明はあったが、如何せん複雑であるため難解。図についての説明文を記載して欲しかった。）			立入検査や事故報告書の記載例を交えた講習であったため、とても充実した講義でした。今後の実務の参考とさせていただきます。
堺市	佐野　晃弘	(4)	講習内容	4.53	5	5	5	4	5	4	5
		(5)	知識向上	4.13	5	4	5	4	3	3	5
		(6)	ご意見等		特に「実際にあった立入検査の不備事例」の部分で、体積販売にもかかわらずガスメーターを設置せずに販売を行っている事業所があったという不備があることに非常に驚きました。「検査の方法」も本市と少し異なるところがあり、参考にさせていただきました。	立入検査の実務について理解でき、大変参考になりました。					すでに権限が委譲されている政令市の貴重な意見を聞くことができ、とても参考になりました。

6　３月１６日

講師所属	講師名	アンケート		平均	大阪市	名古屋市	京都市	堺市	広島市	相模原市	浜松市
KHK	築別　菊之進	(1)	講習内容	4.50	5	5	3		5	4	5
		(2)	知識向上	4.07	5	4	3		3	3	5
		(3)	ご意見等		流出防止対策の改正に至る経過等わかりやすく教えていただいたので、とても有意義でした。	災害対策マニュアルの位置付け、ＬＰガス容器の災害時における課題等大変参考になりました。					研修資料に多くの写真が使用されており、とても分かりやすい講義でした。
仙台市	村上　和志	(4)	講習内容	4.54	5	5	5		5	4	5
		(5)	知識向上	4.08	5	4	5		3	3	5
		(6)	ご意見等		いくつか事故事例をご紹介いただいたうえ、液石法の事故に該当しない場合等の説明をしていただいたので大変わかりやすかったです。	事故対応、報告実務について理解することができ、大変参考になりました。					すでに権限が委譲されている政令市の貴重な意見を聞くことができ、とても参考になりました。

7　その他

アンケート		平均	大阪市	名古屋市	京都市	堺市	広島市	相模原市	浜松市
(1)	ご意見等			皆様忙しい中本講習の為にご準備頂き、大変中身の濃い、分かりやすい講習を実施していただきありがとうございました。 権限移譲前に知識を得られたことは大変有意義でした。希望としましては、やはり現場を見て肌で感じたいと思います。供給設備、 消費設備、販売所や、保安機関、設備工事事業者、充てん設備等の見学が出来たらよりうれしく思います。	全６回のご講義ありがとうございました。全ての講義においてとてもわかりやすく、大変有意義な研修となりました。 先行都市様のご講義は実際の実務に基づくものであり、特に印象に残りました。 高橋様はじめＫＨＫの皆様、本当にありがとうございました。 また、来年度の要望として以下の２点をあげさせていただきます。 ・特定供給設備やバルクローリについての実地研修を企画していただくこと。（完成・保安検査等のポイント等を実地で学ぶこと。） ・液化石油ガス法研修を対面形式の講習としていただくこと。 （液石法運用開始までに、顔の見える横のつながりを築きたいためです。） 以上、よろしくお願いいたします。	堺市では既に液化石油ガスに係る業務を実施しているが、新たに獲得できた知識も多数あったため、受講してよかったと思う。		今回の研修は、液化石油ガス法の基礎から実務や事故対応等すべてにおいて有意義なものとなりました。 液化石油ガス法の研修は、高圧ガス法の研修よりも受講機会が少ないため、毎年度この研修を開催していただきたいと強く感じました。 計６日間のご講義ありがとうございました。

※１　講習内容：（５　たいへん良かった　４　まあまあ良かった　３　どちらともいえない　２　あまり良くなかった　１　全く良くなかった）

※２　知識向上：（５　たいへん知識が向上した　４　知識が向上した　３　少し知識が向上した　２　ほとんど知識が向上しなかった　１　知識が向上しなかった）

仙台市	静岡市	福岡市	川崎市	さいたま市	千葉市	神戸市	札幌市
5	5	4	4	5	5	4	5
5	5	4	4	5	5	5	4
高圧ガス保安法，液化石油ガス法，複雑な法体系になっている背景等について知識が向上した。	制定された背景等、液化石油ガス法の基礎が分かりやすく学ぶことができました。			この度は貴重なご講義ありがとうございました。法律の施行された背景まで説明していただき、高圧ガスとの関連も理解できました。	権限移譲で上司に液石法の説明する際にとてもわかりやすい資料だと思いました。		

仙台市	静岡市	福岡市	川崎市	さいたま市	千葉市	神戸市	札幌市
5	5	4	4	5	5	4	5
4	5	4	4	5	5	4	4
既に行っている事務について，さらに知識が深まった。	販売関係の手続きについて分かりやすく学ぶことができました。			申請書類１つ１つ丁寧に解説していただき大変参考になりました。また実務を行うに際しての苦慮した点など聞けることができ勉強になりました。			

仙台市	静岡市	福岡市	川崎市	さいたま市	千葉市	神戸市	札幌市
5		4	4	5	4	4	5
4		3	4	5	4	4	3
既に事務移譲を受けているが，規程の在り方など大変参考になりました。		○質疑応答の中でお話しさせていただいた、液化石油ガス販売事業者登録簿の様式についてご回答いただければ幸いです。		この度は貴重なご講義ありがとうございました。権限移譲後の事務について具体的に何をしたらいいのかイメージが掴めました。 また全職員を対象に研修を実施されているなど当局も刺激をいただけました。	権限移譲に際し、準備に必要な条例整備や組織改正といった内容を知ることができ、大変参考になりました。		

仙台市	静岡市	福岡市	川崎市	さいたま市	千葉市	神戸市	札幌市
5	5	4	4	5	5	4	5
5	5	4	4	5	5	4	4
今後，円滑な事務処理を進めるために大変参考になりました。	保安機関等の手続きについて分かりやすく学ぶことができました。			今回も申請書類１つ１つ丁寧に解説していただき大変参考になりました。多くの知識を分かりやすく解説していただきとても参考になりました。	保安機関の受持ちの考え方を説明してもらい、理解を深めることができました。		
5	3	4	4	5	5	4	
5	3	4	4	5	5	4	
本市でも既に実務を行っていますが，本市での事務処理を効率的に進めるためにも大変参考となる講義でした。	他市様の状況等を知ることができ、参考になりました。			この度は貴重なご講義ありがとうございました。項目ごとの解説がコンパクトにまとめられており分かりやすかったです。また、図解やイラストを活用した説明もとても理解しやすかったです。	各手続き及び、実務について根拠となる法令の記載が有り、また詳細についてとても分かり易い資料でした。新人教育等に活用させて頂きたいと思います。		講師を担当したことで、権限移譲に向けた準備や対応などをイメージすることができました。

仙台市	静岡市	福岡市	川崎市	さいたま市	千葉市	神戸市	札幌市
5	5		4	5	5	4	5
4	5		4	5	5	3	4
今後，監督部，県，指定都市がそれぞれ裁量をもって立入検査を行っていくこととなるが，指導基準の統一的な扱いが，一層重要になってくると考えられる。	ポイントとなる部分を分かりやすく学ぶことができました。			今回も１つ１つ丁寧に解説していただき大変参考になりました。 高機様の実体験からの事故事例のお話はインパクトが強く記憶によく残りました。	チェックリストを検査時の参考にさせて頂きます。		
5	3	4	4	5	5	4	5
4	3	4	4	5	5	4	4
既に本市で実施している立入検査の更なる知識の向上につながる内容の講義でした。	他市様の状況等を知ることができ、参考になりました。			この度は貴重なご講義ありがとうございました。違反基準について写真やイラストを活用していただき理解がしやすかったです。 それぞれの根拠法令を記載していただき後から調べる際にタイムロスがなく参照できます。	資料がわかりやすく作られており、立入検査の実務についてよくわかりました。		

仙台市	静岡市	福岡市	川崎市	さいたま市	千葉市	神戸市	札幌市
5	5	3	4	5	5	4	5
5	5	3	4	5	5	3	4
被災事例や対策の奏功事例を紹介して頂き，今後の指導を進める上での助けになりました。	現場の状況を写真等で詳しく説明していただき、たいへん参考となりました。			風水害時の対策について詳細に講義いただきありがとうございました。鎖の２本掛けの重要性について改めて理解させていただきました。	水害や雪害といった自然災害の対策について過去事例を元に話をして頂いたので大変参考になりました。		
	3	4	4	5	5	4	5
	3	4	4	5	4	4	4
	他市様の状況等を知ることができ、参考になりました。			この度は貴重なご講義ありがとうございました。事故調査の書類の書き方まで詳細に教えていただきありがとうございました。県との情報共有や、見解の違いが発生しないよう定期的に協議しておくことはこちらでも取り入れさせていただきたいと思います。	仙台市における事故対応や事故発生時の連絡体制について参考になりました。		

仙台市	静岡市	福岡市	川崎市	さいたま市	千葉市	神戸市	札幌市
既に事務移譲を受けている消防局でも，事務の執行の参考となる内容でありました。 今後は各自治体での決め事や法令の解釈等について話し合い結論を導き出せる講習などを実施して頂きたいです。	忙しい中、講習会を開催していただきありがとうございました。 他市様の状況等を知ることができ、また、実例や経験談を交えた講習で業務を行う上でたいへん参考となりました。人事異動等で担当職員の入れ替わりもあるため、来年度も今回と同様、基礎的な内容、ポイントとなる部分の講習会を開催していただけると有り難いです。	手数料に関する講義があると大変助かります。		全体を通じて、基本的な内容からご講義いただき大変助かっております。事務開始まであと１年と迫ってきました。人事異動もありますので、来年度も講習等実施していただければと思います。 今後ともぜひよろしくお願いいたします。	６日間にわたり、権限移譲に係る講習会を実施して頂きありがとうございました。千葉市消防局では大型モニターを用い、複数名で受講させて頂きました。来年度も、権限移譲にあたり不明点や疑問点がでると思われます。その際には何卒宜しくお願い致します。		完成検査などを対象とした実務研修用のビデオなどを制作していただけると、職員育成に活用できると思います。

○権限移譲に係る相談窓口（メール）　　別添３

番号	年月日	相手方機関名	相談内容	回答	備考
メ-1	2021/12/9	福岡県	所管行政庁の区分について疑義が生じていますので質問させていただきます。 所管行政庁の区分については、現液石法で定める国と都道府県の区分けをそのまま県と政令市に置き換えることでよいかとの質問です。 以前の国の資料に、保安機関については保安機関の所在地によって判断されるような内容が記載（どの資料かは不明）されていたように記憶しているのですが、そこで県内部で混乱が生じております。 すでに権限委譲している都道府県においても取り扱いが違うところがあり、北海道や大阪府は保安機関の所在地により判断され、静岡県や宮城県では受託した保安業務の販売店所在地により判断されているようです。 そこで以下の考え方でよろしいか確認させて下さい。 販売店につきましては、政令市内のみに所在する販売店は政令市で、政令市及び政令市以外に所在する販売店は県の登録でよろしいでしょうか。 また、保安機関につきましては、政令市に所在し、かつ受託する販売店が政令市内のみの場合が政令市で、受託する販売店が政令市以外にも有る場合は県の登録が必要との認識でよろしいでしょうか。 よろしくお願いいたします。	（回答） 都道府県の権限のうち、一つの指定都市の販売所の業務として保安業務を実施する場合の事務について、指定都市に権限移譲される見込みです。（保安機関の事業所の所在地ではありません。） なお、事務処理特例条例によって権限移譲が行われている場合、都道府県によっては、「保安機関の事務所が指定都市のみに所在する場合に移譲する」というルールがある可能性がありま す。 この場合、現在検討されている「一つの指定都市の販売所の業務として保安業務を実施する場合→指定都市」と所管が異なる可能性があります。 また、「以前の国の資料に、保安機関については保安機関の所在地によって判断されるような内容が記載（どの資料かは不明）」とありますが、もしそのような資料がございましたらご一報いただければ幸いです。（当該資料について経済産業省に確認しようと思います。） よろしくお願いします。	
メ-2	2021/12/14	福岡県	回答をいただきありがとうございました。 国の資料について回答いたします。 実は、資料の件は私が記憶していたわけではなかったのですが、その職員に確認したところ、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく事務・権限の道府県から指定都市への移譲について【審議】2020年12月11日経済産業省 産業保安グループガス安全室3ページ目に「①販売事業者の登録、②保安機関の認定　事業者の事業所分布により所管が決まる。（注）と記載されていたことから、販売事業者と保安機関の登録・認定は同じ扱いと認識していたものです。とのことでした。 まだ、明確に法制度設計が示されていないことからそのような認識になっていたようです。 そのほかに、販売店と保安機関が同一事業者で、保安機関としては複数の販売店（政令市以外含め）から委託を受けている事業者も存在しており、そのような事業者は、販売店は政令市、保安機関は県と登録先が異なるケースも出てくることを懸念しているようです。 追加の質問で申し訳ありませんが、区分けの判断として、政令市内の保安機関が将来を見越して契約書（政令市外の販売店と）を取り交わしているが、実際の業務そのものは請け負っていないものもあるようで、そのようなケースは政令市の登録なのか、県の登録なのかの判断基準など示されるのでしょうか。 来年1月末締切りの調査ものの回答に関しても、そのあたりが明確にならないと件数をどう判断していいか判らないようです。 早く法令改正の案を示してもらわないと政令市への事業者の情報提供などもできないこととなりますので早めの情報提供をお願いいたします。 よろしくお願いいたします。	【追加のご質問】 ①追加の質問で申し訳ありませんが、区分けの判断として、政令市内の保安機関が将来を見越して契約書（政令市外の販売店と）を取り交わしているが、実際の業務そのものは請け負っていないものもあるようで、そのようなケースは政令市の登録なのか、県の登録なのかの判断基準など示されるのでしょうか。 来年1月末締切りの調査ものの回答に関しても、そのあたりが明確にならないと件数をどう判断していいか判らないようです。 ②早く法令改正の案を示してもらわないと政令市への事業者の情報提供などもできないこととなりますので早めの情報提供をお願いいたします。 【回答】 ①について 保安機関の認定の際の現行条文には、「二以上の都道府県の区域に・・・保安業務を行う場合にあっては、・・・」と記載されており、事前に認定が必要なことと合わせて、ご質問にありま す契約は取り交わしているが実際には業務を請け負っていないような場合について明確になっていません。（事務移譲がされるときの条文もこのような表現になるかと思います。） このような場合、都道府県様のご判断になるのではないでしょうか。 例１：請け負う気があり、いつでも請け負うことが契約上できるので、このような場合は最初から都道府県認定として残る　というご判断 例２：実際に請け負っていないので、保安業務を行う場合に当たらないため指定都市に移譲する　というご判断 なお、例２の場合（指定都市認定の場合）、実際に請け負う前に都道府県の認定が必要となり、すぐに請け負うことができないこととなりますので、例１のご判断が一般的でしょうか。 ②について 現在、経済産業省では改正条文作成・検討の作業を行っているところかと思います。内部の検討を経て、正式には国会で審議されますので、この時期に審議前の法律改正案として提供される可能性はあります。 私どもも経済産業省と連絡を取りながら、提供可能な内容については速やかに提供させていただきますので、ご理解いただきますようお願いします。 なお、先日の連絡会において「指定都市内のみの販売所の業務を行う場合が、指定都市認定の保安機関である」旨のご説明をしましたので、内部検討の際に内容が変更され、影響が大きいと判断された場合は、改めて連絡させていただくことになるかと思います。 よろしくお願いします。	
メ-3	2022/1/5	福岡市	件名(法第36条第２項及び規則第56条第2項に規定されている意見書について（福岡市）)の条文について、貯蔵施設等の設置・変更許可申請の際には、所在地を所管する消防長・消防署長の意見書を添えて行わなければならないとありますが、この条文について、改正の予定はありますでしょうか。 お手数をおかけしますが、ご確認お願いいたします。	お問い合わせの件ですが、変更予定として経済産業省から伺っている内容に含まれておりません。 よろしくお願いします。	
メ-4	2022/1/6	横浜市	さて、連絡において経産省様のご発言では移譲前の研修を検討していただいている旨のご説明がございました。 研修では「液石法の概要」や「液石法の事務処理」などのメニューをご検討されていると存じますがこれまでの火薬や高圧ガスの権限移譲を受けてきた経験から研修のメニューに加えていただけると移譲後の事務がスムーズにできるのではないかと考えたものを別紙にまとめたのでご検討いただけたらと存じます。 宜しくお願いいたします。	（要望）	
メ-5	2022/1/15	福岡市	福岡市消防局では，市役所内の電子掲示板に「ほあんNEWS」として，気軽な保安関係情報の提供を行っています。 その中で，昨年末に行われた，液石法の説明会の紹介をしようと考えているのですが，会場の写真を撮り忘れており，会場の雰囲気がわかるような，写真を撮っているもので，いただけるものがありましたら，メールにて送付していただけないかというお願いです。 使用するのは役所ないのみの広報用です。 お手数をおかけしますが，よろしくお願いいたします。 その他，何かございましたらご連絡ください。	すみません、ご連絡をいただいた写真の件ですが、会場出席の何人かに聞きましたが誰も写真を撮っていませんでした。 申し訳ありません。 引き続きよろしくお願いします。	
メ-6	2022/1/17	浜松市	先日メールにて頂戴いたしました「研修について」について回答させていただきます。 当市としましては、4つの内容について提案させていただきます。 お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご確認お願いいたします。	ご提案いただいた内容を検討し、経済産業省へ来年度の提案を行ってまいります。 なお、現在、他の指定都市ご担当者様からも提案をいただいており、皆様からのご意見をとりまとめ提案したいと考えております。 （予算の状況等によっては難しい場合もございますので、そのあたりもご理解いただければ幸いです。） よろしくお願いします。	

メ-7	2022/1/19	川崎市	液石法が令和５年４月１日に指定都市に移譲されますが、高圧ガス保安法施行令２２条も併せて改正されるのでしょうか？ ここが改正されなければ、液石法に係る供給設備や消費設備で生じた事故の届出等の事務が県に残ることとなると思います。 こちらの解釈が誤っているかもしれませんが、御教授いただきますようお願いいたします。	今回の権限移譲にあわせ、高圧ガス保安法施行令第２２条も改正される予定です。 引き続きよろしくお願いします。	
メ-8	2022/1/20	福岡市	福岡市消防局予防部指導課の堤です。 先日、照会頂きました内容についてご回答させて頂きますのでご査収の程宜しくお願い致します。 １、研修内容につきましては、添付ファイルに挙げて頂いた内容に加えて ・権限移譲を受ける都市間での意見交換の場 ・先行都市からの権限移譲におけるアドバイス等を設けて頂けると幸いです。先行都市からのアドバイスとしましては、システム構築時の注意点や例規・要綱等の作成に関することなど業務を行う上で気づいた点を教えて頂ければ，より円滑に権限移譲を行えると考えております。 ２、閣議決定の情報提供ありがとうございます。	（要望）	
メ-9	2022/1/21	北九州市	お世話になっております。 北九州市消防局の安岡と申します。 研修希望調査を送りいたします。 以上、宜しくお願い致します。	（要望）	
メ-10	2022/1/25	岡山市	いつもお世話になります。 件名のことについて、当局の研修に関する要望は別添のとおりです。 ご確認よろしくお願い致します。	（要望）	
メ-11	2022/1/27	千葉市	いつもお世話になっております。千葉市消防局予防部指導課の佐藤と申します。 昨年１２月８日は液石法の権限移譲に係る連絡会の開催ありがとうございました。 また先日、千葉市政策調整課経由で件名の情報提供を頂きました。 各種研修や相談窓口を設けて頂けるとのことで大変ありがたい限りです。 今回、要望事項が２点ありまして連絡させて頂きました。 １点目については、研修内容の中にバルクローリーや充てん現場の現地での見学が入っているのですが、そこに「保安機関」の業務に関して現地見学を含めた内容を追加して頂けないでしょうか。 理由としては、定期消費設備調査などが実際にどのように行われているかを知ることで立入検査時の帳簿確認で、必要な指導ができるようになると思われるからです。 ２点目については、１月２５日にも管内産業保安担当者会議（液石法分科会）が開催されたとのことですが、その中で意見交換や要望事項の討議がされていると思われます。また、事務執行にあたり、疑義が出た部分について経済産業省に法令照会をしている都道府県もあるかと思われます。その討議内容や法令照会についての情報提供を頂くことはできないでしょうか。理由としては新規で液石法の業務を実施する政令指定都市については知見の蓄積がないため、そのような討議結果や法令照会を参考にすることがあるからです。 ご検討のほどよろしくお願いします。	（要望）	
メ-12	2022/1/27	広島市	広島市消防局の古本と申します。 標記につきまして、令和３年１２月２１日の閣議決定の令和３年の地方からの提案等に関する対応方針の本文におきまして、液石法の移譲対象となる法文が示されたところですが、液石法施行令第１３条の都道府県知事が処理する事務につきましても移譲対象となるとの認識でよいでしょうか。 当市は消防局が事務を行うこととなりますので、複数の規則及び規程の改正作業が必要となりますが、消防局長に対する事務委任に関する規則の構成が法文の列挙となっております。 これら規則及び規程につきまして、今年の６月頃の公布以降に早急に改正及び当市議会の承認を得る必要があることから、事前に移譲対象の法文等を明確に把握したくご質問させていただきました。 お忙しい中、大変申し訳ございませんが、ご教示いただけると幸いです。 よろしくお願いいたします。	お問い合わせの件につきまして、経済産業省の担当から以下のとおりコメントをいただきました。 ・現在、法律改正の作業を行っており、続いて政令、省令の作業に入る予定。 ・このため、液石法施行令第１３条の改正作業はこの後の作業となり、わかり次第お伝えする。 （2022/1/31 17:30 経済産業省　ガス安全室　和田氏） 現在、法律改正の作業中ということで、政令、規則につきましてはわかり次第お伝えするとのことでした。 指定都市消防局様の議会手続き等もあるかと思いますので、弊協会としてもできる限り早く教えていただくよう、引き続き経済産業省に伝えていきます。 引き続きよろしくお願いします。	
メ-13	2022/2/9	川崎市	来年度の研修内容につきまして、当市として以下の事項を要望等させていただきます。 ・集中監視システムの実物見学 ・ＡＩ／ビックデータ等の技術を活用した事例（事例があり実物見学等できれば見学） ・各自治体で受ける苦情、相談の多い一覧及び解決方法一覧（アンケートの集計結果等）又、解決困難だった案件（契約等の民々問題も含む。） ・現在、県が行っている立入検査について ・事故事例 なお、添付ファイルについてのコメント等は特段ございません。 回答が遅くなり申し訳ございません。 以上、宜しくお願い致します。	（要望）	

メ-14	2022/2/14	さいたま市	さいたま市消防局予防部査察指導課の蝶谷と申します。 液化石油ガス法の権限移譲に関して、今後苦慮する可能性があるため相談させて頂きます。 県から登録事業者の情報を事前に得ましたが、廃止状態であるところや事業者所在不明の事業者がいることが解りました。 これらの事業者は廃業後廃止届出がない事業者のようで、平成３０年に権限移譲がありました、高圧ガス保安法でも同様の事業所が多数あり、事業者の実情を把握することに大変苦慮しました。 廃止届出がないと事業所の情報を削除することも出来ないため、今回の液化石油ガス法権限移譲の際は、現状廃止状態、事業者所在不明の事業者に対し、基準を定め廃止できるように対応して頂きたいです。 以上となります。 ご対応をお願い致します。	ご相談の件ですが、確かに難しい問題です。 高圧ガス保安法のように、届出があった所在地又は許可した所在地に、現に何もなければ（更地だとか、マンションが建っていたり等）許可の取消といった処分、又は届出地に高圧ガス施設不在ということで管理台帳（法定ではない）から抹消するといったことがしやすいと思いますが、液化石油ガス法の場合、承継や変更届によって事後に、新たな場所で営業できる可能性もあります。 一応、販売事業登録については、１年以上販売していないことを理由に登録の取消しができますが、これを確かめるのに手段がない（又は難しい）のが現状でしょうか。 なお、高圧ガス保安法の許可の取消処分も液化石油ガス法の登録取消の処分も、いずれも行政手続法で定める不利益処分となり、理由や根拠も必要となってきますし、聴聞手続きも必要で相当面倒かと思います。（このため、放置されているものも相当数あると想像できます。） また、権限移譲されるような場合、上記のかっこ書きの例で、移譲前の都道府県においては「当分放置する」という意思決定がされた場合でも、指定都市に引き継ぐ際には、そのあたりをきれいにして引き継がれると良いと思いますが、上記のとおり手間がかかります。 県登録の販売事業者の登録取消といった処分につきましては、都道府県知事の権限となり、国が口を出すようなことはできないと思いますが、例えば、行政手続法を踏まえた取消処分の方法を例示するようなことは可能かもしれませんので、今回のご相談の内容につきまして、その旨経済産業省に報告させていただきます。 ご相談いただきありがとうございました。 引き続きよろしくお願いします。	
メ-15	2022/2/24	福岡県	福岡県商工部工業保安課の大坪です。 通達において保安機関の認定番号が定められておりますが、液石法の権限移譲のため政令市の番号が加わることで、番号の変更または追加がされるのでしょうか。 現在福岡県では通達の表の番号に従って認定番号をとり、また、液化石油ガス販売事業者においても保安機関にならった形で番号をとっています。 権限移譲に伴い保安機関の認定番号が変わるとなった場合は保安機関から申請をしてもらうのか、政令市から通知をするのかルールが示される予定などございますでしょうか。 ご回答よろしくお願いいたします。	認定番号については、経済産業省の担当者に申し伝えてありますが、まだわかりません。 （現在、法改正の作業が行われており、次いで規則、告示、通達の順で検討されていくと思われます。） できる限り、保安機関や都道府県の皆様のご負担とならないよう改めてお伝えしたいと思います。 また、その情報がわかり次第皆様にお伝えしたいと思いますのでよろしくお願いします。	
メ-16	2022/3/3	札幌市	液化石油ガス法の権限移譲について、相談（質問）がありメールさせていただきました。 質問事項は以下の２点となります。 ①液化石油ガス法の事故が発生した場合の事故届の提出先について ②販売登録や保安機関認定をする所管行政庁について いずれも先日（2021/12/8）行われました連絡会において、他府県からも事前質問としてあったとの認識はありますが明確な回答ではなかったため、念のため確認しておきたく質問いたします。 それぞれファイル添付をしています（様式等の定めがなかったようでしたので、連絡会における事前質問の様式を使用しました）。 回答につきましては、このメール宛てに返信をお願いします。不明な点などあれば連絡ください。 以上、よろしくお願いいたします。	メールをいただいた後、すぐに液化石油ガス法の改正案が閣議決定され、皆様にお知らせしたところですが、ご質問いただいた件につきまして、少しお時間をいただけますでしょうか。 （弊協会からの回答の概要） ①液化石油ガス法の事故が発生した場合の事故届の提出先について →高圧ガス保安法の施行令を改正する予定です。改正後は液化石油ガス法の事故について、指定都市が実施する予定となります。（高圧ガス保安法施行令改正はもう少し先の予定です。） ②販売登録や保安機関認定をする所管行政庁について →今回改正案が示されましたが、販売事業者は、指定都市内のみに販売所を設置する場合は指定都市が所管することになります。保安機関は、指定都市の販売所の保安業務のみを実施する保安機関は、その所在地が指定都市外であっても指定都市が所管することになります。 ここで、ご質問いただきました、指定都市と、その隣に販売所を設置する販売事業者の保安業務のうち、指定都市の販売所のみの保安業務を実施するケースについて、国に確認が必要です。（現行の運用が明らかでないため。） このため、②についてはお時間をいただけますでしょうか。 よろしくお願いします。	
メ-17	2022/3/7	札幌市	（後日回答）	（回答①） 液化石油ガス法の改正と併せて、高圧ガス保安法施行令の改正が行われる予定です。 これにより、液化石油ガス法の事故についても指定都市の事務となる見込みです。 （回答②） 液化石油ガス販売事業者の所管については、指定都市内にのみ販売所を有する液化石油ガス販売事業者が指定都市の所管となります。このため、ご質問にあります「指定都市と指定都市以外に販売所が設置されている場合」については、都道府県（又は国）の所管となります。 また、保安機関の所管については、保安機関の事業所所在地に関わらず指定都市の販売所のみの業務を行う場合が指定都市の所管となります。 別添１の下の図ですが、A社は指定都市以外に支店があり、保安機関としてのA社は、販売事業者としてのA社本社とA社支社の保安業務を実施しますので、都道府県（又は国）の所管となります。 別添２の上の図ですが、Aの販売登録は都道府県（又は国）、保安機関①はA社と別人格とした場合は都道府県（又は国）の所管となります。（指定都市以外の販売所の保安業務を行うため） 別添２の下の図ですが、Aの販売登録は都道府県（又は国）。保安機関①はA者と別人格とした場合、A社本社の販売所のみの保安業務を受ける（契約書等で明確な場合）場合で、A者支社の保安業務を受けないことが明確な場合、指定都市所管となります。 別添３の上の図ですが、保安機関①は都道府県（又は国）所管となります。（指定都市以外の販売所からの保安業務を行うため） 別添３の下のずですが、保安機関①は都道府県（又は国）所管となります。（指定都市以外の販売所からの保安業務を行うため） なお、別添の図にありませんでしたが、保安機関の事業所所在地が指定都市以外にある場合（事業所１店舗のみ）で、当該保安機関が指定都市の保安業務を実施する場合は、指定都市外の住所であっても、指定都市所管となります。（別添４を作成しました） ※いずれも、保安業務の所管について、「保安機関の所在地」や「保安業務を実施する消費者の住所」は関係がないということになります。	

保安専門技術者等の指導

別　添　資　料

別添１

保安専門技術者の知識・力量（指導力）

Ｌ　Ｐ　ガ　ス　災　害　対　策

保安専門技術者が取得すべき知識・力量

項目		到達目標	
		知識	力量
1. 事業継続のための対策		◘自然災害に起因する経営・事業環境の急激な変化に対して、事業継続の対策（取引先の災害リスク、設備管理、復旧など）について理解する。 キーワード：経営・事業環境の急激な変化/事業継続計画（BCP）/事業継続マネジメント（BCM）/代替戦略案/地震保険	➢自然災害リスクを踏まえたBCPを作成することができる。
2. 平常時に行うソフト対策	LPガス業界の災害対応体制	◘LPガス業界の災害対応体制について、各組織の役割や災害発生時の報告フローを理解する。また、都道府県協会が構築する、災害発生時の容器回収体制や設備点検体制等について理解する。 キーワード：災害対策基本法/中央防災会議/防災基本計画ー防災業務計画ー地域防災計画ー地区防災計画/LPガス災害対応要項（都道府県協）/防災協定/会員の役割の明確化/応援・受援体制/緊急通行車両/ビブス・腕章/災害救助法/避難所の開設・運営/炊き出し/通信手段と輻輳/自主防災組織	➢災害発生を想定し、事業継続、復旧に向けた計画・体制構築を行うことができる。また、組織内での災害対策訓練を主導できる。
	教育・訓練	◘販売事業者等が職員に行うべき災害対策教育や訓練について理解する。また、都道府県協会の共同防災訓練等について理解し、所属する都道府県協会において実施されている教育・訓練を調査し、理解する。 キーワード：災害対応訓練（地域、各社）/災害図上訓練/タイムライン訓練（事前防災行動計画）	
3. 平常時に行うハード対策（LP事業者の財産管理、二次災害防止）	消費先における設備の対策	◘事業者の財産である供給設備の管理について、自身の地域で発生し得る災害を想定して、管理と対策を徹底することを理解する。 キーワード：転倒防止対策/容器流出対策/容器（倒れない。外れない。漏れない。流されない）/鎖又はベルトの二重掛け/外れにくい固定金具/ガス放出防止型高圧ホース/マイコンメーター/支持金具/補強プレート/配管の可とう性/耐食性	➢ハード面の強化方法の特徴をポイントとして挙げながら、想定される災害に応じた対策について、自社社員及び消費者を説得し、対策を進めることができる。
	容器置場等における対策	◘販売事業者等の貯蔵施設や容器置場における災害対策方法、特に容器流出防止策を理解する。（詳細省略）	➢貯蔵施設等からの容器流出防止策を中心とした災害対策について、具体的な取り組みを進めることができる。
4. 取引先の災害リスクの把握		◘消費者の分布地域における特徴的な気候・気象現象、地形、災害履歴を把握する。 キーワード：消費者分布図/ハザードマップ（洪水、内水、高潮、土砂災害）/浸水想定区域（水防法）/土砂災害（特別）警戒区域（土砂災害防止法）/特別豪雪地帯指定区域/災害年表	➢消費者の分布を地図にプロットし、消費先における災害発生リスクを把握できる。また、過去の災害を踏まえて災害リスクを特定することができる。
5. 災害の予見可能性向上	災害情報	◘災害に関する情報について理解する。 キーワード：緊急地震速報/台風の進路・予報円/注意報・警報・特別警報/避難勧告・避難指示/アメダスの設置場所/受信手段（停電時）	➢気象情報や自治体の災害情報について理解し、災害対策に活かすことができる。
	被害を受けやすい場所の特徴	◘気象災害の発生のしくみと、発生しやすい場所の特徴（気候・気象、地形など）について理解する。 キーワード：列島に沿う山列/河川の向き/分水界と集水域/狭窄部/合流部/バックウォーター/外水氾濫と内水氾濫/流木/台風/水蒸気/高潮/前線/線状降水帯/地形性降雨/急傾斜地の崩壊・土石流・地滑り/局地風/急発達の温帯低気圧/雪害/上空への寒気の流入 ◘地震・火山災害の発生のしくみと、被害を受けやすい場所の特徴について理解する。 キーワード：海溝型地震の周期/新耐震基準/揺れの増幅/切土と盛土/沖積平野/地盤の液状化/津波の遡上/活火山/火山灰/火砕流	➢被災状況についての予見可能性を高め、被害が生じるおそれのある場所を特定できる。
6. 災害発生後の対応	被害報告	◘災害発生時の被害報告について、販売事業者・都道府県協会が行うべきそれぞれの被害報告について理解する。 キーワード：被災状況報告書	➢災害発生直後に行うべき被害報告やその後の詳細な被害報告などの対応ができる。
	緊急対応・点検・供給再開	◘販売事業者、都道府県協会における災害発生後の対応や復旧に向けた点検等について理解する。 キーワード：集中監視システム/点検・調査/マイコンメーターの復帰・交換/避難時の器具栓や容器バルブなどの閉止/冠水時使用禁止の再周知	➢自身の所属する都道府県協会の体制構築を踏まえて、緊急対応・点検・供給再開について対応できる。
	避難所・仮設住宅への供給	◘避難所等へのLPガス供給に必要な体制、器具等について理解すること。 キーワード：避難所/被災者支援/炊き出し/災害対応バルク	➢避難所・仮設住宅への応急供給について、自身の所属する都道府県協会のルール等に基づき、対応できる。
	容器の回収	◘洪水や土砂崩れ等で喪失・流出した容器の回収体制・方法について理解する。 キーワード：容器の回収、設置先における事象の把握、再発防止	➢自身の所属する都道府県協会の容器回収体制を踏まえて各方面と調整を行い、容器を迅速に回収できる。

保安専門技術者が取得すべき知識・力量

項目	到達目標
タイムライン訓練	LPガス業界においては、「突発型の災害」に対して、災害発生後の対応をまとめた計画の策定等、災害発生後の対応を強化している。しかし、事前に災害や被害の規模等が想定されるような水害等の被害においても、災害発生後における対応の実施等の事例が多い。「進行型災害」の場合、災害発生前の早い段階での対応により防災・減災が可能であるが、これまでタイムラインのような計画を策定していないのが現状である。行政が行う防災関係機関のタイムラインでは、災害発生前の防災情報の発表・伝達、体制の構築、避難誘導、公共交通機関の運行・停止の対応、緊急輸送路の確保等、防災関係機関が実施する防災行動を明確にしてタイムラインを策定している。 LPガス業界においてもタイムラインの導入により、充填所、販売所、消費者宅の災害に対し「先を見越した早目の行動」ができ、個々の「責任の明確化」「防災行動の抜け、漏れ、落ちの改善」が図られ、「防災対応のふりかえり（検証）、改善」を容易に行うことができる。

別添２

講 習 計 画（シラバス）

Ｌ Ｐ ガ ス 災 害 対 策

保安専門技術者養成講習計画（シラバス）

【講習科目】	ＬＰガス災害対策
【担当講師】9 名	（参照：保安専門技術者養成講習講師一覧）
【開講時期】	１月から２月
【時限】５時間（300 分）以上	①事前学習及び事前学習ワークブックの作成・提出 ②オンライン講義［５時間(300 分)］ ③修了ワークブック（指導方法）等の作成・提出 【合計５時間（300 分）以上】

【講習の目的】

・地域の保安リーダーに足りる十分な知識を有し、地域指導事業等の講師としての指導力を養成する。
・自然災害の脅威を認識し、平常時の対策の実践と、被災後の対策を指導・主導し得るものを養成する。

【講習のポイント】

東日本大震災を受けて作成した「ＬＰガス災害対策マニュアル」を最近の災害状況を踏まえ改訂した最新版の「第３次改訂版」をテキストに用いつつ、災害時における防災行動計画（タイムライン）についても学習を行い、実際に訓練を行うことで、災害時における予見可能性を向上させ、実際の行動に結びつけるようことができるような保安専門技術者を養成する。

【カリキュラム】

別紙（カリキュラム）参照

【事前学習の学習内容】

・ＬＰガス災害対策マニュアルの学習。
・指示した災害情報に対しての防災行動計画（タイムライン）の検討。

【オンライン講義の内容】［５時間（300 分)］

・テキスト、動画、パワーポイント、ハザードマップ等を用い、過去の災害や現在の災害の傾向、ＬＰガス設備の災害対策等について解説、質疑応答を行う。
・災害時を想定した防災行動計画（タイムライン）訓練を行い、課題、対応等のフリーディスカッションを行う。

【修了レポート等の作成・提出】［0.5 時間（30 分)］

・オンライン講義終了後、修了ワークブック（指導方法)、アンケートを提出。

【履修目標】

① 近年の自然災害及びＬＰガスにおける災害対策に関して知見を有していること。
② 地域の保安リーダーとして、事業者及び地域におけるＬＰガス災害対策を促進するために、自地域における防災行動計画（タイムライン）を立案でき、被災前、被災後の自身の行動を想定できる能力を有すること。

【到達目標】

①について
・近年の自然災害の特徴や地域の災害リスクを把握し、最新のＬＰガス災害対策や自身の立場に応じた平時及び被災時の役割について理解すること。
②について
・防災行動計画（タイムライン）立案でき、それに基づき現場のリーダーとしての役割を果たすことができること。

【実施方法】

【実施１】保安専門技術者養成講習（オンライン講義）の講義及び説明評価

オンライン講義では、近年の災害の特徴や最新のＬＰガス災害対策について習得し、ＬＰガス災害対策に関する知見の強化を図る。また、タイムライン訓練を通じて、自身の考えを論理的に他者へ説明できるか確認し、講師及び周りの受講生からの評価を受けることで指導者としての説明能力の向上を図る。

【実施２】保安専門技術者養成講習（オンライン講義後）の修了ワークブック（指導方法）

修了ワークブック（指導方法）では、オンライン講義で得た知見を活かし、指定した災害における防災行動計画（タイムライン）の立案を行い、被災前、被災後の自身の行動を想定ができているか確認・評価する。

【評価の基準】

本事業では、受講生の a)知見 b)説明力の２点について評価する。具体的には以下の点について、次表により評価する。

a)知見

イ）過去の災害の傾向を理解し、災害による LP ガス設備等の被害について説明出来る知見を有する。

ロ）災害に応じた適切な対応を立案できる知見を有する。

ハ）参考資料や見聞した情報について独自に収集できている。

b)説明力

イ）自らの考えを論理的に他者へ説明できる。

ロ）他者からの質問に対し適切に受け答えできる。

ハ）説明内容に誤認はないか。また誤認があった場合、それを適切に訂正し説明できる。

判定	知見	説明力
A	大変よく理解されている。	大変適切かつ柔軟に説明ができている。
B	よく理解されている。	適切かつ柔軟に説明ができている。
C	理解されている。	適切に説明ができている。
D	部分的に理解されている。	部分的に説明ができている。
E	理解されていない。	説明できていない。
合格基準	カリキュラムに記載の学習到達事項について、全て「C」以上であること。	

【授業の方法】オンライン講義

オンライン講義【ＴＶ会議システム等を用いたオンラインによる授業】

・少人数を対象とする意見発表、討議等を交えた講習

・意見発表等により、保安担当者との情報共有等によって、保安リーダーとしての意識向上、自社における水平展開等を図る。

【テキスト】

番号	名　　称　　等	編集・発行	備　　考
1	ＬＰガス災害対策マニュアル（第３次改訂版） https://www.lpgpro.go.jp/guest/text1/pdf/R02_2020/2020_7_s.pdf	高圧ガス保安協会	※
2	LPガス事業者における災害時におけるタイムライン訓練参考資料	高圧ガス保安協会	※

※	Ｗｅｂサイトに掲載された電子データ（ＰＤＦ）を閲覧。必要に応じて、受講者が適宜ダウンロードし、プリントアウト。

【履修条件】

1）地域の保安リーダーに足りる十分な経験、知見等を有していること。
2）都道府県ＬＰガス協会又はＬＰガス関係団体の推薦を受けること。
3）講習修了者は、所属する都道府県ＬＰガス協会より地域保安指導事業等における講習講義依頼があった場合には、講師をすること。

【講習の修了条件等】

1）オンライン講義でのワークブックを提出し、一定以上の評価を受けた場合に限り、本講習を修了したものとし、保安専門技術者証を交付する。

【受講者への注意事項等】

1）オンライン講義を受講するにあたっては、インターネット環境に接続できるパソコン、当該パソコンに接続できるマイク、カメラを用意すること。
2）本講習の詳細は、受講申込後に配付される受講案内に記載する。

【参照ホームページ】

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト（https://www.lpgpro.go.jp/）

別添３

講 習 カ リ キ ュ ラ ム

Ｌ Ｐ ガ ス 災 害 対 策

令和3年度保安専門技術者養成講習カリキュラム（LPガス災害対策）オンライン講義

※オンライン講義は、事前学習において必要な知識知見を習熟しているものとして、以下の項目について「指導法に関する到達目標」に関する口頭諮問、自由討議を行う。

※オンライン講義は、受講者が講師として講義を行う上で事前学習では習得しづらいポイントについて講義を行う。

	時　間	科　目	教材	内容・ポイント等	所要時間
オンライン講義	10:00～10:10	ガイダンス		スケジュール、講習概要等の説明（事務局）	10
	10:10～10:30	LPガス災害対策講習にあたって	PP テキスト	気候変動に伴う最近の災害の傾向について理解する。	20
	10:30～11:00	令和元年19号台風の概要と被災した郡山市	テキスト スライド	台風19号をモデルとしてLPガスのタイムラインを考える	30
	11:00～12:00	充てん所における想定される災害に対しての対策	PP テキスト	充てん所における被災のケーススタディと対策のPDCA (Plan.Do.Check.Action)を討議	60
	12:00～13:00	休憩			
	13:00～14:00	販売所における想定される災害に対しての対策	PP テキスト	販売所における被害のケーススタディと従業員の安全確保と災害発生時の行動と優先順位、必須項目等を討議	60
	14:00～15:00	消費者（設備）に想定される災害に対しての対策	PP テキスト	周知と被災後（天候回復後）の優先順位と必須項目等を討議	60
	15:00～16:00	これからの災害に備える（フリーディスカッション）	PP テキスト	これからの災害に備えるための基礎知識を学び、各種の情報から、行うべき災害対策を導くことができるか	60
	16:00～16:15	講習終了後の予定について		修了ワークブックの提出課題等	15

315

【備考】
指導力の目安：LPガスタイムラインを理解し、自社に合ったマイ・タイムラインを作成し、訓練に結びつけるか。
講習において平常時の対策・災害発生時の行動指針・災害終息後の行動指針を指導、説明できるか。

時間数
講義
300

別添４

令和３（2021）年度

保安専門技術者養成講習用ワークブック

（タイムライン訓練）

ワーク設定シート

事前学習レポート・修了レポート

ＬＰガス災害対策講習　タイムライン（防災行動計画）設定条件

令和元年台風１９号の豪雨により、中部、関東、東北地域の広範囲にわたり河川の氾濫やがけ崩れ等が発生し、各地で極めて甚大な被害が発生しました。

福島県郡山市では、死者６名、浸水被害は想定21,000世帯にもおよびＬＰガス充填所、販売所、一般消費者宅からも大量のＬＰガス容器が流出し、事後処理に苦慮しました。

今回のＬＰガス災害対策講習では、郡山市の被害状況を参考に、台風のような「進行型災害」対応のタイムラインを作成し、未然に防げたであろう被害の洗い出しを行い、今後の防災・減災対策の在り方を一緒に考えていきたいと思います。

①ワーク作成の前提条件と②予想される被害状況を基に③平日17：00ピーク想定時のタイムテーブルから「事前ワーク」を作成していただきます。

平常時の対策　充填所　販売所
・LPガス設備の耐震化と水害対策の促進
・計画等の策定(判断基準,実施手順,社内規定等)
・対策の準備（資材の確保、設備改修等）
・訓練等の実施

緊急時の対　充填所　販売所
①充填所の日団協基準による流出防止対策
②配送車、営業車の高台への移動
③PC、顧客台帳等の移動
④排水溝の清掃、土のう等の設置
⑤従業員の避難
⑥消防機関への連絡
⑦行政への連絡
⑧支部、協会への連絡
⑨充填所・事務所の点検・復旧
⑩消費先設備の点検
⑪流出容器回収
⑫その他追加事項
⑬その他追加事項
⑭その他追加事項
⑮その他追加事項

ワーク作成の前提条件

・郡山市の最大浸水想定（1.5m）地域に充填所を構え、営業所併設　販売店３０店　月間充填量80ｔ　20ｔタンク２基　オートなし
・消費者は浸水想定（1～2.0m）地域に150軒、（0.5～1.0m）に550軒　全消費者5000軒
・従業員10名、配送員5名、充填要員３名　車両15台
・事務所鉄筋2階建て(1F営業所、執務室2F会議室)　GHP、発電機設置

予想される被害状況

・充填所浸水1.3m　プラットホーム上まで浸水　営業所1階部分ひざ丈まで浸水　コピー機、冷蔵庫等事務備品も浸水　停電　・充填所からの容器流出なし、敷地内に検査容器80本浮遊　・消費者150軒床上浸水、100軒床下浸水　ＬＰＧ容器３０本流出　350本浸水するも流出なし　他メータ、調整器、給湯器多数水没　・従業員3名被災　配送車2台、営業車1台水没　ＧＨＰ被害あり、緊急用事務所用発電機浸水　倉庫浸水器具類水没

※下記の条件で平日17：00がピークとなる行動計画を策定する。

福島県郡山市ピーク時01：00

台風19号（ハギビス）発生状況		行政から勧告、指示等
10月6日（日）	南鳥島近海で発生	
10月7日（月）	大型で猛烈な台風	
10月8日（火）		
10月9日（水）	TV等で進路確認	
10月10日（木）	災害級の台風予想	
10月11日（金）		
10月12日13：00		レベル3　避難準備　高齢者等
10月12日14：09	「大雨警報」	
10月12日14：09	「暴風警報」	
10月12日14：49	「土砂災害警戒情報」	
10月12日15：00		レベル4　避難勧告
10月12日16：40		レベル4　避難指示
10月12日19：00	伊豆半島に上陸	
10月12日19：50	「大雨特別警報」	
10月13日01：08	福島県上空を通過	阿武隈川他が越水
10月13日01：08		レベル5　緊急安全確保
10月13日04：00	「暴風警報」解除	
10月13日10：55	「土砂災害警戒情報」解除	

平日17：00ピーク想定時

台風〇〇号発生　想定状況		行政から勧告、指示等
10月10日（木）	南鳥島近海で発生	
10月11日（金）	大型で猛烈な台風	
10月12日（土）		
10月13日（日）	TV等で進路確認	
10月14日（月）	災害級の台風予想	
10月15日（火）		
10月16日 9：00		レベル3　高齢者等避難
10月16日 9：30		
10月16日 10：00	「大雨警報」	
10月16日 10：00	「暴風警報」	
10月16日 11：00	「土砂災害警戒情報」	
10月16日 12：00		レベル4　避難指示
10月16日 13：00	伊豆半島に上陸	
10月16日 14：00	「大雨特別警報」	
10月16日17：00	福島県上空を通過	阿武隈川他が越水
10月16日 17：00		レベル5　緊急安全確保
10月16日21：00	「暴風警報」解除	
10月17日 5：00	「土砂災害警戒情報」解除	

平常時の対策　一般消費者等
・LPガス設備の耐震化と水害対策の促進
・マイコンメータの復帰方法の周知
・避難時のLPG容器のバルブ閉

緊急時の対策　一般消費者等
㉑浸水想定地域の設備の見回り
㉒浸水想定地域の設備の補強（ﾛｰﾌﾟ等縛る）
㉓LPガス容器の撤収（一時避難）
㉔消費者宅点検・復旧
㉕避難所へのLPガス納入
㉖その他追加事項
㉗その他追加事項

【参考資料】令和元年台風第19号による被害等 - 国土交通省

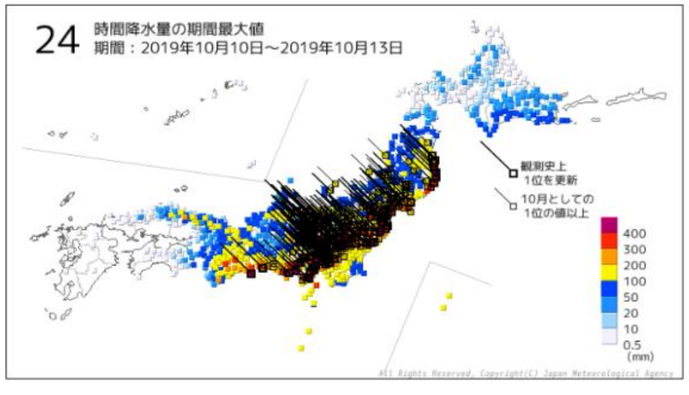

台風第19号浸水推定段彩図（国土地理院作成）

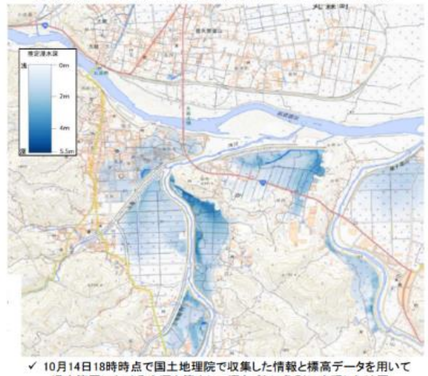

✓ 10月14日18時時点で国土地理院で収集した情報と標高データを用いて、浸水範囲における水深を算出して深さごとに色別に表現した地図
✓ 実際に浸水のあった範囲でも把握できていない部分、浸水していない範囲でも浸水範囲として表示されている部分がある

阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域図

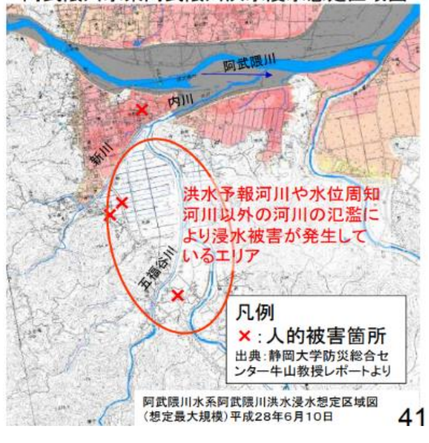

ＬＰガス災害対策講習タイムライン訓練　実施イメージ

事前ワークの内容を基に、逐次状況を変更しつつ、対応にかかるプライオリティーなどを受講生に検討させる。

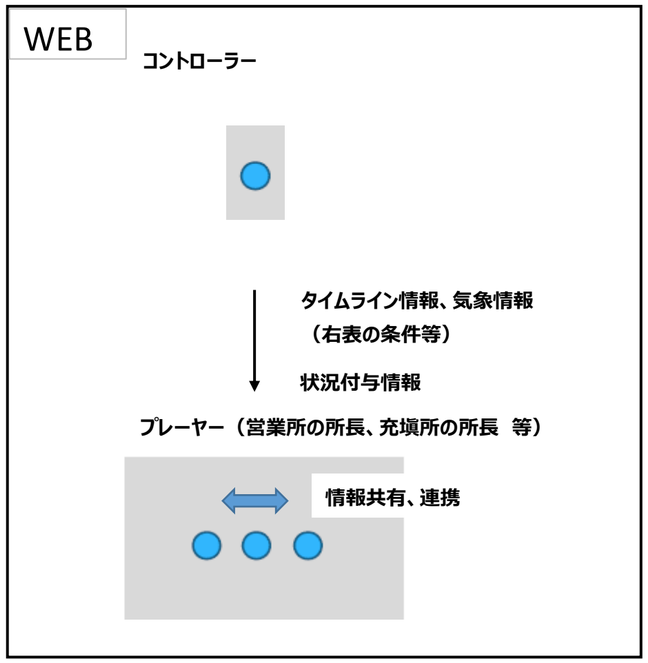

事前ワークの内容を基本状況として、コントローラーから与えられる想定外事象についてを加味した対応について発表、議論
・従業員の中で３名が参集できなかった。
・現地にて通行止めの箇所が発生。
・車両が数台が豪雨により機能停止　など

タイムライン訓練を行う上で、
・容器流出の被害状況
・各地の越水した場合の被害状況
など必要情報については別途提供する。

タイムライン訓練　検討条件

・郡山市の最大浸水想定（1.5m）地域に充填所を構え、営業所併設
・消費者は浸水想定（1～2.0m）地域に150軒、
（0.5～1.0m）に200軒　全消費者5000軒
・従業員10名、配送員3名、車両15台
・事務所鉄筋2階建て(1F営業所、執務室2F会議室)　GHP、発電機設置

郡山　平日17：00ピーク想定時

台風〇〇号発生　想定状況		行政から 勧告、指示等
10月10日（木）	南鳥島近海で発生	
10月11日（金）	大型で猛烈な台風	
10月12日（土）		
10月13日（日）	TV等で進路確認	
10月14日（月）	**災害級の台風予想**	
10月15日（火）		
10月16日 9：00		**レベル3発令　高齢者等避**
10月16日 9：30		
10月16日 10：00	「大雨警報」	
10月16日 10：00	「暴風警報」	
10月16日 11：00	「土砂災害警戒情報」	
10月16日 12：00		**レベル4発令避難指示**
10月16日 13：00	伊豆半島に上陸	
10月16日 14：00	**「大雨特別警報」**	
10月16日17：00	**福島県上空を通過**	**阿武隈川他が越水**
10月16日 17：00		**レベル5発令安全確保**
10月16日21：00	「暴風警報」解除	
10月17日 5：00	「土砂災害警戒情報」解除	
10月17日（木）		
10月18日（金）		
10月19日（土）		
10月20日（土）		

訓練の目的
行動項目毎の実施手順や実施するために必要となる事項の確認

ワーク１　事前ワークで検討してきた内容の発表
災害への事前対応
①充填所の日団協基準による流出防止対策 ②配送車、営業車の高台への移動 ③PC、顧客台帳等の移動 ④排水溝の清掃、土のう等の設置 ⑤従業員の避難 ㉑浸水想定地域の設備の見回り ㉒浸水想定地域の設備の補強（ﾛｰﾌﾟ等縛る） ㉓LPガス容器の撤収（一時避難）

ワーク２　事前ワークで検討してきた内容の発表
災害への事後対応
⑥消防機関への連絡 ⑦行政への連絡 ⑧支部、協会への連絡 ⑨充填所・事務所の点検・復旧 ⑩消費先設備の点検 ⑪流出容器回収 ㉔消費者宅点検・復旧 ㉕避難所へのLPガス納入

タイムライン（防災行動計画）事前ワーク（記入例）

充てん所・配送部門	オンライン講習日	
	受講者所属：氏名	

（記入例）

被災時	充てん所の容器流出防止対策の実施		
	前提条件下 （平日17：00がピーク）での対応	実施要領（判断基準）	留意事項
指示者	所長	所長が指示を出す 所長不在時は、〇〇が指示	第2指示者をあらかじめ決定しておく
実施者	充填要員	主に充填要員で実施	
実施時期	10/16　10：00～11：00	気象情報により災害級の台風が予測され、浸水の可能性が判明した時期。	早目の操業停止の判断があれば、前日からも実施可能。
対応時間	60分	〇〇分以内を目途に対応する。	対処中でも危険があれば避難。
実施内容	ロープによる緊縛 網ネットによる固定	・排水溝のつまりの除去 ・ロープによる緊縛、網ネットによる固定を行う。	廃棄等の容器もプラットホーム上にあげ、ロープ等で緊縛する。
確認事項	・容器本数の確認 ・固定用のロープ、ベルトの固定は確実か。 ・周囲のフェンスに破損の有無。	容器本数の確認は、 LPガス容器のサイズ別本数、 充填容器、残ガス容器の本数、 検査容器、廃棄容器の本数、別に実施。	浸水の容器の確認（廃棄か、検査か）
実施にあたっての留意点等	・平常時に、浸水ハザードマップによる浸水リスクの確認を行う。 ・平常時に、ロープ、網ネットの保管、管理を行う。		
自社での実施状況	・高リスク容器置き場になっており、川に面した2方向に鉄パイプで流出防止の処置をした。		
今後の課題（自社における）	・情報収集と発信。 ・社内での緊急連絡体制の構築。 ・誰がどの時点で判断するか（責任者不在時、休日等）。 ・資金がない、上司に理解が得られない　等。		

タイムライン（防災行動計画）事前ワーク

充てん所・配送部門	オンライン講習日	
	受講者所属：氏名	

事前ワークの作成については
①ワーク作成の前提条件と②予想される被害状況を基に③平日17：00ピーク想定時のタイムテーブルから「事前ワーク」を作成してください。御社での対応ではありません。前提条件の会社の責任者として記入してください。

平常時	充填所からの容器流出防止対策の訓練		
	平常時の対応	実施要領	留意事項
実施者			
実施内容			
実施する時の基準			
実施に必要な時間			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災時	防災情報収集により操業停止の判断		
	前提条件時 （平日17：00がピーク）での対応	実施要領（判断基準）	留意事項
停止の判断者			
操業停止の基準			
実施者（〇名）			
実施開始時間			
対応時間			
実施内容			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災後	被災後の運転再開の基準		
	前提条件時 （平日17:00がピーク）での対応	実施要領（判断基準）	留意事項
再開の判断者			
操業再開の基準			
実施時期　いつ			
点検　なにを			
再稼働の判断基準			
浸水器機の対応			
社外対応（報告）			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

タイムライン（防災行動計画）事前ワーク

販売事業所	オンライン講習日	
	受講者所属：氏名	

事前ワークの作成については
①ワーク作成の前提条件と②予想される被害状況を基に③平日17：00ピーク想定時のタイムテーブルから「事前ワーク」を作成してください。御社での対応ではありません。前提条件の会社の責任者として記入してください。

平常時	必要書類の整理・保管方法		
	平常時での対応	実施要領（判断基準）	留意事項
保管する書類			
保管先			
保管方法			
保管後の管理			
全員避難時の持ち出し書類等			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災時	警戒レベルを基準とした従業員避難の判断（外勤社員も含む）		
	前提条件時 （平日17：00がピーク）での対応	実施要領（判断基準）	留意事項
避難指示者			
避難開始の基準			
避難指示通信手段			
避難開始時刻			
避難場所			
実施内容（内勤・外勤者）			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
受講者の今後の課題（自社における）			

被災後	台風通過後の被災報告の優先順位と基準		
	前提条件時 （平日17:00がピーク）での対応	実施要領（判断基準）	留意事項
指示者			
被害の確認方法			
被害確認開始時間			
被災報告第１報 （報告先・内容）			
被災報告第１報 （報告先・内容）			
報告手段			
実施内容			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

タイムライン（防災行動計画）事前ワーク

一般消費者等（設備・周知）への対応	オンライン講習日	
	受講者所属：氏名	

事前ワークの作成については
①ワーク作成の前提条件と②予想される被害状況を基に③平日17：00ピーク想定時のタイムテーブルから「事前ワーク」を作成してください。**御社での対応ではありません。前提条件の会社の責任者として記入してください。**

平常時	平常時の洪水浸水想定地域の設備対策		
	平常時での対応	実施要領（判断基準）	留意事項
実施時期			
実施対象			
実施家屋の判断基準			
実施する対策内容			
消費者への周知内容			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災時	台風接近までの浸水想定地域にある消費設備の確認と点検		
	前提条件時 （平日17：00がピーク）での対応	実施要領（判断基準）	留意事項
実施先			
実施開始時刻～終了			
設備確認の内容			
設備補強等			
結果報告			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災後	台風通過後の浸水被害確認と行動		
	前提条件時 （平日17:00がピーク）での対応	実施要領（判断基準）	留意事項
指示者			
実施開始時期			
実施内容被害軽微			
実施内容床上浸水			
緊急対応の内容			
応急点検の内容			
復旧に当たっての注意事項			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

タイムライン（防災行動計画）修了ワーク

充てん所・配送部門	オンライン講習日	
	受講者氏名	

あなたが事前ワークの設定条件の会社の責任者になったと想定して、講習での討議を踏まえ、事後ワークを作成してください（出来る出来ないかは問わないが最善策として）。
また、御社の現在の対応について記入してください。さらに、御社の対応が十分かどうか、要改善項目があれば記載ください。

平常時	充填所からの容器流出防止対策の訓練		
	講習での討議を踏まえて 事前ワークの設定条件で記載	御社での現状の対応	現状で十分なら〇 不十分なら要改善項目を記載
実施者			
実施内容			
実施する時の基準			
実施に必要な時間			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災時	防災情報収集により操業停止の判断		
	講習での討議を踏まえて 事前ワークの設定条件で記載	御社での現状の対応	現状で十分なら〇 不十分なら要改善項目を記載
停止の判断者			
操業停止の基準			
実施者（〇名）			
実施開始時間			
対応時間			
実施内容			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災後	被災後の運転再開の基準		
	講習での討議を踏まえて 事前ワークの設定条件で記載	御社での現状の対応	現状で十分なら〇 不十分なら要改善項目を記載
再開の判断者			
操業再開の基準			
実施時期　いつ			
点検　なにを			
再稼働の判断基準			
浸水器機の対応			
社外対応（報告）			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

タイムライン（防災行動計画）修了ワーク

販売事業所	オンライン講習日	
	受講者氏名	

あなたが事前ワークの設定条件の会社の責任者になったと想定して、講習での討議を踏まえ、事後ワークを作成してください（出来る出来ないかは問わないが最善策として）。
また、御社の現在の対応について記入してください。さらに、御社の対応が十分かどうか、要改善項目があれば記載ください。

平常時	必要書類の整理・保管方法		
	講習での討議を踏まえて 事前ワークの設定条件で記載	御社での現状の対応	現状で十分なら〇 不十分なら要改善項目を記載
保管する書類			
保管先			
保管方法			
保管後の管理			
全員避難時の持ち出し書類等			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災時	警戒レベルを基準とした従業員避難の判断（外勤社員も含む）		
	講習での討議を踏まえて 事前ワークの設定条件で記載	御社での現状の対応	現状で十分なら〇 不十分なら要改善項目を記載
避難指示者			
避難開始の基準			
避難指示通信手段			
避難開始時刻			
避難場所			
実施内容（内勤・外勤者）			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
受講者の今後の課題 （自社における）			

被災後	台風通過後の被災報告の優先順位と基準		
	講習での討議を踏まえて 事前ワークの設定条件で記載	御社での現状の対応	現状で十分なら〇 不十分なら要改善項目を記載
指示者			
被害の確認方法			
被害確認開始時間			
被災報告第1報 （報告先・内容）			
被災報告第2報 （報告先・内容）			
報告手段			
実施内容			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

タイムライン（防災行動計画）修了ワーク

一般消費者等（設備・周知）への対応	オンライン講習日	
	受講者氏名	

あなたが事前ワークの設定条件の会社の責任者になったと想定して、講習での討議を踏まえ、事後ワークを作成してください（出来る出来ないかは問わないが最善策として）。
また、御社の現在の対応について記入してください。さらに、御社の対応が十分かどうか、要改善項目があれば記載ください。

平常時	平常時の洪水浸水想定地域の設備対策		
	講習での討議を踏まえて 事前ワークの設定条件で記載	御社での現状の対応	現状で十分なら〇 不十分なら要改善項目を記載
実施時期			
実施対象			
実施家屋の判断基準			
実施する対策内容			
消費者への周知内容			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災時	台風接近までの消費設備の確認と点検		
	講習での討議を踏まえて 事前ワークの設定条件で記載	御社での現状の対応	現状で十分なら〇 不十分なら要改善項目を記載
実施先			
実施開始時刻～終了			
設備確認の内容			
設備補強等			
結果報告			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

被災後	台風通過後の浸水被害確認と行動		
	講習での討議を踏まえて 事前ワークの設定条件で記載	御社での現状の対応	現状で十分なら〇 不十分なら要改善項目を記載
指示者			
実施開始時期			
実施内容被害軽微			
実施内容床上浸水			
緊急対応の内容			
応急点検の内容			
復旧に当たっての注意事項			
確認事項			
実施にあたっての留意点等			
受講者の自社での実施状況 （過去にあれば）			
今後の課題（受講者の自社における）			

別添５

保 安 業 務 ガ イ ド 等

１．ＬＰガス販売事業の手引き【新旧対照表】

２．保安業務ガイド「点検・調査」【新旧対照表】

３．保安業務ガイド「周知」【新旧対照表】

４．保安業務ガイド「緊急時連絡・緊急時対応」【新旧対照表】

５．保安業務ガイド「ヒヤリハット」【新旧対照表】

６．ＣＯ中毒事故防止技術【新旧対照表】

ＬＰガス販売事業の手引き【法令】（新旧対照表）

2022/3

頁等	令和３（２０２１）年度版	令和２（２０２０）年度版	備　考
表紙	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会 LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/	・ＬＰガス保安技術者向けWebサイトが閉鎖されるため削除
はじめに※	なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和４（２０２２）年３月１日時点の法令を基にしております。	なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和２（２０２０）年４月１日時点の法令を基にしております。 本書籍の電子データ(PDF)を「LPガス保安技術者向けWebサイト」の「地域保安指導事業用等テキスト」のページに掲載しており、無償でダウンロードすることができます。どなたでも本書籍の印刷、刊行等をすることができます。 また、このWebサイトには、保安教育用教材として「学習プログラム」、「事故事例研究」、「安全機器の原理と構造等」、「ビデオ資料」などの動画コンテンツも掲載しており、無償でダウンロードすることができます。本書籍と併せ、このWebサイトも是非ご活用ください。 LPガス保安技術者向けWebサイト【URL：http://www.lpgpro.go.jp/】	・年度変わりよる更新 ・ＬＰガス保安技術者向けWebサイトが閉鎖されるため削除
P11	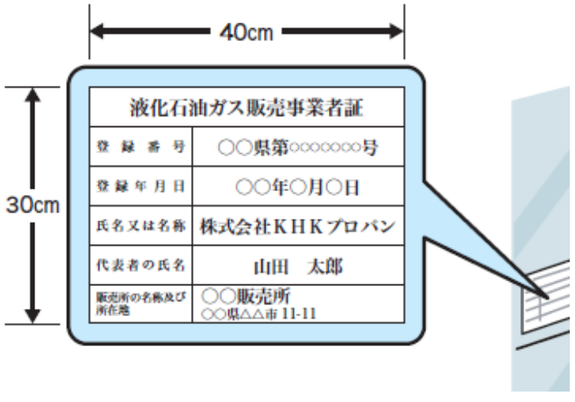	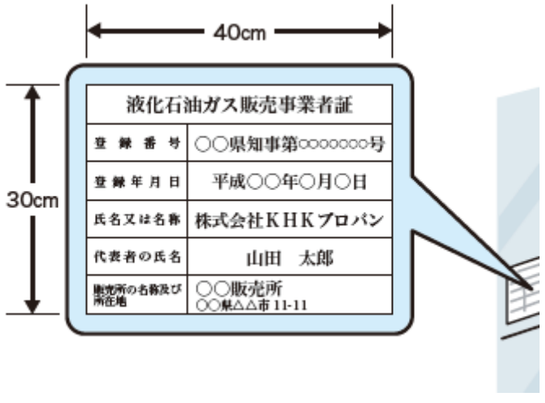	・法令の様式に沿って修正
P18	５．書面の交付 販売事業者は、一般消費者等と販売契約締結の際には、下記記載事項を記した書面を交付しなければなりません。 また、記載事項の内容を変更した場合は、交付をし直すか変更した部分のみを交付し	５．書面の交付 販売事業者は、一般消費者等と販売契約締結の際には、下記記載事項を記した書面を交付しなければなりません。 また、記載事項の内容を変更した場合は、交付をし直すか変更した部分のみを交付し	・交付方法として情報通信技術の活用に伴う改正により修正

	なければなりません。（法第14条、規則第13条） （１）契約締結時交付事項等 ①～⑥（略） （中略） 【罰則】法第14条第２項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。 （法第100条第１号） （２）書面以外による交付方法 販売事業者は、一般消費者等の承諾を書面等（書面又は情報通信技術を利用する方法）で得た上で、電磁的方法によって契約締結時交付事項等を提供することができる。（法第14条第３項、施行令第５条、規則第13条第２項）	なければなりません。（法第14条、規則第13条） ①～⑥（略） （中略） 【罰則】法第14条第２項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。 （法第100条第１号）	
P. 19 下から3行目	〈解釈〉「その旨を明示」の明示する事項は、「充てん期限□－○」（□は年、○は月を示す。）とし、年については、西暦年４桁とし、月については、次回の再検査を受けないで充てんできる最終日を含む月とする。文字色は赤、一文字の大きさは縦横３cm以上とし、その位置は、容器の胴部の見やすい箇所とします。	〈解釈〉「その旨を明示」の明示する事項は、「充てん期限平□－○」（□は年、○は月を示す。）とし、月については、次回の再検査を受けないで充てんできる最終日を含む月とする。文字色は赤、一文字の大きさは縦横３cm以上とし、その位置は、容器の胴部の見やすい箇所とします。	・通達内容に沿って修正
P. 22	（1）特定供給設備以外の供給設備の主な基準 ①　貯蔵能力1,000kg未満（容器） イ　（略） ロ　容器の転落、転倒、流出防止措置及び腐しょくを防止する措置を講ずること。	（1）特定供給設備以外の供給設備の主な基準 ①　貯蔵能力1,000kg未満（容器） イ　（略） ロ　容器の転落・転倒防止及び腐しょくを防止する措置を講ずること。	・省令改正（容器流出防止措置）のため修正
P. 23	（4）消費設備の技術上の主な基準 ②　質量販売の場合 イ　５Ｌを超える容器の転落、転倒、流出防止措置及び腐しょく防止措置がされていること。	（4）消費設備の技術上の主な基準 ②　質量販売の場合 イ　５Ｌを超える容器の転落、転倒防止及び腐しょく防止措置がされていること。	・省令改正（容器流出防止措置）のため修正
P. 24	保安教育用の資料としては、以下のものがあります。 ①　ＬＰガス販売事業者用保安教育指針（KHKS1701） ②　よくわかるＬＰガスの保安と販売	保安教育用の資料としては、以下のものがあります。 ①　ＬＰガス販売事業者用保安教育指針（KHKS1701） ②　ＬＰガス保安技術者向けWebサイト イ　地域保安指導事業用等テキスト ロ　保安専門技術者養成講習テキスト ハ　安全機器類の原理・構造等 ニ　学習プログラム ホ　事故事例研究　他 ③　よくわかるＬＰガスの保安と販売	・ＬＰガス保安技術者向けWebサイトが閉鎖されるため削除
P. 25	11．報告 販売事業者は、毎事業年度経過後３月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告しなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません。（法第82条、規則第132条）	11．報告 販売事業者は、毎事業年度経過後３月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告しなければなりません。（法第82条、規則第132条）	・法令どおりに修正
P. 29	２．認定の要件 （1）ゴールド保安認定事業者【第一号認定液化石油ガス販売事業者】（規則第46条） ①、②（略） ③無線等の通信手段を利用した集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。	２．認定の要件 （1）ゴールド保安認定事業者【第一号認定液化石油ガス販売事業者】（規則第46条） ①、②（略） ③無線等の通信手段を利用した集中監視システムを設置し、緊急時には一般諸費者等のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。	・誤字修正

P. 30	認定の要件に係る詳細事項 （２）保安確保機器の設置及び管理の方法（規則第46条） ①（略） ②　液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、上記①の方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等（認定対象消費者）の割合が告示で定める割合（70%）以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であって、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、70パーセントを下回った場合には、当該承継の日から１年以内は、これを適用しない。	認定の要件に係る詳細事項 （２）保安確保機器の設置及び管理の方法（規則第46条） ①（略） ②　液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、上記①の方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等（認定対象消費者）の割合が告示で定める割合（70%）以上であること。	・法令どおりに修正
P. 33	５．認定液化石油ガス販売事業者の報告 （1）認定液化石油ガス販売事業者は、販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数を認定行政庁に報告しなければなりません。（法第35条の７） 　認定液化石油ガス販売事業者の報告は、毎事業年度経過後３月以内にその事業年度末の状況を販売事業所ごとに様式第27によりしなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません。（規則第48条第１項、第２項）	５．認定液化石油ガス販売事業者の報告 （1）認定液化石油ガス販売事業者は、販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数を認定行政庁に報告しなければなりません。（法第35条の７） 　認定液化石油ガス販売事業者の報告は、毎事業年度経過後３月以内にその事業年度末の状況を販売事業所ごとに様式第27によりしなければなりません。（規則第48条）	・法令どおりに修正
P. 33	５．認定液化石油ガス販売事業者の報告 （2）認定液化石油ガス販売事業者が「合併その他の事由による事業の承継」を行うことにより認定対象消費者以外の一般消費者等の数が増加し、短期的に認定の要件を満たさなくなった場合においては、当該承継から一年間の猶予期間があります。この場合においては、遅滞なく、その旨を認定行政庁に報告しなければなりません。（規則第48条第３項、第４項）	５．認定液化石油ガス販売事業者の報告 （2）認認定液化石油ガス販売事業者が「合併その他の事由による事業の承継」を行うことにより認定対象消費者以外の一般消費者等の数が増加し、短期的に認定の要件を満たさなくなった場合においては、当該承継から一年間の猶予期間があります。この場合においては、遅滞なく、その旨を認定行政庁に報告しなければなりません。（規則第48条第２項、第３項）	・誤字修正 ・法令どおりに修正

P34	参考　認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期 【通達（別添４）（平成28年3月22日改正）】抜粋（元号を西暦に変換して記載） 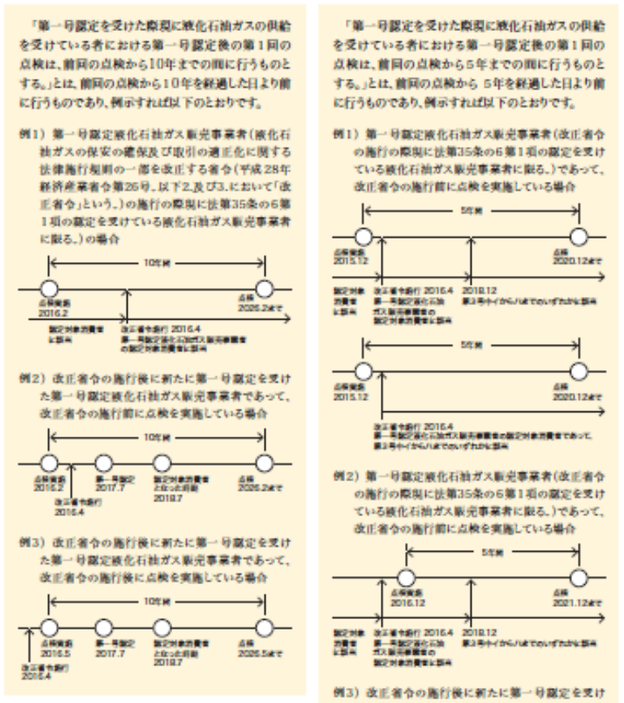 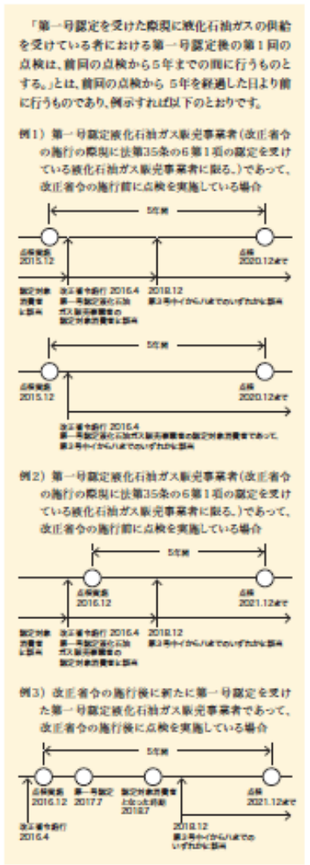 	参考　認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期 【通達（別添４）（平成28年3月22日改正）】抜粋 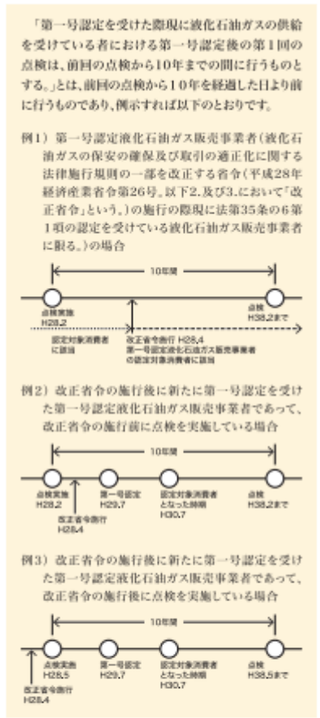 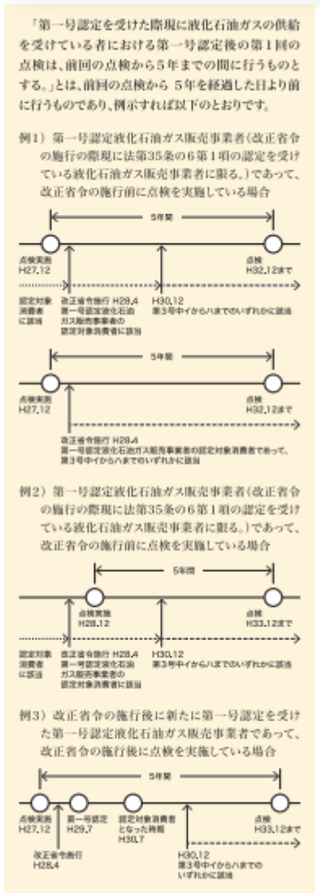 	・年号の修正
P34	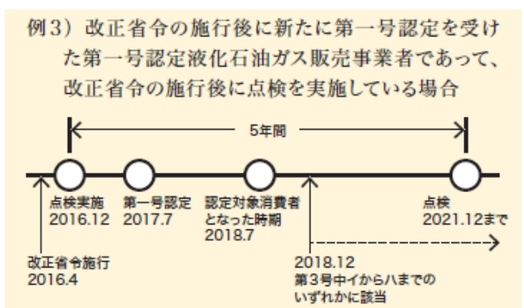 	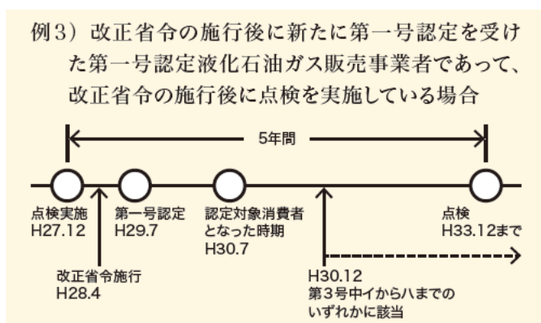 	・文言に沿った図へと修正
P. 38	５．保安機関の認定の更新 （例１）2021年４月１日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、2022年４月１日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、区分ごとに個別で認定更新を行う場	５．保安機関の認定の更新 （例１）平成14年４月１日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、平成15年４月１日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、区分ごとに個別で認定更新を行	・年号の修正

	合 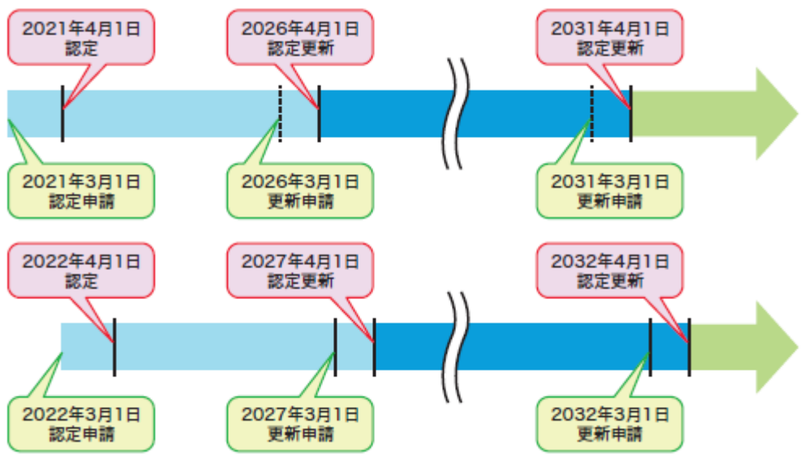 	う場合 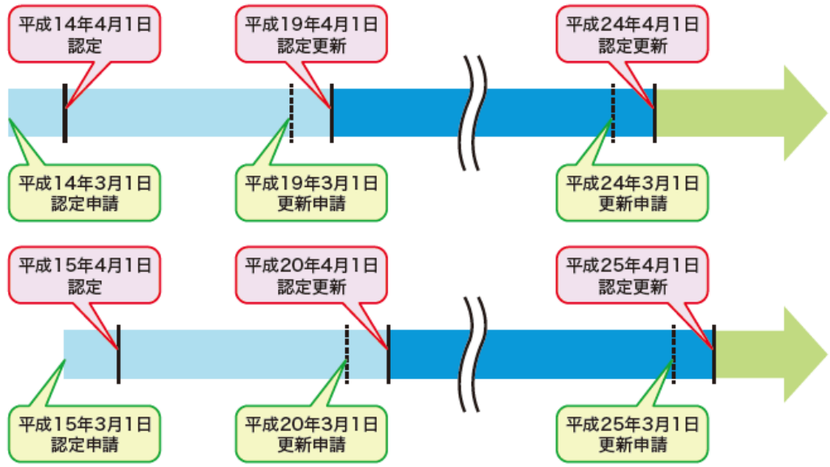 	
P. 38	5．保安機関の認定の更新 （例２）2021年４月１日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、2022年４月１日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、初めの認定有効期間に合わせて全ての区分を一括で認定更新を行う場合 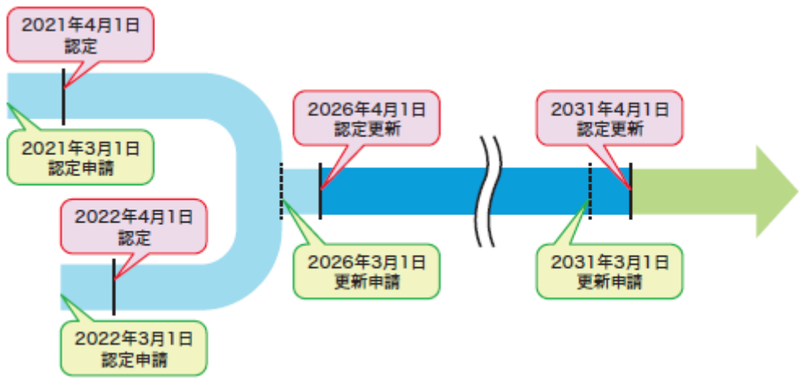 	5．保安機関の認定の更新 （例２）平成14年４月１日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、平成15年４月１日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、初めの認定有効期間に合わせて全ての区分を一括で認定更新を行う場合 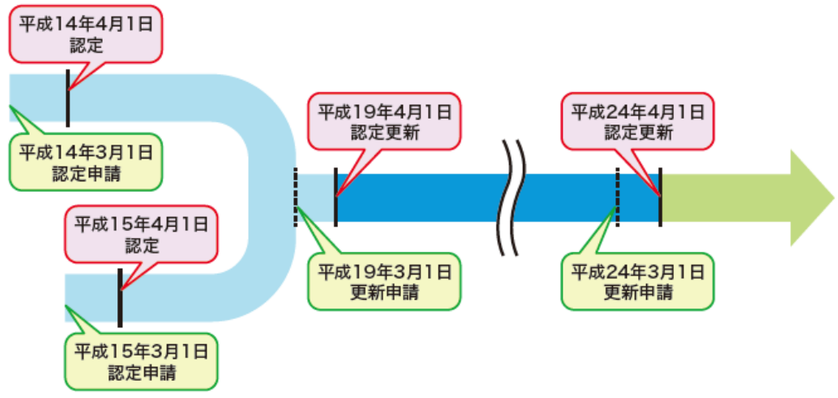 	・年号の修正
P. 42	12．保安機関の報告 保安機関は、毎事業年度経過後３月以内に下記事項を、認定を受けた行政庁に提出しなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません。（法第82条、規則第132条）	12．保安機関の報告 保安機関は、毎事業年度経過後３月以内に下記事項を、認定を受けた行政庁に提出しなければなりません。（法第82条、規則第132条）	・法令どおりに修正
P. 45	（1）液化石油ガス設備工事の作業とは 液化石油ガス設備士でなければ従事してはならない液化石油ガス設備工事の作業は、次の作業をいいます。（規則第108条）	（1）液化石油ガス設備工事の作業とは 液化石油ガス設備工事の作業は、次の作業をいいます。（規則第108条）	・文言の修正
P. 45	（2）設備工事資格者 特に定められた上記（1）の液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備士でな	（2）設備工事資格者 液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備士の有資格者でなくては従事して	・文言の修正 ・法令どおりに修正

<table>
<tr><td></td><td>くては従事してはなりません。（法第38条の７）
（中略）
液化石油ガス設備士は法令で定める期間内に講習を受けなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により期間内に講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けなければなりません。（法第38条の９）（規則第109条）</td><td>はなりません。（法第38条の７）
（中略）
液化石油ガス設備士は法令で定める期間内に講習を受けなければなりません。（法第38条の９）（規則第109条）</td><td></td></tr>
<tr><td>P 48
2 行目</td><td>供給設備又は消費設備の見やすい箇所に次の事項を記載した表示を～</td><td>供給設備又は消費設備の見やすい場所に次の事項を記載した表示を～</td><td>・文言の修正</td></tr>
<tr><td>P48</td><td>図１　施工後の表示に該当する設備工事
 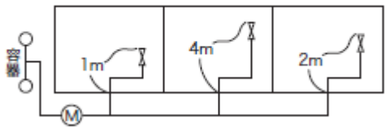

図２　施工後の表示に該当しない設備工事
 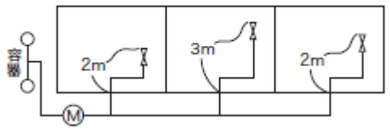
</td><td>図１　設備工事に該当する場合
 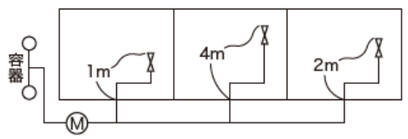

図２　設備工事に該当しない場合
 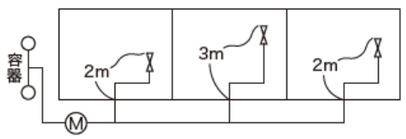
</td><td>・文言の修正</td></tr>
<tr><td>P. 53

下から
3 行目</td><td>２．告示検査に向けた体制準備
バルク貯槽及び附属機器等の告示検査に向けた体制準備については、平成29年度に経済産業省から発出された液化石油ガス販売事業者等保安対策指針において、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、液化石油ガス法施行規則、告示及び高圧ガス保安協会規格を確認し、20年検査に関する具体的な計画の策定及びその準備に着手するよう、ＬＰガス販売事業者等に対して要請が行われました。</td><td>２．告示検査に向けた体制準備
バルク貯槽及び附属機器等の告示検査に向けた体制準備については、平成29年度に経済産業省から発出された液化石油ガス販売事業者等保安対策指針において、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、液化石油ガス法施工規則、告示及び高圧ガス保安協会規格を確認し、20年検査に関する具体的な計画の策定及びその準備に着手するよう、ＬＰガス販売事業者等に対して要請が行われました。</td><td>・誤字の修正</td></tr>
<tr><td>P55
1.
4 行目</td><td>～又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地に監督若しくは自ら工事を行い、～</td><td>～又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地の監督若しくは自ら工事を行い、～</td><td>・文言の修正</td></tr>
<tr><td>P. 57</td><td>（例）
特定ガス消費機器設置工事記録（　　年　　月　　日作成）
 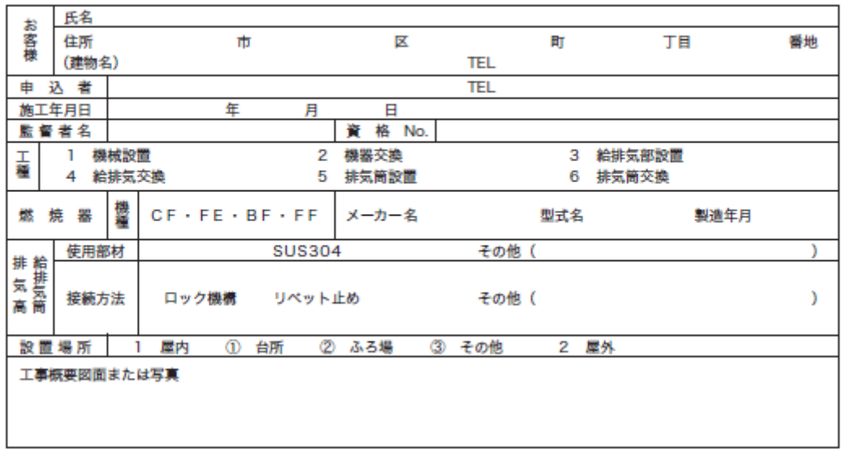
</td><td>（例）
特定ガス消費機器設置工事記録（平成　　年　　月　　日作成）
</td><td>・年号の修正</td></tr>
<tr><td>背表紙</td><td>令和３年度</td><td>令和２年度</td><td></td></tr>
</table>

	令和３(2021)年　第16版	令和２(2020)年　第15版	

保安業務ガイド【点検・調査】（新旧対照表）

2022/3

頁等	令和3（2021）年度版	令和2（2020）年度版	備　考
表紙	令和3[2021]年度版	令和2[2020]年度版	・年度替わりによる更新
	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会 LPガス保安技術者向けWebサイト https://www.lpgpro.go.jp/	・ＬＰガス保安技術者向けWebサイトが閉鎖されるため削除
はじめに 下から 2行目	本書の編集等について 本書は、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「点検・調査」時に実施すべき、法令で規定された事項及び保安の確保に必要不可欠と考えられる事項について、より具体的な業務上のポイントをわかりやすくとりまとめております。 なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和４(2022)年３月１日時点の法令を基にしております。 また、本書では、保安業務の理解を深めていただくことを優先にした記述、表記等にしていることから、液化石油ガス法以外の事項が適宜含まれることを承知していただくとともに、法令等の正確な表記等については、法令集等をご参照ください。	本書の編集等について 本書は、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「点検・調査」時に実施すべき、法令で規定された事項及び保安の確保に必要不可欠と考えられる事項について、より具体的な業務上のポイントをわかりやすくとりまとめております。 なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和３(2021)年３月１日時点の法令を基にしております。 また、本書では、保安業務の理解を深めていただくことを優先にした記述、表記等にしていることから、液化石油ガス法以外の事項が適宜含まれることを承知していただくとともに、法令等の正確な表記等については、法令集等をご参照ください。 本書籍の電子データ(PDF)を「LPガス保安技術者向けWebサイト」の「地域保安指導事業用等テキスト」のページに掲載しており、無償でダウンロードすることができます。どなたでも本書籍の印刷、刊行等をすることができます。 また、このWebサイトには、保安教育用教材として「学習プログラム」、「事故事例研究」、「安全機器類の原理、構造等」、「ビデオ資料」などの動画コンテンツも掲載しており、無償でダウンロードすることができます。本書籍と併せ、このWebサイトも是非ご活用ください。 LPガス保安技術者向けWebサイト【URL：https://www.lpgpro.go.jp/】	・年度変わりよる更新 ・ＬＰガス保安技術者向けWebサイトが閉鎖されるため削除
P.3	留　意　事　項 ❶（略） ❷点検・調査は、以下の回数（頻度）で実施する（災害その他やむを得ない事由により点検を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上点検を行うものとする。(以下同じ)）。 １）供給開始時（全項目） ２）容器交換時（「参考」参照） ３）１年に１回以上 ４）４年に１回以上 ❸、❹（略）	留　意　事　項 ❶（略） ❷点検・調査は、以下の回数（頻度）で実施する。 １）供給開始時（全項目） ２）容器交換時（「参考」参照） ３）１年に１回以上 ４）４年に１回以上 ❸、❹（略）	・法令どおりに修正

P.3

表 1-1

表１－１

	点検項目	供給開始時	容器交換時※3	定期供給設備点検 1年に1回	4年に1回	認定事業者※1、2 10年に1回	認定事業者※1、2 5年に1回※2	参照ページ
1	設置場所	○	○					P17
2	火気までの距離	○	○					P17
3	充てん容器の腐しょく防止措置	○	○					P19
4	充てん容器の温度上昇防止措置	○	○					P19
5	充てん容器の転落、転倒、流出防止措置	○	○					P20
6	バルブ等の損傷防止措置	○	○					P20
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥（容器から調整器まで）	○	○					P21
8	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○		P22
9	地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○		P23
10	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○		P23
11	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置（300kg 以上の貯蔵設備に係る供給管に限る）	○		○				P24
12	バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥（調整器からガスメーターまで）	○			○	○		P27
13	バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置	○			○	○		P28
14	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○		P28
15	燃焼器の入口圧力	○			○	○		P31
16	危険標識	○			○		○	P36
17	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○		P33

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項（P.3）「❸認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

※3：留意事項（P.3）「参考」参照

表１－１

	点検項目	供給開始時	容器交換時※3	定期供給設備点検 1年に1回	4年に1回	認定事業者※1、2 10年に1回	認定事業者※1、2 5年に1回※2	参照ページ
1	設置場所	○	○					P17
2	火気までの距離	○	○					P17
3	充てん容器の腐しょく防止措置	○	○					P19
4	充てん容器の温度上昇防止措置	○	○					P19
5	充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○					P20
6	バルブ等の損傷防止措置	○	○					P20
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥（容器から調整器まで）	○	○					P21
8	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○		P22
9	地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○		P23
10	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○		P23
11	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置（300kg 以上の貯蔵設備に係る供給管に限る）	○		○				P24
12	バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥（調整器からガスメーターまで）	○			○	○		P27
13	バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置	○			○	○		P28
14	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○		P28
15	燃焼器の入口圧力	○			○	○		P31
16	危険標識	○			○		○	P36
17	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○		P33

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項（P.3）「❸認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

※3：留意事項（P.3）「参考」参照

・省令改正（容器流出防止措置）のため修正

<table>
<tr>
<td>P5
②
表
1-5</td>
<td>②質量販売
イ．内容積 20L 以下の容器、内容積 20L 超 25L 以下（カップリング付容器用弁を有する）で硬質管と接続されていない容器による消費及び移動消費
表 1-5
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">点検項目</th><th rowspan="3">LPガスの最初の引き渡し</th><th rowspan="3">LPガスの引き渡し時</th><th colspan="4">定期消費設備調査</th><th rowspan="3">参照ページ</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1年に1回</th><th rowspan="2">4年に1回</th><th colspan="2">認定事業者※1、2</th></tr>
<tr><th>10年に1回</th><th>5年に1回※2</th></tr>
<tr><td>1</td><td>腐食防止措置</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>2</td><td>温度上昇防止措置</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>3</td><td>充てん容器等の転落、転倒、流出防止措置（5Ｌ以下の容器は除く。）</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>4</td><td>バルブの損傷防止措置（5Ｌ以下の容器は除く。）</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>5</td><td>調整器の欠陥及びLPガスに適合</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>6</td><td>調整器の調整圧力及び閉そく圧力</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>7</td><td>燃焼器の適合性</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>■</td><td>燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月日</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>P14</td></tr>
</table>
</td>
<td>②質量販売
イ．内容積 20L 以下の容器、内容積 20L 超 25L 以下（カップリング付容器用弁を有する）で硬質管と接続されていない容器による消費及び移動消費
表 1-5
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">点検項目</th><th rowspan="3">LPガスの最初の引き渡し</th><th rowspan="3">LPガスの引き渡し時</th><th colspan="4">定期消費設備調査</th><th rowspan="3">参照ページ</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1年に1回</th><th rowspan="2">4年に1回</th><th colspan="2">認定事業者※1、2</th></tr>
<tr><th>10年に1回</th><th>5年に1回※2</th></tr>
<tr><td>1</td><td>腐食防止措置</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>2</td><td>温度上昇防止措置</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>3</td><td>転落、転倒防止措置（5Ｌ以下の容器は除く。）</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>4</td><td>バルブの損傷防止措置（5Ｌ以下の容器は除く。）</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>5</td><td>調整器の欠陥及びLPガスに適合</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>6</td><td>調整器の調整圧力及び閉そく圧力</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>7</td><td>燃焼器の適合性</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>P69</td></tr>
<tr><td>■</td><td>燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月日</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>P14</td></tr>
</table>
</td>
<td>・省令改正（容器流出防止措置）のため修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P7</td>
<td>５．点検・調査に必要な機器類
●その他
二連球ポンプ
ガス栓付き三方継手
ゴム管
ゴムキャップ
ホースバンド
埋設管腐食測定器
液化石油ガス設備点検調査票※2
ご不在連絡票
身分証明書（資格免状、修了証）
など</td>
<td>５．点検・調査に必要な機器類
●その他
二連球ポンプ
ガス栓付き三方継ぎ手
ゴム管
ゴムキャップ
ホースバンド
埋設管腐食測定器
液化石油ガス設備点検調査票※2
ご不在連絡票
身分証明書（資格免状、修了証）
など</td>
<td>・誤植のため修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>P9</td>
<td>Ｑ２　保安機関が点検・調査する場合の期限管理の方法はどうしたらよいのか。また、前回実施日に対して今回実施日のプラスマイナスの扱いはどうすればよいのか。
Ａ２　保安機関が期限管理する方法として以下の方法が考えられる。
消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前４ヶ月以内に実施すれば、基準月日に実施したこととみなされる。一般に、基準月日は供給開始時点検・調査の実施月日となる。
【規則第 36 条第１項第２号】
（例）2022.4.1 に供給開始時点検・調査を実施した場合４月１日を基準日とし、４年に１回以上の定期点検・調査は、2025.12.1 から 2026.4.1 までに行う。

</td>
<td>Ｑ２　保安機関が点検・調査する場合の期限管理の方法はどうしたらよいのか。また、前回実施日に対して今回実施日のプラスマイナスの扱いはどうすればよいのか。
Ａ２　保安機関が期限管理する方法として以下の方法が考えられる。
消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前４ヶ月以内に実施すれば、基準月日に実施したこととみなされる。一般に、基準月日は供給開始時点検・調査の実施月日となる。
【規則第 36 条第１項第２号】
（例）H28.4.1 に供給開始時点検・調査を実施した場合４月１日を基準日とし、４年に１回以上の定期点検・調査は、H31.12.1 から H32.4.1 までに行う。

</td>
<td>・年号の修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P12</td>
<td>Ｑ10　受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者等が不在のために点検・調査できなかった。どうすべきか。
Ａ10　法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達（別添１）第３４条（保安機関の業務等）関係（20190308 保局第５号　平成 31 年３月 15 日制定）に定められている。当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすための工夫を行うこと。
なお、消費設備調査については、３回以上訪問しても消費者等から連絡等がない場合、調査拒否と同様の取扱いとすることができるが（Q&A ９参照）、この場合にあっては、消費者等先に訪問した際の記録＊1,2 を残すこと。（Q&A11 参照）</td>
<td>Ｑ10　受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者等が不在のために点検・調査できなかった。どうすべきか。
Ａ10　法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達（別添１）第３４条（保安機関の業務等）関係（20160524 商局第２号　平成 28 年６月８日改正）に定められている。当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすための工夫を行うこと。
なお、消費設備調査については、３回以上訪問しても消費者等から連絡等がない場合、調査拒否と同様の取扱いとすることができるが（Q&A ９参照）、この場合にあっては、消費者等先に訪問した際の記録＊1,2 を残すこと。（Q&A11 参照）</td>
<td>・通達の文書番号と整合のため修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P12</td>
<td>Ｑ11　保安機関は、不在の消費者に対し、いかに対応するのが望ましいのか。
Ａ11　基本的には、保安業務規程又は実施細則等でその対処方法を規定し、保安機関の責任において対処せざるをえない。一般的な運用例を図 1-4 に示す。

図

※1　点検不能の場合、受託契約書の内容等により販売事業者へ戻す等の処理を行う。
※2　調査不能の場合、受託契約書の内容等により販売事業者へ戻す等の処理を行うとともに、保安業務
実施状況報告（様式 2）＊に、拒否数、不在数を記載する。
※3　可能な範囲で実施することが望ましい
※4　最初の不在時から使用して３回分を保管することが合理的
＊通達（別添４）規則第 132 条（報告）関係（20190308 保局第５号　平成 31 年３月 15 日制定）</td>
<td>Ｑ11　保安機関は、不在の消費者に対し、いかに対応するのが望ましいのか。
Ａ11　基本的には、保安業務規程又は実施細則等でその対処方法を規定し、保安機関の責任において対処せざるをえない。一般的な運用例を図 1-4 に示す。

図

※1　点検不能の場合、受託契約書の内容等により販売事業者へ戻す等の処理を行う。
※2　調査不能の場合、受託契約書の内容等により販売事業者へ戻す等の処理を行うとともに、保安業務
実施状況報告（様式 2）＊に、拒否数、不在数を記載する。
※3　可能な範囲で実施することが望ましい
※4　最初の不在時から使用して３回分を保管することが合理的
＊通達（別添４）規則第 132 条（報告）関係（20161216 商局第２号 平成 28 年 12 月 27 日改正）</td>
<td>・通達の文書番号と整合のため修正</td>
</tr>
</table>

P. 20

供給設備の点検項目（体積販売の場合）

点検項目	貯蔵能力	判定基準（根拠条文）	解説等
1～5	（略）	（略）	（略）
6 充てん容器の転落、転倒、流出防止措置	（略）	①充てん容器には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じてあれば「良」 （略）	内容量が５Ｌを超える容器に限る。 ①充てん量10kg以上の容器は水平な台に設置し、かつ、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。 図（略）
	１ｔ未満	②充てん容器等に流出を防止する措置が講じてあれば「良」 規則第18条第１号ニ例示基準９	内容量が５Ｌを超える容器に限る。 ②浸水のおそれのある地域においては、流出を防止する措置が講じてあること。 ※例示基準９「充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等の流出を防止する措置」を参照してください。 ※浸水のおそれのある地域とは、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、１ｍ以上の浸水が想定されている地域とする。 ※令和３年１１月３０日まではなお従前の例による。令和３年１２月１日現に設置されている供給設備及び消費設備においては、令和６年６月１日までは、なお従前の例によることができる。 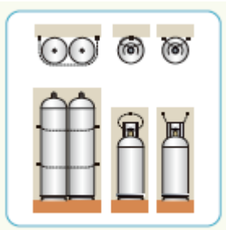 図2-8　流出防止措置例

供給設備の点検項目（体積販売の場合）

点検項目	貯蔵能力	判定基準（根拠条文）	解説等
1～5	（略）	（略）	（略）
6 充てん容器の転落、転倒防止措置	（略）	①充てん容器には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じてあれば「良」 （略）	①充てん量10kg以上の容器は水平な台に設置し、かつ、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。 図（略）

・省令改正（容器流出防止措置）のため修正

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>7
バルブ等の損傷防止措置</td><td>（略）</td><td>①バルブ等の損傷を防止する措置が講じてあれば「良」

規則第18条第1号ニ
規則第18条第2号チ
規則第53条第1号リ
例示基準9</td><td>容器の上部からの落下物が想定される場合は、バルブの損傷防止措置が講じてあること。
（1）容器、集合装置、調整器等の容器のまわりの設備は、落雪の影響を受けず、積雪に埋没することなく、かつ、容器交換が容易な場所に設置すること。
（2）落雪を避けるため建物の切妻側又は、軒下に設置する。設置する際にはまきだれに注意すること。
（3）雪囲い・収納庫による保護方法により設置する。
（4）その他、例示基準9による措置が講じられていること。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td>7
バルブ等の損傷防止措置</td><td>（略）</td><td>①バルブ等の損傷を防止する措置が講じてあれば「良」

規則第18条第1号ニ
規則第18条第2号チ
規則第53条第1号リ
例示基準9</td><td>容器の上部からの落下物が想定される場合は、バルブの損傷防止措置が講じてあること。
（1）容器、集合装置、調整器等の容器のまわりの設備は、落雪の影響を受けず、積雪に埋没することなく、かつ、容器交換が容易な場所に設置すること。
（2）落雪を避けるため建物の切妻側又は、軒下に設置する。設置する際にはまきだれに注意すること。
（3）雪囲い・収納庫による保護方法により設置する。
（4）その他、例示基準9による措置が講じられていること。</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>P23</td>
<td>
<table>
<tr><th>点検項目</th><th>貯蔵能力</th><th>判定基準
（根拠条文）</th><th>解説等</th></tr>
<tr><td>2
白ガス管等の埋設管の漏えい試験</td><td></td><td>①（略）
②（略）
③（略）</td><td>（略）
<table><tr><th>項目＼年</th><th>2012</th><th>2013</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th></tr><tr><td>件数</td><td>16</td><td>25</td><td>27</td><td>28</td><td>32</td><td>47</td><td>60</td><td>50</td><td>58</td><td>55</td></tr><tr><td>内 B級事故</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>死者(人)</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>負傷者(人)</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>5</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>内 B級事故</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>事故年報より
 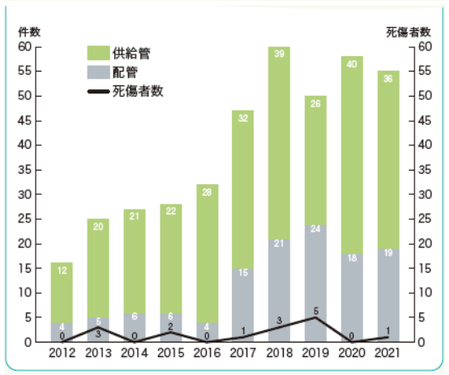 </td></tr>
<tr><td>10 燃</td><td>（略）</td><td>①（略）</td><td>①（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th>点検項目</th><th>貯蔵能力</th><th>判定基準
（根拠条文）</th><th>解説等</th></tr>
<tr><td>2
白ガス管等の埋設管の漏えい試験</td><td></td><td>①（略）
②（略）
③（略）</td><td>（略）
<table><tr><th>項目＼年</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th></tr><tr><td>件数</td><td>4</td><td>12</td><td>12</td><td>17</td><td>21</td><td>31</td><td>24</td><td>18</td><td>18</td><td>16</td><td>25</td></tr><tr><td>内 B級事故</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>死者(人)</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>負傷者(人)</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>内 B級事故</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr></table>事故年報より
 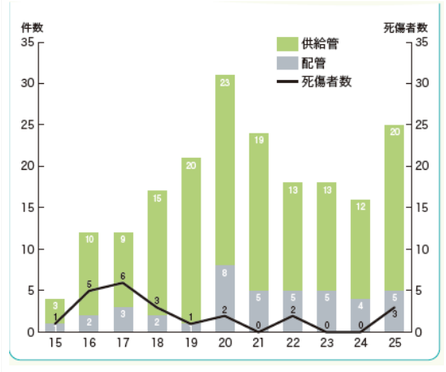 </td></tr>
<tr><td rowspan="2">10 燃焼器の入</td><td rowspan="2">（略）</td><td>①（略）</td><td>①（略）</td></tr>
<tr><td>②圧力検知装置のA・B・R警報表示がなけ</td><td>圧力検知装置を用いる場合※
a．S型マイコンメータなどの調整圧・閉そ</td></tr>
</table>
</td>
<td>・事故件数を最新の情報に修正
・マニュアルの改訂のため修正</td>
</tr>
</table>

		②圧力検知装置のA・B・R警報表示がなければ「良」 規則第18条第11号 規則第18条第11号 規則第18条第11号 例示基準30	圧力検知装置を用いる場合※ ａ．S型マイコンメータなどの調整圧・閉そく圧異常警告機能を停止すると燃焼器入口圧力の確認はできないため、自記圧力計等を用いて燃焼器入口圧力を測定し、確認する。 ｂ．（調査にあたっては、）実施期間内の最終の警報表示の確認結果により所要の措置を講ずる。圧力検知装置による確認は、例示基準30「３．圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。」によること。 ※詳細は、『ガスメータの圧力測定機能を活用した保安業務（定期供給設備点検及び定期消費設備調査）の合理化に係る運用マニュアル（令和３年６月）』を参照してください。			れば「良」 規則第18条第11号 規則第18条第11号 規則第18条第11号 例示基準30	く圧異常警告機能を停止すると燃焼器入口圧力の確認はできないため、自記圧力計等を用いて燃焼器入口圧力を測定し、確認する。 ｂ．（調査にあたっては、）実施期間内の最終の警報表示の確認結果により所要の措置を講ずる。圧力検知装置による確認は、例示基準30「３．圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。」によること。 ※詳細は、『ガスメータの圧力測定機能を活用した保安業務（定期供給設備点検及び定期消費設備調査）の合理化に係る運用マニュアル（令和３年２月）』を参照してください。（URL：https://www.lpgpro.go.jp/guest/material/pdf/hoan_manual_20210303.pdf）
11 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	（略）	①（略）	①（略）	11 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	（略）	①（略）	①（略）
		②調整器の調整圧力及び閉そく圧力は、圧力検知装置の確認を行い、A・B・R警報表示がなければ「良」	圧力検知装置を用いる場合※ ａ．S型マイコンメータなどの調整圧・閉そく圧異常警告機能を停止すると調整圧力及び閉塞圧力の確認はできないため、自記圧力計等を用いて調整圧力及び閉塞圧力を測定し、確認する。（圧力式微少漏えい警告機能の停止は、入口圧力・調整圧力・閉そく圧力の測定には影響しない。） ｂ．（調査にあたっては、）実施期間内の最終の警報表示の確認結果により所要の措置を講ずる。圧力検知装置による確認は、例示基準30「３．圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。」によること。 ※詳細は、『ガスメータの圧力測定機能を活用した保安業務（定期供給設備点検及び定期消費設備調査）の合理化に係る運用マニュアル（令和３年６月）』を参照してください。 表3-7　圧力検知装置を用いる場合の基準（例示基準　３０　３．） （１）（略） （２）（略） （３）確認と管理			②調整器の調整圧力及び閉そく圧力は、圧力検知装置の確認を行い、A・B・R警報表示がなければ「良」	圧力検知装置を用いる場合※ ａ．S型マイコンメータなどの調整圧・閉そく圧異常警告機能を停止すると調整圧力及び閉塞圧力の確認はできないため、自記圧力計等を用いて調整圧力及び閉塞圧力を測定し、確認する。（圧力式微少漏えい警告機能の停止は、入口圧力・調整圧力・閉そく圧力の測定には影響しない。） ｂ．（調査にあたっては、）実施期間内の最終の警報表示の確認結果により所要の措置を講ずる。圧力検知装置による確認は、例示基準30「３．圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。」によること。 ※詳細は、『ガスメータの圧力測定機能を活用した保安業務（定期供給設備点検及び定期消費設備調査）の合理化に係る運用マニュアル（令和３年２月）』を参照してください。（URL：https://www.lpgpro.go.jp/guest/material/pdf/hoan_manual_20210303.pdf） 表3-7　圧力検知装置を用いる場合の基準（例示基準　３０　３．） （１）（略） （２）（略） （３）確認と管理

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>① ２ヶ月に１回以上警報表示の有無を確認し、その結果により必要な措置を講ずる又は集中監視システムによる警報表示の常時監視を行うこと。
② ①の事項を記載した関係帳票を１年間保管すること。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>① ２ヶ月に１回以上警報表示の有無を確認し、その結果により必要な措置を講ずる又は集中監視システムによる警報表示の常時監視を行うこと。
② ①の事項を記載した関係帳票を１年間保管すること。</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>P40</td>
<td>表４－１ 燃焼器と末端ガス栓の接続方法
 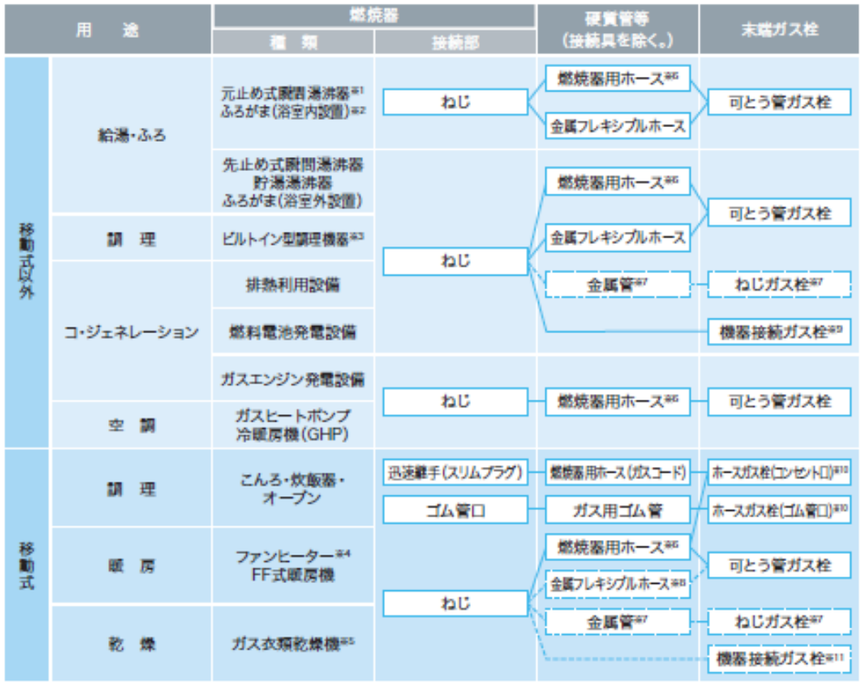
</td>
<td>表４－１ 燃焼器と末端ガス栓の接続方法
 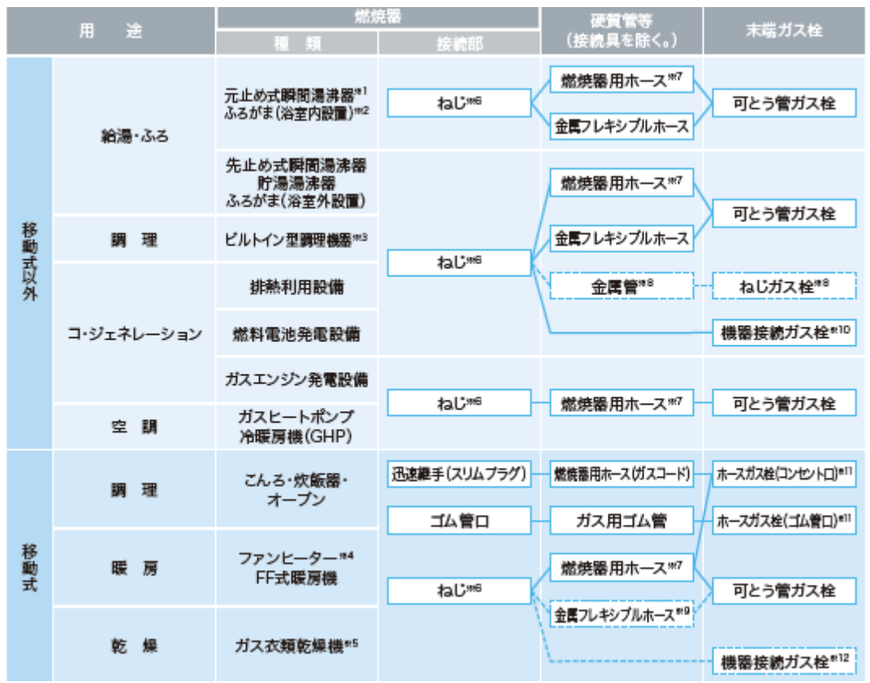
</td>
<td>・法令に沿った内容へと修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P40
表
４－１
注釈</td>
<td>※１元止め式瞬間湯沸器に機器接続ガス栓を接続することについて法令上の規定はないが、配管用フレキ管の製造会社等では、以下の理由により、その使用を禁止している。
①元止め式瞬間湯沸器を消費者自身で取り外してしまうこと（違法行為）があり、機器接続ガス栓で接続されていた場合、不安定な状態で放置される可能性があるため危険なこと。
②消費者がホームセンター等で購入した元止め式瞬間湯沸器を消費者自身が施工（特に取り外し時）等する際に配管用フレキ管を破損した事例があること。
※２浴室内に設置されたふろがまに、金属フレキシブルホースや機器接続ガス栓で接続を行うと、入浴中に人や物が当たることでフレキ管に無理な力が加わる可能性があることから、浴室内に設置されたふろがまの接続には使用しないこと。
※３昇降機能付調理台にビルトインこんろを設置する場合は、燃焼器用ホースで接続すること。
※４ファンヒーター・FF 式暖房機は、ガス機器のガス取入部の構造が迅速継手（スリ</td>
<td>※１元止め式瞬間湯沸器に機器接続ガス栓を接続することについて法令上の規定はないが、機器接続ガス栓の製造会社等では、以下の理由により、その使用を禁止している。
①元止め式瞬間湯沸器を消費者自身で取り外してしまうこと（違法行為）があり、機器接続ガス栓で接続されていた場合、不安定な状態で放置される可能性があるため危険なこと。
②消費者がホームセンター等で購入した元止め式瞬間湯沸器を消費者自身が施工（特に取り外し時）等する際に配管用フレキ管を破損した事例があること。
※２浴室内に設置されたふろがまに、金属フレキシブルホースや機器接続ガス栓で接続を行うと、入浴中に人や物が当たることでフレキ管に無理な力が加わる可能性があることから、浴室内に設置されたふろがまの接続には使用しないこと。
※３昇降機能付調理台にビルトインこんろを設置する場合は、燃焼器用ホースで接続すること。
※４ファンヒーター・FF 式暖房機は、ガス機器のガス取入部の構造が迅速継手（スリ</td>
<td>・禁止しているのは破損のおそれがある配管用フレキ管メーカーのため、正しい情報へと修正
・燃焼器の TU おねじは、パッキンによる TU 接続以外にシール材を使用した Rc ねじとの接続があるため修正</td>
</tr>
</table>

	ムプラグ）またはねじであるため、ガス用ゴム管による接続はしない。 ※５ガス衣類乾燥機は開放式のガス機器であり、通常では移動式燃焼器として扱うが、排湿筒を接続し固定して使用する場合は、移動式以外の燃焼器として取り扱われる〔黒本（第８版)〕ので、ねじで接続すること。 ※６（1）燃焼器用ホースは、炎や熱が直接触れたり、機器の排気ガスにより高温になるおそれのある所及び日常の点検や取替が容易に行えない隠ぺい部では使用しないこと。 （2）燃焼器用ホースの代わりに「液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（低圧ホース)」を用いる場合、以下に依ること。 ①接続具は、法令等に定められた専用のものとすること。 ②屋内では鋼線入りのものを選択すること。 （3）燃焼器用ホースの燃焼器側の継手が TU 継手の場合は、燃焼器接続部は TU おねじに限る。（燃焼器入口が管用テーパねじの場合は、TU 接続具を使用して TU おねじに変換する必要がある。）（TU：テーパーユニオンねじ） ※７法令上、金属管の使用を認めているが、この場合、用いることができる末端ガス栓は、ねじガス栓となるため、接続方法として推奨しない。［参照：「参考　硬質管等・ガス栓の種類等（P. 41)」の「（２）ガス栓の種類」］ ※８FF 式暖房機に限る。移動式燃焼器と末端ガス栓を接続する硬質管等は、法令上「金属フレキシブルホース」の使用を認めているが、金属疲労によりガス漏えいの原因となることから、金属フレキシブルホースの製造会社では、ＦＦ式暖房機以外の使用を禁止している。 ※９機器接続ガス栓は、配管用フレキ管で配管して移動式以外の燃焼器に直接接続する場合に使用されるガス栓。 ※10 ホースガス栓と接続管の接続口の形状が異なる場合は、接続具を使用すること。 ※11 移動式燃焼器と「機器接続ガス栓」とを接続することは、法令上、認められているが、金属疲労によりガス漏えいの原因となることから、配管用フレキ管の製造会社では、その使用を禁止している。	ムプラグ）またはねじであるため、ガス用ゴム管による接続はしない。 ※５ガス衣類乾燥機は開放式のガス機器であり、通常では移動式燃焼器として扱うが、排湿筒を接続し固定して使用する場合は、移動式以外の燃焼器として取り扱われる〔黒本（第８版)〕ので、ねじで接続すること。 ※６燃焼器の接続部が TU おねじの時は TU 接続とすること。（TU：テーパーユニオンねじ） ※７（1）燃焼器用ホースは、炎や熱が直接触れたり、機器の排気ガスにより高温になるおそれのある所及び日常の点検や取替が容易に行えない隠ぺい部では使用しないこと。 （2）燃焼器用ホースの代わりに「液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（低圧ホース)」を用いる場合、以下に依ること。 ②屋内では鋼線入りのものを選択すること。 ※８移動式以外の燃焼器において、法令上、金属管の使用を認めているが、この場合、用いることができる末端ガス栓は、ねじガス栓となるため、接続方法として推奨しない。［参照：「参考　硬質管等・ガス栓の種類等（P. 41)」の「（２）ガス栓の種類」］ ※９FF 式暖房機に限る。移動式燃焼器と末端ガス栓を接続する硬質管等は、法令上「金属フレキシブルホース」の使用を認めているが、金属疲労によりガス漏えいの原因となることから、金属フレキシブルホースの製造会社では、ＦＦ式暖房機以外の使用を禁止している。 ※10 機器接続ガス栓は、配管用フレキ管で配管して移動式以外の燃焼器に直接接続する場合に使用されるガス栓。 ※11 ホースガス栓と接続管の接続口の形状が異なる場合は、接続具等を使用すること。 ※12 移動式燃焼器と「機器接続ガス栓」とを接続することは、法令上、認められているが、金属疲労によりガス漏えいの原因となることから、機器接続ガス栓の製造会社では、その使用を禁止している。	
P41 参考	（1）硬質管等の種類 	（1）硬質管等の種類 	・正しいイラストへと修正

<table>
<tr>
<td>P48</td>
<td>（２）半密閉式燃焼器の給排気（規則第 44 条第１号ヨ、タ、レ、ソ、例示基準 42）
屋内に設置されたガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス消費量が 12kW を超える瞬間湯沸器、ガス消費量が 7kW を超える、その他の湯沸器）及びガスふろがまには、基準に適合した給排気設備が設置されていること。
①自然排気式
ＣＦ式給排気設備（屋内設置の給排気等）
<table>
<tr><th>調査方法</th><th>法定自主</th><th>判定基準・判定方法</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>①、②（略）

③排気筒の断面積
・排気筒の断面積は、燃焼器の排気筒と接続する部分の有効断面積より小さくないこと。
表4-7
<table>
<tr><th rowspan="2">ガス消費量（kW）</th><th colspan="3">半密閉式燃焼器の排気用接続部の内径(mm)</th></tr>
<tr><th>瞬間湯沸器</th><th>ふろがま</th><th>ストーブ</th></tr>
<tr><td>10以下</td><td rowspan="3">90</td><td>75</td><td rowspan="2">80</td></tr>
<tr><td>11以下</td><td>80</td></tr>
<tr><td>13以下</td><td rowspan="2">90</td><td>90</td></tr>
<tr><td>16以下</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr>
<tr><td>19以下</td><td>110</td><td>110</td><td>110</td></tr>
<tr><td>22以下</td><td>120</td><td rowspan="4">120</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>27以下</td><td>130</td></tr>
<tr><td>30以下</td><td>140</td></tr>
<tr><td>42以下</td><td>160</td><td>140</td></tr>
<tr><td>55以下</td><td>180</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>70以下</td><td>200</td></tr>
</table>
※液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用より</td></tr>
</table>
</td>
<td>（２）半密閉式燃焼器の給排気（規則第 44 条第１号ヨ、タ、レ、ソ、例示基準 42）
屋内に設置されたガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス消費量が 12kW を超える瞬間湯沸器、ガス消費量が 7kW を超える、その他の湯沸器）及びガスふろがまには、基準に適合した給排気設備が設置されていること。
①自然排気式
ＣＦ式給排気設備（屋内設置の給排気等）
<table>
<tr><th>調査方法</th><th>法定自主</th><th>判定基準・判定方法</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>①、②（略）

③排気筒の断面積
・排気筒の断面積は、燃焼器の排気筒と接続する部分の有効断面積より小さくないこと。
表4-7
<table>
<tr><th rowspan="2">ガス消費量（kW）</th><th colspan="3">半密閉式燃焼器の排気用接続部の内径(mm)</th></tr>
<tr><th>瞬間湯沸器</th><th>ふろがま</th><th>ストーブ</th></tr>
<tr><td>10以下</td><td rowspan="3">90</td><td>75</td><td rowspan="2">80</td></tr>
<tr><td>11以下</td><td>80</td></tr>
<tr><td>13以下</td><td rowspan="2">90</td><td>90</td></tr>
<tr><td>16以下</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr>
<tr><td>19以下</td><td>110</td><td>110</td><td>110</td></tr>
<tr><td>22以下</td><td>120</td><td rowspan="4">120</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>27以下</td><td>130</td></tr>
<tr><td>30以下</td><td>140</td></tr>
<tr><td>42以下</td><td>160</td><td>140</td></tr>
<tr><td>55以下</td><td>180</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>70以下</td><td>200</td></tr>
</table>
※液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令より</td></tr>
</table>
</td>
<td>・器具省令が性能規定化され、詳細な技術基準が運用として定められたため修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P49
判定基準
⑩</td>
<td>⑩排気筒の先端の構造
・障害物、又は外気の流れによって排気が妨げられない位置にあること。
・鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入、又は風雨等の圧力により、排気が妨げられるおそれのない構造であること。鳥の巣などにより閉そくされないよう防鳥網（16ｍｍの球が入らないもの）等が取り付けられていること。</td>
<td>⑩排気筒の先端の構造
・障害物、又は外気の流れによって排気が妨げられない位置にあること。
・鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入、又は風雨等の圧力により、排気が妨げられるおそれのない構造であること。鳥の巣などにより閉そくされないよう 16ｍｍ 防鳥網等が取り付けられていること。</td>
<td>・文言の修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P51
判定基準
④</td>
<td>④排気筒の先端の構造
・障害物、又は外気の流れによって排気が妨げられない位置にあること。
・鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入、又は風雨等の圧力により、排気が妨げられるおそれのない構造であること。鳥の巣などにより閉そくされないよう防鳥網（16ｍｍの球が入らないもの）等が取り付けられていること。</td>
<td>④排気筒の先端の構造
・障害物、又は外気の流れによって排気が妨げられない位置にあること。
・鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入、又は風雨等の圧力により、排気が妨げられるおそれのない構造であること。鳥の巣などにより閉そくされないよう 16ｍｍ 防鳥網等が取り付けられていること。</td>
<td>・文言の修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P57</td>
<td>注２）器具省令（※１）（平成 20 年４月１日施行）が改正され（現在は、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用）、燃焼排ガス中のＣＯ濃度が変更されましたが、点検対象機器が製造された時点での省令（※２）の基準にて判定を行います。</td>
<td>注２）器具省令（※１）が改正（平成 20 年４月１日施行）され、燃焼排ガス中のＣＯ濃度が変更されましたが、点検対象機器が製造された時点での省令（※２）の基準にて判定を行います。
（平成 20 年３月 31 日までの製造品は 0.20%超、平成２０年４月１日以降の製造品は</td>
<td>・器具省令が性能規定化され、詳細な技術基準が運用として定められたため修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>（平成 20 年３月 31 日までの製造品は 0.20%超、平成２０年４月１日以降の製造品は 0.10%超の測定値で使用禁止とする。）
（※１）器具省令：液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 43 年３月 27 日　通商産業省令第 23 号）
（※２）省令：経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成 20 年３月 28 日　経済産業省令第 26 号）</td><td>0.10%超の測定値で使用禁止とする。）
（※１）器具省令：液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 43 年３月 27 日　通商産業省令第 23 号）
（※２）省令：経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成 20 年３月 28 日　経済産業省令第 26 号）</td><td></td></tr>
<tr><td>P64</td><td>（３）有効期限
有効期限が切れている警報器は、期限切れとして消費者と販売事業者に連絡する。
警報器の本体に交換期限が表示されている。</td><td>（３）有効期限
有効期限が切れている警報器は、期限切れとして消費者と販売事業者に連絡する。
警報器の横に製造年月又は交換期限のシールが貼付されている。</td><td>・文言の修正</td></tr>
<tr><td>P68
表</td><td>表中の調査項目
<table><tr><th rowspan="2">使用形態</th><th rowspan="2">使用容器</th><th colspan="6">調　査　項　目</th><th rowspan="2">調査の回数</th></tr><tr><th>容器腐しょく防止措置</th><th>容器設置場所は40℃以下</th><th>容器の転落、転倒、流出防止措置及びバルブの損傷防止措置</th><th>液化石油ガスに適合した調整器の欠陥、使用上支障のある腐しょく</th><th>調整器の調整・閉そく圧力は基準に適合</th><th>液化石油ガスに適合した燃焼器</th></tr><tr><td>屋外消費
（事例）
屋台、運動会、お祭り、花見、避難テント</td><td>内容積５L以下の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>／</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="8">液化石油ガスの最初の引渡し時及び
４年に１回以上</td></tr><tr><td></td><td>内容積５L超の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>屋内移動消費
（事例）
料理飲食店などでの妻席、家庭内使用など</td><td>内容積５L以下の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>／</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td></td><td>内容積５L超８L以下の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>屋内固定消費
（事例）
工事事務所、季節使用など</td><td>内容積５L以下の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>／</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td></td><td>内容積５L超20L未満の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>硬質管と接続しない場合</td><td>内容積20L超え25L以下（カップリング付容器用弁を有する）の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table></td><td>表中の調査項目
<table><tr><th rowspan="2">使用形態</th><th rowspan="2">使用容器</th><th colspan="6">調　査　項　目</th><th rowspan="2">調査の回数</th></tr><tr><th>容器腐しょく防止措置</th><th>容器設置場所は40℃以下</th><th>容器の転落・転倒防止措置及びバルブの損傷防止措置</th><th>液化石油ガスに適合した調整器の欠陥、使用上支障のある腐しょく</th><th>調整器の調整・閉そく圧力は基準に適合</th><th>液化石油ガスに適合した燃焼器</th></tr><tr><td>屋外消費
（事例）
屋台、運動会、お祭り、花見、避難テント</td><td>内容積５L以下の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>／</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="8">液化石油ガスの最初の引渡し時及び
４年に１回以上</td></tr><tr><td></td><td>内容積５L超の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>屋内移動消費
（事例）
料理飲食店などでの妻席、家庭内使用など</td><td>内容積５L以下の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>／</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td></td><td>内容積５L超８L以下の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>屋内固定消費
（事例）
工事事務所、季節使用など</td><td>内容積５L以下の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>／</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td></td><td>内容積５L超20L未満の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>硬質管と接続しない場合</td><td>内容積20L超え25L以下（カップリング付容器用弁を有する）の容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table></td><td>・省令改正（容器流出防止措置）のため修正</td></tr>
<tr><td>P69
解説等</td><td><table><tr><th>調査方法</th><th>法定・自主</th><th>判定基準（根拠条文）</th><th>解　説　等</th></tr><tr><td>目視及び確認</td><td>法</td><td>１．容器設置状況
規則 44 条第２号ロ（１）</td><td>①腐食防止措置
・排水の良い水平な場所、又は台に設置され乾燥し易い状態
・容器本体の腐食、割れは販売の基準
②温度上昇防止措置
・40℃以下に保つ。
③容器の転落、転倒、流出防止措置及びバルブの損傷防止措置</td></tr></table></td><td><table><tr><th>調査方法</th><th>法定・自主</th><th>判定基準（根拠条文）</th><th>解　説　等</th></tr><tr><td>目視及び確認</td><td>法</td><td>１．容器設置状況
規則 44 条第２号ロ（１）</td><td>①腐食防止措置
・排水の良い水平な場所、又は台に設置され乾燥し易い状態
・容器本体の腐食、割れは販売の基準
②温度上昇防止措置
・40℃以下に保つ。
③容器の転落・転倒防止措置及びバルブの損傷防止措置</td></tr></table></td><td>・省令改正（容器流出防止措置）のため修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>（内容積５Ｌ以下除く。）
・落下物によるバルブ等の損傷のおそれがないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>（内容積５Ｌ以下除く。）
・落下物によるバルブ等の損傷の恐れがないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>P72
Q&A</td><td>Ｑ３　初めて販売所に来店した消費者が、小型容器による質量販売を希望された場合、販売事業者（保安機関）としては実質消費設備調査は不可能である。保安機関としてはどの様に対応したら良いか。
Ａ３　（略）
Ｑ４　初めて販売所に来店した消費者に小型容器による質量販売を行い、供給開始時点検・調査を行った。それ以降販売してないが、もうすぐ４年になるため、定期消費設備調査を行わなければならないのか。
Ａ４　（略）</td><td>Ｑ３　一見の消費者が販売所へ来店し、小型容器による質量販売を希望された場合、販売事業者（保安機関）としては実質消費設備調査は不可能である。保安機関としてはどの様に対応したら良いか。
Ａ３　（略）
Ｑ４　一見の消費者に小型容器による質量販売を行い、供給開始時点検・調査を行った。それ以降販売してないが、もうすぐ４年になるため、定期消費設備調査を行わなければならないのか。
Ａ４　（略）</td><td>・文言の修正</td></tr>
<tr><td>P81</td><td>表 5－3　特定供給設備（バルク容器：貯蔵能力 3,000kg 以上）の点検項目及び点検の回数
<table>
<tr><td rowspan="2">点検項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td rowspan="2">判定基準</td><td colspan="7">点検の回数</td></tr>
<tr><td>供給開始時</td><td>6月／充てん時</td><td>1年</td><td>2年</td><td>4年</td><td>認定事業者※1、2
10年に1回</td><td>認定事業者※1、2
5年に1回※2</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>保安物件に対する距離
（53-1-イ・ロ）</td><td>目視</td><td>・第１種保安物件
バルク容器の外面から16.97m以上の距離を有していること。
・第２種保安物件
バルク容器の外面から11.31m以上の距離を有していること。上記の距離が確保できない場合は、鉄筋コンクリート障壁等が設置してあること。</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>
</td><td>表 5－3　特定供給設備（バルク容器：貯蔵能力 3,000kg 以上）の点検項目及び点検の回数
<table>
<tr><td rowspan="2">点検項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td rowspan="2">判定基準</td><td colspan="7">点検の回数</td></tr>
<tr><td>供給開始時</td><td>6月／充てん時</td><td>1年</td><td>2年</td><td>4年</td><td>認定事業者※1、2
10年に1回</td><td>認定事業者※1、2
5年に1回※2</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>保安物件に対する距離
（53-1-イ・ロ）</td><td>目視</td><td>・第１種保安物件
バルク容器の外面から16.97m以上の距離を有していること。
・第２種保安物件
バルク容器の外面から11.31m以上の距離を有していること。上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する障壁が設置してあること。</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>
</td><td>・法令に沿った内容へと修正</td></tr>
</table>

P84

表５－４　特定供給設備（バルク貯槽：貯蔵能力１，000kg 以上）の点検項目及び点検の回数

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数						
			供給開始時	６月／充てん時	１年	２年	４年	認定事業者※1、2	
								10年に１回	５年に１回※2
（略）	（略）	（略）							
保安物件に対する距離（54-2-ロ（1）（2）（3））	目視	（1）1,000kg 以 3,000kg 未満バルク貯槽の外面から、第１種保安物件、第２種保安物件に対し、7m 以上の距離を有していること。 上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する構造壁、障壁等を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。ただし、鉄筋コンクリート障壁等が設けられていない方向に他の第１種保安物件又は第２種保安物件が存在する場合にあっては、第１種保安物件に対し 16.97m 以上、第２種保安物件に対し 11.31ｍの距離を有していること。 （2）3,000kg 以上 ・第１種保安物件 バルク貯槽の外面から 16.97m 以上の距離を有していること。 ・第２種保安物件 バルク貯槽の外面から 11.31m 以上の距離を有していること。 上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する鉄筋コンクリート障壁等を設け、又はバル	○				○		○

表５－４　特定供給設備（バルク貯槽：貯蔵能力１，000kg 以上）の点検項目及び点検の回数

点検項目	点検方法	判定基準	点検の回数						
			供給開始時	６月／充てん時	１年	２年	４年	認定事業者※1、2	
								10年に１回	５年に１回※2
（略）	（略）	（略）							
保安物件に対する距離（54-2-ロ（1）（2）（3））	目視	（1）1,000kg 以 3,000kg 未満バルク貯槽の外面から、第１種保安物件、第２種保安物件に対し、7m 以上の距離を有していること。 上記の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する構造壁、障壁等を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。 （2）3,000kg 以上 ・第１種保安物件 バルク貯槽の外面から 16.97m 以上の距離を有していること。 ・第２種保安物件 バルク貯槽の外面から 11.31m 以上の距離を有していること。 （3）上記（1）及び（2）の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する障壁を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。	○				○		○

		ク貯槽を埋設することにより、保安距離をそれぞれ第１種保安物件に対し 13.58m 以上、第２種保安物件に対し 9.05m 以上に緩和できる。								

P91	電気式ダイヤフラム式自記圧力計 	電気式ダイヤフラム式自記圧力計 	・最新の機種の写真を追加
P102	Q　例示基準第 29 節２．(2) ④（ⅱ）において漏えい試験圧力が「使用圧力以上 5.5kPa 未満」と規定されているが、燃焼器具までを含めた漏えい試験では、4.2kPa 以下の圧力で行うのは何故か？ A　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用において、燃焼器具における液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる基準に適合することが規定されていることに依拠しています。 （１）～（４）（略） １．液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用の規定から、末端ガス栓から燃焼機器までの間（告示第 10 条で定める接続具）の漏えいを確認するためには、4.2kPa 以下の圧力で漏えい試験を行うことになります。 ２．～４．（略）	Q　例示基準第 29 節２．(2) ④（ⅱ）において漏えい試験圧力が「使用圧力以上 5.5kPa 未満」と規定されているが、燃焼器具までを含めた漏えい試験では、4.2kPa 以下の圧力で行うのは何故か？ A　器具省令（平成 27 年 6 月 26 日改正）第 11 条別表第３に係る「例示基準（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第 3 号））」において、燃焼器具における液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる基準に適合することが規定されていることに依拠しています。 （１）～（４）（略） １．この器具省令等の規定から、末端ガス栓から燃焼機器までの間（告示第 10 条で定める接続具）の漏えいを確認するためには、4.2kPa 以下の圧力で漏えい試験を行うことになります。 ２．～４．（略）	・器具省令が性能規定化され、詳細な技術基準が運用として定められたため修正

背表紙	・奥付（令和３[2021]年度版）	・奥付（令和２[2020]年度版）	・年度替わりによる更新

保安業務ガイド【周知】（新旧対照表）

2022/3

頁等	令和3（2021）年度版	令和2（2020）年度版	備　考
表紙	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会 LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/	・ＬＰガス保安技術者向け Web サイトが閉鎖されるため削除
はじめに 下から2行目	本書の編集等について なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和３（2021）年４月１日時点の法令を基にしております。	本書の編集等について なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和２（2020）年４月１日時点の法令を基にしております。 本書籍の電子データ（PDF）を「LPガス保安技術者向けWebサイト」の「地域保安指導事業用等テキスト」のページに掲載しており、無償でダウンロードすることができます。どなたでも本書籍の印刷、刊行等をすることができます。 また、このWebサイトには、保安教育用教材として「学習プログラム」、「事故事例研究」、「安全機器の原理と構造等」、「ビデオ資料」などの動画コンテンツも掲載しており、無償でダウンロードすることができます。本書籍と併せ、このWebサイトも是非ご活用ください。 LPガス保安技術者向けWebサイト【URL：http://www.lpgpro.go.jp/】	・年度変わりよる更新 ・ＬＰガス保安技術者向け Web サイトが閉鎖されるため削除
P3	〈1年に1回以上〉 ①液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式のものに限る。） ②　・液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式、密閉燃焼式、屋外式を除く。） ・液化石油ガス用バーナー付きふろがま（密閉燃焼式、屋外式のものを除く。） ・ふろがま については、立ち消え安全装置及び不完全燃焼防止装置が付いていないもの。	1年に1回以上〉 ①液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式のものに限る。） ②　・液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式、密閉燃焼式、屋外式を除く。） ・液化石油ガス用バーナー付きふろがま（密閉燃焼式、屋外式のものを除く。） ・ふろがま について立ち消え安全装置及び不完全燃焼防止装置が付いていないもの。	・文言の修正
P15	外国人消費者への周知のポイント ●周知する消費者が理解できる外国語の周知文書を使用します。 ●まずは挨拶から会話するよう努力します。 ●理解が難しい場合は、管理人や大家さんに仲介を依頼するか、又は日本人の友人や日本語のわかる知人等に仲介を依頼してみます。また、翻訳機や翻訳アプリを活用して説明する方法も試みてみます。	外国人消費者への周知のポイント ●外国語の周知文書を使用します。 ●まずは挨拶から会話するよう努力します。 ●理解が難しい場合は、管理人や大家さんに仲介を依頼するか、又は日本人の友人や日本語のわかる知人等に仲介を依頼してみます。 ●赤い炎が良い燃焼と思っている方がいますが、青い炎が良い燃焼であることを、実際に　火	・文言の修正

	●赤い炎が良い燃焼と思っている方がいますが、青い炎が良い燃焼であることを、実際に　火をつけて説明します。	をつけて説明します。	
P15	【参考】外国語版LPガス保安ガイド〔LPガス安全委員会のホームページ（http://www.lpg.or.jp)〕等もご活用下さい。 HOME>パンフレットダウンロード>LPガス保安ガイド	【参考】外国語版LPガス保安ガイド〔LPガス安全委員会のホームページ（http://www.lpg.or.jp)〕等もご活用下さい。	・文言の追記
P16	下記注意事項を徹底しましょう ■始業時と終業時の安全確認を徹底してもらいましょう。 ■ガス漏れ警報器のプラグは必ずコンセントに差し込んでもらいましょう。 ■立ち消え安全装置等、各種安全装置の付いた厨房機器をおすすめしましょう。 ■点火ミスのないよう、安全な点火方法への改善をお願いしましょう。 ■レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさず実施するようお願いしましょう。 また、実施日の記録を残すよう依頼しましょう	下記注意事項を徹底しましょう ■始業時と終業時の安全確認を徹底してもらいましょう。 ■ガス漏れ警報器のプラグは必ずコンセントに差し込んでもらいましょう。 ■立ち消え安全装置等、各種安全装置の付いた厨房機器をおすすめしましょう。 ■点火ミスのないよう、安全な点火方法への改善をお願いしましょう。 ■レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさず実施するようお願いしましょう。	・文言の修正
P19	●わかりやすい DVD やタブレット端末等の活用	●わかりやすいビデオ等の活用 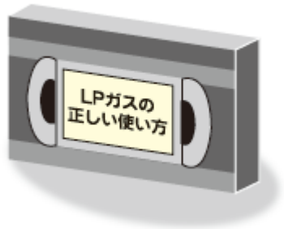	・適切な表現へ修正
P20	（3）周知媒体の工夫事例 消費者を個別訪問し行う周知方法に加えて、周知の効果をあげるために周知媒体の工夫をしましょう。 ●インターネットのホームページ ●e－mail ●ラジオ・テレビ媒体 ●SNS	（3）周知媒体の工夫事例 消費者を個別訪問し行う周知方法に加えて、周知の効果をあげるために周知媒体の工夫をしましょう。 ●インターネットのホームページ ●e－mail ●有線放送	・適切な表現へ修正
P24 （2） 話法 例	周知実施者　（最後の説明部分） 「安全装置の付いていない湯沸器が不完全燃焼を起こすと、CO中毒による死亡事故につながる可能性もございます。最近は、製造されている湯沸器すべてに不完全燃焼を防止する機能が付いています。」	周知実施者　（最後の説明部分） 「安全装置の付いていない湯沸器が不完全燃焼を起こすと、CO中毒による死亡事故につながる可能性もございます。最近は、不完全燃焼を防止する機能の付いた湯沸器がございますので、ぜひ安全装置付き器具へのお取り替えをお願いします。」	・文言の修正
P31	2．経済産業省が作成したパンフレット等 ◆ガスを使う時に知っててほしい4つのポイント ◆ガスを安全に利用する4つのポイント ◆CO中毒事故を起こさないために安心の合言葉 ◆ガス機器使用時は「必ず換気」をしましょう ◆屋内に設置されたガス瞬間湯沸器・LPガス用のガス漏れ警報器のご使用に当たって ◆エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との保安離隔の確保等について ◆誤開放事故を防止する小さな安全機器 ～ガス栓カバーってご存じですか～ ◆厨房設備のレイアウト変更、ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡を ◆敷地内でのリフォームや、自宅付近で水道工事がある場合は“事前に”LPガス販売事業者にご連絡をお願いします ◆ガス事故を防ぐための注意事項　　等	2．経済産業省が作成したパンフレット ■業務用 ◆厨房設備のレイアウト変更、ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡を ■一般 ◆雪の重さは大敵！雪害事故にご注意を ◆このようなガス機器をお使いではありませんか？ ◆【LPガス設備工事業者・塗装工事業者等の方へ】 ～屋外設置用のガス機器を波板などで囲わないでください～ ◆キャンプ場や屋外、イベント会場等でLPガスを使用するお客さまへ ◆LPガスを容器で購入して使用するお客様へ ◆【ガスメーターを通さずにLPガスをお使いの方へ】 ～ご使用の容器や配管をご確認ください～	・最新の情報へと修正

P34	3. LP ガス安全委員会が作成したパンフレット等 	3. LP ガス安全委員会が作成したパンフレット等 	・最新の情報へと修正
P35	◆LP ガス保安ガイド（ダウンロードページ） 	◆LP ガス保安ガイド（ダウンロードページ） 	・最新の情報へと修正
背表紙	奥付（令和３[2021]年度版）	奥付（令和２[2020]年度版）	・年度替わりによる更新

保安業務ガイド【緊急時連絡・緊急時対応】（新旧対照表）

2022/3

頁等	令和3（2021）年度版	令和2（2020）年度版	備　考
表紙	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会 LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/	・ＬＰガス保安技術者向けWebサイトが閉鎖されるため削除
はじめに 下から2行目	本書の編集等について なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和３（2021）年４月１日時点の法令を基にしております。	本書の編集等について なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和２（2020）年４月１日時点の法令を基にしております。 本書籍の電子データ（PDF）を「LPガス保安技術者向けWebサイト」の「地域保安指導事業用等テキスト」のページに掲載しており、無償でダウンロードすることができます。どなたでも本書籍の印刷、刊行等をすることができます。 また、このWebサイトには、保安教育用教材として「学習プログラム」、「事故事例研究」、「安全機器の原理と構造等」、「ビデオ資料」などの動画コンテンツも掲載しており、無償でダウンロードすることができます。本書籍と併せ、このWebサイトも是非ご活用ください。 LPガス保安技術者向けWebサイト【URL：http://www.lpgpro.go.jp/】	・ＬＰガス保安技術者向けWebサイトが閉鎖されるため削除

<table>
<tr>
<td>P7
2(1)
表中</td>
<td>
<table>
<tr><th colspan="2">情報の種類</th><th>通報者</th><th>通報内容(例)</th></tr>
<tr><td>火災等の情報</td><td>火災・爆発の発生</td><td>第三者</td><td>「隣家が火事です」 等</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ等の情報</td><td>ガス漏れの発生</td><td>第三者</td><td>「隣家の LP ガス容器からガスが漏れています」等</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ等の情報</td><td>ガスの臭いがする、ガス漏れ警報器が鳴っている</td><td>第三者</td><td>「隣室のガス漏れ警報器が鳴っています」等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>異常音の発生</td><td>第三者</td><td>「隣家の LP ガス容器近くから異常音がしています」等</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th colspan="2">情報の種類</th><th>通報者</th><th>通報内容(例)</th></tr>
<tr><td>火災等の情報</td><td>火災・爆発の発生</td><td>第三者</td><td>「隣が火事です」 等</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ等の情報</td><td>ガス漏れの発生</td><td>第三者</td><td>「隣の LP ガス容器からガスが漏れています」等</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ等の情報</td><td>ガスの臭いがする、ガス漏れ警報器が鳴っている</td><td>第三者</td><td>「隣のガス漏れ警報器が鳴っています」等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>異常音の発生</td><td>第三者</td><td>「隣の LP ガス容器近くから異常音がしています」等</td></tr>
</table>
</td>
<td>・適切な表現へ修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P15</td>
<td>□合計・増加流量遮断値の設定範囲
マイコンメータS、マイコンメータＥの場合
無段階自動設定

<table>
<tr><th>範囲</th><th>合計流量遮断値(m³/h)</th><th>増加流量遮断値(m³/h)</th></tr>
<tr><td>上限</td><td>3.4</td><td>2.5</td></tr>
<tr><td>下限</td><td>0.9</td><td>0.9</td></tr>
</table>
合計流量と増加流量遮断値が消費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自動設定されるものであり、自動設定後は、それぞれの設定値において遮断されます。</td>
<td>□合計・増加流量遮断値の設定範囲
1. マイコンメータⅡの場合
3段階手動設定

<table>
<tr><th>設定区分</th><th>合計流量遮断(ℓ/h)</th><th>増加流量遮断(ℓ/h)</th></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>2,600</td><td>2,100</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>1,500</td><td>1,500</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>900</td><td>900</td></tr>
</table>
それぞれの区分の流量値以上の流量になった時遮断します。

2. マイコンメータSの場合
無段階自動設定

<table>
<tr><th colspan="2">設定区分</th><th>合計流量遮断(ℓ/h)</th><th>増加流量遮断(ℓ/h)</th></tr>
<tr><td colspan="2">上限値</td><td>3,400</td><td>2,500</td></tr>
<tr><td rowspan="2">下限値</td><td>標準</td><td>900</td><td>900</td></tr>
<tr><td>拡張1</td><td>2,600</td><td>2,100</td></tr>
</table>
下限値から上限値の間で、マイコンメータがガス消費パターンに応じて自動設定し、その流量以上の流量になった時遮断します。</td>
<td>・マイコンメータⅡ・Ｌともに生産されていないため、マイコンメータＳ・Ｅへと記載を変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>P31</td>
<td>緊急時対応の出動判断基準
緊急時対応は、現地に迅速に到着し、速やかに適切な措置を行うことが原則ですが、ガス漏れ等のように災害の発生のおそれがある場合と、ガスが出ない等、安定供給に支障をきたす場合があります。従って、緊急性の程度に対応した下図のような出動判断基準を作成しておきましょう。
 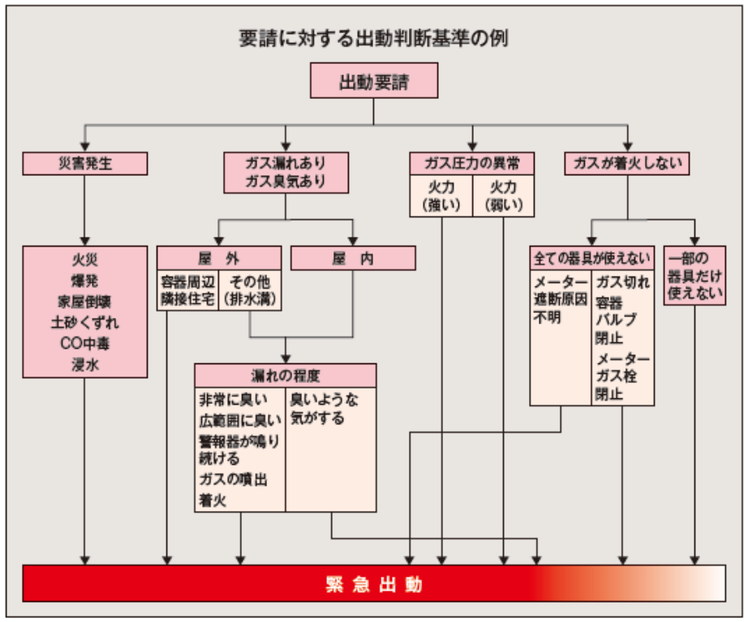
</td>
<td>緊急時対応の出動判断基準
緊急時対応は、現地に迅速に到着し、速やかに適切な措置を行うことが原則ですが、ガス漏れ等のように災害の発生のおそれがある場合と、ガスが出ない等、安定供給に支障をきたす場合があります。従って、緊急性の程度に対応した下図のような出動判断基準を作成しておきましょう。
 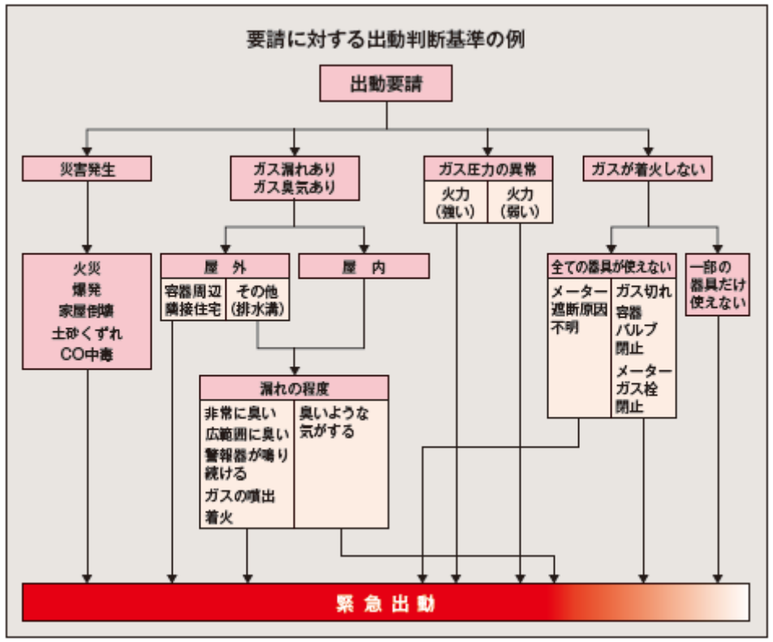
</td>
<td>・災害に「浸水」を追記</td>
</tr>
<tr>
<td>P35
〈例〉
表中</td>
<td>〈例〉
<table>
<tr><td>工具箱等にセットしておくもの</td><td>パイプレンチ　ショックレスハンマー
６丁組スパナ　モンキーレンチ　ペンチ　ドライバー（＋ー）
アルミ栓　鉛板　ゴムシート　ゴムチューブ　木栓　ナイフ　ハサミ
油粘土　粘着テープ　針金　革手袋　等</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ調査機器等</td><td>可燃性ガス検知器　漏えい検知液　マノメータ　自記圧力計
一酸化炭素測定器　等</td></tr>
<tr><td>ガス遮断用具</td><td>バルブハンドル</td></tr>
<tr><td>保安用装備</td><td>保安柵　トラロープ　赤旗　消火器　拡声器　赤色警告灯　照明灯　等</td></tr>
<tr><td>労働安全機器類</td><td>ホースマスク　防爆型ファン　酸素濃度計　等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>携帯電話及び充電器（車載用充電器）　配管図　住宅地図　記録紙　等</td></tr>
</table></td>
<td>〈例〉
<table>
<tr><td>工具箱等にセットしておくもの</td><td>パイプレンチ　ショックレスハンマー
６丁組スパナ　モンキーレンチ　ペンチ　ドライバー（＋ー）
アルミ栓　鉛板　ゴムシート　ゴムチューブ　木栓　ナイフ　ハサミ
油粘土　粘着テープ　針金　革手袋　等</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ調査機器等</td><td>可燃性ガス検知器　漏えい検知液　マノメータ　自記圧力計
一酸化炭素測定器　等</td></tr>
<tr><td>ガス遮断用具</td><td>バルブハンドル</td></tr>
<tr><td>保安用装備</td><td>保安柵　虎ロープ　赤旗　消火器　拡声器　赤色警告灯　照明灯　等</td></tr>
<tr><td>労働安全機器類</td><td>ホースマスク　防爆型ファン　酸素濃度計　等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>携帯電話及び充電器（車載用充電器）　配管図　住宅地図　記録紙　等</td></tr>
</table></td>
<td>・誤字の修正</td>
</tr>
</table>

P365	現場到着時の注意 現場に到着するとすぐにも措置にとりかかりたいところですが、冷静に行動してください。たとえば、事態の推移によっては応援の車両があとからきたり、避難誘導をする場合もでてきます。到着時からそうした事態を予測しておきましょう。 この業務は、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のために必要であって、かつ、実行可能な範囲に限ります。また、明文の規定はありませんが、自分自身の安全が保証されない等の正当な理由があれば、この業務は免除されます（通達（法律関係）第 27 条（保安業務を行う義務）関係）。.	現場到着時の注意 現場に到着するとすぐにも措置にとりかかりたいところですが、冷静に行動してください。たとえば、事態の推移によっては応援の車両があとからきたり、避難誘導をする場合もでてきます。到着時からそうした事態を予測しておきましょう。	・通達の記載を追加
P51	緊急時対応記録票例 緊急時対応記録票 ○○○株式会社 出動要請受信 年 月 日（ ） 時 分 受信者 出動要請発信者 □緊急時連絡保安機関（TEL: 発信担当者: ） □販売事業者 □消費者 □その他（ ） 出動先 消費者名 販売事業者 住所 緊急内容 □火災（爆発） □CO中毒 □ガス漏れ（臭い）（場所: ） □ガスが出ない □ガス漏れ警報器作動 □CO警報器作動 □その他（ ） 保安メーター等 □圧力低下遮断 □感震遮断 □合計・増加流量遮断 □長時間遮断 □電池電圧低下遮断 □圧力式微少流消警告 □流量式微少異消警告 □圧力異常警告 消費者等への指示事項 □ガスの使用禁止 □火気の使用禁止 □窓・ドアを開けての換気 □ガス漏れ付近からの退去 □容器バルブ（メーターガス栓）の閉止 □その他（ ） 出動者 出動時刻 AM ： PM 時 分 到着時刻 AM ： PM 時 分 措置完了時間 AM ： PM 時 分 （措置時間） 時 分 結果・原因等 調査等 □漏えい試験 検査方法 箇所 □高圧部 結果 □漏れなし □漏れあり □低圧部 結果 □漏れなし □漏れあり 漏れ状況（場所等: ） □圧力測定 調整圧: kPa、閉塞圧: kPa、燃焼器入口圧: kPa 結果（ ） □その他 措置 □使用禁止 □容器撤去 □容器バルブ閉止 □メーターガス栓閉止 □消費者への通知 □その他（ ） □供給再開 □容器交換 □メーター側停 □消費者等への説明 □その他（ ） 販売事業者への通知等 日時 平成 年 月 日 時 分 受信者 内容 その他措置事項・作業内容等 特記事項	緊急時対応記録票例 緊急時対応記録票 ○○○株式会社 出動要請受信 平成 年 月 日（ ） 時 分 受信者 出動要請発信者 □緊急時連絡保安機関（TEL: 発信担当者: ） □販売事業者 □消費者 □その他（ ） 出動先 消費者名 販売事業者 住所 緊急内容 □火災（爆発） □CO中毒 □ガス漏れ（臭い）（場所: ） □ガスが出ない □ガス漏れ警報器作動 □CO警報器作動 □その他（ ） 保安メーター等 □圧力低下遮断 □感震遮断 □合計・増加流量遮断 □長時間遮断 □電池電圧低下遮断 □圧力式微少流消警告 □流量式微少異消警告 □圧力異常警告 消費者等への指示事項 □ガスの使用禁止 □火気の使用禁止 □窓・ドアを開けての換気 □ガス漏れ付近からの退去 □容器バルブ（メーターガス栓）の閉止 □その他（ ） 出動者 出動時刻 AM ： PM 時 分 到着時刻 AM ： PM 時 分 措置完了時間 AM ： PM 時 分 （措置時間） 時 分 結果・原因等 調査等 □漏えい試験 検査方法 箇所 □高圧部 結果 □漏れなし □漏れあり □低圧部 結果 □漏れなし □漏れあり 漏れ状況（場所等: ） □圧力測定 調整圧: kPa、閉塞圧: kPa、燃焼器入口圧: kPa 結果（ ） □その他 措置 □使用禁止 □容器撤去 □容器バルブ閉止 □メーターガス栓閉止 □消費者への通知 □その他（ ） □供給再開 □容器交換 □メーター側停 □消費者等への説明 □その他（ ） 販売事業者への通知等 日時 平成 年 月 日 時 分 受信者 内容 その他措置事項・作業内容等 特記事項	・年号の修正
背表紙	奥付（令和３[2021]年度版）	奥付（令和２[2020]年度版）	・年度替わりによる更新

保安業務ガイド【ヒヤリハット】（新旧対照表）

2022/3

頁等	令和３（２０２１）年度版	令和２（２０２０）年度版	備　考
表紙	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会 LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/	・ＬＰガス保安技術者向けWebサイトが閉鎖されるため削除
はじめに※		本書籍の電子データ(PDF)を「LPガス保安技術者向けWebサイト」の「地域保安指導事業用等テキスト」のページに掲載しており、無償でダウンロードすることができます。どなたでも本書籍の印刷、刊行等をすることができます。 また、このWebサイトには、保安教育用教材として「学習プログラム」、「事故事例研究」、「安全機器の原理と構造等」、「ビデオ資料」などの動画コンテンツも掲載しており、無償でダウンロードすることができます。本書籍と併せ、このWebサイトも是非ご活用ください。 LPガス保安技術者向けWebサイト【URL：http://www.lpgpro.go.jp/】	・ＬＰガス保安技術者向けWebサイトが閉鎖されるため削除
Ｐ１２ 容器	発生箇所及び原因 　容器と高圧ホースの接続部で高圧ホースＯリング劣化によるガス漏れ。	発生箇所及び原因 　容器と高圧ホースの接続部で高圧ホースＯリング不良によるガス漏れ。	・適切な表現へ修正
Ｐ２３ 容器	発生状況及び保安機関の対応 　貯蔵設備内（サイフォン容器）で容器バルブ（ガス取り出し）からガス漏れしているとの通報を受け緊急出動した。５分後に到着して現場を確認したところ、予備側の容器の うち１本の安全弁が作動してガスが吹き出していた。この消費者は使用終了後すべての容器バルブを閉めていた。 　予備側の容器バルブ（液バルブ）をすべて開き、均圧にし、消費者に対し安全弁からのガス漏れ防止のためのバルブ操作は元バルブの開・閉のみで行うことを依頼した。また、販売事業者に対して液移動の防止対策を依頼した。	発生状況及び保安機関の対応 　貯蔵設備内（サイホン容器）で容器バルブ（ガス取り出し）からガス漏れしているとの通報を受け緊急出動した。５分後に到着して現場を確認したところ、予備側の容器の うち１本の安全弁が作動してガスが吹き出していた。この消費者は使用終了後すべての容器バルブを閉めていた。 予備側の容器バルブ（液バルブ）をすべて開き、均圧にし、消費者に対し安全弁からのガス漏れ防止のためのバルブ操作は元バルブの開・閉のみで行うことを依頼した。また、販売事業者に対して液移動の防止対策を依頼した。	・各種テキストとの平仄合わせるため修正
Ｐ２４ 容器	発生状況及び保安機関の対応 　50kg 容器の交換作業を行ったが、３日後に通行人からガス臭いとの通報があり、緊急出動したところ容器バルブと高圧ホースとの接続部からガスが漏えいしていた。原因はホースの締付けが不良のためであった。 　高圧ホースを再接続した。また、住民及び通報者に事情を説明した。 当該事象に伴う措置･対応等 　容器配送員は、技術上の基準により、的確に点検を実施すること。また、容器交換時にネジの損傷や高圧ホースに過度のねじれ、たるみ、引張がないように、容器	発生状況及び保安機関の対応 　50kg 容器の交換作業を行ったが、３日後に通行人からガス臭いとの通報があり、緊急出動したところ容器バルブと高圧ホースとの接続部からガスが漏えいしていた。原因はホースの締付けが不良のためであった。 　高圧ホースを新品に取り替えて再接続した。また、住民及び通報者に事情を説明した。 当該事象に伴う措置･対応等 　保安機関は、技術上の基準により、的確に点検を実施すること。また、容器交換	・適切な表現へ修正

	の位置等を修正するなどの措置を講じること。	時にネジの損傷や高圧ホースに過度のねじれ、たるみ、引張がないように、容器の位置等を修正するなどの措置を講じること。	
P3 5 容器	当該事象に伴う措置･対応等 　この事例は連結用高圧ホースで容器増設を行った設備において液移動が生じ、過充填となった容器内の急激な圧力上昇で連結用高圧ホース内の弁が作動して液封状態となり、かつ安全弁も作動不良を起こしたものと思われる。防災キャップで漏れを止めることができた場合、ガス放出は充てん所等で行うことが望ましい。液封防止型連結用高圧ホース等を使用することが望ましい。	当該事象に伴う措置･対応等 　この事例は予備容器への液移動により、予備容器内の急激な圧力上昇で連結用管内のボールが戻らなくなり、かつ安全弁も作動不良を起こしたものと思われる。防災キャップで漏れを止めることができた場合、ガス放出は充てん所等で行うことが望ましい。液封防止型連結用高圧ホース等を使用することが望ましい。	・適切な表現・内容へ修正
P3 6 容器	発生状況及び保安機関の対応 　配送業務担当者が、消費者宅で容器交換時等供給設備点検時に、供給側の 50kg 容器のバルブ根元（ネックリング部）からガスの微少漏えいを発見した。容器バルブのハンドルを閉止し、高圧ホース取外し後、ネックに容器バルブを増し締めした。また、ネックリング部から漏えいのないことを確認後、販売事業者に連絡し容器の回収を依頼した。	発生状況及び保安機関の対応 　配送業務担当者が、消費者宅で容器交換時等供給設備点検時に、供給側の 50kg 容器のバルブ根元（ネックリング部）からガスの微少漏えいを発見した。容器バルブを閉止し、高圧ホース取外し後、容器バルブを注意して締めた。また、ネックリング部から漏えいのないことを確認後、販売事業者に連絡し容器の回収を依頼した。	・適切な表現へ修正
P4 8 容器	発生状況及び保安機関の対応 　消費者宅で下水道工事中、工事業者が容器置場の容器を移動して工事を行い、コンクリート打ち養生後、容器を元に戻したが、高圧ホースを片方のみ取り付けてその日の工事を終了した。消費者から「心配ないか？」との問い合わせがあり、現場確認のため出動した。自動切替式調整器の使用側は容器と接続されていたため、ガスは漏えいしていなかったものの、そのままガスを使用し続けると、使用側容器の圧力が下がった際にガスが漏洩する。正常に容器を取り付けて供給を再開したが、工事業者には容器の移動は勝手にせず事前連絡するよう要請し、販売事業者には工事事故防止のための周知と情報収集を依頼した。	発生状況及び保安機関の対応 　消費者宅で下水道工事中、工事業者が容器置場の容器を移動して工事を行い、コンクリート打ち養生後、容器を元に戻したが、高圧ホースを片方のみ取り付けてその日の工事を終了した。消費者から「心配ないか？」との問い合わせがあり、現場確認のため出動した。自動切替式調整器の予備側が未接続だったためガスは止まっていたものの、使用中に漏えいのおそれがあり、放置すれば多量にガスが漏えいする事も考えられる。正常に容器を取り付けて供給を再開したが、工事業者には容器の移動は勝手にせず事前連絡するよう要請し、販売事業者には工事事故防止のための周知と情報収集を依頼した。	・適切な表現・内容へ修正
P５ 10 容器	■関連する保安業務区分 緊急時連絡　　緊急時対応 容器交換時等供給設備点検	■関連する保安業務区分 緊急時連絡　　緊急時対応	・保安業務区分追加
P６ 11 容器	■関連する保安業務区分 供給開始時点検調査 容器交換時等供給設備点検	■関連する保安業務区分 容器交換時等供給設備点検	・保安業務区分追加
P７ 1 集合 装置	発生状況及び保安機関の対応 　アパートの大家から容器付近からガス臭がするとの通報が有り、保安機関が緊急出動し漏えい試験を実施したところ、集合管からガスの漏えいを確認した。 ・その場で集合管を交換し、漏えい試験を行った結果、 　漏えいのないことを確認した。 ・アパートの大家に状況を説明した。	発生状況及び保安機関の対応 　アパートの大家さんから容器付近からガス臭がするとの通報が有り、保安機関が緊急出動し漏えい試験を実施したところ、集合管からガスの漏えいを確認した。 ・その場で集合管を交換し、漏えい試験を行った結果、 　漏えいのないことを確認した。 ・アパートの大家さんに状況を説明した。	・適切な表現へ修正
P７ 2 集合 装置	■関連する保安業務区分 供給開始時点検調査 容器交換時等供給設備点検	■関連する保安業務区分 容器交換時等供給設備点検	・保安業務区分追加
P９ 6 集合 装置	発生箇所及び原因 　集合装置の高圧ユニオンパッキンの装着不良によるガス漏れ。	発生箇所及び原因 　集合装置の高圧ユニオンパッキンの締め込み不足によるガス漏れ。	・適切な表現へ修正
P11 1 調整 器	発生状況及び保安機関の対応 　容器交換終了後、検知液でガス漏れを点検したところ、調整器の容器接続部からガス漏れを発見した。容器バルブを閉じガスを止め販売事業者へ緊急改善を要請した。 当該事象に伴う措置･対応等	発生状況及び保安機関の対応 　容器交換終了後、検知液でガス漏れを点検したところ、調整器のＯリングからガス漏れを発見した。容器バルブを閉じガスを止め販売事業者へ緊急改善を要請した。 当該事象に伴う措置･対応等	・適切な表現へ修正

	Ｏリングが劣化（割れ、ささくれ等）している場合は交換する。また、消耗品として配送員が所持すべきである。	Ｏリングが劣化（つぶれ等）している場合は交換する。また、消耗品として配送員が所持すべきである。	
Ｐ112 調整器	当該事象に伴う措置･対応等 　自動切替式調整器の老朽化によりダイヤフラムの押え部から漏えいしたと思われるので、保安機関は、点検時に注意が必要である。販売事業者は調整器の期限管理を実施すること。	当該事象に伴う措置･対応等 　自動切替式調整器の老朽化によりダイヤフラムの押え部から漏えいしたと思われるので、保安機関は、点検時に注意が必要である。販売事業者は調整器の期限管理を実施することが望ましい。	・適切な表現へ修正
Ｐ123 調整器	当該事象に伴う措置･対応等 ・販売事業者は、調整器の期限管理を実施すること。	当該事象に伴う措置･対応等 ・販売事業者は調整器の期限管理を実施することが望ましい。	・適切な表現へ修正
Ｐ148 調整器	当該事象に伴う措置･対応等 　計算上、配管内ガス温度が８℃上昇で安全弁が作動する。 　販売事業者は、直射日光による影響を受けないように変更すること。	当該事象に伴う措置･対応等 　計算上、配管内ガス温度が８℃上昇で安全弁が作動する。この例は特異なケースと考えられる。一般には配管延長が長い場合、安全弁が作動するまでには至っていない。 　販売事業者は、直射日光による影響を受けないように変更すること。	・適切な表現へ修正
Ｐ171 供給管・配管	発生状況及び保安機関の対応 　定期供給設備点検・定期消費設備調査の際、集合装置の配管検査孔から漏えい試験を行ったところ、微少な漏れがあったため、すべての露出配管の継手、バルブなどを検知液で漏れを調べたが見つからなかった。パイプシャフト（ＰＳ）の扉には鍵がかかっていたため大家と連絡をとりたかったが不在で販売事業者と相談の結果、翌日に伺うことにした。 　翌日、パイプシャフト（ＰＳ）内をガス検知器で調査すると、ガスが漏れていた。 販売事業者の対応 　翌日、住民及び大家に事情を説明し、パイプシャフト（ＰＳ）内配管を施工し直した。	発生状況及び保安機関の対応 　定期供給設備点検・定期消費設備調査の際、集合装置の配管検査孔から漏えい試験を行ったところ、微少な漏れがあったため、すべての露出配管の継手、バルブなどを検知液で漏れを調べたが見つからなかった。パイプシャフト（ＰＳ）の扉には鍵がかかっていたため大家さんと連絡をとりたかったが不在で販売事業者と相談の結果、翌日に伺うことにした。 　翌日、パイプシャフト（ＰＳ）内をガス検知器で調査すると、ガスが漏れていた。 販売事業者の対応 　翌日、住民及び大家さんに事情を説明し、パイプシャフト（ＰＳ）内配管を施工し直した。	・適切な表現へ修正
Ｐ183 供給管・配管	発生状況及び保安機関の対応 　深夜、共同住宅の一室から「ガス臭い気がする」との通報を受けた。ガス漏れ警報器の鳴動がないこと及びマイコンメータの微少漏れ表示も出ていないことを確認したうえで、メーターガス栓を閉じ、明朝検査に行くまではガスを使用しないようにお願いした。 　翌日、漏えい試験を行ったところ、通報者の消費配管で僅かながらガス漏れしていたことが判った。	発生状況及び保安機関の対応 　深夜、共同住宅の一室から「ガス臭い気がする」との通報を受けた。ガス漏れ警報器の鳴動がないこと及びメイコンメータの微少漏れ表示も出ていないことを確認したうえで、メーターガス栓を閉じ、明朝検査に行くまではガスを使用しないようにお願いした。 　翌日、漏えい試験を行ったところ、通報者の消費配管で僅かながらガス漏れしていたことが判った。	・誤字の修正
Ｐ184 供給管・配管	■関連する保安業務区分 定期消費設備調査 供給開始時点検調査	■関連する保安業務区分 定期消費設備調査	・保安業務区分追加
Ｐ196 供給管・配管	■関連する保安業務区分 定期消費設備調査 供給開始時点検調査	■関連する保安業務区分 定期消費設備調査	・保安業務区分追加
Ｐ2211 供給	当該事象に伴う措置･対応等 　ガス漏えいを確認していながら、３日後に調査したとあるが、なぜ迅速に対応しなかったのか。結果として埋設管の漏えいであったが、その間ガスを使用しており、微少と	当該事象に伴う措置･対応等 　ガス漏えいを確認していながら、３日後に調査したとあるが、なぜ迅速に対応しなかったのか。結果として埋設管の漏えいであったが、その間ガスを使用しており、微少と	・注意事項を追加

管・ 配管	はいえ大事故につながる可能性があった。 　その場合の責任は、販売事業者（保安機関）にあると考えられる。 　また、コンクリートに穴開けする場合等に使用する電動工具は、防爆型のものを使用することが求められる。	はいえ大事故につながる可能性があった。 　その場合の責任は、販売事業者（保安機関）にあると考えられる。	
P23 13 供給 管・ 配管	販売事業者の対応 ・容器バルブを閉止し、滞留したガスを防爆型の送風機で拡散させた。	販売事業者の対応 　・容器バルブを閉止し、滞留したガスを送風機で拡散させた。	・適切な表現へ修正
P24 15 供給 管・ 配管	販売事業者の対応 ・アパート住民に事情を説明し、大家や設備工事事業者へ連絡をとり、立会いのもと漏えい箇所を補修した。 ・自社及び設備工事事業者に対して保安教育を実施した。 当該事象に伴う措置･対応等 　新築物件については、地盤沈下を想定して、容器交換時又は検針集金時に地盤沈下により影響がでる場所を目視ででもチェックしたほうがよい。また、重量建築物にあっては、伸縮継手の使用など配管に可とう性を持たせるように、設計・施工者に対し教育を行い、周知・徹底することが必要である。	販売事業者の対応 ・アパート住民に事情を説明し、大家さんや設備工事事業者へ連絡をとり、立会いのもと漏えい箇所を補修した。 ・自社及び設備工事事業者に対して保安教育を実施した。 当該事象に伴う措置･対応等 　新築物件については、地盤沈下を想定して、容器交換時又は検針集金時に地盤沈下により影響がでる部所を目視ででもチェックしたほうがよい。また、重量建築物にあっては、伸縮継手の使用など配管に可とう性を持たせるように、設計・施工者に対し教育を行い、周知・徹底することが必要である。	・適切な表現へ修正
P25 17 供給 管・ 配管	当該事象に伴う措置･対応等 　販売事業者（設備事業者）は、建物解体後のガス管の措置を、漏えい試験などを含め的確に確認すべきである。戸建て集団供給においては定期的に巡回し、他工事の有無を確認するとともに、他工事業者と協議できる環境も整え、事前に工事協議及び工事立会いを行うことが重要である。また、漏えい検知装置の設置も検討する必要がある。	当該事象に伴う措置･対応等 　販売事業者（設備事業者）は、建物解体後のガス管の措置を、漏えい試験などを含め的確に確認すべきである。戸建て集団供給においては定期的に巡回し、他工事の有無を確認するとともに、他工事業者と協議できる環境も整え、事前に工事協議及び工事立会いを行うことが重要である。	・注意事項を追加
P25 18 供給 管・ 配管	発生状況及び保安機関の対応 　消費者から「ガスが出ない」との連絡があり、出動し、Ｓ型保安ガスメータ（マイコンメータＳ）で「ＡＣ（継続使用時間オーバー遮断)」表示を確認した。 　容器バルブを閉じ、自記圧力計で 8.2kPa の圧力をかけて経過を観察したら、２分後、０kPa となったのでガスが漏えいしていると判断した。 　消費者から前日の工事のことを聞き、足場を組んだ付近の露出配管を調査したら亀裂があるのを発見した。	発生状況及び保安機関の対応 　消費者から「ガスが出ない」との連絡あり出動し、Ｓ型保安ガスメータ（マイコンメータＳ）で「ＡＣ（継続使用時間オーバー遮断)」表示を確認した。 　容器バルブを閉じ、自記圧力計で 8.2kPa の圧力をかけて経過を観察したら、２分後、０kPa となったのでガスが漏えいしていると判断した。 　消費者から前日の工事のことを聞き、足場を組んだ付近の露出配管を調査したら亀裂があるのを発見した。	・誤字の修正
P27 22 供給 管・ 配管	発生状況及び保安機関の対応 　新築の共同住宅（40 戸）の供給開始時点検・調査において消費側配管の漏えい試験を行ったら、設備工事終了後の気密試験に合格していたにもかかわらず配管用フレキ管の接続部よりのガス漏えいが認められた。 　原因は、マイコンメータが遮断していたにも関わらず、気密試験を調整器出口から全戸の末端ガス栓までの配管を一括で行い、実際には消費側配管の気密試験はできていないにもかかわらず合格と判定したためである。	発生状況及び保安機関の対応 　新築の共同住宅（40 戸）の供給開始時点検・調査において消費側配管の漏えい試験を行ったら、設備工事終了後の気密試験に合格していたにもかかわらず配管用フレキ管の接続部よりのガス漏えいが認められた。 　原因は、気密試験を調整器出口から全戸の末端ガス栓までの配管を一括で行い、マイコンメータを通過した加圧用空気によりメーター遮断が発生して、実際には消費側配管の気密試験はできていないにもかかわらず合格と判定したためである。	・適切な表現・内容へ修正
P30 27 供給 管・ 配管	当該事象に伴う措置･対応等 　掘削工事を行う場合は以下の対応をすること。 ・ガスの供給を停止する。 ・掘削した穴のガス濃度と酸素濃度を測定し、作業の安全確認を行う。 ・１人では掘削工事を行わない。当該事象に伴う措置･対応等	当該事象に伴う措置･対応等 　掘削工事を行う場合は以下の対応をすること。 ・ガスの供給を停止する。 ・掘削した穴のガス濃度を測定し、作業の安全確認を行う。 ・１人では掘削工事を行わない。	・注意事項を追加
P31 1 中間 ガス 栓	当該事象に伴う措置･対応等 ・検針員は、消費者から通報されない場合、翌月まで様子見するところであった。漏えい検知装置の異常警告に対しては、迅速に対応しなければならない。微少漏えい警告表示の場合、漏えい試験を行ってからリセットすべきである。 ・販売事業者は、設備工事事業者に対し、設備工事完了後のガス漏えいの有無のチェックの実施並びにその工事記録の提出を受け、工事が的確に施工されたのを確認するよう	当該事象に伴う措置･対応等 ・検針員は、消費者から通報されない場合、翌月まで様子見するところであった。メーターの異常警告に対しては、迅速に対応しなければならない。微少漏えい警告表示の場合、漏えい試験を行ってからリセットすべきである。 ・販売事業者は、設備工事事業者に対し、設備工事完了後のガス漏えいの有無のチェックの実施並びにその工事記録の提出を受け、工事が的確に施工されたのを確認するよう	・適切な表現へ修正

	にしなければならない。	にしなければならない。	
P33 1 ガス メー ター	当該事象に伴う措置･対応等 　メーター交換に際し、メーターの能力を変更する場合、使用している燃焼器を再度確認しなければならない。また、同様に燃焼器の増設や交換・撤去の場合は、メーターの能力をその都度確認しなければならない。	当該事象に伴う措置･対応等 　メーター交換に際し、メーターの能力を変更する場合、使用している燃焼器を再度確認しなければならない。	・注意事項を追加
P34 3 ガス メー ター	当該事象に伴う措置･対応等 　消費者はＬＰガスの特徴や設備に対する知識がないものとしての対応が必要である。専門用語をできるだけ使用しないでの会話が大切である。 販売事業者も保安機関へまかせるのではなく、消費者と接触するいろいろな機会を利用して、復帰方法についての周知や実地に操作説明行う必要がある。	当該事象に伴う措置･対応等 　消費者はＬＰガスの特徴や設備に対する知識がないものとしての対応が必要である。専門用語をできるだけ使用しないでの会話が大切である。 　販売事業者も保安機関へまかせるのではなく、消費者と接触するいろいろな機会を利用して、復帰方法についての周知を図る必要がある。	・注意事項を追加
P35 2 末端 ガス 栓	発生状況及び保安機関の対応 　アパートの入居者から「数か月前からガス臭く、先ほどこんろに点火したら小爆発した」と大家さんに通報があり、大家からの連絡で緊急出動した。現場の室内を換気し、メーターガス栓を閉じて検知液で調査するとヒューズガス栓つまみ部で反応があった。ヒューズガス栓を取替え後、自記圧力計で検査し、安全を確認した。 当該事象に伴う措置･対応等 　共同住宅などは同一時期に同一機器を設置していることが多いので、１箇所で異常が発生している場合は他の消費者宅でも同様のことが発生する可能性がある。共同住宅の定期消費設備調査ではこのような点も考慮して調査する必要がある。また、アパートの入居者は数か月前からガス臭いと認識していながら、異常通報を販売事業者等に連絡しなかったことは、周知が消費者に徹底されていなかったと思われ、周知の重要性を認識する一例といえる。また、ガス栓の維持管理と交換期限管理を徹底しなければならない。	発生状況及び保安機関の対応 　アパートの入居者から「数か月前からガス臭く、先ほどこんろに点火したら小爆発した」と大家さんに通報があり、大家さんからの連絡で緊急出動した。現場の室内を換気し、メーターガス栓を閉じて検知液で調査するとヒューズガス栓つまみ部で反応があった。ヒューズガス栓を取替え後、自記圧力計で検査し、安全を確認した。 当該事象に伴う措置･対応等 　共同住宅などは同一時期に同一機器を設置していることが多いので、１箇所で異常が発生している場合は他の消費者宅でも同様のことが発生する可能性がある。共同住宅の定期消費設備調査ではこのような点も考慮して調査する必要がある。また、アパートの入居者は数か月前からガス臭いと認識していながら、異常通報を販売事業者等に連絡しなかったことは、周知が消費者に徹底されていなかったと思われ、周知の重要性を認識する一例といえる。	・適切な表現へ修正 ・注意事項を追加
P37 2 ホー ス	発生状況及び保安機関の対応 　メーター検針者から販売事業者に、ＢＲ表示（圧力式微少漏えい警告）が出ているとの連絡を受けて出動した。機械式自記圧力計で漏えい試験を行ったが、圧力の変化は認められなかった。念のためにガス検知器で消費側配管を試験したところ、末端ガス栓と給湯器を結ぶ金属フレキシブルホースの継手部から、微少の漏れを検知した。金属フレキシブルホースの継手部の増し締めを行った後、ガス検知器により漏れのないことを確認した。 販売事業者の対応 　接続部の増し締めにより漏れは止まったが、再発の可能性を考慮して金属フレキシブルホースを新品と取り替えた。 当該事象に伴う措置･対応等 　微少漏えいを機械式自記圧力計で発見するのが難しいケースもある。定期消費設備調査等で機械式自記圧力計による漏えい試験を行う場合には、接続部等はさらにガス検知器による調査をすることが望ましい。	発生状況及び保安機関の対応 　メーター検針者から販売事業者に、ＢＲ表示（圧力式微少漏えい警告）が出ているとの連絡を受けて出動した。自記圧力計で漏えい試験を行ったが、圧力の変化は認められなかった。念のためにガス検知器で消費側配管を試験したところ、末端ガス栓と給湯器を結ぶ金属フレキシブルホースの継手部から、微少の漏れを検知した。金属フレキシブルホースの継手部の増し締めを行った後、ガス検知器により漏れのないことを確認した。 販売事業者の対応 　接続部の増し締めにより漏れは止まったが、再発の可能性を考慮して継手を新品と取り替えた。 当該事象に伴う措置･対応等 　微少漏えいを自記圧力計で発見するのが難しいケースもある。定期消費設備調査等で自記圧力計による漏えい試験を行う場合には、接続部等はさらにガス検知器による調査をすることが望ましい。	・適切な表現・内容へ修正
P38 3 ホー ス	発生状況及び保安機関の対応 　消費設備の調査を実施し、自記圧力計で配管と燃焼器の漏えい試験を実施したところ、５分間で 0.2kPa の圧力降下があった。各部をガス検知器と漏えい検知液で調べたところ、給湯器の金属フレキシブルホース接続部分で漏れを見つけた。 　金属フレキシブルホースの接続部分を外してみたところ、金属フレキシブルホースと接続金具のメーカーが異なるものを使用しており、接触面のあたりが微妙にずれていたことが判り、金属フレキシブルホースを交換した。	発生状況及び保安機関の対応 　消費設備の調査を実施し、自記圧力計で配管と燃焼器の漏えい試験を実施したところ、５分間で 0.2kPa の圧力降下があった。各部をガス検知器と漏えい検知液で調べたところ、給湯器の金属フレキシブルホース接続部分で漏れを見つけた。 　金属フレキシブルホースの接続部分を外してみたところ、金属フレキシブルホースと接続金具のメーカーが異なるものを使用しており、接触面のあたりが微妙にずれていたことが判った。	・適切な表現へ修正
P41 2	当該事象に伴う措置･対応等 　燃焼器を使用している時は、その場を離れないよう周知すること。また、ＳＩセンサ	当該事象に伴う措置･対応等 　燃焼器を使用している時は、その場を離れないよう周知すること。	・注意事項を追加

こんろ	一コンロ等安全性の高いガス機器の設置を推進すること。		
P424 こんろ	当該事象に伴う措置 ･対応等・立消え安全装置付きの燃焼器へ買い換えていただくこと。それまでは、使用上の注意事項についてしっかり説明すること。	当該事象に伴う措置 ・立消え安全装置付きの燃焼器へ買い替えていただくのがベストであるが、できない場合は、使用上の注意事項についてしっかり説明すること。	・注意事項を追加
P451 湯沸器	当該事象に伴う措置･対応等 ＣＦ式燃焼器の排気筒について ・材質は、ＳＵＳ304 と同等以上の耐食性を有する金属その他の不燃材であること。	当該事象に伴う措置･対応等 ＣＦ式燃焼器の排気筒について ・材質は金属その他の不燃材であること。	・注意事項を追加
P512 その他の燃焼器	販売事業者の対応 給排気設備が不良のため改善するまで当該食器洗浄機の使用を禁止した。また、業務用換気警報器を設置した。	販売事業者の対応 給排気設備が不良のため改善するまで当該食器洗浄機の使用を禁止した。	・適切な表現へ修正
P531 排気設備	当該事象に伴う措置･対応等 ・燃焼器は不完全燃焼防止装置付きのものにする。 ・排気筒はＳＵＳ304 又は同等以上の耐食性を有する材質の排気筒に交換すること。 ・定期消費設備調査時には排気筒の材質、腐食状況及び排気筒の接続部の外れ等に注意する必要がある。	当該事象に伴う措置･対応等 ・燃焼器は不完全燃焼防止装置付きのものにする。 ・排気筒はＳＵＳ304 又は同等以上の排気筒に交換すること。 ・定期消費設備調査時には排気筒の材質、腐食状況及び排気筒の接続部の外れ等に注意する必要がある。	・適切な表現へ修正
P543 排気設備	販売事業者の対応 換気扇の修理を行った後、念のためＣＯ濃度測定を実施した。また、業務用換気警報器を設置した。	販売事業者の対応 換気扇の修理を行った後、念のためＣＯ濃度測定を実施した。	・適切な表現へ修正
P551 その他	販売事業者の対応 ・販売事業者は、当該施設以外の業務用施設消費者に対し使用状況の確認及び注意喚起を実施するとともに、県からの依頼によりガスオーブンの分解検査及び燃焼試験を実施した。 ・また、業務用消費者について業務用換気警報器の設置を実施することとした。	販売事業者の対応 ・販売事業者は、当該施設以外の業務用施設消費者に対し使用状況の確認及び注意喚起を実施するとともに、県からの依頼によりガスオーブンの分解検査及び燃焼試験を実施した。 ・また、当該施設にＣＯ警報器を設置するとともに、業務用換気警報器の設置促進のためのキャンペーンを実施し、年度内に業務用消費者についてＣＯ警報器の設置を実施することとした。	・適切な表現へ修正
P563 その他	当該事象に伴う措置･対応等 集合住宅などではおよそ 10 年ごとに外壁の塗装工事が行われるようである。ビニールで覆うと密室状態になり大変危険である。販売事業者は日頃から大家、管理組合、管理会社等から家屋の補修、改造等の情報を入手し事故防止に努めなければならない。	当該事象に伴う措置･対応等 集合住宅などではおよそ 10 年ごとに外壁の塗装工事が行われるようである。ビニールで覆うと密室状態になり大変危険である。販売事業者は日頃から大家さん、管理組合、管理会社等から家屋の補修、改造等の情報を入手し事故防止に努めなければならない。	・適切な表現へ修正
P574 その他	当該事象に伴う措置･対応等 ・保安業務と直接関係なくても販売事業者に措置の報告を行うことが望ましい。 ・ガス臭いとの通報である以上、自記圧力計のみの点検で終了させず、ガス検知器による調査も行う。 ・自動切替式調整器切替時のガス臭と判断しても念のためガス漏れがないか確認することが望ましい。	当該事象に伴う措置･対応等 ・保安業務と直接関係なくても販売事業者に措置の報告を行うことが望ましい。 ・ガス臭いとの通報である以上、自記圧力計のみの点検で終了させず、ガス検知器による調査も行うことが望ましい。 ・自動切替式調整器切替時のガス臭と判断しても念のためガス漏れがないか確認することが望ましい。	・適切な表現へ修正
背表紙	奥付（令和３[2021]年度版）	奥付（令和２[2020]年度版）	・年度替わりによる更新

ＣＯ中毒事故防止対策技術（新旧対照表）

2022/3

頁等	令和３（２０２１）年度版	令和２（２０２０）年度版	備　考
表紙	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会	経　済　産　業　省 高圧ガス保安協会 LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/	・ＬＰガス保安技術者向け Web サイトが閉鎖されるため削除
はじめに	令和２（2020）年の事故件数は１９８件で、令和元（2019）年の２０３件から５件減少し、死亡者は１人で１人増加となり、負傷者は２９人で、令和元(2019)年の３２人から３人減少しました。【経済産業省産業保安グループガス安全室「事故統計（2022 年３月現在)」に基づく】	令和元（2019）年の事故件数は１９８件で、平成 30（2018）年の２１１件から１３件減少し、死亡者は０人で１人減少となり、負傷者は３１人で、平成３０(2018)年の４６人から１５人減少しました。【経済産業省商務流通保安グループガス安全室「2019 年のＬＰガス事故発生状況（2020 年３月４日)」に基づく】 本書籍の電子データ(PDF)を「LPガス保安技術者向けWebサイト」の「地域保安指導事業用等テキスト」のページに掲載しており、無償でダウンロードすることができます。どなたでも本書籍の印刷、刊行等をすることができます。 また、このWebサイトには、保安教育用教材として「学習プログラム」、「事故事例研究」、「安全機器の原理と構造等」、「ビデオ資料」などの動画コンテンツも掲載しており、無償でダウンロードすることができます。本書籍と併せ、このWebサイトも是非ご活用ください。 LPガス保安技術者向けWebサイト【URL：http://www.lpgpro.go.jp/】	・事故件数を最新の情報に修正 ・ＬＰガス保安技術者向け Web サイトが閉鎖されるため削除

目次	第５章　安全装置（不燃防）のある燃焼器への交換の促進 １．燃焼器の安全装置 １．１　小型湯沸器（開放式ガス瞬間湯沸器）の安全装置 １．２　ＣＦ式（自然排気式）ふろがまの安全装置 １．３　ＦＥ式（強制排気式）給湯器の安全装置 １．４　安全装置の概要 １．５　安全装置のない燃焼器の事故事例 ２．燃焼器等の調査項目と判定方法 ２．１　燃焼器及び給排気設備の調査項目 ２．２　調査の具体的方法 ３．ＣＯ濃度測定方法及び判定基準 ３．１　ＣＯ濃度測定方法 ３．２　ＣＯ濃度の判定基準 ４．交換誘導事業 ５．燃焼器の不正改造による事故の防止 ５．１　事故の発生状況 ５．２　事故事例 ５．３　対策 ５．４　今後の対応について	第５章　安全装置（不燃防）のある燃焼器への交換の促進 １．燃焼器の安全装置 １．１　小型湯沸器（開放式ガス瞬間湯沸器）の安全装置 １．２　ＣＦ式（自然排気式）ふろがまの安全装置 １．３　ＦＥ式（強制排気式）給湯器の安全装置 １．４　安全装置の概要 １．５　安全装置のない燃焼器の事故事例 ２．燃焼器等の調査項目と判定方法 ２．１　燃焼器及び給排気設備の調査項目 ２．２　調査の具体的方法 ３．ＣＯ濃度測定方法及び判定基準 ３．１　ＣＯ濃度測定方法 ３．２　ＣＯ濃度の判定基準 ４．交換誘導事業 ５．長期使用製品安全点検制度 ６．燃焼器の不正改造による事故の防止 ６．１　事故の発生状況 ６．２　事故事例 ６．３　対策 ６．４　今後の対応について	・消費生活用製品安全法施行令の改正により液化石油ガス用瞬間湯沸器及び液化石油ガス用ふろがまの特定保守製品から外れたことにより修正
P６ (3) ２行目	(3) また、燃焼生成物として３㎥の二酸化炭素、４㎥の水蒸気が各々できますが、燃焼に必要な空気 24 ㎥のうち、残りの 79%の窒素等の 19 ㎥は、そのまま酸化されることなく排出されるので、燃焼した後にできる生成物（燃焼によって生じた排ガス＝燃焼排ガス）の合計は 26 ㎥となります。	(3) また、燃焼生成物として３㎥の二酸化炭素、４㎥の水蒸気が各々できますが、燃焼に必要な空気 24 ㎥のうち、残りの 79%の窒素 19 ㎥は、そのまま酸化されることなく排出されるので、燃焼した後にできる生成物（燃焼によって生じた排ガス＝燃焼排ガス）の合計は 26 ㎥となります。	・文言の修正
P17	（例） 特定ガス消費機器設置工事記録（令和　　年　　月　　日作成）	（例） 特定ガス消費機器設置工事記録（平成　　年　　月　　日作成）	・年号の修正

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td rowspan="2">お客様</td><td colspan="6">氏名</td></tr>
<tr><td colspan="6">住所　　市　　区　　町　　丁目　　番地
（建物名）　　TEL</td></tr>
<tr><td colspan="2">申　込　者</td><td colspan="5">TEL</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工年月日</td><td colspan="5">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">監督者名</td><td colspan="3"></td><td>資　格　No.</td><td></td></tr>
<tr><td>工種</td><td colspan="6">1　機械設置　　2　機器交換　　3　給排気部設置
4　給排気交換　　5　排気筒設置　　6　排気筒交換</td></tr>
<tr><td>燃　焼　器</td><td>機種</td><td>CF・FE・BF・FF</td><td>メーカー名</td><td>型式名</td><td colspan="2">製造年月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給排気筒</td><td>使用部材</td><td colspan="5">SUS304　　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>接続方法</td><td colspan="5">ロック機構　　リベット止め　　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td colspan="5">1　屋内　①　台所　②　ふろ場　③　その他　　2　屋外</td></tr>
<tr><td colspan="7">工事概要図面または写真</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td rowspan="2">お客様</td><td colspan="6">氏名</td></tr>
<tr><td colspan="6">住所　　市　　区　　町　　丁目　　番地
（建物名）　　TEL</td></tr>
<tr><td colspan="2">申　込　者</td><td colspan="5">TEL</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工年月日</td><td colspan="5">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">監督者名</td><td colspan="3"></td><td>資　格　No.</td><td></td></tr>
<tr><td>工種</td><td colspan="6">1　機械設置　　2　機器交換　　3　給排気部設置
4　給排気交換　　5　排気筒設置　　6　排気筒交換</td></tr>
<tr><td>燃　焼　器</td><td>機種</td><td>CF・FE・BF・FF</td><td>メーカー名</td><td>型式名</td><td colspan="2">製造年月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給排気筒</td><td>使用部材</td><td colspan="5">SUS304　　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>接続方法</td><td colspan="5">ロック機構　　リベット止め　　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td colspan="5">1　屋内　①　台所　②　ふろ場　③　その他　　2　屋外</td></tr>
<tr><td colspan="7">工事概要図面または写真</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>P27</td>
<td>②バランスチャンバ式（BF-C式）
 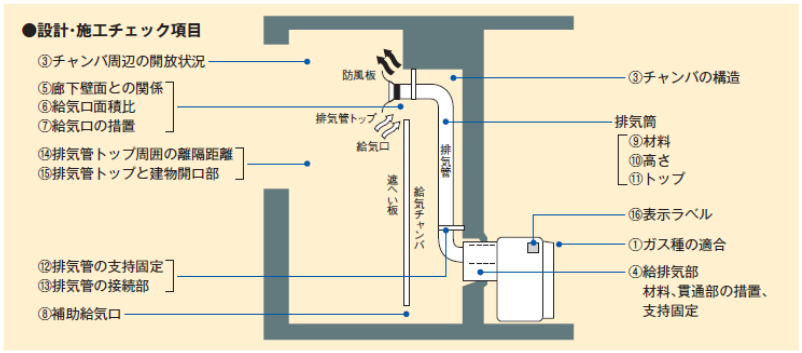
</td>
<td>②バランスチャンバ式（BF-C式）
 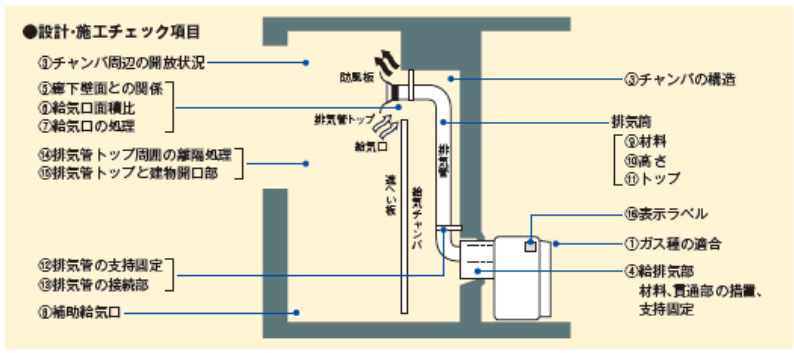
</td>
<td>・適切な図へ修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P. 40</td>
<td>１．ＣＯ中毒事故の発生状況
令和２（2020）年のＬＰガス事故の発生状況については、件数が 198 件、負傷者数が 29 人、死亡者１人で昭和 42（1967）年以降、最も少ない負傷者数となり、このうちＣＯ中毒事故については、発生しませんでした。
発生件数を分母として１件あたりの死傷者数をみると、直近３ヶ年全体では死傷者数 0.175 人／件ですが、ＣＯ中毒事故では、2.42 人／件となることから、ＣＯ中毒事故が発生した場合には、多数の死傷者を発生させる等、重大な結果になる場合が多いと言えます。
【経済産業省産業保安グループガス安全室「事故統計（2022 年３月現在）」に基づく】</td>
<td>１．ＣＯ中毒事故の発生状況
令和元（2019）年のＬＰガス事故の発生状況については、件数が 198 件、負傷者数が 31 人、死亡者０人で昭和 42（1967）年以降、最も少ない負傷者数となり、このうちＣＯ中毒事故については、発生しませんでした。
発生件数を分母として１件あたりの死傷者数をみると、直近３ヶ年全体では死傷者数 0.273 人／件ですが、ＣＯ中毒事故では、2.68 人／件となることから、ＣＯ中毒事故が発生した場合には、多数の死傷者を発生させる等、重大な結果になる場合が多いと言えます。
【経済産業省商務流通保安グループガス安全室「2019 年のＬＰガス事故発生状況（2020 年３月４日）」に基づく】</td>
<td>・事故件数を最新の情報に修正</td>
</tr>
</table>

P. 40	図４．１　年別事故件数及びＣＯ中毒事故件数 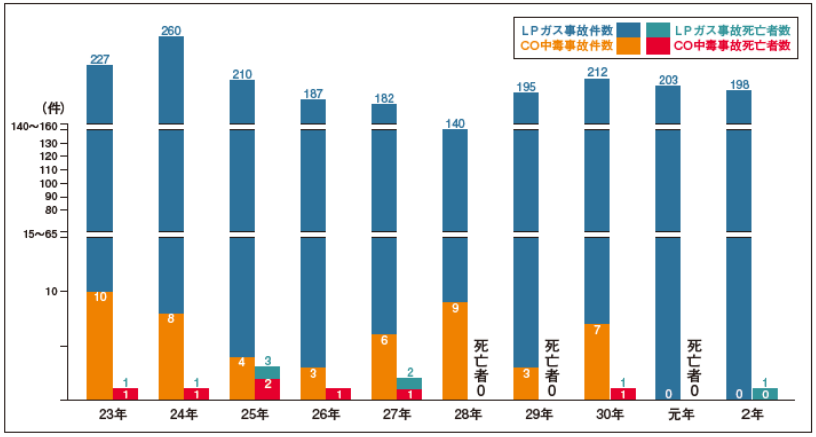 	図４．１　年別事故件数及びＣＯ中毒事故件数 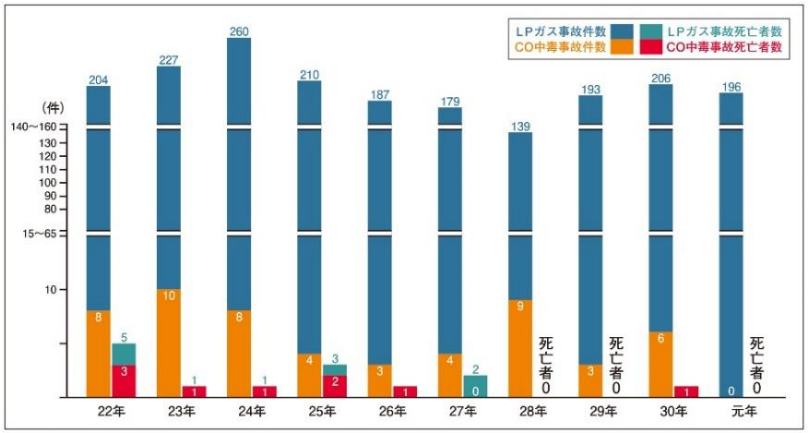 	・事故件数を最新の情報に修正
	図４．２　家庭用と業務用のＣＯ中毒事故発生件数 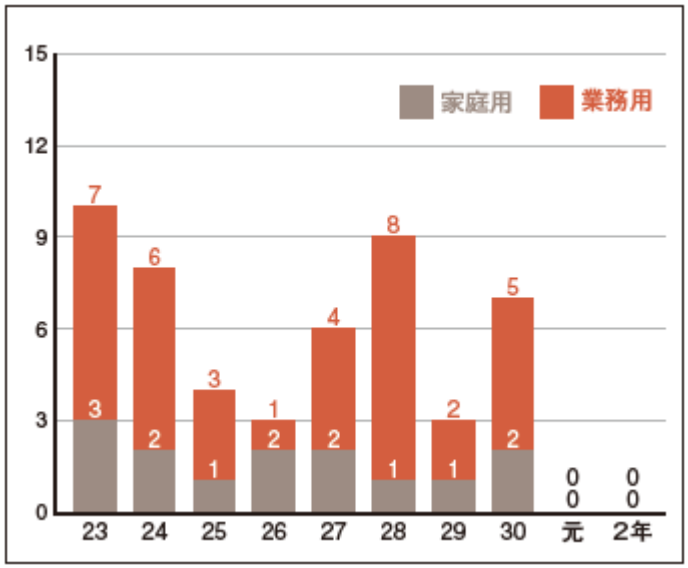 	図４．２　家庭用と業務用のＣＯ中毒事故発生件数 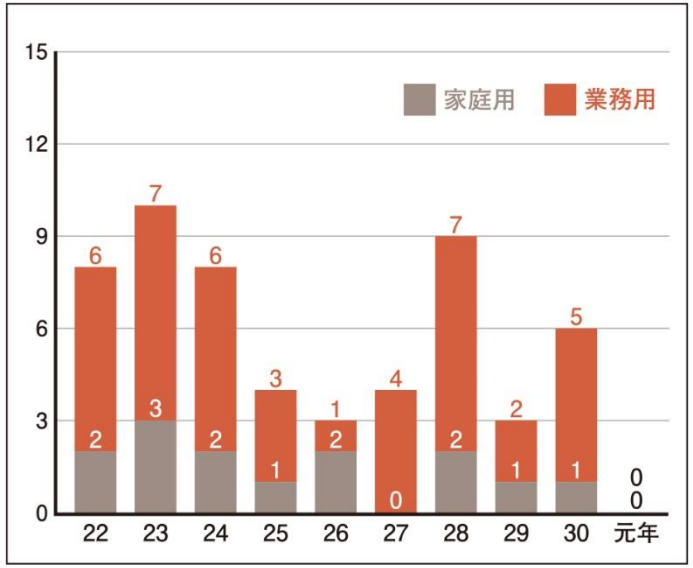 	・事故件数を最新の情報に修正

	図４．３　ＣＯ中毒事故による死亡者数と負傷者数 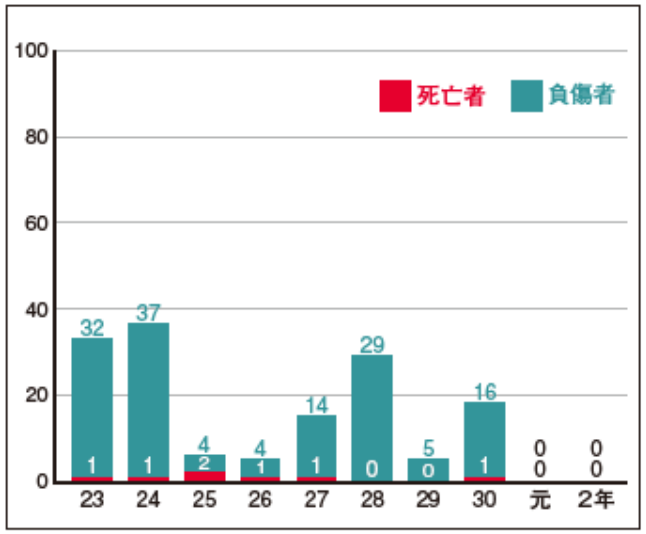 	図４．３　ＣＯ中毒事故による死亡者数と負傷者数 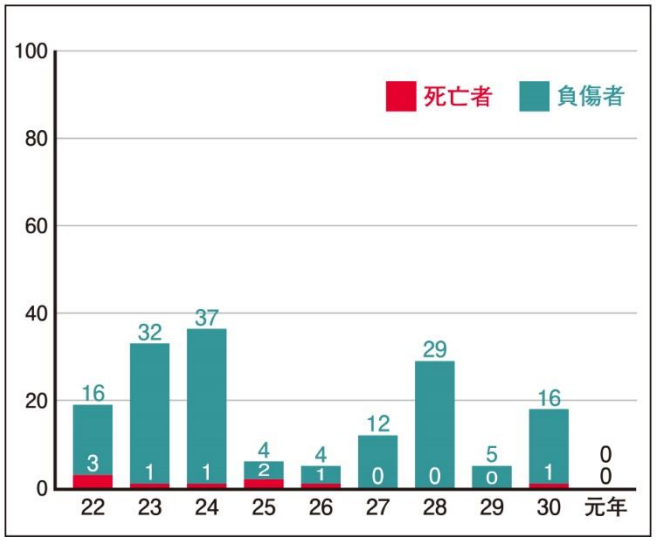 	・事故件数を最新の情報に修正
P53	事故概況 アパートで１人住まいの看護師が部屋の窓を閉めきり、風呂場で湯沸器を使って洗濯中、不完全燃焼となり、CO 中毒死した。瞬間湯沸器の排気筒（直径 55㎜）は煙筒（105㎜）に接続し、煙筒の屋外突出部には曲り煙筒が取付けてあった。そのトップ（防鳥網なし）内に雀が巣を作り、約１ｍの間を完全に塞いでいた。なお煙筒のすぐ傍らの排気口も雀の巣で詰まっていた。	事故概況 アパートで１人住まいの看護婦が部屋の窓を閉めきり、風呂場で湯沸器を使って洗濯中、不完全燃焼となり、CO 中毒死した。瞬間湯沸器の排気筒（直径 55㎜）は煙筒（105㎜）に接続し、煙筒の屋外突出部には曲り煙筒が取付けてあった。そのトップ（防鳥網なし）内に雀が巣を作り、約１ｍの間を完全に塞いでいた。なお煙筒のすぐ傍らの排気口も雀の巣で詰まっていた。	・文言の修正

<table>
<tr>
<td>P57</td>
<td>
<table>
<tr>
<td>FE式湯沸器
（強制排気式）</td>
<td> 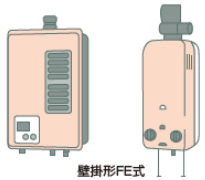
壁掛形FE式</td>
<td>①室内の給気口の有無
②排気筒がずれたり外れたりしていないか
③使用頻度が低い場合の排気筒内に鳥の巣がないか（目視で点検できないときは排ガス逆流チェックを行う）
④屋外排気トップに排気の妨げがないか
⑤排気筒の形状等が技術基準に合っているか
⑥壁貫通部の隙間の有無
⑦燃焼状態の良否
⑧排気筒の排気扇の作動
⑨告示で定める燃焼器からの正常な排気</td>
</tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr>
<td>FE式湯沸器
（強制排気式）</td>
<td> 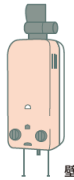
壁掛形FE式</td>
<td>①室内の給気口の有無
②排気筒がずれたり外れたりしていないか
③使用頻度が低い場合の排気筒内に鳥の巣がないか（目視で点検できないときは排ガス逆流チェックを行う）
④屋外排気トップに排気の妨げがないか
⑤排気筒の形状等が技術基準に合っているか
⑥壁貫通部の隙間の有無
⑦燃焼状態の良否
⑧排気筒の排気扇の作動
⑨告示で定める燃焼器からの正常な排気</td>
</tr>
</table>
</td>
<td>・最新の型を追加</td>
</tr>
<tr>
<td>P60</td>
<td>ＣＯ濃度測定方法及び判定基準について
ＣＯ濃度の測定方法及び判定基準については、器具省令の改正（平成 20 年４月１日施行）により特定製造事業者（燃焼器メーカー）等が行う点検基準との整合が図られ、また、これらの基準と整合された「長期使用製品安全点検制度」が創設（平成 21 年４月１日施行）されました（液化石油ガス用瞬間湯沸器及び液化石油ガス用バーナー付ふろがまは、令和３年８月１日より特定保守製品から除外されています。）。販売事業者及び保安機関が自主的にＣＯ濃度を測定する場合の参考としてください。</td>
<td>ＣＯ濃度測定方法及び判定基準について
ＣＯ濃度の測定方法及び判定基準については、器具省令の改正（平成 20 年４月１日施行）により特定製造事業者（燃焼器メーカー）等が行う点検基準との整合が図られ、また、これらの基準と整合された「長期使用製品安全点検制度※」が創設されました（平成 21 年４月１日施行）。販売事業者及び保安機関が自主的にＣＯ濃度を測定する場合の参考としてください。
※「5. 長期使用製品安全点検制度（P. 70～71）」参照</td>
<td>・消費生活用製品安全法施行令の改正により液化石油ガス用瞬間湯沸器及び液化石油ガス用ふろがまの特定保守製品から外れたことにより修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P. 67</td>
<td>表５．２　燃焼器の未交換数（「(一社)全国ＬＰガス協会」調べ）　単位：台
<table>
<tr><th colspan="2">燃焼器</th><th>平成28年度
(H29.3.31現在)</th><th>平成29年度
(H30.3.31現在)</th><th>平成30年度
(H31.3.31現在)</th><th>令和元年度
(R2.3.31現在)</th><th>令和２年度
(R３.3.31現在)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">湯沸器</td><td>開放式</td><td>13,915</td><td>13,204</td><td>13,167</td><td>11,846</td><td>10,680</td></tr>
<tr><td>ＣＦ式</td><td>4,584</td><td>4,111</td><td>3,652</td><td>7,345</td><td>2,492</td></tr>
<tr><td>ＦＥ式</td><td>30,879</td><td>27,045</td><td>24,189</td><td>21,898</td><td>18,054</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>49,378</td><td>44,360</td><td>41,008</td><td>41,089</td><td>31,226</td></tr>
<tr><td rowspan="3">風呂釜</td><td>ＣＦ式</td><td>27,150</td><td>24,090</td><td>20,407</td><td>17,330</td><td>14,695</td></tr>
<tr><td>ＦＥ式</td><td>2,060</td><td>1,543</td><td>1,848</td><td>1,259</td><td>845</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>29,210</td><td>25,633</td><td>22,255</td><td>18,589</td><td>15,540</td></tr>
<tr><td colspan="2">排気筒</td><td>7,410</td><td>5,460</td><td>4,273</td><td>3,860</td><td>3,090</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>85,998</td><td>75,453</td><td>67,536</td><td>63,538</td><td>49,856</td></tr>
</table>
</td>
<td>表５．２　燃焼器の未交換数（「(一社)全国ＬＰガス協会」調べ）　単位：台
<table>
<tr><th colspan="2">燃焼器</th><th>平成27年度
(H28.3.31現在)</th><th>平成28年度
(H29.3.31現在)</th><th>平成29年度
(H30.3.31現在)</th><th>平成30年度
(H31.3.31現在)</th><th>令和元年度
(R2.3.31現在)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">湯沸器</td><td>開放式</td><td>15,338</td><td>13,915</td><td>13,204</td><td>13,167</td><td>11,846</td></tr>
<tr><td>ＣＦ式</td><td>5,242</td><td>4,584</td><td>4,111</td><td>3,652</td><td>7,345</td></tr>
<tr><td>ＦＥ式</td><td>34,985</td><td>30,879</td><td>27,045</td><td>24,189</td><td>21,898</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>55,565</td><td>49,378</td><td>44,360</td><td>41,008</td><td>41,089</td></tr>
<tr><td rowspan="3">風呂釜</td><td>ＣＦ式</td><td>31,278</td><td>27,150</td><td>24,090</td><td>20,407</td><td>17,330</td></tr>
<tr><td>ＦＥ式</td><td>2,676</td><td>2,060</td><td>1,543</td><td>1,848</td><td>1,259</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>33,954</td><td>29,210</td><td>25,633</td><td>22,255</td><td>18,589</td></tr>
<tr><td colspan="2">排気筒</td><td>8,082</td><td>7,410</td><td>5,460</td><td>4,273</td><td>3,860</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>97,601</td><td>85,998</td><td>75,453</td><td>67,536</td><td>63,538</td></tr>
</table>
</td>
<td>・最新の情報へ修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P. 70、
71</td>
<td>削除</td>
<td>5. 長期使用製品安全点検制度
以下（略）</td>
<td>・消費生活用製品安全法施行令の改正により液化石油ガス用瞬間湯沸器及</td>
</tr>
</table>

			び液化石油ガス用ふろがまの特定保守製品から外れたことにより修正
P. 74	図 5.5　ガス温水機器の安全高度化に向けた取り組み概要 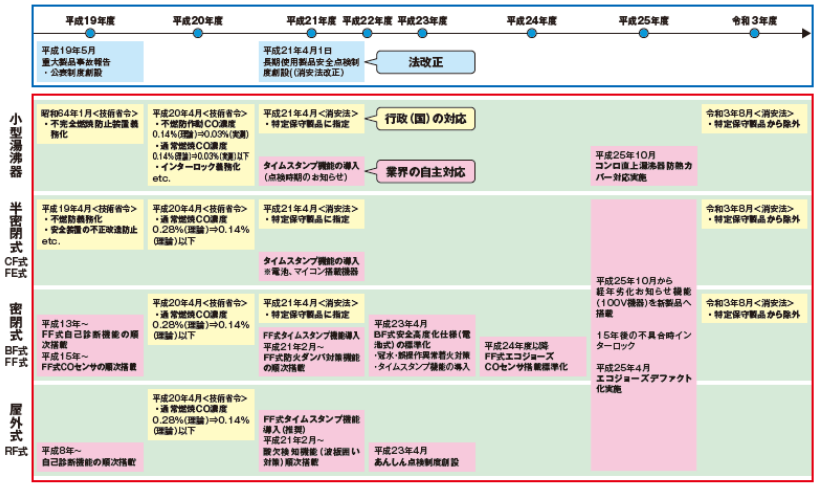	図 5.5　ガス温水機器の安全高度化に向けた取り組み概要 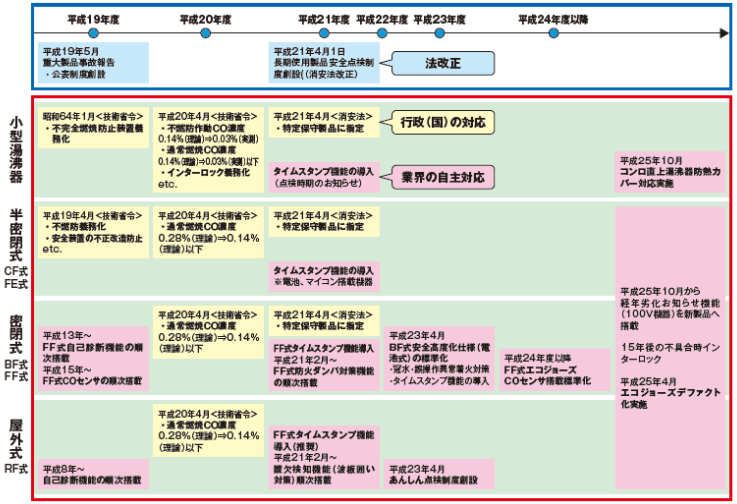	・消費生活用製品安全法施行令の改正により液化石油ガス用瞬間湯沸器及び液化石油ガス用ふろがまの特定保守製品から外れたことにより修正
P77 1.2 9 行目 追加	1.2 煩雑な室内 厨房内はレイアウト変更や新たな器具の設置によって煩雑な状態になっていることが多く、誤接触や誤開放など思わぬ事故につながりやすい。また、末端ガス栓にねじガス栓を使用すると誤接触時に開放しやすくなるため、つまみを押さないと回らないフレキガス栓を使用することが望ましい。 同様に換気装置のスイッチ周りが煩雑な場合スイッチの入れ忘れにつながりやすい。スイッチ周りを整頓するとともに、シール等で目立たせることも有効である。また、厨房の照明スイッチと換気装置を連動すると更に効果的である。	1.2 煩雑な室内 厨房内はレイアウト変更や新たな器具の設置によって煩雑な状態になっていることが多く、誤接触や誤開放など思わぬ事故につながりやすい。また、末端ガス栓にねじガス栓を使用すると誤接触時に開放しやすくなるため、つまみを押さないと回らないフレキガス栓を使用することが望ましい。 同様に換気装置のスイッチ周りが煩雑な場合スイッチの入れ忘れにつながりやすい。スイッチ周りを整頓するとともに、シール等で目立たせることも有効である。	・文言の修正

<table>
<tr>
<td>P. 89</td>
<td>図 7. 4　近年の建物別事故件数
 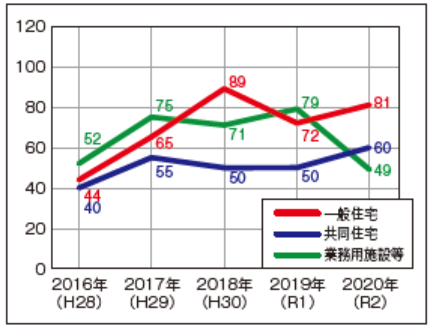

「2020 年のＬＰガス事故発生状況」より</td>
<td>図 7. 4　近年の建物別事故件数
 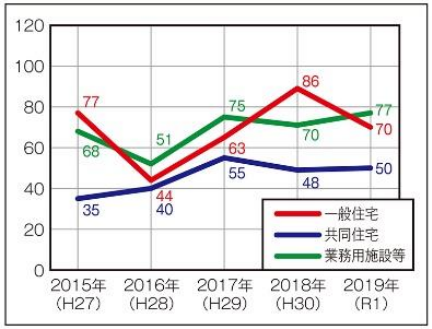

「2019 年のＬＰガス事故発生状況」より</td>
<td>・事故件数を最新の情報に修正</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>図 7. 5　業務用厨房のＣＯ中毒事故件数と業務用換気警報器累積出荷台数
 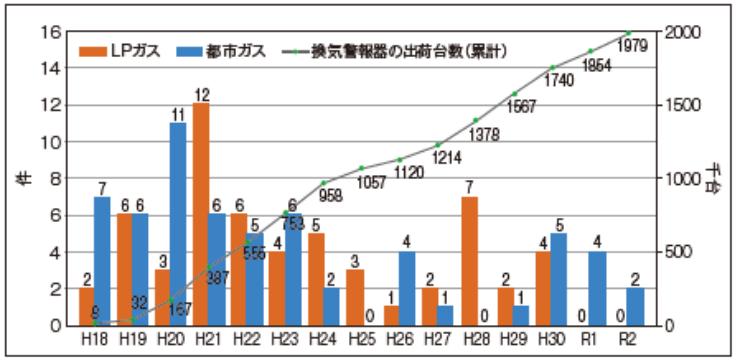

「ガス警報器工業会」調べ</td>
<td>図 7. 5　業務用厨房のＣＯ中毒事故件数と業務用換気警報器累積出荷台数
 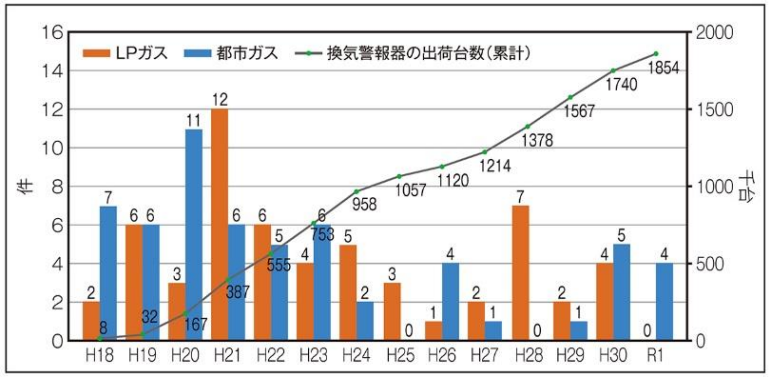

「ガス警報器工業会」調べ</td>
<td>・最新の情報に修正</td>
</tr>
</table>

P91	（１）業務用換気警報器の警報方式 業務用換気警報器の警報の例としては以下のようなものがあり、他にも英語・中国語アナウンスが可能な機種もあります。 〔警報の例〕 ピィーポォーピィーポォー 一酸化炭素中毒になる恐れがあります ただちに換気してください ガス会社に連絡してください	（１）業務用換気警報器の警報方式 音声切替スイッチにより、警報音の変更が可能な例 〔きつめの口調〕 ピィーポォーピィーポォー 一酸化炭素中毒になる恐れがあります ただちに換気してください ガス会社に連絡してください 〔やさしい口調〕 ピッポッピッポッ 空気が汚れています 換気扇が回っていることを確認してください ガス会社に連絡してください	・文言の修正
P93 (6)． 3行目 追加	(6) 業務用換気警報器の交換期限 ガス警報器工業会では、平成22年から業務用換気警報器の交換期限を「６年」に設定しています。 期限を過ぎた業務用換気警報器はＣＯを検知しないおそれがあるので期限内に交換する必要があります。 なお、メーカーの保証期間は設置後５年です。	(6) 業務用換気警報器の交換期限 ガス警報器工業会では、平成22年から業務用換気警報器の交換期限を「６年」に設定しています。 期限を過ぎた業務用換気警報器はＣＯを検知しないおそれがあるので期限内に交換する必要があります。	・保証期間の記載の追加
P97 3.3 5行目 追加	3.3 維持管理 ・消費設備調査の時は、正しく設置されているか、電源が入っているか確認してください。 ・ガス検知部の周りに物が置かれていないか確認してください。 ・設置から５年を経過したものは規定のガス濃度で警報しない等、誤作動のおそれがあるため、新品と交換するよう消費者に要請してください。 なお、メーカーの保証期間は、製造後５年です。	3.3 維持管理 ・消費設備調査の時は、正しく設置されているか、電源が入っているか確認してください。 ・ガス検知部の周りに物が置かれていないか確認してください。 ・設置から５年を経過したものは規定のガス濃度で警報しない等、誤作動のおそれがあるため、新品と交換するよう消費者に要請してください。	・保証期間の記載の追加

背表紙	・奥付（令和３年度版）	・奥付（令和２年度版）	・年度変わりによる修正

別添６

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイトの概要

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　トップページデザイン

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　コンテンツ一覧

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト用サーバー等のシステム仕様

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　アクセス数一覧

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　コンテンツ別アクセス数ランキング

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　トップページ

＜PC 版＞

＜スマートフォン版＞

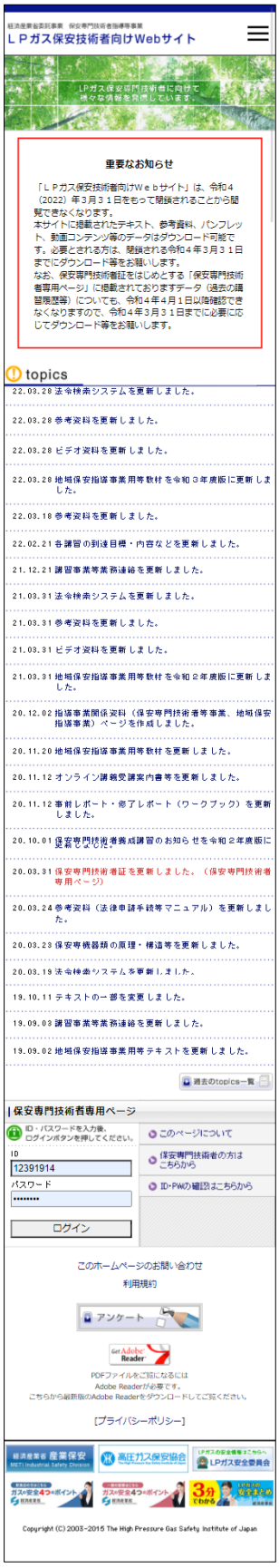
経済産業省委託事業　保安専門技術者指導等事業
ＬＰガス保安技術者向けWebサイト
LPガス保安専門技術者に向けて
様々な情報を発信しています。
重要なお知らせ
「ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト」は、令和４（2022）年３月３１日をもって閲覧されることから閲覧できなくなります。
本サイトに掲載されたテキスト、参考資料、パンフレット、動画コンテンツ等のデータはダウンロード可能です。必要とされる方は、閲覧される令和４年３月３１日までにダウンロード等をお願いします。
なお、保安専門技術者証をはじめとする「保安専門技術者専用ページ」に掲載されておりますデータ（過去の講習履歴等）についても、令和４年４月１日以降確認できなくなりますので、令和４年３月３１日までに必要に応じてダウンロード等をお願いします。
topics
22.03.28 法令検索システムを更新しました。
22.03.28 参考資料を更新しました。
22.03.28 ビデオ資料を更新しました。
22.03.28 地域保安指導事業用等教材を令和３年度版に更新しました。
22.03.18 参考資料を更新しました。
22.02.21 各講習の到達目標・内容などを更新しました。
21.12.21 講習事業等業務連絡を更新しました。
21.03.31 法令検索システムを更新しました。
21.03.31 参考資料を更新しました。
21.03.31 ビデオ資料を更新しました。
21.03.31 地域保安指導事業用等教材を令和２年度版に更新しました。
20.12.02 指導事業関係資料（保安専門技術者等事業、地域保安指導事業）ページを作成しました。
20.11.20 地域保安指導事業用等教材を更新しました。
20.11.12 オンライン講義受講案内書等を更新しました。
20.11.12 事前レポート・修了レポート（ワークブック）を更新しました。
20.10.01 保安専門技術者養成講習のお知らせを令和２年度版に
20.03.31 保安専門技術者証を更新しました。（保安専門技術者専用ページ）
20.03.24 参考資料（法律申請手続等マニュアル）を更新しました。
20.03.23 保安専機器類の原理・構造等を更新しました。
20.03.19 法令検索システムを更新しました。
19.10.11 テキストの一部を変更しました。
19.09.03 講習事業等業務連絡を更新しました。
19.09.02 地域保安指導事業用等テキストを更新しました。
過去のtopics一覧
保安専門技術者専用ページ
ID・パスワードを入力後、ログインボタンを押してください。
ID
12391914
パスワード
ログイン
このページについて
保安専門技術者の方はこちらから
ID・PWの確認はこちらから
このホームページのお問い合わせ
利用規約
アンケート
Get Adobe Reader
PDFファイルをご覧になるには
Adobe Readerが必要です。
こちらから最新版のAdobe Readerをダウンロードしてご覧ください。
[プライバシーポリシー]
経済産業省 産業保安
高圧ガス保安協会
LPガスの安全情報はこちらへ
LPガス安全委員会
ガス安全4つのポイント
ガス安全4つのポイント
3分でわかる
Copyright (C) 2003-2015 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

LPガス保安技術者向けWebサイトに掲載している動画コンテンツ等の一覧

令和4(2022)年3月31日現在

コンテンツ	テーマ	制作年度	内容等
学習プログラム	LPガスの基礎知識	16	
学習プログラム	販売事業の手引き(役割と責務)	17	
学習プログラム	行政庁への手続き	17	
学習プログラム	CO中毒事故防止	17	
学習プログラム	給排気設備	17	
学習プログラム	設備工事の手引き	18	
学習プログラム	緊急時連絡・対応の手引き	18	
学習プログラム	点検・調査の手引き	18	
学習プログラム	埋設維持管理の手引き	19	
学習プログラム	周知の手引き	20	
学習プログラム	漏えい試験・気密試験	21	
【非フラッシュ化対応】		R03	
事故事例研究	事故事例研究Ⅰ	18	▼消費設備＜埋設管＞ 埋設管腐しょくによる漏えい爆発事故 ▼供給設備＜バルク貯槽安全弁＞ 安全弁交換時における元弁からのガス漏えい事故 ▼消費設備＜CF式瞬間湯沸器＞ 排気設備不良の瞬間湯沸器によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅱ	19	▼供給設備＜バルク貯槽の調整器 安全弁＞ バルク貯槽間の液移動による調整器安全弁からの漏えい事故 ▼消費設備＜調理機器(フライヤー)＞ 業務用ガス機器の劣化によるガス漏えい事故 ▼消費設備＜屋外設置式湯沸器＞ 屋外式湯沸器の囲い込みによるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅲ	20	▼供給設備＜ガス埋設管(供給管)＞ 他工事によるガス埋設管(供給管)損傷による漏えい事故 ▼消費設備＜ゆで麺器＞ 質量販売先の仮設テントでのCO中毒事故 ▼供給設備＜調整器、高圧ホース＞ 調整器、高圧ホースの経年劣化による漏えい事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅳ	21	▼消費設備＜自然排気式(CF式)ボイラー＞ 学校施設での調理実習中のCO中毒事故 ▼消費設備＜業務用コンロ＞ 業務用施設(ラーメン店)でのCO中毒事故 ▼消費設備＜末端ガス栓＞ 消費者による末端ガス栓の誤開放による漏えい火災事故 ▼消費設備＜金属フレキ管＞ 金属フレキ管と末端ガス栓との接続不良による漏えい爆発事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅴ	22	▼供給設備＜連結用ホース＞ 液移動に起因するLPガス漏えい事故 ▼消費設備＜業務用コンロ＞ 保育園での調理中のCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅵ	23	▼業務用オーブンの燃焼調節用ダンパー閉そくによるCO中毒事故 ▼業務用厨房の排気設備不良によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅶ	23	▼調整器の経年劣化によるガス漏えい事故 ▼埋設管の損傷によるガス漏えい爆発事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅷ	24	▼排気筒の設置不良によるCO中毒事故 ▼業務用機器メンテナンス不良によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅸ	24	▼販売事業者の作業ミスによる事故 ▼施工不完全及び終了時検査の不備による事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅹ	25	▼給排気不全によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究ⅩⅠ	25	▼質量販売における爆発事故
【非フラッシュ化対応】		R03	
安全機器の原理と構造	第1版	16	容器バルブ・ガスコンロ・安全対策器具・小型湯沸器・調整器・ 大型湯沸器・マイコンメータ・ストーブ・ヒューズガス栓・バルク貯槽
安全機器の原理と構造	第2版	17	カップリング付き容器用弁・充てん設備・漏えい検知装置・液移動・再液化
安全機器の原理と構造	転造ねじ	18	
安全機器の原理と構造	再点火防止装置	21	
【非フラッシュ化対応】		R01	
ビデオ映像	講習用補助教材	22	CO中毒事故防止技術ロールプレイング事例集
ビデオ映像	保安業務情報提供(Ⅰ)	22	的確な点検調査の実施と緊急時対応における漏洩したガスの排除方法について
ビデオ映像	保安業務情報提供(Ⅱ)	22	的確な周知業務の実施と周知のための工夫実例について
ビデオ映像	DVDテキスト	22	適切な保安業務の実施方法
ビデオ映像	DVDテキスト	23	調整器の調整圧力・閉そく圧力及び燃焼器入口圧力の確認方法
ビデオ映像	DVDテキスト	24	保安業務の周知について【第1部、第2部】
ビデオ映像	DVDテキスト	25	LPガス災害対策マニュアル
ビデオ映像	講習用補助教材	23	法令指導講習ガイダンスビデオ
ビデオ映像	講習用補助教材	23	保安業務指導講習ガイダンスビデオ
ビデオ映像	講習用補助教材	23	【CO中毒事故防止技術講習用講義ビデオ】 燃焼器の設置及び給排気設備の設置工事の要点
ビデオ映像	講習用補助教材	24	【CO中毒事故防止技術講習用ビデオ】 改訂版テキストのポイント
ビデオ映像	講習用補助教材	25	【業務用厨房機器メンテナンス講習用ビデオ】 テキスト・講習のポイント
ビデオ映像	講習用補助教材	25	【業務用厨房でガスをお使いの皆さまにお願いしたいこと】 パンフレットの概要説明／業務用厨房で発生したCOの動き
ビデオ映像	講習用補助教材	26	LPガス安全器具の紹介
ビデオ映像	事故対策等教材	26	山小屋等で発生する事故のリスク(山小屋等に係る事故対策等教材作成事業)
ビデオ映像	事故対策等教材	26	山小屋等の特則承認制度及び消費設備調査 (山小屋等に係る事故対策等教材作成事業)
ビデオ映像	講習用補助教材	29	【保安業務指導(ヒヤリハット)講習用ビデオ】 他工事事業者による配管損傷／点火不良によるガス漏洩／調理実習室でのCO中毒
ビデオ映像	講習用補助教材	R02	液化石油ガス法に係る申請手続等とマニュアルの活用について 概要／販売事業
ビデオ映像	講習用補助教材	R03	液化石油ガス法に係る申請手続等とマニュアルの活用について 保安機関／貯蔵施設／特定供給設備／充てん設備／設備工事／参考

保安技術者向けＷｅｂサイト用サーバー等のシステム仕様

(1) サーバー

ハードウェア：Fujitsu RX100 S6

CPU：Intel Xeon X3430 2.4GHz

MEM: 4GB

HDD: SATA 500GB RAID1

(2) ソフトウェア

①ＯＳ　CentOS6 64bit

②アプリケーション

Apache-2.2系	MIME-Base64-2.21
PHP：5.3系	IO-stringy-2.108
PEARパッケージ	MIME-tools-5.411
DB-1.7	MailTools-1.60
Integrated Template	namazu：2.0.21
ML_Parser	nkf：2.08
PHP関連モジュール	T1Lib-1.3
flex-2.5.35	Text-Kakasi-2.04
bison-2.4.1	xpdf-3.3
m4-1.4.13	xpdf-japanese
autoconf-2.63	freetype-2.3.11
automake-1.11.1	kakasi-2.3.4
PostgreSQL：8.4系	libiconv-1.8
readline-6.0	t1lib-1.3
perl：5.10.1	qmail：1.03
Jcode.pm（ver0.82）	checkpassword-0.90
DBD-Pg-2.15（DBD::Pg）	daemontools-0.70
DBI-1.609（DBI）	relay-ctrl-3.1.1
Jcode-0.83	ucspi-tcp-0.88
libnet-1.17	qmail-date-localtime.patch
Email-Valid-0.15	openssh：5.3p1
File-MMagic-1.20	zlib：1.2.3

保安専門技術者Webサイト　アクセス数一覧

平成15年度

	2003.11.17 ～ 2003.11.30	2003.12.01 ～ 2003.12.31	2004.01.01 ～ 2004.01.31	2004.02.01 ～ 2004.02.29	2004.03.01 ～ 2004.03.31	累計
総リクエスト数	35,848	84,498	37,731	25,190	24,657	207,924
総訪問数	21,212	58,655	15,165	6,680	6,291	108,003

平成16年度

	2004.04.01 ～ 2004.04.30	2004.05.01 ～ 2004.05.31	2004.06.01 ～ 2004.06.30	2004.07.01 ～ 2004.07.31	2004.08.01 ～ 2004.08.31	2004.09.01 ～ 2004.09.30	2004.10.01 ～ 2004.10.31	2004.11.01 ～ 2004.11.30	2004.12.01 ～ 2004.12.31	2005.01.01 ～ 2005.01.31	2005.02.01 ～ 2005.02.28	2005.03.01 ～ 2005.03.31	累計
総リクエスト数	23,625	19,304	19,743	18,343	16,969	17,151	18,904	21,177	16,371	18,966	19,803	32,833	243,189
総訪問数	5,719	4,913	3,120	3,013	2,990	3,236	3,238	3,492	2,784	3,450	3,899	4,477	44,331

平成17年度

	2005.04.01 ～ 2005.04.30	2005.05.01 ～ 2005.05.31	2005.06.01 ～ 2005.06.30	2005.07.01 ～ 2005.07.31	2005.08.01 ～ 2005.08.31	2005.09.01 ～ 2005.09.30	2005.10.01 ～ 2005.10.31	2005.11.01 ～ 2005.11.30	2005.12.01 ～ 2005.12.31	2006.01.01 ～ 2006.01.31	2006.02.01 ～ 2006.02.28	2006.03.01 ～ 2006.03.31	累計
総リクエスト数	31,185	33,516	34,297	31,173	32,708	32,882	29,214	30,078	22,726	24,355	24,742	31,038	357,914
総訪問数	4,135	4,572	5,289	5,271	5,325	5,398	5,493	5,852	4,969	5,039	5,236	5,927	62,506

平成18年度

	2006.04.01 ～ 2006.04.30	2006.05.01 ～ 2006.05.31	2006.06.01 ～ 2006.06.30	2006.07.01 ～ 2006.07.31	2006.08.01 ～ 2006.08.31	2006.09.01 ～ 2006.09.30	2006.10.01 ～ 2006.10.31	2006.11.01 ～ 2006.11.30	2006.12.01 ～ 2006.12.31	2007.01.01 ～ 2007.01.31	2007.02.01 ～ 2007.02.28	2007.03.01 ～ 2007.03.31	累計
総リクエスト数			45,099	54,475	45,434	45,997	50,497	41,715	52,101	57,866	70,723	62,814	526,721
総訪問数			6,688	7,326	6,312	6,415	6,934	6,895	6,966	8,327	8,503	7,715	72,081

平成19年度

	2007.04.01 ～ 2007.04.30	2007.05.01 ～ 2007.05.31	2007.06.01 ～ 2007.06.30	2007.07.01 ～ 2007.07.31	2007.08.01 ～ 2007.08.31	2007.09.01 ～ 2007.09.30	2007.10.01 ～ 2007.10.31	2007.11.01 ～ 2007.11.30	2007.12.01 ～ 2007.12.31	2008.01.01 ～ 2008.01.31	2008.02.01 ～ 2008.02.29	2008.03.01 ～ 2008.03.31	累計
総リクエスト数							34,320	57,484	52,036	56,010	71,509	64,994	336,353
総訪問数							3,510	6,388	5,774	6,056	6,576	6,806	35,110

平成20年度

	2008.04.01 ～ 2008.04.30	2008.05.01 ～ 2008.05.31	2008.06.01 ～ 2008.06.30	2008.07.01 ～ 2008.07.31	2008.08.01 ～ 2008.08.31	2008.09.01 ～ 2008.09.30	2008.10.01 ～ 2008.10.31	2008.11.01 ～ 2008.11.30	2008.12.01 ～ 2008.12.31	2009.01.01 ～ 2009.01.31	2009.02.01 ～ 2009.02.28	2009.03.01 ～ 2009.03.31	累計
総リクエスト数							42,483	68,616	60,800	65,524	60,405	76,731	374,559
総訪問数							4,986	6,722	5,960	6,544	6,664	7,143	38,019

平成21年度

	2009.04.01 ～ 2009.04.30	2009.05.01 ～ 2009.05.31	2009.06.01 ～ 2009.06.30	2009.07.01 ～ 2009.07.31	2009.08.01 ～ 2009.08.31	2009.09.01 ～ 2009.09.30	2009.10.01 ～ 2009.10.31	2009.11.01 ～ 2009.11.30	2009.12.01 ～ 2009.12.31	2010.01.01 ～ 2010.01.31	2010.02.01 ～ 2010.02.28	2010.03.01 ～ 2010.03.31	累計
総リクエスト数					32,957	82,583	84,546	86,898	83,756	102,809	103,034	115,925	692,508
総訪問数					1,904	6,382	6,962	7,576	7,601	8,387	8,942	9,302	57,056

※2009年4月は23日より計上

平成22年度

	2010.04.01 ～ 2010.04.30	2010.05.01 ～ 2010.05.31	2010.06.01 ～ 2010.06.30	2010.07.01 ～ 2010.07.31	2010.08.01 ～ 2010.08.31	2010.09.01 ～ 2010.09.30	2010.10.01 ～ 2010.10.31	2010.11.01 ～ 2010.11.30	2010.12.01 ～ 2010.12.31	2011.01.01 ～ 2011.01.31	2011.02.01 ～ 2011.02.28	2011.03.01 ～ 2011.03.31	累計
総リクエスト数	25,392	104,022	119,628	112,110	122,240	121,340	130,998	136,221	127,841	134,657	146,475		1,280,924
総訪問数	2,483	9,326	10,283	10,351	10,165	10,414	10,707	10,968	10,296	10,705	11,272		106,970

平成23年度

	2011.04.01 ～ 2011.04.30	2011.05.01 ～ 2011.05.31	2011.06.01 ～ 2011.06.30	2011.07.01 ～ 2011.07.31	2011.08.01 ～ 2011.08.31	2011.09.01 ～ 2011.09.30	2011.10.01 ～ 2011.10.31	2011.11.01 ～ 2011.11.30	2011.12.01 ～ 2011.12.31	2012.01.01 ～ 2012.01.31	2012.02.01 ～ 2012.02.28	2012.03.01 ～ 2012.03.31	累計
総リクエスト数					112,395	129,408	142,596	146,281	138,757	145,090	148,184		962,711
総訪問数					11,303	13,037	14,344	14,690	13,948	14,563	14,661		96,545

※2011年8月は4日より計上

平成24年度

	2012.04.01 ～ 2012.04.30	2012.05.01 ～ 2012.05.31	2012.06.01 ～ 2012.06.30	2012.07.01 ～ 2012.07.31	2012.08.01 ～ 2012.08.31	2012.09.01 ～ 2012.09.30	2012.10.01 ～ 2012.10.31	2012.11.01 ～ 2012.11.30	2012.12.01 ～ 2012.12.31	2013.01.01 ～ 2013.01.31	2013.02.01 ～ 2013.02.28	2013.03.01 ～ 2013.03.31	累計
総リクエスト数	122,240	148,190	140,699	148,305	146,281	148,184	145,184	146,184	147,128	146,847	147,184		1,586,426
総訪問数	10,165	14,357	13,511	14,001	14,690	14,661	14,085	14,465	14,661	14,091	14,378		153,065

※2012年4月は9日より計上

平成25年度

				2013.07.01 ～ 2013.07.31	2013.08.01 ～ 2013.08.31	2013.09.01 ～ 2013.09.30	2013.10.01 ～ 2013.10.31	2013.11.01 ～ 2013.11.30	2013.12.01 ～ 2013.12.31	2014.01.01 ～ 2014.01.31	2014.02.01 ～ 2014.02.28	2014.03.01 ～ 2014.03.31	累計	総累計
総リクエスト数				110,989	130,858	121,742	134,589	113,871	98,943	117,162	109,465		937,619	7,506,848
総訪問数				60,853	60,854	60,855	60,856	60,857	60,858	60,859	60,860		486,852	1,260,538

平成26年度

	2014.04.01 ～ 2014.04.30	2014.05.01 ～ 2014.05.31	2014.06.01 ～ 2014.06.30	2014.07.01 ～ 2014.07.31	2014.08.01 ～ 2014.08.31	2014.09.01 ～ 2014.09.30	2014.10.01 ～ 2014.10.31	2014.11.01 ～ 2014.11.30	2014.12.01 ～ 2014.12.31	2015.01.01 ～ 2015.01.31	2015.02.01 ～ 2015.02.28	2015.03.01 ～ 2015.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	114,334	128,099	139,512	152,158	124,508	129,849	145,862	130,229	113,120	133,466	129,804	143,016	1,583,957	9,090,805
総訪問数	62,866	69,731	75,714	79,522	64,203	71,434	79,700	71,045	61,590	71,825	71,481	77,959	857,070	2,117,608

平成27年度

	2015.04.01 ～ 2015.04.30	2015.05.01 ～ 2015.05.31	2015.06.01 ～ 2015.06.30	2015.07.01 ～ 2015.07.31	2015.08.01 ～ 2015.08.31	2015.09.01 ～ 2015.09.30	2015.10.01 ～ 2015.10.31	2015.11.01 ～ 2015.11.30	2015.12.01 ～ 2015.12.31	2016.01.01 ～ 2016.01.31	2016.02.01 ～ 2016.02.28	2016.03.01 ～ 2016.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	134,843	112,388	139,443	134,062	113,306	116,804	129,568	119,182	100,989	116,148	124,371	131,975	1,473,079	10,563,884
総訪問数	73,925	62,760	77,082	73,893	63,432	64,268	71,722	67,217	57,692	64,827	69,802	72,764	819,384	2,936,992

平成28年度

	2016.04.01 ～ 2016.04.30	2016.05.01 ～ 2016.05.31	2016.06.01 ～ 2016.06.30	2016.07.01 ～ 2016.07.31	2016.08.01 ～ 2016.08.31	2016.09.01 ～ 2016.09.30	2016.10.01 ～ 2016.10.31	2016.11.01 ～ 2016.11.30	2016.12.01 ～ 2016.12.31	2016.01.01 ～ 2016.01.31	2017.02.01 ～ 2017.02.28	2017.03.01 ～ 2017.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	62,281	37,255	146,065	128,194	121,073	124,142	126,698	132,022	107,784	114,554	130,856	139,963	1,370,887	11,934,771
総訪問数	38,184	21,606	82,424	70,202	67,400	70,931	70,791	72,846	59,546	63,053	71,641	75,788	764,412	3,701,404

平成29年度

	2017.04.01 ～ 2017.04.30	2017.05.01 ～ 2017.05.31	2017.06.01 ～ 2017.06.30	2017.07.01 ～ 2017.07.31	2017.08.01 ～ 2017.08.31	2017.09.01 ～ 2017.09.30	2017.10.01 ～ 2017.10.31	2017.11.01 ～ 2017.11.30	2017.12.01 ～ 2017.12.31	2018.01.01 ～ 2018.01.31	2018.02.01 ～ 2018.02.28	2018.03.01 ～ 2018.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	132,691	148,915	156,046	136,844	137,859	135,082	145,014	137,054	120,605	124,753	122,785	146,875	1,644,523	13,579,294
総訪問数	71,326	78,773	84,373	75,479	75,702	74,633	79,528	75,491	66,108	67,389	65,830	76,865	891,497	4,592,901

平成30年度

	2018.04.01 ～ 2018.04.30	2018.05.01 ～ 2018.05.31	2018.06.01 ～ 2018.06.30	2018.07.01 ～ 2018.07.31	2018.08.01 ～ 2018.08.31	2018.09.01 ～ 2018.09.30	2018.10.01 ～ 2018.10.31	2018.11.01 ～ 2018.11.30	2018.12.01 ～ 2018.12.31	2019.01.01 ～ 2019.01.31	2019.02.01 ～ 2019.02.28	2019.03.01 ～ 2019.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	142,895	152,189	163,232	151,393	143,278	130,066	163,141	165,006	123,042	132,011	145,021	111,766	1,723,040	15,302,334
総訪問数	75,479	80,282	87,060	81,876	76,140	72,514	89,530	89,357	69,324	70,848	78,650	60,595	931,655	5,524,556

平成31年度（令和元年度）

	2019.04.01 ～ 2019.04.30	2019.05.01 ～ 2019.05.31	2019.06.01 ～ 2019.06.30	2019.07.01 ～ 2019.07.31	2019.08.01 ～ 2019.08.31	2019.09.01 ～ 2019.09.30	2019.10.01 ～ 2019.10.31	2019.11.01 ～ 2019.11.30	2019.12.01 ～ 2019.12.31	2020.01.01 ～ 2020.01.31	2020.02.01 ～ 2020.02.28	2020.03.01 ～ 2020.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	150,555	142,992	154,880	180,724	127,359	124,187	138,204	131,729	114,427	131,851	135,059	140,064	1,672,031	16,974,365
総訪問数	80,645	77,440	83,934	94,420	69,535	68,888	76,157	73,480	62,711	70,657	72,546	76,184	906,597	6,431,153

令和2年度

	2020.04.01 ～ 2020.04.30	2020.05.01 ～ 2020.05.31	2020.06.01 ～ 2020.06.30	2020.07.01 ～ 2020.07.31	2020.08.01 ～ 2020.08.31	2020.09.01 ～ 2020.09.30	2020.10.01 ～ 2020.10.31	2020.11.01 ～ 2020.11.30	2020.12.01 ～ 2020.12.31	2021.01.01 ～ 2021.01.31	2021.02.01 ～ 2021.02.28	2021.03.01 ～ 2021.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	131,250	130,882	172,007	163,635	147,526	165,645	182,284	160,312	136,926	134,372	137,964	155,707	1,818,510	18,792,875
総訪問数	70,105	69,862	90,964	85,504	79,072	87,428	96,728	83,498	73,203	71,989	75,603	85,274	969,230	7,400,383

令和3年度

	2021.04.01 ～ 2021.04.30	2021.05.01 ～ 2021.05.31	2021.06.01 ～ 2021.06.30	2021.07.01 ～ 2021.07.31	2021.08.01 ～ 2021.08.31	2021.09.07 ～ 2021.09.30	2021.10.01 ～ 2021.10.31	2021.11.01 ～ 2021.11.30	2021.12.01 ～ 2021.12.31	2022.01.01 ～ 2022.01.31	2022.02.01 ～ 2022.02.28	2022.03.01 ～ 2022.03.31	累計	総累計
総リクエスト数						122,751	150,990	148,628	122,731	123,709	125,493		794,302	19,587,177
総訪問数						63,857	79,405	80,176	66,190	67,733	68,621		425,982	7,826,365

LPガス保安技術者向けWebサイト【コンテンツ別アクセス数ランキング】

令和4(2022)年3月31日

順位	コンテンツ						9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	PV数
1	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	気密試験の方法				2509	3239	3214	3015	2565	2921		17463
2	＜学習プログラム＞	給排気設備	給排気設備の設置工事の要点				2278	2884	2995	2622	2580	2669		16028
3	＜学習プログラム＞	給排気設備	給排気上の分類				1759	2023	1952	1478	1562	1464		10238
4	TOPページ						905	1576	1643	1441	1732	1541		8838
5	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	漏えい試験の方法				1155	1437	1409	1172	1126	1215		7514
6	＜学習プログラム＞	給排気設備	給排気の基本				900	1161	1133	1006	961	1060		6221
7	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験					593	969	864	729	748	869		4772
8	＜学習プログラム＞	給排気設備	特監方のあらまし				794	894	835	734	678	732		4667
9	＜学習プログラム＞		LPガスの基礎知識	・特性を知ろう	(3)状態変化（気化および液化）		601	775	755	708	777	796		4412
10	＜地域保安事業指導用等テ	地域保安指導事業用等テキスト					674	715	720	626	939	732		4406
11	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	気密試験				557	723	707	654	577	636		3854
12	＜学習プログラム＞		LPガスの基礎知識	・特性を知ろう	(4)燃焼特性		545	697	706	571	628	621		3768
13	＜参考資料＞	参考資料					374	474	424	459	476	443		2650
14	＜学習プログラム＞		LPガスの基礎知識	・特性を知ろう	(2)水より軽い(液比重・液比体積)		417	438	510	329	359	350		2403
15	＜学習プログラム＞		LPガスの基礎知識	・特性を知ろう	(1)空気より重い(ガス比重)		385	519	384	346	357	331		2322
16	＜学習プログラム＞		LPガスの基礎知識	・LPガスってなに？	(3)LPガスの規格		291	339	337	251	272	290		1780
17	＜知って得する豆知識＞	2008					277	370	366	230	264	240		1747
18	＜学習プログラム＞	CO中毒事故防止	CO中毒概要発生のメカニズム				219	309	289	376	263	213		1669
19	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	業務主任者等		251	303	364	226	262	259		1665
20	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	漏えい試験				191	281	252	211	217	220		1372
21	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	ガス置換				158	254	230	203	192	231		1268
22	＜ビデオ資料＞	ビデオ資料					186	222	219	160	219	199		1205
23	＜知って得する豆知識＞	2005					160	287	256	130	145	164		1142
24	＜パンフレット＞	パンフレット					157	199	193	197	208	163		1117
25	＜知って得する豆知識＞	2011					143	201	178	202	202	171		1097
26	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	貯蔵施設		113	198	217	158	164	195		1045
27	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	貯蔵施設	PDF	113	198	217	158	164	195		1045
28	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	設備工事			164	162	226	162	158	141		1013
29	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	気密試験のための器具又は設備				132	203	185	142	166	162		990
30	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	気密試験の手順・実施要領				126	181	198	162	158	156		981
31	＜保安行政動向＞	保安行政動向					143	201	168	121	171	153		957
32	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	質量販売と保安業務				128	157	167	174	150	158		934
33	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	漏えい試験のための器具又は設備				114	154	148	130	137	146		829
34	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	漏えい試験の手順・実施要領				116	172	148	121	127	139		823
35	＜講習事業等業務連絡＞	ページ					69	85	77	176	214	147		768
36	＜学習プログラム＞		LP`ガスの基礎知識	・LPガスってなに？	(2)LPガスの用途		114	125	120	95	130	111		695
37	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と責務)				96	116	121	126	122	94		675
38	＜学習プログラム＞	給排気設備					103	123	115	80	127	112		660
39	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の変更		76	142	112	121	101	87		639
40	＜学習プログラム＞	CO中毒事故防止					84	94	96	81	111	95		561
41	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	記録等の保存				81	95	111	90	91	89		557
42	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	保安業務	バルク供給技術保安専門技術者研修テキス		87	128	125	99	61	56		556
43	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡・対応	緊急時連絡・対応とは			85	89	131	79	72	89		545
44	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き					81	88	83	83	114	90		539
45	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	定期供給設備点検				102	97	93	55	88	94		529
46	＜学習プログラム＞		LP`ガスの基礎知識	・LPガスってなに？	(1)LPガスの生産		80	97	89	78	92	92		528
47	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	保安確保の方法等の認定等		69	86	81	95	83	84		498
48	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の区分				78	87	82	66	91	88		492
49	＜知って得する豆知識＞	2006					84	117	102	74	48	53		478
50	＜知って得する豆知識＞	2010					63	93	74	67	79	80		456
51	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	保安業務			60	78	92	84	77	62		453
52	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の区分	参考1			74	91	93	58	79	58		453
53	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	記録等の保存				64	98	67	70	80	68		447
54	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	記録等の保存	印刷用PDF			64	98	67	70	80	68		447
55	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務			61	86	75	88	76	57		443
56	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	保安教育		40	65	91	71	68	83		418
57	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き				67	83	65	81	70	47		413
58	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の項目と回数				58	83	64	54	57	63		379
59	＜パンフレット＞	一般消費者(家庭用)向けパンフレット【CO中毒事故防止・ガス漏れ事故防止等】					24	53	39	38	90	134		378
60	＜パンフレット＞	一般消費者(業務用)向けパンフレット【CO中毒事故防止・ガス漏れ事故防止等】					26	44	39	41	81	129		360
61	＜学習プログラム＞		LP`ガスの基礎知識	・特性を知ろう	(5)地球に優しい		46	67	60	55	65	61		354
62	＜学習プログラム＞		LP`ガスの基礎知識	・LPガスってなに？	(4)LPガスの臭い		70	60	67	48	54	53		352
63	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者			56	64	58	62	51	54		345
64	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き					38	61	68	53	60	63		343
65	＜知って得する豆知識＞	2004					52	59	49	54	64	64		342
66	＜参考資料＞	【平成21年度】LPガス安全管理マニュアル					55	60	50	62	56	58		341
67	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売所等の変更の届出		63	82	54	50	48	40		337
68	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	定期消費設備調査				55	57	60	41	57	63		333
69	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業			59	74	50	55	55	34		327
70	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版					32	56	55	57	65	56		321
71	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の業務の流れ				50	70	51	47	41	54		313
72	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	容器交換時等供給設備点検				49	68	54	39	52	49		311
73	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡・対応	緊急情報とは	参考3		28	45	59	42	71	62		307
74	＜学習プログラム＞	CO中毒事故防止	CO中毒事故防止対策				68	33	40	64	47	48		300
75	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	質量販売と保安業務	参考1			27	47	65	61	57	43		300
76	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	事業の登録			38	57	56	52	40	41		284
77	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の設置の許可		92	50	42	41	32	26		283
78	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の結果と事後処理				50	55	47	36	32	55		275
79	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	LPガスの規格		40	40	61	38	40	40		259
80	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	LPガスの規格	PDF	40	40	61	38	40	40		259
81	＜リンク＞	ページ					35	42	35	42	52	53		259
82	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関			46	48	37	49	42	33		255
83	＜全国のエルピーガス協会	ページ					36	36	39	50	50	44		255
84	＜知って得する豆知識＞	2009					38	38	36	42	36	64		254
85	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き					36	42	63	30	36	43		250
86	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	業務主任者等の選解任		36	59	44	47	37	24		247
87	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事			41	46	39	50	36	33		245
88	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	屋外式湯沸器の囲い込み	事故概要			4	8	8	4	67	140		231
89	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	漏えい試験の方法	漏えい検知装置を用いる場合			37	46	46	33	31	35		228
90	＜学習プログラム＞		LP`ガスの基礎知識	・安全に使いには	(1)ガスを使用するとき		38	31	37	34	45	40		225
91	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	貯蔵施設		93	46	21	21	27	17		225
92	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	保安業務		26	31	23	42	50	51		223
93	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	保安業務	PDF	26	31	23	42	50	51		223
94	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	排気筒の設置不良によるC	事故概要			3	2	7	3	69	139		223
95	＜ビデオ資料＞	LPガス災害対策マニュアル【平成25年度】					15	19	23	54	77	28		216
96	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	保安教育		54	56	21	31	28	23		213
97	＜学習プログラム＞	周知の手引き					33	46	39	30	30	31		209
98	＜ビデオ資料＞	保安業務の周知について【平成24年度】					17	15	4	12	55	104		207
99	＜学習プログラム＞		LP`ガスの基礎知識	・特性を知ろう	(6)災害に強い		29	27	30	42	39	26		193
100	＜パンフレット＞	その他					21	41	28	34	40	28		192
101	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	気密試験の方法	印刷用PDF			25	36	34	30	43	23		191
102	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	学校施設での調理実習中	事故原因			7	7	6	4	40	122		186
103	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	液化石油ガス設備工事の届出		33	32	27	38	25	28		183
104	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	販売の方法		29	36	39	36	24	18		182
105	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	販売の方法	PDF	29	36	39	36	24	18		182
106	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	保安業務	保安業務の運用		26	37	35	31	29	19		177
107	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	標識の掲示		26	32	34	35	20	28		175
108	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	貯蔵施設	PDF	32	31	27	29	21	31		171
109	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	供給設備		22	36	34	30	20	25		167
110	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	供給設備	PDF	22	36	34	30	20	25		167
111	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の項目と回数	[供給設備]貯蔵能力1トン未満			26	36	28	24	25	26		165
112	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	業務用施設(ラーメン店)で	事故概要			1	5	5	4	43	106		164
113	＜保安技術者研修テキスト	バルク供給技術【平成21年度版】 第1章 バルク供給システムの概要					29	33	31	21	28	18		160
114	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	供給設備の技術上の主な基準		23	36	32	23	15	31		160
115	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	業務用機器メンテナンス不	事故原因					5	3	44	107		159
116	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版					11	35	20	28	36	25		155
117	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動要請受信	状況確認・把握			18	26	48	17	14	31		154
118	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	埋設管腐しょくによる漏えい	事故概要			18	25	27	24	36	24		154
119	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業の登録申請		22	29	19	35	27	19		151
120	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	経済産業局産業保安監督部			24	30	18	30	21	18		141
121	＜学習プログラム＞	給排気設備	給排気の基本	ダイジェストムービー			17	25	31	15	25	28		141
122	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	特定液化石油ガス設備工事事業の開始の届		24	24	19	37	17	18		139
123	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	書面の交付		16	25	30	21	20	25		137
124	＜学習プログラム＞	CO中毒事故防止	CO中毒概要				14	22	29	32	19	20		136
125	＜学習プログラム＞	事故事例研究3					6	33	24	21	28	19		131
126	＜地域保安事業指導用等テ	バックナンバー					25	15	30	18	25	16		129

LPガス保安技術者向けWebサイト【コンテンツ別アクセス数ランキング】

令和4(2022)年3月31日

順位	コンテンツ					9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	PV数
127	＜保安技術者研修テキスト	〃　第2章 バルク供給設備 前半				20	34	23	15	20	17		129
128	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業者の認定の申請	16	33	15	30	18	17		129
129	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	連絡・記録			13	31	36	16	13	19		128
130	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動	出動の方法		12	27	34	17	12	24		126
131	＜パンフレット＞	質量販売事故防止				15	18	23	20	27	21		124
132	＜ビデオ資料＞	的確な周知業務の実施と周知のための工夫実例について【平成22年度】				23	16	18	23	24	16		120
133	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の認定申請	23	20	22	20	18	16		119
134	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	応急措置		3	25	28	17	22	24		119
135	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	漏えい試験の方法	印刷用PDF		25	30	21	13	21	9		119
136	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	消費設備の技術上の主な基準	20	23	27	18	14	16		118
137	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	判断基準	音声	15	19	37	18	15	14		118
138	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	教育・訓練			12	25	32	15	13	21		118
139	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	販売方法	21	23	21	20	18	14		117
140	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	施工管理	設備工事施工・管理業務の流れ		19	20	21	14	18	24		116
141	＜学習プログラム＞	事故事例研究8				7	22	18	18	33	18		116
142	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	状況確保・応援要請		10	24	34	15	13	18		114
143	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	液化石油ガスの貯蔵施設の設置、変更等	21	21	19	21	18	11		111
144	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	バルク貯槽間の液移動によ	事故対策		10	29	14	25	13	19		110
145	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事故届け	14	26	23	25	11	9		108
146	＜学習プログラム＞	事故事例研究4				4	24	18	18	27	16		107
147	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	帳簿の記載	16	22	29	17	14	8		106
148	＜学習プログラム＞	周知の手引き	1.周知とは	1.周知の内容		18	24	21	12	11	19		105
149	＜保安技術者研修テキスト	〃　第4章 充てん作業、第5章 バルク供給設備の点検、第6章 充てん設備(バルクローリ)の点検				18	23	21	17	16	9		104
150	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	保安確保の方法等の認定等-特例-	18	23	26	19	9	8		103
151	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	書面の交付	20	21	17	13	18	12		101
152	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	供給設備	18	27	19	10	15	12		101
153	＜学習プログラム＞	事故事例研究7				6	19	20	20	24	12		101
154	＜保安技術者研修テキスト	〃　第2章 バルク供給設備 後半				15	26	20	13	14	12		100
155	＜参考資料＞	容器間の液移動にご注意ください				13	26	12	12	16	21		100
156	＜学習プログラム＞	事故事例研究5				5	22	18	17	25	12		99
157	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	帳簿の記載	18	20	15	19	17	9		98
158	＜パンフレット＞	雪害事故防止				7	8	15	18	34	16		98
159	＜学習プログラム＞		LP`ガスの基礎知識	・安全に使いには	(2)点検とお手入れ	15	12	18	13	24	14		96
160	＜参考資料＞	【平成14年度】埋設管維持管理マニュアル				16	18	14	15	22	11		96
161	＜保安技術者研修テキスト	埋設管保安高度化技術　第1章				13	22	13	11	20	16		95
162	＜参考資料＞	【平成21年度】CO中毒事故事例集				11	18	14	16	19	17		95
163	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	保安業務	バルク供給技術保安専門　PDF	15	21	18	16	13	11		94
164	＜学習プログラム＞	事故事例研究6				5	22	17	16	23	11		94
165	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	安全弁交換時における元弁	事故概要		12	10	18	11	26	16		93
166	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	事故概要	事故件数の推移と設備工事に係る事故		6	13	23	15	16	19		92
167	＜パンフレット＞	保安パンフレット(外国語版)				11	15	15	19	20	12		92
168	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	安全の確保		7	19	28	8	11	17		90
169	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	登録行政庁変更における届出等	13	21	15	23	10	7		89
170	＜学習プログラム＞	CO中毒事故防止	CO中毒概要	ダイジェストムービー		18	20	11	12	15	13		89
171	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の項目と回数	[消費設備]体積販売		12	19	16	11	16	15		89
172	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	保安教育　PDF	14	19	16	20	10	8		87
173	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	保安教育　PDF	14	19	16	20	10	8		87
174	＜保安技術者研修テキスト	バックナンバー				11	22	10	14	19	10		86
175	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	排気筒の設置不良によるC	事故概要	事故概要Movie		1		2	29	53		85
176	＜地域保安事業指導用等テ	22年度テキストの改訂、追補等				13	10	14	11	20	16		84
177	＜パンフレット＞	LPガスをご家庭・業務用厨房でお使いの皆さまへ				5	17	9	6	22	24		83
178	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	業務主任者等　PDF	11	16	13	13	17	12		82
179	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	維持管理	維持管理の概要		8	15	18	12	13	16		82
180	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の項目と回数	[供給設備]貯蔵能力1トン以上　3トン未満		13	14	21	12	5	17		82
181	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	実務の流れ		11	11	32	11	7	9		81
182	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	実務の流れ	印刷	11	11	32	11	7	9		81
183	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	質量販売と保安業務	参考2		11	15	9	18	15	10		78
184	＜地域保安事業指導用等テ	平成21年度　地域保安指導事業用等テキスト				12	13	16	12	18	6		77
185	＜保安技術者研修テキスト	集中監視技術　前半				15	15	13	9	18	7		77
186	＜学習プログラム＞		LP`ガスの基礎知識	・安全に使いには	(4)災害が起きたら	13	12	11	9	18	14		77
187	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	他工事によるガス埋設管(5	事故概要		10	21	14	12	12	8		77
188	＜学習プログラム＞		LP`ガスの基礎知識	・安全に使いには	(3)もしものときは	12	12	10	10	17	13		74
189	＜パンフレット＞	CO中毒事故を3つの約束で防ぎましょう。【平成26年度】				6	21	6	6	17	18		74
190	＜学習プログラム、事故事例	LPガスの基礎知識				6	14	14	12	18	9		73
191	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	特定液化石油ガス設備工事事業の変更及び	8	12	12	19	12	9		72
192	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	定期供給設備点検	参考		12	18	10	14	11	7		72
193	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業者の変更	10	18	9	17	8	9		71
194	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	報告	14	10	16	13	10	7		70
195	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の設置の許可　消防署届出様式	17	11	7	10	12	12		69
196	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	液化石油ガス設備工事の　消防署届出様式	17	11	7	10	12	12		69
197	＜知って得する豆知識＞	2003				1	22	18	9	10	9		69
198	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	業務主任者等の選解任　様式第10(第22条	15	15	10	14	10	4		68
199	＜学習プログラム＞	周知の手引き	2.周知をいつ行うか	1.周知は機会あるごとに行う		13	17	12	8	5	12		67
200	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	設備工事	PDF	15	8	13	11	8	11		66
201	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業に係る報告	9	14	9	19	8	7		66
202	＜保安技術者研修テキスト	〃　第3章 充てん設備				13	14	13	6	12	7		65
203	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事業の譲渡・相続	13	12	13	12	8	7		65
204	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	排気設備不良の瞬間湯沸	事故概要		6	10	12	11	12	14		65
205	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	質量販売と保安業務	印刷		6	11	8	10	13	15		63
206	＜ビデオ資料＞	業務用厨房での事故を防止するために【平成25年度】				7	26	5	9	8	8		63
207	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	報告	8	13	14	7	13	7		62
208	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の許可	12	11	12	12	10	5		62
209	＜学習プログラム＞	給排気設備	給排気上の分類	ダイジェストムービー		4	12	14	4	10	18		62
210	＜ビデオ資料＞	CO中毒事故防止技術講習用講義ビデオ【平成24年度】				4	17	11	5	14	11		62
211	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の認定の更新	15	13	8	9	9	7		61
212	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故概要　調整器の劣化		7	11	12	9	12	9		60
213	＜パンフレット＞	質量販売でLPガスを購入されたお客様へのお願い				7	9	12	6	14	12		60
214	＜ビデオ資料＞	適切な保安業務指導の実施方法について【平成22年度】				6	11	17	8	11	7		60
215	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	認定販売事業者の報告	6	15	9	17	6	5		58
216	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	バルク貯槽間の液移動によ	事故原因		5	19	10	9	9	6		58
217	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	保安機関の変更	7	10	11	15	8	5		56
218	＜保安技術者研修テキスト	〃　第7章・その他				7	16	6	5	14	6		54
219	＜学習プログラム＞	周知の手引き	3.周知のポイント	1.一般家庭への周知のポイント		10	13	7	5	7	12		54
220	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動要請受信	出動方法		4	10	21	3	7	9		54
221	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売所の変更	7	12	9	12	6	7		53
222	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の設置の許可　様式第28(第51条	9	7	7	10	9	11		53
223	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	気密試験	印刷用PDF		4	13	7	9	13	7		53
224	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	バルク貯槽間の液移動によ	事故概要		5	14	6	10	11	6		52
225	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	他工事によるガス埋設管(5	事故対策		2	12	14	10	8	6		52
226	＜参考資料＞	燃焼器具等交換誘導事業　埋設管改善・交換等成功事例集＆話法例				5	13	8	8	9	9		52
227	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	安全弁交換時における元弁	事故対策		8	9	16	5	8	5		51
228	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	教育・訓練		参考	5	10	11	9	3	12		50
229	＜保安技術者研修テキスト	〃　第5・6章				8	12	8	8	8	5		49
230	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の変更の届出	12	11	7	9	6	4		49
231	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の項目と回数	[消費設備]質量販売		6	5	10	10	7	11		49
232	＜パンフレット＞	【保安啓発事業】質量販売				2	9	9	7	11	11		49
233	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	一般消費者等の数の増加の認可等	12	14	5	10	5	2		48
234	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡・対応	緊急時連絡・対応とは	印刷	5	11	12	4	10	6		48
235	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	緊急時連絡例	電話受付1	4	4	28	6	4	2		48
236	＜保安技術者研修テキスト	〃　第3・4章				8	12	7	8	7	5		47
237	＜保安技術者研修テキスト	大型消費機器　第1章 大型給湯器				6	9	10	5	9	8		47
238	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の区分	参考2		4	13	8	9	6	7		47
239	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡・対応	緊急情報とは		2	6	23	6	4	6		47
240	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	屋外式湯沸器の囲い込みと	事故概要	事故概要Movie	1			2	15	29		47
241	＜学習プログラム、事故事例	事故事例研究　第1版				1	9	11	8	14	4		47
242	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動要請受信	状況確認・把握	参考	6	8	7	4	8	13		46
243	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	印刷用PDF			8	11	6	11	8	1		45
244	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	漏えい試験	印刷用PDF		6	12	9	9	5	4		45
245	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安業務規定の認可申請等	11	9	5	11	5	3		44
246	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	容器交換時等供給設備点	参考		8	9	8	7	9	3		44
247	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	事業の登録	PDF	4	7	10	7	7	8		43
248	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売所等の変更の届出　様式第5(第9条関	10	8	4	5	9	7		43
249	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	廃止の届出	9	11	8	11	2	2		43
250	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の完成検査	7	11	8	8	6	3		43
251	＜保安技術者研修テキスト	〃　第2章				5	13	7	6	7	4		42
252	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	記録等の保存	印刷用PDF		4	11	6	8	6	7		42

LPガス保安技術者向けWebサイト【コンテンツ別アクセス数ランキング】

令和4(2022)年3月31日

順位	コンテンツ						9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	PV数
253	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	埋設管腐しょくによる漏えい	事故概要	事故概要Movie		2	9	4	6	14	7		42
254	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	業務用ガス機器の劣化に	事故概要			2	9	10	6	7	8		42
255	＜学習プログラム＞	CO中毒事故防止	CO中毒概要発生のメカニ	ダイジェストムービー			4	6	8	6	8	9		41
256	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	学校施設での調理実習中	事故概要			1	4	5	3	11	17		41
257	＜パンフレット＞	雪の重さは大敵！　雪害事故にご注意を					2	2	6	6	17	8		41
258	＜参考資料＞	バルク貯槽・安全弁脱着要領書					8	7	5	7	4	10		41
259	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	保安確保の方法等の認定	PDF	6	5	7	10	6	6		40
260	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	保安確保の方法等の認定	PDF	6	5	7	10	6	6		40
261	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	埋設管腐しょくによる漏えい	事故原因			4	9	9	5	9	4		40
262	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	埋設管腐しょくによる漏えい	事故対策			3	9	8	5	10	5		40
263	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	業務用機器メンテナンス不	事故概要			1	3	5	5	11	15		40
264	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	損害賠償の支払い能力等の変更		9	8	4	8	5	5		39
265	＜学習プログラム＞	周知の手引き	4.周知の工夫	1.周知文書・ツールの工夫事例			6	9	7	6	3	8		39
266	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	販売方法	PDF	5	13	8	8	2	2		38
267	＜学習プログラム＞	給排気設備	給排気設備の設置工事の	ダイジェストムービー			11	6	7	2	5	7		38
268	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	定期消費設備調査	参考			6	4	10	5	9	4		38
269	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	供給設備の技術上の主な	PDF	6	14	8	4	3	2		37
270	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	供給設備	PDF	6	14	8	4	3	2		37
271	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	認定行政庁の変更の場合の届出		9	9	3	10	3	3		37
272	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	承継の届出		8	11	4	10	3	1		37
273	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	業務用施設(ラーメン店)で	事故原因				2	5	3	7	20		37
274	＜保安技術者研修テキスト	〃　後半					5	11	5	4	7	4		36
275	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	書面の交付	PDF	3	9	10	4	5	5		36
276	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	書面の交付	PDF	3	9	10	4	5	5		36
277	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	液化石油ガス設備工事の	様式第48(第88条	10	5	4	7	5	5		36
278	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	保育園での調理中のCO中	事故原因			3	3	8	8	6	8		36
279	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	業埋設管の損傷によるガス	事故概要			2	6	8	8	9	3		36
280	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	帳簿の記載	PDF	5	7	8	5	9	1		35
281	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	帳簿の記載	PDF	5	7	8	5	9	1		35
282	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の項目と回数	[供給設備]貯蔵能力3トン以上　10トン未満			1	8	8	5	3	10		35
283	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	学校施設での調理実習中	事故対策				2	5	3	6	19		35
284	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	調整器の経年劣化による	事故概要			3	6	10	4	8	4		35
285	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業の登録申請	様式第1(第4条関	6	7	5	5	5	6		34
286	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の設置の許可	意見書交付申請	7	6	4	5	5	7		34
287	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	業務用施設(ラーメン店)で	事故対策				2	5	3	7	17		34
288	＜パンフレット＞	業務用厨房事故防止(消費者用)					3	8	2	4	11	6		34
289	＜パンフレット＞	厨房設備のレイアウト変更、ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。【平成25年度】					3	4	3	4	7	13		34
290	＜知って得する豆知識＞	2007					4	9	4	7	3	7		34
291	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の報告		7	6	5	9	4	2		33
292	＜学習プログラム＞	CO中毒事故防止	CO中毒事故防止対策	ダイジェストムービー			5	5	3	3	8	9		33
293	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	連絡業務の完了・記録			3	5	15	3	4	3		33
294	＜学習プログラム、事故事例	販売事業の手引き(役割と責務)					2	9	7	4	7	4		33
295	＜パンフレット＞	【業務用厨房機器をお使いの皆さまへ】厨房における事故を防止するためにガス機器の定期的な清掃やメンテナンスを行うことが大切					3	5	5	6	6	8		33
296	＜参考資料＞	LPガス設備設置基準及び取扱要領の改正について					5	5	4	4	8	7		33
297	＜参考資料＞	ガスメーター新検満ステッカー					4	4	7	10	4	4		33
298	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	気密試験のための器具又	印刷用PDF			3	7	3	6	9	4		32
299	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	屋外式湯沸器の囲い込み	事故原因				2	5	2	6	17		32
300	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の設置の許可	様式第29(第56条	6	4	4	4	5	8		31
301	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	施工管理	ガス燃焼器、特定ガス消費機器設置工事			4	3	5	5	6	8		31
302	＜パンフレット＞	雪害事故防止に向けて！【平成20年度版】					1	1	8	5	13	3		31
303	＜保安技術者研修テキスト	〃　第3章 GHP					4	6	6	5	6	3		30
304	＜保安技術者研修テキスト	〃　第4章 燃焼器具の大型化に伴う供給設備の対応					6	6	3	1	8	6		30
305	＜学習プログラム＞	給排気設備	特監方のあらまし	ダイジェストムービー			5	6	7	1	3	8		30
306	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	施工管理	管工事等			4	5	6	5	6	4		30
307	＜学習プログラム＞	周知の手引き	6.周知の話法例	1.周知の説明を聞いてくれない場合			5	5	3	5	6	6		30
308	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	漏えい試験のための器具又	印刷用PDF			4	8	5	4	5	4		30
309	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	屋外式湯沸器の囲い込み	事故対策				2	5	2	6	15		30
310	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	排気筒の設置不良によるC	事故原因				1	4	2	7	16		30
311	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	排気筒の設置不良によるC	事故対策			2	3	4	2	5	14		30
312	＜パンフレット＞	CO中毒事故を起こさないためにあんしんの合言葉「ガスを使う時には、まず換気」を守りましょう。					3	9	3	1	5	9		30
313	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	液移動に起因するLPガス	事故概要			2	7	6	3	8	3		29
314	＜パンフレット＞	雪害事故を防止するために【平成20年度版】					1	1	6	4	12	5		29
315	＜パンフレット＞	燃焼器具の給排気設備の設置工事に当たって					1	4	6	4	6	8		29
316	＜パンフレット＞	保安パンフレット(インドネシア語)					1	4	6	4	6	8		29
317	＜パンフレット＞	保安パンフレット(スペイン語)					1	4	6	4	6	8		29
318	＜パンフレット＞	保安パンフレット(タガログ語)					1	4	6	4	6	8		29
319	＜パンフレット＞	保安パンフレット(タイ語)					1	4	6	4	6	8		29
320	＜パンフレット＞	保安パンフレット(ベトナム語)					1	4	6	4	6	8		29
321	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	施工管理	設備工事の資格者			4	4	8	4	1	7		28
322	＜学習プログラム＞	周知の手引き	5.周知実施者のレベルアッ	1.レベルアップのための事例			5	4	5	3	3	8		28
323	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動	現場到着時の注意			1	5	13	2	3	4		28
324	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	金属フレキ管と末端ガス栓	事故概要			1	6	7	3	5	6		28
325	＜保安技術者研修テキスト	〃　第2章 空調機器(ガスエアコン等)					3	6	6	2	3	7		27
326	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	PDF		5	4	6	6	2	4		27
327	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の設置の許可	様式第30(第58条	5	5	3	4	3	7		27
328	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用厨房の排気設備不	事故対策			3	2	8	7	3	4		27
329	＜パンフレット＞	保安パンフレット(英語)					2	5	5	6	8	1		27
330	＜パンフレット＞	保安パンフレット(韓国語)					2	5	5	6	8	1		27
331	＜パンフレット＞	保安パンフレット(中国語)					2	5	5	6	8	1		27
332	＜パンフレット＞	LPガスを安全に使うための外国人向けガイド					2	5	5	6	8	1		27
333	＜ビデオ資料＞	的確な周知業務の実施と周知のための工夫実例について【平成22年度】					5	7	1	2	8	4		27
334	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	消費者による末端ガス栓の	事故概要			1	6	4	4	4	7		26
335	＜参考資料＞	法申請手続きマニュアル　第1章					1	3	5	7	4	6		26
336	＜参考資料＞	埋設管点検状況表(所管別：平成15年3月末)					1	3	5	7	4	6		26
337	＜保安技術者研修テキスト	〃　第6章 家庭用・業務用マイクロ・ガスコジェネレーション					4	5	3	1	7	5		25
338	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売所等の変更の届出	PDF	3	6	6	4	4	2		25
339	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業者の変更	PDF	3	6	6	4	4	2		25
340	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売所の変更	PDF	3	6	6	4	4	2		25
341	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	液化石油ガスの貯蔵施設	PDF	3	6	6	4	4	2		25
342	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	保安機関の変更	PDF	3	6	6	4	4	2		25
343	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	損害賠償の支払い能力等	PDF	3	6	6	4	4	2		25
344	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業者の認定の申請	様式第26(第47条	4	5	1	5	4	6		25
345	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の設置の許可	様式第31(第59条	6	5	3	2	2	7		25
346	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	施工管理	特定液化石油ガス設備工事事業者			5	2	9	1	4	4		25
347	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	施工管理	施工計画・管理			4	7	5	5	1	3		25
348	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	業務用機器メンテナンス不	事故対策					4	3	5	13		25
349	＜地域保安事業指導用等テ	平成23年度　地域保安指導事業用等テキスト					7	4	7	3	3			24
350	＜地域保安事業指導用等テ	平成22年度　地域保安指導事業用等テキスト					7	3	7	2	4	1		24
351	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の認定申請	様式第12(第30条	7	3	1	6	3	4		24
352	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安業務の廃止		8	5	3	6	1	1		24
353	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	教育・訓練		解説映像		2	8	3	4	1	6		24
354	＜学習プログラム＞	漏えい試験・気密試験	ガス置換	印刷用PDF			3	7	2	5	5	2		24
355	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	他工事によるガス埋設管(	事故原因				8	8	3	2	3		24
356	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	保育園での調理中のCO中	事故概要			1	3	6	4	5	5		24
357	＜学習プログラム、事故事例	設備工事の手引き					4	6	2	6	5	1		24
358	＜パンフレット＞	【保安啓発事業】CO中毒					1	5	4	4	6	4		24
359	＜地域保安事業指導用等テ	平成20年度　地域保安指導事業用等テキスト					6	2	4	6	4	1		23
360	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	特定液化石油ガス設備工	様式第56(第112	5	2		8	4	4		23
361	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	調整器の経年劣化による	事故原因			1	4	9	3	1	5		23
362	＜パンフレット＞	安全な燃焼器具に交換しましょう					3	7	3	1	5	4		23
363	＜保安技術者研修テキスト	〃　第5章 消費型蒸発器設置・保全技術					2	4	5	1	5	5		22
364	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の変更		4	4	3	6	2	3		22
365	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の区分	印刷			3	4	6	4	3	2		22
366	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	安全の確保	参考		3	1	3	5	3	7		22
367	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	応急措置	参考2		1	3	5	3	4	6		22
368	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	学校施設での調理実習中	事故原因	事故原因Movie			1		1	6	14		22
369	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	液移動に起因するLPガス	事故原因			4	7	5	2	3	1		22
370	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用厨房の排気設備不	事故概要			2	5	4	5	5	1		22
371	＜学習プログラム、事故事例	埋設管維持管理の手引き					1	2	1	5	10	3		22
372	＜参考資料＞	調整器、ガスメータ期限管理実態調査結果(安促協)					3	4	3	6	6			22
373	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	報告	PDF	3	5	6	1	2	4		21
374	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	報告	PDF	3	5	6	1	2	4		21
375	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事故届け	高圧ガス保安法	5	1	3	4	6	2		21
376	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	事故概要	事故事例			2	4	3	1	5	6		21
377	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	判断基準	印刷			7	5	4	3	2		21
378	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	連絡・記録		印刷		3	7	6	2	2	1		21

LPガス保安技術者向けWebサイト【コンテンツ別アクセス数ランキング】

令和4(2022)年3月31日

順位	コンテンツ						9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	PV数
379	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	教育・訓練		印刷		2	6	7	5	1			21
380	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	安全弁交換時における元弁	事故原因			2	2	4	5	5	3		21
381	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	排気設備不良の瞬間湯沸	事故原因			2	5	5	5	2	2		21
382	＜地域保安事業指導用等テ	平成24年度　地域保安指導事業用等テキスト					6	3	6	2	3			20
383	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	PDF		6	2	2	5	5			20
384	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	定期供給設備点検	印刷			7	3	2	3	4	1		20
385	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	緊急時連絡例	電話受付2		2	1	11	3	2	1		20
386	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動要請受信	状況確認・把握	印刷		2	8	7	1		2		20
387	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	質量販売先の仮設テントで	事故概要			1	3	5	2	5	4		20
388	＜学習プログラム、事故事例	漏えい試験・気密試験					3	2	2	4	7	2		20
389	＜パンフレット＞	ガスをご利用の皆さまへ					1	3	3	3	4	6		20
390	＜パンフレット＞	厨房事故を防止するためにぜひ知っていただきたいこと【平成20年度版】					1	2	3	3	3	8		20
391	＜パンフレット＞	取り返しのつかない事故を防ぐために！						8	3	1	5	3		20
392	＜パンフレット＞	業務用厨房での事故を防止するために【平成25年度】					1	4	4	1	4	6		20
393	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	業務主任者	PDF		2	7	3	5	1	1		19
394	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の設置の許可	PDF	3	1	3	6	3	3		19
395	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の変更	PDF	3	1	3	6	3	3		19
396	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	貯蔵施設等の完成検査	PDF	3	1	3	6	3	3		19
397	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	状況確保・応援要請	印刷		1	6	6	3	3			19
398	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	安全弁交換時における元弁	事故概要	事故概要Movie		4	1	1	3	6	4		19
399	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	業務用ガス機器の劣化によ	事故原因				3	6	5		5		19
400	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	屋外式湯沸器の囲い込み	事故概要	印刷		1	2	1	1	3	11		19
401	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	業埋設管の損傷によるガス	事故原因			1	2	7	3	4	2		19
402	＜学習プログラム、事故事例	点検・調査の手引き					2	3	2	2	8	2		19
403	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業に係る報告	通達(規則関係)	4		2	7	3	2		18
404	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業者の認定の申請	様式第27(第48条	3	6	1	2	2	4		18
405	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の完成検査		3	3	1	6	3	2		18
406	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん事業者の報告		4	4	3	5	1	1		18
407	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	維持管理	給排気の調査			4	2	1	4	3	4		18
408	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動	出動の方法	印刷		1	6	6	4	1			18
409	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	埋設管腐しょくによる漏えい	事故概要	印刷		1	3	1	6	6	1		18
410	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	排気設備不良の瞬間湯沸	事故対策			3	5	4	3	2	1		18
411	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故原因　調整器の劣化				4	7	5	1	1		18
412	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の認定申請	様式第13(第30条	4	2		5	3	3		17
413	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	施工管理	特定供給設備の許可				3	4	4	5	1		17
414	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	定期消費設備調査	印刷			5	3	3	2	3	1		17
415	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡・対応	緊急情報とは	参考2		2	3	8		1	3		17
416	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	緊急時連絡例	集中監視4			2	9	3	2	1		17
417	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	連絡業務の完了・記録	参考		2	3	8		1	3		17
418	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故概要　高圧ホースの劣化			3	4	2	4	1	3		17
419	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	業務用施設(ラーメン店)で	事故概要	事故概要Movie			2		1	4	10		17
420	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	調整器の経年劣化による	事故対策				3	8	2	1	3		17
421	＜学習プログラム、事故事例	CO中毒事故防止					1	3	1	1	8	3		17
422	＜学習プログラム、事故事例	周知の手引き					3	5	2	1	5	1		17
423	＜パンフレット＞	業務用厨房事故防止(販売事業者用)					2	5		3	3	4		17
424	＜パンフレット＞	LPガスを安全に使うための　英語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシャ語(イラン)					1	3	4	2	6	1		17
425	＜パンフレット＞	山小屋でLPガスをお使いの皆様へ(A)【平成26年度版(普及啓発事業)】						3	4	3	6	1		17
426	＜参考資料＞	燃焼器具等交換誘導事業埋設管改善・交換等成功事　例集＆話法例						2	4	4	4	3		17
427	＜参考資料＞	燃焼器具交換状況表(所管別：平成15年3月末時点)						2	4	4	4	3		17
428	＜参考資料＞	販売事業者数、保安機関数等について						2	4	4	4	3		17
429	＜地域保安事業指導用等テ	平成18年度　地域保安指導事業用等テキスト					7	2	2	3	2			16
430	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	容器交換時等供給設備点	印刷			4	4	2	2	3	1		16
431	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	応急措置	参考1		1	2	3	4		6		16
432	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	金属フレキ管と末端ガス栓	事故原因				4	4	2	2	4		16
433	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	保育園での調理中のCO中	事故対策					4	4	4	4		16
434	＜学習プログラム、事故事例	給排気設備					1	2	1	3	7	2		16
435	＜パンフレット＞	バランス型ふろがまをお使いの皆さまへ					1	2	3	1	3	6		16
436	＜参考資料＞	販売事業者数、保安機関数等について					1	3	2	3	5	2		16
437	＜地域保安事業指導用等テ	平成19年度　地域保安指導事業用等テキスト					7	2	2		3	1		15
438	＜地域保安事業指導用等テ	平成16年度　地域保安指導事業用等テキスト					7	1	3	3	1			15
439	＜地域保安事業指導用等テ	平成15年度　地域保安指導事業用等テキスト					8	1	1	3	1	1		15
440	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の保安検査		4	3	1	4	2	1		15
441	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	特定液化石油ガス設備工	様式第57(第114	3	1		6	3	2		15
442	＜学習プログラム＞	周知の手引き	1.周知とは	2.周知の頻度			4	4	1	3	3			15
443	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	連絡・記録		参考		2	4	4	2		3		15
444	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	業務用ガス機器の劣化によ	事故対策				2	6	3		4		15
445	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	他工事によるガス埋設管(掘	事故概要	事故概要Movie			3	6	2	2	2		15
446	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故対策　調整器の劣化				3	6	4	1	1		15
447	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	消費者による末端ガス栓の	事故対策				3	3	3	1	5		15
448	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	金属フレキ管と末端ガス栓	事故対策				3	4	2	2	4		15
449	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用厨房の排気設備不	事故原因			1	2	3	4	3	2		15
450	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	業埋設管の損傷によるガス	事故対策			1	1	4	3	3	3		15
451	＜学習プログラム、事故事例	行政庁への法手続き						3	1	2	5	4		15
452	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	標識の掲示	PDF	1	3	4	2	2	2		14
453	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業の登録申請	PDF	5	1	3	2	2	1		14
454	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	施工管理	検査・竣工引渡し				3	4	6	1			14
455	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	維持管理	点検。調査及び記録の整備等				4	1	3	2	4		14
456	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の業務の流れ	印刷			4	3	2	2	1	2		14
457	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡・対応	緊急情報とは	参考1		1	2	7	1	1	2		14
458	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動要請受信	状況確認・把握	解説映像			4	2	2	2	4		14
459	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	液移動に起因するLPガス	事故対策				4	5	2	2	1		14
460	＜学習プログラム、事故事例	緊急時連絡・対応の手引き						4	2	1	6	1		14
461	＜学習プログラム、事故事例	事故事例研究　第2版						4		3	5	2		14
462	＜パンフレット＞	業務用厨房で事故を防止するために【平成20年度版】					1	4	1	2	2	4		14
463	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	販売業務	消費設備の技術上の主な	PDF	1	4	4	1	2	1		13
464	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	保安業務	PDF			3	3	5	2			13
465	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	維持管理	他工事業者対策			3	3		2	2	3		13
466	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の項目と回数	印刷			2	4	4	1	1	1		13
467	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	緊急時連絡例	電話受付3			1	7	2	2	1		13
468	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	緊急時連絡例	集中監視1			1	6	3	2	1		13
469	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動要請受信	出動方法	参考		1	8	2		2			13
470	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	消費者による末端ガス栓の	事故原因				2	4	2	1	4		13
471	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用オーブンの燃焼調査	事故概要			1	3	5	1	1	2		13
472	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用オーブンの燃焼調査	事故対策			1	2	6	1	1	2		13
473	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	排気筒の設置不良によるC	事故概要	印刷						5	8		13
474	＜学習プログラム、事故事例	事故事例研究　第3版						5		3	3	2		13
475	＜パンフレット＞	保安パンフレット(英語)					4	2	3	2	2			13
476	＜地域保安事業指導用等テ	平成17年度　地域保安指導事業用等テキスト					6	2	1	2	1			12
477	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】LPガス容器交換時等の事故防止行動マニュアル(携行版)						3	1	2	3	3		12
478	＜学習プログラム＞		販売事業の手引き(役割と	保安業務	保安業務の運用	PDF	2	4	3	1	2			12
479	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の変更の届出	様式第20(第41条	3	3	1	2	1	2		12
480	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安業務規定の認可申請	様式第20(第41条	3	3	1	2	1	2		12
481	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	特定液化石油ガス設備工	様式第58(第114	3	1		4	3	1		12
482	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	緊急時連絡例	集中監視2				7	3	1	1		12
483	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	緊急時連絡例	集中監視3				8	2	1	1		12
484	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	排気設備不良の瞬間湯沸	事故概要	印刷		1	2		6	3			12
485	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	業務用施設(ラーメン店)で	事故概要	印刷			2		1	3	6		12
486	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	業務主任者等の選解任	PDF	1	2	2	5		1		11
487	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	維持管理	期限管理			1	2	1	2	4	1		11
488	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	応急措置	印刷		1	3	5		1	1		11
489	＜学習プログラム、事故事例	事故事例研究　第4版						3		4	4			11
490	＜学習プログラム、事故事例	事故事例研究　第9版					1	4		2	4			11
491	＜パンフレット＞	山小屋でLPガスをお使いの皆様へ(B)【平成26年度版(普及啓発事業)】					1	2	2	1	4	1		11
492	＜パンフレット＞	保安パンフレット(ベトナム語)					1	5	1	2	1	1		11
493	＜参考資料＞	DMEと他燃料との比較表					1	1	2	2	3	2		11
494	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	登録行政庁変更における	様式第3(第7条関	3	1	3	2	1			10
495	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	液化石油ガス設備工事の	PDF	1	1	1	3	3	1		10
496	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	維持管理	維持管理のポイント				6		1	2	1		10
497	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	維持管理	保安教育			1	2	4	1		2		10
498	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	安全の確保	印刷		1	3	5			1		10
499	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	他工事によるガス埋設管(掘	事故概要	印刷		2	3		2	2	1		10
500	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用オーブンの燃焼調査	事故原因				1	5	2	1	1		10
501	＜学習プログラム、事故事例	事故事例研究　第6版						3		3	4			10
502	＜学習プログラム、事故事例	事故事例研究　第7版						3		3	4			10
503	＜学習プログラム、事故事例	事故事例研究　第8版						3		3	4			10
504	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】保安業務ガイド(点検・調査)						3	1	2	2	1		9

LPガス保安技術者向けWebサイト【コンテンツ別アクセス数ランキング】

令和4(2022)年3月31日

順位	コンテンツ						9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	PV数
505	＜保安技術者研修テキスト	〃　第4～6章					1	4	1	3				9
506	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事故届け	PDF		3	1	3	2			9
507	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の認定の更新	様式第14(第34条	1	3	1	2	1	1		9
508	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の結果と事後処	印刷			3	2	2	1	1			9
509	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	バルク貯槽間の液移動によ	事故概要	事故概要Movie			2		4	3			9
510	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	業務用機器メンテナンス不	事故原因	事故原因Movie					1	3	5		9
511	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	業務用機器メンテナンス不	事故原因	印刷						2	7		9
512	＜学習プログラム、事故事例	事故事例研究　第5版						3		3	3			9
513	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	PDF		1		2	3	2			8
514	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	PDF				4	3	1			8
515	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	特定液化石油ガス設備工	PDF	1		1	3	3			8
516	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス設備工事	特定液化石油ガス設備工	PDF	1		1	3	3			8
517	＜学習プログラム＞	周知の手引き	3.周知のポイント	2.業務用施設への周知のポイント			1		2	2	3			8
518	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動要請受信	出動方法	印刷		1	4	3					8
519	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	業務用ガス機器の劣化によ	事故概要	印刷		1	3	1	2	1			8
520	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	質量販売先の仮設テントで	事故原因				1	4	1		2		8
521	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	質量販売先の仮設テントで	事故対策				1	4	1		2		8
522	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故概要　調整器の劣化	事故概要Movie			2	1		5			8
523	＜パンフレット＞	LPガスを安全に使うための	タガログ語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、ハングル語(韓国)					1	3		4			8
524	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】保安業務ガイド(ヒヤリハット)						3		1	1	2		7
525	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】液化石油ガス設備工事 施工管理マニュアル(設置工事管理者編)						2	2		3			7
526	＜保安技術者研修テキスト	バルク供給技術保安専門技術者研修テキスト(平成20年度)　第1章					1	3	1		2			7
527	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事業の譲渡・相続	様式第6(第10条	3			1	2	1		7
528	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安業務規定の認可申請	様式第18(第39条	3	1		2	1			7
529	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	経済産業局産業保安監督	PDF		3	1	1	2				7
530	＜学習プログラム＞	設備工事の手引き	維持管理	液移動対策			1	2	1	1	2			7
531	＜学習プログラム＞	周知の手引き	2.周知をいつ行うか	3.確実に周知を実施するために				1	1	3	1	1		7
532	＜学習プログラム＞	周知の手引き	3.周知のポイント	3.その他の施設への周知のポイント				4	1	2				7
533	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	埋設管腐しょくによる漏えい	事故原因	印刷			2		2	2	1		7
534	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	埋設管腐しょくによる漏えい	事故対策	印刷			2	1	1	2	1		7
535	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	排気設備不良の瞬間湯沸器	事故概要	事故概要Movie			1		2	3	1		7
536	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	質量販売先の仮設テントで	事故概要	印刷			2	1	1	2	1		7
537	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	保育園での調理中のCO中	事故概要	印刷				2	2	2	1		7
538	＜参考資料＞	平成15年度地域普及事業実績表					1	1		2	1	2		7
539	＜参考資料＞	平成16年度地域普及事業の実施計画について						2		2	3			7
540	＜参考資料＞	平成16年度地域普及事業実績表						2	1	1	2	1		7
541	＜法令等改正＞	【平成21年9月10日付】「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」及び「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」の一					1	1	1	3				6
542	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】LPガスバルク供給					4		1	1				6
543	＜保安技術者研修テキスト	〃　第2章					1	3	1	1				6
544	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	登録行政庁変更における	PDF	1		1	3	1			6
545	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業者の認定の申請	PDF	1	1		2	1	1		6
546	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	認定販売事業者の報告	PDF	1	1		2	1	1		6
547	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	一般消費者等の数の増加	様式第15(第35条	2	1		2	1			6
548	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の報告	通達(規則関係)	1			3	1	1		6
549	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	出動	現場到着時の注意	印刷		1	2	3					6
550	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	埋設管腐しょくによる漏えい	事故対策	事故対策Movie		1	2		2	1			6
551	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	排気設備不良の瞬間湯沸器	事故原因	印刷			2		2	1	1		6
552	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	バルク貯槽間の液移動によ	事故原因	事故原因Movie			3		1	1	1		6
553	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	他工事によるガス埋設管(ら	事故原因	印刷			3		1	1	1		6
554	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	他工事によるガス埋設管(ら	事故対策	印刷			3		1	1	1		6
555	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故概要　調整器の劣化	印刷		1	2	1		2			6
556	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故原因　高圧ホースの劣化				1	2	2		1		6
557	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	金属フレキ管と末端ガス栓	事故概要	印刷			2	1	1	2			6
558	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	保育園での調理中のCO中	事故概要	事故概要Movie			1	1	1	3			6
559	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	排気筒の設置不良によるC	事故対策	事故対策Movie					1	1	4		6
560	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧							2	1	1	1		5
561	＜地域保安事業指導用等テ	【平成20年度】LPガスバルク供給					2		1	1		1		5
562	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】LPガス販売事業の手引き-法手続き、役割と責務-							1	3	1			5
563	＜地域保安事業指導用等テ	【平成26年度】LPガス容器交換時事故防止マニュアル						3		1	1			5
564	＜保安技術者研修テキスト	〃　第3章					1	3	1					5
565	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事業の譲渡・相続	様式第9の2(第10	1	1	1	1	1			5
566	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事業の譲渡・相続	PDF		1		3		1		5
567	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	販売事業に係る報告	PDF	1		1	2		1		5
568	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の許可	様式第37(第67条	2		1			2		5
569	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の許可	PDF		3		2				5
570	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の完成検査	PDF		3		2				5
571	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の保安検査	PDF		3		2				5
572	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の変更	PDF		3		2				5
573	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん事業者の報告	PDF		3		2				5
574	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の認定申請	PDF	1	1		2	1			5
575	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	認定行政庁の変更の場合	PDF				4		1		5
576	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の変更の届出	PDF				3	1	1		5
577	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安業務規定の認可申請	様式第17(第39条	2	1		1	1			5
578	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡・対応	緊急情報とは	参考4		1		3			1		5
579	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡・対応	緊急情報とは	印刷		1	1	2		1			5
580	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	緊急時連絡	連絡業務の完了・記録	印刷			1	2		1	1		5
581	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	安全弁交換時における元栓	事故概要	印刷			1		1	2	1		5
582	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	安全弁交換時における元栓	事故対策	印刷			2	1	1	1			5
583	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	排気設備不良の瞬間湯沸器	事故対策	印刷			2		2	1			5
584	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	業務用ガス機器の劣化によ	事故概要	事故概要Movie			1	1		2	1		5
585	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故対策　高圧ホースの劣化				1	2	1		1		5
586	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	消費者による末端ガス栓の	事故概要	印刷			2		1	2			5
587	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	業埋設管の損傷によるガス	事故概要	印刷					2	3			5
588	＜パンフレット＞	保安パンフレット(ポルトガル語)						1	3	1				5
589	＜パンフレット＞	保安パンフレット(韓国語)					3	1		1				5
590	＜参考資料＞	Webサイト及びメールマガジンアンケート結果						1		2	2			5
591	＜参考資料＞	地域普及事業実態調査結果(平成15年11月実施)						2	1		2			5
592	＜参考資料＞	H15 東海地震調査結果概要						1		1	2	1		5
593	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成24年度								3	1			4
594	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成25年度							1	1	1	1		4
595	＜地域保安事業指導用等テ	【平成16年度】LPガスバルク供給					3			1				4
596	＜地域保安事業指導用等テ	【平成20年度】液化石油ガス設備工事 施工管理マニュアル(設置工事管理者編)					1			2	1			4
597	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事業の譲渡・相続	様式第7(第10条	1			1	1	1		4
598	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事業の譲渡・相続	様式第8(第10条	1			1	1	1		4
599	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の許可	様式第35(第63条	3	1						4
600	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の認定の更新	PDF				3		1		4
601	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	一般消費者等の数の増加	様式第16(第35条		1		2	1			4
602	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	認定行政庁の変更の場合	様式第19(第40条	2			2				4
603	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安業務規定の認可申請	PDF	1		1	2				4
604	＜学習プログラム＞	周知の手引き	2.周知をいつ行うか	2.周知の効果を上げる取り組み				1		2		1		4
605	＜学習プログラム＞	周知の手引き	5.周知実施者のレベルアッ	2.周知実施者の態度・マナー				1		3				4
606	＜学習プログラム＞	緊急時連絡・対応の手引き	現場での措置	応急措置	参考3		1		1	2				4
607	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	バルク貯槽間の液移動によ	事故概要	印刷		1	2		1				4
608	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	バルク貯槽間の液移動によ	事故対策	事故対策Movie			2		1	1			4
609	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	業務用ガス機器の劣化によ	事故原因	印刷			1	1	2				4
610	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	業務用ガス機器の劣化によ	事故対策	印刷			1		3				4
611	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	屋外式湯沸器の囲い込みに	事故原因	印刷			1		1		2		4
612	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	質量販売先の仮設テントで	事故概要	事故概要Movie			1	1	1		1		4
613	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故原因　調整器の劣化	印刷			1	1	2				4
614	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	学校施設での調理実習中に	事故概要	事故概要Movie			1		1	2			4
615	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	学校施設での調理実習中に	事故概要	印刷			1		2		1		4
616	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	学校施設での調理実習中に	事故原因	印刷			1		2		1		4
617	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	業務用施設(ラーメン店)で	事故対策	印刷			1		2		1		4
618	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	消費者による末端ガス栓の	事故概要	事故概要Movie			1		1	2			4
619	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	金属フレキ管と末端ガス栓	事故対策	印刷			2		1	1			4
620	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	液移動に起因するLPガス	事故概要	事故概要Movie		1	2			1			4
621	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	保育園での調理中のCO中	事故原因	印刷					2	2			4
622	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	保育園での調理中のCO中	事故対策	印刷					2	2			4
623	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	業務用機器メンテナンス不	事故概要	事故概要Movie			1		1	2			4
624	＜パンフレット＞	保安パンフレット(中国語)					2	1		1				4
625	＜ビデオ資料＞	お知らせ					2				1	1		4
626	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成16年度							2	1				3
627	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成23年度								2	1			3
628	＜法令等改正＞	【平成19年3月28日公布】一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令					1			2				3
629	＜法令等改正＞	参考:強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について(平成19･02･26原院第1号(平成19年3月13日))						1		1		1		3
630	＜法令等改正＞	LPガス法施行規則の一部を改正する省令等の概要について					1			2				3

LPガス保安技術者向けWebサイト【コンテンツ別アクセス数ランキング】

令和4(2022)年3月31日

順位	コンテンツ						9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	PV数
631	＜法令等改正＞	2004年12月8日 LP法 施行令の一部改正					1			2				3
632	＜地域保安事業指導用等テ	21年度テキストの改訂、追補等							1		2			3
633	＜地域保安事業指導用等テ	20年度テキストの改訂、追補等							1		2			3
634	＜地域保安事業指導用等テ	【平成20年度】保安業務ガイド（点検・調査）（改訂版）							1		1	1		3
635	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】保安業務ガイド（周知）						1	1	1				3
636	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】保安業務ガイド（緊急時対応）					1		1		1			3
637	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】保安業務ガイド（緊急時連絡）					1				2			3
638	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】LPガスバルク供給 ヒヤリ・ハット事例集					2	1						3
639	＜学習プログラム＞	・トップページ							1	1		1		3
640	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事業の譲渡・相続	様式第7の2(第10	1		1	1				3
641	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	廃止の届出	様式第11（第26条	1		1	1				3
642	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	廃止の届出	PDF			1	2				3
643	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	一般消費者等の数の増加	PDF				3				3
644	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	承継の届出	様式第22の2（第	1		1	1				3
645	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	承継の届出	PDF				3				3
646	＜学習プログラム＞	点検・調査の手引き	点検・調査の結果と事後処	解説映像2						3				3
647	＜学習プログラム＞	周知の手引き	1.周知とは	3.消費者の認識不足は周知不足			1	1		1				3
648	＜学習プログラム＞	周知の手引き	1.周知とは	4.周知は面談				1	1	1				3
649	＜学習プログラム＞	周知の手引き	4.周知の工夫	3.周知媒体の工夫事例			1			1	1			3
650	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	埋設管腐しょくによる漏えい	事故原因	事故原因Movie			1		1	1			3
651	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	安全弁交換時における元弁	事故原因	印刷			1		1	1			3
652	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	バルク貯槽間の液移動によ	事故対策	印刷		1	1		1				3
653	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	屋外式湯沸器の囲い込みに	事故対策	印刷			1		1	1			3
654	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故概要　高圧ホースの劣	事故概要Movie			1	1	1				3
655	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故原因　調整器の劣化	事故原因Movie			1		2				3
656	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故対策　調整器の劣化	印刷			1		2				3
657	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	業務用施設（ラーメン店）で	事故原因	印刷			1		1		1		3
658	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	金属フレキ管と末端ガス栓	事故概要	事故概要Movie			1			2			3
659	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	金属フレキ管と末端ガス栓	事故原因	印刷			2		1				3
660	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	液移動に起因するLPガス	事故概要	印刷		1		1		1			3
661	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	液移動に起因するLPガス	事故原因	事故原因Movie		1				2			3
662	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	業埋設管の損傷によるガス	事故原因	印刷					1	2			3
663	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	業埋設管の損傷によるガス	事故対策	印刷					1	2			3
664	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	排気筒の設置不良によるC	事故原因	事故原因Movie					1	1	1		3
665	＜パンフレット＞	保安パンフレット（タガログ語）						2	1					3
666	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成15年度							1	1				2
667	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成17年度								2				2
668	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成18年度							1	1				2
669	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成19年度								2				2
670	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成20年度								2				2
671	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成21年度								2				2
672	＜保安行政動向＞	過去の保安行政一覧　平成22年度								2				2
673	＜法令等改正＞	【平成21年3月19日付】液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について					1			1				2
674	＜法令等改正＞	参考:「LPガス法施行規則の運用及び解釈について」並びに「LPガス法の機能性基準の運用について」の一部改正について（平成19・							1	1				2
675	＜法令等改正＞	【平成19年6月27日公布】LPガス法施行規則の一部を改正する省令（平成19年経済産業省令第44号（平成19年6月　改正文							1	1				2
676	＜法令等改正＞	【平成19年3月28日公布】一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令			◇うちLPガス法施行規則改正部分		1			1				2
677	＜法令等改正＞	【平成19年3月13日公布】特監法施行規則に基づき安全装置を定める告示（平成19年経済産業省告示第64号（平成19年3月13日））								1		1		2
678	＜法令等改正＞	「ガス事業法施行規則第108条第12号」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律施行規則第44条第1号								1		1		2
679	＜法令等改正＞	【平成18年12月22日公布】LPガス法施行規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第107号（平成18年12月22日））								1	1			2
680	＜法令等改正＞	【平成18年12月22日公布】LPガス法施行規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第107号（平成18年　改正文								1	1			2
681	＜法令等改正＞	【平成18年12月22日公布】液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第105号（平成18年12月22日））								1	1			2
682	＜法令等改正＞	【平成18年12月22日公布】特監法施行規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第108号（平成18年12月22日））								1	1			2
683	＜法令等改正＞	参考:「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びにLPガス法施行規則第131条第2項の								1	1			2
684	＜法令等改正＞	2006年LP法施行規則の一部改正					1			1				2
685	＜法令等改正＞	LP法施行規則機能性基準の運用について の一部改正の概要					1			1				2
686	＜法令等改正＞	バルク保安距離の改正について					1			1				2
687	＜事故関連情報＞	民生用バルクローリーに係わる漏えい事故について（福岡県）【04.10.07】					1	1						2
688	＜地域保安事業指導用等テ	【平成16年度】保安業務ガイド　点検・調査					1		1					2
689	＜地域保安事業指導用等テ	【平成18年度】LPガスバルク供給 ヒヤリ・ハット事例集					1				1			2
690	＜地域保安事業指導用等テ	【平成19年度】保安業務ガイド（点検・調査）					1					1		2
691	＜地域保安事業指導用等テ	【平成19年度】LPガスバルク供給 ヒヤリ・ハット事例集					2							2
692	＜地域保安事業指導用等テ	【平成20年度】LPガスバルク供給 ヒヤリ・ハット事例集					2							2
693	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】液化石油ガス設備 維持管理マニュアル（販売事業者編）							2					2
694	＜地域保安事業指導用等テ	【平成22年度】保安業務ガイド（ヒヤリハット）					1					1		2
695	＜地域保安事業指導用等テ	【平成25年度版】保安業務ガイド（点検・調査）					1	1						2
696	＜地域保安事業指導用等テ	【平成25年度】LPガス災害対策マニュアル							2					2
697	＜地域保安事業指導用等テ	【平成26年度】LPガス災害対策マニュアル							1		1			2
698	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	事業の譲渡・相続	様式第9(第10条	1			1				2
699	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の許可	報告書参考例	1	1						2
700	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	承継の届出	様式第21（第42条	1			1				2
701	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	承継の届出	様式第22（第42条	1			1				2
702	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安業務の廃止	PDF				2				2
703	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安機関の報告	PDF				2				2
704	＜学習プログラム＞	周知の手引き	6.周知の話法例	2.CO中毒事故防止について						1	1			2
705	＜学習プログラム＞	周知の手引き	6.周知の話法例	3.埋設管事故防止について			1			1				2
706	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	安全弁交換時における元弁	事故原因	事故原因Movie					1	1			2
707	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	安全弁交換時における元弁	事故対策	事故対策Movie				1		1			2
708	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	バルク貯槽間の液移動によ	事故原因	印刷			1		1				2
709	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	業務用ガス機器の劣化によ	事故原因	事故原因Movie				1	1				2
710	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	他工事によるガス埋設管（	事故原因	事故原因Movie			1		1				2
711	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	他工事によるガス埋設管（	事故対策	事故対策Movie			1		1				2
712	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	質量販売先の仮設テントで	事故原因	印刷			1		1				2
713	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	質量販売先の仮設テントで	事故対策	印刷			1		1				2
714	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故概要　高圧ホースの劣	印刷				1	1				2
715	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故原因　高圧ホースの劣	印刷				1	1				2
716	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故対策　調整器の劣化	事故対策Movie				1	1				2
717	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故対策　高圧ホースの劣	印刷				1	1				2
718	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	学校施設での調理実習中に	事故対策	事故対策Movie			1		1				2
719	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	学校施設での調理実習中に	事故対策	印刷			1		1				2
720	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	業務用施設（ラーメン店）で	事故原因	事故原因Movie					1		1		2
721	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	業務用施設（ラーメン店）で	事故対策	事故対策Movie					1		1		2
722	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	消費者による末端ガス栓の	事故原因	事故原因Movie					1	1			2
723	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	消費者による末端ガス栓の	事故対策	事故対策Movie						1	1		2
724	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	金属フレキ管と末端ガス栓	事故対策	事故対策Movie				1		1			2
725	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	保育園での調理中のCO中	事故原因	事故原因Movie						1	1		2
726	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	保育園での調理中のCO中	事故対策	事故対策Movie						2			2
727	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用厨房の排気設備不	事故概要	印刷			1		1				2
728	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用厨房の排気設備不	事故対策	印刷		1			1				2
729	＜学習プログラム＞	事故事例研究7	調整器の経年劣化による	事故概要	印刷					1	1			2
730	＜パンフレット＞	保安パンフレット（スペイン語）						2						2
731	＜パンフレット＞	保安パンフレット（タイ語）						1	1					2
732	＜保安行政動向＞	最近のLPガス保安行政について							1					1
733	＜法令等改正＞	【平成22年10月7日付け】液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係省令の運用及び解釈の基準について								1				1
734	＜法令等改正＞	【平成19年6月29日公布】LPガス法施行規則の一部を改正する省令（平成19年経済産業省令第46号（平成19年6月29日））								1				1
735	＜法令等改正＞	【平成19年6月29日公布】LPガス法施行規則の一部を改正する省令（平成19年経済産業省令第46号（平成19年6月　改正文								1				1
736	＜法令等改正＞	【平成19年6月27日公布】LPガス法施行規則の一部を改正する省令（平成19年経済産業省令第44号（平成19年6月27日））								1				1
737	＜法令等改正＞	【平成19年3月28日公布】一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令			◇うち液化石油ガス保安規則改正部分					1				1
738	＜法令等改正＞	【平成19年3月13日公布】LPガス法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示（平成19年経済産業省告示第65号（平成19年								1				1
739	＜法令等改正＞	【平成18年12月22日公布】液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第105号（平成　改正文								1				1
740	＜法令等改正＞	【平成18年12月22日公布】特監法施行規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第108号（平成18年12　改正文								1				1
741	＜法令等改正＞	保安専門技術者の方へのお知らせ								1				1
742	＜事故関連情報＞	バルク供給設備に係わるいたずら等防止対策について【04.07.15】						1						1
743	＜事故関連情報＞	経済省発 民生用バルクローリーに係わる事故防止について【04.10.19】								1				1
744	＜事故関連情報＞	経済省発「酸欠事故の防止について」【05.04.28】						1						1
745	＜事故関連情報＞	バルク貯槽安全弁交換に係る事故について（注意喚起）【05.07.29】					1							1
746	＜地域保安事業指導用等テ	【平成24年度】保安業務ガイド（点検・調査）						1						1
747	＜地域保安事業指導用等テ	【平成17年度】保安業務ガイド　点検・調査					1							1
748	＜地域保安事業指導用等テ	【平成17年度】液化石油ガス設備工事施工管理マニュアル					1							1
749	＜地域保安事業指導用等テ	【平成15年度】LPガスバルク供給ヒヤリ・ハット事例集					1							1
750	＜地域保安事業指導用等テ	【平成15年度】「埋設管腐食測定器」の測定マニュアル					1							1
751	＜地域保安事業指導用等テ	【平成18年度】保安業務ガイド（点検・調査）					1							1
752	＜地域保安事業指導用等テ	【平成18年度】LPガスバルク供給					1							1
753	＜地域保安事業指導用等テ	【平成18年度】LPガス販売事業の手引き−法手続き、役割と責務−								1				1
754	＜地域保安事業指導用等テ	【平成19年度】液化石油ガス設備 維持管理マニュアル（販売事業者編）									1			1
755	＜地域保安事業指導用等テ	【平成19年度】LPガス保安高度化マニュアル					1							1
756	＜地域保安事業指導用等テ	【平成20年度】保安業務ガイド（緊急時連絡）									1			1

LPガス保安技術者向けWebサイト【コンテンツ別アクセス数ランキング】

令和4(2022)年3月31日

順位	コンテンツ						9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	PV数
757	＜地域保安事業指導用等テ	【平成20年度】LPガス販売事業の手引き -法手続き、役割と責務-								1				1
758	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】CO中毒事故を防止するために（改訂版）						1						1
759	＜地域保安事業指導用等テ	【平成21年度】LPガス保安高度化マニュアル　4.資料編								1				1
760	＜地域保安事業指導用等テ	【平成22年度】保安業務ガイド（点検・調査）										1		1
761	＜地域保安事業指導用等テ	保安業務ガイド(点検・調査)(平成23年度)						1						1
762	＜地域保安事業指導用等テ	【平成25年度版】業務用厨房機器メンテナンス講習							1					1
763	＜地域保安事業指導用等テ	【平成26年度版】保安業務ガイド（点検・調査）						1						1
764	＜地域保安事業指導用等テ	【平成26年度版】CO中毒事故を防止するために							1					1
765	＜保安技術者研修テキスト	バルク供給技術保安専門技術者研修テキスト（平成15年版）　第1章						1						1
766	＜保安技術者研修テキスト	バルク供給技術保安専門技術者研修テキスト（平成15年版）　第2章						1						1
767	＜保安技術者研修テキスト	バルク供給技術保安専門技術者研修テキスト（平成15年版）　第3章						1						1
768	＜保安技術者研修テキスト	バルク供給技術保安専門技術者研修テキスト（平成15年版）　第4～6章						1						1
769	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の許可	様式第36(第65条	1							1
770	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の許可	様式第38(第68条	1							1
771	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	液化石油ガス販売事業	充てん設備の許可	様式第44(第81条		1						1
772	＜学習プログラム＞		行政庁への法手続き	保安機関	保安業務の廃止	様式第25（第43条	1							1
773	＜学習プログラム＞	周知の手引き	4.周知の工夫	2.保存してもらえる工夫事例						1				1
774	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	排気設備不良の瞬間湯沸	事故原因	事故原因Movie					1				1
775	＜学習プログラム＞	事故事例研究第1版	排気設備不良の瞬間湯沸	事故対策	事故対策Movie					1				1
776	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	業務用ガス機器の劣化に	事故対策	事故対策Movie					1				1
777	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	屋外式湯沸器の囲い込み	事故原因	事故原因Movie					1				1
778	＜学習プログラム＞	事故事例研究第2版	屋外式湯沸器の囲い込み	事故対策	事故対策Movie					1				1
779	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	質量販売先の仮設テントで	事故原因	事故原因Movie					1				1
780	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	質量販売先の仮設テントで	事故対策	事故対策Movie					1				1
781	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故原因　高圧ホースの劣	事故原因Movie					1				1
782	＜学習プログラム＞	事故事例研究3	調整器、高圧ホースの経年	事故対策　高圧ホースの劣	事故対策Movie					1				1
783	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	消費者による末端ガス栓の	事故原因	印刷			1						1
784	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	消費者による末端ガス栓の	事故対策	印刷			1						1
785	＜学習プログラム＞	事故事例研究4	金属フレキ管と末端ガス栓	事故原因	事故原因Movie						1			1
786	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	液移動に起因するLPガス	事故原因	印刷						1			1
787	＜学習プログラム＞	事故事例研究5	液移動に起因するLPガス	事故対策	事故対策Movie						1			1
788	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用厨房の排気設備不	事故原因	印刷					1				1
789	＜学習プログラム＞	事故事例研究6	業務用オーブンの燃焼調	事故概要	印刷			1						1
790	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	排気筒の設置不良による	事故原因	印刷						1			1
791	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	業務用機器メンテナンス不	事故概要	印刷						1			1
792	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	業務用機器メンテナンス不	事故対策	事故対策Movie					1				1
793	＜学習プログラム＞	事故事例研究8	業務用機器メンテナンス不	事故対策	印刷					1				1
794	＜パンフレット＞	保安パンフレット（インドネシア語）						1						1

別添７

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイトに係るアンケート調査

アンケートシステムの概要

調　査　結　果

■アンケートの実施

1 “ID・パスワードの発行はこちら”からアンケートへ

- 氏名など、必要な内容の中に任意で、2問程度のアンケートに答えて頂く

2 アンケートホームページへリンク

- 2問程度のアンケートに答えて頂く
- 送信ボタンをクリックすると、WEBMasterへ

1の例

アンケートにご協力ください。
＊「専門技術者ページ」へログインするためのID・パスワードの発行を希望される方は下記の項目を入力の上、送信ボタンを押してください。
＊ID・パスワードの発行は、申込をされた日から7業務日以降となります。
＊ID・パスワードをお申込された「保安専門技術者」の方には、ご登録後、「保安専門技術者向けメールマガジン」を配信します。

Q1：LPガスに関する知識の向上が図られましたか
役にたった□　どちらともいえない□
Q2：社内教育等に役立ちましたか
役にたった□　どちらともいえない□

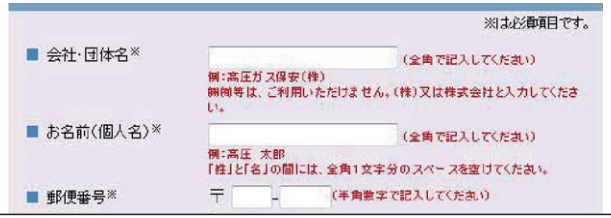

2の例

アンケートにご協力ください。今後の活動に役立てたいと考えておりますので、ご協力ください。

Q1：LPガスに関する知識の向上が図られましたか
役にたった□　どちらともいえない□
Q2：社内教育等に役立ちましたか
役にたった□　どちらともいえない□

3の例

任意のコンテンツにアクセスすると自動的にアンケートのコンテンツも立ち上がって当該コンテンツについて回答してもらうものです。強制的なアンケートは、訪問者に嫌がられる原因となりますので、表示方法については基本的なページを阻害しないものに、アンケートに回答するか否かは訪問者に依存するものにし、答えたくない場合には、アンケートのコンテンツを閉じてもらう方法が良いと考えています。

3 アンケート

- 簡単なアンケートに答えて頂く
- 送信ボタンをクリックすると、WEBMasterへ

■アンケート集計方法

○アンケートは、CSV集計としてプログラムを設定。
ダウンロード後、CSVをエクセルファイルに変換、
アンケート集計を分析する。

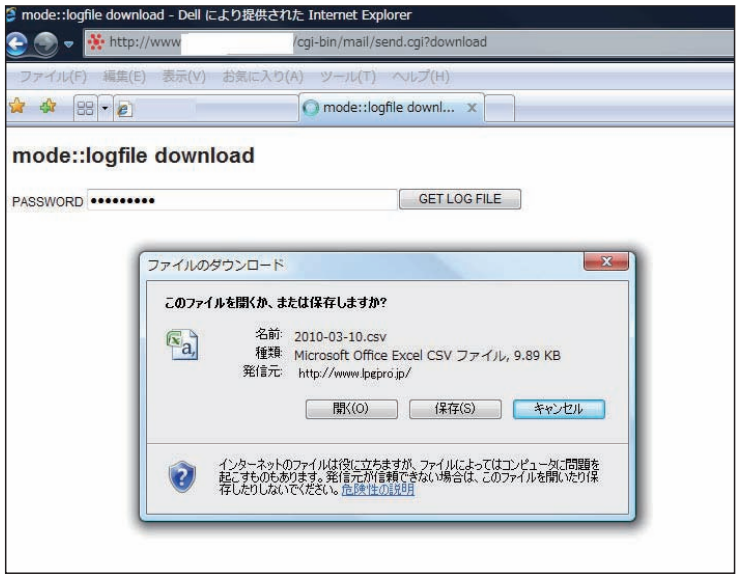

CSVでのアンケート集計の例

A12

	A	B	C	D	E	H
1	date	会社名	役に立った	これからを期待	お名前	email
2	2010/5/12 12:00	テイクフォー		○	横山	
3	2010/6/21 14:14	株式会社****	○		株式会社テイクフ	yokoyama@***.co.jp
4	2010/6/22 14:14	**研究所	○		KHK	***@tahoo.co.jp
5	2010/7/23 14:14	株式会社****	○		シモヤマ	***@**.go.jp
6	2010/7/24 14:14	株式会社****		○	*****	
7	2010/7/30 0:00	**研究所		○	*****	
8	2010/8/1 0:00	株式会社****	○		*****	
9	2010/8/14 0:00	株式会社****		○	*****	
10	2010/8/30 0:00	株式会社****	○		*****	
11	2010/9/1 0:00	株式会社****		○	横山剛志	
12						
13						

※実際の内容とは違います。

順位	タイトル	URL	Q この情報はお役に立ちましたか？	
			はい	いいえ
1	事故事例研究第1版	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko/index.html	284	0
2	LPガス保安技術者向けWebサイト	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/index.html	50	4
3	排気筒の設備不良によるCO中毒事故：事故概要	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko08/vol20/outline.html	24	0
4	給排気設備：給排気上の分類	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/bunrui.html	18	1
5	事故事例研究第2版：屋外式湯沸器の囲い込みによるCO中毒事故：事故概要	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko02/vol6/outline.html	14	1
6	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：燃焼特性	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_04.html	13	0
7	業務用機器メンテナンス不良によるCO中毒事故：事故原因	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko08/vol21/cause.html	13	0
8	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：状態変化	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_03.html	10	1
9	給給排気設備：給排気設備の設置工事の要点	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/youten.html	10	1
10	給排気設備：特監法のあらまし	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/tokukan.html	10	0
11	事故事例研究第4版：業務用施設（ラーメン店）でのCO中毒事故：事故概要	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko04/vol11/outline.html	10	0
12	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：水より軽い	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_02.html	7	0
13	LPガスの基礎知識：LPガスってなに？：LPガスの規格	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_03.html	7	0
14	点検・調査の手引き：容器交換時等供給設備点検：設置場所／火気までの距離／火気を取り扱う施設までの距離	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/04youkikoukan/02.h	7	1
15	給排気設備：給排気の基本	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/kihon.html	7	2
16	パンフレット：一般消費者（家庭用）向けパンフレット【CO中毒事故防止・ガス漏れ事故防止等】	http://www.lpgpro.go.jp/guest/pamphlet/p01.html	7	0
17	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：空気より重い	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_01.html	6	1
18	事故事例研究第4版：学校施設での調理実習中のCO中毒事故：事故原因	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko04/vol10/cause.html	6	0
19	LPガスの基礎知識	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/index_b.html	5	1
20	事故事例研究第8版	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko08/index.html	5	0
21	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：1.保安物件との距離	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/05.html	4	1
22	漏えい試験・気密試験：4.気密試験の手順・実施要領	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu04.html	4	2
23	パンフレット：一般消費者（業務用）向けパンフレット【CO中毒事故防止・ガス漏れ事故防止等】	http://www.lpgpro.go.jp/guest/pamphlet/p02.html	4	0
24	LPガスの基礎知識：LPガスってなに？：LPガスの臭い	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_04.html	3	0
25	点検・調査の手引き：定期消費設備調査：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：11.警報器	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/06teikisyou/16.htm	3	0
26	LPガスの基礎知識：LPガスってなに？：LPガスの用途	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_02.html	3	0
27	漏えい試験・気密試験：3.漏えい試験の方法	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei03.html	3	0
28	事故事例研究第2版：屋外式湯沸器の囲い込みによるCO中毒事故：事故対策	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko02/vol6/action.html	3	0
29	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：地球に優しい	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_05.html	2	0
30	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：災害に強い	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_06.html	2	0
31	CO中毒事故防止：CO中毒事故防止対策	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id100/co_taisaku.html	2	0
32	事故事例研究第3版：調整器、高圧ホースの経年劣化による漏えい事故：事故概要（調整器の劣化）	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko03/vol9/outline.html	2	0
33	緊急時連絡・対応の手引き：緊急時連絡・対応：緊急時連絡・対応とは	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/kinkyuu/a/index.html	2	0
34	排気筒の設備不良によるCO中毒事故：事故原因	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko08/vol20/cause.html	2	0
35	事故事例研究第4版：学校施設での調理実習中のCO中毒事故：事故対策	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko04/vol10/action.html	2	0
36	事故事例研究第4版	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko04/index.html	2	0
37	事故事例研究第4版：学校施設での調理実習中のCO中毒事故：事故概要	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko04/vol10/outline.html	2	0
38	漏えい試験・気密試験：2.気密試験のための器具又は設備	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu02.html	1	0
39	販売事業の手引き：販売業務：貯蔵施設	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/content/main04.html	1	0
40	点検・調査の手引き：容器交換時等供給設備点検：充てん容器の腐しょく・温度上昇・転落転倒防止措置	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/04youkikoukan/03.h	1	0
41	点検・調査の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/index.html	1	0
42	事故事例研究第3版：調整器、高圧ホースの経年劣化による漏えい事故：事故原因（調整器の劣化）	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko03/vol9/cause.html	1	0
43	事故事例研究第3版：調整器、高圧ホースの経年劣化による漏えい事故：事故原因（高圧ホースの劣化）	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko03/vol9/cause2.html	1	0
44	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：8.燃焼器の入口圧力	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/12.html	1	1
45	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：9.調整器の調整圧力及び閉そく圧力(P2)	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/13_2.html	1	0
46	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：6.バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/10.html	1	0
47	点検・調査の手引き：容器交換時等供給設備点検：バルブ等の損傷防止措置／バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/04youkikoukan/04.h	1	0
48	事故事例研究第1版：排気設備不良の瞬間湯沸器によるCO中毒事故：事故概要	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko/vol3/outline.html	1	0

49	LPガスの基礎知識：安全に使うには：ガスを使用するとき	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/03_01.html	1	0
50	点検・調査の手引き：定期供給/設備点検：点検の実施形態	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/index.html	1	0
51	漏えい試験・気密試験：3.気密試験の方法	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu03.html	1	0
52	緊急時連絡・対応の手引き：連絡・記録	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/kinkyuu/f/index.html	1	0
53	漏えい試験・気密試験：2.漏えい試験のための器具又は設備	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei02.html	1	0
54	漏えい試験・気密試験：1.漏えい試験	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei01.html	1	0
55	点検・調査の手引き：点検・調査の結果と事後処理：点検・調査の記録と保存	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/07tenkekka/03.htm	1	0
56	販売事業の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/index.html	1	0
57	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：2.滞留防止措置	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/06.html	1	0
58	パンフレット：質量販売事故防止	http://www.lpgpro.go.jp/guest/pamphlet/p04.html	1	0
59	排気筒の設備不良によるCO中毒事故：事故対策	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko08/vol20/action.html	1	0
60	行政庁への法手続き：液化石油ガス販売事業：販売所等の変更の届出	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/content/main03.html	1	0
61	業務用機器メンテナンス不良によるCO中毒事故：事故概要	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko08/vol21/outline.html	1	0
62	点検・調査の手引き：質量販売と保安業務	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/08situryou/index.ht	1	0
63	保育園での調理中のCO中毒事故：事故対策	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko05/vol15/action.html	1	0
64	漏えい試験・気密試験	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/index.html	1	0
65	事故事例研究第4版：業務用施設（ラーメン店）でのCO中毒事故：事故対策	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko04/vol11/action.html	1	0
66	業務用機器メンテナンス不良によるCO中毒事故：事故対策	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko08/vol21/action.html	1	0
67	事故事例研究第4版：業務用施設（ラーメン店）でのCO中毒事故：事故原因	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko04/vol11/cause.html	1	0
68	周知の手引き：1.周知とは：1.周知の内容	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/shuuchi/0101.html	0	3
69	点検・調査の手引き：容器交換時等供給設備点検：点検の実施形態	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/04youkikoukan/inde	0	1
70	はじめに（給排気設備）	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/index.html	0	0
71	点検・調査の手引き：点検・調査の項目と回数	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/03koumoku/index.h	0	1
72	設備工事の手引き：施工管理：設備工事施工・管理業務の流れ	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_01.html	0	1
73	漏えい試験・気密試験：4.漏えい試験の手順・実施要領	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei04.html	0	1
74	設備工事の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index.html	0	1
75	漏えい試験・気密試験：6.記録等の保存	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu06.html	0	1
76	事故事例研究第2版：屋外式湯沸器の囲い込みによるCO中毒事故：事故原因	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko02/vol6/cause.html	0	0
77	漏えい試験・気密試験：5.記録等の保存	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei05.html	0	0

別添８

自主保安活動チェックシートの提出
及び
ＬＰガス消費者保安功績者表彰実施要領

令和３年度

経済産業省・ＬＰガス安全委員会

(一社)全国ＬＰガス協会・都道府県ＬＰガス協会

自主保安活動チェックシートの提出及び
令和３年度ＬＰガス消費者保安功績者表彰について

令和３年５月

国は、２０２０年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり２０３０年を目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」を策定しました。これまでの「保安対策指針」は国から販売事業者に具体的な保安対策が要請されていましたが、「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」については国、都道府県、第三者機関、ＬＰガス事業者、一般消費者等及び関係事業者等の各主体者が役割を実行することにより、保安の確保に努めることを基本とし、アクションプラン等を定めたものです。

また、国の動きに合わせて(一社)全国ＬＰガス協会の自主保安運動においても、本年度より新たに「ＬＰガス安心サポート推進運動(５年間)」を展開し、国の「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」に示されたアクションプランと一致した運動を実施することとなりました。

ＬＰガス事故件数については、２０２０年（１～１２月）の速報値で１９２件と２０１９年より１０件減少したものの、Ａ級事故が１件発生し引続き自主保安運動の展開が必要です。

このような状況等を踏まえ、国の「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」においても、標記チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用する活動を継続して行うことが示されています。

つきましては、上述を踏まえ下記について、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、実施要領には記載されておりませんが、大臣官房技術総括・保安審議官表彰の受賞回数が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点の対象となり、ＬＰガス販売事業者１社あたり申告事業所数は３事業所までと方針が示されています。

受賞者には店内用ステッカー、車両用ステッカー等のデータが配布されます。

記

①　「自主保安活動チェックシート」を所属の都道府県協会に提出

別紙１（青色の用紙）の２ページ以降の申告書について自己採点を行い、その結果を別紙２（黄色の用紙）に記載して、**別紙２（黄色の用紙）を所属の都道府県ＬＰガス協会にご送付ください。**

②　令和３年度ＬＰガス消費者保安功績者表彰を所属の都道府県協会又は七協議会連絡会等へ申告

上記①の自己採点の結果、**申告書の評価項目の総合点数が７５点以上かつ一定の条件をクリアした販売事業者等(過去の受賞業者含む)におかれましては、別紙１（青色の用紙）を別表に記載の提出先に期限内にご申告ください。**

＊　なお、上記①及び②については、いずれも令和３年４月３０日現在の状況等をご記入ください。

令和３年度保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告の主な注意事項

〇本年４月３０日現在の状況等により申告。
〇販売事業所単位で申告可。
・同一事業者の他販売事業所が事故を起こしても当該販売事業所が事故を起こしていなければ申告可
・同一事業者の他販売事業所が立入検査による処分等を受けていても当該販売事業所が処分等を受けていなければ申告可
〇１販売事業者あたり、申告できる事業所数の上限が３事業所まで。
〇原則連続受賞が可能。
〇技術総括・保安審議官表彰の受賞回数が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点対象。
〇自己採点結果７５点以上かつ一定の基準クリアが申告条件。被表彰者数の枠内に入れば表彰。
〇技術総括・保安審議官表彰については自己採点結果９０点以上、かつ、チェックシート記載内容を本省もしくは産業保安監督部による現地ヒアリングにて確認の上決定いたします。その他の場合は申告内容により高圧ガス保安協会長表彰、ＬＰガス安全委員会長表彰となります。
〇今回より以下の項目が追加されました。また、その他に内容の一部変更、配点等の変更があります。
Ⅱ.保安管理体制　Ｎｏ．１　経営者等の保安確保　①経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等
Ⅲ.保安業務　Ｎｏ．１　自主的な保安高度化の取組　⑤軒先容器等の適切な管理　⑥質量販売にかかる事故防止対策

以　上

令和３年度液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領

（技術総括・保安審議官表彰、高圧ガス保安協会長表彰、ＬＰガス安全委員会長表彰）

自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することにより、液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領を制定し、この要領に基づいて同表彰を行うものとする。

記

１．表彰実施者　　大臣官房技術総括・保安審議官
高圧ガス保安協会長、ＬＰガス安全委員会長

２．表彰時期　　本年１０月予定

３．表彰式会場　　東京都内
ＬＰガス安全委員会が行う「ＬＰガス消費者保安推進大会」において表彰する。

４．表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）

表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス販売事業者の各事業所（以下「販売事業者等」という。）、液化石油ガス関係団体（以下「関係団体」という。）、個人及び保安機関を対象に行う。

（１）保安優良液化石油ガス販売事業者及び保安優良液化石油ガス販売事業所の表彰

一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者等を、液化石油ガス販売事業者にあっては「保安優良液化石油ガス販売事業者」として、液化石油ガス販売事業者の各事業所にあっては「保安優良液化石油ガス販売事業所」として、それぞれ表彰する。

ただし、同一年度における下記（４）による表彰、高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、本表彰の対象としない。なお、技術総括・保安審議官表彰については、当該表彰（技術総括・保安審議官表彰）及び下記（４）による表彰を合わせて１０回以上の受賞基準に達した事業者並びに事業所については、当該表彰（技術総括・保安審議官表彰）の対象としない。

①　保安方針

保安確保の体制として、目標を定め、責任と権限とを明確化しており、安全機器等の設置の取組及び予防保全（期限管理及び交換）を積極的に講じていること。

②　保安管理体制

資格者の確保、設備工事の管理、一酸化炭素中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。

③　保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

自主的な保安高度化の取組及び消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。

（２）保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

次に掲げるいずれかの項目について、液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して指導的役割を果たした個人を「保安功労者」として表彰する。また、同様に液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して積極的に貢献した関係団体にあっては「優良液化石油ガス関係団体」として、保安機関にあっては「優良保安機関」として、それぞれ表彰する。

①　保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。
②　保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。
③　事故防止に関し積極的に対応した経験があること。
④　教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。
⑤　保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
⑥　その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑦　保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数２０年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

（３）上記（１）及び（２）の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安等に特に顕著な功績を挙げた個人、企業又は団体を表彰することができる。

（４）上記の技術総括・保安審議官表彰について、「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」として通算５回目に表彰するときは、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。以降「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」の表彰基準に５回達した場合、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。

ただし、同一年度における高圧ガス保安大臣表彰、高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、技術総括・保安審議官表彰の対象としない。

５．被表彰者数

被表彰者数は、次に掲げるものとする。

①　技術総括・保安審議官表彰

上記４（１）、（２）、（３）、（４）を合わせて２０者以内

②　高圧ガス保安協会長表彰

未定（昨年度は上記４（１）は５０者以内、（２）は１５者以内）

③　ＬＰガス安全委員会長表彰

未定（昨年度は上記４（１）は７０者以内、（２）は３０者以内）

６．被表彰者の推薦の基準及び方法

（１）保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所に係る推薦

①　当該表彰に係る推薦を行おうとする者は、別紙１「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書」（以下「申告書」という。）に必要事項を記入して、評価項目の総合点数が７５点以上の場合、下記に提出すること（自薦、他薦は問わない。）。

また、本表彰の対象となる各保安項目の実施状況は、毎年４月３０日時点を基準とする。

②　推薦の手順は以下のとおりとする。

イ　経済産業省（以下「本省」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、日本液化石油ガス協議会（以下「日液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、本省と協議した上で本省に対して提出する。

ロ　経済産業局、産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部等」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、各監督部等の管轄区域の液化石油ガス販売事業者連絡協議会（以下「地域液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、当該産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）と協議した上で申告書を監督部に送付し、当該監督部から本省に対して提出する。

なお、地域液協がない監督部等が所管する販売事業者等にあっては、当該販売事業者等を所管する監督部が窓口として申告書を取りまとめ、本省に対して提出する。

ハ　都道府県が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、当該都道府県ＬＰガス協会が窓口として申告書を取りまとめ、当該都道府県と協議した上で申告書を当該都道府県に送付し、当該都道府県から管轄する監督部を経由して本省に対して提出する。

ニ

a　日液協、地域液協及び都道府県ＬＰガス協会は、別紙２「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するものとする。

b　監督部及び都道府県は、別紙２「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成

に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するとともに、必要に応じて、当該販売事業者等に対し、ヒアリング等を行うものとする。（別紙２は添付していません。）

（２）保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰に係る推薦

ＬＰガス安全委員会、日液協、地域液協及び都道府県ＬＰガス協会は、当該表彰に係る保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関（以下「保安功労者等」という。）を選定し、別紙３「保安功労者の表彰候補者に対する評価・意見書」及び別紙４「液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰候補者に対する評価・意見書」（以下「評価・意見書」という。）を作成した上で、次の①、②及び④までの方法により提出する。（別紙３及び別紙４は添付していません。）

なお、日液協、地域液協及び都道府県ＬＰガス協会以外の推薦者は次の③に掲げるとおり、本省、監督部又は都道府県と協議した上で提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

また、推薦は、他薦によることとする。

① ＬＰガス安全委員会及び日液協は、本省と協議した上で提出する。この場合において、日液協は評価・意見書を本省に送付する。

② 地域液協は、監督部と協議した上で提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。

③ 地域液協のない監督部は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。

④ 都道府県ＬＰガス協会は、都道府県と協議した上で提出する。この場合において、都道府県は評価・意見書を、当該都道府県を管轄する監督部を経由して本省に送付する。

（３）４.（３）に該当する個人、企業又は団体表彰に係る推薦を行おうとする者は、功績の内容を記載した別紙３又は別紙４に準じた評価・意見書を作成し、本省に対して提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

（４）４.（４）に該当する事業者及び事業所に係る推薦を行おうとする者は６.（１）の推薦に合わせて、別紙１　８.の受賞回数を確認する。

７．申告書の提出期限

別表のとおり

８．被表彰者の決定等

（１）被表彰者の選考及び決定

被表彰者は、６．の推薦のあったものについて別紙５「液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準」に基づき、商務情報政策局産業保安グループで審査の上決定する。

（２）被表彰者の決定通知

本省は（１）の結果、被表彰者を決定した場合は、ＬＰガス安全委員会を通して、監督部、都道府県、日液協、一般社団法人全国ＬＰガス協会及び都道府県ＬＰガス協会に通知する。

（３）表彰の方式

表彰は表彰状の交付により行う。

別紙５

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準

第１　「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰」「保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰」における各表彰者の選考は、次の基準により行うものとする。

１．保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰

保安対策の実施状況の審査は、申告書の総合点数（評価項目を含む。）等を勘案の上、その実績が優秀であり、次の各項目に適合すること。

なお、技術総括・保安審議官表彰については、評価項目の総合点数が９０点以上であり、提出されたチェックシートの記載内容について、本省若しくは監督部の現地ヒアリングにて内容確認を実施する。

①　過去５年間に行政の立入検査（液石法第８３条の規定に基づく「立入検査」をいう。）を受け、液石法の違反に基づく処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けていないこと（販売事業者の責任によらない場合を除く。）及びその他の場合において液石法の違反に基づく処分等を受けていないこと。

②　過去５年から１０年の間に処分等を受けている場合は、必要に応じ、処分等の内容について立入検査等により改善状況が確認できること。

③　人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去５年間（人損を伴わない事故にあっては過去３年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあっては、この限りではない。

④　申告内容と実施状況とに齟齬がないこと（齟齬が認められた場合は、表彰以降でも表彰を取り消すものとする。）。

⑤　その他の法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないものではないこと。

２．保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

（１）被表彰者の選考に当たっては、次の項目により審査し、次の項目のうち、いずれかの項目に該当する場合には、（２）により審査を行う。

①　液化石油ガスの保安に係る特色のある保安活動を展開し、その効果が上がっていること。

②　液化石油ガスの保安啓発にボランティア活動等を通して参加し、その功績が認められること。

③　液化石油ガスによる事故の発生を未然に防止し、又は既に発生した事故を大事に至る前に防いだ経験があること（当該事故の原因が自己の職務上の責任によらない場合に限る。）。

④　小中学校等の教育機関において、液化石油ガスの保安啓発活動に長年にわたって尽力したこと。

⑤　液化石油ガスの保安に係る技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑥　その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑦　保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数２０年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

（２）保安功労者、関係団体及び保安機関にあっては、次の項目に適合すること。

① 保安功労者であって液化石油ガス事業者又は保安機関に所属する場合にあっては、保安功労者及び当該所属会社において液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、保安功労者又は保安功労者の所属会社に起因した人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去１０年間（人損を伴わない事故にあっては過去３年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。

② 保安功労者であって関係団体に所属する場合又は関係団体にあっては、法令に基づく監査及びその他の場合において過去３年間に業務改善等の指導を受けたことがないこと。

③ 保安機関にあっては、液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去１０年間（人損を伴わない事故にあっては過去３年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。

④ 保安功労者にあっては、勲章を受けた者、液化石油ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者でないこと。

第２ 実施要領４.（３）に該当するものについては、別途定める審査会の審議により決定する。

第３ 実施要領４.（４）に該当するものについては、第１ １.の選考基準に加えて過去４回以上の受賞歴が確認できることにより決定する。

別表

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の提出期限

<table>
<tr><th rowspan="2">被表彰者</th><th colspan="2">被表彰者の推薦</th><th colspan="2">提出の期限</th></tr>
<tr><th>提出先</th><th>評価・意見書の提出期限</th><th>推薦者等</th><th>本省への評価・意見書の提出期限</th></tr>
<tr><td>本省が所管する販売事業者等</td><td>日液協</td><td>７月１２日</td><td>日液協</td><td rowspan="3">８月１６日</td></tr>
<tr><td>ＬＰガス安全委員会が推薦する保安功労者</td><td></td><td></td><td>ＬＰガス安全委員会</td></tr>
<tr><td>日液協が推薦する保安功労者</td><td></td><td></td><td>日液協</td></tr>
<tr><td>地域液協のある監督部等が所管する販売事業者等</td><td>地域液協</td><td>７月１２日</td><td rowspan="2">監督部
【　】は、監督部への提出期限</td><td rowspan="2">８月１６日
【８月２日】</td></tr>
<tr><td>地域液協が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域液協のない監督部等が所管する販売事業者等</td><td>監督部</td><td>７月１２日</td><td rowspan="2">監督部</td><td>８月１６日</td></tr>
<tr><td>地域液協のない監督部等が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関</td><td></td><td></td><td>８月１６日</td></tr>
<tr><td>都道府県が所管する販売事業者等</td><td>都道府県ＬＰガス協会</td><td>７月１２日</td><td rowspan="2">都道府県
《　》は、都道府県への提出期限
【　】は、監督部への提出期限</td><td rowspan="3">８月１６日
《７月２６日》
【８月２日】</td></tr>
<tr><td>都道府県ＬＰガス協会が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域液協及び都道府県ＬＰガス協会以外の者が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>都道府県と協議する推薦者
《　》は、都道府県への提出期限</td></tr>
<tr><td>監督部と協議する推薦者
【　】は、監督部への提出期限</td><td>８月１６日
【８月２日】</td></tr>
<tr><td>本省と協議する推薦者</td><td>８月１６日</td></tr>
<tr><td>実施要領４．（３）に該当する個人、企業又は団体</td><td></td><td></td><td></td><td>８月１６日</td></tr>
</table>

各項目について記載漏れがないことを確認。
（ただし、「８.」～「１１」については該当がなければ記入不要です。）
※推薦があり、自己採点結果９０点以上は審議官表彰候補の対象となります。

別紙１

保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書

（４月３０日現在）

１．登録事業者名／ふりがな：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
※２　事業所である場合には、以下の＊の項目については、事業所についても付記すること。

資本金：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＊従業員数：＿＿＿＿＿名

２．＊所在地：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＊電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿　＊FAX 番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

３．＊代表者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　＊役職名：＿＿＿＿＿＿＿＿

４．登録年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿

５．＊過去５年間の法令違反の有無：有、無
（最終立入検査年月日：　　年　　月　　日）

６．＊過去５年間の事故（消費者ミスに係るものを含む。）歴の有無：有、無
（発生年月日：　　年　　月　　日及びその内容）＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７．＊消費者戸数：＿＿＿＿＿＿＿＿戸

８．本表彰制度における受賞歴：表彰名＿＿＿＿＿＿＿＿（受賞年度　　受賞回数　　）

９．その他主な表彰の受賞歴：表彰名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（受賞年度　　）

１０．関連機関における活動履歴（県ＬＰガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１１．過去５年から１０年の間に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）違反による処分又は指導（以下「処分等」という。）の有無（処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１２．保安活動の概要（自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。）

（申告書に評価項目表を添付のこと）

（留意事項）
・自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
・被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を記載

申告書

登録事業者名
※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を記載すること。

評価項目

（自主保安活動自己診断チェックシート）

Ⅰ.保安方針

注１）各項目について事業者（所）内に徹底されている場合に得点できる。

注２）ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
Ｎｏ．１　保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 （計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。） （実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。） （検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。）	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					

Ｎｏ．２　安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率１００％ （100%とは99%を超えるものをいう。） （一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数（分子）は１とする。）	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限５年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率８０%以上９９%以下	設置率 ○○% ＝ 設置数 ／ 一般消費者数	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率１００％ （100%とは99%を超えるものをいう。） （供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。）	調整器出口（上流監視含む）から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンＳ等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率８０%以上９９%以下	設置率 ○○% ＝ 設置数 ／ 供給設備数	1点		

③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 （設置率70%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	導入率７０%以上かつ認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。	消費者拒否の場合は未設置となります。 導入率 ○○% ＝ 設置数 ／ 一般消費者数	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	導入率７０%以上		2点		
	導入率５０%以上７０%未満かつ認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		2点		
	導入率３０%以上７０%未満		1点		
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能（タイマー）を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓（使用しないガス栓）のないガス器具への交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に対応していること。		2点	点	2点又は0点
Ｎｏ．３　予防保全（期限管理）					
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	Ⅰ類；Ｓ型は製造年月から１０年 Ⅱ類；Ｎ型は製造年月から７年 を経過した期限切れのものがないこと。 （調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。）	Ⅰ類未交換率 ○○% ＝ 期限切れ数 ／ 設置施設数 Ⅱ類未交換率 ○○% ＝ 期限切れ数 ／ 設置施設数	2点	点	2点又は0点
② 定期交換の管理	上記①の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		2点	点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	ここでいう「老朽化設備・機器の一掃を推進している」とは、定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認していることをいいます。	2点	点	2点又は0点
		合　計	30点	点	

項目ごとの合計を確認。（以下同じ）

Ⅱ.保安管理体制

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
Ｎｏ．１　経営者等の保安確保					
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等	経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保を図っている。	保安確保に対してコミットメントを有しており、明示している。 明示の例 ・社内に掲示している。 ・ホームページで公表している。 ・広報誌等に掲載を行っている。	3点	点	3点、2点又は0点
		保安確保に対してコミットメントを有している。	2点		

Ｎｏ．２　保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		2点	点	2点又は0点
	容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再認識及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導する。		2点	点	2点又は0点
	行政、地域液協及び都道府県ＬＰガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	１５０%以上	○○% ＝ 延べ資格者数(*1) ／ 液石法の販売事業に係る従事者数(*2) *1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば１名が２つの資格を取得している場合は「２」とする。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	3点	点	3点、2点又は0点
	１００%以上１５０%未満		2点		
Ｎｏ．３　ＣＯ（一酸化炭素）中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はＣＯ（一酸化炭素）警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、設置場所や排気筒が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認するとともに、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器（湯沸器及び風呂釜）について、未交換率が０%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		3点	点	3点又は0点
Ｎｏ．４　配管図面					
① 配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、ＬＰガス設備全体の配管図面をいいます。	2点	点	2点又は0点
Ｎｏ．５　埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。		2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	他工事業者による損傷の対策の例 ・事前に工事の状況を把握 ・他工事業者との事前協議 ・現場立会い ・他工事業者に埋設管の位置の通知 ・現場を巡回し、漏えいの確認	2点	点	2点又は0点
		合　計	31点	点	

Ⅲ.保安業務　（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
Ｎｏ．１　自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内のおける確実な供給設備点検の実施体制	全消費者に対し、定期供給設備点検について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また点検記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制	全消費者に対し、定期消費設備調査について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また調査記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月１回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を４年に１回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。 また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理	閉栓となり、かつ、すぐに使用の見込みのない消費先については、速やかに容器等の撤去を行っている。		2点	点	2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング容器による質量販売の推奨を実施している。	質量販売を行っていない場合においては推奨できる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
	使用終了後、速やかな容器の引き取りを行っている。	質量販売を行っていない場合においては速やかな容器の引き取りができる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
Ｎｏ．２　消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年２回以上保安啓発活動を行っている。 （例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。）		3点	点	3点又は0点
② １０月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	１０月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 （例：ＬＰガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。）		2点	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動	ＬＰガスを使用する高齢者や身体の不自由な消費者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		2点	点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、所有者情報を有している場合にはメーカーに情報提供する等の協力に努めている。		2点	点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力	消費者に制度の内容を周知するとともに、同意を得て代行記入をするなど、対象になっているＬＰガス機器の所有者票の回収率の向上に努めている。		2点	点	2点又は0点
		合　計	24点	点	－

Ⅳ.自然災害対策　（災害対策への取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置（マイコンメータの遮断機能とバルクを除く）	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率１００％（100%とは99%を超えるものをいう。）	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率７０%以上９９%以下	設置率　〇〇%＝ 設置数 ／ 供給設備数	2点		
	設置率５０%以上７０%未満	バルク供給については供給設備数から引いてください。	1点		
② 容器への鎖又はベルトの２本取付け	容器への鎖又はベルトの２本取付けを推進しており、消費者の要望に応じ積極的に取り付けていること。		3点	点	3点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。		2点	点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害マニュアル等を入手し活用している。	ここでいう災害マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているＬＰガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはＬＰガス販売事業者が作成している災害マニュアルのことをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者（所）が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。		2点	点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。		1点	点	1点又は0点
		合　計	15点	点	－

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	総合計	100点	点	－

※総合計が90点以上の事業者（所）は技術総括・保安審議官表彰対象者として、提出されたチェックシートの記載内容について、経済産業省本省若しくは監督部が現地ヒアリングで確認させていただきます。

＊　自己採点の結果、総合計点数にかかわらず、各項目の点数、総合計等の内容を別紙２（黄色の用紙）に記載のうえ、所属の都道府県ＬＰガス協会に提出をお願いいたします。

＊　総合計点数が７５点以上かつ一定の条件をクリアした場合は別紙１（青色の用紙）を、別表に記載の提出先及び期限内に申告をお願いいたします。（その際は次ページの内容もご記入下さい）

別紙

保安活動概要の記入用紙

計画

①保安教育について：

②安全装置の設置について：

③消費者啓発について：

④その他：

計画の概要を項目ごとに記入。

実行

実行の概要を記入。

検討・評価

検討・評価の概要を記入。

※　事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

参考：保安優良受賞者に配布したステッカー等（令和２年度に配布したもの）

保安優良LPガス販売事業者
保安優良LPガス販売事業所
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官表彰（目録）

（受賞者の皆様には賞状のほかに以下のツールを
11月下旬頃にご送付致しますので、有効にご活用ください。）

◎車両用ステッカー（サイズ:約34×14cm） マグネット仕様……2枚
※受賞店名が入ります。

◎店内用ステッカー（サイズ:約21×16cm）
アートタック紙十PP貼り仕様……1シート（2枚入り）
※受賞店名が入ります。

◎店内用ステッカー増刷用 CD ROM
（Adobe Illustrator CS5 で作成）……1枚
※ご使用の皆様にはこのデータをお近くの印刷会社へお持ちし、作成する枚数などをご相談ください。

別紙１

保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
販売事業者の各事業所表彰申告書
（４月３０日現在）

１．登録事業者名／ふりがな：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
※１　事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
※２　事業所である場合には、以下の＊の項目については、事業所についても付記すること。
資本金：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＊従業員数：＿＿＿＿＿名

２．＊所在地：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＊電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿　＊FAX 番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

３．＊代表者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　＊役職名：＿＿＿＿＿＿＿＿

４．登録年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿

５．＊過去５年間の法令違反の有無：有、無
（最終立入検査年月日：　　年　　月　　日）

６．＊過去５年間の事故（消費者ミスに係るものを含む。）歴の有無：有、無
（発生年月日：　　年　　月　　日及びその内容）＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７．＊消費者戸数：＿＿＿＿＿＿＿＿戸

８．本表彰制度における受賞歴：表彰名＿＿＿＿＿＿＿＿（受賞年度　　受賞回数　　）

９．その他主な表彰の受賞歴：表彰名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（受賞年度　　）

１０．関連機関における活動履歴（県ＬＰガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１１．過去５年から１０年の間に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）違反による処分又は指導（以下「処分等」という。）の有無（処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１２．保安活動の概要（自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。）

（申告書に評価項目表を添付のこと）

（留意事項）
・自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
・被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

申告書

登録事業者名
※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を記載すること。

評価項目

（自主保安活動自己診断チェックシート）

Ⅰ.保安方針

注１）各項目について事業者（所）内に徹底されている場合に得点できる。

注２）ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
Ｎｏ．１　保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 （計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。） （実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。） （検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。）	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					

Ｎｏ．２　安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率１００% (100%とは99%を超えるものをいう。） （一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数（分子）は１とする。）	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限５年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率８０%以上９９%以下	設置率 ○○% ＝ 設置数 / 一般消費者数	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率１００% (100%とは99%を超えるものをいう。） （供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。）	調整器出口（上流監視含む）から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンＳ等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率８０%以上９９%以下	設置率 ○○% ＝ 設置数 / 供給設備数	1点		

	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 （設置率70%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
③ 集中監視システムの導入	導入率７０%以上かつ認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。	消費者拒否の場合は未設置となります。 導入率 ○○% ＝ 設置数 / 一般消費者数	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	導入率７０%以上		2点		
	導入率５０%以上７０%未満かつ認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		2点		
	導入率３０%以上７０%未満		1点		
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能（タイマー）を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓（使用しないガス栓）のないガス器具への交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に対応していること。		2点	点	2点又は0点
Ｎｏ．３　予防保全（期限管理）					
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	Ⅰ類；Ｓ型は製造年月から１０年 Ⅱ類；Ｎ型は製造年月から７年 を経過した期限切れのものがないこと。 （調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。）	Ⅰ類未交換率 ○○% ＝ 期限切れ数 / 設置施設数 Ⅱ類未交換率 ○○% ＝ 期限切れ数 / 設置施設数	2点	点	2点又は0点
② 定期交換の管理	上記①の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		2点	点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	ここでいう「老朽化設備・機器の一掃を推進している」とは、定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認していることをいいます。	2点	点	2点又は0点
		合　計	30点	点	

Ⅱ.保安管理体制

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
Ｎｏ．１　経営者等の保安確保					
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等	経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保を図っている。	保安確保に対してコミットメントを有しており、明示している。 明示の例 ・社内に掲示している。 ・ホームページで公表している。 ・広報誌等に掲載を行っている。	3点	点	3点、2点又は0点
		保安確保に対してコミットメントを有している。	2点		

Ｎｏ．２　保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		2点	点	2点又は0点
	容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再認識及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導する。		2点	点	2点又は0点
	行政、地域液協及び都道府県ＬＰガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	１５０%以上	○○% ＝ 延べ資格者数(*1) ／ 液石法の販売事業に係る従事者数(*2) ＊1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば１名が２つの資格を取得している場合は「２」とする。 ＊2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	3点	点	3点、2点又は0点
	１００%以上１５０%未満		2点		
Ｎｏ．３　ＣＯ（一酸化炭素）中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はＣＯ（一酸化炭素）警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、設置場所や排気筒が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認するとともに、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器（湯沸器及び風呂釜）について、未交換率が０%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		3点	点	3点又は0点
Ｎｏ．４　配管図面					
① 配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、ＬＰガス設備全体の配管図面をいいます。	2点	点	2点又は0点
Ｎｏ．５　埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。		2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	他工事業者による損傷の対策の例 ・事前に工事の状況を把握 ・他工事業者との事前協議 ・現場立会い ・他工事業者に埋設管の位置の通知 ・現場を巡回し、漏えいの確認	2点	点	2点又は0点
		合　計	31点	点	

Ⅲ.保安業務　（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
Ｎｏ．１　自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内のおける確実な供給設備点検の実施体制	全消費者に対し、定期供給設備点検について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また点検記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制	全消費者に対し、定期消費設備調査について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また調査記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月１回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を４年に１回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。 また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理	閉栓となり、かつ、すぐに使用の見込みのない消費先については、速やかに容器等の撤去を行っている。		2点	点	2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング容器による質量販売の推奨を実施している。	質量販売を行っていない場合においては推奨できる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
	使用終了後、速やかな容器の引き取りを行っている。	質量販売を行っていない場合においては速やかな容器の引き取りができる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
Ｎｏ．２　消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年２回以上保安啓発活動を行っている。 （例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。）		3点	点	3点又は0点
② １０月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	１０月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 （例：ＬＰガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。）		2点	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動	ＬＰガスを使用する高齢者や身体の不自由な消費者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		2点	点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、所有者情報を有している場合にはメーカーに情報提供する等の協力に努めている。		2点	点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力	消費者に制度の内容を周知するとともに、同意を得て代行記入をするなど、対象になっているＬＰガス機器の所有者票の回収率の向上に努めている。		2点	点	2点又は0点
		合　計	24点	点	－

Ⅳ. 自然災害対策　（災害対策への取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置（マイコンメータの遮断機能とバルクを除く）	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率１００%（100%とは99%を超えるものをいう。）	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。 設置率　〇〇%＝ 設置数 ／ 供給設備数 バルク供給については供給設備数から引いてください。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率７０%以上９９%以下		2点		
	設置率５０%以上７０%未満		1点		
② 容器への鎖又はベルトの２本取付け	容器への鎖又はベルトの２本取付けを推進しており、消費者の要望に応じ積極的に取り付けていること。		3点	点	3点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。		2点	点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害マニュアル等を入手し活用している。	ここでいう災害マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているＬＰガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはＬＰガス販売事業者が作成している災害マニュアルのことをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者（所）が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。		2点	点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。		1点	点	1点又は0点
		合　計	15点	点	－

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	総合計	100点	点	－

※総合計が90点以上の事業者（所）は技術総括・保安審議官表彰対象者として、提出されたチェックシートの記載内容について、経済産業省本省若しくは監督部が現地ヒアリングで確認させていただきます。

別紙

保安活動概要の記入用紙

計画

①保安教育について：

②安全装置の設置について：

③消費者啓発について：

④その他：

実行

検討・評価

※　事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

［記入例］

別紙2

自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（令和３年４月３０日現在）

申告書

販売事業所名	○○株式会社（○○支店）
担当部署名、ご担当者名	○○部○○課ＬＰ太郎
連絡先（電話番号）	○○○－○○○－○○○○

Ⅰ. 保安方針

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　保安体制・責任と権限の明確化				
① 保安確保の目標管理	計画	2	点	２点又は０点
	実行	2	点	２点又は０点
	検討・評価	2	点	２点又は０点
Ｎｏ．２　安全機器等の設置の取組				
① ガス警報器	設置推進	2	点	２点又は０点
	設置率	2	点	2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進	2	点	２点又は０点
	設置率	2	点	2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進	2	点	２点又は０点
	導入率等	3	点	3点、2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ		1	点	１点又は０点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置		2	点	２点又は０点
⑥ ガス栓カバー等		2	点	２点又は０点
Ｎｏ．３　予防保全（期限管理）				
① 調整器、高低圧ホースの定期交換		2	点	２点又は０点
② 定期交換の管理		2	点	２点又は０点
③ 老朽化設備・機器の一掃		2	点	２点又は０点
合計		30	点	

Ⅱ. 保安管理体制

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　経営者等の保安確保				
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等		3	点	3点、2点又は0点
Ｎｏ．２　保安教育・資格取得				
① 保安教育の実施	体制整備等	2	点	２点又は０点
	技術力向上指導	2	点	２点又は０点
	保安講習会参加	2	点	２点又は０点
② 従事者の資格取得状況		3	点	3点、2点又は0点
Ｎｏ．３　ＣＯ（一酸化炭素）中毒事故防止対策				
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動		2	点	２点又は０点
② 消費設備の保安啓発活動		2	点	２点又は０点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換		3	点	３点又は０点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知		3	点	３点又は０点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置		3	点	３点又は０点
Ｎｏ．４　配管図面				
① 配管図面の保管		2	点	２点又は０点
Ｎｏ．５　埋設管の管理				
① 経年埋設管の交換		2	点	２点又は０点
② 他工事業者による事故防止対策		2	点	２点又は０点
合計		31	点	

Ⅲ. 保安業務　（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　自主的な保安高度化の取組				
① 法定期間内における供給設備点検の実施体制		2	点	２点又は０点
② 法定期間内における消費設備調査の実施体制		2	点	２点又は０点
③ メータの異常表示の確認		2	点	２点又は０点
④ 安全装置の有無の調査		3	点	３点又は０点
⑤ 軒先容器等の適切な管理		2	点	２点又は０点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリングの推奨	1	点	１点又は０点
	容器の引き取り	1	点	１点又は０点
Ｎｏ．２　消費者保安啓発活動				
① 消費者への保安啓発活動		3	点	３点又は０点
② １０月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動		2	点	２点又は０点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動		2	点	２点又は０点
④ リコール対象品への対応		2	点	２点又は０点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力		2	点	２点又は０点
合計		24	点	

Ⅳ. 自然災害対策（災害対策への取組）

項目		得点		備考
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置	設置推進	2	点	２点又は０点
	設置率	3	点	3点、2点、1点又は0点
② 容器への鎖又はベルトの２本取付け		3	点	３点又は０点
③ 防災訓練の実施又は参加		2	点	２点又は０点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等		2	点	２点又は０点
⑤ ハザードマップの活用		2	点	２点又は０点
⑥ 災害発生時の対応について		1	点	１点又は０点
合計		15	点	

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	100	点	－

別紙2

自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（令和３年４月３０日現在）

申告書

販売事業所名	
担当部署名、ご担当者名	
連絡先（電話番号）	

Ⅰ. 保安方針

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　保安体制・責任と権限の明確化				
① 保安確保の目標管理	計画		点	２点又は０点
	実行		点	２点又は０点
	検討・評価		点	２点又は０点
Ｎｏ．２　安全機器等の設置の取組				
① ガス警報器	設置推進		点	２点又は０点
	設置率		点	2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進		点	２点又は０点
	設置率		点	2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進		点	２点又は０点
	導入率等		点	3点、2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ			点	１点又は０点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置			点	２点又は０点
⑥ ガス栓カバー等			点	２点又は０点
Ｎｏ．３　予防保全（期限管理）				
① 調整器、高低圧ホースの定期交換			点	２点又は０点
② 定期交換の管理			点	２点又は０点
③ 老朽化設備・機器の一掃			点	２点又は０点
合計			点	

Ⅱ. 保安管理体制

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　経営者等の保安確保				
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等			点	3点、2点又は0点
Ｎｏ．２　保安教育・資格取得				
① 保安教育の実施	体制整備等		点	２点又は０点
	技術力向上指導		点	２点又は０点
	保安講習会参加		点	２点又は０点
② 従事者の資格取得状況			点	3点、2点又は0点
Ｎｏ．３　ＣＯ（一酸化炭素）中毒事故防止対策				
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動			点	２点又は０点
② 消費設備の保安啓発活動			点	２点又は０点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換			点	３点又は０点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知			点	３点又は０点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置			点	３点又は０点
Ｎｏ．４　配管図面				
① 配管図面の保管			点	２点又は０点
Ｎｏ．５　埋設管の管理				
① 経年埋設管の交換			点	２点又は０点
② 他工事業者による事故防止対策			点	２点又は０点
合計			点	

Ⅲ. 保安業務　（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　自主的な保安高度化の取組				
① 法定期間内における供給設備点検の実施体制			点	２点又は０点
② 法定期間内における消費設備調査の実施体制			点	２点又は０点
③ メータの異常表示の確認			点	２点又は０点
④ 安全装置の有無の調査			点	３点又は０点
⑤ 軒先容器等の適切な管理			点	２点又は０点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリングの推奨		点	１点又は０点
	容器の引き取り		点	１点又は０点
Ｎｏ．２　消費者保安啓発活動				
① 消費者への保安啓発活動			点	３点又は０点
② １０月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動			点	２点又は０点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動			点	２点又は０点
④ リコール対象品への対応			点	２点又は０点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力			点	２点又は０点
合計			点	

Ⅳ. 自然災害対策（災害対策への取組）

項目		得点		備考
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置	設置推進		点	２点又は０点
	設置率		点	3点、2点、1点又は0点
② 容器への鎖又はベルトの２本取付け			点	３点又は０点
③ 防災訓練の実施又は参加			点	２点又は０点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等			点	２点又は０点
⑤ ハザードマップの活用			点	２点又は０点
⑥ 災害発生時の対応について			点	１点又は０点
合計			点	

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

		点	－

別添９

液化石油ガス法令検索システム

▼液化石油ガス法令検索システム　トップページ

▼液化石油ガス法令検索システムの範囲

▼新旧対照表

［省令］

〇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

（令和３年６月１８日経済産業省令第５５号）

［通達］

〇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

［20210531保局第5号（令和3年6月18日）］

液化石油ガス法令検索システム　トップページ

液化石油ガス法令検索システム

HOME　検索システムについて

法　律　政　令　省　令　告　示　通　達　例示基準

カテゴリ　検索文字列

AND　検索

液化石油ガス法令検索システムの利用にあたっての注意事項

▼このシステムにおける法令の内容は、令和4年2月28日現在のもので編集しました。
▼このシステムにおける法令の内容は、施行期日を迎えた一部改正法令等を被改正法令へ溶け込ます等により整備を行っておりますが、官報で掲載された内容と異なる場合は、官報が優先します。
▼「経済産業省」及び「高圧ガス保安協会」は、このシステムの利用に伴って発生した不利益や問題について、何ら責任を負いません。

ＬＰ法令検索システムの範囲

ＬＰ法令検索システムの構築範囲は、以下に掲げる法令とし、電子データ化した当該法令を用い、ＬＰ法令に係る施行規則、告示、例示基準、通達及び関係法令について関連する条文等を電子計算機上において相互にリンクさせてＬＰ法令等の閲覧が可能な機能、任意の語彙を入力し、当該語彙が含まれる法令条文等検索させ、その結果を表示させる機能を有するものとした。

［法律］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年１２月２８日　法律第１４９号）

［政令］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和４３年２月７日　政令第１４号）

［省令］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年３月１０日　通商産業省令第１１号）

［告示］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき高圧ガス保安協会が行う講習の実施について必要な事項を定める件（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１１９号）
・充てん作業者講習規程を定める件（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１２０号）
・液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１２１号）
・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１２２号）
・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１２３号）
・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件（平成９年３月１７日　通商産業省告示第１２７号）
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき容器を屋外におくことが著しく困難な場合を定める件（平成９年３月２５日　通商産業省告示第１４２号）
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める件（平成１９年３月１３日　経済産業省告示第６５号）

［通達］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（昭和４３年２月１２日付　４３化第１５１号）
・保安機関の認定について（平成９年４月１日付　平成09･03･31立局第78号）
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第１１号）の運用及び解釈の基準について（平成９年３月１９日付　平成09･03･17資庁第１号）
・既に書面を交付した一般消費者等に対する書面の再交付について（平成９年３月１９日付　資源エネルギー庁石油部流通課長通達）
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第８１条第１項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者等が備え付けるべき帳簿の取扱い等について（平成９年４月１日付　９保安第２２号）
・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第１１条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法について（平成９年４月１日付　９保安第２６号）
・液化石油ガス保安規則第９３条の２、第９６条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について（平成１８年１２月２７日付　平成18･12･26原院第５号）
・強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について（平成１９年３月１３日付　平成19･02･26原院第１号）

［例示基準］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成１４年１２月２７日　平成14･11･26原院第６号）（別添「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準」を含む。）

以上

○経済産業省令第五十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十六条の二第一項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年六月十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

（供給設備の技術上の基準）

第十八条　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

イ～ハ　［略］

ニ　充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、

（供給設備の技術上の基準）

第十八条　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

イ～ハ　［略］

ニ　充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。

浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。	
二～二十三　［略］	二～二十三　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に設置されている液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

（昭和四十二法律第百四十九号）第二条第四項の供給設備又は同法第二条第五項の消費設備であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第四号に規定する充てん容器等（供給設備であるものにあっては内容積が五リットル以下のものを除く。）については、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十八条第一号ニの規定にかかわらず、令和六年六月一日までは、なお従前の例によることができる。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程新旧対照条文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について 制定 令和３年２月２５日 ２０２１０２０３保局第１号 改正 令和３年６月１８日 ２０２１０５３１保局第５号	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について 制定 令和３年２月２５日 ２０２１０２０３保局第１号
９．充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等の流出を防止する措置 規則関係条項 第１６条第９号、第１８条第１号ニ、第４４条第２号イ（４）・ロ（１）、第５３条第１号リ 充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等に講ずべき流出の防止する措置は、次に定めるところによるものとする。 （１） 貯蔵施設に置く場合 ① 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。 ② 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。 ③ １０ｋｇ容器にあっては、原則として２段積以下とし、やむを得ず３段積にするときは、ロープにより緊縛すること。 （２） 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合 ① （１）①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であって、かつ、積雪により埋没するおそれの	９．充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置 規則関係条項 第１６条第９号、第１８条第１号ニ、第４４条第２号イ（４）・ロ（１）、第５３条第１号リ 充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置は、次に定めるところによるものとする。 （１） 貯蔵施設に置く場合 ① 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。 ② 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。 ③ １０ｋｇ容器にあっては、原則として２段積以下とし、やむを得ず３段積にするときは、ロープにより緊縛すること。 （２） 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合 ① （１）①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であって、かつ、積雪により埋没するおそれの

ない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等（側板下部の通風がよいものに限る。）に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。 ② 充てん量１０ｋｇ以上の容器については、ベルト、鉄鎖等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。 ③浸水のおそれのある地域においては、（２）②に加え、次に掲げる(i)又は(ii)のいずれかの基準により、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、１m以上の浸水が想定されている地域とする。令和３年１１月３０日まではなお従前の例による。令和３年１２月１日現に設置されている供給設備及び消費設備においては、令和６年６月１日までは、なお従前の例によることができる。 (i)　ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。充てん量２０ｋｇを超える容器にあっては１本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの３／４程度の位置に、２本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から１／４程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、２本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか１本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。充てん量２０ｋｇ以下の容器にあっては当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこの限りでない。 (ii)　容器収納庫に保管すること。	ない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等（側板下部の通風がよいものに限る。）に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。 ② 充てん量１０ｋｇ以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。 ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	